

長崎市地域防災計画 長崎市水防計画

(資料編)

長崎市防災会議

長崎市地域防災計画 資料編

目 次

第1章 総則

1-1	自然災害による被害状況等.....	1
1-2	震源として想定する活断層の震度予測.....	3
1-3	長崎県津波浸水想定図（長崎市分）.....	8

第2章 災害予防計画

2-1	長崎県緊急輸送道路ネットワーク図.....	1
2-2	長崎市緊急輸送道路図.....	2
2-3	火薬類火災危険指定事業所.....	3
2-4	大量危険物貯蔵・取扱事業所一覧表.....	4
2-5	がけ崩れに関する注意事項.....	8
2-6	備蓄品一覧.....	9
2-7	協定事業者一覧.....	9
2-8	自主防災組織結成一覧表.....	10

第3章 風水害等応急対策計画

3-1	拡声受信装置設置場所.....	1
3-2	長崎市災害罹災状況調査実施要綱.....	19
3-3	被害報告の要領.....	23
3-4	風水害時の広報内容事例.....	32
3-5	指定緊急避難場所（公園等）一覧表.....	33
3-6	指定避難所一覧表.....	41
3-7	指定福祉避難所一覧表.....	68
3-8	拠点避難所一覧表.....	69
3-9	土砂災害警戒区域等における避難所一覧表.....	71
3-10	長崎市内所在 港湾・漁港一覧.....	203
3-11	旅客船の事業所別保有数.....	204
3-12	取締船・巡視船等の船舶保有数.....	205
3-13	漁業協同組合別漁船保有数.....	206
3-14	以西底曳漁船保有数.....	206
3-15	特定非営利活動法人長崎県水難救済会長崎地区救助艇保有隻数.....	207
3-16	福祉避難所一覧表.....	208
3-17	一時滞在施設一覧表.....	211
3-18	消防局災害対策本部の編成及び所掌事務.....	212
3-19	消防署警備本部の編成及び所掌事務.....	213
3-20	消防団隊の編成及び所掌事務.....	214
3-21	消防資機材等.....	215
3-22	長崎市消防局防災業務実施要綱.....	222
3-23	長崎市地域防災計画に定める要配慮者利用施設の選定方針.....	226

3-24	洪水浸水想定区域要配慮者利用施設対象一覧	229
3-25	津波防災要配慮者利用施設対象一覧	237
3-26	土砂災害要配慮者利用施設対象一覧	239
第4章 震災応急対策計画		
4-1	地震時の広報内容事例	1
第6章 災害復旧計画		
6-1	住宅災害報告書	1
(注) 章の数字は、地域防災計画基本計画編の章に対応している。		
長崎市地域防災計画		
参 考 資 料		
1	長崎市防災会議条例	1
2	長崎市防災会議委員名簿	2
3	長崎市災害対策本部条例	5
4	長崎市災害対策本部規程	6
5	長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱・同緊急運航要領	7
6	災害相互応援協定書	13
7	災害に関する対策のための放送要請に関する協定	15
8	長崎市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定・同実施細目	17
9	長崎土木事務所管内災害時防災相互応援協定	19
10	災害非常無線通信の協力に関する協定	21
11	災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書	22
12	地震等災害時の相互応援に関する協定	24
13	中核市災害相互応援協定・同実施細目	26
14	災害情報の提供等に関する協定	32
15	災害発生時における長崎市と長崎市内郵便局の協力に関する協定	33
16	災害時における応急対策用貸貸機材の確保協力に関する協定書	38
17	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	41
18	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	43
19	災害発生時等における支援活動に関する協定書	45
20	災害時における上下水道の復旧支援協力に関する協定書	48
21	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	52
22	九州新幹線西九州ルート沿線5市災害応援協定	54
23	災害時における相互応援に関する協定書	55
24	長崎市における大規模な災害時の応援に関する協定書	56
25	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書	59
26	大規模災害発生時における復興支援に関する協定書	61
27	長崎市防災行政無線局管理運用規程	64
28	長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例	67
29	長崎市小災害見舞金等支給要綱	71

30	雨量計設置場所.....	72
31	避難所勤務要員の心得.....	73
32	気象解説資料.....	77
33	龍馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定.....	80
34	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書.....	82
35	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書.....	84
36	災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定書.....	86
37	災害時における物資供給に関する協定書.....	88
38	災害時における無人航空機による協力に関する協定書.....	90
39	九州市長会における災害時相互支援プラン.....	91
40	災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書.....	93
41	災害時における葬祭用資器材の提供及び遺体の安置・搬送に関する協定.....	95
42	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書.....	97
43	長崎市災害復旧に関する協定.....	104
44	災害に係る情報発信等に関する協定.....	107
45	災害時等における物資の無償提供に関する協定書.....	108
46	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定書.....	110
47	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書.....	111
48	防災・減災対策の連携に関する協定書.....	116
49	災害時における電動車両等の支援に関する協定書.....	117
50	災害時における物資供給に関する協定書.....	123
51	災害時避難所等生活支援機器・システムの開発・実証・実用化に関する協定書....	126
52	災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書.....	128
53	電気自動車等を活用した災害連携協定.....	130
54	避難所における感染症防止対策ガイドライン.....	136
55	災害時における支援活動に関する協定書.....	138
56	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書.....	142
57	日本水道協会九州地方支部 災害時における相互応援に関する協定.....	144
58	災害時における復旧支援協力に関する協定.....	152
59	自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定書.....	154
60	長崎市と長崎海上保安部との包括連携協定書.....	155
61	災害時における一時的な避難場所等の提供に関する協定書.....	156
62	大規模災害時における避難所施設としての利用に関する協定書.....	159
63	災害時等における防災情報の発信に関する協定書.....	167
64	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書.....	169
65	災害時等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施に関する協定書.....	171
66	災害時等における一時的な避難場所の提供に関する協定.....	173
67	災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定.....	176

68	災害時の帰宅困難者の一時滞在施設の提供等に関する協定.....	178
69	災害時の医療救護活動等に関する協定書.....	180
70	災害時の医療救護活動等に関する協定書.....	182
71	長崎市保健医療福祉調整地域本部の設置及び運営について.....	184
72	災害時等における物資供給に関する協定.....	187
73	「ながさき海の駅」ながさきサンセットマリーナの防災利用に関する協定.....	188

長崎市水防計画 資料編

目 次

1	水害危険予想区域（重要水防区域）	1
(1)	河 川	1
ア	二級河川	1
イ	準用河川	4
ウ	都市下水路	5
エ	普通河川	5
オ	水 路	12
(2)	海 岸	14
(3)	老朽溜池	17
(4)	水 門	17
2	地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所	18
(1)	土砂災害区域等	18
ア	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	18
イ	地すべり防止区域	19
ウ	急傾斜地崩壊危険区域	21
エ	山地崩壊危険予想箇所	34
オ	砂防指定地	36
(2)	道路危険予想箇所	45
(3)	農林業施設危険予想箇所	66

長崎市地域防災計画

第1章 総 則（資料編）

1-1 自然災害による被害状況等

(1) 人的被害

区 分	死 亡 行 方 不 明	負 傷
平 成 15 年	0 人	0 人
〃 16 年	0	1
〃 17 年	0	17
〃 18 年	0	6
〃 19 年	0	42
〃 20 年	0	0
〃 21 年	0	0
〃 22 年	0	0
〃 23 年	0	0
〃 24 年	0	5

(2) 住宅被害

区 分	全 壊	半 壊	流 出	床 上 浸 水
平 成 15 年	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
〃 16 年	1	4	0	2
〃 17 年	0	0	0	0
〃 18 年	14	61	0	6
〃 19 年	0	0	0	0
〃 20 年	0	0	0	0
〃 21 年	0	1	0	0
〃 22 年	0	1	0	0
〃 23 年	0	0	0	0
〃 24 年	0	0	0	13

(3) 戦後における主な地すべり

地 区 名	発生年月日	種 別	被 害 状 況		
千 々	昭和41. 11. 7	結 晶 片 岩	農 地	5.88	ヘクタール
			山 地	3.01	〃
			宅 地	1.07	〃
			計	9.96	〃
北 陽 町	平成9. 7. 19	崩 積 土	山 地	0.24	ヘクタール
			宅 地	0.04	〃
			公 園	0.23	〃
			全壊家屋	6	棟
			半壊家屋	1	〃

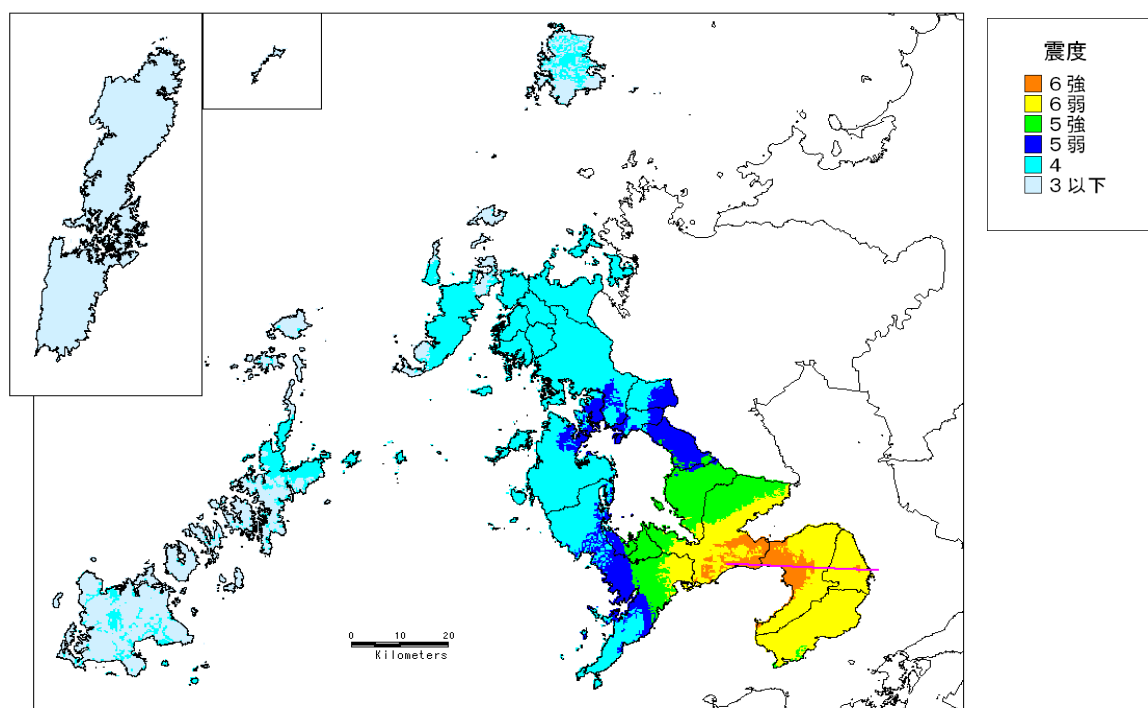
第1章 総則

(4) 戦後における主な崖、石垣、山崩れ

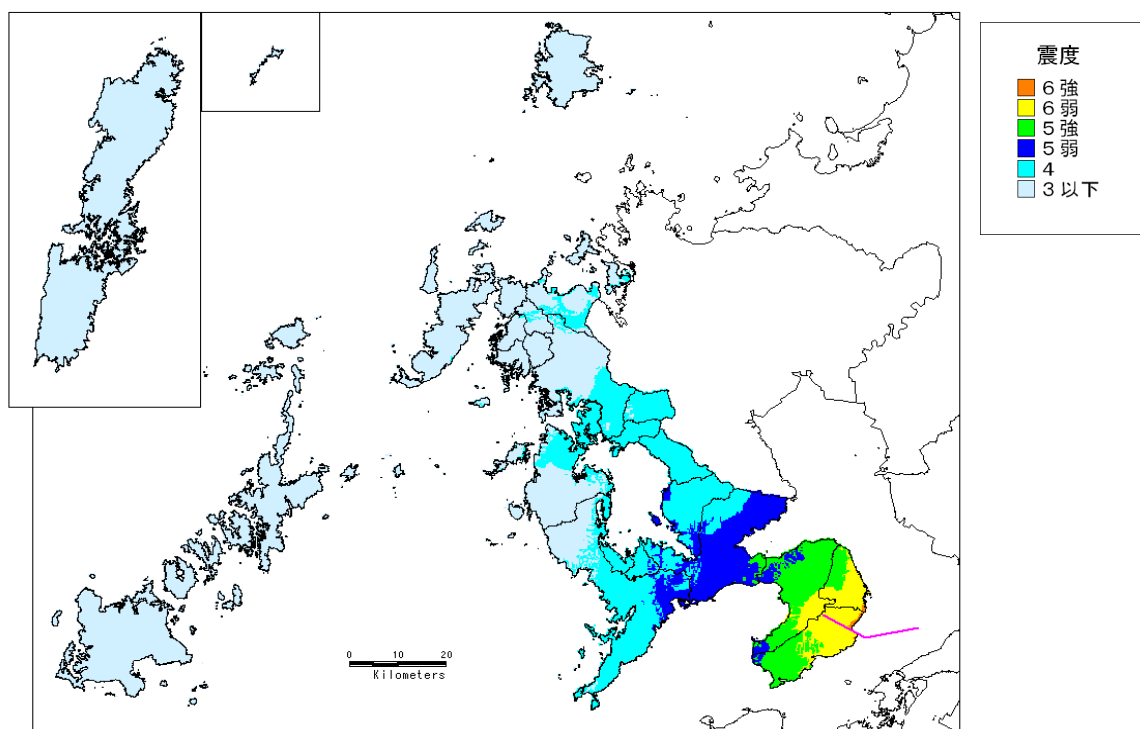
地区名	発生年月日	種 別	期間・降雨量	被 害 状 況				
				全 壊	半 壊	1部壊	死 者	傷 者
神ノ島町 1 丁 目	昭和37. 8. 29	崖崩れ	8 / 28～29 53mm	5	2	5	1	15
千 歳 町	〃 40. 7. 1	石垣崩れ	7 / 1～22 309.7mm	2	1	1	8	2
神ノ島町 1 丁 目	〃 40. 7. 2	崖崩れ	7 / 1～22 309.7mm	5	0	2	4	5
北 栄 町	〃 44. 6. 29	〃	6 / 28～29 151.5mm	1	0	1	3	1
三 和 町	〃 46. 7. 22	〃	7 / 21～22 68.0mm	1	0	2	1	2
牧 島 町	〃 48. 5. 8	〃	5 / 8 205mm	2	0	0	2	0
城 山 町	〃	〃	〃	0	0	1	2	0
秋 月 町	〃	〃	〃	0	0	0	1	0
昭和3丁目	〃 51. 9. 13	〃	9 / 12～13 161mm	0	1	0	1	0
本河内町	〃 54. 3. 21	〃	3 / 20～21 24.5mm	1	0	1	0	2
上戸石町	〃 56. 6. 30	〃	6 / 30 245mm	0	0	3	1	0
川 平 町 (内 平)	〃 57. 7. 23	土石流	7 / 23～25 573.0mm	22	1	2	34	5
本河内町 (奥 山)	〃 57. 7. 23	山崩れ	〃	18	4	6	24	0
鳴 滝 町	〃 57. 7. 23	土石流	〃	10	2	10	23	0
芒 塚 町	〃 57. 7. 23	山崩れ	〃	22	6	7	16	0
戸 石 町 (長 谷)	〃 57. 7. 23	土石流	〃	6	2	0	0	0
宿 町	〃 57. 7. 23	山崩れ	〃	9	1	4	11	0
式 見 町	平成3. 6. 21	崖崩れ	6 / 21 70mm	1	0	0	0	2

1-2 震源として想定する活断層の震度予測

図－1 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝北縁断層帯）

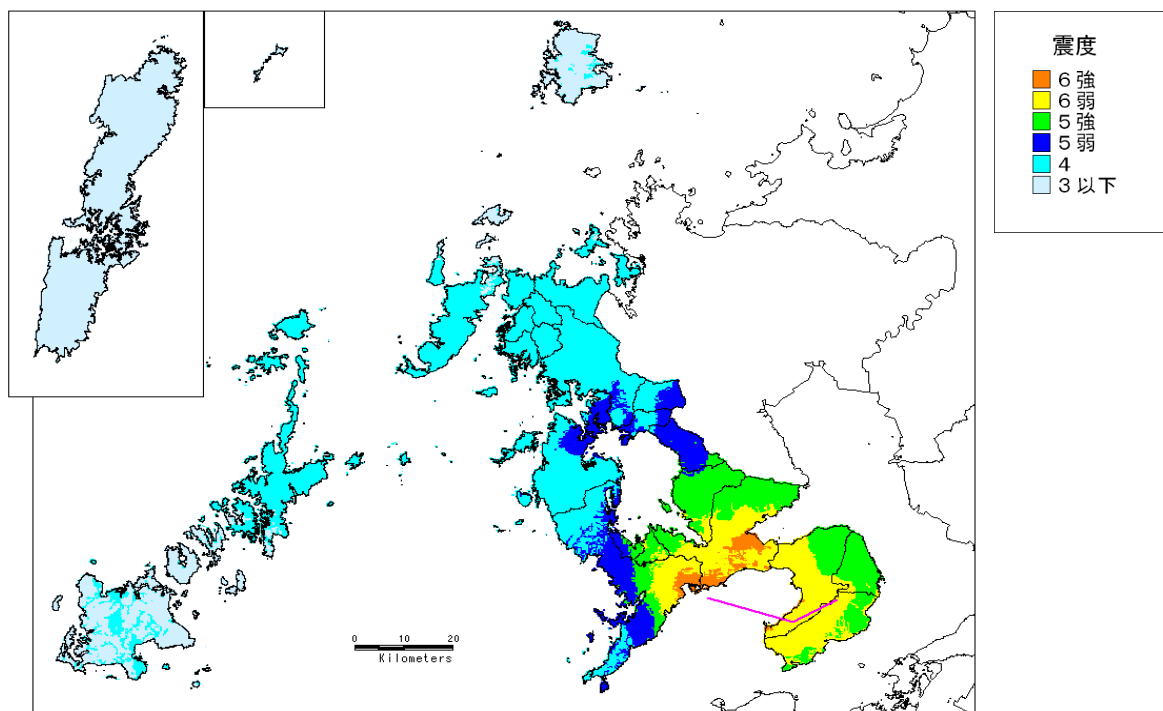


図－2 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯）

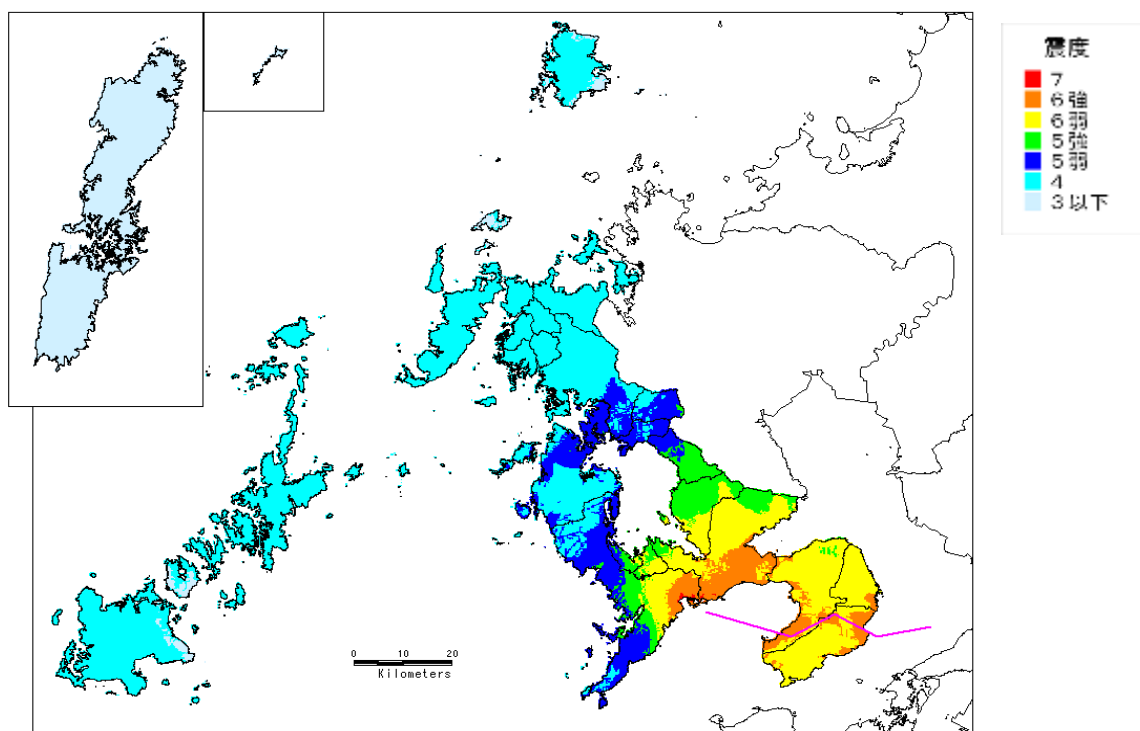


第1章 総則

図－3 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁西部断層帯）

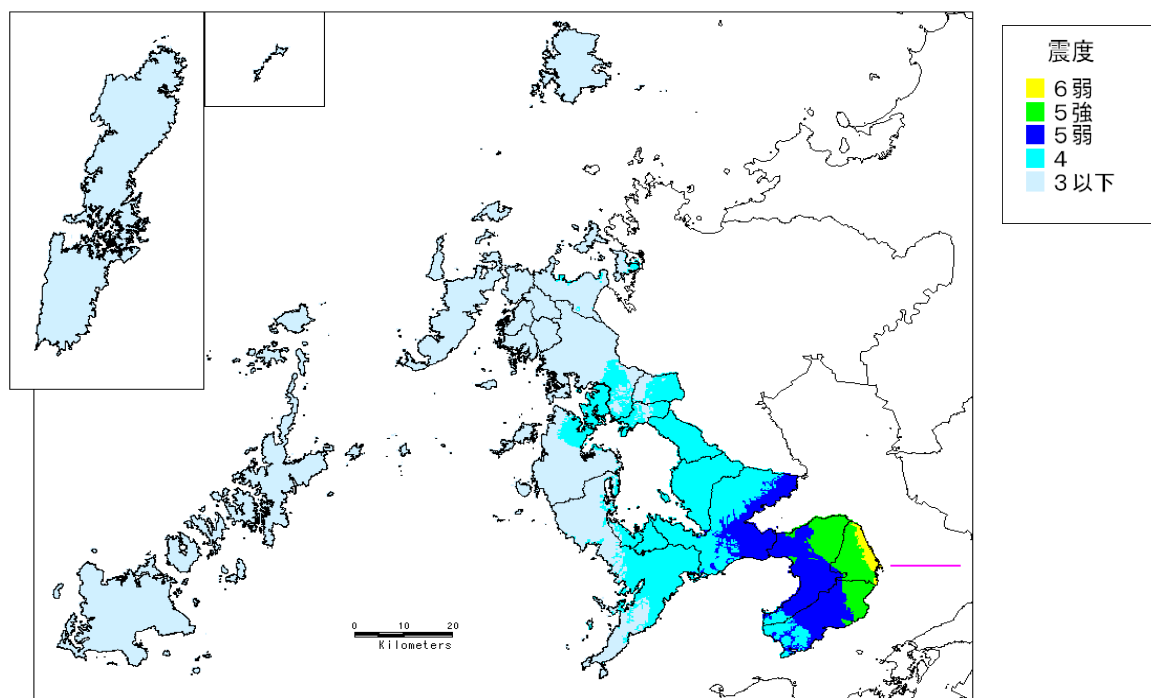


図－4 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動）

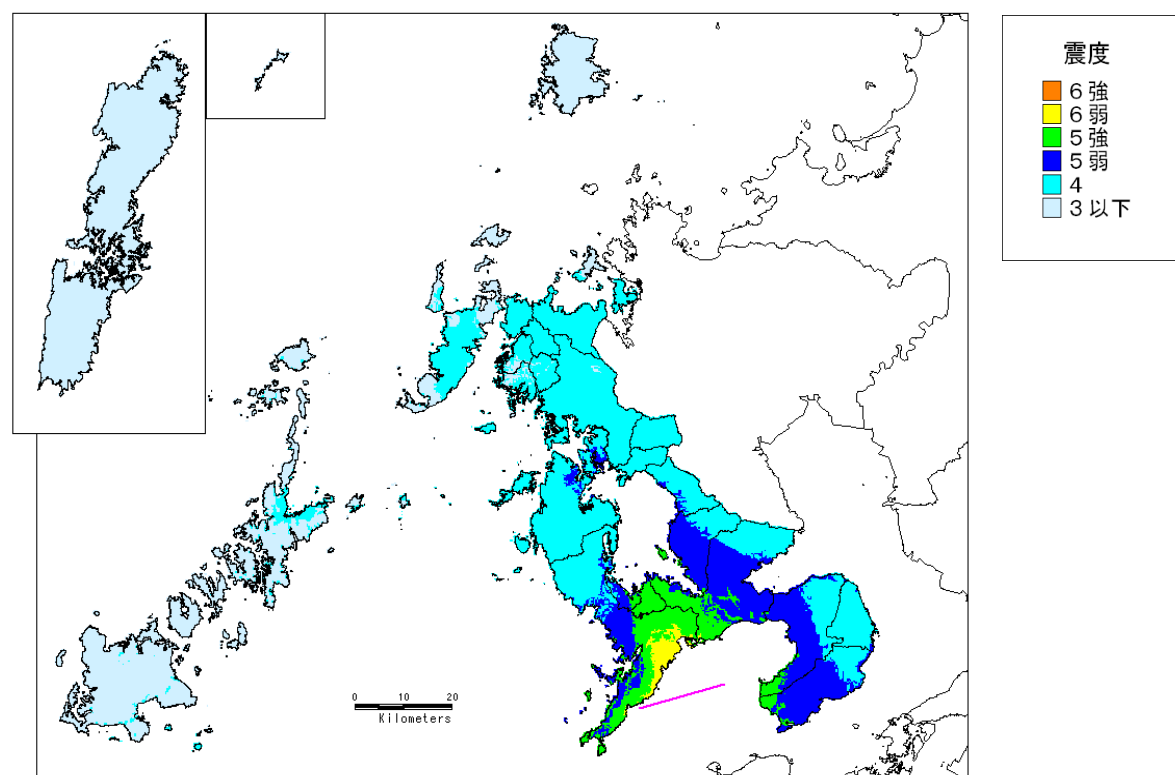


平成14～16年度の長崎県雲仙活断層群調査においては、雲仙地溝南縁の東部断層帯と西部断層帯が同時に活動することは検討されていないが、可能性は否定できないため、本調査では防災上の観点から予測を行った。

図－5 地表における推計震度分布（震源：島原沖断層群）

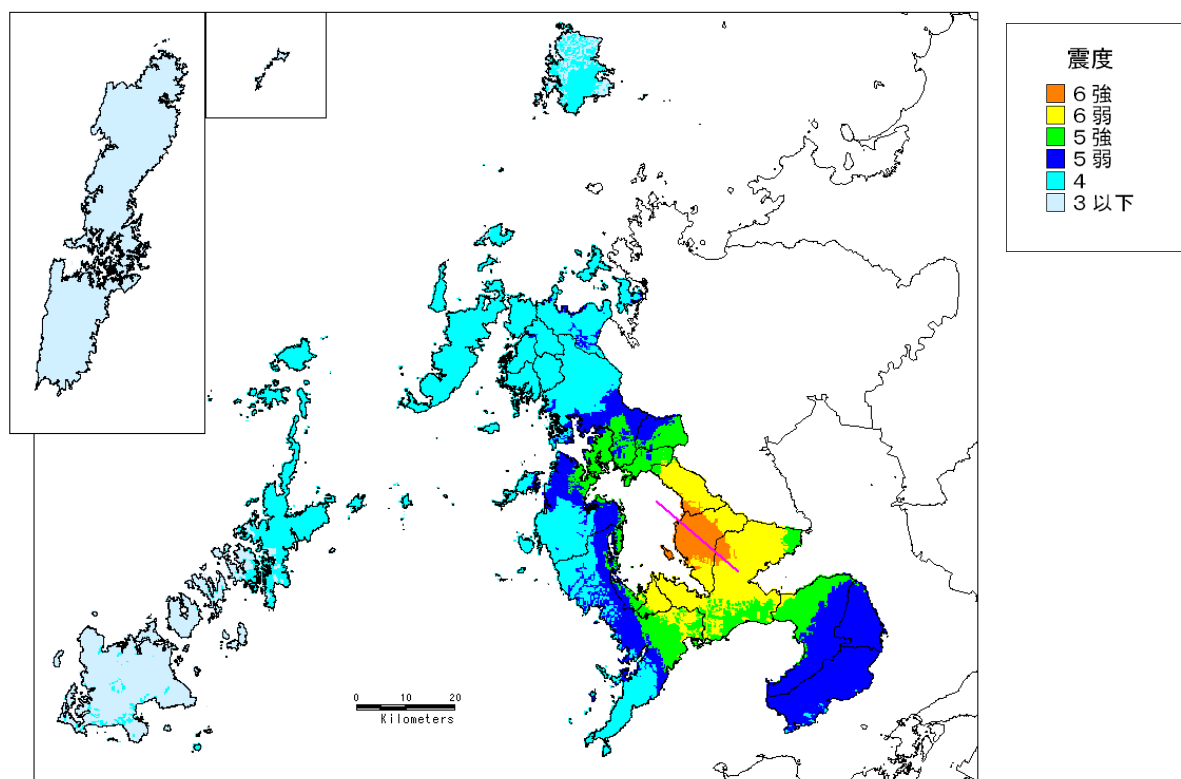


図－6 地表における推計震度分布（震源：橘湾西部断層帯）

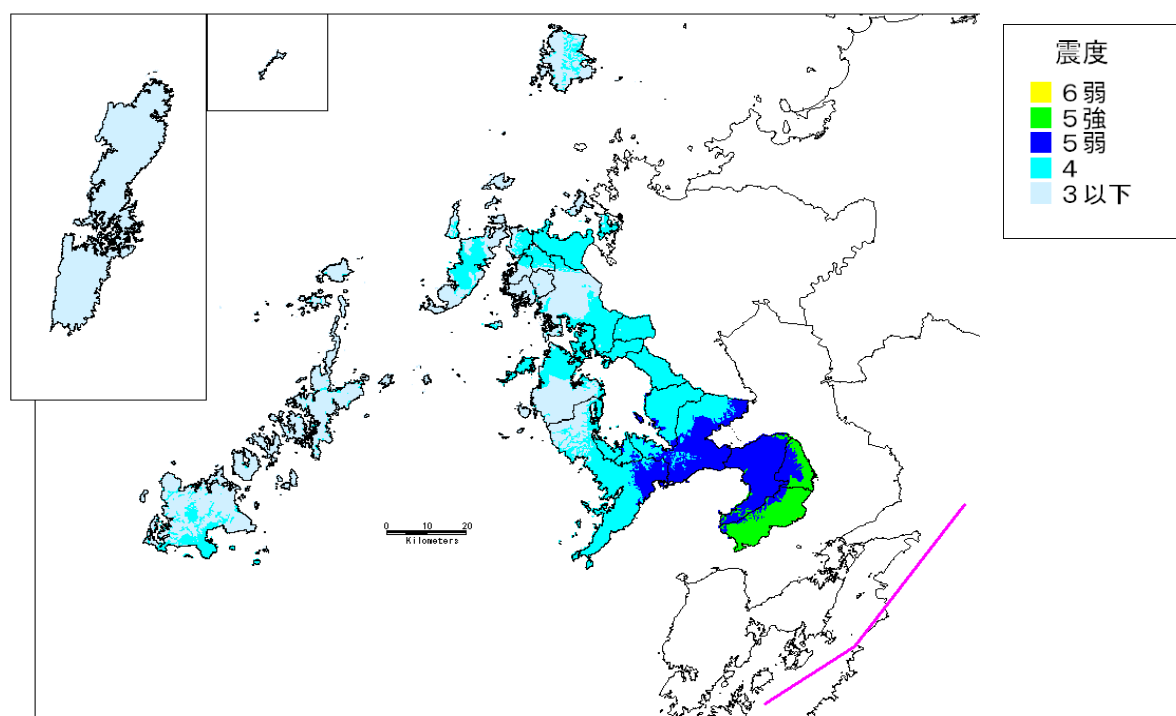


第1章 総則

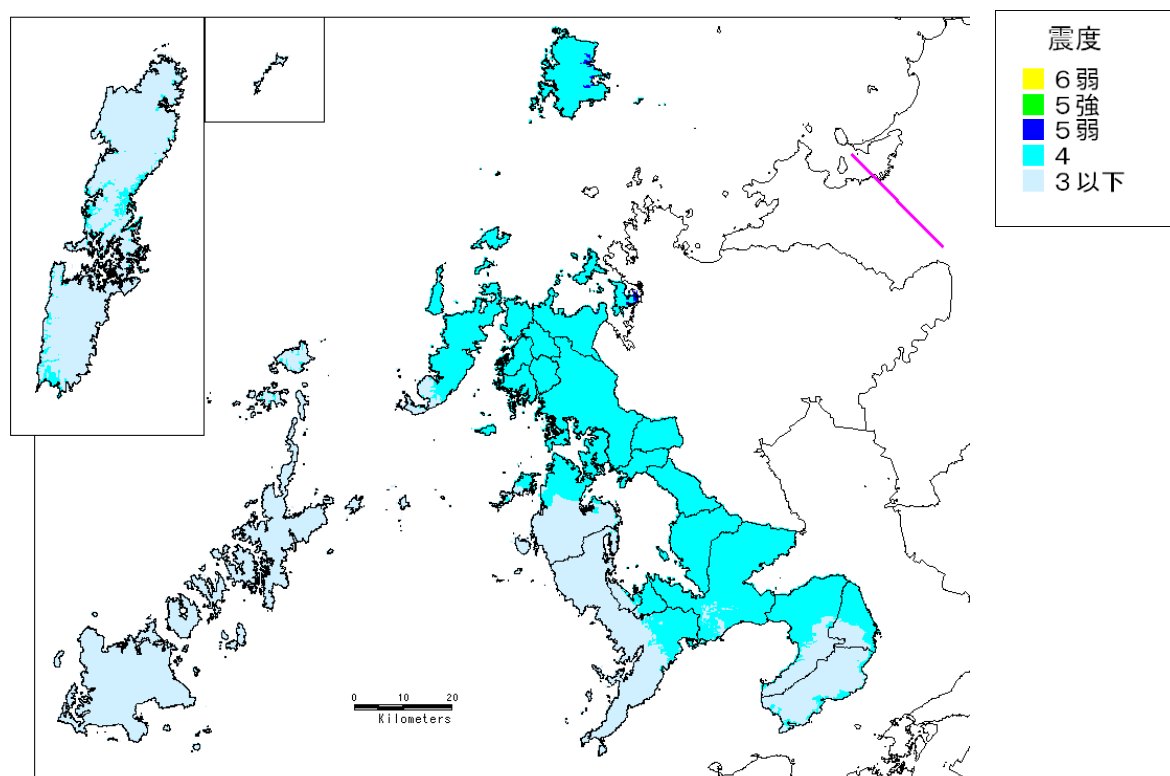
図－7 地表における推計震度分布（震源：大村－諫早 北西付近断層帯）



図－8 地表における推計震度分布（震源：布田川・日奈久断層帯）

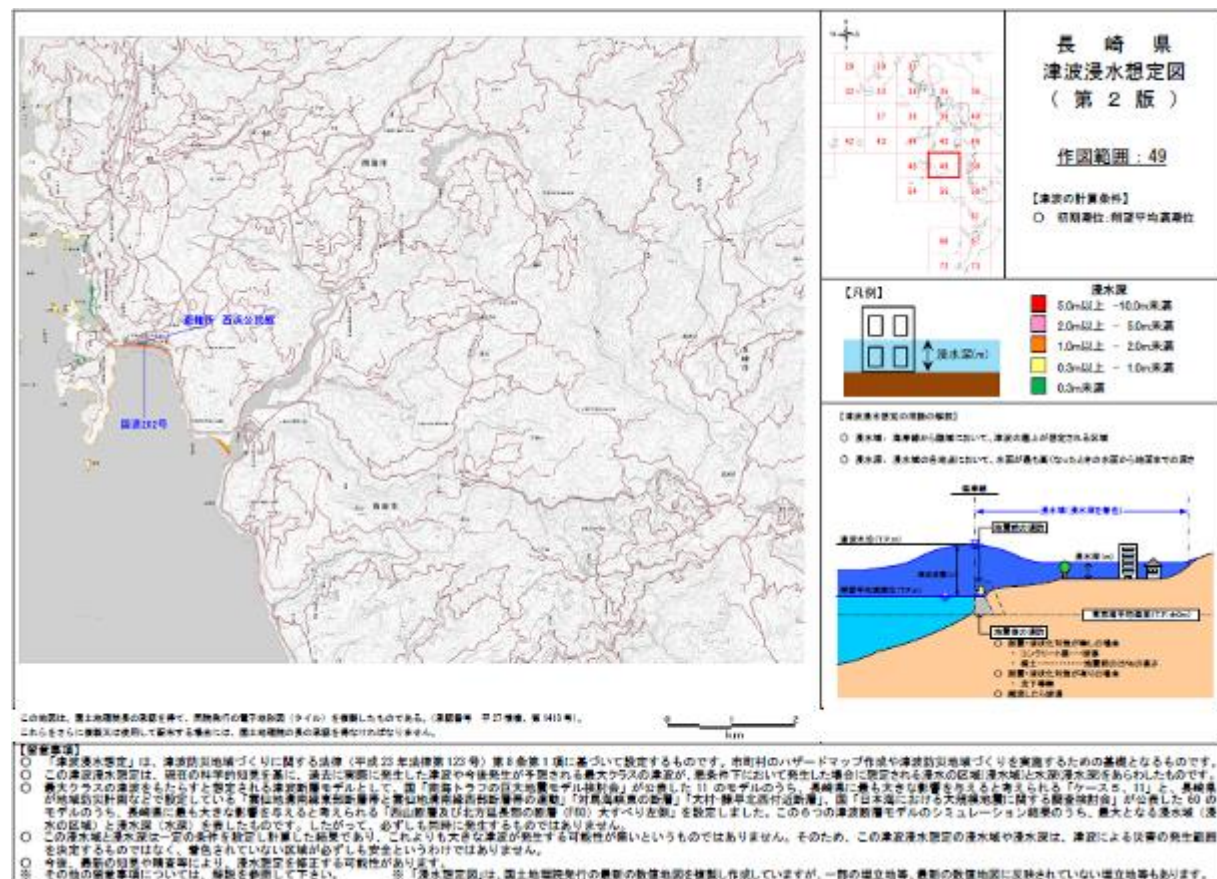
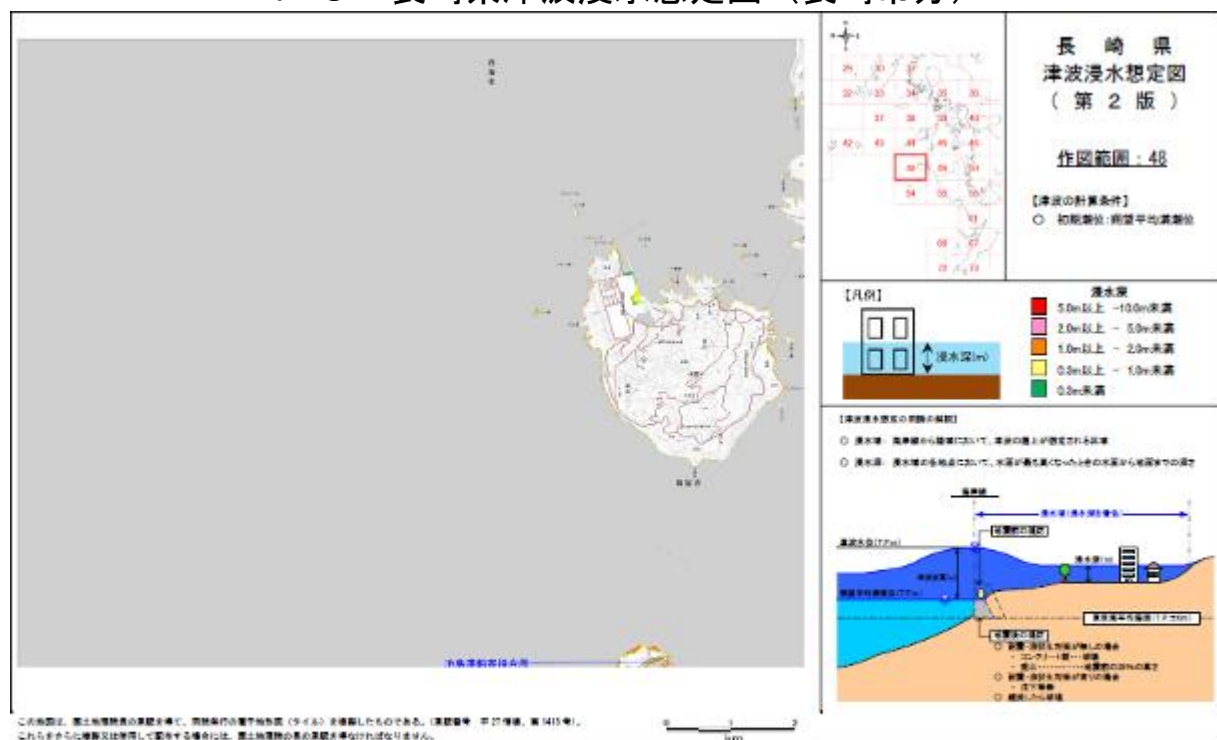


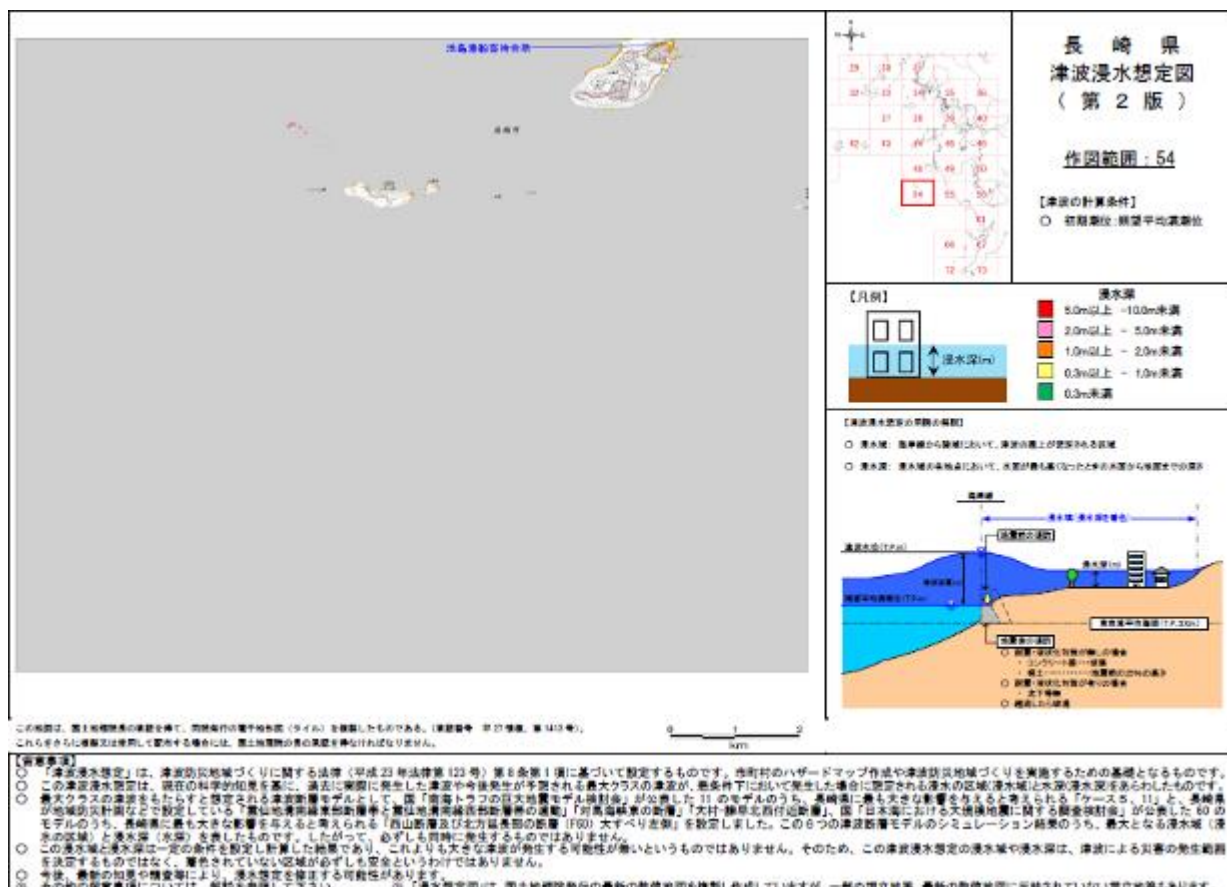
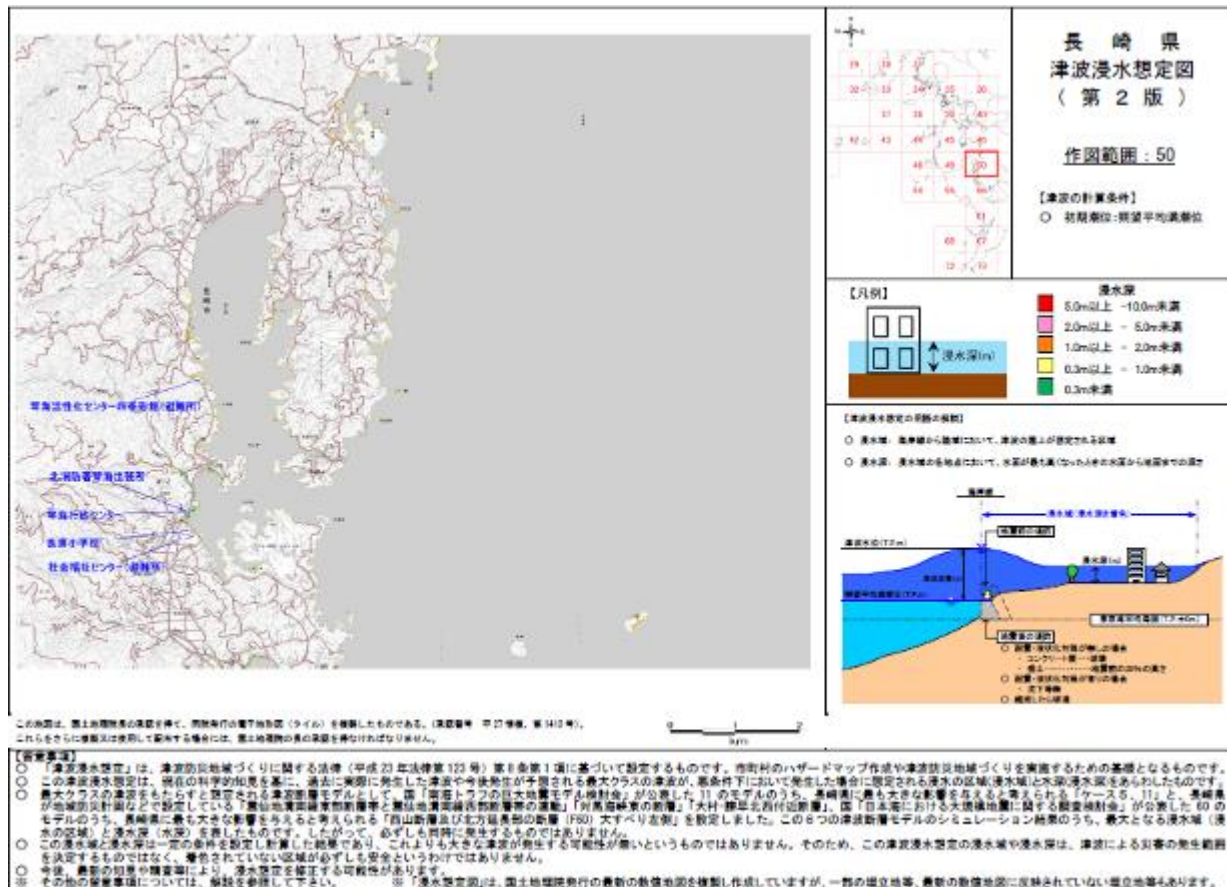
図－9 地表における推計震度分布（震源：警固断層系）

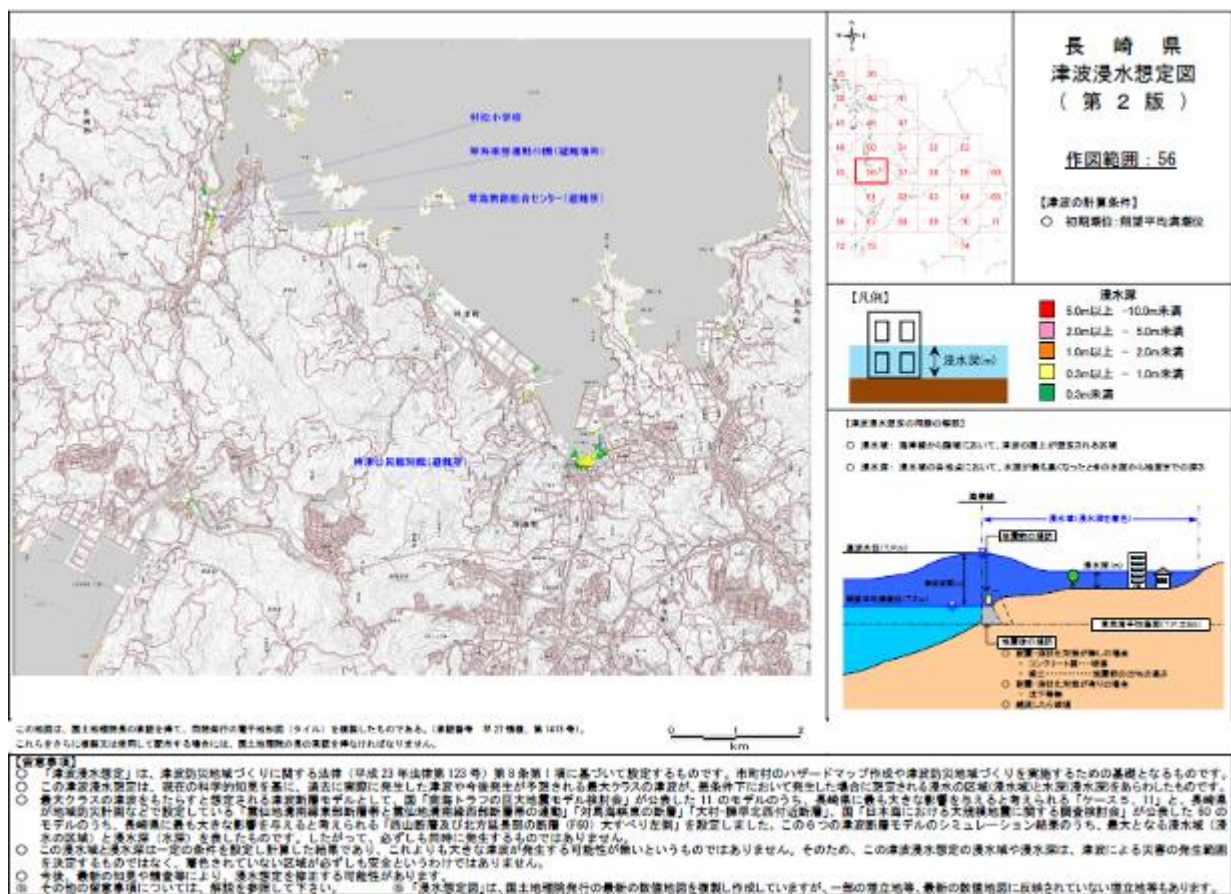
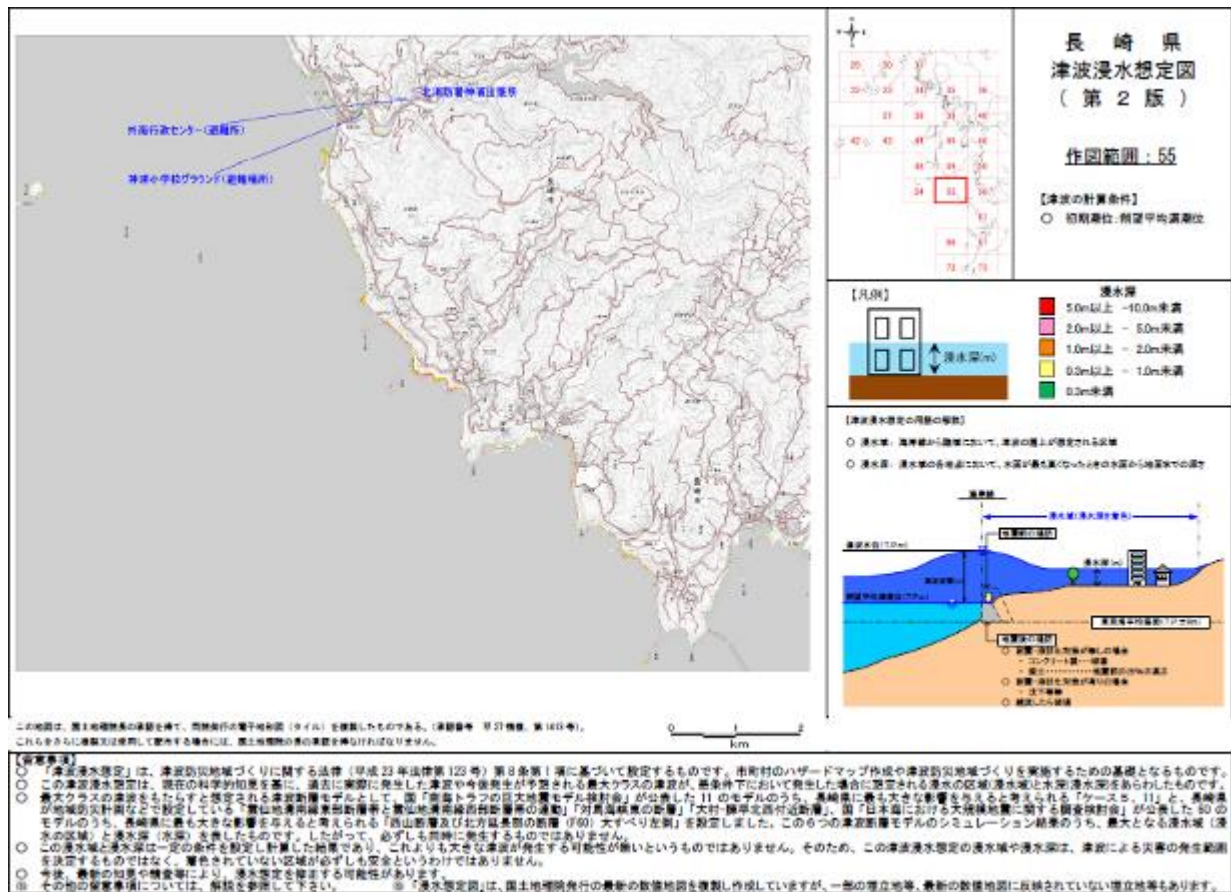


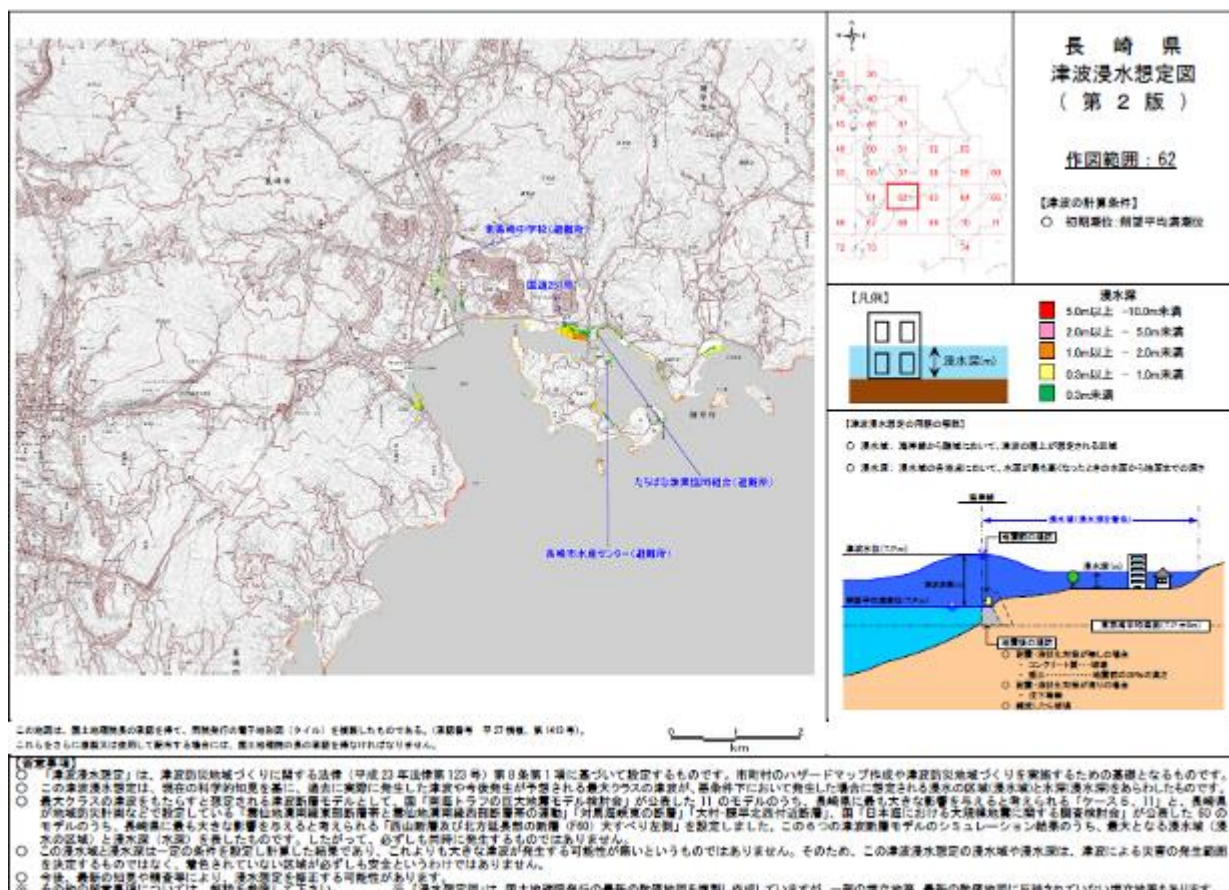
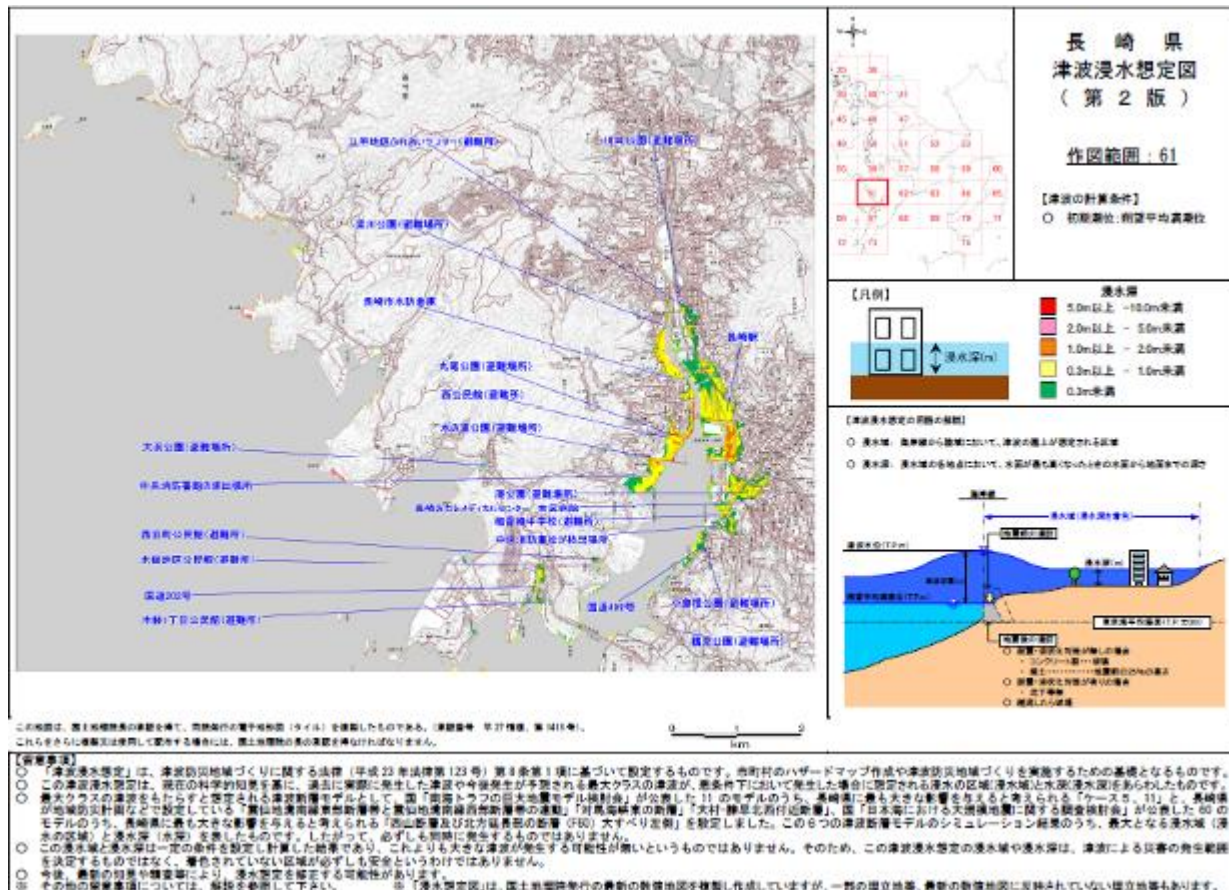
第1章 総則

1-3 長崎県津波浸水想定図（長崎市分）

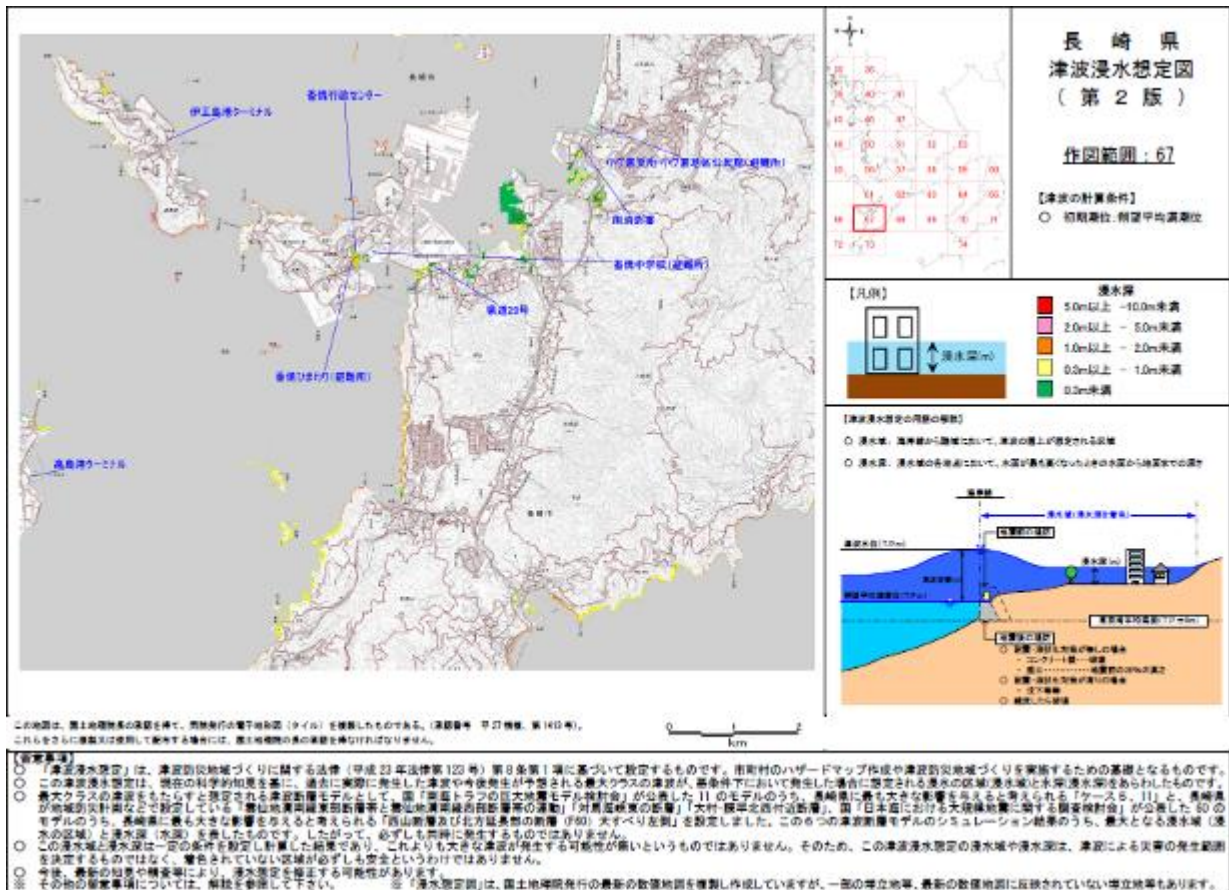
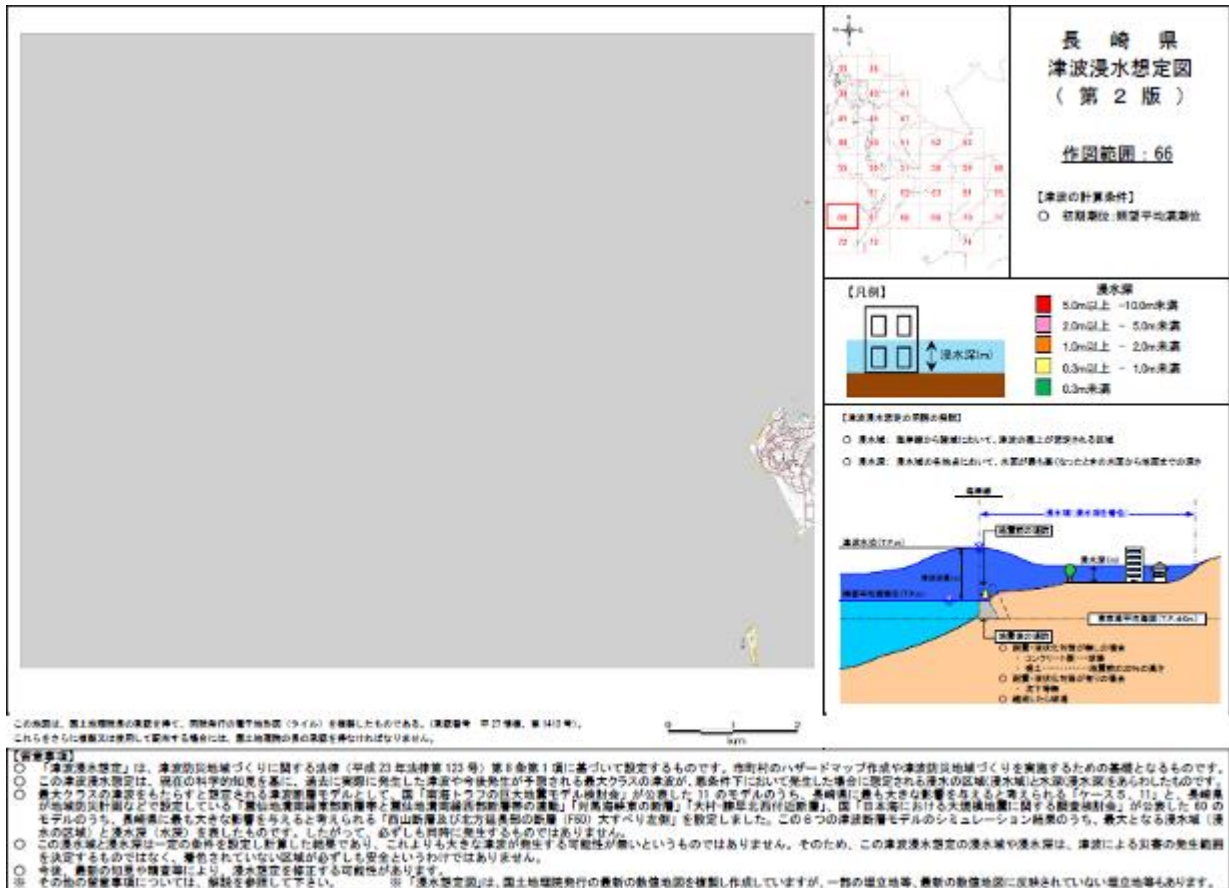


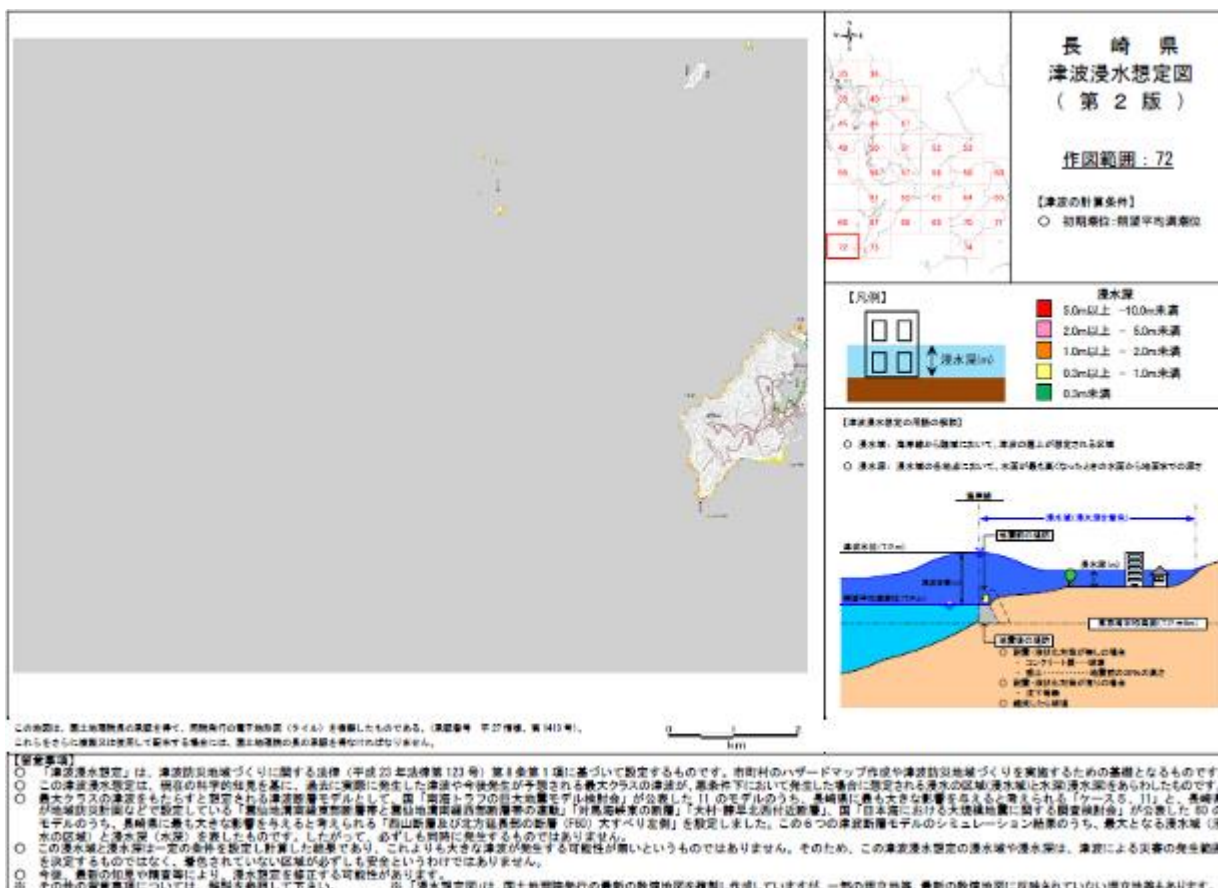
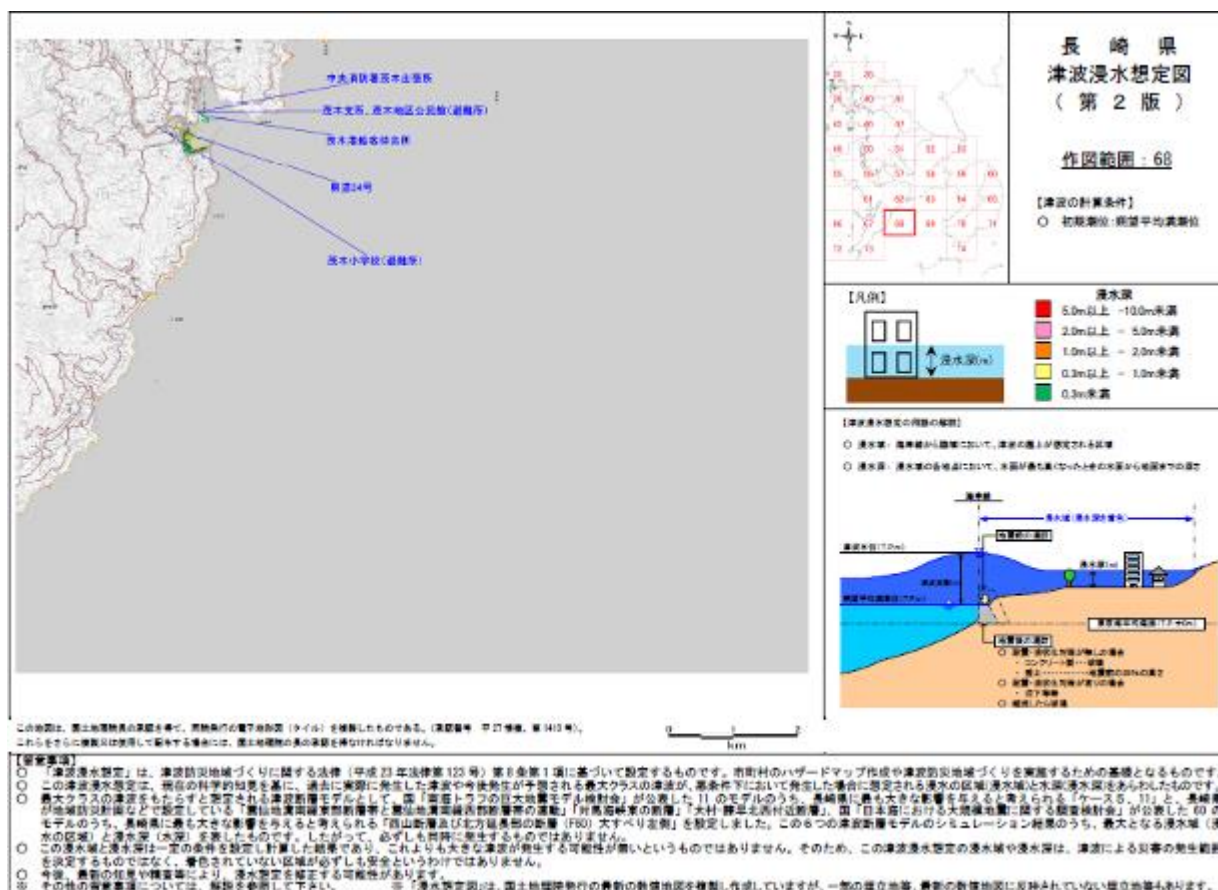




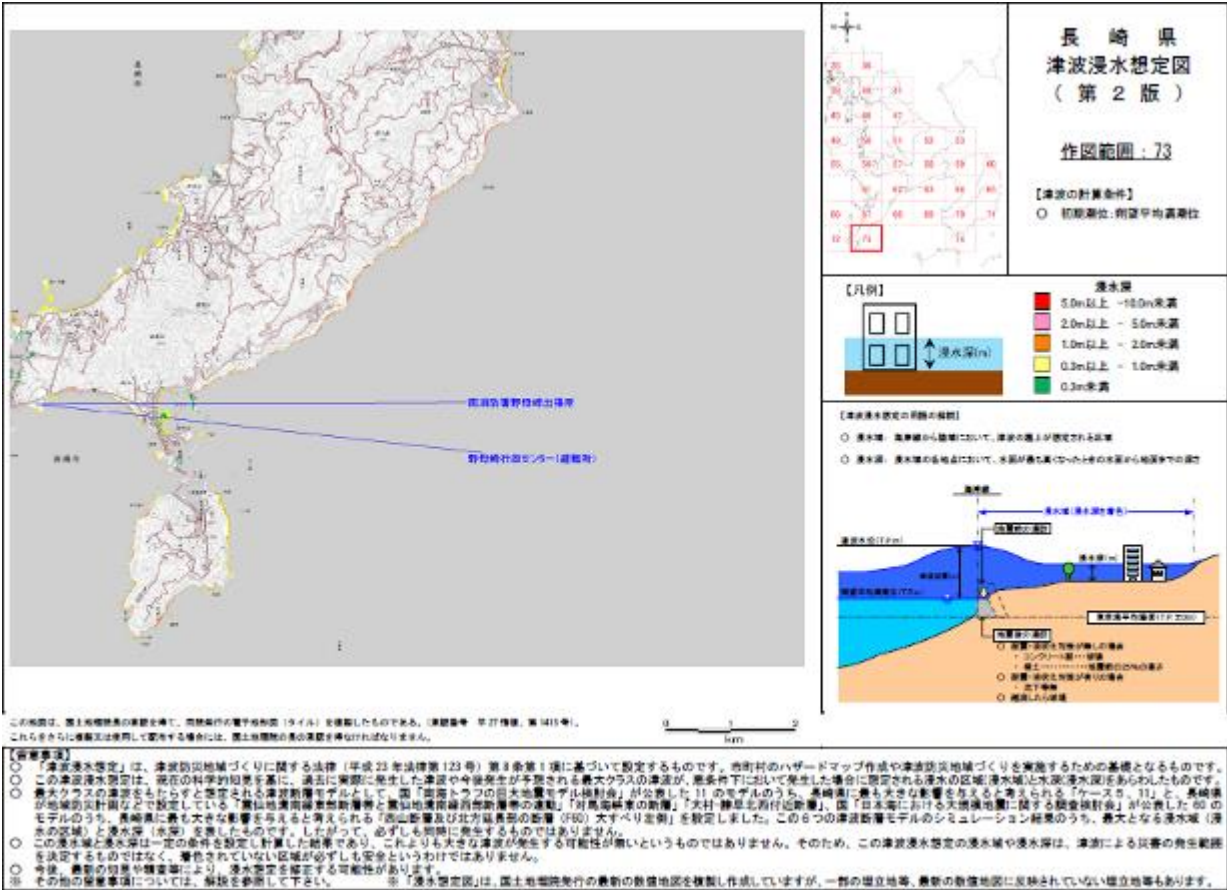


第1章 総則





第 1 章 総則



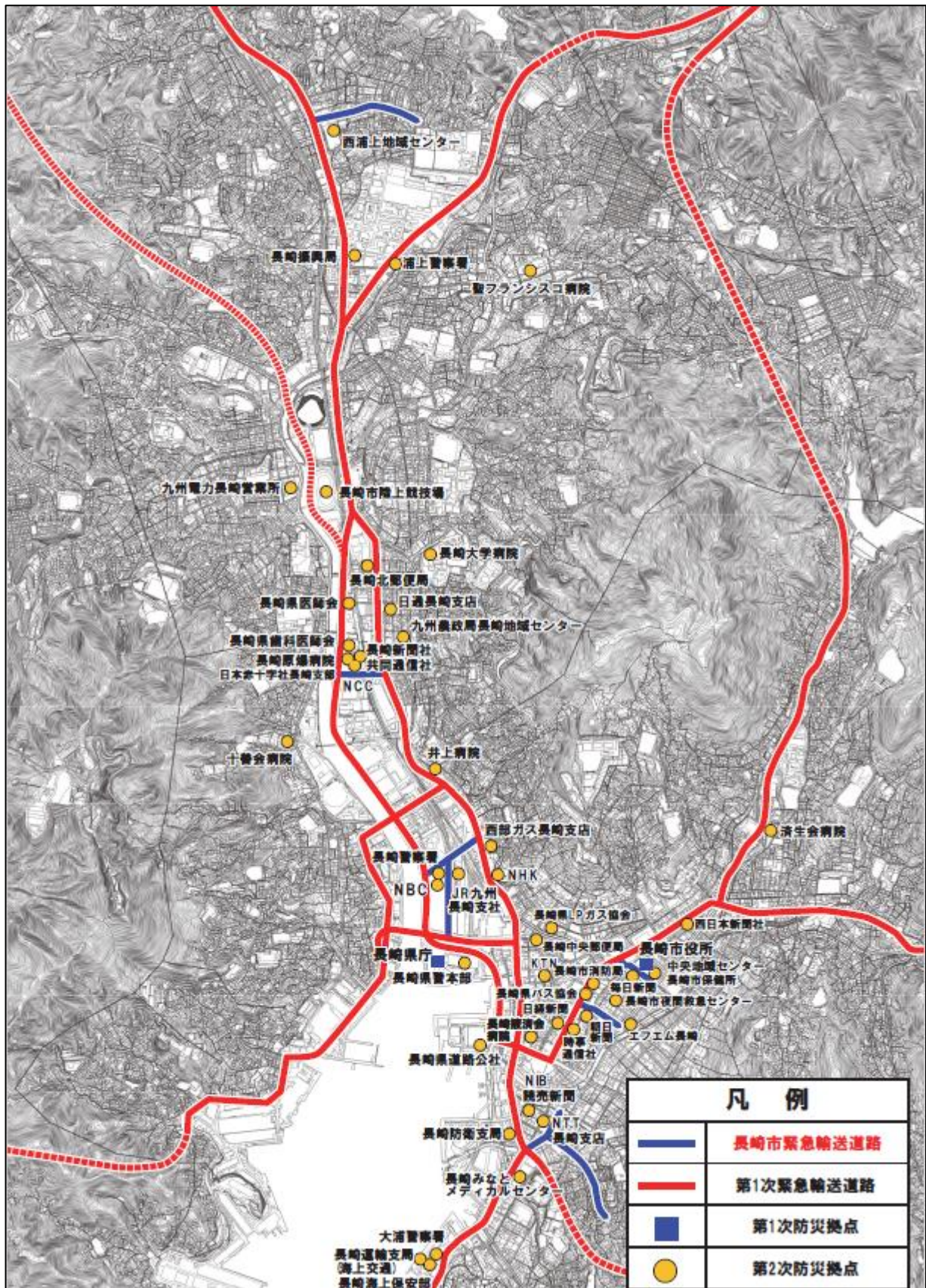
長崎市地域防災計画

第2章 災 害 予 防 計 画（資料編）

2-1 長崎県緊急輸送道路ネットワーク図



2-2 長崎市緊急輸送道路図



2-3 火薬類火災危険指定事業所

(令和8年1月現在)

名称・所在地	敷地面積 (m ²)	品名及び最大数量			建物総 面 積 (m ²)	建物数 (棟)	付近の状況等
タイヘイ 株式会社 長崎市北栄町 1419番地4	526.4	火 工 品 ・ そ の 他	50	kg	3.96	1	○ 火薬庫は、山中にあるが、その北西側約80mの位置から住宅団地となっており、住家が100m範囲内に1棟、200m範囲内に30棟存在しているが火薬庫からの保安距離は確保されているため危険性は少ないと思われる。
タイヘイ 株式会社 長崎市西海町 字後川内1399	250.6	火 工 品 ・ 電気雷管 ・ 導火管付雷管 ・ 導爆線 ・ その他	10,000 3,000 400 50	個 個 m kg	4.98	1	○ 火薬庫は、山中にあり、その南東側約77mの位置に村落の家屋が存在しているが、火薬庫からの保安距離は確保されているため危険性は少ないと思われる。
タイヘイ 株式会社 長崎市西海町 字栗山1385	236.7	1 火 薬 2 爆 薬 3 特定硝安油 剤爆薬等	100 400 1,800	kg kg kg	3.96	1	○ 火薬庫は、山中にあり、その南東側約77mの位置に村落の家屋が存在しているが、火薬庫からの保安距離は確保されているため危険性は少ないと思われる。

第2章 災害予防計画

2-4 大量危険物貯蔵・取扱事業所一覧表

(令和8年1月現在)

事業所名	出光興産株式会社 長崎油槽所		
所在地	木鉢町1丁目16番地		
電話番号	865-1616		
危険物施設		品名	数量
貯蔵所	屋外タンク貯蔵所 (8施設)	第1石油類	4,580.0kl
		第2石油類	8,039.8kl
	屋外貯蔵所 (4施設)	第2石油類	65.8kl
		第3石油類	10.0kl
		第4石油類	126.3kl
	屋内貯蔵所 (2施設)	第1石油類	16.4kl
		第3石油類	6.0kl
		第4石油類	30.0kl
取扱所	一般取扱所 (2施設)	第1石油類	810.0kl
		第2石油類	900.0kl
		第3石油類	1,100.0kl
		第4石油類	15.0kl
	(自家用)給油 取扱所(1施設)	第2石油類	9.6kl
自衛防災組織	所長以下8名		
企業間の消防相互応援協定	長油会相互応援協定		
防災資器材の保有状況	泡消火栓 7箇所		
	泡原液(3%) 15,200l		
	オイルフェンス(B型) 320m		
	油吸着マット 225kg		
	油処理剤 938l		
	作業船 1艇		
事業所周辺概況	東…全漁連油槽所、西…空地、南…海(長崎港)、北…山		
備考			

事業所名	全国漁業協同組合連合会 長崎油槽所		
所在地	木鉢町1丁目22番地		
電話番号	865-0029		
危険物施設		品名	数量
貯蔵所	屋外タンク貯蔵所 (4施設)	第3石油類	23,400.0kl
取扱所	一般取扱所 (1施設)	第3石油類	5,700.0kl
自衛防災組織	所長以下2名		
企業間の消防相互応援協定	長油会相互応援協定		
防災資器材の保有状況	泡消火栓 8箇所		
	泡原液(3%) 2,800l		
	オイルフェンス(B型) 540m		
	油吸着マット 337.5kg		
	油処理剤 840l		
	作業船 1艇		
事業所周辺概況	東…空地、西…出光興産株式会社 長崎油槽所、南…海(長崎港)、北…山		
備考			

事業所名	伊藤忠エネクス株式会社 長崎ターミナル		
所在地	小ヶ倉町1丁目1022番地		
電話番号	878-0337		
危険物施設		品名	数量
貯蔵所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 (6 施 設)	第 1 石 油 類	2,298.8kl
		第 2 石 油 類	2498.5kl
取扱所	一 般 取 扱 所 (2 施 設)	第 1 石 油 類	60.0kl
		第 2 石 油 類	190.0kl
自衛防災組織	所長以下10名		
企業間の消防相互応援協定	長油会相互応援協定		
防災資器材の保有状況	泡消火栓 2箇所		
	泡原液(3%) 1200l		
	オイルフェンス(A型) 300m		
	油吸着マット 525kg		
	作業船 1艇		
事業所周辺概況	東…道路～丘陵(人家あり)、西…海(長崎港) 南…空地、北…LPGボンベ配送施設		
備考			

事業所名	東西オイルターミナル株式会社 長崎油槽所		
所在地	小ヶ倉町1丁目617番地2		
電話番号	878-4131		
危険物施設		品名	数量
貯蔵所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 (1 2 施 設)	第 1 石 油 類	5,239.0kl
		第 2 石 油 類	6,846.0kl
		第 3 石 油 類	5,100.0kl
	屋 内 貯 蔵 所 (1 施 設)	第 1 石 油 類	2.0kl
		第 2 石 油 類	5.0kl
		第 3 石 油 類	20.0kl
		第 4 石 油 類	30.0kl
	屋 外 貯 蔵 所 (6 施 設)	第 3 石 油 類	60.0kl
		第 4 石 油 類	90.0kl
取扱所	一 般 取 扱 所 (3 施 設)	第 1 石 油 類	1,400.0kl
		第 2 石 油 類	1,600.0kl
		第 3 石 油 類	2,250.0kl
自衛防災組織	所長以下9名		
企業間の消防相互応援協定	長油会相互応援協定		
防災資器材の保有状況	泡消火栓 11箇所		
	泡原液(3%) 10,280l		
	オイルフェンス(B型) 360m		
	油吸着マット 451kg		
	油処理剤 828l		
	作業船 1艇		
事業所周辺概況	東…道路～丘陵(人家あり)、西…海(長崎港) 南…生コン工場、北…空地		
備考			

第2章 災害予防計画

事業所名		林兼エスト(株)長崎油槽所 第1構内		
所在地		土井首町437番地		
電話番号		878-5191		
危険物施設		品名	数量	
貯蔵所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 (5 施 設)	第 3 石 油 類	13,858.0kl	
	屋 外 貯 蔵 所 (1 施 設)	第 2 石 油 類	1.0kl	
		第 4 石 油 類	8.0kl	
取扱所	移 送 取 扱 所 (1 施 設)	第 2 石 油 類	1,000.0kl	
		第 3 石 油 類	2,000.0kl	
	一 般 取 扱 所 (2 施 設)	第 3 石 油 類	415.0kl	
自衛防災組織		所長以下5名		
企業間の消防相互応援協定		長油会相互応援協定		
防災資器材の保有状況		泡消火栓	3箇所	
		泡原液(3%)	2,400l	
		オイルフェンス(B型)	560m	
		油吸着マット	1,194kg	
		油処理剤	2,682l	
		作業船	1艇	
事業所周辺概況		東…海(長崎港)、西…太平洋食品冷凍工場、南…山、北…海(長崎港)		
備考				

事業所名		林兼エスト株式会社 長崎油槽所 第2構内		
所在地		土井首町500番地		
電話番号		878－3208		
危険物施設		品名	数量	
貯蔵所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 (6 施 設)	第 2 石 油 類	1,603.0kl	
		第 3 石 油 類	20,903.0kl	
取扱所	一 般 取 扱 所 (1 施 設)	第 2 石 油 類	30.0kl	
		第 3 石 油 類	20.0kl	
自衛防災組織		所長以下1名		
企業間の消防相互応援協定		長油会相互応援協定		
防災資器材の保有状況		泡消火栓 8箇所		
		泡原液（3%） 2,320l		
事業所周辺概況		東…太平洋食品冷凍工場、西…海（長崎港） 南…道路～人家、北…海（長崎港）		
備考				

事業所名	長崎県漁業協同組合連合会長崎漁港油槽所		
所在地	京泊2丁目10番26号		
電話番号	850－3920		
危険物施設	品名		数量
貯蔵所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 (4 施 設)	第 2 石 油 類	60.0kl
		第 3 石 油 類	1,250.0kl
	屋 内 貯 蔵 所 (1 施 設)	第 2 石 油 類	4.8kl
		第 4 石 油 類	2.88kl
取扱所	船 舶 給 油 取 扱 所 (1 施 設)	第 2 石 油 類	20.0kl
		第 3 石 油 類	100.0kl
取扱所	一 般 取 扱 所 (2 施 設)	第 2 石 油 類	20.0kl
		第 3 石 油 類	550.0kl
自衛防災組織	所長以下3名		
企業間の消防相互応援協定	長崎県漁業協同組合連合会及び林兼石油(株)の2社による相互応援協定		
防災資器材の保有状況	泡消火栓		2箇所
	泡原液(3%)		1,000l
	オイルフェンス(B型)		300m
	油吸着マット		200kg
	油処理剤		504l
事業所周辺概況	東…海、西…道路、南…海 北…林兼石油株式会社 長崎漁港油槽所		
備考			

事業所名	林兼エスト株式会社 長崎漁港油槽所		
所在地	京泊2丁目10番25号		
電話番号	850－4343		
危険物施設	品名		数量
貯蔵所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 (4 施 設)	第 2 石 油 類	990.0kl
		第 3 石 油 類	1,980.0kl
	屋 内 貯 蔵 所 (1 施 設)	第 1 石 油 類	0.4kl
		第 2 石 油 類	1.2kl
		第 3 石 油 類	1.9kl
		第 4 石 油 類	8.0kl
	屋 外 貯 蔵 所 (4 施 設)	第 2 石 油 類	10.0kl
		第 4 石 油 類	150.0kl
取扱所	一 般 取 扱 所 (2 施 設)	第 2 石 油 類	72.0kl
		第 3 石 油 類	540.0kl
自衛防災組織	所長以下5名		
企業間の消防相互応援協定	長崎県漁業協同組合連合会及び 林兼石油株式会社の2社による相互応援協定		
防災資器材の保有状況	泡消火栓		6箇所
	泡原液(3%)		2,000l
	オイルフェンス(B型)		360m
	油吸着マット		200kg
	油処理剤		450l
	作業船		1艇
事業所周辺概況	東…海、西…新長崎水産冷凍工場 南…長崎県漁連(油槽所)、北…空地		
備考			

注1) 大量危険物：1事業所において危険物の総貯蔵、取扱量が1,000kl以上のもの。
注2) 第1石油類：アセトン、ガソリンその他1気圧において引火点が21度未満のものをいう。
注3) 第2石油類：灯油、軽油その他1気圧において引火点が21度以上70度未満のものをいう。
注4) 第3石油類：重油、クレオソート油その他1気圧において引火点が70度以上200度未満のものをいう。
注5) 第4石油類：ギャー油、シリンダー油その他1気圧において引火点が200度以上250度未満のものをいう。
注6) アルコール類：1分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和一価アルコール(変性アルコールを含む。)をいう。

2-5 がけ崩れに関する注意事項

- (1) 次のようながけは、がけ崩れが生じやすい。
- ア がけの傾斜が30度をこえるがけ
 - イ 5メートル以上のがけ
 - ウ がけの傾斜にデコボコがあるがけ
 - エ がけの上部がおおいかぶさっているがけ
 - オ 湧き水があったり豪雨の水が集まるがけ
 - カ よう壁や地盤に割れ目があるがけ
 - キ 昔、近くでくずれたことのあるがけ
 - ク 人の手を加えているがけ
 - ケ 表土の厚いがけ
 - コ 岩が土のようにボロボロになっているがけ
 - サ かたい岩でも割れ目の多いがけ
- (2) 次のような行為は、がけ崩れ防止のため行ってはならない。
- ア がけ下を切ったり、がけの上に土を盛るなど、がけに手を加えること。
 - イ 水をたれ流したり、がけの上に水を溜めたりすること。
 - ウ がけに構造物を作ること。
 - エ 危険ながけのそばに家を新築したり、増改築をすること。
- (3) がけ崩れ防止のための予防措置
- ア 水路の掃除や、雨水ががけに流れないようにする。
 - イ 不安定な土壌を切りとり、ビニール等で地肌を覆い雨水の浸透を防ぐ。
 - ウ 風で地盤をゆさぶる樹木は短く切る。
 - エ 木や板の柵や石積をする。
 - オ 構造物の異常は修理補強する。

2-6 備蓄品一覧

(令和7年12月現在)

(1) 食料品

品 名	数 量	摘 要
缶詰パン	9,200食	—
アルファ化米・レトルト食品	18,400食	—
飲 料 水	27,600ℓ	500mlペットボトル×55,200本
液体ミルク (哺乳瓶1本分/食)	520食	乳幼児用

(2) 生活用品

品 名	数 量	摘 要
毛 布	12,000枚	—
おむつ(乳幼児用)	1,300枚	—
おむつ(大人用)	1,000枚	—
生 理 用 品	9,500枚	—
排 便 袋	46,000枚	—

2-7 協定事業者一覧

(令和7年12月現在)

協 定 業 者 の 名 称	所 在 地	担 当	電話番号
株式会社 浜屋百貨店	長崎市浜町7-11	総務統括部	828-8450
株式会社 東美	長崎市栄町5番5号	総務チーム	826-0121
イオン九州株式会社	福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号	総務部	092-441-0611
生活協同組合ララコープ	西彼杵郡長与町岡郷1474	経営企画部	887-0338
グリーンコープ生活協同組合	長崎市中里町1704	総合企画室	839-9233
株式会社 ジョイフルサンアルファ	長崎市江川町232	総務部	895-5177
株式会社 たらみ	長崎市中里町2178番地	人事総務部	839-1111
株式会社 イズミ	広島市東区二葉の里3丁目3番1号	サステナビリティ推進部	082-264-3287

2-8 自主防災組織結成一覧表

別表2 令和7年12月1日現在

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
中央 地 域 セ ン タ ー	1	八幡町自主防災組織	平成 29 年 4 月 15 日	220
	2	新中川町自治会自主防災組織	平成 29 年 11 月 1 日	162
	3	矢の平一丁目自治会自主防災組織	平成 25 年 9 月 12 日	160
	4	矢の平2丁目自治会自主防災組織	平成 27 年 9 月 30 日	150
	5	矢の平3丁目自治会自主防災組織	平成 27 年 10 月 1 日	85
	6	矢の平4丁目自治会	平成 26 年 9 月 5 日	90
	7	本河内一丁目第1自主防災組織	昭和 58 年 7 月 12 日	175
	8	本河内一丁目第2自主防災組織	昭和 58 年 7 月 12 日	
	9	本河内2丁目自治会	昭和 58 年 6 月 12 日	223
	10	道光地区自主防災クラブ	昭和 58 年 6 月 1 日	280
	11	出来屋敷地区自主防災クラブ	昭和 58 年 6 月 1 日	
	12	御手水地区自主防災クラブ	昭和 58 年 6 月 1 日	
	13	高野平地区自主防災クラブ	昭和 58 年 6 月 1 日	
	14	峠地区自主防災クラブ	昭和 58 年 6 月 1 日	255
	15	中川一丁目自治会自主防災部	平成 3 年 8 月 1 日	
	16	中川2丁目自治会自主防災組織	平成 27 年 7 月 13 日	210
	17	鳴滝一丁目自治会自主防災組織	昭和 63 年 4 月 16 日	191
	18	鳴滝町西部自治会自主防災組織	昭和 59 年 2 月 7 日	288
	19	桜馬場1丁目自治会自主防災組織	平成 27 年 7 月 1 日	240
	20	桜馬場2丁目自治会自主防災組織	平成 27 年 7 月 6 日	180
	21	奥山会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 1 日	50
	22	片淵三丁目自治会第1防災部	昭和 58 年 8 月 1 日	230
	23	片淵三丁目自治会第2防災部	昭和 57 年 8 月 1 日	
	24	西山四丁目自主防災会	昭和 59 年 1 月 20 日	125
	25	木場町自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 18 日	83
	26	西山1丁目自治会自主防災組織	平成 22 年 3 月 23 日	320
	27	西山町二丁目自治会自主防災部	平成 2 年 9 月 10 日	250
	28	夫婦川マンション自治会自主防災組織	平成 29 年 10 月 1 日	27
	29	ボンヌール長崎自主防災組織	平成 25 年 6 月 17 日	140
	30	本紙屋町自治会自主防災組織	昭和 58 年 8 月 1 日	22
	31	銀屋町自治会防災部	昭和 59 年 6 月 20 日	185
	32	東古川親和会自主防災組織	昭和 60 年 3 月 20 日	85
	33	本古川町自治会自主防災組織	昭和 60 年 4 月 13 日	165

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
中 央 地 域 セ ン タ ー	34	榎津通り自治会自主防災組織	昭和 60 年 4 月 1 日	285
	35	西浜町自治会自主防災組織	昭和 60 年 3 月 18 日	165
	36	油屋町自治会自主防災組織	平成 25 年 8 月 28 日	260
	37	風頭町自治会自主防災組織	平成 10 年 11 月 1 日	200
	38	賑町自治会自主防災組織	平成 25 年 3 月 28 日	167
	39	元船町自治会自主防災組織	平成 30 年 1 月 1 日	310
	40	五島町自治会自主防災部	平成 6 年 3 月 22 日	320
	41	大井手町自治会自主防災組織	平成 28 年 4 月 18 日	160
	42	立山一丁目自治会自主防災組織	昭和 62 年 2 月 1 日	93
	43	立山二丁目自治会自主防災組織	昭和 62 年 2 月 1 日	78
	44	立山三丁目自治会自主防災組織	昭和 62 年 2 月 1 日	60
	45	立山四丁目自治会自主防災組織	昭和 62 年 2 月 1 日	87
	46	立山五丁目自治会自主防災組織	昭和 62 年 2 月 1 日	106
	47	八千代町自治会自主防災組織	平成 26 年 9 月 3 日	48
	48	西坂町中自治会自主防災組織	平成 26 年 9 月 3 日	47
	49	西坂町下自治会自主防災組織	平成 26 年 9 月 3 日	19
	50	中町自治会自主防災組織	平成 26 年 9 月 3 日	197
	51	恵美須町自治会自主防災組織	平成 26 年 9 月 3 日	149
	52	筑後町自治会自主防災組織	平成 26 年 9 月 3 日	285
	53	御船蔵町上自治会自主防災組織	平成 26 年 9 月 3 日	95
	54	御船蔵町中自治会自主防災組織	平成 26 年 9 月 3 日	57
	55	御船蔵町下自治会自主防災組織	昭和 57 年 7 月 9 日	87
	56	大黒町自治会自主防災組織	平成 26 年 9 月 3 日	121
	57	上小島1丁目東部自治会自主防災組織	平成 27 年 10 月 15 日	37
	58	上小島2丁目自治会自主防災組織	平成 27 年 11 月 29 日	130
	59	上小島3丁目自治会自主防災組織	平成 27 年 12 月 22 日	185
	60	上小島4丁目自治会自主防災組織	平成 27 年 10 月 15 日	240
	61	上小島5丁目自治会第1班自主防災組織	昭和 60 年 2 月 7 日	150
	62	上小島5丁目自治会第2班自主防災組織	昭和 60 年 2 月 7 日	
	63	東小島町東和自治会自主防災組織	平成 27 年 12 月 20 日	37
	64	愛宕3丁目自治会自主防災組織	平成 27 年 3 月 19 日	170
	65	愛宕3丁目山中自治会自主防災組織	平成 28 年 7 月 1 日	105
	66	愛宕4丁目自治会自主防災組織	平成31年2月1日	112
	67	弥生町自治会自主防災組織	令和1年11月21日	280
	68	白木自治会自主防災組織	平成29年6月1日	240

第2章 災害予防計画

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
中 央 地 域 セ ン タ ー	69	愛宕第二団地自治会自主防災組織	平成 28 年 9 月 1 日	112
	70	愛宕県営住宅自治会自主防災組織	平成 11 年 11 月 1 日	215
	71	三川団地自治会自主防災組織	平成 28 年 12 月 15 日	125
	72	白木団地自治会自主防災組織	平成 27 年 12 月 16 日	210
	73	セラーリオコート自治会自主防災組織	平成 29 年 7 月 1 日	91
	74	西山台1丁目防災部	昭和 58 年 8 月 1 日	36
	75	西山台2丁目防災部	昭和 58 年 8 月 1 日	469
	76	稲佐町本一自治会自主防災組織	平成 26 年 7 月 7 日	128
	77	曙町中組自治会防災部	昭和 58 年 6 月 23 日	159
	78	曙町第一道園町親会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 21 日	50
	79	曙町第二道園自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 10 日	135
	80	弁天自治会自主防災組織	平成 29 年 11 月 14 日	107
	81	稗田自治会自主防災組織	平成 28 年 3 月 5 日	62
	82	光町下組自主防災組織	昭和 58 年 6 月 10 日	98
	83	淵町自治会自主防災組織	平成 21 年 9 月 7 日	186
	84	MJR浦上春木町自治会自主防災組織	平成 29 年 3 月 26 日	116
	85	江ノ浦第二防災クラブ	昭和 58 年 6 月 27 日	120
	86	平戸小屋町自治会防災部	昭和 58 年 6 月 8 日	160
	87	大鳥町第一自治会自主防災組織	昭和 58 年 5 月 29 日	73
	88	大鳥町第三自治会自主防災組織	平成 26 年 5 月 21 日	56
	89	大鳥町第四自治会自主防災部	平成 26 年 3 月 5 日	50
	90	大鳥町第五自治会自主防災部	平成 6 年 3 月 25 日	60
	91	水の浦町第一自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 15 日	56
	92	水の浦町第三自治会自主防災組織	昭和 60 年 9 月 1 日	30
	93	大谷町第二自治会防災部	昭和 58 年 7 月 9 日	41
	94	大谷町第三自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 15 日	17
	95	大谷町第四自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 1 日	39
	96	秋月町自治会自主防災組織	平成 26 年 9 月 18 日	145
	97	秋月東部自治会自主防災組織	昭和 59 年 11 月 5 日	23
	98	瀬の脇親交会自主防災組織	平成 12 年 6 月 1 日	42
	99	飽の浦町自治会自主防災部	昭和 59 年 12 月 5 日	55
	100	入船町第一自治会自主防災組織	平成 26 年 4 月 15 日	57
	101	入船町上ノ坂自治会自主防災組織	昭和59年12月5日	200
	102	塩浜町西部自治会自主防災組織	昭和62年11月6日	38
	103	岩瀬道町自治会自主防災組織	平成22年4月1日	72

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
中 央 地 域 セ ン タ ー	104	立神町自主防災上の区自主防災部	昭和 58 年 6 月 24 日	107
	105	立神町自主防災中の区自主防災部	昭和 58 年 6 月 24 日	75
	106	立神町自主防災下の区自主防災部	昭和 58 年 6 月 24 日	60
	107	西泊町自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 6 日	110
	108	西泊自治会2班自主防災組織	昭和 58 年 7 月 5 日	
	109	籠町自治会防災部	昭和 59 年 7 月 11 日	110
	110	西小島一丁目自治会防災部	昭和 58 年 6 月 20 日	88
	111	十人町一の組自治会防災部	昭和 61 年 1 月 22 日	115
	112	十人町3の組自治会自主防災組織	平成 26 年 3 月 10 日	40
	113	中小島2丁目南部自治会自主防災組織	平成 27 年 6 月 1 日	130
	114	西小島上の切自治会自主防災組織	平成 27 年 12 月 5 日	70
	115	中小島ガーデンヒルズ自治会自主防災組織	平成 27 年 12 月 1 日	177
	116	稲田町一之組親交会自主防災組織	平成 27 年 3 月 30 日	66
	117	稲田町3の組自治会自主防災組織	平成 27 年 3 月 30 日	35
	118	中新町東部自主防災部	平成 2 年 9 月 10 日	40
	119	中新町南部自治会自警団	平成 19 年 9 月 9 日	57
	120	南町自治会自主防災組織	平成 11 年 3 月 20 日	75
	121	星取町自治会自主防災組織	昭和 59 年 8 月 1 日	153
	122	椎の木町第二自治会自主防災部	平成 8 年 6 月 15 日	61
	123	南が丘町自治会自主防災組織	平成 11 年 2 月 1 日	134
	124	八景町自治会自主防災組織	平成 10 年 12 月 4 日	210
	125	高丘2丁目自主防災組織	平成 20 年 11 月 1 日	73
	126	第一日の出町自治会自主防災組織	平成 28 年 5 月 1 日	47
	127	日の出町第2自治会自主防災組織	平成 27 年 5 月 15 日	65
	128	元町自治会自主防災組織	平成 29 年 4 月 1 日	77
	129	大浦町3丁目自治会自主防災組織	平成 27 年 2 月 27 日	381
	130	松が枝町自治会自主防災組織	平成 27 年 6 月 19 日	90
	131	川上町下の区自治会防災部	昭和 58 年 8 月 1 日	55
	132	川上町上の区自治会自主防災組織	平成 15 年 6 月 1 日	135
	133	東出雲自防団	昭和 60 年 7 月 10 日	82
	134	出雲西自治会自主防災部	平成 8 年 8 月 23 日	122
	135	出雲南自治会自主防災組織	平成13年6月1日	140
	136	二本松自治会自主防災組織	平成11年3月25日	142
	137	小曾根町自治会自主防災組織	平成25年12月16日	46
	138	東琴平2丁目自治会自主防災組織	平成25年5月13日	53

第2章 災害予防計画

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
中 央 地 域 セ ン タ ー	139	西琴平町自主防災部	平成 15 年 1 月 25 日	140
	140	古河町自治会自主防災組織	平成 24 年 12 月 25 日	40
	141	南山手町自治会自主防災部	平成 9 年 5 月 11 日	110
	142	小菅町自治会防災部	平成 21 年 6 月 1 日	150
	143	国分町自主防災クラブ	昭和 60 年 3 月 20 日	70
	144	戸町一丁目自治会防災部	昭和 58 年 7 月 1 日	47
	145	戸町2丁目自治会自主防災組織	平成 27 年 10 月 7 日	121
	146	戸町3丁目自治会自主防災組織	平成 28 年 2 月 22 日	155
	147	戸町四丁目自治会自主防災組織	昭和 58 年 12 月 1 日	148
	148	上戸町上ノ区自治会自主防災組織	平成 30 年 6 月 1 日	330
	149	上戸町下の区自治会自主防災組織	平成 28 年 6 月 20 日	237
	150	新戸町自治会防災部	昭和 58 年 7 月 6 日	430
	151	新生会自治会自衛防災隊	昭和 58 年 6 月 30 日	121
	152	新戸町東部自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 5 日	89
	153	新戸町4丁目自治会自主防災組織	平成 28 年 4 月 1 日	222
	154	緑町自治会自主防災組織	平成 27 年 12 月 7 日	100
	155	宝町第一自治会自主防災組織	平成 28 年 6 月 16 日	53
	156	天神町自治会自主防災組織	平成 27 年 5 月 17 日	105
	157	上銭座町自治会自主防災組織	平成 28 年 2 月 9 日	62
	158	岩川上自治会自主防災組織	昭和 62 年 11 月 30 日	26
	159	上目覚町自治会自主防災組織	平成 28 年 5 月 6 日	52
	160	天神町町道自治会自主防災組織	平成 28 年 3 月 27 日	39
	161	浜口防火クラブ	昭和 54 年 4 月 10 日	260
	162	岩川町自治会自主防災組織	昭和 60 年 2 月 15 日	370
	163	岩川町東部自治会防災部	昭和 58 年 7 月 15 日	81
	164	川口町自治会自主防災組織	昭和 60 年 5 月 23 日	440
	165	江平町南部自治会自主防災組織	平成 28 年 6 月 7 日	90
	166	江平町自治会第 1 自主防災部	昭和 60 年 6 月 20 日	312
	167	江平町自治会第 2 自主防災部	昭和 60 年 6 月 20 日	
	168	坂本町道上自治会防災部	昭和 60 年 8 月 1 日	305
	169	坂本町山王自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 15 日	210
	170	平野町南部自治会自主防災組織	平成28年1月18日	18
	171	平野町東部自治会自主防災組織	平成28年6月30日	61
	172	江平東部自主防災部	昭和58年6月15日	60
	173	扇町住宅自治会自主防災組織	平成29年12月11日	65

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
中 央 地 域 セ ン タ ー	174	本原町自治会防災会	平成 8 年 10 月 15 日	290
	175	岡町地区自治会自主防災組織	平成 28 年 2 月 7 日	210
	176	平和町自治会自主防災組織	平成 11 年 11 月 1 日	400
	177	上野町東部自治会自主防災組織	平成 27 年 4 月 24 日	126
	178	大橋F棟自治会自主防災組織	平成 27 年 11 月 22 日	21
	179	大橋E棟自治会自主防災組織	平成 27 年 12 月 15 日	28
	180	県営住宅本原団地C棟自治会自主防災組織	平成 27 年 11 月 20 日	68
	181	大橋若葉団地自治会自主防災組織	平成 28 年 2 月 26 日	136
	182	本尾町自治会自主防災組織	昭和 60 年 2 月 24 日	200
	183	高尾町自主防災上ブロック	昭和 59 年 4 月 15 日	200
	184	高尾町自主防災中ブロック	昭和 59 年 4 月 15 日	
	185	高尾町自主防災下ブロック	昭和 59 年 4 月 15 日	
	186	石神町双葉自治会自主防災組織	平成 29 年 7 月 10 日	200
	187	アバンティ三原自治会自主防災組織	平成 27 年 6 月 1 日	45
	188	扇町自治会防災部	昭和 58 年 7 月 1 日	223
	189	小峰町みどり谷自治会自主防災組織	平成 29 年 12 月 1 日	121
	190	新上高尾自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 15 日	30
	191	辻町自治会自主防災組織	昭和 58 年 9 月 1 日	200
	192	三原町中央自治会自主防災組織	平成 29 年 9 月 1 日	132
	193	三原町自治会自主防災組織	平成 28 年 1 月 4 日	244
	194	三原団地自治会自主防災組織	平成 27 年 1 月 15 日	96
	195	三原町登立自治会自主防災組織	平成 27 年 9 月 1 日	21
	196	三原市営アパート自治会自主防災組織	平成 27 年 11 月 26 日	30
	197	フォーレ三原台自治会自主防災折敷	平成 28 年 5 月 1 日	24
	198	丸善団地親交自治会自主防災組織	平成 7 年 6 月 20 日	384
	199	城栄町商店街自主防災部	昭和 61 年 6 月 21 日	350
	200	城栄町北自治会自主防災組織	平成 27 年 1 月 5 日	85
	201	松山町自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 21 日	26
	202	平和通り自治会自主防災組織	平成 27 年 3 月 1 日	125
	203	城山電機住宅自治会自主防災組織	平成 26 年 12 月 1 日	70
	204	竹一自治会第1自主防災部	昭和60年11月1日	460
	205	竹一自治会第2自主防災部	昭和60年11月1日	
	206	北部親和自治会自主防災組織	平成27年3月2日	12
	207	城山南部自治会自主防災組織	平成27年3月2日	667
	208	城山中央自治会自主防災組織	平成27年3月2日	50

第2章 災害予防計画

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
中央地域センター	209	サンタヒルズ自治会自主防災組織	平成 29 年 5 月 1 日	32
	210	西城山校区西部自治会防災部	昭和 60 年 4 月 1 日	550
	211	青山町自治会自主防災組織	平成 27 年 4 月 1 日	390
	212	若草町自治会自主防災組織	平成 30 年 11 月 7 日	130
	213	城山台2丁目自治会自主防災組織	平成 28 年 2 月 26 日	296
	214	小江原西部自治会防災部	平成 25 年 5 月 20 日	52
	215	合歓の木会北自治会北区自主防災会	平成 28 年 2 月 1 日	228
	216	伊良林一丁目自治会自主防災組織	令和 2 年 7 月 13 日	138
	217	紺屋町自主防災組織	令和 2 年 4 月 18 日	66
	218	栄町自治会自主防災組織	令和 2 年 1 月 10 日	134
	219	上小島1丁目自治会自主防災組織	平成 31 年 4 月 1 日	56
	220	愛宕上北自主防災組織	令和 1 年 12 月 5 日	160
	221	丸山町自主防災組織	令和 1 年 10 月 31 日	255
	222	西小島中之切自治会自主防災組織	令和 2 年 2 月 2 日	78
	223	中小島東部自主防災組織	令和 1 年 5 月 1 日	92
	224	三原町西部自治会自主防災組織	令和 3 年 3 月 10 日	295
	225	小江原ニュータウン西自治会自主防災組織	令和 2 年 3 月 1 日	136
	226	三川兵底防災クラブ	昭和 58 年 6 月 30 日	235
	227	三川町上防災クラブ	昭和 59 年 12 月 20 日	
	228	三川町下防災クラブ	昭和 59 年 12 月 20 日	
	229	新大工町自治会自主防災組織	令和 3 年 4 月 1 日	335
	230	鏡ヶ丘地区災害支援連絡協議会	令和 3 年 7 月 13 日	88
	231	上町自治会自主防災組織	令和 3 年 11 月 18 日	160
	232	館内町東部自治会自主防災組織	平成 28 年 5 月 1 日	70
	233	東琴平1丁目自治会自主防災	令和 4 年 9 月 15 日	68
	234	下西山町自治会自主防災組織	令和 6 年 11 月 7 日	170
	235	三景台町自治会自主防災組織	令和 7 年 2 月 17 日	320
	中央地域センター管内		235組織	31,653
小ヶ倉地域センター	1	小ヶ倉町一丁目上揚地区防災班	昭和 58 年 8 月 3 日	85
	2	小ヶ倉町一丁目中自治会防災部	昭和 58 年 11 月 1 日	61
	3	小ヶ倉町二丁目自治会自主防災組織	昭和 59 年 4 月 22 日	135
	4	小ヶ倉町二丁目団地自治会	昭和 59 年 3 月 1 日	430
	5	大山自治会自主防災組織	昭和 58 年 8 月 10 日	62
	6	ダイヤモンド第1自治会自主防災組織	平成 25 年 11 月 11 日	326
	7	ダイヤモンド第2自治会自主防災組織	平成 27 年 6 月 15 日	427

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
	8	ダイヤランド第3自治会自主防災組織	平成 26 年 1 月 23 日	434
	9	ダイヤランド第4自治会自主防災組織	平成 27 年 6 月 5 日	180
	10	ダイヤランド小ヶ倉アパート自治会自主防災組織	平成 28 年 9 月 20 日	250
	小ヶ倉地域センター管内		10組織	2,390
土井首地域センター	1	磯道町自治会自主防災部	平成 6 年 5 月 13 日	200
	2	三和町自治会自主防災部	平成 7 年 9 月 1 日	350
	3	江川地区自治会自主防災部	平成 1 年 12 月 25 日	230
	4	毛井首町自治会自主防災部	平成 9 年 9 月 1 日	200
	5	平瀬町自治会自主防災部	平成 6 年 3 月 26 日	120
	6	鶴見台自治会自主防災組織	平成 11 年 2 月 6 日	570
	7	県営毛井首団地第1防災団	昭和 62 年 7 月 26 日	425
	8	県営毛井首団地第2防災団	昭和 62 年 7 月 25 日	
	9	平山町自治会自主防災クラブ	昭和 60 年 12 月 22 日	419
	10	竿浦町防災部自主防災組織	昭和 58 年 7 月 9 日	345
	11	平山台一丁目自主防災	平成 2 年 9 月 10 日	187
	12	平山台二丁目自主防災	平成 4 年 9 月 4 日	155
	13	市営毛井首団地自主防災組織	令和 1 年 10 月 10 日	83
	土井首地域センター管内		13組織	3,284
小榊地域センター	1	神ノ島町一丁目第一自治会防災部	昭和 63 年 5 月 20 日	126
	2	神ノ島町一丁目第二自治会防災部	平成 2 年 9 月 10 日	31
	3	神ノ島町二丁目自治会自主防災部	昭和 63 年 7 月 30 日	45
	4	神ノ島町二丁目北部自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 20 日	45
	5	神ノ島町三丁目自治会自主防災組織	昭和 60 年 9 月 1 日	35
	6	木鉢町一丁目自治会自主防災部	平成 9 年 3 月 17 日	95
	7	木鉢町二丁目自治会自主防災部	昭和 63 年 6 月 4 日	173
	8	小瀬戸町自治会自主防災部(小瀬戸町木鉢浦自治会)	平成 9 年 3 月 1 日	48
	9	小瀬戸町自治会自主防災部(小瀬戸町東区自治会)	平成9年3月1日	48
	10	小瀬戸町自治会自主防災部(小瀬戸町中区自治会)	平成 9 年 3 月 1 日	46
	11	小瀬戸町自治会自主防災部(小瀬戸町西1区自治会)	平成9年3月1日	64
	12	小瀬戸町自治会自主防災部(小瀬戸町西2区自治会)	平成 9 年 3 月 1 日	60
	13	金水自治会防災部	昭和 60 年 4 月 1 日	20
	14	みなと坂1丁目自治会自主防災組織	平成 30 年 6 月 8 日	510
	15	みなと坂2丁目自治会自主防災組織	平成30年6月8日	430
	小榊地域センター管内		15組織	1,776

第2章 災害予防計画

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
西 浦 上 地 域 セ ン タ ー	1	住吉住宅自治会自主防災組織	平成7年7月15日	70
	2	泉西自治会	平成19年8月20日	100
	3	泉町中央自治会自主防災組織	平成22年12月20日	104
	4	泉町丸尾自治会自主防災組織	平成28年5月1日	160
	5	泉町東自治会自主防災組織	平成26年11月1日	61
	6	花丘町自治会自主防災組織	平成27年2月25日	350
	7	住吉台自治会自主防災組織	平成7年9月1日	86
	8	チトセピア北自治会	平成16年6月11日	168
	9	チトセピア南棟自主防	平成17年2月21日	100
	10	大手町自治会自主防災組織	平成22年9月1日	264
	11	川平平和自治会防災対策本部	昭和58年6月10日	82
	12	川平町自治会自主防災組織	平成7年9月1日	115
	13	昭和町自治会自主防災組織	平成13年5月1日	275
	14	昭和町水源防災団	昭和58年7月10日	113
	15	女の都自治会自主防災組織	昭和58年6月30日	220
	16	女の都二丁目自治会自主防災組織	昭和58年7月5日	210
	17	女の都西部自治会自主防災組織	平成8年4月13日	408
	18	川平上自治会自主防災組織	平成23年2月14日	105
	19	三ツ山町犬継自治会防災部	昭和58年6月24日	68
	20	畦別当防災クラブ	昭和58年6月20日	20
	21	若竹町南西自治会自主防災組織	平成27年1月17日	50
	22	若竹アパート(諏訪面自治会)防災クラブ	昭和58年7月6日	2
	23	西北町熊ヶ倉自治会自主防災組織	昭和58年7月7日	89
	24	柳谷自治会自主防災組織	昭和58年6月26日	97
	25	柳谷町柳ヶ丘自治会自主防災組織	平成29年4月1日	59
	26	音無町第三自治会自主防災組織	平成27年3月17日	170
	27	サーパス住吉台自治会自主防災組織	平成7年11月13日	156
	28	油木町中央自治会	平成17年6月1日	130
	29	油木町東部自治会	平成16年5月30日	180
	30	油木町西部自治会	平成23年5月20日	238
	31	西町自治会自主防災組織	平成25年7月4日	385
	32	西町杉谷自治会自主防災組織	平成25年7月4日	41
	33	西町長峰自治会自主防災組織	平成25年6月28日	20
	34	西町西部自治会自主防災組織	平成25年6月28日	43
	35	音無住宅自治会自主防災組織	平成25年6月28日	112

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
西 浦 上 地 域 セ ン タ ー	36	西町北部自治会自主防災組織	平成 23 年 2 月 15 日	250
	37	錦町中河内自治会自主防災組織	平成 27 年 5 月 23 日	57
	38	錦町郡岳自治会自主防災組織	平成 25 年 6 月 28 日	69
	39	錦町西部自治会	平成 23 年 5 月 19 日	35
	40	錦高部自治会自主防災組織	平成 25 年 6 月 28 日	75
	41	清水町自治会自主防災組織	平成 29 年 4 月 1 日	220
	42	狩股アパート自治会自主防災組織	平成 28 年 7 月 27 日	110
	43	緑が丘自治会自主防災組織	平成 25 年 4 月 1 日	150
	44	江里町自治会自主防災組織	平成 25 年 6 月 28 日	180
	45	白鳥町自治会自主防災第 1 部	平成 5 年 11 月 10 日	263
	46	白鳥町自治会自主防災第 2 部	平成 5 年 11 月 10 日	
	47	清水アパート自治会自主防災組織	平成 29 年 3 月 10 日	50
	48	スカイハイツ西町自治会自主防災組織	平成 25 年 6 月 28 日	86
	49	錦町中河内団地自治会自主防災組織	平成 25 年 6 月 28 日	85
	50	若竹町第一自治会自主防災組織	令和 1 年 8 月 1 日	206
	51	三芳町自主防災部	昭和 59 年 5 月 1 日	310
	52	西北第二自治会自主防災組織	令和 3 年 8 月 1 日	160
	53	中園自治会自主防災組織	令和 3 年 8 月 15 日	110
	54	三菱重工昭和寮自治会自主防災組織	令和 3 年 11 月 15 日	367
	55	若竹町旭ヶ丘自治会自主防災組織	令和 4 年 4 月 10 日	50
	56	住吉の杜自主防災組織	令和 5 年 4 月 16 日	230
	57	エテルナ自主防災組織	令和 7 年 7 月 3 日	20
	58	西北校区自主防災組織	令和 4 年 5 月 8 日	—
	西浦上地域センター管内		58組織	7,833
滑 石 地 域 セ ン タ ー	1	山手自治会自主防災組織	平成 26 年 4 月 13 日	67
	2	葉山自治会自主防災組織	昭和 58 年 8 月 1 日	465
	3	葉山住宅自治会自主防災組織	平成 27 年 4 月 22 日	115
	4	葉山第二自治会自主防災組織	平成8年12月5日	165
	5	平宗自治会自主防災第1組織	昭和59年11月1日	200
	6	平宗自治会自主防災第2組織	昭和59年11月1日	
	7	滑石打坂自治会西部防災部	昭和58年9月1日	216
	8	葉山葵自治会自主防災組織	平成27年4月24日	72
	9	滑石四丁目西部自治会防災部	平成3年3月31日	260
	10	滑石団地A地区自治会大宮川砂防ダム防災対策委員会	昭和58年6月15日	547
	11	北陽自治会自主防災チーム	平成24年4月15日	155

第2章 災害予防計画

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
滑 石 地 域 セ ン タ ー	12	上床自治会	平成 23 年 4 月 7 日	115
	13	滑石北自治会自主防災部	昭和 60 年 3 月 1 日	298
	14	横尾東部自治会自主防災組織	平成 27 年 12 月 3 日	200
	15	横尾西部自治会自主防災組織	平成 24 年 1 月 5 日	385
	16	横尾南部自治会	平成 24 年 1 月 5 日	323
	17	横尾北部自治会自主防災組織	平成 27 年 11 月 18 日	280
	18	横尾さつき自治会	平成 24 年 1 月 16 日	129
	19	横尾県営住宅自治会	平成 24 年 1 月 5 日	175
	20	横尾山ノ木自治会	平成 24 年 1 月 16 日	71
	21	横尾なづみ自治会	平成 24 年 1 月 16 日	124
	22	横尾やまびこ自治会	平成 24 年 1 月 5 日	94
	23	大園自治会自主防災組織	平成 25 年 11 月 25 日	323
	24	大宮町自治会自主防災部	平成 7 年 6 月 5 日	150
	25	虹が丘自治会自主防災組織	平成 7 年 7 月 1 日	310
	26	エミネント葉山自治会	平成 22 年 7 月 1 日	324
	27	横尾連合自治会自主防災組織	令和 6 年 6 月 1 日	—
	滑石地域センター管内		27組織	5,563
福 田 地 域 セ ン タ ー	1	小浦町防災部	昭和 58 年 9 月 1 日	203
	2	小浦市営住宅自治会防災クラブ	昭和 58 年 9 月 27 日	260
	3	舟津自主防災組織	昭和 57 年 8 月 16 日	38
	4	福田本町自治会自主防災組織	昭和 60 年 7 月 1 日	290
	5	福田本町親和自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 19 日	14
	6	丸木自主防災	昭和 58 年 7 月 1 日	56
	7	小江町防災部	昭和 58 年 8 月 3 日	124
	8	大浜町第一自主防災	昭和 58 年 8 月 15 日	520
	9	大浜町第二自主防災	昭和 58 年 8 月 15 日	
	10	大浜町第三自主防災	昭和 58 年 8 月 15 日	
	11	マリナシティ自治会自主防災組織	平成28年4月28日	119
	12	小江小浦防災組織	昭和58年7月1日	48
	13	ブルーハイツ大浜自治会自主防災組織	平成28年12月1日	64
	14	ケアハウス大浜自治会	平成22年12月24日	50
	15	柿泊町防災部	昭和58年9月1日	116
	16	手熊町防災クラブ	昭和58年6月23日	114
	17	上浦町防災部	昭和58年7月10日	29
	18	柿泊団地自治会自主防災組織	平成23年3月30日	38

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
		福田地域センター管内	18組織	2,083
深堀地域センター	1	三菱深堀アパート自治会自主防災部	昭和 59 年 1 月 20 日	27
	2	戸泊自治会自主防災組織	昭和 58 年 11 月 10 日	250
	3	県営深堀団地第一自治会防災部	昭和 57 年 10 月 1 日	390
	4	深堀町永江自治会防災部	昭和 58 年 11 月 25 日	65
	5	深堀町亀ヶ崎防災クラブ	昭和 58 年 11 月 20 日	32
	6	舟津自治会自主防災部	昭和 58 年 11 月 10 日	50
	7	鍛冶町自主防災部	昭和 58 年 11 月 30 日	102
	8	深堀町四丁目山口自治会自主防災部	昭和 58 年 11 月 25 日	103
	9	深堀町古城自治会防災部	昭和 58 年 11 月 19 日	62
	10	深堀地区川内自治会防災部	昭和 58 年 11 月 26 日	95
	11	深堀町有海自治会防災部	昭和 58 年 11 月 1 日	99
	12	大籠自治会防災部	昭和 58 年 11 月 20 日	39
	13	県営深堀団地AB自治会自主防災組織	昭和 58 年 11 月 20 日	58
	14	県営深堀北団地自主防災組織	昭和 58 年 8 月 1 日	116
	15	深堀地区本町自治会自主防災部	平成 9 年 5 月 1 日	112
		深堀地域センター管内	15組織	1,600
日見地域センター	1	春日町自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 1 日	19
	2	宿町中央自治会自主防災組織	平成 21 年 10 月 1 日	110
	3	潮見町自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 21 日	33
	4	芒塚第二自治会防災部	昭和 59 年 7 月 2 日	107
	5	芒塚町坂下自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 5 日	67
	6	岡上自治会自主防災組織	昭和 58 年 8 月 1 日	52
	7	岡下自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 1 日	94
	8	網場町浦組自治会自主防災組織	昭和 58 年 8 月 1 日	16
	9	網場町中組自治会防災部	昭和 58 年 7 月 1 日	15
	10	網場町崎組自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 1 日	36
	11	網場町藤ヶ峰防災会	昭和58年7月1日	15
	12	宿町自治会	平成17年8月1日	225
	13	日見中央自治会防災部	昭和58年7月27日	37
	14	界町住吉防災会	昭和58年7月15日	28
	15	界町自治会自主防災組織	昭和58年7月25日	174
	16	網場町倉床自治会自主防災組織	平成14年9月1日	31
	17	岡上第一自治会自主防災組織	昭和58年8月15日	43
	18	芒塚第一自治会防災部	昭和58年6月29日	130

第2章 災害予防計画

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
	19	網場シーサイド自治会自主防災組織	平成 30 年 1 月 1 日	11
	20	アルバガーデングランビュ－東長崎自治会自主防災組織	平成 30 年 6 月 21 日	97
	21	大曲西部自治会自主防災組織	令和 4 年 4 月 4 日	93
	日見地域センター管内		21組織	1,433
茂 木 地 域 セ ン タ ー	1	田上中部自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 12 日	250
	2	六本松自治会自主防災組織	昭和 58 年 9 月 1 日	112
	3	田手原町防災組織	昭和 58 年 8 月 2 日	115
	4	早坂自治会防災部	昭和 58 年 7 月 10 日	65
	5	千々町自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 30 日	87
	6	大崎町自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 10 日	97
	7	北浦町自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 28 日	183
	8	宮摺自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 11 日	59
	9	茂木町西部自治会防災部	昭和 58 年 7 月 10 日	42
	10	転石自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 1 日	27
	11	片町自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 10 日	192
	12	新田自治会防災クラブ	昭和 58 年 7 月 1 日	168
	13	寺下自治会防災部	昭和 58 年 8 月 1 日	72
	14	茂木町中自治会防災部	昭和 58 年 7 月 10 日	53
	15	橋口自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 10 日	48
	16	河内自治会防災部	昭和 58 年 7 月 1 日	46
	17	南川自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 10 日	50
	18	北浦新生自治会防災部	昭和 58 年 7 月 11 日	53
	19	茂木市営住宅自治会自主防災組織	平成 22 年 9 月 14 日	53
	20	飯香浦自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 1 日	91
	21	片峰自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 1 日	61
	22	太田尾自治会防災会	昭和 58 年 6 月 20 日	85
	23	山川河内自治会防災部	昭和 58 年 7 月 5 日	30
	茂木地域センター管内		23組織	2,039
式 見 地 域 セ ン タ ー	1	式見町里自治会防災部	昭和 58 年 7 月 1 日	45
	2	式見町荒毛自治会自主防災組織	昭和 58 年 8 月 1 日	71
	3	式見町上方自主防災班	昭和 58 年 7 月 3 日	54
	4	式見町下中自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 1 日	37
	5	式見下浜自治会防災隊	昭和 58 年 7 月 15 日	54
	6	園田防災隊	昭和 58 年 7 月 15 日	74
	7	四杖町田舎自治会自主防災組織	昭和58年7月3日	39

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
式見地域センター	8	四杖町中通防災隊	昭和 58 年 6 月 28 日	73
	9	四杖町鼻崎自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 1 日	23
	10	松崎自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 1 日	63
	11	見崎自治会自主防災組織	昭和 58 年 10 月 1 日	20
	12	相川自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 3 日	93
	13	相川町中尾自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 10 日	58
	14	下向自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 25 日	83
	15	式見上中自治会防災隊	昭和 58 年 7 月 1 日	75
	16	向町自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 9 日	82
	式見地域センター管内		16組織	944
東長崎地域センター	1	上田之浦館自治会防災部	昭和 58 年 6 月 18 日	160
	2	下切通防災部	昭和 58 年 6 月 10 日	52
	3	上切通自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 11 日	188
	4	東望の浜自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 1 日	63
	5	東望自治会自主防災部	昭和 58 年 6 月 15 日	146
	6	下田之浦自治会防災部	昭和 58 年 6 月 10 日	312
	7	上田之浦赤松自主防災	昭和 58 年 6 月 10 日	110
	8	中尾自治会自主防災組織	昭和 58 年 5 月 27 日	92
	9	矢上町自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 11 日	388
	10	フォーレ東望自治会自主防災組織	平成 28 年 9 月 11 日	195
	11	平間自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 4 日	485
	12	間之瀬防災班	昭和 58 年 6 月 8 日	74
	13	清藤防災部	昭和 58 年 6 月 8 日	93
	14	現川自治会自主防災組織	平成 25 年 10 月 16 日	180
	15	馬場自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 30 日	300
	16	高城台自治会	平成 19 年 12 月 31 日	550
	17	かき道一丁目自治会防災部	昭和58年7月11日	268
	18	東町侍石自治会自主防災組織	昭和58年6月20日	125
	19	矢上団地自治会自主防災部	平成6年4月10日	400
	20	樋口自主防災部	昭和58年6月26日	40
	21	矢上団地東自治会自主防災組織	平成10年2月10日	303
	22	矢上団地南自治会自主防災組織	平成12年1月1日	420
	23	サンヒルズ矢上自治会自主防災組織	平成10年3月1日	180
	24	サンライズ矢上自治会自主防災組織	平成10年2月10日	160
	25	ウッディヒル矢上自主防災部	平成6年11月6日	89

第2章 災害予防計画

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
東 長 崎 地 域 セ ン タ ー	26	松原町自治会	平成 20 年 12 月 15 日	190
	27	古賀町自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 2 日	321
	28	中里町自治会自主防災組織	昭和 58 年 7 月 1 日	530
	29	つつじが丘自治会自主防災部	平成 8 年 5 月 12 日	550
	30	つつじが丘1・2丁目自治会自主防災組織	平成 26 年 9 月 3 日	312
	31	船石自主防災組織	昭和 58 年 12 月 1 日	120
	32	鶴の尾町自治会	平成 16 年 3 月 8 日	272
	33	富士自治会自主防災部	平成 7 年 4 月 1 日	45
	34	川内町自治会自主防災組織	平成 24 年 11 月 15 日	60
	35	牧島町自治会自主防災組織	平成 25 年 6 月 3 日	199
	36	上戸石町自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 30 日	134
	37	戸石町船津自治会自主防災組織	平成 24 年 12 月 1 日	290
	38	戸石町岡自治会自主防災組織	平成 5 年 3 月 22 日	220
	39	矢上団地自治会連絡協議会自主防災組織	令和 6 年 9 月 12 日	—
	東長崎地域センター管内		39組織	8,616
三 重 地 域 セ ン タ ー	1	東上自主防災部自主防災組織	昭和 58 年 5 月 30 日	75
	2	崎上自治会自主防災部	平成 6 年 9 月 1 日	62
	3	馬場自治会自主防災部	平成 6 年 8 月 22 日	58
	4	角上防災班	昭和 58 年 6 月 15 日	48
	5	角自治会防災部	昭和 58 年 6 月 1 日	50
	6	三重田町自治会自主防災組織	昭和 58 年 6 月 4 日	48
	7	長谷自治会防災部	昭和 58 年 6 月 1 日	16
	8	才木自治会自主防災組織	平成 22 年 9 月 24 日	22
	9	東檜山自治会防災部	昭和 58 年 6 月 10 日	57
	10	西檜山自治会防災部	昭和 58 年 6 月 2 日	140
	11	三京町自治会	平成 28 年 1 月 10 日	18
	12	多以良防災部	昭和58年6月10日	56
	13	沖平自治会自主防災部	平成6年10月15日	26
	14	畝刈自治会防災部	昭和58年6月19日	92
	15	京泊自治会自主防災組織	平成27年11月1日	82
	16	三重ニュータウン自主防災部	平成7年7月20日	139
	17	多以良町中央自治会自主防災組織	平成28年7月1日	83
	18	京泊新地自治会自主防災組織	平成27年6月29日	35
	19	鳴見自治会保安部	昭和58年6月1日	57
	20	日当自治会防災部	昭和58年6月20日	17

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
三重地域センター	21	光風台第1自治会自主防災部	平成1年7月14日	360
	22	光風台第2自治会自主防災部	平成1年7月14日	580
	23	日田尾自治会自主防災組織	令和2年7月1日	17
	三重地域センター管内		23組織	2,138
香焼地域センター	1	長浜自治会自主防災組織	平成27年3月17日	40
	2	尾ノ上自治会自主防災組織	平成27年2月16日	83
	3	本村団地自治会自主防災組織	平成27年4月15日	57
	4	恵里自治会自主防災組織	平成23年7月23日	157
	香焼地域センター管内		4組織	337
伊王島地域センター	1	馬込自主防災組織	平成16年4月1日	70
	2	塩町自主防災組織	平成16年4月1日	125
	3	船津自主防災組織	平成16年4月1日	50
	4	大明寺自主防災組織	平成16年4月1日	41
	伊王島地域センター管内		4組織	286
高島地域センター	1	本町地区	平成19年3月28日	28
	2	小島地区	平成19年3月28日	14
	3	高島地区	平成19年3月28日	26
	4	光町地区	平成19年3月28日	75
	5	西浜地区	平成19年3月28日	11
	高島地域センター管内		5組織	154
野母崎地域センター	1	黒浜町自治会	昭和30年4月1日	72
	2	以下宿自治会	昭和30年4月1日	22
	3	北野々串自治会	昭和30年4月1日	38
	4	南野々串自治会	昭和30年4月1日	17
	5	越地自治会	昭和30年4月1日	29
	6	毛首自治会	昭和30年4月1日	33
	7	大野自治会	昭和30年4月1日	17
	8	長野自治会	昭和30年4月1日	41
	9	山明自治会	昭和30年4月1日	26
	10	浦ノ迫自治会	昭和30年4月1日	42
	11	蔭平自治会	昭和30年4月1日	60
	12	浜添自治会	昭和30年4月1日	32
	13	古里自治会	昭和30年4月1日	50
	14	南越自治会	昭和30年4月1日	17
	15	高浜出口自治会	昭和30年4月1日	31

第2章 災害予防計画

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
野 母 崎 地 域 セ ン タ ー	16	木場自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	40
	17	野母出口自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	43
	18	深浦一自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	26
	19	深浦二自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	32
	20	深浦三自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	23
	21	北田自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	26
	22	東端自治会	平成 17 年 4 月 1 日	48
	23	東端五自治会	平成 17 年 4 月 1 日	31
	24	野母四分団自治会	平成 17 年 4 月 1 日	84
	25	馬場自治会	平成 17 年 4 月 1 日	56
	26	角自治会	平成 17 年 4 月 1 日	23
	27	寺山自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	14
	28	田町自治会	平成 17 年 4 月 1 日	31
	29	迫自治会	平成 17 年 4 月 1 日	25
	30	向自治会	平成 17 年 4 月 1 日	22
	31	釜ヶ浦一自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	25
	32	釜ヶ浦二自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	26
	33	釜ヶ浦三自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	47
	34	井上自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	8
	35	下揚自治会	平成 17 年 4 月 1 日	163
	36	諸町自治会	平成 17 年 4 月 1 日	100
	37	片新町自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	44
	38	山下自治会	平成 17 年 4 月 1 日	105
	39	松原自治会	平成 17 年 4 月 1 日	40
	40	京崎町自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	14
	41	喜儘町自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	10
	42	仲之町自治会	昭和30年4月1日	11
	43	広浦町自治会	昭和30年4月1日	7
	44	宮ノ下町自治会	昭和30年4月1日	15
	45	三軒屋町自治会	昭和30年4月1日	16
	46	熊野町自治会	昭和30年4月1日	19
	47	水ノ浦町自治会	昭和30年4月1日	12
	48	金比羅町自治会	昭和30年4月1日	12
	49	弁天町自治会	昭和30年4月1日	14
	50	江ヶ浜町自治会	昭和30年4月1日	9

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
野母崎地域センター	51	浜ノ町自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	17
	52	口ノ町自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	11
	53	水崎町自治会	昭和 30 年 4 月 1 日	18
	野母崎地域センター管内		53組織	1,794
外海地域センター	1	原自治会	平成 18 年 4 月 20 日	24
	2	高尾自治会	平成 18 年 4 月 1 日	48
	3	上黒崎自治会自主防災組織	平成 22 年 4 月 1 日	42
	4	牧野町自治会自主防災組織	平成 27 年 10 月 26 日	104
	5	西出津町畑杭自治会自主防災組織	平成 27 年 6 月 3 日	41
	6	池島町公営住宅自治会	平成 22 年 5 月 1 日	9
	7	池島町港自治会	平成 22 年 5 月 1 日	45
	8	下黒崎町松本自治会自主防災組織	令和 4 年 4 月 1 日	67
	9	神浦丸尾町自治会自主防災組織	令和 5 年 4 月 13 日	50
	外海地域センター管内		9組織	430
三和地域センター	1	本郷自治会	平成 24 年 9 月 24 日	118
	2	郷自治会自主防災組織	平成 26 年 2 月 17 日	70
	3	船津自治会自主防災組織	平成 26 年 2 月 12 日	121
	4	藤田尾自治会自主防災組織	平成 26 年 2 月 12 日	30
	5	六軒自治会自主防災組織	平成 26 年 2 月 12 日	29
	6	江浜自治会自主防災組織	平成 26 年 2 月 17 日	138
	7	椿が丘自治会自主防災組織	平成 25 年 12 月 13 日	241
	8	江村自治会自主防災組織	平成 28 年 4 月 1 日	71
	9	浜波自治会自主防災組織	平成 28 年 4 月 1 日	70
	10	小松自治会自主防災組織	平成 28 年 4 月 1 日	88
	11	松尾自治会自主防災組織	平成 28 年 4 月 1 日	115
	12	上揚自治会自主防災組織	平成28年4月10日	160
	13	岳路自治会自主防災組織	平成28年4月1日	57
	14	布巻自治会自主防災組織	平成28年6月25日	106
	15	晴海台防災会	平成24年4月12日	332
	三和地域センター管内		15組織	1,746
琴海地域センター	1	旭ヶ丘自治会	平成 23 年 12 月 7 日	52
	2	手崎自治会自主防災組織	平成 25 年 12 月 11 日	56
	3	長浦自治会自主防災組織	平成 26 年 7 月 1 日	111
	4	大石自治会自主防災組織	平成 28 年 4 月 29 日	60
	5	村松区自治会自主防災組織	平成28年6月4日	122

第2章 災害予防計画

管内	No.	名 称	結成年月日	世帯数
琴 海 地 域 セ ン タ ー	6	東自治会自主防災組織	平成 28 年 2 月 9 日	87
	7	中川内自治会自主防災組織	平成 28 年 4 月 1 日	27
	8	谷口自治会自主防災組織	平成 28 年 2 月 25 日	80
	9	松の迫自治会自主防災組織	平成 28 年 4 月 1 日	76
	10	平床自治会自主防災組織	平成 28 年 4 月 11 日	22
	11	つくも自治会	平成 28 年 9 月 5 日	19
	12	岩立自治会自主防災組織	平成 28 年 2 月 1 日	16
	13	谷門自治会自主防災組織	平成 28 年 4 月 1 日	128
	14	風明自治会自主防災組織	平成 28 年 1 月 10 日	8
	15	琴海ニュータウン2区自治会	平成 18 年 1 月 4 日	243
	16	中自治会自主防災組織	平成 29 年 2 月 1 日	19
	17	上自治会自主防災組織	平成 29 年 2 月 1 日	21
	18	見上自治会自主防災組織	平成 29 年 2 月 1 日	12
	19	崎山自治会自主防災組織	平成 29 年 2 月 1 日	16
	20	鴨池自治会自主防災組織	平成 29 年 2 月 1 日	54
	21	松山自治会自主防災組織	平成 29 年 2 月 1 日	28
	22	檜自治会自主防災組織	平成 25 年 6 月 3 日	4
	23	脇崎自治会自主防災組織	平成 29 年 2 月 1 日	17
	24	江の平自治会自主防災組織	令和 1 年 7 月 1 日	150
	25	形上自治会自主防災組織	令和 1 年 6 月 16 日	64
	26	楠原自治会自主防災組織	令和 1 年 7 月 8 日	13
	27	大子自治会自主防災組織	令和 1 年 7 月 1 日	62
	琴海地域センター管内		27組織	1,567
	計		630組織	77,666

長崎市地域防災計画

第3章 風水害等応急対策計画（資料編）

3-1 拡声受信装置設置場所

中央地域センター管内（123か所）

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
長本 1	子局	三原1	辻町	辻町公園
長本 2	子局	上高尾	江平	江平3丁目17 大山氏所有畑
長本 3	子局	高尾	高尾町	高尾小学校
長本 4	子局	三原2	三原	NTT三原社宅地法面
長本 5	子局	橋口	橋口町	山里小学校
長本 6	子局	本尾	本尾町	本尾町公民館
長本 7	子局	坂本1	坂本	坂本小学校
長本 7-1	延長局	坂本1	坂本	道上公民館付近
長本 8	子局	山王	岩川町	山王公園
長本 9	子局	宝町	宝町	宝町公園
長本 10	子局	浜平	浜平	浜平町第一自治会公民館
長本 11	子局	立山5丁目	立山	立山公園管理事務所上
長本 12	子局	片淵3丁目	片淵	山田氏所有畑
長本 13	子局	片淵4丁目	片淵	片淵4・5丁目公民館
長本 14	子局	西山3丁目	西山	よけば公園
長本 15	子局	西山4丁目	西山	仁田口バス停付近県道
長本 16	子局延長	西山木場1	木場町	消防分団詰所入口
長本 16-1	延長局	西山木場1	木場町	木場町1576付近林道
長本 16-2	延長局	西山木場1	木場町	木場町451付近林道
長本 17	子局	奥山	本河内町	奥山集会所
長本 18	子局	御手水	本河内町	本河内町1411付近 廃河川敷
長本 19	子局	本河内1	本河内町	本河内公園
長本 20	子局	本河内2	本河内町	本河内3丁目公民館
長本 20-1	延長局	本河内2	本河内	本河内2丁目公園
長本 21	子局	鳴滝2丁目	鳴滝	(旧) 県立女子短大寮前道路敷
長本 22	子局延長	伊良林	伊良林	若宮稲荷神社所有地
長本 23	子局	白木1	八つ尾町	白木団地公民館
長本 23-1	延長局	白木1	田手原町	田手原町六本松公民館

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
長本 24	子局	三景台	三景台町	三景台第3公園
長本 24-1	延長局	三景台	三景台町	三景台町13-12付近
長本 25	子局	松が枝	松が枝町	第13分団
長本 26	子局	元町	元町	北大浦小学校グラウンド
長本 27	子局	出雲	出雲	天満神社境内入口
長本 28	子局	二本松	戸町	二本松住宅集会所上県道
長本 29	子局	琴平	西琴平町	琴平中公園
長本 30	子局	浪の平	浪の平町	南公民館
長本 31	子局	戸町2丁目	戸町	戸町小学校
長本 32	子局	国分	国分町	国分町児童公園右角
長本 34	子局	上戸町1	上戸町	上戸町1丁目4番付近市道
長本 35	子局	上戸町2	上戸町	上戸町公園
長本 36	子局	新戸町1	新戸町	新戸町萩ノ尾公園
長本 37	子局	城栄1	城山町	城山小学校
長本 38	子局	梁川	梁川町	淵中学校
長本 39	子局	稲佐1	稲佐町	春日谷公園
長本 40	子局	稲佐2	稲佐町	稲佐児童公園
長本 41	子局	平戸小屋	平戸小屋町	朝日小学校
長本 41-1	延長局	平戸小屋	平戸小屋町	朝日小学校正門付近
長本 42	子局	水の浦	水の浦町	谷浦公園
長本 42-1	延長局	水の浦	水の浦町	水の浦町256付近
長本 43	子局	飽の浦	飽の浦町	飽の浦小学校
長本 44	子局	入船	入船町	上の坂公園
長本 45	子局	立神	東立神町	立神公園
長本 46	子局	西泊1	西泊町	西泊町太田尾市道横
長本 47	子局	西泊2	西泊町	西泊公民館横（西泊町第1遊園）
長本 48	子局	小江原1	小江原町	小江原公園
長本 49	子局	小江原2	小江原町	小江原小学校
長本 50	子局	小江原3	小江原町	桜が丘小学校
長本 51	子局	城栄2	城山町	城山小学校
長本 52	子局	小島4丁目	小島4丁目	小島中学校

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
長本 53	子局延長	丸尾	丸尾町	西公民館
長本 54	子局延長	上銭座	上銭座町	あじさい荘・陽光台公園
長本 55	子局延長	本河内3	本河内	高野平観世音堂
長本 56	子局	西小島	西小島	(旧)仁田小学校グラウンド
長本 57	子局	上田	上田町	大浦小学校運動場(体育倉庫)
長本 58	子局延長	三原3	三原町	三原公園
長本 59	子局	坂本2	坂本	坂本2丁目24-3付近市道
長本 60	子局延長	銭座	銭座町	銭座小学校屋上
長本 61	子局延長	若草	若草町	平床公園(新生会公民館)
長本 62	子局延長	淵	淵町	淵町児童公園(淵町公民館)
長本 63	子局	稲佐3	稲佐町	稲佐町48付近市道
長本 64	子局延長	岩瀬道	岩瀬道町	岩瀬道町公民館
長本 65	子局	油木1	油木町	鏡が丘公園
長本 66	子局延長	小江原4	小江原	県営小江原団地L棟屋上
長本 67	子局	小江原5	小江原	3号公園にじの夢公園
長本 68	子局	江平	江平	江平公園
長本 69	子局延長	平和	松山町	平和公園(公園管理事務所裏)
長本 70	子局延長	下西山	下西山町	上長崎小学校
長本 71	子局	西山2丁目	西山	西山2丁目15-2付近
長本 72	子局延長	西山台	西山台	西山台小学校
長本 73	子局	西山木場2	木場町	木場町1301付近
長本 74	子局	鳴滝3丁目	鳴滝	鳴滝3-15-18付近
長本 75	子局	矢の平	矢の平	矢の平1-8-5付近
長本 76	子局	宝栄	宝栄町	鎮西公園
長本 77	子局延長	消防局	興善町	長崎市消防局
長本 78	子局	風頭	風頭町	風頭公園
長本 79	子局延長	高丘	高丘町	大浦中学校
長本 80	子局	東琴平	東琴平	東琴平2丁目ふれあいひろば付近
長本 81	子局	小菅	小菅町	小菅公園
長本 82	子局	岩見	岩見町	岩見公園
長本 83	子局延長	愛宕	愛宕	小島小学校

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
長本 84	子局	白木2	白木町	白木交差点
長本 85	子局	椎の木	椎の木町	椎の木公園
長本 86	子局延長	新戸町2	新戸町	戸町中学校
長本 87	子局延長	桜馬場	桜馬場	桜馬場中学校屋上
長本 88	子局延長	光	光町	長崎県社会保険診療報酬支払基金屋上
長本 89	子局	城山台1	城山台	城山台集会所
長本 90	子局	城山台2	城山台	やまぶき公園
長本 91	子局	金堀	金堀町	西城山小学校
長本 92	子局	青山	青山町	青山町379付近市道
長本 93	子局	立岩	立岩町	立岩西公園
長本 94	子局	三原4	三原町	三原中央公園
長本 95	子局	本原	本原町	本原町自治会公民館
長本 96	子局	御船蔵	御船蔵町	西坂小学校
長本 97	子局	桜町	桜町	桜町第2別館
長本 98	子局	八幡	八幡町	中島川公園内
長本 99	子局	諏訪	諏訪町	諏訪小学校
長本 100	子局	元船	元船町	元船町公民館
長本 101	子局	中央橋	江戸町	中央橋交番横歩道
長本 102	子局	新地	新地町	湊公園
長本 103	子局	丸山	寄合町	丸山公園
長本 104	子局	風頭2	風頭町	風頭みすみ公園
長本 105	子局	矢の平2	矢の平	かぶと岩公園
長本 106	子局	愛宕2	愛宕	小島地区ふれあいセンター
長本 107	子局	上小島5丁目	上小島	上小島清水公園
長本 107-1	延長局	上小島5丁目	上小島	長崎南高校下付近
長本 108	子局	椎の木2	椎の木町	椎の木第3自治会集会所
長本 109	子局	南町	南町	南町公園
長本 109-1	延長局	南町	八景町	八景町6-47付近
長本 110	子局	上小島5丁目2	上小島	祝捷山公園
長本 111	子局	星取2	星取	長崎南高校テニスコート
長本 112	子局	愛宕3	愛宕	セラーリオコート自治会集会所

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
長本 113	子局	三景台2	三景台町	三景台自治会館
滑石地域センター管内（14か所）				
長滑 1	子局	上床	北陽町	北陽町35-8前市道
長滑 2	子局	広刈	北陽町	広刈公園
長滑 3	子局	滑石3丁目	滑石	寺川内公園
長滑 4	子局	滑石4丁目	滑石	堤平第3公園
長滑 5	子局	滑石1	滑石	大園小学校（地上）
長滑 6	子局	滑石2	滑石	大園小学校（屋上）
長滑 7	子局	滑石山手	滑石	山手うえの公園
長滑 8	子局	滑石平宗	滑石	滑石平宗公園
長滑 9	子局	大宮	大宮町	大宮町14番市道
長滑 10	子局	横尾	横尾	横尾郵便局前
長滑 11	子局	横尾西	横尾	横尾4丁目上横尾緑地
長滑 12	子局	横尾西2	横尾	秋寄公園
長滑 13	子局	滑石4丁目2	滑石	北陽小学校屋上
長滑 14	子局	滑石5丁目	滑石	滑石5丁目15-29前道路敷
西浦上地域センター管内（36か所）				
長西 1	子局延長	西浦上地域センター	千歳町	西浦上支所（チトセピア）
長西 2	子局	赤迫	赤迫	赤迫公園
長西 3	子局	住吉台	住吉台町	住吉北公園
長西 4	子局	西北	西北町	西北小学校運動場
長西 5	子局	若竹	若竹町	市営若竹AP2棟
長西 5-1	延長局	若竹	若竹町	市営若竹AP1棟
長西 6	子局	白鳥	白鳥町	西町校区集会所
長西 7	子局	油木2	油木町	油木丘バス停下県道跡地
長西 8	子局	女の都1丁目	女の都	女の都かに公園
長西 9	子局	女の都3丁目	長与町吉無田郷	女の都東公園
長西 10	子局	畦別当	畦別当町	畦別当公民館前
長西 11	子局	犬継	三ツ山町	三ツ山教会敷地
長西 12	子局	六枚板	三ツ山町	六枚板公民館
長西 13	子局	川平1	川平町	川平上公民館

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
長西 13-1	延長局	川平1	川平町	千茶の木公園
長西 14	子局	川平2	川平町	川平料金所付近市道
長西 15	子局	川平3	川平町	下川平公園
長西 16	子局	三川 1	三川町	私有墓地敷地（精道学園付近）
長西 17	子局	三川 2	三川町	三川町バス停上
長西 18	子局	昭和	昭和	昭和町3-3-1地先地藏堂裏
長西 19	子局	昭和3丁目	昭和	昭和町水源公民館
長西 20	子局	文教	文教町	西浦上中学校
長西 21	子局延長	岩屋	岩屋町	岩屋中学校屋上
長西 22	子局延長	錦	錦	市営中河内団地集会室
長西 23	子局延長	大手	大手	大手保育所屋上（白菊寮屋上）
長西 24	子局延長	音無	音無町	南山小学校
長西 25	子局	柳谷	柳谷町	柳谷中通り公園
長西 26	子局	泉	泉	泉2丁目遊園
長西 27	子局延長	大橋	大橋町	大橋公園
長西 28	子局	川平4	川平町	川平町481-2
長西 29	子局延長	川平5	川平町	川平公園
長西 30	子局延長	西浦上	大手	西浦上小学校
長西 31	子局	女の都	長与町	県営バス女の都営業所
長西 32	子局	油木3	油木町	油木町106水道用地
長西 33	子局延長	緑ヶ丘	緑が丘町	緑が丘中学校屋上
長西 34	延長局	緑ヶ丘	緑が丘町	緑が丘中学校
小ヶ倉地域センター管内（9か所）				
長小ヶ 1	子局	大山	大山町	大山教会横
長小ヶ 2	子局延長	小ヶ倉地域センター	小ヶ倉町	小ヶ倉地域センター
長小ヶ 3	子局	小ヶ倉1丁目	小ヶ倉町	上揚墓地上畑
長小ヶ 4	子局	ダイヤモンド1丁目	ダイヤモンド	小ヶ倉中学校
長小ヶ 4-1	延長局	ダイヤモンド2丁目	ダイヤモンド	ダイヤモンド1丁目遊園
長小ヶ 5	子局	ダイヤモンド4丁目	ダイヤモンド	南長崎小学校
長小ヶ 5-1	延長局	ダイヤモンド4丁目	ダイヤモンド	おりおん座公園
長小ヶ 6	子局延長	小ヶ倉2丁目	小ヶ倉	デイサービスドルフィン駐車場用地

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
長小ヶ 7	子局延長	小ヶ倉3丁目	小ヶ倉	南消防署屋上
小榑地域センター管内（9か所）				
長小榑 1	子局延長	小榑地域センター	小瀬戸町	小榑地域センター
長小榑 2	子局	木鉢1丁目	木鉢町	木鉢1丁目公園
長小榑 3	子局	木鉢2丁目	木鉢町	木鉢地区ふれあいセンター裏
長小榑 4	子局	小瀬戸	小瀬戸町	グリーンフィールド神ノ島前市道緑地
長小榑 5	子局延長	網場脇	小瀬戸町	網場脇公民館
長小榑 6	子局	神ノ島1丁目	神ノ島	神ノ島1丁目公園
長小榑 7	子局	神ノ島3丁目	神ノ島	神ノ島3丁目公民館
長小榑 8	子局延長	みなと坂2丁目	みなと坂	みなと坂緑道
長小榑 9	子局延長	みなと坂1丁目	みなと坂	みなと坂星空公園
福田地域センター管内（16か所）				
長福 1	子局延長	福田地域センター	福田本町	福田地域センター
長福 1-1	延長局	福田地域センター	福田本町	福田本町11-1神社横
長福 2	子局	大浜上	大浜町	ブルーハイツ大浜前公園
長福 3	子局	大浜下	大浜町	大浜公園
長福 4-1	延長局	福田本町1	福田本町	福田本町1493-1付近
長福 4-2	延長局	福田本町1	福田本町	福田本町公園敷地
長福 5	子局	小浦	小浦町	河川横市道
長福 6	子局	小江	小江町	小江町集会所
長福 7	子局	小江小浦	小江町	小江町509-2地先ゴミステーション横
長福 8	子局	上浦	上浦町	上浦公民館
長福 9	子局	手熊	手熊町	手熊町公民館
長福 10	子局	柿泊	柿泊町	第25分団2部横
長福 11	子局	中浦	柿泊町	柿泊かじやま公園
長福 12	子局延長	福田本町2	福田本町	親和公民館
長福 13	子局	大浜中	大浜町	大浜町1054付近
式見地域センター管内（6か所）				
長式 1	子局	園田	園田町	中木場バス停付近
長式 2	子局	四杖	四杖町	(旧)式見中学校
長式 3	子局	相川	見崎町	相川公園

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
長式 4	子局	相川中尾	相川町	中尾自治会集会所
長式 5	子局	見崎	見崎町	見崎町公民館
長式 6	子局延長	式見	式見町	式見小学校
東長崎地域センター管内（63か所）				
長東 1	子局	切通1	田中町	マルキョウ東長崎店上畑地
長東 2	子局	切通2	田中町	日通営業センター横
長東 3	子局	侍石	東町	侍石公民館玄関前
長東 4	子局	長龍寺	矢上町	矢上浄水場ポンプ場
長東 5	子局	赤松	田中町	石田橋河川敷
長東 5-1	延長局	赤松	田中町	上田ノ浦公園
長東 6	子局	現川	現川町	現川バス停前市道
長東 6-1	延長局	現川	現川町	向井電機先
長東 6-2	延長局	現川	現川町	現川町992-1付近
長東 7	子局	中尾	田中町	消防分団6部前
長東 8	子局	田川内	田中町	田の川内バス停付近市道
長東 9	子局	下田の浦	田中町	辻の尾墓地
長東 10	子局	平間	平間町	平間公民館
長東 11	子局	間ノ瀬1	平間町	平間町2566付近 墓地北側畑
長東 12	子局	鶴の尾	鶴の尾町	鶴の尾団地中央公園
長東 13	子局	清藤	東町	湊本タクシー付近市道
長東 14	子局	かき道1丁目	かき道	かき道公民館敷地
長東 15	子局	かき道2丁目	かき道	矢上団地児童第1公園
長東 16	子局	かき道3丁目	かき道	矢上団地第3公園
長東 17	子局	古賀1	古賀町	古賀地区事務所
長東 18	子局	中里1	中里町	田の頭公園
長東 18-1	延長局	中里1	中里町	老人デイサービスセンター平木場荘付近法面
長東 19	子局	松原	松原町	松原町公民館
長東 20	子局	松原上床	松原町	松原上床公園
長東 21	子局	船石1	船石町	船石公民館前
長東 22	子局	船石公園	船石町	船石公園
長東 23	子局	つつじが丘3丁目	つつじが丘	つつじが丘公民館

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
長東 23-1	延長局	つつじが丘3丁目	つつじが丘	つつじが丘東公園
長東 24	子局	戸石	戸石町	戸石神社境内
長東 25	子局	尾崎	戸石町	戸石小学校
長東 26	子局	毛屋	戸石町	東部戸石中継ポンプ場
長東 27	子局	上戸石1	上戸石町	上戸石集会所
長東 28	子局	上戸石2	上戸石町	上戸石町1246-7付近
長東 29	子局	長谷	上戸石町	上戸石町1642付近
長東 29-1	延長局	長谷	上戸石町	上戸石第1公園
長東 30	子局	川内1	川内町	川内町975前市道敷
長東 31	子局	川内2	川内町	川内公園
長東 32	子局	牧島	牧島町	牧島魚協ガレージ横
長東 32-1	延長局	牧島	牧島町	稲荷橋ー稲荷大明神間 道沿い
長東 32-2	延長局	牧島	牧島町	牧島町1046-1牧島宅付近
長東 33	子局	島の前	牧島町	水産センター
長東 34	子局	かき道6丁目	かき道6丁目	かき道6-4-16付近
長東 35	子局延長	矢上1	矢上町	天満宮公園
長東 36	子局延長	矢上2	矢上町	東長崎土地区画整理事務所
長東 37	子局延長	東町	東町	彩が丘自治会集会所
長東 38	子局延長	中里2	中里町	平木場公民館
長東 39	子局延長	船石2	船石町	上座公民館
長東 40	子局延長	古賀2	古賀町	29分団6部詰所付近
長東 41	子局延長	田中1	田中町	中尾公民館
長東 42	子局延長	間之瀬2	平間町	間之瀬中央公民館
長東 43	子局延長	田中2	田中町	中央卸売市場
長東 44	子局延長	中里3	中里町	中野公民館
長東 45	子局延長	上戸石3	上戸石町	上戸石公民館
長東 46	子局延長	高城台	高城台	高城台小学校
長東 47	子局	中里4	中里町	美容室わにがわ付近
長東 48	子局	田中3	田中町	田中町2号緑地
長東 49	子局延長	かき道5丁目	かき道	橘小学校
長東 50	子局	古賀3	古賀町	古賀山の田公園

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
長東 51	子局延長	古賀4	古賀町	古賀町公民館
長東 52	子局	ガーデンシティ	戸石町	しおさい公園
長東 53	子局	侍石2	かき道	矢上団地第2公園
長東 54	子局	かき道4丁目	かき道	矢上団地第4公園
長東 55	子局	つつじが丘1丁目	つつじが丘	古賀団地南公園
日見地域センター管内（8か所）				
長日 1	子局	芒塚	芒塚町	坂下公民館上道路
長日 2	子局延長	芒塚河内	芒塚町	芒塚町公民館
長日 3	子局	宿町	界	日見霊園
長日 4	子局	界町	界	日見中学校
長日 5	子局	網場	網場町	たちばな漁協（網場支所）横
長日 6	子局	小崎	春日町	入江宅付近市道
長日 7	子局	春日	春日町	春日町489付近畑
長日 8	子局	潮見	潮見町	潮見町集出荷場裏
茂木地域センター管内（21か所）				
長茂 1	子局	飯香浦	飯香浦町	地藏堂横市道敷
長茂 2	子局	太田尾	太田尾町	太田尾農協横市道敷
長茂 3	子局	片峰	飯香浦町	片峰公民館
長茂 4	子局	山川河内	太田尾町	太田尾町1480付近
長茂 5	子局	田手原	田手原町	田手原公民館
長茂 6	子局	早坂	早坂町	早坂公民館
長茂 7	子局	田上1	田上	ゴミステーション横市道
長茂 8	子局	茂木	茂木町	茂木町165-3 茂木商工会館左側
長茂 9	子局	寺下	茂木町	玉台寺境内
長茂 10	子局	黒橋	茂木町	茂木町1274-1地先 農協ガソリンスタンド
長茂 11	子局	北浦1	北浦町	北浦町2018-42地先 茂木枇杷農協敷地
長茂 12	子局	宮摺	宮摺町	宮摺町934 宮摺公民館左側
長茂 13	子局	大崎	大崎町	大崎町760付近 畑
長茂 13-1	延長局	大崎	大崎町	大崎町831付近
長茂 14	子局	千々	千々町	千々町269付近分団詰所前
長茂 15	子局延長	田上2	田上	田上地域コミュニティ消防センター

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
長茂 16	子局延長	星取	星取	星取1丁目公民館
長茂 17	子局	田上4丁目	田上	唐八景遊園
長茂 18	子局延長	北浦2	北浦町	茂木中学校(グラウンド)
長茂 19	子局	茂木地域センター	茂木町	茂木地域センター
長茂 19-1	延長局	茂木地域センター	茂木町	市営茂木AP1棟北側
土井首地域センター管内(17か所)				
長土 1	子局	磯道1	磯道町	(旧)土井首公民館跡地
長土 2	子局	三和1	三和町	三和町公民館
長土 3	子局	草住	草住町	草住市営住宅集会所
長土 4	子局	鶴見台	鶴見台	鶴見台第3公園
長土 5	子局延長	土井首地域センター	柳田町	土井首地域センター
長土 6	子局	江川	末石町	江川公園
長土 7	子局	平山	平山町	平山公民館
長土 8	子局	平山台	平山台	平山台第5公園
長土 9	子局延長	磯道2	磯道町	磯道町706付近
長土 10	子局	三和2	三和町	三和千代の幸公園
長土 11	子局延長	土井首	江川町	土井首中学校
長土 12	子局	竿の浦	竿浦町	竿の浦町485付近市道
長土 13	子局	毛井首	毛井首町	毛井首公園
長土 14	子局	竿浦2	竿浦町	竿浦公民館前
長土 14-1	延長局	竿浦2	竿浦町	竿浦サイクリング道路沿い
長土 15	子局	平山台2	平山台	平山台第4公園
長土 16	子局	平山2	平山台	消防団台37分団2部詰所
深堀地域センター管内(7か所)				
長深 1	子局	深堀1丁目	深堀町	深堀東公園
長深 2	子局延長	深堀地域センター	深堀町	深堀地域センター
長深 3	子局	深堀6丁目	深堀町	深堀陣屋跡
長深 4	子局	大籠	大籠町	大籠町662-1付近
長深 4-1	延長局	大籠	大籠町	県道深堀三和線横 玉栄養鶏園付近
長深 5	子局	大籠上	大籠町	大籠町662前市道横
長深 6	子局	深堀	深堀町1丁目	深堀中学校

第3章 風水害等応急対策計画

新規 2 8 0 MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
三重地域センター管内（ 2 7 か所）				
長三 1	子局	白髪	鳴見町	鳴見西公園
長三 1-1	延長局	白髪	鳴見町	鳴見東公園
長三 2	子局	鳴見	鳴見町	鳴見町公民館
長三 2-1	延長局	鳴見台	鳴見町	村崎造園付近
長三 3	子局	鳴見台	鳴見台	鳴海台1-35-2付近
長三 4	子局	多以良1	多以良町	多以良公民館
長三 5	子局	多以良2	多以良町	ナフコ畝刈店付近
長三 6	子局	日当	鳴見町	日当グラウンド
長三 7	子局	光風台	鳴見町	光風台第 2 自治会公民館
長三 8	子局	畝刈1	畝刈町	畝刈第二公園
長三 9	子局延長	沖平1	多以良町	公民館上畑
長三 9-1	延長局	沖平1	多以良町	沖平公民館及び多以良町1785付近
長三 9-2	延長局	沖平1	多以良町	沖平公民館及び多以良町1785付近
長三 10	子局	京泊	京泊町	京泊町公民館右裏
長三 11	子局	三重ニュータウン	京泊町	京泊第 3 公園
長三 11-1	延長局	三重ニュータウン	京泊	京泊第 2 公園
長三 12	子局延長	三重地域センター	三重町	三重地域センター
長三 13	子局	檜山	檜山町	檜山公園
長三 14	子局	三重田	三重田町	三重田公民館東側山
長三 15	子局	畝刈2	畝刈町	京泊緑道 県営住宅三重第2団地E棟付近
長三 16	子局	さくらの里2丁目	さくらの里	さくらの里西公園
長三 17	子局延長	さくらの里1丁目	さくらの里	さくらの里第一(公園)公民館
長三 18	子局延長	三京	三京町	マリンヒル三京集会所
長三 19	子局延長	豊洋台	豊洋台	豊洋台第一自治会集会所
長三 20	子局	沖平2	多以良町	多以良町1691道路付近
長三 21	子局	光風台2	鳴見台	光風台自治会第1集会所
長三 22	子局	多以良3	多以良町	多以良西公園
香焼地域センター管内（ 1 2 か所）				
香 1	子局	馬手ヶ浦	香焼町長浜	香焼第 5 児童公園付近
香 2	子局	長浜	香焼町大山	香焼菱興ビル前

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
香 3	子局	深浦	香焼町大山	深浦バス停付近
香 4	子局	堀切西	香焼町堀切	堀切西自治集会所裏高台
香 5	子局	田ノ浦	香焼町田浦	陽香里工房敷地
香 6	子局	本村	香焼町	香焼地域センター
香 7	子局	丹馬	香焼町丹馬	消防団第43分団詰所
香 8	子局	尾ノ上	香焼町尾ノ上	香焼第6児童公園付近
香 9	子局	安保	香焼町丹馬	市営丹馬住宅付近
香 10	子局	恵里	香焼町阿保	香焼第3児童公園
香 11	子局	栗辰	香焼町瀧ノ口	香焼総合公園西側付近
香 12	子局	海老瀬	香焼町後平	海老瀬バス停付近
野母崎地域センター管内（37か所）				
野 1	子局	野母崎地域センター	野母町	野母崎地域センター
野 1-1	延長局	野母崎地域センター	野母町	野母崎小・中学校付近
野 2	子局延長	黒浜	黒浜町	黒浜公民館付近
野 2-1	延長局	黒浜	黒浜町	黒浜広場
野 3	子局延長	以下宿	以下宿	永寿園付近
野 4	子局延長	野々串	以下宿	野々串公民館
野 4-1	延長局	野々串	高浜町	高浜町2819-1付近
野 6	子局延長	毛首	高浜町	毛首公民館付近
野 7	子局延長	大野	高浜町	大野公民館付近
野 8	子局延長	山明	高浜町	高浜町1629-1付近
野 9	子局延長	浦の迫	高浜町	高浜農村公園
野 10	子局	蔭平	高浜町	蔭平公民館付近
野 11	子局延長	小古里	高浜町	古里公民館
野 11-1	延長局	小古里	高浜町	高浜町4223付近
野 12	子局	大古里	高浜町	高浜町4739-3付近
野 12-1	延長局	大古里	南越町	南越町137-1付近
野 13	子局	南越	南越町	南越公民館付近
野 14	子局	木場	脇岬町	脇岬町609-2付近
野 15	子局	出口	野母町	野母町514付近
野 15-1	延長局	出口	野母町	野母町514付近

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
野 16	子局	野母崎深浦	野母町	野母町1033-1付近
野 17	子局	野母地区公民館	野母町	野母地区公民館
野 18	子局	釜ヶ浦	野母町	野母町3985-1付近
野 19	子局	井上	脇岬町	脇岬町1144-1付近
野 20	子局	原	脇岬町	脇岬町2798付近 民家裏
野 21	子局延長	脇岬地区ふれあいセンター	脇岬町	脇岬地区ふれあいセンター
野 21-2	延長局	脇岬地区ふれあいセンター	脇岬町	脇岬町3294-2付近
野 22	子局	山下	脇岬町	脇岬地区集会所付近
野 22-1	延長局	山下	脇岬町	野母崎三和漁業協同組合付近
野 23	子局	水崎	野母崎樺島町	野母崎樺島町1888-1付近 道路脇
野 24	子局	真浦	野母崎樺島町	野母崎樺島町419-1付近 道路脇
野 26	子局	下場	脇岬町	脇岬町1958付近
野 26-1	延長局	下場	脇岬町	我流敷地内
野 27	子局	古町	野母崎樺島町	野母崎樺島町1730-9付近
野 28	子局	東端	野母町	野母町1453-1付近
野 29	子局	西端	野母町	野母児童公園付近
野 29-1	延長局	西端	野母町	海蔵寺

高島地域センター管内（4か所）				
高 1	子局	光町北	高島町	高島郵便局横
高 2	子局	本町	高島町	カトリック高島教会付近
高 3	子局	小島	高島町	小島集会所付近
高 4	子局	蛸瀬	高島町	高島町211付近
伊王島地域センター管内（7か所）				
伊 1	子局	伊王島地域センター	伊王島町	伊王島地域センター
伊 2	子局	馬込	伊王島町	西彼南部漁協組合横
伊 3	子局	塩町	伊王島町	市営塩町住宅裏山地

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
伊 4	子局	船津	伊王島町	船津生活館
伊 5	子局	大明寺	伊王島町	大明寺生活館
伊 6	子局	多尾	伊王島町	市営多尾アパート付近
伊 7	子局	丘町	伊王島町	伊王島町1-2926付近
外海地域センター管内（24か所）				
外 1	子局	外海地域センター	神浦江川町	外海地域センター
外 2	子局	永田浜	永田町	永田町2057付近 道路脇
外 3	子局	黒崎 1	下黒崎町	外海黒崎小学校
外 4	子局	黒崎 2	下黒崎町	黒崎地区公民館運動広場
外 5	子局	黒崎 3	下黒崎町	（旧）外海地域センター黒崎事務所
外 6	子局	上黒崎	上黒崎町	外海総合公園運動場
外 7	子局	下出津	西出津町	西出津町2951-2付近 墓地横
外 8	子局	牧野 1	新牧野町	（旧）出津地区公民館
外 9	子局	牧野 2	新牧野町	新牧野町558付近 道路脇
外 10	子局	西出津	西出津町	西出津町1828-2付近 道路脇
外 11	子局	畑杭	新牧野町	新牧野町285-4付近 防火水槽横
外 12	子局	赤首	赤首町	赤首町1093-4付近 防火水槽横
外 13	子局	新地	下大野町	新地公民館
外 14	子局	下大野	下大野町	下大野町2480付近 道路脇階段横
外 15	子局	口福	神浦口福町	神浦口福町371付近 道路脇
外 16	子局	神浦丸尾 1	神浦丸尾町	神浦丸尾町1052-1付近 道路脇
外 17	子局	神浦丸尾 2	神浦丸尾町	神浦丸尾町1186付近 河川脇
外 18	子局	寺の坂	神浦江川町	神浦江川町1080付近
外 19	子局	大中尾 1	神浦下大中尾町	神浦下大中尾693付近
外 20	子局	大中尾 2	神浦下大中尾町	神浦下大中尾397-1付近
外 21	子局	大中尾 3	神浦上大中尾町	大中尾第2公民館
外 22	子局	扇山	神浦扇山町	旧扇山分校（公民館）
外 23	子局延長	池島 4	池島町	（旧）外海地域センター池島事務所裏
外 24	子局	永田岡	永田町	永田町1112-1付近 道路脇
三和地域センター管内（30か所）				
三 1	子局	三和地域センター	布巻町	三和地域センター

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
三 2	子局	徳道	川原町	徳道自治会集会所
三 3	子局	木場上	宮崎町	宮崎町2024付近 道路脇
三 4	子局	木場下	宮崎町	宮崎町1950-3付近 道路脇
三 5	子局	宮崎	宮崎町	総合地域施設
三 6	子局延長	本郷	川原町	JAせいひ三和支店
三 7	子局	上川	川原町	上川自治公民館付近
三 8	子局	船津東	為石町	道路脇（三和中学校付近）
三 9	子局	船津西	為石町	介護ハウス花椿
三 10	子局	郷東	為石町	為石町274-1 駐車場内
三 11	子局	藤田尾上	藤田尾町	消防54分団3部敷地内
三 12	子局	藤田尾下	藤田尾町	藤田尾公民館
三 13	子局	椿が丘	椿が丘町	椿が丘町29付近 道路脇
三 14	子局	布巻南	布巻町	布巻町590付近 道路脇
三 15	子局	布巻北	布巻町	布巻自治公民館
三 16	子局	晴海台南	晴海台町	晴海台1号公園
三 17	子局	小松	蚊焼町	SEA-MAX（旧）施設内
三 18	子局	大道	蚊焼町	蚊焼町1136付近 道路脇
三 18-1	延長局	大道	蚊焼町	蚊焼入口バス停付近
三 18-2	延長局	大道	蚊焼町	蚊焼町1167付近 墓地
三 19	子局	上揚	蚊焼町	水道施設（古茶屋減圧槽）内
三 20	子局延長	江村	蚊焼町	蚊焼地区ふれあいセンター
三 21	子局	波戸	蚊焼町	蚊焼町3122-1付近 道路脇
三 22	子局	折山	蚊焼町	岳路運動公園駐車場
三 23	子局	岳路上	蚊焼町	蚊焼町4447-1付近 道路脇
三 24	子局	岳路中	蚊焼町	蚊焼町4453付近 山地
三 25	子局	岳路下	蚊焼町	蚊焼町4999-1付近 道路脇
三 26	子局	為石	為石町	為石町2535-2付近
三 27	子局	晴海台東	晴海台町	晴海台4号公園付近
三 28	子局	晴海台中	晴海台町	晴海台3号公園
琴海地域センター管内（46か所）				
琴 1	子局	琴海地域センター長浦事務所	長浦町	琴海地域センター

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
琴 2	子局	小口	琴海尾戸町	琴海尾戸町289-5付近 山地
琴 3	子局	又兵衛	琴海尾戸町	琴海尾戸町1287付近 山地
琴 4	子局	松尾	琴海尾戸町	琴海尾戸町1968-7付近 山地
琴 5	子局	名串	琴海尾戸町	名串憩いの家公園
琴 6	子局	大別当	琴海尾戸町	琴海尾戸町2558-3付近 山地
琴 7	子局	張岳	琴海尾戸町	張岳集落センター
琴 8	子局	野木ノ浦	琴海尾戸町	琴海尾戸町3059-1付近 山地
琴 9	子局	古泊	琴海大平町	琴海大平町73付近 山地
琴 10	子局	火引の浦	琴海大平町	琴海大平町638-5付近 道路脇
琴 11	子局	旭ヶ丘	琴海大平町	旭ヶ丘公民館
琴 12	子局	浦目	琴海大平町	琴海大平町1901-1付近 道路脇
琴 13	子局	大江	琴海大平町	琴海大平町2076付近 山地
琴 14	子局	郷の原	琴海大平町	琴海大平町3804-6付近 防火水槽脇
琴 15	子局	形上	琴海形上町	形上公民館
琴 16	子局	形上岳	琴海形上町	琴海形上町2904-4付近 山地
琴 17	子局	引地	琴海形上町	琴海形上町1421-1付近 道路脇
琴 18	子局	大子	琴海形上町	琴海形上町1163-3付近 道路脇
琴 19	子局	楠原	琴海形上町	琴海形上町714-15付近 山地
琴 20	子局	手崎	長浦町	手崎地区集落センター
琴 21	子局	桜谷	長浦町	長浦町1811-8付近 山地
琴 22	子局	赤水	琴海戸根原町	琴海戸根原町2144-21付近 山地
琴 23	子局	神上	長浦町	神上公民館
琴 24	子局	戸根原	琴海戸根原町	戸根原地区公民館
琴 25	子局	土井の浦	琴海戸根原町	土井の浦公民館
琴 26	子局	松山	琴海戸根町	琴海戸根町1263付近 公園
琴 27	子局	上	琴海戸根町	上集会所
琴 28	子局	見上	琴海戸根町	消防65分団詰所
琴 29	子局	崎山	琴海戸根町	琴海戸根町744-13 堤防脇
琴 30	子局	脇崎	琴海戸根町	琴海戸根町115-1付近
琴 31	子局	大石	琴海村松町	琴海村松町296-1付近 山地
琴 32	子局	大石岳	琴海村松町	琴海村松町2015付近 道路脇

第3章 風水害等応急対策計画

新規280MHz		局名	所在町	設置場所
管理番号	種別			
琴 33	子局	吉の浦	琴海村松町	豊鳴神社
琴 34	子局	村松	琴海村松町	琴海村松町690-1 山地
琴 35	子局	東	西海町	西海町4658付近 道路脇
琴 36	子局	中川内	西海町	西海町3477-3付近 道路脇
琴 37	子局	谷口	西海町	谷口公民館前
琴 38	子局	松の迫	西海町	にしうみ保育園駐車場
琴 39	子局	平床	西海町	西海町1143付近 道路脇
琴 40	子局	九十九	西海町	九十九自治会集会所
琴 41	子局	桂山	西海町	桂山集会所
琴 42	子局	岩立	西海町	岩立公民館
琴 43	子局	ニュータウン1	西海町	バス停留所脇
琴 44	子局	ニュータウン2	西海町	西海町1755-1付近 道路脇
琴 45	子局	檜の久保	西海町	西海岳公民館
琴 46	子局	谷門	西海町	西海町1719-13付近 店舗裏

3-2 長崎市災害罹災状況調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき設置する長崎市災害対策本部（以下「対策本部」という。）及び長崎市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）が実施する災害罹災状況調査（以下「調査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(調査の実施)

第2条 対策本部又は警戒本部が実施する調査は、風水害等に伴う被害にあつては財務部調査班が、火災に伴う被害にあつては消防部調査班が実施するものとする。

2 現地災害対策本部が設置された区域の風水害等に伴う被害の調査は、前項の規定にかかわらず、現地災害対策本部が実施するものとする。

(応援協力)

第3条 前条の規定により調査を実施する班又は現地災害対策本部の長（以下「調査班長等」という。）は、前条に規定する調査を単独で実施することが困難であると認めるときは、対策本部又は警戒本部と協議のうえ、対策本部又は警戒本部を組織する他の班に協力を要請し、共同して実施することができる。

(調査の期間等)

第4条 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けるための調査は、災害発生時から24時間以内に完了するものとする。

2 災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策のための調査は、同法第62条に規定する応急措置が完了する前までに完了するものとする。

(調査の方法)

第5条 調査は、災害等調査表（第1号様式）により実施するものとする。

2 調査に従事すべきものとして調査班長等が指名した職員（以下「調査員」という。）は、調査に際し、調査の対象となる区域内の自治会長又は民生委員に協力等を要請することができる。

(調査の報告)

第6条 調査班長等は、調査員がその調査を完了したときは、災害等調査集計表（第2号様式）により、遅滞なく対策本部又は警戒本部に報告するものとする。

(研修の実施)

第7条 調査班長等は、調査の円滑な実施のため、必要に応じ、調査員に対し、調査の方法その他必要事項について、研修を実施するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

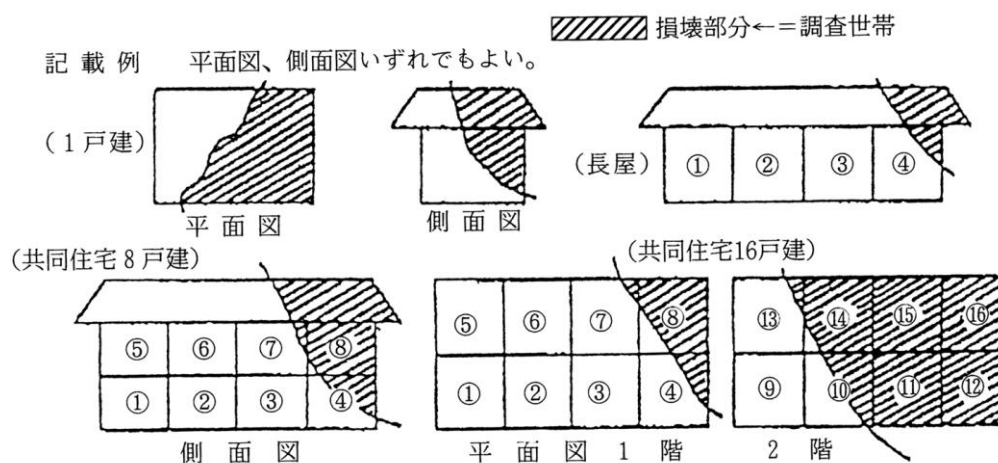
災害等調査表

年 月 日

住家 非住家		自治会名				調査員	部（署）所	
り 災 世 帯	住 所	町 番 号 番地				TEL		
	氏 名					職 業		
	世 帯 人 員	人	うち 小学生 人 中学生 人		}		計 人	
り 災 の 程 度	棟別	壊 壊 一部破損 全 半 焼 焼 部分焼・ぼや		世帯別	壊 壊 一部破損 全 半 焼 焼 小 損			
	建物流失、埋没、土砂竹木たい積、床上浸水、床下浸水、敷地崩壊							
	男 人 死者 女 人		男 人 ・行方不明 女 人		男 人 ・重傷者 女 人		男 人 ・軽傷者 女 人	
り 災 建 物 の 状 況	住 家	1戸建 共同住宅 長 屋 その他		自 家 借 家	非 住 家	用途		
		同一棟の 世帯数		名称				
		共同住宅等の 場合、名称		所在地		町 番 号 番地		
	構 造	耐火 簡耐 葺 階建 延べ ㎡ 木造 面積 または 坪						
	所 有 者 (名義)	住所 氏名						
家財等の損害、非 住家はその収容物		水損 破損 汚損 全家財の約 %						
備 考 欄								
避難（連絡）先		番 号 町 番地		TEL 方				

記 載 上 の 注 意

1. 住家については世帯ごとに、非住家については棟ごとに調査表を作成する。
2. 該当事項は○で囲む。
3. 非住家の場合、り災世帯及びり災建物の状況の住家欄は記入の必要なし。
4. 非住家の場合、用途（官公署、学校、病院、神社、仏閣、事務所、店舗、工場、作業場、倉庫、納屋、物置、車庫、養畜場など）及びその名称（法人名、会社名、〇〇神社、〇〇寺など）があるものは記入する。
5. 住家に同一棟に2世帯以上あるときは、り災の程度については棟別、世帯別（例えば、棟で半壊であっても世帯では全壊ということがある。）両方に記入する。
6. 借家の場合または自家でも世帯主と名義が異なる場合及び非住家の場合には、その建物の所有物（名義）を記入する。
7. 備考欄には死傷者氏名、年令及び建物のり災程度を判定した資料（状況）を記入する。1戸建の場合でも説明しにくいときはつとめて略図（平面図・側面図）を記入し、同一棟に2世帯以上ある場合は必ず、次の要領により略図を付記し、同一棟ごとにまとめてとじこむこと。



8. 建物り災の判定資料

判 定 の 基 礎		区 分									
風 水 害 等	<u>被 害 床 面 積</u> <u>延 べ 面 積</u>	全 壊				半 壊				一部破損	
	%	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
	<u>主要構造部被害額</u> <u>住 家 の 時 価</u>	全 壊				半 壊				一部破損	
	補修と再利用の可否による	・全 壊 補修を加えても再使用できないもの ・半 壊 補修すれば元通りに再使用できるもの ・一部破損 半壊に至らないもの									
火 災	<u>焼 き 損 害 額</u> <u>建物全評価額</u>	全 焼				半 焼				部分焼	
	%	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
	補修と再利用の可否による	・全 焼 補修を加えても再使用できないもの ・半 焼 補修すれば元通りに再使用できるもの ・部分焼 半焼に至らないもの ・ぼ や 焼損床面積が1.0㎡未満又は収容物のみの焼損									

災 害 等 調 査 集 計 表

年 月 日 調査

調 査 区 域	学 校 区		町 名		自治会名	
調査員所属				氏 名		

区 分 災害種別	棟 数		世 帯 数	世 帯 人 員	小 学 生	中 学 生
	住 家	非住家				
全 壊 焼	(棟)	(棟)	全壊(世帯) 全損			
半 壊 焼			半壊 半損			
一 部 破 損 焼			○損 小損			
ぼ や						
建 物 流 失						
床 上 浸 水						
床 下 浸 水						
計						

区 分	男女別	男	女	計
死 者				
行 方 不 明				
重 傷 者				
軽 傷 者				

各人 } ごとに集計して
所属 } 提出する。

3-3 被害報告の要領

1 総合被害報告等の基準

被害状況等がおおむね次に掲げる事項に該当する場合は県に報告するものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (2) 長崎市が災害対策本部を設置したもの。
- (3) 災害が当初は軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがあるもの。
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの。
- (6) その他特に報告の指示があったもの。
- (7) 災害り災状況調査実施要綱に基づく報告。

2 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の 種 類	提 出 期 限	様 式	提出 部数
災害確 定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号 様 式	1部
災害中 間年報	12月20日	第2号 様 式	1部
災 害 年 報	4月30日	第3号 様 式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

3 被害認定基準

- (1) 風水害等の被害

ア 人的被害

- (ア) 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
- (イ) 行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
- (ウ) 重傷者とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者をいう。
- (エ) 軽傷者とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療

第3章 風水害等応急対策計画

ができる見込みの者をいう。

イ 住家の被害

(ア) 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(イ) 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(ウ) 全壊（流失・埋没）とは住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊・流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

(エ) 半壊（半流失・半埋没）とは、住家の損壊が甚だしいが、修理すればもとどおりに再使用できる程度のもの。

具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(オ) 一部破損とは、損壊の程度が半壊に至らないものをいう。ただし、窓ガラス等の数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。

(カ) 床上浸水とは、その住家の床以上に浸水したものと及び全壊、又は半壊には該当しないが、土砂・竹木等のたい積のため一時的に居住することができないものをいう。

(キ) 床下浸水とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。

ウ 非住家の被害

(ア) 非住家とは、住家以外の建築物とする。

なお、官公署・学校・病院・公民館・神社・仏閣等は非住家とする。

ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。

(イ) 非住家被害とは、非住家に対する全壊・半壊程度の被害を受けたものをいう。

エ 田畑の被害

(ア) 流失・埋没とは、耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。

(イ) 冠水とは、植え付け作物の先端が見えなくなる程度水につかったもの。

オ 土木の被害

(ア) 道路決壊とは、高速自動車道・一般国道・県及び市道の一部が決壊し、車両の通行が不能になった程度の被害をいう。

(イ) 橋梁流失とは、市道以上の道路に架設した橋の一部、又は全部が流失し、一部の渡橋が不能になった程度の被害をいう。

カ 船舶の被害

被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったものと及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたものをいう。

(2) 火災の被害

火災については、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。

ア 人的被害

(ア) 死者又は負傷者とは、火災現場において（消防吏員及び団員は覚知から現場引き揚げまで）火災に直接起因して、死亡（病死者を除く。）又は負傷した者をいう。

火災により負傷した後48時間以内に死亡した者は、火災による死者とする。

(イ) 重症とは、傷病の程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上をいう。

中等症とは、傷病の程度が重症又は軽症以外のものをいう。

軽症とは、傷病の程度が入院加療を必要としないものをいう。

イ 物的被害

(ア) 建物被害

a 全焼とは、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

b 半焼とは、建物の焼き損害が火災前の建物の評価額20%以上のもので、全焼に該当しないものをいう。

c 部分焼とは、建物の焼き損害が火災前の建物の評価額の20%未満のものでぼやに該当しないものをいう。

d ぼやとは、建物の焼き損害が火災前の建物の評価額の10%未満であり、焼損床面積が1.0㎡未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり、焼損表面積が1.0㎡未満のもの、又は収容物のみを焼損したものをいう。

(イ) 住家被害

a 住家及び世帯の定義は風水害等の当該項目に準ずる。

b 全損世帯とは、建物（収容物を含む。以下半損、小損においても同じ。）が全焼した世帯をいう。

c 半損世帯とは、建物が半焼した世帯をいう。

d 小損世帯とは、建物が部分焼した世帯をいう。

(ウ) 非住家の被害

a 非住家の定義は、風水害等の当該項目に準ずる。

b 非住家の被害とは、火災により非住家が部分焼以上の焼損を受けたものをいう。

(エ) 建物以外の被害

a 林野の被害とは、火災により森林、原野又は牧野が焼損を受けたものをいう。

b 車両の被害とは、火災により原動機によって運行することができる車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損をうけたものをいう。

c 船舶の被害とは、火災により船舶及びその積載物が焼損したものをいう。

d 航空機の被害とは、火災により航空機又はその積載物が焼損したものをいう。

(3) 消防機関の出動人員

消防機関の出動人員の報告にあつては、被害が発生し防災活動に従事したもので、待機は含まない。

第3章 風水害等応急対策計画

(4) その他

火災被害の報告にあつては、本要領に定めるもののほか、火災報告取扱要領（平成6年4月21日消防災第100号消防庁長官通知）及び長崎市消防局火災調査規程（平成10年長崎市消防局訓令第2号）並びに長崎市消防局火災調査規程事務処理要綱に準拠するものとする。

第3章 風水害等応急対策計画

第1号様式 災害確定報告

都 道 府 県						区 分			被 害				
災 害 名 ・ 確 定 年 月 日			月 日 時確定			そ の 他	田	流失・埋没	ha				
								冠 水	ha				
							畑	流失・埋没	ha				
								冠 水	ha				
報 告 者 名							文 教 施 設		箇所				
区 分			被 害				病 院		箇所				
人 的 被 害	死 者		人				道 路		箇所				
	行 方 不 明 者		人				橋 り よ う		箇所				
	負傷者	重 傷	人				河 川		箇所				
		軽 傷	人				港 湾		箇所				
住 家 被 害	全 壊		棟				の	砂 防		箇所			
			世帯					清 掃 施 設		箇所			
			人			崖 く ず れ		箇所					
	半 壊		棟			鉄 道 不 通		箇所					
			世帯			被 害 船 舶		隻					
			人			水 道		戸					
	一 部 破 損		棟			電 話		回線					
			世帯			電 気		戸					
			人			ガ ス		戸					
	床 上 浸 水		棟			ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所					
			世帯										
			人										
	床 下 浸 水		棟			り 災 世 帯 数		世帯					
			世帯			り 災 者 数		人					
			人										
	非 住 家	公 共 建 物		棟				火 災 発 生	建 物		件		
		そ の 他		棟					危 険 物		件		
								そ の 他		件			

第3章 風水害等応急対策計画

区		分	被	害	都 対 道 策 府 策 県 本 災 害 部	名	称			
公 立 文 教 施 設		千円				設	置	月 日 時		
農 林 水 産 業 施 設		千円				解	散	月 日 時		
公 共 土 木 施 設		千円								
そ の 他 の 公 共 施 設		千円			災 設 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名					
小 計		千円								
公共施設被害市町村数		団体								
そ の 他	農 産 被 害	千円			災 適 害 用 市 救 町 助 村 法 名	計 団体				
	林 産 被 害	千円								
	畜 産 被 害	千円								
	水 産 被 害	千円								
	商 工 被 害	千円								
	そ の 他	千円			計 団体					
被 害 総 額		千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数		人			
消 防 団 員 出 動 延 人 数		人								
備	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）									
考										

第2号様式

災 害 中 間 年 報

都道府県名

区分			災害名	発生年月日						計
人的被害	死者		人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
	床下浸水	棟								
		世帯								
		人								
	非住家	公共建物	棟							
その他		棟								
り 災 世 帯 数			世帯							
り 災 者 数			人							
被害総額			千円							
公立文教施設			千円	()	()	()	()	()	()	
農林水産業施設			千円	()	()	()	()	()	()	
公共土木施設			千円	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設			千円	()	()	()	()	()	()	
その他被害			千円							
消防職員出動延人数			人							
消防団員出動延人数			人							
都道府県災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
災害対策本部設置市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体	

第3章 風水害等応急対策計画

第3号様式 災害年報

都道府県名

区分			災害名		発生年月日						計
人的被害		死者	人								
		行方不明者	人								
		負傷者	重傷	人							
			軽傷	人							
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
	半壊	棟									
		世帯									
		人									
	一部破損	棟									
		世帯									
		人									
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
	床下浸水	棟									
		世帯									
		人									
	非住家	公共建物	棟								
その他		棟									
その他の	田	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	畑	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	学校	箇所									
	病院	箇所									
	道路	箇所									
	橋りょう	箇所									
	河川	箇所									
	港湾	箇所									
	砂防	箇所									
	清掃施設	箇所									
	崖くずれ	箇所									
	鉄道不通	箇所									
	被害船舶	隻									
	水道	戸									

第3章 風水害等応急対策計画

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日			災害名					計
区分								
電	話	回線						
電	気	戸						
ガ	ス	戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り 災 世 帯 数		世帯						
り 災 者 数		人						
公 立 文 教 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
農 林 水 産 業 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
公 共 土 木 施 設		千円	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()
小 計		千円	()	()	()	()	()	()
公共施設被害市町村数		団体						
その他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額		千円						
都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

3-4 風水害時の広報内容事例

こちらは、長崎市災害対策本部です。

気象情報の伝達	・台風〇号は、本日、午前〇時〇分現在、〇〇の〇〇〇にあって、毎時〇〇kmの速さで〇〇方向に進んでいます。このため、ただ今、本市に〇〇警報（注意報）が出されました。これから、〇〇にかけて暴風域に入り、雨風ともに強くなることが予想されます。今後の気象情報に十分注意してください。
避難通報、避難時の注意事項	・台風〇号による大雨のため、〇〇地区で浸水の恐れがでました。〇〇地区の皆さんは、」全員〇〇学校体育館に避難してください。 - なお、避難するときは、必要最低限の身の回りの物を持って、警察官や消防職員、市役所職員の誘導に従って避難してください。 ・台風〇号の影響による〇〇川の増水のため、〇〇付近では洪水が堤防を越える恐れが出てきました。このため、〇〇地区の皆さんは、万一来てて全員〇〇学校体育館に避難してください。 - なお、避難するときは、必要最低限の身の回りの物を持って、警察官や消防職員、市役所職員の誘導に従って避難してください。 ・皆さん、避難するときには、着替え、貴重品等必要最低限のものを持ち、警察官や消防職員、市役所職員の誘導に従って避難してください。また、避難先では、家族の安全を確認し、責任者の方は最寄りの市職員まで報告してください。
高齢者等避難開始 (要配慮者避難情報) (洪水等)	・〇〇地区に洪水に関する警戒レベル3、高齢者等避難開始を発令しました。 ・〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。 ・お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、危険な場所から避難を開始してください。 ・避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
避難指示 (洪水等)	・〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。 ・〇〇川の水位が氾濫するおそれがあります。 ・〇〇地区で、まだ避難できていない方は、危険な場所から直ちに避難してください。 ・避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に直ちに避難するか、屋内の高いところに直ちに避難してください。
災害発生情報 (洪水等)	・〇〇地区に洪水に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。 ・〇〇川が氾濫しています。 ・〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。
市の活動体制	・長崎市では、全職員を以て災害対策本部を設置します。

3-5 指定緊急避難場所（公園等）一覧表

別表 2

地域 センター	公園	所在地	面積（㎡）	標高（m）
中央（73）	長崎公園	上西山町1番地1	29,041	41.3
	西坂公園	西坂町2400番地	7,084	24.6
	中町公園	中町2番地100	5,100	10.6
	瓊の浦公園	恵美須町5番地100	3,923	4.0
	桜町公園	桜町10番地1000	2,497	9.9
	中央公園	賑町5番地100	3,135	4.0
	立山公園	立山5丁目175番地	44,022	164.5
	魚の町公園	魚の町5番地2	2,857	8.3
	西山台南公園	西山台1丁目346番地2	3,784	189.8
	三川公園	西山台2丁目410番地306	3,757	136.8
	三景台第4公園	三景台町476番地	2,139	253.9
	上小島公園	上小島4丁目510番地2	2,457	133.8
	風頭みすみ公園	風頭町446番地1	861	165.8
	麴屋町公園	麴屋町68番地2	730	11.1
	本河内2丁目公園	本河内2丁目560番地2	2,025	105.5
	西山2丁目公園	西山2丁目291番地5	529	41.7
	宮の下公園	大井手町38番地	1,448	9.6
	風頭公園	伊良林3丁目510番地6	24,833	146.5
	祝捷山公園	上小島5丁目503番地9	14,130	204.1
	鎮西公園	宝栄町2400番地	7,790	25.8
	稲佐児童公園	稲佐町2400番地	2,161	18.1
	梁川公園	梁川町2400番地	7,568	3.6
	丸尾公園	丸尾町23番地27	2,128	2.6
	水の浦公園	水の浦町4番地	1,893	3.2
	立神公園	東立神町226番地1	1,336	5.1
	稲佐近隣公園	曙町299番地3	25,199	111.0
	上戸町公園	上戸町1丁目58番地39	715	61.9
	鶴見公園	戸町4丁目212番地49	607	2.5
	鍋冠山公園	出雲2丁目144番地1	25,304	168.3
	どんの山公園	元町129番地	5,971	130.5
	南町公園	南町343番地1	935	118.7
	湊公園	新地町1500番地1	2,526	2.5
	仁田中央公園	稲田町53番地2	858	50.7
	小曾根公園	小曾根町3番地1	380	4.1
	丸山公園	寄合町1番地2	1,207	7.4
	東山公園	東山町55番地	828	50.0
	川口公園	川口町2400番地	2,498	2.0
	山王公園	岩川町2400番地	2,501	2.4
	富士見公園	富士見町2400番地	6,891	14.4

第3章 風水害等応急対策計画

地域 センター	公園	所在地	面積 (㎡)	標高 (m)
中央 (73)	城山公園	城山町 2400 番地	3,588	10.8
	天主公園	平和町 2400 番地 1	3,729	11.9
	平和公園	松山町外 2400 番地 1	156,700	25.3
	本原公園	本原町 2400 番地 1	2,726	33.8
	花園公園	花園町 2400 番地 5	1,861	28.7
	末広公園	扇町 2400 番地 1	6,784	16.3
	立岩公園	立岩町 2400 番地 1	1,546	36.1
	おおぞら公園	城山台 2 丁目 237 番地 232	2,997	186.7
	本尾公園	本尾町 259 番地	2,336	91.6
	三原公園	三原 1 丁目 2 番地 158	1,263	81.2
	石神公園	石神町 2400 番地 1	1,535	37.5
	城栄公園	城栄町 2400 番地	1,524	6.2
	城山台公園	城山台 2 丁目 204 番地 460	3,385	116.3
	かめ焼公園	花園町 2400 番地 3	1,054	18.5
	小江原公園	小江原 1 丁目 183 番地 128	1,205	140.9
	いちょう公園	小江原 2 丁目 23 番地 281	1,230	170.1
	小江原台近隣公園	小江原 3 丁目 330 番地 1077	16,021	161.0
	飽の浦公園	塩浜町 52 他	2,967	6.9
	片淵近隣公園	片淵 3 丁目 541-4 ほか	31,456	136.8
	上西山公園	西山本町 36 番 7	1,232	47.2
	上長崎公園	片淵 1 丁目	25,984	21.0
	出島表門橋公園	江戸町 8-1 ほか 31 筆	2,000	3.3
	そらの夢公園	小江原 5 丁目 654 番 54、1452 番 45	2,628	151
	にじの夢公園	小江原 5 丁目 1452 番 115	1,196	126.2
	愛宕中央公園	愛宕 3 丁目 819 番 3、826 番 4、826 番 25	1,935	52.1
	上小島清水公園	上小島 5 丁目 415 番 2、465 番 8、465 番 122	1,277	141.7
	江平公園	江平 1 丁目 466 番 2	2,622	47.4
	三原台南公園	三原台三丁目 120 番 9	2,721	157.8
	奥山運動公園	本河内 4 丁目 2033-1 他	1,373	175.8
	岩見が丘公園	岩見町 99 番 3 岩見町 451 番 37、451 番 38	4,351	81.7
	稲佐公園	曙町 7-72	5,138	58.2
	戸町 2 丁目公園	戸町 2 丁目 170 番 7	4,578	106.3
	小菅の丘公園	小菅町 155 番 26	1,108	61.7
公園面積計 (㎡)				575,722
人口計 (人)				162,384

第3章 風水害等応急対策計画

地域 センター	公園	所在地	面積（㎡）	標高（m）
小ヶ倉 (3)	おりおん座公園	ダイヤランド3丁目80番地89	12,860	60.4
	南部地区公園	ダイヤランド1丁目400番地157	54,563	150.1
	さくら坂公園	新戸町三丁目638番99	1157	88
		新戸町三丁目673番14		
公園面積計（㎡）			68,580	
人口計（人）			7,979	
小榊 (5)	神ノ島公園	神ノ島町1丁目273番地2	65,440	78.4
	みなと坂船の公園	みなと坂一丁目92番5外5筆	7,147	109.8
	みなと坂くすのき公園	みなと坂二丁目525番13	5,237	127.9
	みなと坂やしのき公園	みなと坂一丁目740番15	1,746	14.5
	みなと坂星空公園	みなと坂一丁目28番44、740番177	1,570	86.7
公園面積計（㎡）			81,140	
人口計（人）			6,859	
西浦上 (13)	昭和公園	昭和1丁目2400番地1	3,550	39.1
	住吉公園	住吉町2400番地2	4,227	44.3
	泉町公園	泉2丁目2400番地1	10,332	58.5
	白鳥公園	白鳥町8番地1	2,261	24.8
	おたけ公園	女の都2丁目1606番地260	3,970	125.0
	女の都東公園	長与町吉無田郷1273番地2	2,285	166.5
	中園公園	中園町2400番地	1,931	23.8
	家野町公園	家野町2400番地1	813	24.4
	川平公園	川平町1074番地1	6,642	73.8
	けやき台公園	川平町1305番59	2,976	109.3
	住吉中央公園	住吉町1513番1、住吉町1513番2	1,219	21.1
	赤迫ふれあい公園	赤迫2丁目442番 他	1,046	52.6
	住吉の杜そよかぜ公園	泉1丁目81番7	9,113	78.1
公園面積計（㎡）			50,365	
人口計（人）			49,321	
滑石 (6)	滑石中央公園	滑石6丁目1916番地25	2,250	92.7
	北陽公園	滑石4丁目1456番地6	759	77.2
	秋寄公園	横尾2丁目1446番地207	5,524	70.3
	滑石平宗公園	滑石2丁目89番地9	4,901	58.3
	築廻公園	横尾2丁目1446番地444	4,464	96.3
	エミネント葉山中央公園	エミネント葉山町165番地6	2,164	116.5
公園面積計（㎡）			20,062	
人口計（人）			27,737	

第3章 風水害等応急対策計画

地域 センター	公園	所在地	面積 (㎡)	標高 (m)
福田 (4)	大浜公園	大浜町 850 番地 29	1,269	2.2
	福田本町公園	福田本町 1430 番地 17	965	5.0
	手熊公園	柿泊町 1008 番 3、手熊町 331 番 58	1,476	4.1
	長崎市総合運動公園	柿泊町 2210 他	438,000	147.4
公園面積計 (㎡)				441,710
人口計 (人)				8,387
茂木 (3)	白岩公園	茂木町 1 番地 119	1,839	3.2
	太田尾港緑地公園	太田尾町 2741 番	7,931	4.2
	転石公園	北浦町 1702-3 の一部、1702-4	5,974	89.3
公園面積計 (㎡)				15,744
人口計 (人)				8,957
式見 (1)	式見公園	式見町 18 番地 3	3,760	3.8
公園面積計 (㎡)				3,760
人口計 (人)				2,314
日見 (3)	天神籠公園	界 2 丁目 2400 番地 2	2,394	9.6
	日見公園	宿町 2400 番地 2	6,787	5.8
	坂下公園	芒塚町 259-5 他 9 筆	1,320	113.6
公園面積計 (㎡)				10,501
人口計 (人)				6,445
東長崎 (32)	松原上床公園	松原町 348 番地 2	3,347	229.1
	矢上団地第 1 公園	かき道 2 丁目 2001 番地	2,178	75.2
	鶴の尾団地東公園	鶴の尾町 2002 番地	2,986	58.2
	東望山公園	田中町 249 番地	23,802	40.3
	つつじが丘中央公園	つつじが丘 3 丁目 1230 番地 99	670	87.7
	古賀団地北公園	古賀町 1210 番地 5	781	71.2
	鶴の尾団地西公園	鶴の尾町 2000 番地	2,823	63.5
	矢上団地近隣公園	かき道 2 丁目 2000 番地	31,951	50.6
	長崎東公園	戸石町 194 番地 7	180,272	50.5
	上戸石第1公園	上戸石町1964-22他	3,059	226.9
	彩が丘第1公園	東町2505-119	1,580	34.4
	彩が丘第2公園	東町2491-110	1,405	38.7
	平間1号緑地公園	高城台二丁目16番96	4,954	84.2
	平間3号緑地公園	高城台二丁目16番102	1,393	84.2
	風の子公園	高城台一丁目126番67	1,282	67.2
	城ノ辻公園	矢上町604番	9,238	4.5
	天満宮公園	矢上町97番	8,752	4.5
	田中町公園	田中町608番7他	6,845	24.8
	海風公園	高城台一丁目1471番54	8,168	67.2
	平間町公園	平間町725番2他	1,792	10.4
	東町公園	東町2193番3	1,865	16.0

第3章 風水害等応急対策計画

地域 センター	公園	所在地	面積 (㎡)	標高 (m)
東長崎 (32)	長龍寺公園	東町1934	2,974	178.3
	上田之浦公園	田中町1445番	1,659	12.6
	矢上町1丁目公園	矢上町417番1	2,259	4.5
	東望公園	田中町359番1	1,950	3.5
	辻の尾公園	田中町962番	1,101	147.5
	下田之浦公園	田中町1152番	2,682	147.5
	おひさま公園	戸石町500-221	9,384	23.9
	くつろぎ公園	戸石町500-484	2,235	23.9
	陽だまり公園	高城台二丁目1657番129	1,638	93.8
	フィットネスパーク	高城台二丁目16番104	5,934	84.2
	しおさい公園	戸石町500-122	3,037	23.9
公園面積計 (㎡)				333,996
人口計 (人)				36,605
土井首 (3)	鶴見台第1公園	鶴見台1丁目297番地	4,152	34.8
	鶴見台第3公園	鶴見台2丁目384番地	3,760	58.7
	平山台第6公園	平山台2丁目112番地2	6,402	96.5
公園面積計 (㎡)				14,314
人口計 (人)				13,011
深堀 (2)	深堀公園	深堀町5丁目712番地	4,193	2.7
	深堀東公園	深堀町1丁目11番地42	3,767	18.7
公園面積計 (㎡)				7,960
人口計 (人)				5,009
香焼 (9)	香焼総合公園グラウンド	香焼町2582番地	13,500	89.4
	香焼第1児童公園	香焼町1060番地	4,824	22.1
	香焼第2児童公園	香焼町444番地1	1,134	3.7
	香焼第3児童公園	香焼町1975番地	1,271	7.2
	香焼第4児童公園	香焼町477番地1	861	8.8
	香焼第5児童公園	香焼町132番地14	3,027	2.8
	香焼第6児童公園	香焼町1613番地	1,760	41.5
	香焼小学校グラウンド	香焼町493番地	14,002	3.3
	香焼中学校グラウンド	香焼町563番地10	10,237	3.0
公園面積計 (㎡)				50,616
人口計 (人)				2,859
伊王島 (1)	小中学校運動場	伊王島1丁目甲3273	9,122	4.1
公園面積計 (㎡)				9,122
人口計 (人)				551
高島 (1)	先谷公園	高島町964番地	9,733	49.3
公園面積計 (㎡)				9,733
人口計 (人)				226

第3章 風水害等応急対策計画

地域 センター	公園	所在地	面積 (㎡)	標高 (m)
野母崎 (15)	高浜運動公園	高浜町 2509 番地	6,012	32.4
	高浜農村公園	高浜町 3427 番地 2	750	10.3
	長崎のもぎき恐竜パーク	野母町 568 番地 1	13,000	6.5
	野母児童遊園	野母町 2107 番地	300	14.1
	脇岬ふれあい公園	脇岬町 3021 番地 1	7,641	4.0
	脇岬北児童遊園	脇岬町 3307 番地 1	350	4.7
	脇岬児童遊園	脇岬町 3560 番地 15	300	4.0
	野母崎小中学校グラウンド	野母町 1 番地	1,000	13.8
	旧高浜小学校グラウンド	高浜町 3114 番地	5,011	14.4
	野母地区公民館グラウンド	野母町 2244 番地 1	3,608	2.3
	旧樺島小学校グラウンド	野母崎樺島町 1088 番地	3,800	3.1
	旧野母崎高校グラウンド	高浜町 1995 番地	12,257	9.3
	黒浜広場	黒浜町 1161 番地 1	1,900	4.0
	以下宿広場	以下宿町 1932 番地	1,300	3.0
	野母崎地域センター駐車場	野母町 1665 番地	1,200	4.4
公園面積計 (㎡)				58,429
人口計 (人)				4,194
三和 (14)	木場運動公園	宮崎町 1919 番地	2,619	124.3
	元宮公園運動場	布巻町 985 番地 1	13,914	15.2
	岳路運動公園	蚊焼町 3816 番地	5,463	64.6
	川原小学校グラウンド	宮崎町 127 番地	6,568	6.3
	為石小学校グラウンド	為石町 2119 番地	3,783	24.7
	三和中学校グラウンド	為石町 2600 番地	8,540	4.5
	蚊焼小学校グラウンド	蚊焼町 1778 番	8,757	3.0
	晴海台小学校グラウンド	晴海台町 1 番地 7	8,450	80.3
	旧川原保育所グラウンド	川原町 2069 番地 2	1,732	58.8
	三和記念公園	宮崎町 966 番地 6 他	13,918	7
	晴海台 1 号公園	晴海台 39-5	2,294	64
	晴海台 2 号公園	晴海台 11-2	1,370	98.5
	晴海台 3 号公園	晴海台 51-2	3,156	67.6
	晴海台 4 号公園	晴海台 75-2	5,539	43.8
公園面積計 (㎡)				86,103
人口計 (人)				8,989

第3章 風水害等応急対策計画

地域 センター	公園	所在地	面積 (㎡)	標高 (m)
三重 (18)	京泊公園	京泊3丁目1番地53	28,406	4.5
	三重公園	三重町1398番地	2,128	5.3
	鳴見台近隣公園	鳴見台2丁目2732番地	19,747	149.0
	多以良西公園	多以良町2110-44	3,713	21.3
	三京中央公園	三京町815番147	1,981	35
	三京南公園	三京町815番401	17,145	31.1
	あじさい公園	畝刈町113番地183	1,033	120.1
	わらべうた公園	畝刈町110番90	3,595	135.5
	ゆうやけ公園	畝刈町113番地166	1,562	138.7
	さくらの里西公園	さくらの里二丁目123番98	1,115	83.6
	さくらの里中央公園	さくらの里二丁目401番264、 401番265、401番267	1,160	98.4
	さくらの里東公園	さくらの里一丁目3番606	7,161	100.4
	畝刈第4公園	畝刈町1613番28	10,201	3.2
	さくらの里第1公園	さくらの里一丁目3番479	2,852	103.1
	さくらの里第2公園	さくらの里二丁目123番87	6,053	85.4
	さくらの里第3公園	さくらの里二丁目123番134	1,141	79.1
	鳴見台第1公園	鳴見台2丁目860番51、 860番96	1,073	135.5
	鳴見台第2公園	鳴見台二丁目860番103	1,001	139.7
公園面積計 (㎡)				111,067
人口計 (人)				19,570
外海 (18)	外海総合公園	下黒崎町252番地1	6,138	107.5
	外海運動公園	神浦夏井町370番地1	5,148	41.5
	外海黒崎小学校グラウンド	下黒崎町1428番地	3,510	6.9
	旧黒崎中学校グラウンド	東出津町350番地	4,050	129.7
	神浦小学校グラウンド	神浦向町103番地	4,950	2.7
	外海中学校グラウンド	西出津町1610番地	4,160	12.6
	旧神浦中学校グラウンド	神浦江川町132番地	3,775	5.0
	旧扇山分校グラウンド	神浦扇山町445番地1	388	273.4
	黒崎地区公民館運動広場	下黒崎町5169番地	3,600	6.7
	牧野公民館前広場	新牧野町559番地	920	113.1
	上大野公民館広場	上大野町1164番地	864	145.6
	上黒崎公民館前広場	上黒崎町680番地1他	594	46.6
	出津ゲートボール場	西出津町	648	7.1
	大中尾2公民館前グラウンド	神浦上大中尾町436番地1他	800	237.5
	池島鉱業所グラウンド	池島町1411番地1	8,892	56.4
	そとめ神浦川河川公園	神浦向町791番地1外	86,700	7.5
	神浦城公園	神浦江川町1115番地2外	4,009	44.2
	黒崎永田湿地自然公園	永田町1514番地外	97,787	4.5
公園面積計 (㎡)				236,933
人口計 (人)				2,872

第3章 風水害等応急対策計画

地域 センター	公園	所在地	面積 (㎡)	標高 (m)
琴海 (12)	琴海北部運動公園	琴海大平町 638 番地 11	24,633	2.0
	琴海中部運動公園運動場	琴海長浦町 3774 番地 1	17,277	2.6
	琴海中央公園	琴海戸根原町 1360 番地	46,000	28.4
	琴海南部運動公園運動場	琴海村松町 703 番地 15	11,509	1.9
	琴海南部公園	西海町 1753-120 他	29,552	36.2
	あさひが丘運動公園	琴海大平町 1794 番 129 (代表番地)、1973 番 5	1,509	60.5
	琴海赤水公園	琴海町戸根原郷 1212 番地 1 ほか	1,068	438.2
	朝日の岬公園	西海町 1777 番地 12	9,371	16.1
	谷口川公園	西海町 1937 番地 2	1,525	4
	小島ノ浦公園	長浦町 18 番地 1	2,939	13.7
	やすらぎの小径	琴海村松町 699 番地 1 ほか	897,500	2
	さざなみの丘公園	琴海大平町 2062-1	10,713	19.1
公園面積計 (㎡)				1,053,596
人口計 (人)				11,650
公園面積総計 (㎡)			3,239,453	
人口総計 (人) ※令和 7 年 11 月 30 日時点			385,919	

3-6 指定避難所一覧表

別表 3

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
			構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)		一時	収容
		建物区分				給食施設	居住者	備考 (連絡先)
中央地域セブンス	1	伊良林小学校	伊良林1丁目10-1			822-5135 F822-5119	720	360
		体育館	鉄筋	720	20.9	有	無	学校長
	2	桜町小学校	勝山町30番地1			823-3262 F823-3515	1,003	501
		地域学校交流センター 体育館	鉄筋	1,003	15.9	有	無	学校長
	3	諏訪小学校	諏訪町7-13			822-2870 F822-1303	1,274	637
		地域学校交流センター 体育館	鉄筋	1,274	5.1	有	無	学校長
	4	上長崎小学校	下西山町9-1			824-0369 F824-5551	612	306
		体育館	鉄骨	612	23.7	有	無	学校長
	5	西坂小学校	御船蔵町6-53			823-2684 F826-6611	510	255
		体育館	鉄骨 (一部鉄筋)	510	38.0	有	無	学校長
	6	小島小学校	愛宕1丁目4-16			824-0321 F824-2644	609	304
		体育館	鉄骨	609	37.3	無	無	学校長
	7	愛宕小学校	白木町17-1			826-6062 F826-6961	640	320
		体育館	鉄骨	640	211.7	有	無	学校長
	8	仁田佐古小学校	西小島1丁目7-25			822-2680 F822-8749	799	399
		体育館	鉄筋	799	42.7	無	無	学校長
	9	大浦小学校	上田町13-1			822-2360 F822-3027	840	420
		体育館	鉄筋	840	69.7	有	無	学校長
	10	戸町小学校	戸町2丁目9-1			878-4420 F878-4421	572	286
		体育館 多目的室	鉄骨 (一部鉄筋)	572	5.2	有	無	学校長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
			構 造	収容面積 (㎡)	標高 (m)		一 時	収 容
		建 物 区 分				給食施設	居住者	備 考 (連絡先)
中 央 地 域 セ ン タ ル	11	旧立神小学校	西立神町11-1				135	67
		会議室・和室	鉄 骨	135	29.6	無	無	自治会長
	12	鮑浦小学校	鮑の浦町17-1			861-3375 F861-3376	112	56
		和 室	鉄 筋	700	20.8	有	無	学校長
	13	朝日小学校	平戸小屋町10-1			861-8773 F861-2490	721	360
		体 育 館	鉄 骨	721	34.3	有	無	学校長
	14	稲佐小学校	稲佐町11-1			861-2650 F861-2834	648	324
		体 育 館	鉄 骨	648	25.7	有	無	学校長
	15	城山小学校	城山町23-1			861-0057 F861-0148	580	290
		体 育 館	鉄 骨	580	17.8	無	無	学校長
	16	西城山小学校	金堀町23-1			861-0617 F861-0904	721	360
		体 育 館	鉄 骨	721	39.5	無	無	学校長
	17	高尾小学校	高尾町7-49			847-9450 F847-9448	700	350
		体 育 館	鉄 筋	700	63.0	無	無	学校長
	18	山里小学校	橋口町20-56			844-0785 F844-1068	882	441
		体 育 館	鉄 筋	882	26.3	有	無	学校長
	19	坂本小学校	坂本3丁目3-1			844-0539 F846-5202	704	352
		体 育 館	鉄 筋	704	57.6	無	無	学校長
	20	銭座小学校	銭座町1-16			844-0070 F847-9474	530	265
		体 育 館 多 目 的 室	鉄 骨	530	3.4	有	無	学校長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
							一時	収容
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	居住者	備考 (連絡先)
中央地域 セ ン タ ー	21	三原小学校	三原2丁目16-45			845-5306 F845-5317	540	270
		体育館	鉄骨 (一部鉄筋)	540	106.9	無	無	学校長
	22	小江原小学校	小江原2丁目33-1			848-1970 F848-3862	628	314
		体育館	鉄骨	628	160.6	無	無	学校長
	23	西山台小学校	西山台1丁目4-1			846-7071 F846-7637	593	296
		体育館	鉄骨	593	194.8	無	無	学校長
	24	桜が丘小学校	小江原3丁目19-1			846-2067 F846-2107	838	419
		体育館	鉄骨	838	171.9	無	無	学校長
	25	桜馬場中学校	桜馬場2丁目2-1			822-3341 F822-7964	992	496
		体育館	鉄骨 (一部鉄筋)	992	34.0	無	無	学校長
	26	片淵中学校	片淵3丁目22-22			826-6328 F826-6329	878	439
		体育館	鉄筋	878	85.3	無	無	学校長
	27	長崎中学校	立山1丁目9-1			822-3604 F822-1406	675	337
		体育館	鉄筋	675	121.3	無	無	学校長
	28	小島中学校	上小島4丁目18-1			821-9125 F826-8149	1,257	628
		武道場、体育館	鉄筋	1,257	137.8	無	無	学校長
	29	大浦中学校	高丘2丁目6-1			826-8164 F821-9126	788	394
		武道場	鉄骨	788	101.7	無	無	学校長
	30	梅香崎中学校	大浦町5-26			824-4997 F822-4412	1,114	557
		体育館、武道場	鉄筋	1,114	2.8	無	無	学校長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
							一時	収容
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	居住者	備考 (連絡先)
中央地域 セ ン タ ー	31	戸町中学校	新戸町2丁目1-36			878-3745 F878-3523	714	357
		体育館	鉄骨	714	40.9	無	無	学校長
	32	丸尾中学校	大鳥町16-1			861-4348 F861-3557	66 693	33 346
		カウンセリング室(校舎棟) 体育館	鉄筋	66 693	76.3	無	無	学校長
	33	淵中学校	梁川町21-5			861-0274 F861-2712	810	405
		体育館	鉄骨	810	29.0	無	無	学校長
	34	旧江平中学校	江平3丁目10-1			829-1127	698	349
		体育館 武道場	鉄骨	698	74.9	無	無	資産経営課長
	35	聖マリア学院	若草町6-5			844-1549 F844-4600	1,062	531
		体育館	鉄筋	1,062	34.2	無	無	学校長
	36	県立長崎 東高等学校	立山5丁目13-1			826-5281	3,870	1,935
		第1～3体育館	鉄筋	3,870	182.8	無	無	学校長
	37	県立長崎 西高等学校	竹の久保町12-9			861-5106 F861-3432	3,552	1,776
		第1体育館 第2体育館	鉄筋	3,552	18.1	無	無	学校長
	38	県立長崎 南高等学校	上小島4丁目13-1			824-3134 F824-3138	2,800	1,400
		第1体育館 体育館	鉄骨	2,800	173.6	有	無	学校長
	39	県立長崎 北高等学校	小江原1丁目1-1			844-5116 844-5119	2,406	1,203
		体育館 第2体育館	鉄骨	2,406	139.2	有	無	学校長
	40	県立鳴滝高等学校	鳴滝1丁目4-1			820-0056 F820-0056	1,203	601
		体育館・図書館2F	鉄骨・鉄筋	1,203	42.6	有	無	学校長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F=FAX	収容可能人員	
			構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)		一時	収容
		建物区分				給食施設	居住者	備考 (連絡先)
中央地域 セ ン タ ー	41	長崎県スポーツ協会 スポーツ合宿所	鳴滝2丁目16-7			825-3578	48	24
		1・2F指導員室	鉄筋	48	53.8	無	無	寮管理者
	42	長崎女子高等学校	上小島1丁目11-8			826-4321 F823-4831	1,800	900
		体育館	鉄骨	1,800	82.6	有	無	学校長
	43	長崎玉成高等学校	愛宕1丁目37-1			826-6321 F828-6837	396	198
		体育館	鉄筋	396	164.9	無	無	学校長
	44	海星高等学校	東山手町5-3			826-7321 F820-5696	1,561	780
		体育館	鉄筋	1,561	51.7	有	有	(緊急時) 海星修道院
	45	小島地区ふれあい センター	愛宕3丁目10-2			826-7703	501	250
		第1研修室 軽スポーツ室	鉄筋	501	66.8	有	無	所長
	46	仁田佐古地区 ふれあいセンター	稲田町12-14			820-2474	193	96
		研修室	鉄筋	193	51.6	有	無	所長
	47	桜馬場地区 ふれあいセンター	桜馬場1丁目1-5			828-2044	165	82
		第1、3研修室	鉄骨	165	16.9	有	無	所長
	48	淵地区ふれあい センター	富士見町6-6			861-1972	212	106
		第1、2研修室	鉄筋	212	31.5	有	無	所長
	49	小江原地区 ふれあいセンター	小江原3丁目20-10			843-1529	212	106
		研修室	鉄筋	212	160.3	有	無	所長
	50	山里地区 ふれあいセンター	高尾町4番10号			843-0095	126	63
		第1、3研修室	鉄筋	126	25.9	有	無	所長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
							一時	収容
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	居住者	備考 (連絡先)
中央地域セー ン タ ー	51	浦上駅前 ふれあいセンター	岩川町7-1			843-1050	215	107
		研修室	鉄骨	215	1.8	有	無	所長
	52	上長崎地区 ふれあいセンター	片淵1丁目13-13			824-9222	209	104
		第1、2、3研修室	鉄骨	209	21.1	有	無	所長
	53	大橋地域コミュニティ 消防センター	大橋町16-1			848-0119 F843-0172	196	98
		第1、3研修室	鉄筋	196	10.9	有	無	北消防署
	54	稲佐地域コミュニティ 消防センター	曙町5番7号			862-8427 (公衆)	168	84
		第1、3研修室	鉄筋	168	53.7	有	無	管理人
	55	中央公民館	魚の町5-1			825-1948 F820-2605	278	139
		研修室	鉄筋	278	8.3	有	無	指定管理者
	56	西公民館	丸尾町5-5			861-5919 F861-5926	515	257
		講堂、研修室 和	鉄筋	515	3.4	有	無	館長
	57	南公民館	浪の平町7-19			825-0295 F825-0294	235	117
		講堂	鉄筋	235	16.0	有	無	館長
	58	大浦地区 ふれあいセンター	下町1-13			827-1987	147	73
		講堂・研修室	鉄筋	147	2.7	無	無	所長
	59	新興善メモリアル	興善町1-1			829-4946 F829-4948	274	137
		ホール 会議室	鉄筋	274	12.1	無	無	図書館長
	60	二本松住宅集会室	戸町2丁目173-9			無	76	38
		集会室	鉄筋	76	117.3	有	無	自治会長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
							一時	収容
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	居住者	備考 (連絡先)
中央地域 セ ン タ ー	61	城山台集会所	城山台1丁目34-6			無	156	78
		研修室	鉄骨	156	112.8	有	無	自治会長
	62	淵町公民館	淵町20-29			無	97	48
		集会室	木造	97	19.8	無	有	自治会長
	63	岩瀬道町公民館	岩瀬道町8-1			無	54	27
		和室・会議室	木造	54	45.7	無	無	自治会長
	64	立神町立立神公会堂	東立神町8-16			無	160	80
		集会所	鉄筋	160	7.5	無	無	自治会長
	65	西泊町公民館	西泊町8-24			無	123	61
		集会室	鉄筋 (一部木造)	123	2.8	有	無	自治会長
	66	浜平町第1自治会 公民館	浜平2丁目12-7			無	55	27
		集会室	鉄骨	55	117.6	有	無	自治会長
	67	御船蔵町上自治会 公民館	御船蔵町13-45			無	80	40
		集会室	木造	80	60.0	有	無	自治会長
	68	西山3丁目公民館	西山3丁目9-18			無	62	31
		和室・講堂	鉄筋	62	54.4	無	無	自治会長
	69	仁田木場集会所	西山4丁目702-1			無	26	13
		集会室	鉄筋	26	217.3	無	無	自治会長
	70	片淵3丁目公民館	片淵3丁目10-5			無	63	31
		集会室	木造	63	43.8	有	無	自治会長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
							一時	収容
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	居住者	備考 (連絡先)
中央地域 セ ン タ ー	71	片淵4・5丁目公民館	片淵4丁目20-2			無	103	51
		集会室	木造	103	81.6	有	有	自治会長
	72	本河内1丁目公民館	本河内1丁目13-17			無	48	24
		和室	木造	48	41.5	無	無	自治会長
	73	本河内3丁目公民館	本河内3丁目4-8			無	128	64
		集会室・和室	木造 (一部軽量鉄骨)	128	87.7	有	無	自治会長
	74	矢の平4丁目公民館	矢の平4丁目6-7			無	54	27
		集会室	木造	54	134.7	有	無	自治会長
	75	風頭公民館	風頭町18-1			無	68	34
		集会室	木造	68	148.4	有	無	自治会長
	76	星取町公民館	星取1丁目9-4			無	46	23
		和室	木造	46	226.2	無	無	自治会長
	77	小菅町公民館	小菅町5-27			無	94	47
		和室	木造	94	9.9	無	無	自治会長
	78	新戸町公民館	新戸町2丁目7-30			無	144	72
		和室	木造	144	41.4	無	無	自治会長
	79	聖母の騎士教会	本河内2丁目2-1			824-2079 F827-0575	183	91
		2階ホール	鉄筋	183	99.7	有	無	神父
	80	三原町自治会公民館	三原1丁目42-45			無	99	49
		和室	鉄筋	99	109.2	無	有	自治会長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
							一時	収容
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	居住者	備考 (連絡先)
中央地域センター	81	本尾町公民館	本尾町2-15			無	173	86
		集会室	木造	173	18.3	無	無	自治会長
	82	江平公民館	江平1丁目8番4号			無	137	68
		集会室	鉄骨	137	35.8	有	無	自治会長
	83	西城山校区西部自治会公民館	花園町4-3			無	439	219
		大集会室、会議室	鉄筋	439	20.5	有	有	自治会長
	84	妙行寺	相生町9-8			822-0683	182	91
		本堂	木造	182	17.5	無	有	住職
	85	大浦保育園 地域支援センター	東山町6-21			823-5390	172.9	86
		子育て支援室 遊戯室	鉄筋	170.9	29.8	有	無	園長
(86)	86	瓊浦高等学校	伊良林2丁目13番4号			826-1261 F820-5245	2,194	1,097
		多目的室 総合体育館	鉄筋骨 鉄骨	3,839.8	94.4	無	無	学校長
西浦上地域センター	1	西町小学校	西町2-1			844-1949 F844-1190	534	267
		体育館	鉄筋	534	24.8	無	無	学校長
	2	西浦上小学校	大手1丁目14-3			847-9498 F844-1637	592	296
		体育館	鉄骨 (一部鉄筋)	592	26.2	無	無	学校長
	3	旧川平小学校	川平町108			829-1192	649	324
		体育館	鉄骨	649	100.7	無	無	教育委員会 学校施設課長
	4	女の都小学校	女の都4丁目7-1			847-9073 F847-1099	97	48
		ランチルーム 給食準備室	鉄骨	97	131.3	無	無	学校長
	5	南山小学校	音無町9-34			844-2978	568	284
		体育館	鉄筋	568	36.8	有	無	学校長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
			構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)		一時	収容
		建物区分				給食施設	居住者	備考 (連絡先)
西 浦 上 地 域 セ ン タ ー	6	緑が丘中学校	緑が丘町10-1			845-2151 F845-2496	992	496
		体育館、武道場	鉄骨 (一部鉄筋)	992	60.5	無	無	学校長
	7	岩屋中学校	岩屋町37-1			856-2344 F856-2376	864	432
		体育館、武道場	鉄骨	864	60.8	無	無	学校長
	8	西浦上中学校	文教町4-10			845-7191 F845-7193	891	445
		体育館、武道場	鉄筋	891	26.3	無	無	学校長
	9	三川中学校	三川町1018-1			845-8202 F845-8073	816	408
		体育館	鉄筋	816	125.7	無	無	学校長
	10	市立長崎商業高等学校	泉町1125			887-1511 F887-1526	1,928	964
		体育館、武道場	鉄筋	1,928	100.3	無	無	学校長
	11	県立長崎工業高等学校	岩屋町41-22			856-0115 F856-0117	1,230	615
		体育館	鉄骨	1,230	67.2	有	無	学校長
	12	みのりが丘幼稚園	大手3丁目11-1			846-3534 F846-3377	580	290
		学童室、ホール 待合所	鉄筋	580	59.4	有	無	園長
	13	緑が丘地区 ふれあいセンター	白鳥町3-9			847-9552	225	112
		研修室・和室	鉄筋	225	18.2	有	無	所長
	14	三川地区 ふれあいセンター	三川町1221-70			848-0029	244	122
		研修室	鉄筋	244	61.2	有	無	所長
	15	西北・岩屋ふれあい センター	西北町13番13号			843-7109	156	78
		第1～3研修室	鉄骨	156	43.3	有	無	所長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
			構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)		一時	収容
		建物区分				給食施設	居住者	備考 (連絡先)
西 浦 上 地 域 セ ン タ ー	16	北 公 民 館	千歳町5-1 (チトセピア内)			845-6362 F845-6954	294	147
		講 堂 、 和 室	鉄 筋	294	18.7	有	無	指定管理者
	17	県立総合体育館	油木町7-1			第1階B8:30~17:30/844-4747 それ以外8:30~21:00/843-6521	1,264	632
		武道場、多目的室 幼 児 保 育 室	鉄 骨 (一部鉄筋)	1,264	13.9	無	無	指定管理者
	18	つ つ じ 荘	白鳥町8-1			845-9705	63	31
		集 会 場 室 娛 楽 室	鉄骨	63	31.1	無	無	指定管理者
	19	三 川 町 公 民 館	三川町674-1			無	109	54
		大 広 間 、 和 室	木 造	109	94.2	有	無	自治会長
	20	犬 継 公 民 館	三ツ山町782-1			無	59	29
		集 会 室 、 和 室	木 造	59	156.3	有	無	自治会長
(21)	21	畦別当町立公民館	畦別当町300			無	68	34
		集 会 室 、 和 室	木 造	68	226.0	有	無	自治会長
滑 石 地 域 セ ン タ ー	1	滑 石 小 学 校	滑石2丁目20-5			856-2083 F856-3495	546	273
		体 育 館	鉄 骨	546	82.2	無	無	学 校 長
	2	北 陽 小 学 校	滑石4丁目4-8			856-1314 F856-3494	721	360
		体 育 館	鉄 骨	721	87.8	無	無	学 校 長
	3	横 尾 小 学 校	横尾2丁目16-1			857-4409 F857-4476	829	414
		体 育 館	鉄 骨	829	100.8	無	無	学 校 長
	4	大 園 小 学 校	滑石6丁目1-59			856-5712 F856-0832	721	360
		体 育 館	鉄 骨	721	80.4	無	無	学 校 長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F=FAX	収容可能人員	
			構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)		一時	収容
		建物区分				給食施設	居住者	備考 (連絡先)
滑石地域センター	5	滑石中学校	大園町2-1			856-1991 F856-1945	722	361
		体育館、武道場	鉄骨	722	89.8	無	無	学校長
	6	横尾中学校	横尾5丁目3-1			857-5000 F857-5039	885	442
		体育館、武道場	鉄筋	885	112.5	無	無	学校長
	7	滑石地区ふれあいセンター	滑石5丁目5-77			857-7333 F857-7851	619	309
		ホール・研修室	鉄筋	619	85.0	有	無	所長
	8	横尾地区ふれあいセンター	横尾2丁目15-10			856-6572	184	92
		研修室	鉄筋	184	94.3	有	無	所長
	9	滑石公民館	滑石2丁目1-8			856-3751 F856-3857	177	88
		講堂、和室	鉄筋	177	59.1	有	無	館長
	10	滑石4丁目西部自治会公民館	滑石4丁目24-5			無	57	28
		集会室	木造	57	106.4	無	無	自治会長
	11	北陽自治会公民館	北陽町17-6			無	62	31
		集会室	木造	62	102.6	無	無	自治会長
	12	虹が丘町立公民館	虹が丘町11-26			無	82	41
		集会室、和室	木造	82	103.6	無	無	自治会長
(13)	13	葉山公民館	葉山2丁目5-11			無	162	81
		会議室、和室	鉄筋	162	71.5	無	無	自治会長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	一時	収容
							居住者	備考 (連絡先)
東 長 崎 地 域 セ ン タ ー	1	古賀小学校	松原町2462			838-2763 F838-2785	698	349
		体育館	鉄骨	698	50.3	有	無	学校長
	2	矢上小学校	矢上町12-12			838-2047 F838-2147	330	165
		校舎の一部	鉄骨	330	5.7	有	無	学校長
	3	高城台小学校	高城台1丁目22-1			838-7196	714	357
		体育館	鉄筋	714	84.3	有	無	学校長
	4	東長崎中学校	矢上町8-6			838-2141 F838-2134	1,221	610
		体育館、武道場	鉄筋	1,221	2.6	有	無	学校長
	5	橘中学校	かき道4丁目1-1			838-3050 F838-3604	1,192	596
		体育館、武道場	鉄筋	1,192	66.2	有	無	学校長
	6	橘地区ふれあい センター	かき道2丁目45-20			838-7567 F838-7567	188	94
		研修室	鉄骨	188	49.6	有	無	所長
	7	古賀地区市民 センター	古賀町948-1			814-9933 F814-9934	89	44
		1階研修室	鉄骨	89	28.6	有	無	東総合事務所 地域福祉課長
	8	東公民館	矢上町19-1			838-3732 F838-3256	316	158
		和室、研修室	鉄筋	316	4.0	有	無	館長
1	9	戸石地区公民館	戸石町1740-1			830-2937 F830-2937	195	97
		研修室 図書室、大会議室	鉄筋	195	19.0	有	無	館長
	10	長崎東公園コミュニティ 体育館	戸石町194			830-2011 F830-2012	719	359
		休憩室、ラウンジ 健康増進室	鉄筋	719	51.0	無	無	施設管理者

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	一時	収容
							居住者	備考 (連絡先)
東 長 崎 地 域 セ ン タ ー	11	長崎市水産センター	牧島町1619			830-1131	132	66
		会議室	鉄筋	132	3.1	無	無	水産センター長
	12	平間公民館	平間町373-2			無	130	65
		ホール、和室	鉄骨	130	18.5	有	無	自治会長
	13	間ノ瀬公民館	平間町2295			無	163	81
		講堂、和室	木造	163	125.7	有	無	自治会長
	14	正念公民館	古賀町1650-1			無	104	52
		講堂、食堂	木造	104	66.6	有	無	館長
	15	つつじが丘公民館	つつじが丘3丁目6-26			無	117	58
		集会所、和室	木造	117	87.1	有	無	自治会長
	16	船石公民館	船石町761			無	130	65
		講堂、和室	鉄骨	130	42.4	有	無	自治会長
	17	中里町中央公民館	中里町462			無	116	58
		集会室、多目的室 和室、練習室	木造	116	33.5	有	無	自治会長
	18	かき道1丁目 公民館	かき道1丁目8-2			無	178	89
		講堂、会議室 和室	鉄筋	178	3.2	有	無	自治会長
	19	上戸石町公民館	上戸石町1592			無	129	64
		講堂、会議室	木造	129	20.6	有	無	自治会長
	20	中尾中央公民館	田中町3722			無	153	76
		講堂、和室	鉄骨	153	73.4	有	無	自治会長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
							一時	収容
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	居住者	備考 (連絡先)
東長崎地域センター (24)	21	現川公民館	現川町560			無	121	61
		和室、大会議室	鉄筋	122	62.1	無	無	自治会長
	22	たちばな漁業協同組合	戸石町1519-34			830-2236	171	85
		会議室	鉄筋	171	2.5	無	無	参事
	23	教宗寺	矢上町41-7			838-2707	268	134
		本堂、書院	木造	268	12.4	無	有	住職
日見地域センター	1	日見中学校	界2丁目15-1			838-3076 F838-3880	486	243
		武道場	鉄骨	486	18.8	無	無	学校長
	2	長崎総合科学大学	網場町536			838-5114	2,491	1,245
		体育館、卓球室	鉄筋	2,491	40.4	有	無	長崎総合警備(株) (864-1030)
	3	日見地区ふれあいセンター	界2丁目1-19			813-9001	388	194
		第1～第5研修室	鉄筋	388	5.3	有	無	東総合事務所 地域福祉課長
	4	日見やすらぎ荘	宿町616			838-2308 F838-2311	171	85
		礼拝堂、娯楽室 作業場	鉄骨	171	18.1	有	有	施設管理者 (849-0873)
	5	坂下公民館	芒塚町263-1			無	44	22
		和室	鉄骨	44	97.9	有	無	自治会長
	6	芒塚公民館	芒塚町15-1			無	149	74
		和室、講堂	鉄筋	149	39.0	有	無	自治会長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = F A X	収容可能人員	
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	一時	収容
							居住者	備考 (連絡先)
(9)	7	春日町公民館	春日町343			無	78	39
		会議室、和室	木造	78	92.4	有	無	自治会長
	8	潮見町公民館	潮見町882-2			無	56	28
		和室	木造	56	53.5	有	無	自治会長
	9	養国寺	網場町451			838-2091	80	40
		本堂地下	鉄筋	80	13.7	有	有	住職
茂木地域センター	1	日吉小中学校	飯香浦町3478			836-1908 F836-0791	450	225
		体育館	鉄骨	450	77.5	無	無	学校長
	2	茂木小学校	茂木町283-2			836-1913 F836-0053	138	69
		環境整備班室他	鉄筋	138	4.6	有	無	学校長
	3	旧南小学校	千々町513			829-1127	452	226
		体育館	鉄骨	452	135.8	無	無	資産経営課
	4	茂木中学校	北浦町2018-24			836-0065 F836-1909	813	406
		体育館、武道場	鉄骨	813	2.5	無	無	学校長
	5	茂木地区ふれあいセンター	茂木町75-10			836-0200	281	140
		講堂、研修室 和室	鉄筋	281	3.0	有	無	所長
	6	北浦公民館	北浦町2128-6			無	87	43
		和室	鉄骨	87	2.9	無	無	自治会長
7	宮摺公民館	宮摺町963			無	62	31	
	集会室、和室	木造	62	4.1	有	無	自治会長	

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	一時	収容
							居住者	備考 (連絡先)
(12) 茂木地域センター	8	千々町自治会研修施設	千々町 2 6 5 - 1			無	77	38
		和室	木造	77	5.4	無	無	自治会長
	9	田手原公民館	田手原町 4 7 5 - 2			無	81	40
		集会室	木造	81	251.9	有	無	自治会長
	10	田上町公民館	田上 2 丁目 1 6 - 5 4			無	108	54
		講堂、会議室、和室	木造	108	183.5	有	無	連合自治会長
	11	大崎びわ集出荷所	大崎町 7 3 3 - 1			無	483	241
		作業室、和室	鉄骨	483	90.9	無	無	自治会長
	12	玉台寺	茂木町 2 1 4 2			8 3 6 - 0 0 4 8	80	40
		庫裡	木造	80	9.2	無	有	住職
土井首地域センター	1	土井首小学校	柳田町 1 9 4			8 7 8 - 4 3 4 7 F 8 7 8 - 9 0 2 9	580	290
		体育館	鉄骨	580	18.3	有	無	学校長
	2	南陽小学校	竿浦町 1 0 6 2			8 7 9 - 0 2 7 6 F 8 7 9 - 0 2 9 1	638	319
		体育館	鉄骨	638	15.6	有	無	学校長
	3	土井首中学校	江川町 1			8 7 8 - 3 6 1 1 F 8 7 8 - 3 6 1 2	905	452
		体育館	鉄筋	905	10.0	無	無	学校長
	4	土井首地区ふれあいセンター	柳田町 4 5 - 3			8 7 8 - 8 8 0 9 F 8 7 8 - 8 8 0 9	282	141
		講堂、研修室 和室	鉄筋	282	10.1	有	無	指定管理者
	5	毛井首町公民館	毛井首町 3 6 0 - 1			無	25	12
		会議室	鉄骨	25	2.6	有	無	自治会長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
							一時	収容
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	居住者	備考 (連絡先)
土井首地域センター	6	南部市民センター	末石町162			833-5050	500	250
		多目的ホール	鉄筋	500	7.3	無	無	指定管理者
	7	平山町公民館	平山町1119-2			無	150	75
		集会所、研修室和室	鉄骨	150	44.3	有	無	自治会長
	8	磯道町公民館	磯道町80-82			無	140	70
		研修室、和室	木造	140	20.1	有	無	自治会長
	(9) 9	平山台集会所	平山台1丁目20-14			無	159	79
		集会室、和室	木造	159	80.4	有	無	自治会長
深堀地域センター	1	深堀中学校	深堀町1丁目604			871-3037 F871-0924	513	256
		体育館	鉄筋	513	2.9	無	無	学校長
	2	深堀地区ふれあいセンター	深堀町5丁目182			871-2387 F871-2387	205	102
		大会議室 研修室 和室	鉄筋	205	3.3	有	無	指定管理者
	(3) 3	深堀体育館	深堀町5丁目712			無	891	445
		体育館	鉄筋	891	3.7	無	無	スポーツ振興課長
小ヶ倉地域センター	1	小ヶ倉小学校	小ヶ倉町1丁目408			878-4353 F878-9023	546	273
		体育館	鉄骨	546	27.4	無	無	学校長
	2	南長崎小学校	ダイヤランド4丁目5-1			878-9003 F878-1565	775	387
		体育館	鉄筋	775	139.8	有	無	学校長
	3	小ヶ倉中学校	ダイヤランド1丁目40-1			879-4916 F879-4917	816	408
		体育館	鉄筋	816	141.0	無	無	学校長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	一時	収容
							居住者	備考 (連絡先)
小ケ倉地域センター	4	ダイヤモンドふれあいセンター	ダイヤモンド4丁目1-1			879-4609 F879-4609	211	105
		研修室	鉄筋	211	130.8	有	無	所長
	5	小ケ倉地区ふれあいセンター	小ケ倉町2丁目21-2			878-3796 F878-3823	199	99
		講堂 研修室 和室	鉄筋	199	4.0	有	無	所長
	6	大山公民館	大山町566-1			無	85	42
		集会室	木造	85	224.5	有	無	自治会長
	(7) 7	極楽寺	小ケ倉町1丁目170			878-3054	79	39
		集会室	木造	79	7.3	無	無	住職
小ケ倉地域センター	1	小ケ倉小学校	みなと坂1丁目35-6			865-2151 F865-1188	830	415
		体育館	鉄筋	830	102.6	有	無	学校長
	2	木鉢地区ふれあいセンター	木鉢町2丁目228-6			865-4143 F865-4143	190	95
		講堂、和室	鉄筋	190	2.6	有	無	所長
	3	小ケ倉会館	小瀬戸町1015-7			865-0740 F834-4002	173	86
		会議室、研修室 和室	鉄筋	173	3.0	有	無	地域センター 所長
	4	木鉢1丁目公民館	木鉢町1丁目109-8			無	73	36
		和室	木造	73	2.7	有	無	自治会長
	5	神ノ島公民館	神ノ島町1丁目351			無	111	55
		集会室	鉄骨	111	2.7	有	無	自治会長
	6	神ノ島3丁目公民館	神ノ島町3丁目24-44			無	71	35
		講堂、会議室	鉄筋	71	3.7	有	無	自治会長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
							一時	収容
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	居住者	備考 (連絡先)
小 櫛 (7)	7	神ノ島町2丁目 公民館	神ノ島町2丁目136-2			無	53	26
		集会室	木造	53	2.6	無	無	自治会長
福 田 地 域 セ ン タ ー	1	手熊小学校	手熊町1382-1			841-0104 F841-1251	374	187
		体育館	鉄骨	374	11.9	無	無	学校長
	2	福田小学校	福田本町1493-1			865-1327 F865-2152	546	273
		体育館 多目的室	鉄骨	546	7.4	有	無	学校長
	3	福田中学校	福田本町1430-1			865-2158 F865-3882	892	446
		体育館、武道場	鉄骨	892	5.7	無	無	学校長
	4	小江原中学校	柿泊町2316			845-6128 F845-6581	605	302
		体育館	鉄骨	605	165.3	無	無	学校長
	5	手熊地区 ふれあいセンター	手熊町1291-1			841-1661 F841-1677	105	52
		研修室、和室	鉄筋	105	3.4	有	無	所長
	6	手熊町公民館	手熊町360			無	91	45
		集会室、和室	木造	91	4.9	有	無	自治会長
	7	柿泊町立公民館	柿泊町772-1			無	153	76
		集会室、和室	鉄骨	153	4.6	無	無	自治会長
	8	小江小浦公民館	小江町108-1			無	39	19
		集会室	木造	39	3.6	有	無	自治会長
	9	小江町集会所	小江町2481			無	120	60
		集会室、和室	鉄筋	120	4.4	無	無	自治会長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
							一時	収容
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	居住者	備考 (連絡先)
福田地域センター (11)	10	大浜町公民館	大浜町316-9			無	100	50
		集会室、和室	木造	100	2.4	有	無	自治会長
	11	小浦住宅集会所	小浦町453			無	58	29
		集会室、和室	鉄筋	58	7.0	有	無	自治会長
式見地域センター (4)	1	式見小学校	式見町678			841-0005 F841-1252	619	309
		体育館	鉄骨	619	23.8	無	無	学校長
	2	旧式見中学校	四杖町1245			829-1127	528	264
		体育館	鉄骨 (一部鉄筋)	528	37.9	無	無	資産経営課長
	3	式見地区ふれあい センター	式見町357			841-1118 F841-1134	201	100
		講堂 和室	鉄筋	201	6.1	有	無	所長
	4	園田町公民館	園田町439-2			無	54	27
		和室	木造	54	127.8	有	無	自治会長
三重地域センター	1	三重小学校	三重町1125			850-0930 F850-0021	377	188
		体育館	鉄骨	377	7.1	無	無	学校長
	2	畝刈小学校	京泊1丁目3-1			850-0024 F850-0931	816	408
		体育館	鉄筋	816	32.2	有	無	学校長
	3	鳴見台小学校	鳴見台2丁目1-8			850-4447 F850-4405	775	387
		体育館	鉄筋	775	109.0	無	無	学校長
	4	三重中学校	三京町811-5			850-0009 F850-0932	969	484
		体育館、武道場	鉄骨	969	40.7	有	無	学校長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = F A X	収容可能人員	
							一時	収容
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	居住者	備考 (連絡先)
三重地域センター	5	三重地域センター	三重町1098-1			850-1111 F840-1001	173	86
		和室、会議室	鉄筋	173	6.4	有	無	地域センター 所長
	6	三重地区公民館	三重町1142-1			850-0142 F850-0142	366	182
		講堂・会議室、 敬老室、講義室	鉄筋	366	8.1	有	無	地域センター 所長
	7	三重田公民館	三重田町1218			無	69	34
		集会室、和室	鉄骨	69	14.9	有	無	自治会長
	8	西檜山公民館	檜山町1856			無	57	28
		集会室	木造	57	17.7	有	無	自治会長
	9	東檜山公民館	檜山町886-2			無	124	62
		講堂、和室	木造	124	27.9	有	無	自治会長
	10	東上公民館	三重町166-1			無	129	64
		集会室、和室	鉄骨	129	5.2	有	無	自治会長
	11	京泊公民館	京泊3丁目29-34			無	97	49
		集会室、和室	木造	97	3.9	有	無	自治会長
	12	三重地区市民 センター	畝刈町28番地7			814-1561	587	293
		多目的ホール 和室	鉄筋	587	4.3	有	無	北総合事務所 地域福祉課長
13	多以良町公民館	多以良町389			無	99	48	
	集会室、和室	鉄骨	99	27.1	有	無	自治会長	
14	沖平公民館	多以良町1889番地1			無	79	39	
	和室、大会議室	木造	79	3.9	有	無	自治会長	

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
							一時	収容
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	居住者	備考 (連絡先)
香焼地域センター	1	香焼ひまわり	香焼町1070番地4			871-4112 F871-4667	210	105
		大広間等	鉄筋	210	3.1	無	無	指定管理者
	2	香焼小学校	香焼町493番地			871-4216 F871-4049	632	316
		体育館	鉄骨	632	3.0	無	無	学校長
	3	香焼中学校	香焼町563番地10			871-4044 F871-5873	937	468
		体育館	鉄骨	937	2.8	無	無	学校長
	4	香焼公民館	香焼町501番地2			871-5213 F871-5213	728	364
		会議室、和室	鉄筋	728	16.2	有	無	地域センター 所長
(4)	1	馬込生活館	伊王島町2丁目2047			無	100	50
		集会室	鉄筋	100	4.5	有	無	自治会長
	2	塩町集会所	伊王島町2丁目800			無	140	70
		集会室	鉄骨	140	3.5	有	無	自治会長
	3	開発総合センター	伊王島町1丁目甲3272			898-7870 F892-1140	500	250
高島地域センター(1)	1	高島ふれあいセンター	高島町1728番地1			898-7870 F892-1140	355	177
		1Fホール、 2F講座室	鉄筋	355	6.0	無	無	南総合事務所 地域福祉課長
	2	野母地区公民館	野母町2244番地1			893-2663 F893-2663	204	102
野母崎地域センター	1	高浜地区公民館	高浜町3203番地73			894-2001 F894-2219	300	150
		講堂、和室	鉄筋	300	5.8	有	無	地域センター 所長
	2	野母地区公民館	野母町2244番地1			893-2663 F893-2663	204	102
		講堂、和室	鉄筋	204	2.3	有	無	地域センター 所長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = F A X	収容可能人員	
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	一 時 居住者	収 容 備 考 (連絡先)
(8) 野母崎地域センター	3	野母崎地域センター	野母町1665番地			893-1111 F893-0404	180	90
		会議室	鉄筋	180	4.1	無	無	地域センター 所 長
	4	野母崎文化センター	野母町555番地			893-2022	456	228
		多目的ホール、視聴覚室	鉄筋	456	6.9	無	無	指定管理者
	5	脇岬地区ふれあいセンター	脇岬町3309番地			893-0137 F893-1471	265	132
		講堂、和室	鉄筋	265	4.9	有	無	指定管理者
	6	野母崎樺島地区ふれあいセンター	野母崎樺島町459番地2			893-0501	93	46
		集会室・和室	鉄筋	93	3.0	有	無	指定管理者
	7	木場自治会集会所	野母崎脇岬町476番地1			829-1127	123	61
		集会室・和室	鉄骨	123	193.9	有	無	自治会長 資産経営課長
外海地域センター	1	黒崎地区公民館	下黒崎町5157番地1			0959-25-0136 F0959-25-0136	229	114
		講堂、会議室、和室	鉄筋	229	6.5	有	無	館 長
	2	出津地区ふれあいセンター	西出津町2794番地1			814-3400	582	291
		和室、会議室、休憩スペース、講堂	鉄筋	582	46.0	有	無	北総合事務所 地域福祉課長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
			構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)		一時	収容
		建物区分				給食施設	居住者	備考 (連絡先)
外海地域センター (7)	3	外海地域センター	神浦江川町657番地2			0959-24-0211 F 0959-24-0218	53	26
		娯楽室	鉄筋	53	3.8	有	無	地域センター 所 長
	4	外海中学校	西出津町1633番地			0959-25-0025	857	428
		体育館	鉄筋	857	12.4	無	有	学校長
	5	外海公民館	神浦江川町2番地			0959-24-0460 F 0959-24-0460	296	148
		講堂、和室、 展示室、会議室	鉄筋	296	4.9	有	無	地域センター 所 長
	6	長崎県民の森	神浦北大中尾町693-2			無	229	109
		森の交流館	鉄筋	229	441.0	有	無	県林政課、 (一社)長崎県林業コンサルタント
三和地域センター (7)	1	三和中学校	為石町2600番地			892-1119	150	75
		武道場	鉄筋	150	16.7	無	無	学校長
	2	木場老人集会所	宮崎町1922番地1			無	39	19
		集会室	木造	39	124.3	有	無	自治会長
	3	総合地域施設	宮崎町139番地1			無	100	50
		集会室	鉄筋	100	4.6	有	無	自治会長
	4	川原老人憩いの家	川原町2374番地1			892-1111	92	46
		集会室等	木造	92	5.7	有	無	地域センター 所 長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = FAX	収容可能人員	
							一時	収容
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	居住者	備考 (連絡先)
三和地域センター	5	上川自治公民館	川原町464番地3			無	177	88
		集会室	鉄骨	177	45.7	有	無	自治会長
	6	藤田尾自治公民館	藤田尾町386番地			無	126	63
		集会室等	鉄筋	126	35.0	有	無	自治会長
	7	椿が丘自治公民館	椿が丘町2番地1			無	151	75
		集会室等	鉄筋	151	31.8	有	無	自治会長
	8	三和地域センター	布巻町111番地1			892-1111	78	39
		和室	鉄筋	78	21.0	有	無	地域センター 所長
	9	布巻自治公民館	布巻町1038番地			無	131	65
		集会室等	鉄筋	131	29.6	有	無	自治会長
	10	蚊焼地区ふれあい センター	蚊焼町3020番地1			892-0051	215	107
		講堂 和室	鉄筋	215	4.8	有	無	指定管理者
(12)	11	岳路自治公民館	蚊焼町4982番地3			無	125	62
		集会室	鉄筋	125	14.4	有	無	自治会長
	12	晴海台地区ふれあい センター	晴海台町41番地2			892-2111 F892-2111	121	60
		和室	鉄筋	121	60.8	有	無	指定管理者
琴海地域センター	1	社会福祉センター	長浦町3777番地10			885-2141	282	141
		和室 デイサービス室	鉄筋	283	2.5	有	無	社会福祉協議会
	2	琴海活性化センター (四季彩館)	長浦町50番地5			840-7777	240	120
		和室、研修室	鉄骨	240	5.0	有	無	北総合事務所 地域福祉課長

第3章 風水害等応急対策計画

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = F A X	収容可能人員	
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	一 時	収 容
							居住者	備 考 (連絡先)
琴 海 地 域 セ ン タ ー (10)	3	琴海南部総合センター (琴海地域センター)	琴海村松町703番地14			884-2001 F884-2008	1,698	849
		和室、会議室 体育館	鉄筋	1,698	1.6	有	和室、 会議室 体育館	地域センター 所長
	4	ペニンシュラオーナーズ ゴルフクラブ	琴海尾戸町1740番地			886-3535	300	150
		2階多目的ホール	鉄骨	300		無	無	支配人
	5	琴海北部研修 センター	琴海大平町638番地12			886-3068	776	388
		和室、体育館 研修室	鉄筋	777	2.1	有	無	北総合事務所 地域福祉課長
	6	琴海さざなみ会館	琴海形上町1849番地4			886-3813	342	171
		和室、ホール	鉄骨	342	2.8	有	無	北総合事務所 地域福祉課長
	7	西海コミュニティー センター	西海町1859番地1			884-3105	292	146
		和室、体育館	鉄骨	293	3.4	有	無	自治会長
	8	琴海ニュータウン 公民館	西海町1765番地162			無	304	152
		和室、ホール 会議室	鉄筋	305	10.4	有	無	自治会長
	9	琴海南部しらさぎ 会館	西海町1560番地9			860-3310	579	289
		会議室、ホール	鉄筋	579	3.3	有	無	北総合事務所 地域福祉課長
	10	旭ヶ丘公民館	琴海大平町1743番地39			無	104	52
		休憩室、和室	木造	104	63.4	有	無	自治会長
合計	265							

3-7 指定福祉避難所一覧表

別表 4

管内別	番号	施設名	所在地			電話 F = F A X	収容可能人員	
							一時	収容
		建物区分	構造	収容面積 (㎡)	標高 (m)	給食施設	居住者	備考 (連絡先)
中央地域センター	1	長崎市障害福祉センター	長崎市茂里町2番41号			842-2525 F842-2568	1,018	509
		言語療法室、理学療法室、作業療法室、心理療法室、体育室、機能回復訓練室、ADL室	鉄筋	1783.17	15.9	有	無	理事長

3-8 拠点避難所一覧表

番号	中学校区	選定箇所数	選定施設
1	桜馬場	2 か所	桜馬場地区ふれあいセンター、中央公民館
2	片淵	1 か所	上長崎地区ふれあいセンター
3	長崎	1 か所	地域学校交流センター（桜町小学校）
4	小島	1 か所	小島地区ふれあいセンター
5	大浦	1 か所	仁田佐古地区ふれあいセンター
6	梅香崎	1 か所	南公民館
7	戸町	1 か所	戸町小学校（暫定）
8	丸尾	1 か所	西公民館
9	淵	1 か所	淵地区ふれあいセンター
10	小江原	1 か所	小江原地区ふれあいセンター
11	緑が丘	1 か所	緑が丘地区ふれあいセンター
12	旧江平	1 か所	浦上駅前ふれあいセンター
13	山里	1 か所	山里地区ふれあいセンター
14	西浦上	1 か所	北公民館
15	三川	1 か所	三川地区ふれあいセンター
16	岩屋	2 か所	西北・岩屋ふれあいセンター、滑石公民館
17	滑石	1 か所	滑石地区ふれあいセンター
18	横尾	1 か所	横尾地区ふれあいセンター
19	西泊	1 か所	小榊会館
20	福田	1 か所	福田小学校
21	小ヶ倉	1 か所	ダイヤモンドふれあいセンター
22	日吉	—	茂木地区ふれあいセンター
23	茂木	1 か所	
24	旧南	—	

第3章 風水害等応急対策計画

番号	中学校区	選定箇所数	選定施設
25	東 長 崎	2 か所	東公民館、古賀地区市民センター
26	橘	2 か所	橘地区ふれあいセンター、東公園コミュニティ体育館
27	日 見	1 か所	日見地区ふれあいセンター
28	土 井 首	1 か所	南部市民センター
29	深 堀	1 か所	深堀地区ふれあいセンター
30	香 焼	1 か所	香焼公民館
31	伊 王 島	1 か所	開発総合センター
32	高 島	1 か所	高島ふれあいセンター
33	三 和	1 か所	三和地域センター
34	野 母 崎	1 か所	野母崎文化センター
35	三 重	1 か所	三重地区市民センター
36	外 海	1 か所	外海公民館
37	池 島	1 か所	池島中央会館
38	琴 海	2 か所	琴海さざなみ会館、南部総合センター
39	旧 式 見	1 か所	式見地区ふれあいセンター
	計	42 か所	

3-9 土砂災害警戒区域等における避難所一覧表

別表 4

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1	若竹地区 (若竹町)	若竹 長崎－(急)－860	平成16年 12月17日 第1396号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市西北町 13番13号 西北・岩屋 ふれあいセンター	78
2		若竹(2) 長崎－(急)－859		○	○			
3		若竹(3) 長崎－(急)－871		○	○			
4		若竹(3) 長崎－(急)－871－2		○	○			
5		若竹(3) 長崎－(急)－871－3		○	○			
6		若竹(4) 長崎－(急)－872		○	○			
7		若竹(5) 長崎－(急)－874		○	○			
8		若竹(6) 長崎－(急)－875		○	○			
9		若竹(6) 長崎－(急)－875－2		○	○			
10		若竹(6) 長崎－(急)－875－3		○	－			
11		若竹(6) 長崎－(急)－875－4		○	－			
12		若竹(7) 長崎－(急)－870		○	○		長崎市岩屋町 37番1号 岩屋中学校	432
13		若竹(7) 長崎－(急)－870－2		○	－			
14		若竹(7) 長崎－(急)－870－3		○	－			
15		若竹(7) 長崎－(急)－870－4		○	－			
16		若竹(7) 長崎－(急)－870－5		○	－			
17		若竹(7) 長崎－(急)－870－6		○	－			
18		若竹(8) 長崎－(急)－873		○	○			
19		若竹(8) 長崎－(急)－873－2		○	○			
20		若竹川(イ) 長崎－(土)－117		○	－			
21		若竹川(ロ) 長崎－(土)－118		○	○			
22		若竹川(ハ) 長崎－(土)－119		○	○			
23		若竹川(ニ) 長崎－(土)－120		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
24	戸石地区 (戸石町)	戸石(1) 長崎－(急)－1889	平成16年 12月17日 第1396号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市戸石町 1519番地34 長崎市たちばな漁 業協同組合	85
25		戸石(1) 長崎－(急)－1889－2		○	○			
26		戸石(2) 長崎－(急)－1888		○	○			
27		戸石(3) 長崎－(急)－1887		○	○			
28		戸石(13) 長崎－(急)－1887－2		○	○			
29		戸石(4) 長崎－(急)－1884		○	○			
30		戸石(5) 長崎－(急)－1885		○	○			
31		戸石(6) 長崎－(急)－1883		○	○			
32		戸石(6) 長崎－(急)－1883－2		○	○			
33		戸石(7) 長崎－(急)－1881		○	○			
34		戸石(7) 長崎－(急)－1881－2		○	○			
35		戸石(7) 長崎－(急)－1881－3		○	○		長崎市 かき道2丁目 45番20号 橘地区ふれあい センター	94
36		戸石(8) 長崎－(急)－1879		○	○			
37		戸石(8) 長崎－(急)－1879－2		○	－			
38		戸石(8) 長崎－(急)－1879－3		○	－			
39		戸石(9) 長崎－(急)－1877		○	○		長崎市 かき道4丁目 1番1号 橘中学校	596
40		戸石(13) 長崎－(急)－1878		○	○			
41		戸石(10) 長崎－(急)－1878－2		○	－			
42		戸石(11) 長崎－(急)－1862		○	○			
43		戸石(12) 長崎－(急)－1863		○	○			
44		戸石(13) 長崎－(急)－1886		○	○			
45		戸石(14) 長崎－(急)－1882		○	○			
46		戸石(15) 長崎－(急)－1876		○	○			
47		戸石(15) 長崎－(急)－1876－2		○	○			
48		戸石(16) 長崎－(急)－1875		○	○			
49		戸石(17) 長崎－(急)－1874		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
50	戸石地区 (戸石町)	戸石(17) 長崎－(急)－1874－2	平成16年 12月17日 第1396号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市戸石町 1519番地34 長崎市たちばな漁 業協同組合	85
51		戸石(18) 長崎－(急)－1873		○	○			
52		戸石(19) 長崎－(急)－1872		○	○			
53		戸石(19) 長崎－(急)－1872－2		○	○			
54		戸石(19) 長崎－(急)－1872－3		○	○			
55		戸石(20) 長崎－(急)－1871		○	○			
56		戸石(20) 長崎－(急)－1871－2		○	○			
57		戸石園田平(1) 長崎－(急)－1865		○	○			
58		戸石園田平(2) 長崎－(急)－1864		○	○			
59		戸石下満城(3) 長崎－(急)－1880		○	○		長崎市 かき道2丁目 45番20号 橘地区ふれあい センター	94
60		戸石下満城(3) 長崎－(急)－1880－2		○	○			
61		戸石下満城(3) 長崎－(急)－1880－3		○	○			
62		尾崎川(イ) 長崎－(土)－382		○	○			
63		尾崎川(ロ) 長崎－(土)－381		○	○			
64		戸石川(イ) 長崎－(土)－383		○	○			
65		船津川(イ) 長崎－(土)－388		○	○			
66		船津川(ロ) 長崎－(土)－389		○	○			
67		船津川(ハ) 長崎－(土)－386		○	○			
68		船津川(ニ) 長崎－(土)－384		○	○			
69		船津川(ホ) 長崎－(土)－387		○	○		長崎市 かき道4丁目 1番1号 橘中学校	596
70		船津川(ヘ) 長崎－(土)－385		○	○			
71	平間地区	平間(1) 長崎－(急)－658	平成18年 3月24日 第425号	○	○		長崎市平間町 373番2号 平間公民館	65
72		平間(2) 長崎－(急)－669		○	○			
73		平間(2) 長崎－(急)－669－2		○	○		長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
74		平間(2) 長崎－(急)－669－3		○	○			
75		平間(3) 長崎－(急)－684		○	○		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学校	165

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
76	平間地区	平間(4) 長崎－(急)－1126	平成18年 3月24日 第425号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市平間町 373番2号 平間公民館	65
77		平間(5) 長崎－(急)－1080		○	○			
78		平間(5) 長崎－(急)－1080－2		○	○			
79		平間(5) 長崎－(急)－1080－3		○	○			
80		平間(6) 長崎－(急)－1094		○	○			
81		平間(6) 長崎－(急)－1094－2		○	○			
82		平間(7) 長崎－(急)－1132		○	○			
83		平間(8) 長崎－(急)－1535		○	○			
84		平間(9) 長崎－(急)－1131		○	○			
85		平間(10) 長崎－(急)－652		○	○			
86		平間(11) 長崎－(急)－1124		○	○			
87		平間(11) 長崎－(急)－1124－2		○	○			
88		平間(11) 長崎－(急)－1124－3		○	○		長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
89		平間(12) 長崎－(急)－1056		○	○			
90		平間(13) 長崎－(急)－668		○	○		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学	165
91		平間(15) 長崎－(急)－648		○	○			
92		平間(16) 長崎－(急)－649		○	○			
93		平間(16) 長崎－(急)－649－2		○	○			
94		平間(17) 長崎－(急)－650		○	○			
95		平間(18) 長崎－(急)－651		○	○			
96		平間(19) 長崎－(急)－653		○	○			
97		平間(20) 長崎－(急)－654		○	○			
98		平間(21) 長崎－(急)－655		○	○			
99		平間(22) 長崎－(急)－656－2		○	○			
100		平間(23) 長崎－(急)－656－3		○	○			
101		平間(23) 長崎－(急)－656－3－2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
102	平間地区	平間(24) 長崎－(急)－656	平成18年 3月24日 第425号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市平間町 373番2号 平間公民館	65
103		平間(25) 長崎－(急)－656－4		○	○			
104		平間(25)－1 長崎－(急)－656－5		○	○			
105		平間(26) 長崎－(急)－657		○	○			
106		平間(27) 長崎－(急)－664		○	○			
107		平間(28) 長崎－(急)－665		○	○			
108		平間(29) 長崎－(急)－666		○	○			
109		平間(30) 長崎－(急)－667		○	○			
110		平間(30) 長崎－(急)－667－2		○	○			
111		平間(31) 長崎－(急)－670		○	○			
112		平間(32) 長崎－(急)－671		○	○			
113		平間(32) 長崎－(急)－671－2		○	○			
114		平間(33) 長崎－(急)－672		○	○		長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
115		平間(34) 長崎－(急)－673		○	○			
116		平間(35) 長崎－(急)－674		○	○		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学	165
117		平間(36) 長崎－(急)－675		○	○			
118		平間(37) 長崎－(急)－676		○	○			
119		平間(38) 長崎－(急)－677		○	○			
120		平間(39) 長崎－(急)－678		○	○			
121		平間(40) 長崎－(急)－682		○	○			
122		平間(41) 長崎－(急)－683		○	○			
123		平間(42) 長崎－(急)－684－2		○	○			
124		平間(43) 長崎－(急)－1052		○	○			
125		平間(44) 長崎－(急)－1053		○	○			
126		平間(45) 長崎－(急)－1054		○	○			
127		平間(45) 長崎－(急)－1054－2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収用人員）	
128	平間地区	平間(46) 長崎－(急)－1055	平成18年 3月24日 第425号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市平間町 373番2号 平間公民館	65
129		平間(47) 長崎－(急)－1057		○	○			
130		平間(48) 長崎－(急)－1073		○	○			
131		平間(48) 長崎－(急)－1073－2		○	○			
132		平間(49) 長崎－(急)－1074		○	○			
133		平間(50) 長崎－(急)－1076		○	○			
134		平間(51) 長崎－(急)－1077		○	○			
135		平間(52) 長崎－(急)－1078		○	○			
136		平間(53) 長崎－(急)－1079		○	○			
137		平間(57) 長崎－(急)－1097		○	○			
138		平間(58) 長崎－(急)－1098		○	○			
139		平間(59) 長崎－(急)－1460		○	○		長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
140		平間(60) 長崎－(急)－1463		○	○			
141		平間(61) 長崎－(急)－1464		○	○		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学校	165
142		平間(65) 長崎－(急)－1499		○	○			
143		平間(66) 長崎－(急)－1537		○	○			
144		平間(67) 長崎－(急)－1542		○	○			
145		平間(67) 長崎－(急)－1542－2		○	○			
146		平間重川内 長崎－(急)－1075		○	○			
147		平間唐梅 長崎－(急)－1099		○	○			
148		平間唐梅 長崎－(急)－1099－2		○	○			
149		平間和田(1) 長崎－(急)－1462		○	○			
150		平間和田(2) 長崎－(急)－1461		○	—			
151		平間城平(1) 長崎－(急)－1534		○	○			
152		平間城平(2) 長崎－(急)－1538		○	○			
153		間ノ瀬 長崎－(急)－681		○	○			
154		中山川(イ) 長崎－(土)－78		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
155	平間地区	中山川(口)左支川 長崎－(土)－76	平成18年 3月24日 第425号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市平間町 373番2号 平間公民館	65
156		中山川(口)右支川 長崎－(土)－76－2		○	○			
157		中山川(ハ)		○	○			
158		中山川(ニ)		○	○			
159		中山川(ホ)		○	○			
160		中山川(ヘ)		○	○			
161		中山川(ト)		○	○			
162		中山川(チ)		○	○			
163		間ノ瀬川(イ)		○	○			
164		間ノ瀬川(ロ)		○	○			
165		間ノ瀬川(ハ)		○	○			
166		間ノ瀬川(ニ)		○	○			
167		間ノ瀬川(ホ)		○	○			
168		中野川 長崎－(土)－171		○	○		長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
169		中野川(口)		○	○		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学校	165
170		中野川(ハ)		○	○			
171		中野川(ニ)		○	○			
172		中野川(ホ)		○	○			
173		千間田川 長崎－(土)－172		○	－			
174		千間田川(口)		○	○			
175		千間田川(ハ)		○	○			
176		平間川(イ)		○	○			
177		城平川(口)		○	○			
178		城平川(ハ)		○	○			
179		城平川(ニ)		○	○			
180		城平川(リ)		○	－			
181		平野川(口)		○	○			
		長崎－(土)－187						

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
182	東地区	東町(1) 長崎－(急)－1560	平成18年 3月24日 第425号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
183		東町(3) 長崎－(急)－1547		○	○			
184		東町(4) 長崎－(急)－1541		○	○			
185		東町(5) 長崎－(急)－1536		○	○			
186		東町(6) 長崎－(急)－1133		○	○			
187		東町(7) 長崎－(急)－1539－1		○	○			
188		東町(8) 長崎－(急)－1134		○	○			
189		東町(10) 長崎－(急)－1141		○	○			
190		東町(11) 長崎－(急)－1551		○	○			
191		東町(12) 長崎－(急)－1136		○	○			
192		東町(13) 長崎－(急)－1130		○	○			
193		東町(14) 長崎－(急)－1135		○	○			
194		東町(14) 長崎－(急)－1135－2		○	—		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学	165
195		東町(15) 長崎－(急)－1137		○	○			
196		東町(16) 長崎－(急)－1138		○	○		長崎市矢上町 8番6号 東長崎中学校	610
197		東町(17) 長崎－(急)－1139		○	○			
198		東町(18) 長崎－(急)－1140		○	○			
199		東町(19) 長崎－(急)－1539－2		○	○			
200		東町(20) 長崎－(急)－1540		○	○			
201		東町(20) 長崎－(急)－1540－2		○	○			
202		東町(20) 長崎－(急)－1540－3		○	○			
203		東町(21) 長崎－(急)－1545		○	○			
204		東町(22) 長崎－(急)－1546		○	○			
205		東町(23) 長崎－(急)－1549		○	○			
206		東町(24) 長崎－(急)－1550		○	○			
207		東町(25) 長崎－(急)－1552		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
208	東地区	東町(26) 長崎－(急)－1553	平成18年 3月24日 第425号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
209		東町(27) 長崎－(急)－1559		○	○			
210		東町(28) 長崎－(急)－1563		○	○			
211		東町(29) 長崎－(急)－1564		○	○			
212		東町(30) 長崎－(急)－1565		○	○			
213		東町(31) 長崎－(急)－1566		○	○			
214		東町(32) 長崎－(急)－1568		○	○			
215		東町(32) 長崎－(急)－1568－2		○	○			
216		東町(33) 長崎－(急)－1569		○	○			
217		東樋口(5) 長崎－(急)－1548		○	－			
218		かき道2丁目(1) 長崎－(急)－1567		○	○			
219		瀬古川(イ) 長崎－(土)－193		○	－			
220		瀬古川(ロ) 長崎－(土)－191		○	○		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学	165
221		瀬古川(ハ) 長崎－(土)－194		○	○			
222		瀬古川(ニ) 長崎－(土)－192		○	○		長崎市矢上町 8番6号 東長崎中学校	610
223		瀬古川(ホ) 長崎－(土)－191－2		○	○			
224		瀬古川(ヘ) 長崎－(土)－191－3		○	○			
225		瀬古川(ト) 長崎－(土)－191－4		○	○			
226		東川(イ) 長崎－(土)－277		○	－			
227		東川(ロ) 長崎－(土)－273		○	○			
228		東川(ハ) 長崎－(土)－272		○	○			
229		東川(ニ) 長崎－(土)－271		○	○			
230		東川(ホ) 長崎－(土)－270		○	○			
231		東川(ヘ) 長崎－(土)－276－2		○	○			
232		長龍寺川(イ) 長崎－(土)－276		○	○			
233		長龍寺川(ロ) 長崎－(土)－275		○	－			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
234	東地区	長龍寺川(ハ) 長崎－(土)－274	平成18年 3月24日 第425号	○	－	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
235		待石川(イ) 長崎－(土)－279		○	－		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学校	165
236		待石川(ロ) 長崎－(土)－281		○	－			
237		待石川(ハ) 長崎－(土)－280		○	－		長崎市矢上町 8番6号 東長崎中学校	610
238		待石川(ニ) 長崎－(土)－278		○	○			
239	矢上地区	矢上(3) 長崎－(急)－1555		○	○		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学校 長崎市矢上町 8番6号 東長崎中学校	165 610
240		矢上(4) 長崎－(急)－1556		○	○			
241		矢上(4) 長崎－(急)－1556-2		○	○			
242		矢上(5) 長崎－(急)－1557		○	○			
243		矢上(6) 長崎－(急)－1558		○	○			
244		矢上(6) 長崎－(急)－1558－2		○	○			
245		矢上(7) 長崎－(急)－1543		○	○			
246	中里地区 (中里町)	中里平木場(1) 長崎－(急)－414	平成18年 5月19日 第603号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市中里町 462番地 中里町中央公民館 長崎市古賀町 948番地1 古賀地区市民 センター	58 44
247		中里平木場(4) 長崎－(急)－411		○	○			
248		中里平木場(5) 長崎－(急)－410		○	○			
249		中里平木場(6) 長崎－(急)－410-2		○	○			
250		中里(9) 長崎－(急)－734		○	○			
251		中里(8) 長崎－(急)－735		○	○			
252		中里平木場(11) 長崎－(急)－746		○	○			
253		中里(5) 長崎－(急)－737		○	○			
254		中里(5) 長崎－(急)－737-2		○	○			
255		中里(14) 長崎－(急)－749		○	○			
256		中里(11) 長崎－(急)－740		○	○			
257		中里平木場(14) 長崎－(急)－751		○	○			
258		中里平木場(15) 長崎－(急)－752		○	○			
259		中里平木場(13) 長崎－(急)－754		○	○			

番 号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
260	中里地区 (中里町)	中里中野(1) 長崎－(急)－706	平成18年 5月19日 第603号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市中里町 462番地 中里町中央公民館	58
261		中里中野(1) 長崎－(急)－706-2		○	○			
262		中里中野(2) 長崎－(急)－709		○	○			
263		中里中野(3) 長崎－(急)－707		○	○			
264		中里中野(5) 長崎－(急)－710		○	○			
265		中里中野(4) 長崎－(急)－708		○	○			
266		古賀(10) 長崎－(急)－705		○	○			
267		中里中野(8) 長崎－(急)－729		○	○			
268		中里内郷地(2) 長崎－(急)－765		○	○			
269		中里中野(9) 長崎－(急)－730		○	○		長崎市古賀町 948番地1 古賀地区市民 センター	44
270		中里内郷地(5) 長崎－(急)－732		○	○			
271		中里内郷地(4) 長崎－(急)－733		○	○			
272		中里内郷地(1) 長崎－(急)－766		○	○			
273		中里(4) 長崎－(急)－1117		○	○			
274		中里(6) 長崎－(急)－1119		○	○			
275		中里(7) 長崎－(急)－1122		○	○			
276		中里大木場(10) 長崎－(急)－1144		○	○			
277		中里大木場(3) 長崎－(急)－1123		○	○			
278		中里大木場(3) 長崎－(急)－1123-2		○	○			
279		中里大木場(9) 長崎－(急)－1149		○	○			
280		中里大木場(8) 長崎－(急)－1150		○	○			
281		中里大木場(5) 長崎－(急)－1169		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
282	中里地区 (中里町)	中里平木場(2) 長崎－(急)－413	平成18年 5月19日 第603号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市中里町 462番地 中里町中央公民館	58
283		中里平木場(3) 長崎－(急)－412		○	○			
284		中里平木場(7) 長崎－(急)－742		○	○			
285		中里平木場(8) 長崎－(急)－743		○	○			
286		中里(10) 長崎－(急)－736		○	○			
287		中里平木場(9) 長崎－(急)－744		○	○			
288		中里平木場(10) 長崎－(急)－745		○	○			
289		中里(12) 長崎－(急)－738		○	○			
290		中里(12) 長崎－(急)－738-2		○	○			
291		中里(13) 長崎－(急)－739		○	○			
292		中里平木場(12) 長崎－(急)－750		○	○		長崎市古賀町 948番地1 古賀地区市民 センター	44
293		中里中野(7) 長崎－(急)－728		○	○			
294		中里大木場(1) 長崎－(急)－1118		○	○			
295		中里大木場(2) 長崎－(急)－1120		○	○			
296		中里大木場(12) 長崎－(急)－1142		○	○			
297		中里大木場(11) 長崎－(急)－1143		○	○			
298		中里大木場(6) 長崎－(急)－1171		○	○			
299		中里中野(6) 長崎－(急)－728-2		○	○			
300		中里内郷地(3) 長崎－(急)－733-2		○	○			
301		中里大木場(4) 長崎－(急)－1123-3		○	○			
302		中里大木場(7) 長崎－(急)－1171-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
303	船石地区 (船石町)	船石転石(1) 長崎－(急)－756	平成18年 5月19日 第603号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市古賀町 948番地1 古賀地区市民 センター	44
304		船石転石(2) 長崎－(急)－758		○	○			
305		船石転石(3) 長崎－(急)－760		○	○			
306		船石転石(4) 長崎－(急)－761		○	○			
307		船石転石(5) 長崎－(急)－762		○	○			
308		船石(8) 長崎－(急)－763		○	○			
309		船石茶ノ木(3) 長崎－(急)－768		○	○			
310		船石茶ノ木(2) 長崎－(急)－769		○	○			
311		船石(18) 長崎－(急)－771		○	○			
312		船石(19) 長崎－(急)－773		○	○			
313		船石茶ノ木(1) 長崎－(急)－772		○	○			
314		船石(21) 長崎－(急)－774		○	○			
315		船石(10) 長崎－(急)－778		○	○			
316		船石(22) 長崎－(急)－776		○	○			
317		船石転石(10) 長崎－(急)－779		○	○			
318		船石小屋敷(4) 長崎－(急)－780		○	○			
319		船石転石(11) 長崎－(急)－781		○	○			
320		船石小屋敷(3) 長崎－(急)－783		○	○			
321		船石小屋敷(1) 長崎－(急)－775		○	○			
322		船石中転石 長崎－(急)－767		○	○			
323		船石小屋敷(2) 長崎－(急)－1152		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
324	船石地区 (船石町)	船石(1) 長崎－(急)－1154	平成18年 5月19日 第603号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市古賀町 948番地1 古賀地区市民 センター	44
325		船石(1) 長崎－(急)－1154-2		○	○			
326		船石小屋敷(6) 長崎－(急)－1161		○	○			
327		船石(7) 長崎－(急)－1153		○	○			
328		船石上座(1) 長崎－(急)－1167		○	○			
329		船石並松(1) 長崎－(急)－1162		○	○			
330		船石(13) 長崎－(急)－1155		○	○			
331		船石千束野(2) 長崎－(急)－1146		○	○			
332		船石千束野(3) 長崎－(急)－1147		○	○			
333		船石(14) 長崎－(急)－1148		○	○			
334		船石並松(2) 長崎－(急)－1164		○	○			
335		船石並松(4) 長崎－(急)－1165		○	○			
336		船石並松(3) 長崎－(急)－1166		○	○			
337		船石(15) 長崎－(急)－1151		○	○			
338		船石千束野(4) 長崎－(急)－1158		○	○			
339		船石上座(3) 長崎－(急)－1168		○	○			
340		船石並松(5) 長崎－(急)－1159		○	○			
341		船石(6) 長崎－(急)－1170		○	○			
342		船石(6) 長崎－(急)－1170-2		○	○			
343		船石(6) 長崎－(急)－1170-3		○	○			
344		船石上座(4) 長崎－(急)－1183		○	○			
345		船石千束野(7) 長崎－(急)－1174		○	○			
346		船石(17) 長崎－(急)－1175		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 号 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
347	船石地区 (船石町)	船石16) 長崎－(急)－1172	平成18年 5月19日 第603号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市古賀町 948番地1 古賀地区市民 センター	44
348		船石上座5) 長崎－(急)－1179		○	○			
349		船石上座6) 長崎－(急)－1180		○	○			
350		船石千束野12) 長崎－(急)－1177		○	○			
351		船石上座7) 長崎－(急)－1181		○	○			
352		船石千束野10) 長崎－(急)－1178		○	○			
353		船石千束野11) 長崎－(急)－1182		○	○			
354		船石転石6) 長崎－(急)－755		○	○			
355		船石転石7) 長崎－(急)－757		○	○			
356		船石4) 長崎－(急)－770		○	○			
357		船石9) 長崎－(急)－777		○	○			
358		船石転石12) 長崎－(急)－782		○	○			
359		船石小屋敷7) 長崎－(急)－1160		○	○			
360		船石千束野1) 長崎－(急)－1145		○	○			
361		船石並松6) 長崎－(急)－1156		○	○			
362		船石上座2) 長崎－(急)－1163		○	○			
363		船石上座2) 長崎－(急)－1163-2		○	○			
364		船石千束野5) 長崎－(急)－1157		○	○			
365		船石千束野6) 長崎－(急)－1173		○	○			
366		船石千束野9) 長崎－(急)－1176		○	○			
367		船石転石8) 長崎－(急)－757-2		○	○			
368		船石20) 長崎－(急)－773-2		○	○			
369		船石転石9) 長崎－(急)－778-2		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
370	船石地区 (船石町)	船石小屋敷(5) 長崎－(急)－1160-2	平成18年 5月19日 第603号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市古賀町 948番地1 古賀地区市民 センター	44
371		船石(12) 長崎－(急)－1154-3		○	○			
372		船石(12) 長崎－(急)－1154-4		○	○			
373		船石(12) 長崎－(急)－1154-5		○	○			
374		船石千束野(8) 長崎－(急)－1176-2		○	○			
375	中里地区 (中里町)	中里川 (イ) 長崎－(土)－86		○	－		長崎市中里町 462番地 中里町中央公民館 長崎市古賀町 48番地1 古賀地区市民 センター	58 44
376		上中野川 長崎－(土)－85		○	－			
377		樽山川 (イ) 長崎－(土)－87		○	－			
378		樽山川 (ロ) 長崎－(土)－91		○	○			
379		中里川 (ロ) 長崎－(土)－92		○	○			
380		深谷川 長崎－(土)－185		○	－			
381		大木場川 (ロ) 長崎－(土)－186		○	○			
382		大木場川 (イ) 長崎－(土)－190		○	－			
383		蔭平川 (イ) 長崎－(土)－197		○	○			
384		蔭平川 (ロ) 長崎－(土)－198		○	○			
385		蔭平川 (ハ) 長崎－(土)－199		○	○			
386		中里川 (ハ) 長崎－(土)－92-2		○	○			
387		平木場川 (ハ) 長崎－(土)－86-2		○	○			
388		二双舟川 (チ) 長崎－(土)－88		○	－			
389		二双舟川 (ハ) 長崎－(土)－90		○	－			
390		二双舟川 (ト) 長崎－(土)－93		○	○			
391		転石川 (ロ) 長崎－(土)－96		○	－			
392		転石川 (ニ) 長崎－(土)－97		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
393	船石地区 (船石町)	転石川 (ハ) 長崎－(土)－94	平成18年 5月19日 第603号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市古賀町 48番地1 古賀地区市民 センター	44
394		転石川 (イ) 長崎－(土)－98		○	○			
395		二双舟川 (イ) 長崎－(土)－95		○	－			
396		転石川 (ホ) 長崎－(土)－100		○	－			
397		船石川 (ハ) 長崎－(土)－99		○	○			
398		船石川 (ロ) 長崎－(土)－195		○	○			
399		船石川 (イ) 長崎－(土)－196		○	○			
400		雀川 長崎－(土)－203		○	○			
401		千束野川 (ハ) 長崎－(土)－201		○	○			
402		千束野川 (ロ) 長崎－(土)－200		○	○			
403		千束野川 (ホ) 長崎－(土)－202		○	○			
404		千束野川 (ニ) 長崎－(土)－204		○	○			
405		千束野川 (ヘ) 長崎－(土)－205		○	○			
406		千束野川 (イ) 長崎－(土)－207		○	－			
407		二双舟川 (ロ) 長崎－(土)－89		○	○			
408		上座川 (イ) 長崎－(土)－196-2		○	○			
409		船石川 (ニ) 長崎－(土)－99-2		○	○			
410		千束野川 (ト) 長崎－(土)－205-2		○	○			
411		船石川 (ヘ) 長崎－(土)－99-3		○	○			
412		船石川 (ホ) 長崎－(土)－99-4		○	○			
413		千束野川 (チ) 長崎－(土)－205-3		○	○			
414		上座川 (ロ) 長崎－(土)－196-3		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
415	現川地区 (現川町)	現川(6) 長崎－(急)－1021	平成19年 9月14日 第841号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市平間町 373番2号 平間公民館	65
416		現川(7) 長崎－(急)－1022		○	○			
417		現川(8) 長崎－(急)－1022-2		○	○			
418		現川(9) 長崎－(急)－1022-3		○	○			
419		現川(10) 長崎－(急)－1023		○	○		長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
420		現川(11) 長崎－(急)－1024		○	○			
421		現川(12) 長崎－(急)－1024-2		○	○		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学	165
422		現川(13) 長崎－(急)－1024-3		○	○			
423		現川(14) 長崎－(急)－1026		○	○		長崎市矢上町 8番6号 東長崎中学校	610
424		現川(15) 長崎－(急)－1027		○	○			
425		現川(16) 長崎－(急)－1027-2		○	○			
426		現川(17) 長崎－(急)－1029		○	○			
427		現川(18) 長崎－(急)－1029-2		○	○			
428		現川(19) 長崎－(急)－1030		○	○			
429		現川(20) 長崎－(急)－1031		○	○			
430		現川(21) 長崎－(急)－1032		○	○			
431		現川(22) 長崎－(急)－1033		○	○			
432		現川(23) 長崎－(急)－1033-2		○	○			
433		現川(24) 長崎－(急)－1034		○	○			
434		現川(25) 長崎－(急)－1035		○	○			
435		現川(26) 長崎－(急)－1036		○	○			
436		現川(27) 長崎－(急)－1036-2		○	○			
437		現川尾崎 長崎－(急)－1037		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 号 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
438	現川地区 (現川町)	現川(28) 長崎－(急)－1037-2	平成19年 9月14日 第841号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市平間町 373番2号 平間公民館	65
439		現川(29) 長崎－(急)－1038		○	○			
440		現川(30) 長崎－(急)－1038-2		○	○			
441		現川(31) 長崎－(急)－1039		○	○			
442		現川(32) 長崎－(急)－1039-2		○	○		長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
443		現川(33) 長崎－(急)－1039-3		○	○			
444		現川(34) 長崎－(急)－1039-4		○	○		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学	165
445		現川(35) 長崎－(急)－1040		○	○			
446		現川(36) 長崎－(急)－1041		○	○		長崎市矢上町 8番6号 東長崎中学校	610
447		現川(37) 長崎－(急)－1042		○	○			
448		現川(38) 長崎－(急)－1043		○	○			
449		現川(39) 長崎－(急)－1044		○	○			
450		現川(40) 長崎－(急)－1045		○	○			
451		現川(41) 長崎－(急)－1045-2		○	○			
452		現川(42) 長崎－(急)－1048		○	○			
453		現川(43) 長崎－(急)－1048-2		○	○			
454		現川(4) 長崎－(急)－1049		○	○			
455		現川(3) 長崎－(急)－1050		○	○			
456		現川(44) 長崎－(急)－1051		○	○			
457		現川(45) 長崎－(急)－1058		○	○			
458		現川(46) 長崎－(急)－1059		○	○			
459		現川(1) 長崎－(急)－1060		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
460	現川地区 (現川町)	現川(47) 長崎－(急)－1061	平成19年 9月14日 第841号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市平間町 373番2号 平間公民館	65
461		現川(48) 長崎－(急)－1062		○	○			
462		現川(49) 長崎－(急)－1063		○	○			
463		現川(50) 長崎－(急)－1063-2		○	○			
464		現川(5) 長崎－(急)－1064		○	○		長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
465		現川(51) 長崎－(急)－1065		○	○			
466		現川(52) 長崎－(急)－1066		○	○			
467		現川(53) 長崎－(急)－1069		○	○			
468		現川(54) 長崎－(急)－1069-2		○	○		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学	165
469		現川(55) 長崎－(急)－1070		○	○			
470		現川(56) 長崎－(急)－1071		○	○			
471		現川(2) 長崎－(急)－1072		○	○		長崎市矢上町 8番6号 東長崎中学校	610
472		現川(57) 長崎－(急)－1081		○	○			
473		現川(58) 長崎－(急)－1082		○	○			
474		現川(59) 長崎－(急)－1082-2		○	○			
475		現川(60) 長崎－(急)－1083		○	○			
476		現川(61) 長崎－(急)－1084		○	○			
477		現川(62) 長崎－(急)－1085		○	○			
478		現川(63) 長崎－(急)－1086		○	○			
479		現川(64) 長崎－(急)－1087		○	○			
480		現川(65) 長崎－(急)－1088		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
481	現川地区 (現川町)	現川(66) 長崎－(急)－1089	平成19年 9月14日 第841号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市平間町 373番2号 平間公民館	65
482		現川(67) 長崎－(急)－1090		○	○			
483		現川(68) 長崎－(急)－1091		○	○			
484		現川(69) 長崎－(急)－1092		○	○			
485		現川(70) 長崎－(急)－1092-2		○	○		長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
486		現川(71) 長崎－(急)－1092-3		○	○			
487		現川(72) 長崎－(急)－1426		○	○			
488		現川(73) 長崎－(急)－1427		○	○		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学	165
489		現川(74) 長崎－(急)－1428		○	○			
490		現川(75) 長崎－(急)－1428-2		○	○			
491		現川(76) 長崎－(急)－1428-3		○	○		長崎市矢上町 8番6号 東長崎中学校	610
492		現川(77) 長崎－(急)－1428-4		○	○			
493		現川(78) 長崎－(急)－1456		○	○			
494		現川(79) 長崎－(急)－1457		○	○			
495		現川(80) 長崎－(急)－1457-2		○	○			
496		現川(81) 長崎－(急)－1457-3		○	－			
497		現川(82) 長崎－(急)－1457-4		○	○			
498		現川(83) 長崎－(急)－1458		○	－			
499		谷間の神川(ハ) 長崎－(土)－150		○	○			
500		谷間の神川(ハ)右支川 長崎－(土)－150-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
501	現川地区 (現川町)	谷間の神川(ハ)左支川 長崎一(土)一150-3	平成19年 9月14日 第841号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市平間町 373番2号 平間公民館	65
02		払畑川 (イ) 長崎一(土)一151		○	○			
503		払畑川 (ニ) 長崎一(土)一151-2		○	○			
504		払畑川 (ロ) 長崎一(土)一152		○	○			
505		谷間の神川 (ロ) 長崎一(土)一153		○	○			
506		谷間の神川 (ニ) 長崎一(土)一154		○	○			
507		谷間の神川 (イ) 長崎一(土)一155		○	○			
508		山郷川 (ハ) 長崎一(土)一156		○	○			
509		払畑川 (ハ) 長崎一(土)一157		○	○		長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
510		払畑川 (ホ) 長崎一(土)一157-2		○	○			
511		加勢首川 (ハ) 長崎一(土)一158		○	○		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学校	165
512		加勢首川 (ト) 長崎一(土)一158-2		○	○			
513		加勢首川 (ニ) 長崎一(土)一159		○	○		長崎市矢上町 8番6号 東長崎中学校	610
514		加勢首川 (ホ) 長崎一(土)一160		○	○			
515		加勢首川 (ヘ) 長崎一(土)一160-2		○	○			
516		加勢首川 (チ) 長崎一(土)一160-3		○	○			
517		加勢首川 (リ) 長崎一(土)一160-4		○	○			
518		給人川内川 長崎一(土)一161		○	—			
519		給人川内川右支川1 長崎一(土)一161-2		○	○			
520		給人川内川右支川2 長崎一(土)一161-3		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
521	現川地区 (現川町)	給人川内川左支川 長崎－(土)－161-4	平成19年 9月14日 第841号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市平間町 373番2号 平間公民館	65
522		加勢首川 (イ) 長崎－(土)－162		○	○			
523		加勢首川 (ヌ) 長崎－(土)－162-2		○	○			
524		加勢首川 (ル) 長崎－(土)－162-3		○	○			
525		加勢首川 (ロ) 長崎－(土)－163		○	○		長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
526		加勢首川 (ヲ) 長崎－(土)－163-2		○	○			
527		山郷川 (イ) 長崎－(土)－164		○	○			
528		山郷川 (ロ) 長崎－(土)－165		○	○			
529		小藤川 長崎－(土)－166		○	－		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学校	165
530		白水川 長崎－(土)－167		○	－			
531		大屋敷川 (イ) 長崎－(土)－168		○	－			
532		大屋敷川 (ハ) 長崎－(土)－169		○	○		長崎市矢上町 8番6号 東長崎中学校	610
533		榎木川 (ホ) 長崎－(土)－170		○	○			
534		大屋敷川 (ロ) 長崎－(土)－173		○	－			
535		大屋敷川 (ロ) 支川 長崎－(土)－173-2		○	○			
536		大屋敷川 (ニ) 長崎－(土)－173-3		○	○			
537		大屋敷川 (ホ) 長崎－(土)－173-4		○	○			
538		榎木川 (ト) 長崎－(土)－174		○	○			
539		榎木川 (チ) 長崎－(土)－174-2		○	○			
540		榎木川 (リ) 長崎－(土)－174-3		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
541	現川地区 (現川町)	榎木川（ヌ） 長崎－（土）－174-4	平成19年 9月14日 第841号	○	○		長崎市平間町 373番2号 平間公民館	65
542		榎木川（ニ） 長崎－（土）－175		○	○			
543		榎木川（ヘ） 長崎－（土）－175-2		○	○		長崎市矢上町 41番7号 教宗寺	134
544		榎木川（ハ） 長崎－（土）－176		○	○		長崎市矢上町 12番12号 矢上小学校	165
545		榎木川（ロ） 長崎－（土）－177		○	○			
546		榎木川（イ） 長崎－（土）－264		○	○		長崎市矢上町 8番6号 東長崎中学校	610
547	上戸石地区 (上戸石町)	上戸石（7） 長崎－（急）－1570	平成19年 9月14日 第842号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市かき道 4丁目1番1号 橘中学校	596
548		上戸石（7） 長崎－（急）－1570-2		○	○			
549		上戸石（3） 長崎－（急）－1571		○	○			
550		上戸石（3） 長崎－（急）－1571-2		○	○			
551		上戸石（8） 長崎－（急）－1572		○	○		長崎市戸石町 1519番地34 長崎市たちばな 漁業協同組合	85
552		上戸石（8） 長崎－（急）－1572-2		○	○			
553		上戸石 長崎－（急）－1573		○	○		長崎市かき道 2丁目45番20号 橘地区ふれあい センター	94
554		上戸石（13） 長崎－（急）－1574		○	○			
555		上戸石（14） 長崎－（急）－1575		○	○		長崎市戸石町 194番地 東長崎 コミュニティ 体育館	359
556		上戸石（15） 長崎－（急）－1576		○	○			
557		上戸石（16） 長崎－（急）－1577		○	○			
558		上戸石（17） 長崎－（急）－1578		○	○			
559		上戸石（12） 長崎－（急）－1579		○	○			
560		上戸石（18） 長崎－（急）－1580		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
561	上戸石地区 (上戸石町)	上戸石 (19) 長崎－(急)－1580-2	平成19年 9月14日 第842号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市かき道 4丁目1番1号 橘中学校	596
562		上戸石 (20) 長崎－(急)－1581		○	○			
563		上戸石 (21) 長崎－(急)－1582		○	○			
564		上戸石 (22) 長崎－(急)－1582-2		○	○			
565		上戸石 (23) 長崎－(急)－1582-3		○	○		長崎市戸石町 1519番地34 長崎市たちばな漁 業協同組合	85
566		上戸石 (4) 長崎－(急)－1583		○	○			
567		上戸石 (24) 長崎－(急)－1584		○	○			
568		上戸石 (25) 長崎－(急)－1585		○	○		長崎市かき道 2丁目45番20号 橘地区ふれあい センター	94
569		上戸石 (26) 長崎－(急)－1586		○	○			
570		上戸石 (10) 長崎－(急)－1587		○	○		長崎市戸石町 194番地 東長崎 コミュニティ 体育館	359
571		上戸石 (27) 長崎－(急)－1587-2		○	○			
572		上戸石 (11) 長崎－(急)－1588		○	○			
573		上戸石 (9) 長崎－(急)－1589		○	○			
574		上戸石 (5) 長崎－(急)－1590		○	○			
575		上戸石 (28) 長崎－(急)－1591		○	○			
576		上戸石 (29) 長崎－(急)－1592		○	○			
577		上戸石 (30) 長崎－(急)－1593		○	○			
578		上戸石 (2) 長崎－(急)－1594		○	○			
579		上戸石 (6) 長崎－(急)－1860		○	○			
580		陣の内川 (二) 長崎－(土)－283		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
581	上戸石地区 (上戸石町)	陣の内川（ホ） 長崎－（土）－283-2	平成19年 9月14日 第842号	○	－	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎にかき道 4丁目1番1号 橘中学校	596
582		陣の内川（ヘ） 長崎－（土）－283-3		○	－			
583		陣の内川（ハ） 長崎－（土）－284		○	○			
584		陣の内川（ロ） 長崎－（土）－285		○	○			
585		陣の内川（イ） 長崎－（土）－286		○	－			
586		大坂川（ロ） 長崎－（土）－287		○	○		長崎市戸石町 1519番地34 長崎市たちばな漁 業協同組合	85
587		大坂川（ハ） 長崎－（土）－287-2		○	○			
588		大坂川（イ） 長崎－（土）－288		○	○			
589		大坂川（ニ） 長崎－（土）－288-2		○	○		長崎にかき道 2丁目45番20号 橘地区ふれあい センター	94
590		水頭川 長崎－（土）－289		○	○			
591		上戸石川（イ） 長崎－（土）－290		○	○			
592		上戸石川（ニ） 長崎－（土）－290-2		○	○			
593		上戸石川（ロ） 長崎－（土）－291		○	○		長崎市戸石町 194番地 東長崎 コミュニティ 体育館	359
594		上戸石川（ハ） 長崎－（土）－292		○	○			
595		上戸石川（ホ） 長崎－（土）－292-2		○	○			
596		陣の内川（チ） 長崎－（土）－294		○	○			
597		陣の内川（リ） 長崎－（土）－295		○	○			
598		社口川 長崎－（土）－297		○	○			
599		社口川（ハ） 長崎－（土）－297-2		○	○			
600		社口川（ロ） 長崎－（土）－297-3		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
601	川内地区 (川内町)	川内 (7) 長崎－(急)－1595	平成19年 9月14日 第842号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市戸石町 1519番地34 長崎市たちばな 漁業協同組合	85
602		川内 (8) 長崎－(急)－1595-2		○	○			
603		川内 (9) 長崎－(急)－1596		○	○			
604		川内 (10) 長崎－(急)－1596-2		○	○			
605		川内 (11) 長崎－(急)－1596-3		○	○			
606		川内 (12) 長崎－(急)－1597		○	○			
607		川内 (13) 長崎－(急)－1597-2		○	○			
608		川内 (14) 長崎－(急)－1597-3		○	○			
609		川内(15) 長崎－(急)－1598		○	○			
610		川内(6) 長崎－(急)－1599		○	○		長崎市戸石町 194番地 東長崎 コミュニティ 体育館	359
611		川内 (3) 長崎－(急)－1600		○	○			
612		川内 (16) 長崎－(急)－1601		○	○			
613		川内 (17) 長崎－(急)－1602		○	○			
614		川内 (5) 長崎－(急)－1603		○	○			
615		川内 (18) 長崎－(急)－1604		○	○			
616		川内 (19) 長崎－(急)－1604-2		○	○			
617		川内 (20) 長崎－(急)－1604-3		○	○			
618		川内 (21) 長崎－(急)－1604-4		○	○			
619		川内 (22) 長崎－(急)－1604-5		○	○			
620		川内 (23) 長崎－(急)－1605		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
621	川内地区 (川内町)	川内 (2) 長崎－(急)－1606	平成19年 9月14日 第842号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市戸石町 1519番地34 長崎市たちばな 漁業協同組合	85
622		川内 (24) 長崎－(急)－1607		○	○			
623		川内 (4) 長崎－(急)－1608		○	○			
624		川内 (25) 長崎－(急)－1609		○	○			
625		川内 (26) 長崎－(急)－1609-2		○	○			
626		川内 (26) 長崎－(急)－1609-3		○	○			
627		川内 長崎－(急)－1610		○	○			
628		川内 長崎－(急)－1610-2		○	○			
629		川内 (27) 長崎－(急)－1610-3		○	○			
630		川内 (28) 長崎－(急)－1611		○	○		長崎市戸石町 194番地 東長崎 コミュニティ 体育館	359
631		川内 (29) 長崎－(急)－1612		○	○			
632		川内 (30) 長崎－(急)－1613		○	○			
633		川内 (30) 長崎－(急)－1613-2		○	○			
634		川内 (31) 長崎－(急)－1614		○	○			
635		川内 (32) 長崎－(急)－1615		○	○			
636		川内 (33) 長崎－(急)－1618		○	○			
637		川内 (33) 長崎－(急)－1618-2		○	○			
638		川内 (34) 長崎－(急)－1619		○	○			
639		川内 (34) 長崎－(急)－1619-2		○	○			
640		川内 (35) 長崎－(急)－1620		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
641	川内地区 (川内町)	川内 (35) 長崎－(急)－1620-2	平成19年 9月14日 第842号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市戸石町 1519番地34 長崎市たちばな 漁業協同組合	85
642		川内 (36) 長崎－(急)－1621		○	○			
643		田ノ頭川 長崎－(土)－298		○	○			
644		田ノ頭川 (口) 長崎－(土)－298-2		○	○			
645		田ノ頭川 (ハ) 長崎－(土)－298-3		○	○			
646		下川内川 長崎－(土)－299		○	○		長崎市戸石町 194番地 東長崎 コミュニティ 体育館	359
647		下川内川 (口) 長崎－(土)－299-2		○	○			
648		上川内川 (口) 長崎－(土)－300		○	－			
649		上川内川 (ハ) 長崎－(土)－301		○	○			
650		上川内川 (イ) 長崎－(土)－302		○	○			
651		上川内川 (ニ) 長崎－(土)－303		○	○			
652		上川内川 (ホ) 長崎－(土)－304		○	○			
653		上川内川 (ヘ) 長崎－(土)－305		○	○			
654		上川内川 (ト) 長崎－(土)－306		○	○			
655		上川内川 (チ) 長崎－(土)－307		○	○			
656	戸石地区 (戸石町)	戸石化屋 (1) 長崎－(急)－1866		○	○		長崎市戸石町 1519番地34 長崎市たちばな 漁業協同組合	85
657		戸石 (21) 長崎－(急)－1867		○	○			
658		戸石 (22) 長崎－(急)－1868		○	○		長崎市戸石町 194番地 東長崎 コミュニティ 体育館	359
659		戸石 (23) 長崎－(急)－1869		○	○			
660		戸石 (24) 長崎－(急)－1870		○	○		長崎市かき道 4丁目1番1号 橘中学校	596

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
661	川内地区 (川内町)	戸石 (25) 長崎－(急)－1870-2	平成19年 9月14日 第842号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480		
662		片峰川 長崎－(土)－297-4		○	○			
663		尾崎川 長崎－(土)－297-5		○	○			
664	牧島地区 (牧島町)	牧島 (10) 長崎－(急)－1890		○	○		長崎市戸石町 1519番地34 長崎市たちばな 漁業協同組合	85
665		牧島 (11) 長崎－(急)－1891		○	○			
666		牧島 (11) 長崎－(急)－1891-2		○	○			
667		牧島 (11) 長崎－(急)－1891-3		○	○		長崎市戸石町 194番地 東長崎 コミュニティ 体育館	359
668		牧島 (12) 長崎－(急)－1892		○	○			
669		牧島 (2) 長崎－(急)－1893		○	○			
670		牧島 (3) 長崎－(急)－1894		○	○		長崎市かき道 4丁目1番1号 橘中学校	596
671		牧島 (13) 長崎－(急)－2135		○	○			
672		牧島 (13) 長崎－(急)－2135-2		○	○			
673		牧島 (13) 長崎－(急)－2135-3		○	○			
674		牧島 (14) 長崎－(急)－2136		○	○			
675		牧島 (15) 長崎－(急)－2137		○	○			
676		牧島 (16) 長崎－(急)－2138		○	○			
677		牧島 (17) 長崎－(急)－2139		○	○			
678		牧島 (18) 長崎－(急)－2140		○	○			
679		牧島 (19) 長崎－(急)－2141		○	○			
680		牧島 (20) 長崎－(急)－2142		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
681	牧島地区 (牧島町)	牧島 (9) 長崎－(急)－2143	平成19年 9月14日 第842号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市戸石町 1519番地34 長崎市たちばな 漁業協同組合	85
682		牧島 (21) 長崎－(急)－2144		○	○			
683		牧島 (21) 長崎－ (急)－2144-2		○	○			
684		牧島 (22) 長崎－(急)－2144-3		○	○			
685		牧島 (23) 長崎－(急)－2145		○	○			
686		牧島 (1) 長崎－(急)－2146		○	○			
687		牧島 (24) 長崎－(急)－2147		○	○			
688		牧島 (4) 長崎－(急)－2148		○	○			
689		牧島 (5) 長崎－(急)－2149		○	○			
690		牧島 (5) 長崎－(急)－2150		○	○		長崎市戸石町 194番地 東長崎 コミュニティ 体育館	359
691		牧島 (25) 長崎－(急)－2151		○	○			
692		牧島 (26) 長崎－(急)－2152		○	○			
693		牧島 (6) 長崎－(急)－2153		○	○		長崎市かき道 4丁目1番1号 橘中学校	596
694		牧島 (8) 長崎－(急)－2154		○	○			
695		牧島 (8) 長崎－(急)－2154-2		○	○			
696		牧島 (27) 長崎－(急)－2154-3		○	○			
697		牧島 (7) 長崎－(急)－2155		○	○			
698		牧島 (7) 長崎－(急)－2155-2		○	○			
699		牧島 (7) 長崎－(急)－2155-3		○	○			
700		牧島 (28) 長崎－(急)－2156		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
701	牧島地区 (牧島町)	牧島 (29) 長崎一(急)－2156-2	平成19年 9月14日 第842号	○	○		長崎市戸石町1519番地34 長崎市たちばな漁業協同組合	85
702		牧島 (30) 長崎一(急)－2157		○	○		長崎市戸石町194番地 東長崎コミュニティ体育館	359
703		牧島 (31) 長崎一 (急)－2158		○	○			
704		中ノ浦川 長崎一(土)－462		○	○		長崎のかき道4丁目1番1号 橘中学校	596
705	古賀地区 (古賀町)	古賀 (12) 長崎一(急)－366	平成19年 12月28日 第1172号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市古賀町 948番地1 古賀地区市民 センター	44
706		古賀 (13) 長崎一(急)－389		○	○			
707		古賀 (20) 長崎一(急)－390		○	○			
708		古賀 (21) 長崎一(急)－391		○	○			
709		古賀 (22) 長崎一(急)－391-2		○	○		長崎市松原町 2462番地 古賀小学校	349
710		古賀 (23) 長崎一(急)－392		○	○			
711		古賀 (24) 長崎一(急)－393		○	○		長崎市古賀町 1650番地1号 正念公民館	52
712		古賀 (25) 長崎一(急)－394		○	○			
713		古賀 (26) 長崎一(急)－395		○	○			
714		古賀 (27) 長崎一(急)－396		○	○			
715		正念 長崎一(急)－397		○	○			
716		古賀 (28) 長崎一(急)－398		○	○			
717		古賀 (29) 長崎一(急)－399		○	○			
718		古賀 (30) 長崎一(急)－400		○	○			
719		古賀 (31) 長崎一(急)－401		○	○			
720		古賀 (32) 長崎一(急)－403		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
721	古賀地区 (古賀町)	古賀 (33) 長崎－(急)－404	平成19年 12月28日 第1172号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市古賀町 948番地1 古賀地区市民 センター	44
722		古賀 (34) 長崎－(急)－405		○	○			
723		古賀 (35) 長崎－ (急)－407		○	○			
724		古賀 (36) 長崎－(急)－407-2		○	○		長崎市松原町 2462番地 古賀小学校	349
725		古賀 (37) 長崎－(急)－408		○	○			
726		古賀 (38) 長崎－(急)－409		○	○			
727		古賀 (39) 長崎－(急)－409-2		○	○		長崎市古賀町 1650番地1号 正念公民館	52
728		古賀 (40) 長崎－(急)－409-3		○	○			
729		古賀 (10) 長崎－(急)－684		○	○			
730		古賀 (41) 長崎－(急)－689		○	○			
731		古賀 (42) 長崎－(急)－690		○	○			
732		古賀 (43) 長崎－(急)－691		○	○			
733		古賀 (44) 長崎－(急)－691-2		○	○			
734		古賀 (45) 長崎－(急)－691-3		○	○			
735		古賀 (46) 長崎－(急)－692		○	○			
736		古賀 (47) 長崎－(急)－692-2		○	○			
737		古賀 (6) 長崎－(急)－693		○	○			
738		古賀 (5) 長崎－(急)－695		○	○			
739		古賀 (7) 長崎－(急)－699		○	○			
740		古賀 (48) 長崎－(急)－699-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
741	古賀地区 (古賀町)	古賀 (49) 長崎一(急)－699-3	平成19年 12月28日 第1172号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市古賀町 948番地1 古賀地区市民 センター	44
742		古賀 (19) 長崎一(急)－700		○	○			
743		古賀 (50) 長崎一 (急)－701		○	○			
744		古賀 (11) 長崎一(急)－702		○	○			
745		古賀 (4) 長崎一(急)－703		○	○			349
746		古賀 (51) 長崎一(急)－723		○	○			
747		古賀 (17) 長崎一(急)－724		○	○			
748		古賀 (3) 長崎一(急)－725		○	○			
749		古賀 (2) 長崎一(急)－726		○	○		長崎市古賀町 1650番地1号 正念公民館	52
750		古賀 (2) 長崎一(急)－727		○	○			
751		古賀 (18) 長崎一(急)－1106		○	○			
752		古賀 (1) 長崎一(急)－1109		○	○			
753		古賀 (8) 長崎一(急)－1110		○	－			
754		古賀 (52) 長崎一(急)－1110-2		○	－			
755		古賀 (53) 長崎一(急)－1110-3		○	○			
756		古賀 (9) 長崎一(急)－1111		○	－			
757		中里 (6) 長崎一(急)－1112		○	－			
758		古賀片峯 長崎一(急)－1113		○	○			
759		古賀 (16) 長崎一(急)－1114		○	○			
760		古賀 (54) 長崎一(急)－1115		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
761	古賀地区 (古賀町)	古賀畑ヶ中 長崎－(急)－1116	平成19年 12月28日 第1172号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市古賀町 948番地1 古賀地区市民 センター	44
762		古賀 (55) 長崎－(急)－1125		○	○			
763		古賀 (56) 長崎－ (急)－1126-2		○	○			
764		古賀洗平 長崎－(急)－1127		○	○			
765		古賀 (57) 長崎－(急)－1127-2		○	○			
766		古賀 (15) 長崎－(急)－1128		○	○			
767		古賀 (14) 長崎－(急)－1129		○	○			
768		正念川 長崎－(土)－82		○	○			
769		正念川 (イ) 長崎－(土)－82-2		○	○		長崎市松原町 2462番地 古賀小学校	349
770		正念川 (ロ) 長崎－(土)－83-4		○	○			
771		古賀川 長崎－(土)－84		○	○		長崎市古賀町 1650番地1号 正念公民館	52
772		正念川 (ハ) 長崎－(土)－84-3		○	○			
773		清水山川 (ロ) 長崎－(土)－182		○	－			
774		清水山川 (イ) 長崎－(土)－183		○	－			
775		古賀川 (ハ) 長崎－(土)－184		○	○			
776		古賀川 (ニ) 長崎－(土)－184-2		○	○			
777		古賀川 (ロ) 長崎－(土)－188		○	○			
778		古賀川 (イ) 長崎－(土)－189		○	○			
779	松原地区 (松原町)	松原 (1) 長崎－(急)－659		○	○		長崎市松原町 2462番地 古賀小学校	349
780		松原 (8) 長崎－(急)－659-2		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
781	松原地区 (松原町)	松原 長崎一（急）－660	平成19年 12月28日 第1172号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市松原町 2462番地 古賀小学校	349
782		松原（9） 長崎一（急）－661		○	○			
783		松原（6） 長崎一（急）－662		○	○			
784		松原（10） 長崎一（急）－663		○	○			
785		松原（11） 長崎一（急）－663-2		○	○			
786		松原（7） 長崎一（急）－679		○	○			
787		松原（7） 長崎一（急）－679-2		○	○			
788		松原（12） 長崎一（急）－679-3		○	－			
789		松原（4） 長崎一（急）－679-4		○	－			
790		松原（13） 長崎一（急）－680		○	○			
791		松原（14） 長崎一（急）－680-2		○	○			
792		松原（15） 長崎一（急）－680-3		○	－			
793		松原（16） 長崎一（急）－685		○	○			
794		松原（17） 長崎一（急）－685-2		○	○			
795		松原（18） 長崎一（急）－685-3		○	○			
796		松原（19） 長崎一（急）－685-4		○	○			
797		松原（20） 長崎一（急）－686		○	○			
798		松原（21） 長崎一（急）－687		○	○			
799		松原（22） 長崎一（急）－688		○	○			
800		松原（23） 長崎一（急）－696		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
801	松原地区 (松原町)	松原 (24) 長崎－(急)－697	平成19年 12月28日 第1172号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市松原町 2462番地 古賀小学校	349
802		松原 (25) 長崎－(急)－697-2		○	○			
803		松原 (26) 長崎－ (急)－698		○	○			
804		松原 (27) 長崎－(急)－698-2		○	○			
805		松原 (28) 長崎－(急)－698-3		○	○			
806		松原 (29) 長崎－(急)－698-4		○	○			
807		松原 (30) 長崎－(急)－713		○	○			
808		松原 (31) 長崎－(急)－713-2		○	○			
809		松原 (32) 長崎－(急)－713-3		○	○			
810		松原 (33) 長崎－(急)－714		○	○			
811		松原 (34) 長崎－(急)－715		○	○			
812		松原 (2) 長崎－(急)－716		○	○			
813		松原 (35) 長崎－(急)－716-2		○	○			
814		松原 (36) 長崎－(急)－717		○	○			
815		松原 (37) 長崎－(急)－717-2		○	○			
816		松原 (38) 長崎－(急)－717-3		○	○			
817		松原 (39) 長崎－(急)－717-4		○	○			
818		松原 (40) 長崎－(急)－717-5		○	○			
819		松原 (41) 長崎－(急)－718		○	○			
820		松原 (42) 長崎－(急)－718-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
821	松原地区 (松原町)	松原 (43) 長崎一(急)－718-3	平成19年 12月28日 第1172号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市松原町 2462番地 古賀小学校	349
822		松原 (44) 長崎一(急)－719		○	○			
823		松原 (45) 長崎一 (急)－720		○	○			
824		松原 (46) 長崎一(急)－720-2		○	○			
825		松原 (3) 長崎一(急)－721		○	—			
826		松原 (47) 長崎一(急)－721-2		○	○			
827		松原 (48) 長崎一(急)－722		○	○			
828		松原 (49) 長崎一(急)－1100		○	○			
829		松原 (50) 長崎一(急)－1100-2		○	○			
830		松原 (51) 長崎一(急)－1101		○	○			
831		松原 (52) 長崎一(急)－1101-2		○	○			
832		松原 (53) 長崎一(急)－1101-3		○	○			
833		松原 (54) 長崎一(急)－1102		○	○			
834		松原 (55) 長崎一(急)－1104		○	○			
835		松原 (56) 長崎一(急)－1105		○	○			
836		松原 (57) 長崎一(急)－1105-2		○	○			
837		松原 (58) 長崎一(急)－1107		○	○			
838		松原 (59) 長崎一(急)－1107-2		○	○			
839		松原 (5) 長崎一(急)－1108		○	○			
840		松原 (60) 長崎一(急)－1108-2		○	○			

番 号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
841	松原地区 (松原町)	上床川 長崎－(土)－83	平成19年 12月28日 第1172号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市松原町 2462番地 古賀小学校	349
842		上床川 (イ) 長崎－(土)－83-2		○	○			
843		上床川 (ロ) 長崎－ (土)－83-3		○	○			
844		松原川 長崎－(土)－84-2		○	○			
845		境川 (ロ) 長崎－(土)－84-4		○	○			
846		境川 (イ) 長崎－(土)－84-5		○	○			
847		境川 長崎－(土)－84-6		○	○			
848		境川 (ハ) 長崎－(土)－84-7		○	○			
849	鶴の尾地区 (鶴の尾町)	鶴の尾 (1) 長崎－(急)－1103	平成20年 3月21日 第365号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市鳴滝 1丁目4番1号 県立鳴滝高等学校	601
850		鶴の尾 (2) 長崎－(急)－1103-2		○	○			
851	鳴滝1丁 目地区	鳴滝1丁目 (1) (2) 長崎－(急)－2019		○	○			
852		鳴滝 長崎－(急)－2022		○	○			
853		鳴滝1丁目 (3) 長崎－(急)－2022-2		○	○			
854		鳴滝川 (イ) 長崎－(土)－421		○	－			
855	鳴滝2丁 目地区	鳴滝2丁目 (4) 長崎－(急)－2017		○	○		長崎市桜馬場 2丁目2番1号 桜馬場中学校	496
856		鳴滝2丁目 (3) 長崎－(急)－2018		○	○			
857		鳴滝2丁目 (1) 長崎－(急)－2020		○	○			
858		鳴滝2丁目 (2) 長崎－(急)－2021		○	○			
859	鳴滝3丁 目地区	鳴滝3丁目 (5) 長崎－(急)－1763		○	○			
860		鳴滝3丁目 (8) 長崎－(急)－1764		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
861	鳴滝 3 丁目地区	鳴滝 3 丁目 (1) 長崎一(急)－1765	平成20年 3月21日 第365号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市鳴滝 1丁目4番1号 県立鳴滝高等学校	601
862		鳴滝 3 丁目 (4) 長崎一(急)－1766		○	○			
863		鳴滝 3 丁目 (7) 長崎一 (急)－1766-2		○	○			
864		鳴滝 3 丁目 (3) 長崎一(急)－1767		○	○			
865		鳴滝 3 丁目 (6) 長崎一(急)－1768		○	○			
866		鳴滝 3 丁目 (2) 長崎一(急)－1769		○	○			
867		鳴滝 3 丁目 (10) 長崎一(急)－1769-2		○	○			
868		鳴滝 3 丁目 (3) 長崎一(急)－1770		○	○		長崎市桜馬場 2丁目2番1号 桜馬場中学校	496
869		鳴滝 3 丁目 (9) 長崎一(急)－2019-2		○	○			
870		鳴滝川 (ト) 長崎一(土)－348		○	○			
871		鳴滝川 (ヘ) 長崎一(土)－349		○	○			
872		鳴滝川 (ホ) 長崎一(土)－351		○	○			
873		鳴滝川 (ハ) 長崎一(土)－352		○	○			
874		鳴滝川 (ニ) 長崎一(土)－353		○	○			
875		鳴滝川 (口) 長崎一(土)－354		○	○			
876	本河内 1 丁目地区	本河内 (24) 長崎一(急)－2023		○	○		長崎市本河内1丁目 13番17号 本河内1丁目公民館	24
877		本河内 (51) 長崎一(急)－2023-2		○	○			
878		本河内 (23) 長崎一(急)－2024		○	○			
879		本河内 (26) 長崎一(急)－2026		○	○			
880		本河内 (1) 長崎一(急)－2045		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
881	本河内 1 丁目地区	本河内 (33) 長崎－(急)－2045-2	平成20年 3月21日 第365号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市本河内2丁目 2番1号 聖母の騎士教会	91
882		本河内川 (イ) 長崎－(土)－422		○	○			
883		本河内川 (ロ) 長崎－ (土)－423		○	○			
884		本河内川 (ハ) 長崎－(土)－424		○	○			
885		本河内川 (ニ) 長崎－(土)－425		○	－			
886	本河内 2 丁目地区	本河内 (2) 長崎－(急)－2046		○	○			
887		本河内 (27) 長崎－(急)－2047		○	－			
888		本河内 (34) 長崎－(急)－2047-2		○	○			
889		本河内 (3) 長崎－(急)－2049		○	○			
890		本河内 (4) 長崎－(急)－2057		○	○			
891		本河内 (5) 長崎－(急)－2058		○	○			
892		本河内 (36) 長崎－(急)－2060		○	○			
893		本河内川 (ホ) 長崎－(土)－431		○	○			
894		本河内川 (ヘ) 長崎－(土)－432		○	－			
895		本河内川 (ト) 長崎－(土)－433		○	○			
896	本河内 3 丁目地区	本河内 (22) 長崎－(急)－2050		○	○			
897		本河内 (57) 長崎－(急)－2050-2		○	－			
898		本河内カッケ谷 長崎－(急)－2056		○	○			
899		本河内 (28) 長崎－(急)－2059		○	○			
900		本河内 (35) 長崎－(急)－2059-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
901	本河内3丁目地区	本河内（56） 長崎－（急）－2059-3	平成20年 3月21日 第365号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市本河内3丁目 4番8号 本河内3丁目公民館	64
902		本河内（6） 長崎－（急）－2061		○	○			
903		本河内（58） 長崎－（急）－2061-2		○	○			
904		本河内（39） 長崎－（急）－2062		○	○			
905		本河内（40） 長崎－（急）－2063		○	○			
906		本河内（7） 長崎－（急）－2064		○	○			
907		本河内（41） 長崎－（急）－2065		○	○			
908		本河内（42） 長崎－（急）－2066		○	○			
909		本河内（8） 長崎－（急）－2067		○	○			
910		本河内（48） 長崎－（急）－2068		○	○			
911		本河内（55） 長崎－（急）－2068-2		○	○			
912		本河内（49） 長崎－（急）－2069		○	○			
913		本河内（12） 長崎－（急）－2070		○	○			
914		本河内（59） 長崎－（急）－2070-2		○	○			
915		本河内（47） 長崎－（急）－2071		○	○			
916		本河内（43） 長崎－（急）－2072		○	○			
917		本河内（52） 長崎－（急）－2072-2		○	○			
918		本河内（53） 長崎－（急）－2072-3		○	○			
919		本河内（44） 長崎－（急）－2073		○	○			
920		本河内（45） 長崎－（急）－2074		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
921	本河内 3 丁目地区	本河内（11） 長崎－（急）－2075	平成20年 3月21日 第365号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市本河内3丁目 4番8号 本河内3丁目公民館	64
922		本河内（10） 長崎－（急）－2076		○	○			
923		本河内（46） 長崎－（急）－2077		○	○			
924		本河内（15） 長崎－（急）－2078		○	○			
925		本河内（50） 長崎－（急）－2079		○	○			
926		本河内（30） 長崎－（急）－2080		○	○			
927		本河内孟子小屋 長崎－（急）－2081		○	○			
928		本河内（14） 長崎－（急）－2082		○	○			
929		本河内（29） 長崎－（急）－2083		○	○			
930		本河内（13） 長崎－（急）－2084		○	○			
931		本河内（54） 長崎－（急）－2084-2		○	○			
932		本河内（38） 長崎－（急）－2373		○	○			
933		本河内（37） 長崎－（急）－2374		○	○			
934		道光川（ロ） 長崎－（土）－430		○	○			
935		本河内川（カ） 長崎－（土）－433-2		○	○			
936		道光川（イ） 長崎－（土）－434		○	○			
937		道光川（ハ） 長崎－（土）－434-2		○	○			
938		本河内川（ル） 長崎－（土）－435		○	○			
939		本河内川（ヲ） 長崎－（土）－436		○	○			
940		本河内川（ワ） 長崎－（土）－437		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
941	本河内3丁目地区	御手水川（ロ） 長崎－（土）－438	平成20年 3月21日 第365号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市本河内3丁目 4番8号 本河内3丁目公民館	64
942		御手水川（イ） 長崎－（土）－439		○	－			
943		御手水川（ハ） 長崎－（土）－440		○	○			
944		御手水川（ニ） 長崎－（土）－441		○	○			
945		本河内川（チ） 長崎－（土）－442		○	○			
946		本河内川（リ） 長崎－（土）－443		○	○			
947		本河内川（ヌ） 長崎－（土）－444		○	○			
948		上林川 長崎－（土）－445		○	○			
949	木場町地区	木場（37） 長崎－（急）－1410	平成20年 3月21日 第366号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市下西山町 9番1号 上長崎小学校 長崎市西山4丁目 702番地1 仁田木場集会所	306 13
950		木場（33） 長崎－（急）－1412		○	○			
951		木場（31） 長崎－（急）－1413		○	○			
952		木場（35） 長崎－（急）－1415		○	○			
953		木場（36） 長崎－（急）－1415-2		○	－			
954		木場（34） 長崎－（急）－1416		○	○			
955		木場（38） 長崎－（急）－1417		○	○			
956		木場（39） 長崎－（急）－1418		○	○			
957		木場（40） 長崎－（急）－1419		○	○			
958		木場（32） 長崎－（急）－1420		○	○			
959		木場（50） 長崎－（急）－1420-2		○	○			
960		木場（42） 長崎－（急）－1421		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
961	木場町 地区	木場（41） 長崎－（急）－1422	平成20年 3月21日 第366号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市下西山町 9番1号 上長崎小学校	306
962		木場（29） 長崎－（急）－1423		○	○			
963		木場（30） 長崎－（急）－1424		○	○			
964		木場（44） 長崎－（急）－1429		○	○			
965		木場（45） 長崎－（急）－1430		○	○			
966		木場（46） 長崎－（急）－1431		○	○			
967		木場 長崎－（急）－1437		○	○			
968		木場（6） 長崎－（急）－1438		○	○			
969		木場（28） 長崎－（急）－1438-2		○	○			
970		木場（43） 長崎－（急）－1439		○	○			
971		木場（49） 長崎－（急）－1439-2		○	○		長崎市西山4丁目 702番地1 仁田木場集会所	13
972		木場（27） 長崎－（急）－1440		○	○			
973		木場（25） 長崎－（急）－1440-2		○	○			
974		木場（26） 長崎－（急）－1440-3		○	○			
975		木場（24） 長崎－（急）－1441		○	○			
976		木場（22） 長崎－（急）－1442		○	○			
977		木場（5） 長崎－（急）－1443		○	○			
978		木場（23） 長崎－（急）－1444		○	○			
979		木場（47） 長崎－（急）－1445		○	○			
980		木場（19） 長崎－（急）－1446		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
981	木場町 地区	木場（21） 長崎－（急）－1447	平成20年 3月21日 第366号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市下西山町 9番1号 上長崎小学校	306
982		木場（20） 長崎－（急）－1448		○	○			
983		木場（16） 長崎－（急）－1449		○	○			
984		木場（17） 長崎－（急）－1449-2		○	○			
985		木場（18） 長崎－（急）－1449-3		○	○			
986		木場（8） 長崎－（急）－1745		○	○			
987		木場（9） 長崎－（急）－1746		○	○			
988		木場（12） 長崎－（急）－1746-2		○	○			
989		木場（2） 長崎－（急）－1747		○	○			
990		木場（2） 長崎－（急）－1747-2		○	○		長崎市西山4丁目 702番地1 仁田木場集会所	13
991		木場（7） 長崎－（急）－1748		○	○			
992		木場（48） 長崎－（急）－1748-2		○	○			
993		木場（3） 長崎－（急）－1749		○	○			
994		木場（11） 長崎－（急）－1750		○	○			
995		木場（10） 長崎－（急）－1750-2		○	○			
996		木場（13） 長崎－（急）－1751		○	○			
997		木場（4） 長崎－（急）－1771		○	○			
998		木場（14） 長崎－（急）－1772		○	○			
999		木場（15） 長崎－（急）－1773		○	○			
1000		西山木場川（口） 長崎－（土）－250		○	－			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1001	木場町 地区	木場川（ホ） 長崎－（土）－251	平成20年 3月21日 第366号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市下西山町 9番1号 上長崎小学校	306
1002		木場川（ヌ） 長崎－（土）－251-2		○	○			
1003		木場川（チ） 長崎－（土）－252		○	○			
1004		木場川（ト） 長崎－（土）－253		○	○			
1005		木場川（ニ） 長崎－（土）－254		○	○			
1006		木場川（リ） 長崎－（土）－254-2		○	○			
1007		倉谷川 長崎－（土）－260		○	○		長崎市西山4丁目 702番地1 仁田木場集会所	13
1008		木場川（ヘ） 長崎－（土）－345		○	○			
1009		木場川（ロ） 長崎－（土）－346		○	○			
1010		木場川（ハ） 長崎－（土）－347		○	○			
1011		木場川（イ） 長崎－（土）－355		○	－			
1012		乱林川 長崎－（土）－356		○	○			
1013	片淵2丁 目地区	片淵2丁目（1） 長崎－（急）－2016		○	○		長崎市下西山町 9番1号 上長崎小学校	306
1014	片淵3丁 目地区	片淵3丁目（5） 長崎－（急）－1755-2		○	－			
1015		片淵3丁目（2） 長崎－（急）－1759		○	○			
1016		片淵3丁目（3） 長崎－（急）－1759-2		○	○			
1017		片淵 長崎－（急）－1761		○	○			
1018		片淵 長崎－（急）－1761-2		○	○			
1019		片淵3丁目 長崎－（急）－1762		○	○			
1020		片淵3丁目（4） 長崎－（急）－2015		○	○		長崎市片淵3丁目 22番22号 片淵中学校	439

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1021	片淵4丁目地区	片淵4丁目（2） 長崎－（急）－1758	平成20年 3月21日 第366号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市下西山町 9番1号 上長崎小学校	306
1022		片淵4丁目（3） 長崎－（急）－1758-2		○	○			
1023		片淵4丁目（4） 長崎－（急）－1758-3		○	○			
1024		片淵4丁目 長崎－（急）－1760		○	○			
1025	片淵5丁目地区	片淵5丁目（4） 長崎－（急）－1752		○	○		長崎市片淵3丁目 22番22号 片淵中学校	439
1026		片淵5丁目（5） 長崎－（急）－1753		○	○			
1027		片淵5丁目（6） 長崎－（急）－1754		○	○		長崎市片淵4丁目 20番2号 片淵4・5丁目 公民館	51
1028		片淵5丁目（1） 長崎－（急）－1755		○	○			
1029		片淵5丁目（3） 長崎－（急）－1756		○	○			
1030		片淵5丁目（2） 長崎－（急）－1757		○	○			
1031		片淵川（イ） 長崎－（土）－345-2		○	○			
1032		片淵川（ロ） 長崎－（土）－345-3		○	○			
1033	西山1丁目	西山1丁目（5） 長崎－（急）－1733		○	○		長崎市下西山町 9番1号 上長崎小学校	306
1034		西山1丁目 長崎－（急）－1734		○	○			
1035		西山1丁目（6） 長崎－（急）－1742		○	○			
1036		西山1丁目（7） 長崎－（急）－1743		○	○		長崎市立山5丁目 13番1号 県立長崎東 高等学校	1935
1037		西山1丁目（8） 長崎－（急）－1743-2		○	○			
1038		西山1丁目（9） 長崎－（急）－1743-3		○	○			
1039	西山2丁目	西山2丁目（1） 長崎－（急）－1741		○	○			
1040		西山2丁目（3） 長崎－（急）－1741-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1041	西山 2 丁目	西山 2 丁目 (2) 長崎－(急)－2014	平成20年 3月21日 第366号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市下西山町 9 番 1 号 上長崎小学校	306
1042		西山 2 丁目 (4) 長崎－(急)－2014-2		○	○			
1043		西山 2 丁目 (5) 長崎－(急)－2014-3		○	○		長崎市立山 5 丁目 1 3 番 1 号 県立長崎東 高等学校	1935
1044		西山川 (～) 長崎－(土)－344		○	○			
1045	西山 3 丁目	西山 3 丁目 長崎－(急)－1738		○	－			
1046		西山 3 丁目 (2) 長崎－(急)－1739		○	○			
1047		西山 3 丁目 (3) 長崎－(急)－1740		○	○			
1048		西山 3 丁目 (4) 長崎－(急)－1740-2		○	○			
1049		西山川 (二) 長崎－(土)－342		○	○			
1050		西山川 (ホ) 長崎－(土)－343		○	○			
1051	西山 4 丁目	西山 4 丁目 (7) 長崎－(急)－1390		○	○		長崎市下西山町 9 番 1 号 上長崎小学校	306
1052		西山 4 丁目 (23) 長崎－(急)－1391		○	○			
1053		西山 4 丁目 (2) 長崎－(急)－1392		○	○		長崎市西山 4 丁目 7 0 2 番地 1 仁田木場集会所	13
1054		西山 4 丁目 (24) 長崎－(急)－1392-3		○	○			
1055		西山 4 丁目 (22) 長崎－(急)－1393		○	○			
1056		西山 4 丁目 (3) 長崎－(急)－1394		○	○			
1057		西山 4 丁目 (21) 長崎－(急)－1396		○	○			
1058		西山 4 丁目 (20) 長崎－(急)－1397		○	○			
1059		西山 4 丁目 (4) 長崎－(急)－1399		○	○			
1060		西山 4 丁目 (5) 長崎－(急)－1400		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1061	西山4丁目	西山4丁目（18） 長崎－（急）－1401	平成20年 3月21日 第366号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市下西山町 9番1号 上長崎小学校	306
1062		西山4丁目（5） 長崎－（急）－1402		○	○			
1063		西山4丁目（15） 長崎－（急）－1403		○	○			
1064		西山4丁目（16） 長崎－（急）－1403-2		○	○			
1065		西山4丁目（17） 長崎－（急）－1403-3		○	○			
1066		西山4丁目（11） 長崎－（急）－1404		○	○			
1067		西山4丁目（12） 長崎－（急）－1404-2		○	○			
1068		西山4丁目（8） 長崎－（急）－1405		○	○			
1069		西山4丁目（1） 長崎－（急）－1406		○	○			
1070		西山4丁目（9） 長崎－（急）－1407		○	○			
1071		西山4丁目（19） 長崎－（急）－1408		○	○		長崎市西山4丁目 702番地1 仁田木場集会所	13
1072		西山4丁目（13） 長崎－（急）－1409		○	○			
1073		西山4丁目（14） 長崎－（急）－1411		○	○			
1074		西山4丁目（25） 長崎－（急）－1411-2		○	○			
1075		西山4丁目（26） 長崎－（急）－1411-3		○	○			
1076		西山4丁目（10） 長崎－（急）－1736		○	○			
1077		西山4丁目（6） 長崎－（急）－1737		○	○			
1078		西山川（卜） 長崎－（土）－247		○	○			
1079		西山川（イ） 長崎－（土）－248		○	○			
1080		西山川（ロ） 長崎－（土）－249		○	○			
1081		西山川（ハ） 長崎－（土）－341		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1082	飯香浦 地区 (飯香浦 町)	飯香浦（１） 長崎－（急）－2312	平成20年 3月28日 第387号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市飯香浦町 3478 日吉小中学校	225
1083		飯香浦（８） 長崎－（急）－2312-2		○	○			
1084		飯香浦（１１） 長崎－（急）－2313		○	○			
1085		飯香浦（１２） 長崎－（急）－2312-2		○	○			
1086		飯香浦（１３） 長崎－（急）－2313-3		○	○			
1087		飯香浦（１４） 長崎－（急）－2314		○	○			
1088		飯香浦（１５） 長崎－（急）－2315		○	○			
1089		飯香浦（１６） 長崎－（急）－2315-2		○	○			
1090		飯香浦（８８） 長崎－（急）－2315-3		○	○			
1091		飯香浦（５） 長崎－（急）－2316		○	○			
1092		飯香浦（９６） 長崎－（急）－2317-2		○	○			
1093		飯香浦（９７） 長崎－（急）－2317-3		○	○			
1094		飯香浦（１７） 長崎－（急）－2333		○	○			
1095		飯香浦（１８） 長崎－（急）－2334		○	○			
1096		飯香浦（１９） 長崎－（急）－2334-2		○	○			
1097		飯香浦（２０） 長崎－（急）－2335		○	○			
1098		飯香浦（２１） 長崎－（急）－2335-2		○	○			
1099		飯香浦（６） 長崎－（急）－3166		○	○			
1100		飯香浦（２４） 長崎－（急）－3166-2		○	○			
1101		飯香浦（２５） 長崎－（急）－3187		○	○			
1102		飯香浦（２６） 長崎－（急）－3187-2		○	○			
1103		飯香浦（２７） 長崎－（急）－3188		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1104	飯香浦地区 (飯香浦町)	飯香浦（28） 長崎－（急）－3188-2	平成20年 3月28日 第387号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市飯香浦町 3478 日吉小中学校	225
1105		飯香浦（29） 長崎－（急）－3188-3		○	○			
1106		飯香浦（30） 長崎－（急）－3189		○	○			
1107		飯香浦（31） 長崎－（急）－3190		○	○			
1108		飯香浦（32） 長崎－（急）－3191		○	○			
1109		飯香浦（33） 長崎－（急）－3192		○	○			
1110		飯香浦（34） 長崎－（急）－3193		○	○			
1111		飯香浦（35） 長崎－（急）－3194		○	○			
1112		飯香浦（9） 長崎－（急）－3195		○	○			
1113		飯香浦（36） 長崎－（急）－3195-2		○	○			
1114		飯香浦（89） 長崎－（急）－3195-3		○	○			
1115		飯香浦（37） 長崎－（急）－3196		○	○			
1116		飯香浦（38） 長崎－（急）－3196-2		○	○			
1117		飯香浦（3） 長崎－（急）－3197		○	—			
1118		飯香浦（39） 長崎－（急）－3198		○	○			
1119		飯香浦（90） 長崎－（急）－3198-2		○	○			
1120		飯香浦（40） 長崎－（急）－3199		○	○			
1121		飯香浦（41） 長崎－（急）－3200		○	○			
1122		飯香浦（42） 長崎－（急）－3200-2		○	○			
1123		飯香浦（43） 長崎－（急）－3200-3		○	○			
1124		飯香浦（47） 長崎－（急）－3201		○	○			
1125		飯香浦（2） 長崎－（急）－3202		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1126	飯香浦 地区 (飯香浦 町)	飯香浦（４９） 長崎－（急）－3202-2	平成20年 3月28日 第387号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市飯香浦町 3478 日吉小中学校	225
1127		飯香浦（５０） 長崎－（急）－3202-3		○	○			
1128		飯香浦（５２） 長崎－（急）－3202-5		○	○			
1129		飯香浦（５４） 長崎－（急）－3206		○	○			
1130		飯香浦（５５） 長崎－（急）－3207		○	○			
1131		飯香浦（５６） 長崎－（急）－3209-2		○	○			
1132		飯香浦（５７） 長崎－（急）－3209-3		○	○			
1133		飯香浦（７） 長崎－（急）－3210		○	○			
1134		飯香浦（９８） 長崎－（急）－3210-3		○	—			
1135		飯香浦（４） 長崎－（急）－3214		○	○			
1136		飯香浦（９１） 長崎－（急）－3214-2		○	○			
1137		飯香浦（５９） 長崎－（急）－3215		○	○			
1138		飯香浦（６０） 長崎－（急）－3215-2		○	○			
1139		飯香浦（６１） 長崎－（急）－3216		○	○			
1140		飯香浦（６２） 長崎－（急）－3217		○	○			
1141		飯香浦（６３） 長崎－（急）－3328		○	○			
1142		飯香浦（６４） 長崎－（急）－3328-2		○	○			
1143		飯香浦（６５） 長崎－（急）－3328-3		○	○			
1144		飯香浦（６６） 長崎－（急）－3329		○	○			
1145		飯香浦（６７） 長崎－（急）－3329-2		○	○			
1146		飯香浦（６８） 長崎－（急）－3329-3		○	○			
1147		飯香浦（６９） 長崎－（急）－3329-4		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1148	飯香浦 地区 (飯香浦 町)	飯香浦（70） 長崎－（急）－3329-5	平成20年 3月28日 第387号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市飯香浦町 3478 日吉小中学校	225
1149		飯香浦（71） 長崎－（急）－3329-6		○	○			
1150		飯香浦（92） 長崎－（急）－3329-7		○	○			
1151		飯香浦（93） 長崎－（急）－3329-8		○	○			
1152		飯香浦（94） 長崎－（急）－3329-9		○	○			
1153		飯香浦（72） 長崎－（急）－3330		○	○			
1154		飯香浦（73） 長崎－（急）－3330-2		○	○			
1155		飯香浦（95） 長崎－（急）－3330-3		○	○			
1156		飯香浦（74） 長崎－（急）－3331		○	○			
1157		飯香浦（75） 長崎－（急）－3345		○	○			
1158		飯香浦（76） 長崎－（急）－3345-2		○	○			
1159		飯香浦（77） 長崎－（急）－3346		○	○			
1160		飯香浦（78） 長崎－（急）－3347		○	○			
1161		飯香浦（79） 長崎－（急）－3348		○	○			
1162		飯香浦（80） 長崎－（急）－3349		○	○			
1163		飯香浦（81） 長崎－（急）－3350		○	○			
1164		飯香浦（82） 長崎－（急）－3373-2		○	○			
1165		飯香浦（83） 長崎－（急）－3376		○	○			
1166		飯香浦（84） 長崎－（急）－3377		○	○			
1167		飯香浦（85） 長崎－（急）－3377-2		○	○			
1168		飯香浦（86） 長崎－（急）－3377-3		○	○			
1169		飯香浦（87） 長崎－（急）－3378		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1170	飯香浦 地区 (飯香浦 町)	上名川（イ） 長崎－（土）－502	平成20年 3月28日 第387号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市飯香浦町 3478 日吉小中学校	225
1171		上名川（ロ） 長崎－（土）－502-2		○	○			
1172		上名川（ハ） 長崎－（土）－502-3		○	○			
1173		上名川 長崎－（土）－520		○	○			
1174		上名川（ニ） 長崎－（土）－3025		○	○			
1175		上名川（ホ） 長崎－（土）－3025-2		○	○			
1176		片峰川（イ） 長崎－（土）－3034		○	○			
1177		片峰川（ロ） 長崎－（土）－3034-2		○	○			
1178		片峰川（ハ） 長崎－（土）－3034-3		○	○			
1179		片峰川（ニ） 長崎－（土）－3034-4		○	○			
1180		片峰川 長崎－（土）－3036		○	○			
1181		片峰川（ヘ） 長崎－（土）－3091		○	○			
1182		片峰川（ト） 長崎－（土）－3091-2		○	○			
1183		片峰川（チ） 長崎－（土）－3092		○	○			
1184		片峰川（リ） 長崎－（土）－3096		○	○			
1185	太田尾 地区 (太田尾 町)	太田尾（１） 長崎－（急）－2317		○	○			
1186		太田尾（５） 長崎－（急）－2317-5		○	○			
1187		太田尾（６） 長崎－（急）－2317-6		○	○			
1188		太田尾（７） 長崎－（急）－2317-7		○	○			
1189		太田尾（９） 長崎－（急）－2318		○	○			
1190		太田尾（１１） 長崎－（急）－2321		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1191	太田尾 地区 (太田尾 町)	山川河内（２） 長崎－（急）－2322	平成20年 3月28日 第387号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市飯香浦町 3478 日吉小中学校	225
1192		太田尾（１２） 長崎－（急）－2323		○	○			
1193		太田尾（１４） 長崎－（急）－2324-2		○	○			
1194		太田尾（１５） 長崎－（急）－2324-3		○	○			
1195		山川河内（１） 長崎－（急）－2325		○	○			
1196		太田尾（１６） 長崎－（急）－2326		○	○			
1197		太田尾（１７） 長崎－（急）－2327		○	○			
1198		太田尾（１８） 長崎－（急）－2328		○	○			
1199		太田尾（１９） 長崎－（急）－2328-2		○	○			
1200		太田尾（２０） 長崎－（急）－2328-3		○	○			
1201		太田尾（２１） 長崎－（急）－2329		○	○			
1202		太田尾（２２） 長崎－（急）－2330		○	○			
1203		太田尾（２３） 長崎－（急）－2331		○	○			
1204		太田尾（２４） 長崎－（急）－2331-2		○	○			
1205		太田尾（２５） 長崎－（急）－2375		○	○			
1206		太田尾（２６） 長崎－（急）－3204		○	○			
1207		太田尾（２８） 長崎－（急）－3204-2		○	○			
1208		太田尾（２７） 長崎－（急）－3205		○	○			
1209		山川河内川（イ） 長崎－（土）－503		○	○			
1210		山川河内川（ニ） 長崎－（土）－504		○	○			
1211		山川河内川（ホ） 長崎－（土）－505		○	○			
1212		山川河内川（ハ） 長崎－（土）－506		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1213	太田尾地区 （太田尾町）	山川河内川（口） 長崎－（土）－507	平成20年 3月28日 第387号	○	○		長崎市飯香浦町 3478 日吉小中学校	225
1214		逃底川 長崎－（土）－508		○	—			
1215		山川河内川（へ） 長崎－（土）－509		○	○			
1216		山川河内川（ト） 長崎－（土）－509-2		○	○			
1217		山川河内川（チ） 長崎－（土）－509-3		○	○			
1218		山川河内川（リ） 長崎－（土）－510		○	○			
1219		山川河内川（ヌ） 長崎－（土）－510-2		○	○			
1220	土井首地区 （土井首町）	土井首 長崎－（急）－3992-5	平成21年 3月13日 第336号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市柳田町194 土井首小学校 長崎市柳田町45-3 土井首地区ふれあ いセンター	290 141
1221		土井首 長崎－（急）－3992-11		○	○			
1222		土井首 長崎－（急）－3992-12		○	○			
1223		土井首 長崎－（急）－3992-13		○	—			
1224		土井首 長崎－（急）－3992-14		○	○			
1225	草住地区 （草住町）	草住（1） 長崎－（急）－3397		○	○			
1226		草住（1） 長崎－（急）－3397-2		○	○			
1227		草住（7） 長崎－（急）－3402		○	○			
1228		草住（7） 長崎－（急）－3402-2		○	○			
1229		草住（8） 長崎－（急）－3503		○	○			
1230		草住（8） 長崎－（急）－3503-2		○	○			
1231		草住（6） 長崎－（急）－3504		○	○			
1232		草住（3） 長崎－（急）－3505		○	○			
1233		草住（3） 長崎－（急）－3505-2		○	○			
1234		草住（3） 長崎－（急）－3505-3		○	○			
1235		草住（3） 長崎－（急）－3505-4		○	○			
1236		草住（3） 長崎－（急）－3505-5		○	○			
1237		草住（5） 長崎－（急）－3513		○	○			

番 号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1238	草住地区 （草住町）	草住（５） 長崎－（急）－3513-2	平成21年 3月13日 第336号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市柳田町194 土井首小学校 長崎市柳田町45-3 土井首地区ふれあ いセンター	290 141
1239		草住（４） 長崎－（急）－3514		○	○			
1240		草住（９） 長崎－（急）－3515		○	○			
1241		草住川（ハ） 長崎－（土）－3150		○	○			
1242		草住川（ロ） 長崎－（土）－3151		○	○			
1243		草住川（イ） 長崎－（土）－3152		○	○			
1244		柳田川（ロ） 長崎－（土）－3154		○	○			
1245	三和地区 （三和町）	土井首 長崎－（急）－3392		○	○			
1246		土井首 長崎－（急）－3392-2		○	○			
1247		土井首 長崎－（急）－3392-3		○	○			
1248		土井首 長崎－（急）－3392-4		○	—			
1249		土井首 長崎－（急）－3392-6		○	○			
1250		土井首 長崎－（急）－3392-7		○	○			
1251		土井首 長崎－（急）－3392-9		○	—			
1252		土井首 長崎－（急）－3392-10		○	—			
1253		三和（３） 長崎－（急）－3398		○	○			
1254		三和（２） 長崎－（急）－3400		○	○			
1255		三和（２） 長崎－（急）－3400-2		○	—			
1256		三和（４） 長崎－（急）－3401		○	○			
1257		三和（４） 長崎－（急）－3401-2	○	○				
1258		三和（５） 長崎－（急）－3403	○	○				
1259		三和（６） 長崎－（急）－3404	○	○				
1260		三和（８） 長崎－（急）－3405	○	○				
1261		三和（９） 長崎－（急）－3408	○	○				
1262		三和川（ハ） 長崎－（土）－3111	○	○				

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1263	三和地区 (三和町)	三和川（口） 長崎－（土）－3112	平成21年 3月13日 第336号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市柳田町194 土井首小学校	290
1264		三和川（イ） 長崎－（土）－3113		○	○			
1265		鹿尾川（ハ） 長崎－（土）－3115		○	○			
1266		三和川（ホ） 長崎－（土）－3116		○	○			
1267	京太郎 地区 (京太郎 町)	京太郎川 長崎－（土）－3117		○	—			
1268		京太郎 長崎－（急）－3406		○	○		長崎市柳田町45-3 土井首地区ふれあ いセンター	141
1269		京太郎（2） 長崎－（急）－3409		○	○			
1270	鹿尾地区 (鹿尾町)	鹿尾 長崎－（急）－3410		○	○		長崎市江川町1 土井首中学校	452
1271		鹿尾 長崎－（急）－3410-2		○	○			
1272		鹿尾（3） 長崎－（急）－3521		○	○			
1273		鹿尾川（イ） 長崎－（土）－3120		○	○			
1274	竿浦地区 (竿浦町)	竿ノ浦（9） 長崎－（急）－3508		○	—			
1275		竿ノ浦（10） 長崎－（急）－3509		○	—			
1276		竿ノ浦（10） 長崎－（急）－3509-2		○	○			
1277		竿ノ浦（11） 長崎－（急）－3546		○	○			
1278		竿ノ浦（12） 長崎－（急）－3547		○	○			
1279		竿ノ浦（13） 長崎－（急）－3564		○	○			
1280		竿ノ浦（14） 長崎－（急）－3565		○	○			
1281		竿ノ浦（2） 長崎－（急）－3566		○	○		長崎市竿浦町1062 南陽小学校	319
1282		竿ノ浦（7） 長崎－（急）－3575		○	○			
1283		竿ノ浦（7） 長崎－（急）－3575-2		○	○			
1284		竿ノ浦（6） 長崎－（急）－3576		○	○			
1285		竿ノ浦（5） 長崎－（急）－3577		○	○			
1286		竿ノ浦（4） 長崎－（急）－3578		○	○			
1287		竿ノ浦（3） 長崎－（急）－3579		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1288	竿浦地区 (竿浦町)	竿ノ浦（15） 長崎－（急）－3580	平成21年 3月13日 第336号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市江川町1 土井首中学校	452
1289		竿ノ浦（16） 長崎－（急）－3581		○	○			
1290		竿ノ浦川（へ） 長崎－（土）－3176		○	○			
1291		竿ノ浦川（ホ） 長崎－（土）－3177		○	○			
1292		竿ノ浦川（ニ） 長崎－（土）－3178		○	○			
1293		竿ノ浦川（ハ） 長崎－（土）－3179		○	○			
1294		竿ノ浦川（ロ） 長崎－（土）－3180		○	○			
1295		竿ノ浦川（ル） 長崎－（土）－3181		○	○			
1296		竿ノ浦川（ワ） 長崎－（土）－3182		○	○		長崎市竿浦町1062 南陽小学校	319
1297		竿ノ浦川（カ） 長崎－（土）－3183		○	○			
1298		竿ノ浦川（ヨ） 長崎－（土）－3183-2		○	○			
1299		竿ノ浦川（ヌ） 長崎－（土）－3184		○	○			
1300		竿ノ浦川（イ） 長崎－（土）－3186		○	—			
1301		竿ノ浦川（チ） 長崎－（土）－3187		○	○			
1302		竿ノ浦川（ト） 長崎－（土）－3188		○	○			
1303		竿ノ浦川（ヲ） 長崎－（土）－3189		○	○			
1304		竿ノ浦川（タ） 長崎－（土）－3190		○	○			
1305	平山地区 (平山町)	平山（4） 長崎－（急）－3555		○	○		長崎市平山台 1丁目20-14 平山台集会所	79
1306		平山（4） 長崎－（急）－3555-2		○	○			
1307		平山（2） 長崎－（急）－3557		○	○			
1308		平山（2） 長崎－（急）－3557-2		○	○			
1309		平山（2） 長崎－（急）－3557-3		○	○			
1310		平山（2） 長崎－（急）－3557-4		○	○			
1311		平山（1） 長崎－（急）－3558		○	○			
1312		平山（1） 長崎－（急）－3558-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1313	平山地区 (平山町)	平山（５） 長崎－（急）－3559	平成21年 3月13日 第336号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市平山台 1丁目20-14 平山台集会所	79
1314		平山（５） 長崎－（急）－3559-2		○	○			
1315		平山（６） 長崎－（急）－3560		○	○			
1316		平山（７） 長崎－（急）－3569		○	○			
1317		平山（７） 長崎－（急）－3569-2		○	○			
1318		平山（７） 長崎－（急）－3569-3		○	○			
1319		平山（８） 長崎－（急）－3570		○	○			
1320		平山（８） 長崎－（急）－3570-2		○	○			
1321		平山（９） 長崎－（急）－3571		○	○			
1322		平山（１０） 長崎－（急）－3572		○	○			
1323		平山（１１） 長崎－（急）－3573		○	○			
1324		平山（１２） 長崎－（急）－3574		○	○			
1325		平山（３） 長崎－（急）－3582		○	○			
1326		平山（３） 長崎－（急）－3582-2		○	○			
1327		平山（１３） 長崎－（急）－3612		○	○			
1328		平山（１５） 長崎－（急）－3612-2		○	○			
1329		平山（１３） 長崎－（急）－3612-3		○	○			
1330		平山（１４） 長崎－（急）－3613		○	○			
1331		平山川（千） 長崎－（土）－3167		○	○			
1332		平山川（ホ） 長崎－（土）－3168		○	○			
1333		平山川（ト） 長崎－（土）－3169		○	○			
1334		平山川（ニ） 長崎－（土）－3170		○	○			
1335		平山川（ハ） 長崎－（土）－3171		○	○			
1336		平山川（ロ） 長崎－（土）－3172		○	○			
1337		平山川（ヘ） 長崎－（土）－3173		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1338	平山地区 (平山町)	江川川 長崎－（土）－3174	平成21年 3月13日 第336号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市平山台 1丁目20-14 平山台集会所	79
1339		平山川（イ） 長崎－（土）－3175		○	○			
1340		平山川（ヌ） 長崎－（土）－3191		○	○			
1341		平山川（ル） 長崎－（土）－3192		○	○			
1342		平山川（ヲ） 長崎－（土）－3193		○	○			
1343		大川 長崎－（土）－3194		○	—			
1344		平山川（ワ） 長崎－（土）－3202		○	○			
1345	平山台 1丁目 (平山台 1丁目)	平山台1丁目（1） 長崎－（急）－3611	平成21年 4月10日 第498号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市みなと坂 1丁目35-6 小榊小学校	415
1346	平山台 2丁目 (平山台 2丁目)	平山台3丁目（3） 長崎－（急）－3553		○	○			
1347		平山台2丁目（2） 長崎－（急）－3554		○	○			
1348		平山台2丁目（2） 長崎－（急）－3554-2		○	○			
1349	小瀬戸 地区 (小瀬戸 町)	小瀬戸（4） 長崎－（急）－3003	平成21年 4月10日 第498号	○	○			
1350		小瀬戸（5） 長崎－（急）－3004		○	○			
1351		~~小瀬戸（6）－ 長崎－（急）－3010~~	平成30年10月2日 第655号	○	○			
1352		小瀬戸（4） 長崎－（急）－3010-2	平成21年 4月10日 第498号	○	○			
1353		小瀬戸（6） 長崎－（急）－3011		○	○			
1354		小瀬戸（3） 長崎－（急）－3012		○	○			
1355		小瀬戸（2） 長崎－（急）－3013		○	○			
1356		小瀬戸（2） 長崎－（急）－3013-2		○	○		長崎市小瀬戸町 1015番地7 小榊会館	86
1357		小瀬戸（2） 長崎－（急）－3013-3		○	—			
1358		小瀬戸（2） 長崎－（急）－3013-5		○	—			
1359		小瀬戸（1） 長崎－（急）－3014		○	○			
1360		小瀬戸（1） 長崎－（急）－3014-2		○	—			
1361		小瀬戸（1） 長崎－（急）－3014-3		○	—			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1362	小瀬戸 地区 (小瀬戸 町)	小瀬戸町（7） 長崎－（急）－3026	平成21年 4月10日 第498号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市みなと坂 1丁目35-6 小榊小学校	415
1363		小瀬戸町（8） 長崎－（急）－3027		○	○			
1364		小瀬戸町（9） 長崎－（急）－3027-2		○	○			
1365		網場脇川（口） 長崎－（土）－3006		○	○		長崎市小瀬戸町 1015番地7 小榊会館	86
1366		網場脇川（イ） 長崎－（土）－3007		○	○			
1367		小瀬戸川 長崎－（土）－3007-2		○	—			
1368	神ノ島 町1丁目 地区 (神ノ島 町1丁 目)	神ノ島1丁目（1） 長崎－（急）－3008		○	○		長崎市神ノ島町 1丁目351番地 神ノ島公民館	55
1369		神ノ島1丁目（1） 長崎－（急）－3008-2		○	○			
1370		神ノ島1丁目（1） 長崎－（急）－3008-3		○	—			
1371		神ノ島1丁目（1） 長崎－（急）－3008-4		○	○			
1372		神ノ島1丁目（1） 長崎－（急）－3008-7		○	○		長崎市神ノ島町 3丁目24-44 神ノ島3丁目 公民館	35
1373		神ノ島1丁目（1） 長崎－（急）－3008-8		○	○			
1374		神ノ島1丁目（1） 長崎－（急）－3009		○	○			
1375		神ノ島1丁目（3） 長崎－（急）－3024		○	○			
1376		神ノ島1丁目（4） 長崎－（急）－3024-2		○	○			
1377		神ノ島1丁目（2） 長崎－（急）－3025		○	○			
1378	神ノ島 町2丁目 地区 (神ノ島 町2丁 目)	神ノ島 長崎－（急）－3023		○	○		長崎市神ノ島町 1丁目351番地 神ノ島公民館	55
1379		神ノ島 長崎－（急）－3023-2		○	○			
1380		神ノ島 長崎－（急）－3023-3		○	—			
1381		神ノ島 長崎－（急）－3023-4		○	—			
1382		神ノ島 長崎－（急）－3023-5		○	○		長崎市神ノ島町 3丁目24-44 神ノ島3丁目 公民館	35
1383		神ノ島 長崎－（急）－3023-6		○	—			
1384		神ノ島2丁目 長崎－（急）－3218		○	—			
1385	神ノ島町 3丁目 地区	神ノ島3丁目（6） 長崎－（急）－3008-5		○	○			
1386	(神ノ島 町3丁目)	神ノ島3丁目（8） 長崎－（急）－3016		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1387	神ノ島町3丁目 地区 (神ノ島町3丁目)	神ノ島3丁目（9） 長崎－（急）－3017	平成21年 4月10日 第498号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市神ノ島町 1丁目351番地 神ノ島公民館	55
1388		神ノ島3丁目（10） 長崎－（急）－3017-2		○	○			
1389		神ノ島3丁目（5） 長崎－（急）－3019		○	○			
1390		神ノ島3丁目（4） 長崎－（急）－3019-2		○	○			
1391		神ノ島3丁目（11） 長崎－（急）－3019-3		○	○			
1392		神ノ島3丁目 長崎－（急）－3020		○	—		長崎市神ノ島町 3丁目24-44 神ノ島3丁目 公民館	35
1393		神ノ島3丁目（2） 長崎－（急）－3021		○	○			
1394		神ノ島3丁目（2） 長崎－（急）－3021-2		○	○			
1395		神ノ島3丁目（3） 長崎－（急）－3022		○	○			
1396	西泊地区 (西泊町)	木鉢2丁目（12） 長崎－（急）－2369		○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市西泊町 8番24号 西泊町公民館	61
1397		西泊（4） 長崎－（急）－3035		○	○			
1398		西泊（3） 長崎－（急）－3036		○	○			
1399		西泊（3） 長崎－（急）－3036-2		○	○			
1400		西泊（5） 長崎－（急）－3037		○	○			
1401		西泊（5） 長崎－（急）－3037-2		○	○			
1402		西泊（5） 長崎－（急）－3037-3		○	—			
1403		西泊（6） 長崎－（急）－3038		○	○			
1404		西泊（2） 長崎－（急）－3039		○	○			
1405		西泊（2） 長崎－（急）－3039-2		○	○			
1406		西泊（1） 長崎－（急）－3040		○	○			
1407		西泊（7） 長崎－（急）－3041		○	○			
1408		西泊（7） 長崎－（急）－3041-2		○	—			
1409		西泊（7） 長崎－（急）－3041-3		○	○			
1410		西泊（8） 長崎－（急）－3042		○	○			
1411		西泊（10） 長崎－（急）－3042-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1412	西泊地区 (西泊町)	西泊（9） 長崎－（急）－3048	平成21年 4月10日 第498号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市西泊町 8番24号 西泊町公民館	61
1413		西泊（9） 長崎－（急）－3048-3		○	○			
1414		西泊（9） 長崎－（急）－3048-4		○	○			
1415		西泊（9） 長崎－（急）－3048-6		○	○			
1416		西泊（9） 長崎－（急）－3048-7		○	○			
1417		西泊（9） 長崎－（急）－3048-10		○	○			
1418		西泊（9） 長崎－（急）－3048-11		○	○			
1419		西泊川（二） 長崎－（土）－3002		○	○			
1420		西泊川（ハ） 長崎－（土）－3003		○	○			
1421		西泊川（口） 長崎－（土）－3004		○	○			
1422		西泊川（イ） 長崎－（土）－3005		○	○			
1423	西立神 地区 (西立神 町)	東立神（8） 長崎－（急）－2199	平成21年 4月10日 第498号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市西立神町 11番1号 旧立神小学校	67
1424		西立神（2） 長崎－（急）－2200		○	○			
1425		西立神（3） 長崎－（急）－2204		○	○			
1426		西立神（3） 長崎－（急）－2204-2		○	○			
1427		西立神（3） 長崎－（急）－2204-3		○	○		長崎市東立神町 8番16号 立神町立 立神公会堂	80
1428		西立神（3） 長崎－（急）－2204-4		○	—			
1429		西立神（8） 長崎－（急）－2228		○	—			
1430		西立神（4） 長崎－（急）－2229		○	○			
1431		西立神（9） 長崎－（急）－2229-2		○	—			
1432		西立神（10） 長崎－（急）－2229-3		○	—			
1433		西立神（11） 長崎－（急）－2229-4		○	○			
1434		西立神（12） 長崎－（急）－2229-5		○	○			
1435		西立神（13） 長崎－（急）－2229-6		○	—			
1436		西立神（17） 長崎－（急）－2229-10		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1437	西立神 地区 (西立神 町)	西立神（18） 長崎－（急）－2229-11	平成21年 4月10日 第498号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市西立神町 11番1号 旧立神小学校	67
1438		西立神（20） 長崎－（急）－2231		○	○			
1439		西立神（21） 長崎－（急）－2232		○	○			
1440		西立神（6） 長崎－（急）－2233-2		○	—			
1441		西立神 長崎－（急）－2234		○	○			
1442		西立神（5） 長崎－（急）－2235-2		○	—			
1443		立神川（へ） 長崎－（土）－495		○	○			
1444		立神川（ハ） 長崎－（土）－496		○	○			
1445		立神川（ニ） 長崎－（土）－497		○	○			
1446	東立神 地区 (東立神 町)	東立神（9） 長崎－（急）－2196		○	○			80
1447		東立神（10） 長崎－（急）－2196-2		○	○			
1448		東立神（11） 長崎－（急）－2197		○	—			
1449		東立神（12） 長崎－（急）－2197-2		○	○			
1450		東立神（4） 長崎－（急）－2202		○	○			
1451		東立神（4） 長崎－（急）－2202-2		○	○			
1452		東立神（5） 長崎－（急）－2202-3		○	○		長崎市東立神町 8番16号 立神町立 立神公会堂	80
1453		東立神（13） 長崎－（急）－2202-4		○	○			
1454		東立神（5） 長崎－（急）－2202-5		○	○			
1455		東立神（14） 長崎－（急）－2202-10		○	○			
1456		東立神（2） 長崎－（急）－2203		○	○			
1457		東立神（6） 長崎－（急）－2222		○	—			
1458		東立神（18） 長崎－（急）－2222-5		○	—			
1459		東立神（19） 長崎－（急）－2222-6		○	—			
1460		東立神（20） 長崎－（急）－2222-7		○	—			
1461		東立神（21） 長崎－（急）－2223		○	—			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1462	東立神 地区 (東立神 町)	東立神 (23) 長崎－ (急) －2223-3	平成21年 4月10日 第498号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市西立神町 11番1号 旧立神小学校	67
1463		東立神 (24) 長崎－ (急) －2223-4		○	○			
1464		東立神糀谷辻 (1) , (2) , (6) 長崎－ (急) －2224		○	○			
1465		東立神糀谷辻 (1) , (2) , (6) 長崎－ (急) －2224-7		○	○			
1466		東立神糀谷辻 (1) , (2) , (6) 長崎－ (急) －2224-8		○	○			
1467		東立神糀谷辻 (1) , (2) , (6) 長崎－ (急) －2224-9		○	○			
1468		東立神 (1) 長崎－ (急) －2225		○	○		長崎市東立神町 8番16号 立神町立 立神公会堂	80
1469		東立神 (25) 長崎－ (急) －2225-2		○	○			
1470		東立神中尾 長崎－ (急) －2226		○	○			
1471		東立神 (3) 長崎－ (急) －2227		○	○			
1472		桜谷川 (イ) 長崎－ (土) －490		○	○			
1473		桜谷川 長崎－ (土) －491		○	○			
1474		立神川 (イ) 長崎－ (土) －492		○	○			
1475		立神川 (ホ) 長崎－ (土) －493		○	○			
1476		立神川 (ト) 長崎－ (土) －494		○	○			
1477		立神川 (ロ) 長崎－ (土) －494-2		○	○			
1478		立神川 (チ) 長崎－ (土) －494-3		○	○			
1479	木鉢町 1丁目 地区 (木鉢町 1丁目)	木鉢1丁目 長崎－ (急) －3043		○	—		長崎市木鉢町 1丁目109番8 木鉢1丁目公民館	36
1480		木鉢1丁目 長崎－ (急) －3043-2		○	○			
1481		木鉢1丁目 長崎－ (急) －3043-3		○	○			
1482		木鉢1丁目 長崎－ (急) －3043-4		○	—		長崎市木鉢町 2丁目228番6 木鉢地区ふれあい センター	95
1483		木鉢1丁目 (3) 長崎－ (急) －3044		○	○			
1484		木鉢1丁目 (3) 長崎－ (急) －3044-2		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1485	木鉢町 1丁目 地区 (木鉢町 1丁目)	木鉢1丁目（5） 長崎－（急）－3045	平成21年 4月10日 第498号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市木鉢町 1丁目109番8 木鉢1丁目公民館	36
1486		木鉢1丁目（6） 長崎－（急）－3045-2		○	○			
1487		木鉢1丁目（7） 長崎－（急）－3046		○	○			
1488		木鉢1丁目（8） 長崎－（急）－3046-2		○	○			
1489		木鉢1丁目（4） 長崎－（急）－3047		○	○			
1490		木鉢1丁目（11） 長崎－（急）－3047-3		○	—			
1491	木鉢町 2丁目 地区 (木鉢町 2丁目)	木鉢2丁目（14） 長崎－（急）－2178		○	○			95
1492		木鉢2丁目（15） 長崎－（急）－2178-2		○	○			
1493		木鉢2丁目（16） 長崎－（急）－2178-3		○	○			
1494		木鉢2丁目（17） 長崎－（急）－2181		○	○			
1495		木鉢2丁目（19） 長崎－（急）－2201		○	○			
1496		木鉢2丁目（20） 長崎－（急）－2205		○	○			
1497		木鉢2丁目（6） 長崎－（急）－2368		○	○			
1498		木鉢2丁目（9） 長崎－（急）－3005		○	○			
1499		木鉢2丁目 長崎－（急）－3007		○	○			
1500		木鉢2丁目 長崎－（急）－3007-2		○	○			
1501		木鉢2丁目（11） 長崎－（急）－3007-3		○	○			
1502		木鉢2丁目（7） 長崎－（急）－3028		○	○			
1503		木鉢2丁目（5） 長崎－（急）－3029		○	○			
1504		木鉢2丁目（4） 長崎－（急）－3032-2		○	○			
1505		木鉢2丁目（24） 長崎－（急）－3032-3		○	○			
1506		木鉢2丁目（25） 長崎－（急）－3032-4		○	○			
1507		木鉢2丁目（26） 長崎－（急）－3032-5		○	○			
1508		木鉢2丁目（3） 長崎－（急）－3033-2		○	○			
1509		木鉢2丁目（3） 長崎－（急）－3033-3		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1510	木鉢町 2丁目 地区 (木鉢町2 丁目)	木鉢2丁目(27) 長崎－(急)－3033-4	平成21年 4月10日 第498号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市木鉢町 2丁目228番6 木鉢地区ふれあい センター	95
1511		木鉢2丁目(28) 長崎－(急)－3033-5		○	—			
1512		木鉢2丁目(29) 長崎－(急)－3033-6		○	—			
1513		木鉢2丁目(30) 長崎－(急)－3033-7		○	○			
1514		木鉢2丁目(33) 長崎－(急)－3034-3		○	—		長崎市木鉢町 1丁目109番8 木鉢1丁目公民館	36
1515		木鉢川(口) 長崎－(土)－3001		○	○			
1516	界1丁目 地 区 (界1丁目)	界(1) 長崎-(急)-2102	平成21年 4月10日 第497号	○	○		長崎市界 2丁目15番1号 日見中学校	243
1517		界(4) 長崎-(急)-2103		○	○			
1518		界(5) 長崎-(急)-2104		○	○			
1519		界(6) 長崎-(急)-2105		○	○			
1520		界(7) 長崎-(急)-2106		○	○			
1521		牧野川(イ) 長崎-(土)-0449		○	—			
1522		牧野川(ロ) 長崎-(土)-0450		○	—			
1523		界川(イ) 長崎-(土)-0451		○	○			
1524		界川(ロ) 長崎-(土)-0452		○	○		長崎市界 2丁目1番19号 日見地区ふれあい センター	194
1525		界川(ハ) 長崎-(土)-0453		○	○			
1526		界川(ホ) 長崎-(土)-0454		○	○			
1527	界2丁目 地 区 (界2丁目)	界(8) 長崎-(急)-2109		○	○			
1528		界(9) 長崎-(急)-2110		○	○			
1529		界(10) 長崎-(急)-2110-2		○	○			
1530		界(11) 長崎-(急)-2110-3		○	—			
1531		界川(ニ) 長崎-(土)-0455		○	○			
1532	宿町地区 (宿町)	宿町(12) 長崎-(急)-1798		○	○		長崎市宿町 616番地 日見やすらぎ荘	85
1533		宿町(13) 長崎-(急)-1798-2		○	○			
1534		宿町(5) 長崎-(急)-1800		○	○			
1535		宿町(14) 長崎-(急)-1801		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1536	宿町地区 (宿町)	宿町（15） 長崎-（急）-1801-2	平成21年 4月10日 第497号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市宿町 616番地 日見やすらぎ荘	85
1537		宿町（8） 長崎-（急）-1802		○	○			
1538		宿町（11） 長崎-（急）-1803		○	○			
1539		宿町（6） 長崎-（急）-1805		○	○			
1540		宿町 長崎-（急）-1806		○	○			
1541		宿町（7） 長崎-（急）-1807		○	○			
1542		宿町（3） 長崎-（急）-1822		○	○			
1543		宿町（16） 長崎-（急）-1822-2		○	○			
1544		宿町（17） 長崎-（急）-1823		○	○			
1545		宿町（18） 長崎-（急）-2087		○	○			
1546		宿町（19） 長崎-（急）-2088		○	○			
1547		宿川（イ） 長崎-（土）-0370		○	—			
1548		宿川（ホ） 長崎-（土）-0370-2		○	○			
1549		宿川（ロ） 長崎-（土）-0371		○	○			
1550		黒木川 長崎-（土）-0372		○	○			
1551		宿川（ハ） 長崎-（土）-0373		○	○			
1552		宿川（ニ） 長崎-（土）-0374		○	○			
1553		宿川（ヘ） 長崎-（土）-0377		○	○			
1554	春 日 町 地 区 (春日町)	春日（3） 長崎-（急）-2126		○	—		長崎市春日町 343番地 春日町公民館	39
1555		春日（4） 長崎-（急）-2127		○	○			
1556		春日（2） 長崎-（急）-2129		○	○			
1557		春日 長崎-（急）-2130		○	○			
1558		春日（5） 長崎-（急）-2130-2		○	—			
1559		春日（6） 長崎-（急）-2131		○	○			
1560		春日（7） 長崎-（急）-2132		○	○			
1561		春日（8） 長崎-（急）-2132-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1562	春日町 地区 (春日町)	春日（9） 長崎-（急）-2133	平成21年 4月10日 第497号	○	○		長崎市春日町 343番地 春日町公民館	39
1563		春日（10） 長崎-（急）-2347		○	○			
1564		春日（11） 長崎-（急）-2350		○	○			
1565		春日（12） 長崎-（急）-2351		○	○			
1566		春日（13） 長崎-（急）-2352		○	○			
1567		網場川（ハ） 長崎-（土）-0460		○	○			
1568		春日川（イ） 長崎-（土）-0461		○	○			
1569	潮見町 地区 (潮見町)	潮見（5） 長崎-（急）-2336		○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市潮見町 882番地2 潮見町公民館	28
1570		潮見（3） 長崎-（急）-2337		○	○			
1571		潮見（6） 長崎-（急）-2339		○	○			
1572		潮見（4） 長崎-（急）-2340		○	○			
1573		潮見（7） 長崎-（急）-2340-2		○	○			
1574		潮見（1） 長崎-（急）-2341		○	○			
1575		潮見（8） 長崎-（急）-2341-2		○	○			
1576		潮見（9） 長崎-（急）-2357		○	○			
1577		潮見川（イ） 長崎-（土）-0511		○	○			
1578		潮見川（ハ） 長崎-（土）-0512		○	○			
1579		潮見川（ロ） 長崎-（土）-0513		○	○			
1580		潮見川（二） 長崎-（土）-0514		○	○			
1581		潮見川（ホ） 長崎-（土）-0515		○	○			
1582		潮見川（ヘ） 長崎-（土）-0517		○	○			
1583	網場町 地区 (網場町)	網場（2） 長崎-（急）-2111		○	○			
1584		網場（5） 長崎-（急）-2112		○	○			
1585		網場（6） 長崎-（急）-2114		○	○			
1586		網場（7） 長崎-（急）-2115		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1587	網 場 町 地 区 (網場町)	網場（8） 長崎-(急)-2116	平成21年 4月10日 第497号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市網場町 536番地 長崎総合科学大学	1,245
1588		網場（9） 長崎-(急)-2117		○	○			
1589		網場（10） 長崎-(急)-2117-2		○	○		長崎市網場町 451番地 養国寺	40
1590		網場（11） 長崎-(急)-2118		○	○			
1591		網場（12） 長崎-(急)-2119		○	○			
1592		長網場（3） 崎-(急)-2121		○	—			
1593		網場（13） 長崎-(急)-2123		○	○			
1594		網場（4） 長崎-(急)-2124		○	○			
1595		網場（14） 長崎-(急)-2125		○	○			
1596		網場川（イ） 長崎-(土)-0456		○	○			
1597		立河原川（イ） 長崎-(土)-0457		○	○			
1598		立河原川（ロ） 長崎-(土)-0458		○	○			
1599		網場川（ロ） 長崎-(土)-0459		○	○			
1600	芒 塚 町 地 区 (芒塚町)	芒塚（3） 長崎-(急)-2090	平成21年 4月10日 第497号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市芒塚町263-1 坂下公民館	22
1601		芒塚（5） 長崎-(急)-2093		○	○			
1602		芒塚（6） 長崎-(急)-2094		○	○			
1603		芒塚（7） 長崎-(急)-2095		○	○			
1604		芒塚（8） 長崎-(急)-2095-2		○	○			
1605		芒塚（9） 長崎-(急)-2096		○	○		長崎市芒塚町15-1 芒塚公民館	74
1606		芒塚（10） 長崎-(急)-2097		○	○			
1607		芒塚（12） 長崎-(急)-2099		○	○			
1608		芒塚（13） 長崎-(急)-2100		○	○			
1609		芒塚（14） 長崎-(急)-2101		○	○			
1610		芒塚（15） 長崎-(急)-2363		○	○			
1611		芒塚（16） 長崎-(急)-2363-2		○	○			
1612		芒塚（17） 長崎-(急)-2364		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告 示 年 月 日 告 示 番 号	警 戒	特 別 警 戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避 難 所 (収 容 人 員)	
1613	芒 塚 町 地 区 (芒塚町)	芒塚 (18) 長崎-(急)-2365	平成21年 4月10日 第497号	○	○		長崎市芒塚町263-1 坂下公民館	22
1614		芒塚 (19) 長崎-(急)-2365-2		○	○			
1615		芒塚川 (口) 長崎-(土)-0375		○	○			
1616		芒塚川 (イ) 長崎-(土)-0376		○	—			
1617		大町川 長崎-(土)-0446		○	—			
1618		下瀬川 長崎-(土)-0447		○	—		長崎市芒塚町15-1 芒塚公民館	74
1619		芒塚川 (ハ) 長崎-(土)-0448		○	○			
1620		芒塚川 (ニ) 長崎-(土)-0448-2		○	○			
1621		芒塚川 (ホ) 長崎-(土)-0448-3		○	○			
1622	手 熊 町 地 区 (手熊町)	手熊 (5) 長崎-(急)-1191	平成22年 3月26日 第351号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市手熊町 1382番地1 手熊小学校	187
1623		手熊 (6) 長崎-(急)-1192		○	○			
1624		手熊 (7) 長崎-(急)-1193		○	○			
1625		手熊 (8) 長崎-(急)-1194		○	○			
1626		手熊 (9) 長崎-(急)-1195		○	○		長崎市手熊町 1291番地1 手熊地区 ふれあいセンター	52
1627		手熊 (10) 長崎-(急)-1196		○	○			
1628		手熊 (2) 長崎-(急)-1208		○	○			
1629		手熊 (11) 長崎-(急)-1209		○	○			
1630		手熊 (3) 長崎-(急)-1210		○	○		長崎市手熊町 360番地 手熊町公民館	45
1631		手熊 (1) 長崎-(急)-1211		○	○			
1632		手熊 (4) 長崎-(急)-1211-2		○	○			
1633		手熊 (12) 長崎-(急)-1213		○	○			
1634		手熊川 長崎-(土)-215		○	○			
1635		手熊川 (口) 長崎-(土)-215-2		○	○			
1636	上 浦 町 地 区 (上浦町)	上浦 (22) 長崎-(急)-839		○	○			
1637		上浦 (1) 長崎-(急)-1197		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1638	上 浦 町 区 (上浦町)	上浦（5） 長崎-(急)-1197-2	平成22年 3月26日 第351号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市手熊町 1382番地1 手熊小学校	187
1639		上浦（2） 長崎-(急)-1198		○	○			
1640		上浦（6） 長崎-(急)-1199		○	○			
1641		上浦（4） 長崎-(急)-1200		○	○			
1642		上浦（7） 長崎-(急)-1201		○	○			
1643		上浦（8） 長崎-(急)-1202		○	○			
1644		上浦（9） 長崎-(急)-1203		○	○			
1645		上浦（10） 長崎-(急)-1204		○	○			
1646		上浦（11） 長崎-(急)-1205		○	○			
1647		上浦（12） 長崎-(急)-1206		○	○			
1648		上浦（13） 長崎-(急)-1207		○	○			
1649		上浦（3） 長崎-(急)-1214		○	○			
1650		上浦（14） 長崎-(急)-1217		○	○			
1651		上浦（15） 長崎-(急)-1218		○	○			
1652		上浦（16） 長崎-(急)-1219		○	○			
1653		上浦（17） 長崎-(急)-1220		○	○			
1654		上浦（18） 長崎-(急)-1221		○	○			
1655		上浦（19） 長崎-(急)-1224-2		○	○			
1656		上浦（20） 長崎-(急)-1224-3		○	○			
1657		上浦（21） 長崎-(急)-1224-4		○	○			
1658		上浦（23） 長崎-(急)-1228		○	○			
1659		上浦川（イ） 長崎-(土)-216		○	—			
1660		上浦川（ニ） 長崎-(土)-216-2		○	○			
1661		上浦川（ロ） 長崎-(土)-217		○	—			
1662		上浦川（ホ） 長崎-(土)-217-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1663	上 浦 町 地 区 (上浦町)	上浦川（へ） 長崎-(土)-217-3		○	○		長崎市手熊町 1382番地1 手熊小学校	187
1664		上浦川（ト） 長崎-(土)-217-4		○	○			
1665		上浦川（チ） 長崎-(土)-217-5		○	○			
1666		上浦川（リ） 長崎-(土)-217-6		○	○			
1667		上浦川（ヌ） 長崎-(土)-217-7		○	○			
1668		上浦川（ハ） 長崎-(土)-218		○	○			
1669		上浦川（ル） 長崎-(土)-218-2		○	○			
1670	柿 泊 町 地 区 (柿泊町)	柿泊（5） 長崎-(急)-1215	平成22年 3月26日 第351号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市柿泊町 2316番地 小江原中学校	302
1671		柿泊（5） 長崎-(急)-1215-2		○	○			
1672		柿泊（4） 長崎-(急)-1216		○	○			
1673		柿泊（7） 長崎-(急)-1216-2		○	○			
1674		柿泊（8） 長崎-(急)-1216-3		○	○			
1675		柿泊（9） 長崎-(急)-1216-4		○	○			
1676		柿泊（10） 長崎-(急)-1216-5		○	○			
1677		柿泊（11） 長崎-(急)-1222		○	○			
1678		柿泊（12） 長崎-(急)-1223		○	○			
1679		柿泊（13） 長崎-(急)-1224		○	○		長崎市柿泊町 772番地1 柿泊町立公民館	76
1680		柿泊（14） 長崎-(急)-1225		○	○			
1681		柿泊（15） 長崎-(急)-1225-2		○	○			
1682		柿泊（16） 長崎-(急)-1226		○	○			
1683		柿泊（17） 長崎-(急)-1227		○	○			
1684		柿泊（2） 長崎-(急)-1229		○	○			
1685		柿泊（18） 長崎-(急)-1230		○	○			
1686		柿泊（19） 長崎-(急)-1230-2		○	○			
1687		柿泊（20） 長崎-(急)-1231		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1688	柿 泊 町 地 区 (柿泊町)	柿泊 (21) 長崎-(急)-1232	平成22年 3月26日 第351号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市柿泊町 2316番地 小江原中学校	302
1689		柿泊 (3) 長崎-(急)-1233		○	○			
1690		柿泊 (22) 長崎-(急)-1234		○	○			
1691		柿泊 (23) 長崎-(急)-1235		○	○			
1692		柿泊 (24) 長崎-(急)-1237		○	○			
1693		柿泊 (25) 長崎-(急)-1238		○	○			
1694		柿泊 (26) 長崎-(急)-1239		○	○			
1695		柿泊 (27) 長崎-(急)-1240		○	○			
1696		柿泊 (28) 長崎-(急)-1241		○	○			
1697		柿泊 (6) 長崎-(急)-1622		○	○			
1698		柿泊 (29) 長崎-(急)-1624		○	○			
1699		柿泊 (30) 長崎-(急)-1624-2		○	○			
1700		柿泊 (31) 長崎-(急)-1625		○	○		長崎市柿泊町 772番地1 柿泊町立公民館	76
1701		柿泊 (32) 長崎-(急)-1626		○	○			
1702		柿泊 (33) 長崎-(急)-1638		○	○			
1703		中浦川 (ト) 長崎-(土)-218-3		○	○			
1704		中浦川 (ヘ) 長崎-(土)-218-4		○	○			
1705		中浦川 (ホ) 長崎-(土)-218-5		○	○			
1706		柿泊川 長崎-(土)-219		○	○			
1707		柿泊川 (ロ) 長崎-(土)-219-2		○	○			
1708		中浦川 (ロ) 長崎-(土)-220		○	○			
1709		中浦川 (イ) 長崎-(土)-221		○	○			
1710		中浦川 (ハ) 長崎-(土)-221-2		○	○			
711		中浦川 (ニ) 長崎-(土)-221-3		○	○			
1712		柿泊川 (ハ) 長崎-(土)-312		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1713	柿 泊 町 地 区 (柿泊町)	柿泊川 (二) 長崎-(土)-313	平成22年 3月26日 第351号	○	○		長崎市柿泊町 2316番地 小江原中学校	302
1714		柿泊川 (ホ) 長崎-(土)-313-2		○	○		長崎市柿泊町 772番地1 柿泊町立公民館	76
1715		弁天白浜川 長崎-(土)-314		○	○			
1716	北 浦 町 地 区 (北浦町)	北浦 (14) 長崎-(急)-3153	平成22年 4月9日 第394号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市北浦町 2018番地24 茂木中学校	406
1717		北浦 (15) 長崎-(急)-3155		○	○			
1718		北浦 (16) 長崎-(急)-3165		○	○			
1719		北浦 (17) 長崎-(急)-3165-2		○	○			
1720		北浦 (18) 長崎-(急)-3165-3		○	○			
1721		北浦 (19) 長崎-(急)-3165-4		○	○			
1722		北浦 (20) 長崎-(急)-3165-5		○	○			
1723		北浦 (21) 長崎-(急)-3165-6		○	○			
1724		北浦 (22) 長崎-(急)-3167		○	○			
1725		北浦 (23) 長崎-(急)-3168		○	○			
1726		北浦 (24) 長崎-(急)-3168-2		○	○			
1727		北浦 (25) 長崎-(急)-3169		○	○		長崎市北浦町 2128番地6 北浦公民館	43
1728		北浦 (26) 長崎-(急)-3170		○	○			
1729		北浦 (27) 長崎-(急)-3171		○	○			
1730		北浦 (28) 長崎-(急)-3172		○	○			
1731		北浦 (29) 長崎-(急)-3174		○	○			
1732		北浦 (30) 長崎-(急)-3175		○	○			
1733		北浦 (31) 長崎-(急)-3176		○	○			
1734		北浦 (32) 長崎-(急)-3177		○	○			
1735		北浦 (33) 長崎-(急)-3178		○	○			
1736		北浦 (34) 長崎-(急)-3179		○	○			
1737		北浦 (35) 長崎-(急)-3180		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1738	北 浦 町 区 地 区 (北浦町)	北浦 (36) 長崎-(急)-3182	平成22年 4月9日 第394号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市北浦町 2018番地24 茂木中学校	406
1739		北浦 (37) 長崎-(急)-3182-2		○	○			
1740		北浦 (38) 長崎-(急)-3183		○	○			
1741		北浦 (39) 長崎-(急)-3184		○	○			
1742		北浦 (40) 長崎-(急)-3185		○	○			
1743		北浦 (41) 長崎-(急)-3186		○	○			
1744		北浦 (8) 長崎-(急)-3315		○	○			
1745		北浦 (42) 長崎-(急)-3316		○	○			
1746		北浦 (43) 長崎-(急)-3317		○	○			
1747		北浦 (44) 長崎-(急)-3317-2		○	○			
1748		北浦 (45) 長崎-(急)-3318		○	○			
1749		北浦 (46) 長崎-(急)-3318-2		○	○			
1750		北浦 (2) 長崎-(急)-3319		○	○		長崎市北浦町 2128番地6 北浦公民館	43
1751		北浦 (5) 長崎-(急)-3320		○	—			
1752		北浦 (10) 長崎-(急)-3321		○	○			
1753		北浦 (47) 長崎-(急)-3322		○	○			
1754		北浦 (6) 長崎-(急)-3323		○	○			
1755		北浦 (3) 長崎-(急)-3324		○	○			
1756		北浦 (48) 長崎-(急)-3325		○	○			
1757		北浦 (49) 長崎-(急)-3326		○	○			
1758		北浦 (50) 長崎-(急)-3327		○	○			
1759		北浦 (51) 長崎-(急)-3327-2		○	○			
1760		北浦 (52) 長崎-(急)-3327-3		○	○			
1761		北浦 (53) 長崎-(急)-3327-4		○	○			
1762		北浦 長崎-(急)-3336		○	○			
1763		北浦 (7) 長崎-(急)-3338		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
1764	北 浦 町 地 区 (北浦町)	北浦（4） 長崎-(急)-3339	平成22年 4月9日 第394号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市北浦町 2018番地24 茂木中学校	406
1765		北浦（54） 長崎-(急)-3339-2		○	○			
1766		北浦（13） 長崎-(急)-3340		○	○			
1767		北浦（12） 長崎-(急)-3340-2		○	○			
1768		北浦（9） 長崎-(急)-3341		○	—			
~~1769~~		~~北浦（55） 長崎-(急)-3342~~	平成26年4月15日 第484号	~~○~~	~~○~~			
1770		北浦（56） 長崎-(急)-3342-2	平成22年 4月9日 第394号	○	○			
1771		北浦（57） 長崎-(急)-3343		○	○			
1772		北浦（58） 長崎-(急)-3344		○	○			
1773		北浦（59） 長崎-(急)-3344-2		○	○			
1774		北浦（60） 長崎-(急)-3363		○	○			
1775		北浦（11） 長崎-(急)-3363-2		○	○			
1776		北浦（61） 長崎-(急)-3363-3		○	—			
1777		北浦（62） 長崎-(急)-3364		○	○		長崎市北浦町 2128番地6 北浦公民館	43
1778		北浦（63） 長崎-(急)-3365		○	○			
1779		北浦（64） 長崎-(急)-3368		○	○			
1780		北浦（65） 長崎-(急)-3369		○	○			
1781		北浦（66） 長崎-(急)-3369-2		○	○			
1782		北浦（67） 長崎-(急)-3370		○	○			
1783		北浦（68） 長崎-(急)-3371		○	○			
1784		北浦（69） 長崎-(急)-3372		○	○			
1785		北浦川（ニ） 長崎-(土)-3032		○	○			
1786		北浦川（ホ） 長崎-(土)-3032-2		○	○			
1787		北浦川（ヘ） 長崎-(土)-3033		○	○			
1788		北浦川（ト） 長崎-(土)-3033-2		○	○			
1789		北浦川（チ） 長崎-(土)-3033-3		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1790	北 浦 町 区 (北浦町)	北浦川（リ） 長崎-(土)-3033-4	平成22年 4月9日 第394号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市北浦町 2018番地24 茂木中学校	406
1791		北浦川（ヌ） 長崎-(土)-3033-5		○	○			
1792		北浦川（ル） 長崎-(土)-3033-6		○	○			
1793		北浦川（ヲ） 長崎-(土)-3033-7		○	○			
1794		北浦川（ワ） 長崎-(土)-3033-8		○	○			
1795		北浦川（カ） 長崎-(土)-3087		○	○			
1796		北浦川（コ） 長崎-(土)-3088		○	○		長崎市北浦町 2128番地6 北浦公民館	43
1797		北浦川（ヨ） 長崎-(土)-3089		○	○			
1798		北浦川（イ） 長崎-(土)-3090		○	○			
1799		北浦川（ハ） 長崎-(土)-3090-2		○	○			
1800		座頭浜川 長崎-(土)-3095		○	○			
1801		座頭浜川（ロ） 長崎-(土)-3095-2		○	○			
1802		~~座頭浜川（ハ） 長崎-(土)-3095-3~~	平成26年4月15日 第484号	○	○			
1803	宮 摺 町 区 (宮摺町)	宮摺（3） 長崎-(急)-3438	平成22年 4月9日 第394号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市宮摺町 963番地 宮摺公民館	31
1804		宮摺（4） 長崎-(急)-3520		○	○			
1805		宮摺（5） 長崎-(急)-3522		○	○			
1806		宮摺（6） 長崎-(急)-3523		○	○			
1807		宮摺（7） 長崎-(急)-3524		○	○			
1808		宮摺（8） 長崎-(急)-3525		○	○			
1809		宮摺（9） 長崎-(急)-3526		○	○			
1810		宮摺（10） 長崎-(急)-3527		○	○			
1811		宮摺（11） 長崎-(急)-3528		○	○			
1812		宮摺（2） 長崎-(急)-3529		○	○			
1813		宮摺（12） 長崎-(急)-3529-2		○	○			
1814		宮摺（13） 長崎-(急)-3529-3		○	○			

番号	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
		箇所名 箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行政機関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
1815	宮 摺 町 区 (宮摺町)	宮摺 (14) 長崎-(急)-3529-4	平成22年 4月9日 第394号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市宮摺町 963番地 宮摺公民館	31
1816		宮摺 (15) 長崎-(急)-3534		○	○			
1817		宮摺 長崎-(急)-3536		○	○			
1818		宮摺 長崎-(急)-3536-2		○	○			
1819		峠川 (ト) 長崎-(土)-3158		○	○			
1820		宮摺川 (ロ) 長崎-(土)-3159		○	—			
1821		宮摺川 (ハ) 長崎-(土)-3160		○	○			
1822		宮摺川第一左支川 長崎-(土)-3160-2		○	—			
1823		宮摺川 (ニ) 長崎-(土)-3161		○	○			
1824		宮摺川 長崎-(土)-3162		○	○			
1825		下ノ川 長崎-(土)-3163		○	○			
1826		水無川 長崎-(土)-3195		○	○			
1827	茂 木 町 区 (茂木町)	茂木 (19) 長崎-(急)-3149	平成22年 4月9日 第394号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市茂木町 283番地2 茂木小学校	53
1828		茂木 (20) 長崎-(急)-3152		○	○			
1829		茂木 (21) 長崎-(急)-3279		○	○			
1830		茂木 (22) 長崎-(急)-3280		○	○			
1831		茂木 (23) 長崎-(急)-3281		○	○			
1832		茂木 (24) 長崎-(急)-3282		○	○			
1833		茂木 (25) 長崎-(急)-3282-2		○	○		長崎市茂木町 75番地10 茂木地区 ふれあいセンター	139
1834		茂木 (26) 長崎-(急)-3283		○	○			
1835		茂木 (27) 長崎-(急)-3284		○	○		長崎市茂木町 2142番地 玉台寺	36
1836		茂木 (28) 長崎-(急)-3285		○	○			
1837		茂木 (29) 長崎-(急)-3286		○	○			
1838		茂木 (30) 長崎-(急)-3287		○	○			
1839		茂木 (31) 長崎-(急)-3288		○	○			
1840		茂木 (32) 長崎-(急)-3288-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1841	茂 木 町 区 (茂木町)	茂木 (18) 長崎-(急)-3290	平成22年 4月9日 第394号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市茂木町 283番地2 茂木小学校	53
1842		茂木 (33) 長崎-(急)-3291		○	○			
1843		茂木 (34) 長崎-(急)-3293		○	○			
1844		茂木 (35) 長崎-(急)-3294		○	○			
1845		茂木 (36) 長崎-(急)-3295		○	○			
1846		茂木 (37) 長崎-(急)-3296		○	○		長崎市茂木町 75番地10 茂木地区ふれあい センター	139
1847		茂木 (38) 長崎-(急)-3297		○	○			
1848		茂木 (39) 長崎-(急)-3298		○	○			
1849		茂木 (40) 長崎-(急)-3298-2		○	○			
1850		茂木 (41) 長崎-(急)-3299		○	○			
1851		茂木 (42) 長崎-(急)-3301		○	○		長崎市茂木町 2142番地 玉台寺	36
1852		茂木 (43) 長崎-(急)-3302		○	○			
1853		茂木 (44) 長崎-(急)-3303		○	○			
1854		茂木 (45) 長崎-(急)-3304		○	○			
1855		茂木 (46) 長崎-(急)-3304-2		○	○			
1856		茂木 (47) 長崎-(急)-3304-3		○	○			
1857		茂木 (48) 長崎-(急)-3305		○	○			
1858		茂木 (49) 長崎-(急)-3305-2		○	○			
1859		茂木 (50) 長崎-(急)-3306		○	○			
1860		茂木 (51) 長崎-(急)-3307		○	○			
1861		茂木樫木田 長崎-(急)-3308		○	○			
1862		茂木 (52) 長崎-(急)-3313		○	○			
1863		茂木 (53) 長崎-(急)-3314		○	○			
1864		茂木 (54) 長崎-(急)-3332		○	○			
1865		茂木 (55) 長崎-(急)-3333		○	○			
1866		茂木 (56) 長崎-(急)-3334		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1867	茂 木 町 地 区 (茂木町)	茂 木 (57) 長崎-(急)-3335	平成22年 4月9日 第394号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市茂木町 283番地2 茂木小学校	53
1868		茂 木 (58) 長崎-(急)-3335-2		○	○			
1869		茂 木 (17) 長崎-(急)-3337		○	○			
1870		茂 木 (59) 長崎-(急)-3351		○	○			
1871		茂木辻乙 長崎-(急)-3353		○	○			
1872		茂木辻乙 長崎-(急)-3353-2		○	○		長崎市茂木町 75番地10 茂木地区ふれあい センター	139
1873		茂 木 (10) 長崎-(急)-3354		○	○			
1874		茂 木 (9) 長崎-(急)-3355		○	○			
1875		茂 木 (8) 長崎-(急)-3356		○	○			
1876		茂 木 (60) 長崎-(急)-3357		○	○			
1877		茂 木 (61) 長崎-(急)-3357-2		○	○		長崎市茂木町 2142番地 玉台寺	36
1878		茂 木 (1) 長崎-(急)-3358		○	○			
1879		茂 木 (2) 長崎-(急)-3359		○	○			
1880		茂 木 (62) 長崎-(急)-3360		○	○			
1881		茂 木 (6) 長崎-(急)-3360-3		○	○			
1882		茂 木 (3) 長崎-(急)-3361		○	○			
1883		茂 木 (5) 長崎-(急)-3362		○	○			
1884		茂 木 (63) 長崎-(急)-3366		○	○			
1885		茂 木 (64) 長崎-(急)-3367		○	○			
1886		茂 木 (65) 長崎-(急)-3440		○	○			
1887		茂 木 (66) 長崎-(急)-3441		○	○			
1888		茂 木 (67) 長崎-(急)-3442		○	○			
1889		茂 木 (68) 長崎-(急)-3443		○	○			
1890		茂 木 (69) 長崎-(急)-3443-2		○	○			
1891		茂 木 (70) 長崎-(急)-3443-3		○	○			
1892		茂 木 (71) 長崎-(急)-3444		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1893	茂 木 町 地 区 (茂木町)	茂木 (72) 長崎-(急)-3445	平成22年 4月9日 第394号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市茂木町 283番地2 茂木小学校	53
1894		茂木 (73) 長崎-(急)-3445-2		○	○			
1895		茂木 (74) 長崎-(急)-3446		○	○			
1896		茂木 (75) 長崎-(急)-3447		○	○			
1897		茂木 (76) 長崎-(急)-3448		○	○		長崎市茂木町 75番地10 茂木地区ふれあい センター	139
1898		茂木 (77) 長崎-(急)-3449		○	○			
1899		茂木 (78) 長崎-(急)-3450		○	○			
1900		茂木 (79) 長崎-(急)-3451		○	○			
1901		茂木 (80) 長崎-(急)-3452		○	○		長崎市茂木町 2142番地 玉台寺	36
1902		茂木 (81) 長崎-(急)-3453		○	○			
1903		茂木 (82) 長崎-(急)-3454		○	○			
1904		茂木 (83) 長崎-(急)-3455		○	○			
1905		茂木 (84) 長崎-(急)-3456		○	○			
1906		茂木 (85) 長崎-(急)-3458		○	○			
1907		茂木 (16) 長崎-(急)-3459		○	○			
1908		茂木 (86) 長崎-(急)-3460		○	○			
1909		茂木 (87) 長崎-(急)-3460-2		○	○			
1910		茂木 (88) 長崎-(急)-3462		○	○			
1911		茂木 (89) 長崎-(急)-3462-2		○	○			
1912		茂木 (90) 長崎-(急)-3463		○	○			
1913		茂木 (91) 長崎-(急)-3464		○	○			
1914		茂木 (92) 長崎-(急)-3465		○	○			
1915		茂木 (93) 長崎-(急)-3465-2		○	○			
1916		茂木 (94) 長崎-(急)-3465-3		○	○			
1917		茂木 (95) 長崎-(急)-3466		○	○			
1918		茂木 (96) 長崎-(急)-3467		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1919	茂 木 町 地 区 (茂木町)	茂 木 (97) 長崎-(急)-3467-2	平成22年 4月9日 第394号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市茂木町 283番地2 茂木小学校	53
1920		茂 木 (11) 長崎-(急)-3468		○	○			
1921		茂 木 (98) 長崎-(急)-3469		○	○			
1922		茂 木 (99) 長崎-(急)-3469-2		○	○			
1923		茂 木 (100) 長崎-(急)-3469-3		○	○			
1924		茂 木 (12) 長崎-(急)-3470		○	○			
1925		茂 木 (13) 長崎-(急)-3471		○	○			
1926		茂 木 (14) 長崎-(急)-3472		○	○			
1927		茂 木 (14) 長崎-(急)-3472-2		○	○			
1928		茂木新田 長崎-(急)-3473		○	○			
1929		茂 木 (101) 長崎-(急)-3474		○	○			
1930		茂 木 (15) 長崎-(急)-3475		○	○			
1931		茂 木 (102) 長崎-(急)-3530		○	○		長崎市茂木町 75番地10 茂木地区ふれあい センター	139
1932		茂 木 (103) 長崎-(急)-3531		○	○			
1933		茂 木 (104) 長崎-(急)-3531-2		○	○		長崎市茂木町 2142番地 玉台寺	36
1934		茂 木 (105) 長崎-(急)-3532		○	—			
1935		茂 木 (106) 長崎-(急)-3533		○	○			
1936		川平川 (ロ) 長崎-(土)-3077		○	○			
1937		川平川 長崎-(土)-3078		○	○			
1938		川平川 (ハ) 長崎-(土)-3079		○	○			
1939		川平川 (ニ) 長崎-(土)-3080		○	○			
1940		ナベリハエ川 長崎-(土)-3081		○	○			
1941		ナベリハエ川 (ロ) 長崎-(土)-3081-2		○	○			
1942		若菜川 長崎-(土)-3082		○	○			
1943		若菜川 (ロ) 長崎-(土)-3083		○	○			
1944		若菜川 (ハ) 長崎-(土)-3084		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1945	茂 木 町 地 区 (茂木町)	元木場川 長崎-(土)-3085	平成22年 4月9日 第394号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市茂木町 283番地2 茂木小学校	53
1946		元木場川（口） 長崎-(土)-3086		○	○			
1947		若菜川（二） 長崎-(土)-3093		○	○			
1948		元木場川（ハ） 長崎-(土)-3094		○	○		長崎市茂木町 75番地10 茂木地区ふれあい センター	139
1949		茂木川（イ） 長崎-(土)-3099		○	○			
1950		河内川（イ） 長崎-(土)-3126		○	○			
1951		峠川 長崎-(土)-3127		○	○		長崎市茂木町 2142番地 玉台寺	36
1952		河内川（口） 長崎-(土)-3128		○	○			
1953		河内川（ハ） 長崎-(土)-3128-2		○	○			
1954		玉台寺川 長崎-(土)-3129		○	○			
1955		玉台寺川（口） 長崎-(土)-3130		○	○			
1956		新田川（口） 長崎-(土)-3131		○	○			
1957		新田川（イ） 長崎-(土)-3132		○	○			
1958		立石川 長崎-(土)-3133		○	○			
1959		峠川（口） 長崎-(土)-3134		○	○			
1960		峠川（ハ） 長崎-(土)-3135		○	○			
1961		峠川（二） 長崎-(土)-3136		○	○			
1962		峠川（ホ） 長崎-(土)-3136-2		○	○			
1963		峠川（ヘ） 長崎-(土)-3137		○	○			
1964	小 江 町 地 区 (小江町)	小江（8） 長崎-(急)-1262	平成22年 4月16日 第418号	○	○		長崎市小江町 108番地1 小江小浦公民館	19
1965		小江（10） 長崎-(急)-1265		○	○			
1966		小江（7） 長崎-(急)-1268		○	○			
1967		小江（5） 長崎-(急)-1269		○	○		長崎市小江町 2481番地 小江町集会所	60
1968		小江（6） 長崎-(急)-1269-2		○	○			
1969		小江（9） 長崎-(急)-1270		○	○			
1970		小江（11） 長崎-(急)-1628		○	○			

番 号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		簡 所 名 号 簡 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1971	小 江 町 地 区 (小江町)	小江（12） 長崎-(急)-1630	平成22年 4月16日 第418号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市小江町 108番地1 小江小浦公民館	19

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
1997	小 江 町 地 区 (小江町)	小浦川 長崎-(土)-0320	平成22年 4月16日 第418号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市小江町 108番地1 小江小浦公民館	19
1998		小江川（イ） 長崎-(土)-0321		○	○			
1999		小江川（ハ） 長崎-(土)-0322		○	○		長崎市小江町 2481番地 小江町集会所	60
2000		小江川（ロ） 長崎-(土)-0390		○	○			
2001	福田本町 地 区 (福田本町)	福田本町（10） 長崎-(急)-1898		○	○		長崎市福田本町 1493番地1 福田小学校	273
2002		福田本町（3） 長崎-(急)-1899		○	○			
2003		福田本町（11） 長崎-(急)-1899-2		○	○			
2004		福田本町（13） 長崎-(急)-1900		○	○			
2005		福田本町（14） 長崎-(急)-1901		○	○			
2006		福田本町（8） 長崎-(急)-1907		○	○			
2007		福田本町（2） 長崎-(急)-1908		○	○			
2008		福田本町（9） 長崎-(急)-1909		○	○			
2009		福田本町（1） 長崎-(急)-1910		○	○			
2010		福田本町（12） 長崎-(急)-1915		○	○			
2011		福田本町（15） 長崎-(急)-2159		○	○		長崎市福田本町 1430番地1 福田中学校	446
2012		福田本町（7） 長崎-(急)-2159-2		○	○			
2013		福田本町（5） 長崎-(急)-2160		○	○			
2014		福田本町（4） 長崎-(急)-2161		○	○			
2015		福田本町（17） 長崎-(急)-2161-2		○	○			
2016		福田本町（16） 長崎-(急)-2162		○	○			
2017		福田本町（6） 長崎-(急)-2163		○	—			
2018		福田川（ロ） 長崎-(土)-0392		○	○			
2019		福田川（イ） 長崎-(土)-0393		○	○			
2020		福田本川 長崎-(土)-0466		○	○			
2021	小浦町 地区 (小浦町)	小浦（6） 長崎-(急)-1911		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2022	小 浦 町 地 区 (小浦町)	小 浦 (7) 長崎-(急)-1912	平成22年 4月16日 第418号	○	○	長 崎 市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市小浦町 453番地 小浦住宅集会所	29
2023		小 浦 長崎-(急)-1913		○	○			
2024		小 浦 長崎-(急)-1913-2		○	—			
2025		小 浦 (12) 長崎-(急)-1914		○	—			
2026		小 浦 (8) 長崎-(急)-1914-2		○	○			
2027		小 浦 (5) 長崎-(急)-1916		○	○			
2028		小 浦 (4) 長崎-(急)-1917		○	○			
2029		小 浦 (9) 長崎-(急)-1917-2		○	○			
2030		小 浦 (10) 長崎-(急)-1918		○	○		長崎市大浜町 316番地9 大浜町公民館	50
2031		小 浦 (3) 長崎-(急)-1920		○	○			
2032		小 浦 (11) 長崎-(急)-1921		○	○			
2033		小浦川 (ト) 長崎-(土)-0394		○	○			
2034		小浦川 (ヘ) 長崎-(土)-0395		○	○			
2035		小浦川 (ホ) 長崎-(土)-0396		○	○			
2036		小浦川 (ニ) 長崎-(土)-0397		○	○			
2037		小浦川 (ハ) 長崎-(土)-0398		○	○			
2038		小浦川 (ケ) 長崎-(土)-0399		○	○			
2039		小浦川 (コ) 長崎-(土)-0400		○	○			
2040	大 浜 町 地 区 (大浜町)	福 田 長崎-(急)-1922		○	○		長崎市大浜町 316番地9 大浜町公民館	50
2041		大 浜 (22) 長崎-(急)-1922-2		○	○			
2042		大 浜 (19) 長崎-(急)-1923		○	○			
2043		大 浜 (21) 長崎-(急)-1923-2		○	○			
2044		大 浜 (18) 長崎-(急)-1924		○	○			
2045		大 浜 (17) 長崎-(急)-1925		○	○			
2046		大 浜 (20) 長崎-(急)-1927		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2047	大 浜 町 区 (大浜町)	大浜（16） 長崎-（急）-1928	平成22年 4月16日 第418号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市大浜町 316番地9 大浜町公民館	50
2048		大浜（15） 長崎-（急）-1929		○	○			
2049		大浜（14） 長崎-（急）-1930		○	○			
2050		大浜（13） 長崎-（急）-1931		○	○			
2051		大浜（12） 長崎-（急）-1932		○	○			
2052		大浜 長崎-（急）-1933		○	○			
2053		大浜（11） 長崎-（急）-2166		○	○			
2054		大浜（2） 長崎-（急）-2167		○	○			
2055		大浜（23） 長崎-（急）-2168		○	○			
2056		大浜（10） 長崎-（急）-2169		○	○			
2057		大浜（9） 長崎-（急）-2170		○	○			
2058		大浜（4） 長崎-（急）-2171		○	○			
2059		大浜（27） 長崎-（急）-2172		○	○			
2060		大浜（29） 長崎-（急）-2173		○	○			
2061		大浜（3） 長崎-（急）-2174		○	○			
2062		大浜（28） 長崎-（急）-2175		○	○			
2063		大浜（5） 長崎-（急）-2176		○	○			
2064		大浜（32） 長崎-（急）-2177		○	○			
2065		大浜（6） 長崎-（急）-2178-4		○	○			
2066		大浜（30） 長崎-（急）-2178-5		○	○			
2067		大浜（7） 長崎-（急）-2179		○	○			
2068		大浜（8） 長崎-（急）-2180		○	○			
2069		大浜（24） 長崎-（急）-2194		○	○			
2070		大浜（25） 長崎-（急）-2194-2		○	○			
2071		大浜（26） 長崎-（急）-2194-3		○	○			
2072		大浜（31） 長崎-（急）-2195		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2073	大 浜 町 地 区 (大浜町)	大浜川（ヲ） 長崎-(土)-0401	平成22年 4月16日 第418号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市大浜町 316番地9 大浜町公民館	50
2074		大浜川（ワ） 長崎-(土)-0402		○	—			
2075		大浜川（リ） 長崎-(土)-0403		○	○			
2076		大浜川（ヌ） 長崎-(土)-0404		○	○			
2077		大浜川（カ） 長崎-(土)-0404-2		○	○			
2078		大浜川（チ） 長崎-(土)-0405		○	○			
2079		大浜川（ト） 長崎-(土)-0406		○	○			
2080		大浜川（ヘ） 長崎-(土)-0407		○	○			
2081		大浜川（タ） 長崎-(土)-0468		○	○			
2082		大浜川（イ） 長崎-(土)-0469		○	○			
2083		大浜川（ロ） 長崎-(土)-0470		○	○			
2084		大浜川（ハ） 長崎-(土)-0471		○	○			
2085		大浜川（ル） 長崎-(土)-0476		○	○			
2086		大浜川（ホ） 長崎-(土)-0477		○	○			
2087		大浜川（ニ） 長崎-(土)-0478		○	○			
2088		大浜川（ヨ） 長崎-(土)-0518		○	○			
2089	磯道地区 (磯道町)	磯道 長崎-(急)-3384	平成23年 3月25日 第374号	○	○		長崎市磯道町 80番地82 磯道町公民館	70
2090		磯道 長崎-(急)-3384-2		○	○			
2091		磯道 長崎-(急)-3384-3		○	—			
2092		磯道 長崎-(急)-3384-4		○	○			
2093		磯道(4) 長崎-(急)-3385		○	○			
2094		磯道(4) 長崎-(急)-3385-2		○	○			
2095		磯道(5) 長崎-(急)-3386		○	○			
2096		磯道(8) 長崎-(急)-3386-2		○	○			
2097		磯道(3) 長崎-(急)-3387		○	○			
2098		磯道放生湾 長崎-(急)-3399		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2099	磯道地区 (磯道町)	磯道(6) 長崎-(急)-3414	平成23年 3月25日 第374号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市磯道町 80番地82 磯道町公民館	70
2100		磯道(7) 長崎-(急)-3414 - 2		○	○			
2101		磯道川 長崎-(土)-3105		○	○			
2102	古道地区 (古道町)	磯道放生湾 長崎-(急)-3399-2		○	○			
2103		磯道放生湾 長崎-(急)-3399 - 3		○	○			
2104	土井首 地区 (土井首町)	土井首(2) 長崎-(急)-3380		○	○		長崎市毛井首町 360番地1 毛井首町公民館	48
2105		土井首(2) 長崎-(急)-3380-2		○	○			
2106		土井首(3) 長崎-(急)-3390		○	○			
2107		土井首(5) 長崎-(急)-3391		○	○			
2108		土井首 長崎-(急)-3392-15		○	○			
2109		土井首川 長崎-(土)-3107		○	○			
2110	毛井首 地区 (毛井首町)	毛井首(1) 長崎-(急)-3381		○	—			
2111		毛井首(2) 長崎-(急)-3381-2		○	○			
2112		毛井首(2) 長崎-(急)-3381-3		○	○			
2113		毛井首(2) 長崎-(急)-3381-4		○	○			
2114		毛井首(5) 長崎-(急)-3392-16		○	○			
2115		毛井首(6) 長崎-(急)-3392-17		○	○			
2116		毛井首(7) 長崎-(急)-3392-18		○	○			
2117		毛井首(4) 長崎-(急)-3393		○	○			
2118		毛井首平瀬 長崎-(急)-3394		○	○			
2119		毛井首(3) 長崎-(急)-3395		○	○			
2120		毛井首(8) 長崎-(急)-3395-2		○	○			
2121		毛井首川(口) 長崎-(土)-3108		○	○			
2122		毛井首川(イ) 長崎-(土)-3109		○	○			
2123	平瀬地区 (平瀬町)	平瀬 長崎-(急)-3510		○	○			
2124		平瀬 長崎-(急)-3510-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 号 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
2125	鶴見台 1丁目地区 (鶴見台 1丁目)	米山 長崎-(急)-3396 - 2	平成23年 3月25日 第374号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市柳田町 45番地3 土井首地区ふれあ いセンター	141
2126		米山 長崎-(急)-3396 - 3		○	—			
2127		米山 長崎-(急)-3396		○	○			
2128	鶴見台 2丁目地区 (鶴見台 2丁目)	鶴見台2丁目 長崎-(急)-3511		○	○			
2129		鶴見川 長崎-(土)-3110		○	○			
2130	柳田地区 (柳田町)	柳田(1) 長崎-(急)-3501		○	○			
2131		柳田(1) 長崎-(急)-3501-2		○	○			
2132		柳田(2) 長崎-(急)-3502		○	○			
2133		柳田(2) 長崎-(急)-3502-2		○	○			
2134		柳田(2) 長崎-(急)-3502-3		○	○			
2135		柳田(3) 長崎-(急)-3512		○	○			
2136		柳田(3) 長崎-(急)-3512-2		○	○			
2137		柳田(3) 長崎-(急)-3512-3		○	○			
2138		柳田川(ニ) 長崎-(土)-3149		○	○			
2139		柳田川(イ) 長崎-(土)-3155		○	○			
2140		柳田川(ハ) 長崎-(土)-3156		○	○			
2141	江川地区 (江川町)	江川(2) 長崎-(急)-3500		○	○		長崎市江川町 1番地 土井首中学校	452
2142		江川(5) 長崎-(急)-3500-2		○	○			
2143		江川(6) 長崎-(急)-3501-3		○	○			
2144		江川(1) 長崎-(急)-3506		○	○			
2145		江川(1) 長崎-(急)-3506-2		○	○			
2146		江川(7) 長崎-(急)-3506-3		○	○			
2147		江川(8) 長崎-(急)-3506-4		○	○			
2148		江川(9) 長崎-(急)-3507		○	○			
2149		江川(3) 長崎-(急)-3516		○	○			
2150		江川(3) 長崎-(急)-3516-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2151	江川地区 (江川町)	江川(3) 長崎-(急)-3516-3	平成23年 3月25日 第374号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市江川町 1番地 土井首中学校	452
2152		江川(3) 長崎-(急)-3516-4		○	○			
2153		江川(3) 長崎-(急)-3516-5		○	○			
2154		江川(4) 長崎-(急)-3517		○	○			
2155		江川(4) 長崎-(急)-3517-2		○	○			
2156		江川(10) 長崎-(急)-3517-3		○	○			
2157		江川川 (イ) 長崎-(土)-3157		○	○			
2158	末石地区 (末石町)	末石(1) 長崎-(急)-3477		○	○		長崎市末石町 162番地 南部市民センター	250
2159		末石(1) 長崎-(急)-3477-2		○	○			
2160		末石(4) 長崎-(急)-3478		○	○			
2161		末石(2) 長崎-(急)-3489		○	○			
2162		末石(3) 長崎-(急)-3490		○	○			
2163		竿ノ浦(1) 長崎-(急)-3491		○	○			
2164		竿ノ浦(1) 長崎-(急)-3491-2		○	○			
2165		末石川 長崎-(土)-3147		○	○			
2166		末石川 (ロ) 長崎-(土)-3148		○	○			
2167		末石川 (ハ) 長崎-(土)-3148-2		○	○			
2168	深堀町 1丁目地区 (深堀町 1丁目)	深堀1丁目(5) 長崎-(急)-3476		○	○		長崎市深堀町 1丁目604番地 深堀中学校	256
2169		深堀1丁目(5) 長崎-(急)-3476-2		○	○			
2170		深堀1丁目(3) 長崎-(急)-3486		○	○			
2171		深堀1丁目(4) 長崎-(急)-3488		○	○			
2172		深堀1丁目(4) 長崎-(急)-3488-2		○	○			
2173		深堀1丁目(4) 長崎-(急)-3488-3		○	○			
2174		深堀4丁目(1) 長崎-(急)-3497-2		○	○			
2175		深堀1丁目(1) 長崎-(急)-3498		○	○			
2176		深堀1丁目(2) 長崎-(急)-3499		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2177	深堀町 1丁目地区 (深堀町 1丁目)	深堀1丁目(2) 長崎－（急）－3499-2	平成23年 3月25日 第374号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市深堀町 1丁目604番地 深堀中学校	256
2178		深堀1丁目(2) 長崎－（急）－3499-3		○	○			
2179		深堀1丁目(2) 長崎－（急）－3499-4		○	○			
2180		深堀川(へ) 長崎－（土）－3144		○	○			
2181		深堀川(ト) 長崎－（土）－3145		○	○			
2182		深堀川(チ) 長崎－（土）－3146		○	○			
2183	深堀町 2丁目地区 (深堀町 2丁目)	深堀2丁目(1) 長崎－（急）－3495		○	—		長崎市深堀町5丁目 712番地 深堀体育館 長崎市深堀町 5丁目182番地 深堀地区ふれあい センター	445 102
2184		深堀2丁目(3) 長崎－（急）－3496		○	○			
2185		深堀2丁目(2) 長崎－（急）－3496-2		○	○			
2186	深堀町 4丁目地区 (深堀町 4丁目)	深堀4丁目(2) 長崎－（急）－3485		○	○			
2187		深堀4丁目(3) 長崎－（急）－3487		○	○			
2188		深堀4丁目(1) 長崎－（急）－3497		○	○			
2189		深堀川(ハ) 長崎－（土）－3141		○	○			
2190	深堀町 5丁目地区 (深堀町 5丁目)	深堀5丁目(4) 長崎－（急）－3484		○	○			
2191		深堀5丁目(6) 長崎－（急）－3484-2		○	○			
2192		深堀5丁目(1) 長崎－（急）－3492		○	○			
2193		深堀5丁目(2) 長崎－（急）－3493		○	○			
2194		深堀5丁目(2) 長崎－（急）－3493-2		○	○			
2195		深堀5丁目(2) 長崎－（急）－3493-3		○	○			
2196		深堀5丁目(2) 長崎－（急）－3493-4		○	○			
2197		深堀5丁目(2) 長崎－（急）－3493-5		○	○			
2198		深堀5丁目(2) 長崎－（急）－3493-6		○	○			
2199		深堀5丁目(3) 長崎－（急）－3494		○	○			
2200		深堀5丁目(5) 長崎－（急）－3494-2		○	○			
2201		深堀川(リ) 長崎－（土）－3138		○	○			
2202		深堀川(イ) 長崎－（土）－3139		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2203	深堀町 6丁目地区 （深堀町 6丁目）	深堀6丁目(1) 長崎－（急）－3479	平成23年 3月25日 第374号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市深堀町5丁目 712番地 深堀体育館	445
2204		深堀6丁目(1) 長崎－（急）－3479-2		○	○			
2205		深堀6丁目(1) 長崎－（急）－3479-3		○	○			
2206		深堀6丁目(1) 長崎－（急）－3479-4		○	○			
2207		深堀6丁目(4) 長崎－（急）－3480		○	○			
2208		深堀6丁目(5) 長崎－（急）－3480-2		○	○		長崎市深堀町 5丁目182番地 深堀地区ふれあい センター	102
2209		深堀6丁目(6) 長崎－（急）－3481		○	○			
2210		深堀6丁目(7) 長崎－（急）－3482		○	○			
2211		深堀6丁目(8) 長崎－（急）－3482-2		○	○			
2212		深堀6丁目(2) 長崎－（急）－3483		○	○			
2213		深堀6丁目(2) 長崎－（急）－3483-2		○	○			
2214		深堀6丁目(3) 長崎－（急）－3483-3		○	○			
2215		深堀6丁目(9) 長崎－（急）－3483-4		○	○			
2216		深堀6丁目(10) 長崎－（急）－3483-5		○	○			
2217		深堀川(ヌ) 長崎－（土）－3164		○	○			
2218	大籠地区 （大籠町）	大籠(5) 長崎－（急）－3537	平成23年 3月25日 第374号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市深堀町5丁目 712番地 深堀体育館	445
2219		大籠(1) 長崎－（急）－3539		○	○			
2220		大籠(6) 長崎－（急）－3540		○	○			
2221		大籠(7) 長崎－（急）－3540-2		○	○			
2222		大籠(8) 長崎－（急）－3540-3		○	○			
2223		大籠(4) 長崎－（急）－3541		○	○		長崎市深堀町 5丁目182番地 深堀地区ふれあい センター	102
2224		大籠(9) 長崎－（急）－3541-2		○	○			
2225		大籠(10) 長崎－（急）－3541-3		○	○			
2226		大籠(11) 長崎－（急）－3541-4		○	○			
2227		大籠(2) 長崎－（急）－3542		○	○			
2228		大籠(2) 長崎－（急）－3542-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2229	大籠地区 (大籠町)	大籠(2) 長崎－（急）－3542-3	平成23年 3月25日 第374号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市深堀町5丁目 712番地 深堀体育館	445
2230		大籠(3) 長崎－（急）－3543		○	○			
2231		大籠(12) 長崎－（急）－3544		○	○			
2232		大籠(13) 長崎－（急）－3545		○	○			
2233		大籠(14) 長崎－（急）－3548		○	○			
2234		大籠(15) 長崎－（急）－3548-2		○	○			
2235		大籠(16) 長崎－（急）－3548-3		○	○			
2236		大籠(17) 長崎－（急）－3549		○	○			
2237		大籠(18) 長崎－（急）－3549-2		○	○			
2238		大籠(19) 長崎－（急）－3549-3		○	○			
2239		大籠(20) 長崎－（急）－3549-4		○	○		長崎市深堀町 5丁目182番地 深堀地区ふれあい センター	102
2240		大籠(21) 長崎－（急）－3551		○	○			
2241		大籠(22) 長崎－（急）－3552		○	○			
2242		大籠(23) 長崎－（急）－3562		○	○			
2243		大籠(24) 長崎－（急）－3562-2		○	○			
2244		大籠(25) 長崎－（急）－3563		○	○			
2245		大籠(26) 長崎－（急）－3563-2		○	○			
2246		大籠(27) 長崎－（急）－3568		○	○			
2247		大籠(28) 長崎－（急）－3568-2		○	○			
2248		善長谷川 長崎－（土）－3166		○	○			
2249		善長谷川（口） 長崎－（土）－3166-2		○	○			
2250	小ヶ倉 1丁目地区 (小ヶ倉町 1丁目)	小ヶ倉1丁目 長崎－（急）－3220	平成23年 3月29日 第391号	○	○		長崎市小ヶ倉 1丁目408番地 小ヶ倉小学校	273
2251		小ヶ倉1丁目(5) 長崎－（急）－3221		○	○		長崎市小ヶ倉町 2丁目21番地2 小ヶ倉地区 ふれあいセンター	99
2252		小ヶ倉1丁目(9) 長崎－（急）－3221-2		○	○			
2253		小ヶ倉1丁目(7) 長崎－（急）－3221-3		○	○		長崎市小ヶ倉 1丁目170番地 極楽寺	39
2254		小ヶ倉1丁目(6) 長崎－（急）－3223		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2255	小ヶ倉 1丁目地区 (小ヶ倉町 1丁目)	小ヶ倉1丁目尾ノ上甲 長崎－（急）－3223-2	平成23年 3月29日 第391号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市小ヶ倉 1丁目408番地 小ヶ倉小学校	273
2256		小ヶ倉1丁目(4) 長崎－（急）－3223-3		○	○			
2257		小ヶ倉2丁目(2) 長崎－（急）－3223-4		○	○			
2258		小ヶ倉1丁目尾ノ上乙 長崎－（急）－3224		○	—			
2259		小ヶ倉1丁目(3) 長崎－（急）－3225		○	○		長崎市小ヶ倉町 2丁目21番地2 小ヶ倉地区 ふれあいセンター	99
2260		小ヶ倉1丁目(10) 長崎－（急）－3225-2		○	—			
2261		小ヶ倉1丁目(11) 長崎－（急）－3225-3		○	—			
2262		小ヶ倉1丁目(6) 長崎－（急）－3228		○	○			
2263		小ヶ倉1丁目(12) 長崎－（急）－3229		○	○		長崎市小ヶ倉 1丁目170番地 極楽寺	39
2264		小ヶ倉川(ニ) 長崎－（土）－3043		○	○			
2265		小ヶ倉川(ハ) 長崎－（土）－3044		○	○			
2266		小ヶ倉川(ロ) 長崎－（土）－3045		○	○			
2267		小ヶ倉川(イ) 長崎－（土）－3046		○	○			
2268	小ヶ倉 2丁目地区 (小ヶ倉町 2丁目)	小ヶ倉2丁目(2) 長崎－（急）－3223-5		○	○		長崎市小ヶ倉 1丁目408番地 小ヶ倉小学校	273
2269		小ヶ倉2丁目(3) 長崎－（急）－3226		○	○			
2270		小ヶ倉2丁目(4) 長崎－（急）－3227		○	○			
2271		小ヶ倉2丁目(5) 長崎－（急）－3227-2		○	○			
2272		小ヶ倉2丁目(6) 長崎－（急）－3227-3		○	—		長崎市小ヶ倉町 2丁目21番地2 小ヶ倉地区 ふれあいセンター	99
2273		小ヶ倉2丁目(7) 長崎－（急）－3227-4		○	○			
2274		小ヶ倉3丁目(12) 長崎－（急）－3383		○	○			
2275		小ヶ倉2丁目(8) 長崎－（急）－3383-2		○	○			
2276		小ヶ倉2丁目(1) 長崎－（急）－3417		○	○			
2277		小ヶ倉2丁目(9) 長崎－（急）－3417-2		○	○			
2278		小ヶ倉2丁目(10) 長崎－（急）－3417-3		○	○			
2279		小ヶ倉2丁目(11) 長崎－（急）－3417-4		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2280	小ヶ倉 3丁目地区 (小ヶ倉町 3丁目)	小ヶ倉3丁目(8) 長崎－（急）－3382	平成23年 3月29日 第391号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市小ヶ倉 1丁目408番地 小ヶ倉小学校 長崎市小ヶ倉町 2丁目21番地2 小ヶ倉地区 ふれあいセンター	273 99
2281		小ヶ倉3丁目(7) 長崎－（急）－3411		○	○			
2282		小ヶ倉3丁目(6) 長崎－（急）－3411-2		○	○			
2283		小ヶ倉3丁目(3) 長崎－（急）－3412		○	○			
2284		小ヶ倉3丁目(2) 長崎－（急）－3413		○	○			
2285		小ヶ倉3丁目(4) 長崎－（急）－3415		○	○			
2286		小ヶ倉3丁目(9) 長崎－（急）－3415-2		○	○			
2287		小ヶ倉3丁目(5) 長崎－（急）－3416		○	○			
2288		小ヶ倉3丁目川 長崎－（土）－3101		○	○			
2289		小ヶ倉3丁目川(口) 長崎－（土）－3102		○	○			
2290	新小ヶ倉 1丁目地区 (新小が倉 1丁目)	新小ヶ倉1丁目(1) 長崎－（急）－3222		○	○		長崎市小ヶ倉 1丁目408番地 小ヶ倉小学校	273
2291		新小ヶ倉1丁目(2) 長崎－（急）－3222-2		○	○			
2292		小ヶ倉2丁目(2) 長崎－（急）－3223-6		○	○			
2293		新小ヶ倉1丁目(3) 長崎－（急）－3230		○	○			
2294		新小ヶ倉1丁目(4) 長崎－（急）－3230-2		○	○			
2295		新小ヶ倉1丁目(5) 長崎－（急）－3230-3		○	○			
2296		小ヶ倉1丁目(2) 長崎－（急）－3230-4		○	○			
2297		小ヶ倉1丁目(2) 長崎－（急）－3231		○	○			
2298		新小ヶ倉1丁目(6) 長崎－（急）－3231-2		○	○			
2299		新小ヶ倉1丁目(7) 長崎－（急）－3231-3		○	○			
2300		新小ヶ倉1丁目(8) 長崎－（急）－3231-4		○	○			
2301		小ヶ倉1丁目(8) 長崎－（急）－3263		○	○			
2302		塩屋川 長崎－（土）－3047		○	○			
2303	ダイヤランド 1丁目地区 (ダイヤランド 1丁目)	ダイヤランド1丁目(1) 長崎－（急）－3278		○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市ダイヤランド 1丁目40番1号 小ヶ倉中学校	408
2304		ダイヤランド1丁目(2) 長崎－（急）－3278-2		○	○			
2305		小ヶ倉3丁目(1) 長崎－（急）－3428		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2306	ダイヤランド 1丁目地区 (ダイヤランド 1丁目)	小ヶ倉3丁目(1) 長崎－（急）－3428-2	平成23年 3月29日 第391号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市ダイヤランド 1丁目40番1号 小ヶ倉中学校	408
2307		小ヶ倉3丁目(1) 長崎－（急）－3428-3		○	○			
2308	新戸町 1丁目地区 (新戸町 1丁目)	新戸町(10) 長崎－（急）－3236		○	○		長崎市戸町 2丁目1-36 戸町中学校	357
2309		新戸町(10) 長崎－（急）－3237		○	○			
2310		新戸町(10) 長崎－（急）－3237-2		○	○			
2311		新戸町(9) 長崎－（急）－3248		○	○			
2312		新戸町(11) 長崎－（急）－3248-2		○	○			
2313		新戸町(14) 長崎－（急）－3248-3		○	○			
2314		新戸町(7) 長崎－（急）－3249		○	○			
2315		新戸町(7) 長崎－（急）－3249-3		○	○			
2316		新戸町(7) 長崎－（急）－3249-4		○	○			
2317		戸町3丁目(15) 長崎－（急）－3276		○	○			
2318		新戸町川(ハ) 長崎－（土）－3048		○	○			
2319		新戸町川(ロ) 長崎－（土）－3062		○	○			
2320		新戸町川(ニ) 長崎－（土）－3063		○	○		長崎市新戸町 2丁目7番30号 新戸町公民館	72
2321	新戸町 3丁目地区 (新戸町 3丁目)	上戸町(2) 長崎－（急）－3239		○	○			
2322		上戸町(2) 長崎－（急）－3239-2		○	○			
2323		新戸町(6) 長崎－（急）－3246		○	○			
2324		新戸町(8) 長崎－（急）－3246-2		○	○			
2325		新戸町(16) 長崎－（急）－3251		○	○			
2326		新戸町(1) 長崎－（急）－3252		○	○			
2327		新戸町(1) 長崎－（急）－3252-2		○	○			
2328		新戸町(13) 長崎－（急）－3253		○	○			
2329		新戸町(4) 長崎－（急）－3256		○	○			
2330		新戸町(3) 長崎－（急）－3257		○	○			
2331		新戸町(3) 長崎－（急）－3257-2		○	○			

番号	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
		箇所名 箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行政機関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
2332	新戸町 3丁目地区 (新戸町 3丁目)	新戸町(2) 長崎－（急）－3258	平成23年 3月29日 第391号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市戸町 2丁目1-36 戸町中学校	357
2333		新戸町(18) 長崎－（急）－3258-2		○	○			
2334		新戸町(19) 長崎－（急）－3259		○	○			
2335		新戸町(20) 長崎－（急）－3259-2		○	○			
2336		新戸町(21) 長崎－（急）－3264		○	○			
2338		新戸町(23) 長崎－（急）－3265	平成23年 3月29日 第391号	○	○			
2339		新戸町(24) 長崎－（急）－3265-2		○	○			
2340		新戸町(12) 長崎－（急）－3266		○	○			
2341		新戸町(25) 長崎－（急）－3266-2		○	○			
2342		新戸町(26) 長崎－（急）－3266-3		○	○			
2343		新戸町(12) 長崎－（急）－3266-4		○	○		長崎市新戸町 2丁目7番30号 新戸町公民館	72
2344		新戸町(27) 長崎－（急）－3267		○	○			
2345		新戸町(28) 長崎－（急）－3267-2		○	—			
2346		新戸町(29) 長崎－（急）－3270		○	○			
2347		新戸町(30) 長崎－（急）－3271		○	○			
2348		新戸町(31) 長崎－（急）－3271-2		○	○			
2349		新戸町(32) 長崎－（急）－3271-3		○	○			
2350		新戸町(33) 長崎－（急）－3271-4		○	○			
2351		蓑上川 長崎－（土）－3064		○	○			
2352		新戸町川(チ) 長崎－（土）－3069		○	○			
2353		新戸町川(リ) 長崎－（土）－3070		○	○			
2354		新戸町川(ヌ) 長崎－（土）－3071		○	○			
2355		新戸町川(ホ) 長崎－（土）－3065		○	○			
2356	大山地区 (大山町)	大山(3) 長崎－（急）－3268		○	○		長崎市大山町 566番地1 大山公民館	42
2357		大山(4) 長崎－（急）－3268-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2358	大山地区 （大山町）	大山(5) 長崎－（急）－3268-3	平成23年 3月29日 第391号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市大山町 566番地1 大山公民館	42
2359		大山(6) 長崎－（急）－3268-4		○	○			
2360		大山(7) 長崎－（急）－3268-5		○	○			
2361		大山(8) 長崎－（急）－3268-6		○	○			
2362		大山(9) 長崎－（急）－3268-7		○	○			
2363		大山(10) 長崎－（土）－3269		○	○			
2364		大山(11) 長崎－（急）－3269-2		○	○			
2365		大山(1) 長崎－（急）－3419		○	○			
2366		大山(1) 長崎－（急）－3419-2		○	○			
2367		大山(12) 長崎－（急）－3419-3		○	○			
2368		大山(2) 長崎－（急）－3420		○	○			
2369		大山(13) 長崎－（急）－3420-2		○	○			
2370		大山(14) 長崎－（急）－3421		○	○			
2371		大山(15) 長崎－（急）－3422		○	○			
2372		大山(16) 長崎－（急）－3423		○	○			
2373		大山(17) 長崎－（急）－3424		○	○			
2374		大山(18) 長崎－（急）－3426		○	○			
2375		大山(19) 長崎－（急）－3429		○	○			
2376		大山(20) 長崎－（急）－3430		○	○			
2377		大山(21) 長崎－（急）－3431		○	○			
2378		大山(22) 長崎－（急）－3431-2		○	○			
2379		大山(23) 長崎－（急）－3432		○	○			
2380		大山(24) 長崎－（急）－3434		○	○			
2381		大山(25) 長崎－（急）－3434-2		○	○			
2382		大山(26) 長崎－（急）－3434-3		○	○			
2383		大山(27) 長崎－（急）－3435		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2384	大山地区 (大山町)	大山川(ロ) 長崎－(土)－3073	平成23年 3月29日 第391号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市大山町 566番地1 大山公民館	42
2385		大山川(ハ) 長崎－(土)－3074		○	○			
2386		大山川(ニ) 長崎－(土)－3118		○	○			
2387		大山川(ホ) 長崎－(土)－3121		○	○			
2388		大山川(ヘ) 長崎－(土)－3122		○	○			
2389		大山川(ト) 長崎－(土)－3123		○	○			
2390		大山川(チ) 長崎－(土)－3124		○	○			
2391		大山川(イ) 長崎－(土)－3125		○	○			
2392	古道地区 (古道町)	古道(1) 長崎－(急)－3388	平成23年 5月27日 第571号	○	○		長崎市ダイヤランド 4丁目5番1号 南長崎小学校	387
2393		古道(3) 長崎－(急)－3388-2		○	○			
2394		古道(2) 長崎－(急)－3388-3		○	○			
2395		古道(2) 長崎－(急)－3388-5		○	○			
2396		古道(2) 長崎－(急)－3388-6		○	○			
2397		古道(4) 長崎－(急)－3388-7		○	○			
2398		古道(5) 長崎－(急)－3433		○	○			
2399	川平地区 (川平町)	川平(24) 長崎－(急)－556	平成23年 5月27日 第571号	○	○		長崎市川平町 108番地 旧川平小学校	324
2400		川平(25) 長崎－(急)－556-2		○	○			
2401		川平(26) 長崎－(急)－558		○	○			
2402		川平(12) 長崎－(急)－559		○	○			
2403		川平(27) 長崎－(急)－560		○	○			
2404		川平(28) 長崎－(急)－560-2		○	○			
2405		川平(13) 長崎－(急)－561		○	○			
2406		川平(29) 長崎－(急)－562		○	○			
2407		川平中原 長崎－(急)－563		○	○			
2408		川平中原 長崎－(急)－565		○	○			
2409		川平(30) 長崎－(急)－566		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2410	川平地区 (川平町)	川平(31) 長崎－（急）－566-2	平成23年 5月27日 第571号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市川平町 108番地 旧川平小学校	324
2411		川平(11) 長崎－（急）－567		○	○			
2412		川平(10) 長崎－（急）－568		○	○			
2413		川平(23) 長崎－（急）－569		○	○			
2414		川平(23) 長崎－（急）－569-2		○	○			
2415		川平(32) 長崎－（急）－581		○	○			
2416		川平(34) 長崎－（急）－582-3		○	○			
2417		川平(35) 長崎－（急）－582-4		○	○			
2418		川平(36) 長崎－（急）－583		○	○			
2419		川平(7) 長崎－（急）－584		○	○			
2420		川平(8) 長崎－（急）－585		○	○			
2421		川平(37) 長崎－（急）－586		○	○			
2422		川平(38) 長崎－（急）－587		○	○			
2423		川平(9) 長崎－（急）－588		○	○			
2424		川平(17) 長崎－（急）－920		○	○			
2425		川平(17) 長崎－（急）－947		○	○			
2426		川平(17) 長崎－（急）－947-2		○	○			
2427		川平(40) 長崎－（急）－947-3		○	○			
2428		川平(17) 長崎－（急）－947-5		○	○			
2429		川平(1) 長崎－（急）－948		○	○			
2430		川平(2) 長崎－（急）－949		○	○			
2431		川平(42) 長崎－（急）－949-2		○	○			
2432		川平(43) 長崎－（急）－949-3		○	○			
2433		川平(44) 長崎－（急）－949-4		○	○			
2434		川平(4) 長崎－（急）－950		○	○			
2435		川平(45) 長崎－（急）－950-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2436	川平地区 (川平町)	川平(46) 長崎－（急）－952	平成23年 5月27日 第571号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市川平町 108番地 旧川平小学校	324
2437		川平(47) 長崎－（急）－953		○	○			
2438		川平(48) 長崎－（急）－966		○	○			
2439		川平(15) 長崎－（急）－967		○	○			
2440		川平(49) 長崎－（急）－967-2		○	○			
2441		川平(50) 長崎－（急）－967-3		○	○			
2442		川平(14) 長崎－（急）－968		○	○			
2443		川平(14) 長崎－（急）－968-2		○	○			
2444		川平(22) 長崎－（急）－969		○	○			
2445		川平(16) 長崎－（急）－969-2		○	○			
2446		川平(51) 長崎－（急）－970		○	○			
2447		川平(52) 長崎－（急）－970-2		○	○			
2448		川平(53) 長崎－（急）－971		○	○			
2449		川平(54) 長崎－（急）－972		○	○			
2450		川平(55) 長崎－（急）－973		○	○			
2451		川平(56) 長崎－（急）－979		○	○			
2452		川平(6) 長崎－（急）－980		○	○			
2453		川平(5) 長崎－（急）－981		○	○			
2454		川平(21) 長崎－（急）－983		○	—			
2455		川平(57) 長崎－（急）－984		○	○			
2456		川平(19) 長崎－（急）－985		○	○			
2457		川平(20) 長崎－（急）－986		○	○			
2458		川平(58) 長崎－（急）－986-2		○	○			
2459		川平(59) 長崎－（急）－988		○	○			
2460		三宝川(口) 長崎－（土）－56		○	○			
2461		赤水平川(イ) 長崎－（土）－57		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2462	川平地区 (川平町)	赤水平川(ロ) 長崎－(土)－58	平成23年 5月27日 第571号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市川平町 108番地 旧川平小学校	324
2463		三宝川(イ) 長崎－(土)－59		○	○			
2464		女之都川(イ) 長崎－(土)－60		○	○			
2465		千茶の木川(ロ) 長崎－(土)－61		○	○			
2466		千茶の木川(イ) 長崎－(土)－62		○	○			
2467		谷頭川(ロ) 長崎－(土)－63		○	○			
2468		谷頭川(イ) 長崎－(土)－64		○	○			
2469		女之都川(ロ) 長崎－(土)－130		○	○			
2470		川平川(イ) 長崎－(土)－134		○	○			
2471		伊良の迫川 長崎－(土)－135		○	○			
2472		筒水平川(ロ) 長崎－(土)－136		○	○			
2473		筒水平川(イ) 長崎－(土)－137		○	○			
2474	けやき台 地区 (けやき台 町)	けやき台(1) 長崎－(急)－916		○	○		長崎市大手 1丁目14番3号 西浦上小学校	296
2475		けやき台(2) 長崎－(急)－947-4		○	○			
2476	三ツ山地区 (三ツ山町)	三ツ山(3) 長崎－(急)－570	平成23年 5月27日 第571号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市三ツ山町 782番地1 犬継公民館	29
2477		三ツ山(4) 長崎－(急)－570-2		○	○			
2478		三ツ山(2) 長崎－(急)－571		○	○			
2479		三ツ山(5) 長崎－(急)－572		○	○			
2480		三ツ山(6) 長崎－(急)－573		○	○			
2481		三ツ山(7) 長崎－(急)－574		○	○			
2482		三ツ山(8) 長崎－(急)－575		○	○			
2483		三ツ山(9) 長崎－(急)－575-2		○	○			
2484		三ツ山(10) 長崎－(急)－576		○	○			
2485		三ツ山(11) 長崎－(急)－577		○	○			
2486		六枚板(5) 長崎－(急)－578		○	○			
2487		六枚板(6) 長崎－(急)－589		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2488	三ツ山地区 （三ツ山町）	六枚板(7) 長崎－（急）－590	平成23年 5月27日 第571号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市三ツ山町 782番地1 犬継公民館	29
2489		六枚板(8) 長崎－（急）－591		○	○			
2490		六枚板(9) 長崎－（急）－592		○	○			
2491		六枚板(10) 長崎－（急）－593		○	○			
2492		六枚板(11) 長崎－（急）－593-2		○	○			
2493		六枚板(12) 長崎－（急）－594		○	○			
2494		六枚板(13) 長崎－（急）－595		○	○			
2495		六枚板(14) 長崎－（急）－596		○	○			
2496		六枚板(1) 長崎－（急）－597		○	○			
2497		六枚板(4) 長崎－（急）－598		○	○			
2498		六枚板(3) 長崎－（急）－599		○	○			
2499		六枚板(15) 長崎－（急）－601		○	○			
2500		六枚板(16) 長崎－（急）－602		○	○			
2501		六枚板(2) 長崎－（急）－603		○	○			
2502		六枚板(2) 長崎－（急）－603-2		○	○			
2503		三ツ山(12) 長崎－（急）－605		○	○			
2504		三ツ山(13) 長崎－（急）－606		○	○			
2505		三ツ山(14) 長崎－（急）－607		○	○			
2506		三ツ山(15) 長崎－（急）－608		○	○			
2507		三ツ山(16) 長崎－（急）－617		○	○			
2508		三ツ山(17) 長崎－（急）－618		○	○			
2509		三ツ山(18) 長崎－（急）－618-2		○	○			
2510		三ツ山(19) 長崎－（急）－619		○	○			
2511		三ツ山(20) 長崎－（急）－619-2		○	○			
2512		三ツ山(21) 長崎－（急）－620		○	○			
2513		三ツ山(22) 長崎－（急）－621		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2514	三ツ山地区 (三ツ山町)	三ツ山(23) 長崎一（急）－621-2	平成23年 5月27日 第571号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市三ツ山町 782番地1 犬継公民館	29
2515		三ツ山(24) 長崎一（急）－621-3		○	○			
2516		三ツ山(25) 長崎一（急）－622		○	○			
2517		三ツ山(26) 長崎一（急）－623		○	○			
2518		三ツ山(27) 長崎一（急）－623-2		○	○			
2519		三ツ山(28) 長崎一（急）－624		○	○			
2520		三ツ山(29) 長崎一（急）－624-2		○	○			
2521		三ツ山(30) 長崎一（急）－624-3		○	○			
2522		三ツ山(31) 長崎一（急）－625		○	○			
2523		三ツ山(32) 長崎一（急）－627		○	○			
2524		三ツ山(1) 長崎一（急）－628		○	○			
2525		三ツ山(33) 長崎一（急）－629		○	○			
2526		三ツ山(34) 長崎一（急）－630		○	○			
2527		三ツ山(35) 長崎一（急）－630-2		○	○			
2528		三ツ山(36) 長崎一（急）－630-3		○	○			
2529		三ツ山(37) 長崎一（急）－630-4		○	○			
2530		三ツ山(38) 長崎一（急）－632		○	○			
2531		三ツ山(39) 長崎一（急）－633		○	○			
2532		三ツ山(40) 長崎一（急）－634		○	○			
2533		三ツ山(41) 長崎一（急）－635		○	○			
2534		三ツ山(42) 長崎一（急）－635-2		○	○			
2535		三ツ山(43) 長崎一（急）－636		○	○			
2536		三ツ山(44) 長崎一（急）－636-2		○	○			
2537		三ツ山(45) 長崎一（急）－637		○	○			
2538		三ツ山(46) 長崎一（急）－638		○	○			
2539		三ツ山(47) 長崎一（急）－639		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2540	三ツ山地区 （三ツ山町）	三ツ山(48) 長崎－（急）－639-2	平成23年 5月27日 第571号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市三ツ山町 782番地1 犬継公民館	29
2541		三ツ山(49) 長崎－（急）－640		○	○			
2542		三ツ山(50) 長崎－（急）－641		○	○			
2543		三ツ山(51) 長崎－（急）－642		○	○			
2544		六枚板(17) 長崎－（急）－975		○	○			
2545		六枚板(18) 長崎－（急）－976		○	○			
2546		六枚板(19) 長崎－（急）－977		○	○			
2547		三ツ山(52) 長崎－（急）－1016		○	○			
2548		三ツ山(53) 長崎－（急）－1016-2		○	○			
2549		三ツ山(54) 長崎－（急）－1017		○	○			
2550		三ツ山(55) 長崎－（急）－1019		○	○			
2551		三ツ山(56) 長崎－（急）－1020		○	○			
2552		六枚板川(ホ) 長崎－（土）－65		○	○			
2553		六枚板川(ロ) 長崎－（土）－66		○	○			
2554		六枚板川(ハ) 長崎－（土）－67		○	○			
2555		六枚板川(ニ) 長崎－（土）－68		○	○			
2556		三ツ山川 長崎－（土）－69		○	○			
2557		犬継川(ロ) 長崎－（土）－72		○	○			
2558		帆場川 長崎－（土）－74		○	○			
2559		流合川 長崎－（土）－75		○	○			
2560		六枚板川(ニ) 長崎－（土）－132		○	○			
2561		六枚板川(イ) 長崎－（土）－133		○	—			
2562	畦別当地区 （畦別当町）	畦別当(4) 長崎－（急）－374		○	○		長崎市畦別当町 300番地 畦別当町立公民館	34
2563		畦別当(5) 長崎－（急）－375		○	○			
2564		畦別当(24) 長崎－（急）－375-2		○	○			
2565		畦別当(6) 長崎－（急）－376		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2566	畦別当地区 （畦別当町）	畦別当(3) 長崎一（急）－377	平成23年 5月27日 第571号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市畦別当町 300番地 畦別当町立公民館	34
2567		畦別当(7) 長崎一（急）－379		○	○			
2568		畦別当 長崎一（急）－380		○	○			
2569		畦別当 長崎一（急）－380-2		○	○			
2570		畦別当(8) 長崎一（急）－381		○	○			
2571		畦別当(9) 長崎一（急）－382		○	○			
2572		畦別当(10) 長崎一（急）－383		○	○			
2573		畦別当(25) 長崎一（急）－383-2		○	—			
2574		畦別当(11) 長崎一（急）－384		○	○			
2575		畦別当(2) 長崎一（急）－385		○	○			
2576		畦別当(12) 長崎一（急）－609		○	○			
2577		畦別当(13) 長崎一（急）－609-2		○	○			
2578		畦別当(14) 長崎一（急）－610		○	○			
2579		畦別当(15) 長崎一（急）－611		○	○			
2580		畦別当(16) 長崎一（急）－612		○	○			
2581		畦別当(17) 長崎一（急）－613		○	○			
2582		畦別当(18) 長崎一（急）－614		○	○			
2583		畦別当(19) 長崎一（急）－615		○	○			
2584		畦別当(20) 長崎一（急）－615-2		○	○			
2585		畦別当(21) 長崎一（急）－616		○	○			
2586		畦別当(22) 長崎一（急）－616-2		○	○			
2587		畦別当(23) 長崎一（急）－616-3		○	○			
2588		畦別当川(イ) 長崎一（土）－70		○	○			
2589		畦別当川(ヘ) 長崎一（土）－70-2		○	○			
2590		畦別当川(ト) 長崎一（土）－70-3		○	—			
2591		畦別当川(ホ) 長崎一（土）－70-4		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
2592	畦別当地区 (畦別当町)	畦別当川(口) 長崎－(土)－71	平成23年 5月27日 第571号	○	○		長崎市畦別当町 300番地 畦別当町立公民館	34
2593		畦別当川(ニ) 長崎－(土)－71-2		○	○			
2594		畦別当川(ハ) 長崎－(土)－71-3		○	○			
2595		畦別当川(チ) 長崎－(土)－71-4		○	○			
2596	東山手地区	梅ヶ崎 長崎－(急)－2240	平成24年 6月22日 第622号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市東山手町 5番3号 海星高等学校	780
2597		梅ヶ崎 長崎－(急)－2241		○	—			
2598		東山手 長崎－(急)－2243		○	○			
2599	小曽根地区	小曽根 長崎－(急)－2245		○	○		長崎市東山町 5番1号 大浦保育園	69
2600	元町地区	元町(2) 長崎－(急)－2246		○	—			
2601		元町(3) 長崎－(急)－2247-2		○	○			
2602	中小島 2丁目地区	中小島2丁目(2) 長崎－(急)－2248		○	○		長崎市大浦町 5番26号 梅香崎中学校	557
2603	大浦東地区	大浦東 長崎－(急)－2249		○	—			
2604	上小島 1丁目地区	上小島1丁目 長崎－(急)－2255		○	○		長崎市下町 1番13号 大浦地区ふれあい センター	77
2605	中小島 2丁目地区	中小島2丁目 長崎－(急)－2256		○	○			
2606	上小島 2丁目地区	上小島2丁目(2) 長崎－(急)－2257		○	○		長崎市浪の平町 7番19号 南公民館	117
2607		上小島2丁目(3) 長崎－(急)－2258		○	○			
2608	高丘 2丁目地区	高丘2丁目(2) 長崎－(急)－2259		○	○		長崎市上田町 13番1号 大浦小学校	420
2609	上小島 3丁目地区	上小島3丁目 長崎－(急)－2260		○	○			
2610	上小島 2丁目地区	上小島2丁目 長崎－(急)－2268		○	○		長崎市高丘2丁目 6番1号 大浦中学校	394
2611		上小島2丁目(4) 長崎－(急)－2268-2		○	○			
2612	東琴平 1丁目地区	東琴平 長崎－(急)－3065		○	—		長崎市愛宕3丁目 10-2 小島地区ふれあい センター	148
2613		東琴平1丁目(2) 長崎－(急)－3066		○	○			
2614	西琴平地区	西琴平 長崎－(急)－3067		○	○			
2615	東琴平 2丁目地区	東琴平2丁目 長崎－(急)－3068		○	○			
2616	出雲2丁目地 区	出雲2丁目 長崎－(急)－3068-2		○	○			
2617	上田地区	上田 長崎－(急)－3069		○	—			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2618	出雲 2丁目地区	出雲2丁目(2) 長崎－（急）－3070	平成24年 6月22日 第622号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市上田町 13番1号 大浦小学校	420
2619	出雲 1丁目地区	出雲1丁目 長崎－（急）－3071		○	○			
2620	川上地区	川上(1) 長崎－（急）－3072		○	○			
2621		川上(2) 長崎－（急）－3073		○	○			
2622		川上(2) 長崎－（急）－3073-2		○	○			
2623		川上(4) 長崎－（急）－3074		○	○			
2624	高丘 2丁目地区	高丘2丁目 長崎－（急）－3076		○	○			
2625	川上地区	川上(3) 長崎－（急）－3077		○	○			
2626		川上(3) 長崎－（急）－3077-2		○	○			
2627	椎の木地区	椎ノ木(2) 長崎－（急）－3078		○	○			
2628		椎ノ木(4) 長崎－（急）－3078-2		○	○			
2629	出雲1丁目 地区	出雲1丁目(2) 長崎－（急）－3085		○	○			
2630		出雲1丁目(3) 長崎－（急）－3085-2		○	○			
2631	出雲3丁目 地区	出雲3丁目(2) 長崎－（急）－3087		○	○			
2632		出雲3丁目(4) 長崎－（急）－3088		○	○			
2633	川上地区	川上(5) 長崎－（急）－3089		○	○			
2634		川上(6) 長崎－（急）－3089-2		○	○			
2635	椎の木地区	椎ノ木(1) 長崎－（急）－3090		○	○			
2636		星取(1) 長崎－（急）－3091		○	○			
2637		星取(2) 長崎－（急）－3091-2		○	○			
2638	星取1丁目地 区	星取(5) 長崎－（急）－3092		○	○		長崎市星取1丁目 9番4号 星取町公民館	23
2639		星取(4) 長崎－（急）－3093		○	○			
2640	上戸町地区	上戸町 長崎－（急）－3110		○	○		長崎市上田町 13番1号 大浦小学校	420
2641	出雲3丁目 地区	出雲3丁目(5) 長崎－（急）－3111		○	○			
2642		出雲3丁目(6) 長崎－（急）－3111-2		○	○			
2643	日の出地区	日の出 長崎－（急）－3115		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2644	日の出地区	日の出(2) 長崎－（急）－3115-2	平成24年 6月22日 第622号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市上田町 13番1号 大浦小学校	420
2645	星取1丁目地区	星取(6) 長崎－（急）－3116		○	○		長崎市星取1丁目 9番4号 星取町公民館	23
2646		星取(8) 長崎－（急）－3117		○	○			
2647	東琴平 1丁目地区	東琴平1丁目(1) 長崎－（急）－3118		○	○		長崎市浪の平町 7番19号 南公民館	117
2648		東琴平1丁目(1) 長崎－（急）－3118-2		○	○			
2649	古河地区	古河 長崎－（急）－3118-3		○	—		長崎市星取1丁目 9番4号 星取町公民館 長崎市田上2丁目 16番54号 田上町公民館	23 54
2650	椎の木地区	椎ノ木(5) 長崎－（急）－3119		○	○			
2651	星取2丁目地区	星取(9) 長崎－（急）－3120		○	○			
2652		星取(10) 長崎－（急）－3120-2		○	○			
2653	八景地区	八景 長崎－（急）－3127		○	○			
2654	星取1丁目地区	星取(3) 長崎－（急）－3128		○	○			
2655	田上2丁目地区	田上2丁目 長崎－（急）－3129-2		○	○			
2656	田上1丁目地区	田上(3) 長崎－（急）－3130		○	○			
2657	田上3丁目地区	田上(5) 長崎－（急）－3131		○	○			
2658	田上1丁目地区	田上(6) 長崎－（急）－3135		○	○			
2659	田上4丁目地区	田上4丁目 長崎－（急）－3137		○	○			
2660	星取2丁目地区	星取(11) 長崎－（急）－3138		○	○			
2661	星取2丁目地区	星取(12) 長崎－（急）－3138-2		○	○			
2662		星取(13) 長崎－（急）－3139		○	○			
2663	田上3丁目地区	田上(4) 長崎－（急）－3141		○	○			
2664		田上(4) 長崎－（急）－3142		○	○			
2665		田上(4) 長崎－（急）－3142-2		○	○			
2666		田上(4) 長崎－（急）－3142-3		○	○			
2667	田上1丁目地区	田上(4) 長崎－（急）－3142-4		○	○			
2668		田上(2) 長崎－（急）－3143		○	○			
2669		田上(1) 長崎－（急）－3144		○	○			

番 号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2670	茂木地区	茂木(107) 長崎－（急）－3144-2	平成24年 6月22日 第622号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市星取1丁目 9番4号 星取町公民館 長崎市田上2丁目 16番54号 田上町公民館	23 54
2671		茂木(108) 長崎－（急）－3144-3		○	○			
2672	田上3丁目地 区	田上(7) 長崎－（急）－3146		○	○			
2673	田上1丁目地 区	田上(8) 長崎－（急）－3147		○	○			
2674	田上3丁目地 区	田上(10) 長崎－（急）－3148		○	○			
2675	南が丘地区	南ヶ丘 長崎－（急）－3156		○	○			
2676	田上1丁目地 区	田上(11) 長崎－（急）－3159		○	○			
2677	星取2丁目 地区	星取(15) 長崎－（急）－3310		○	○			
2678		星取(16) 長崎－（急）－3310-2		○	○			
2679		星取(17) 長崎－（急）－3311		○	○			
2680	田上3丁目 地区	田上川(1) 長崎－（土）－3021		○	○			
2681		田上川(2) 長崎－（土）－3022		○	○			
2682		田上川(3) 長崎－（土）－3022-2		○	○			
2683	中川2丁目 地区	中川2丁目 長崎－（急）－2025	平成24年 6月26日 第634号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市伊良林1丁目 10番1号 伊良林小学校 長崎市伊良林2丁目 13番4号 瓊浦高等学校	360 1097
2684	新中川地区	伊良林2丁目 長崎－（急）－2027		○	○			
2685		伊良林2丁目 長崎－（急）－2027-2		○	○			
2686	伊良林 2丁目地区	伊良林2丁目(2) 長崎－（急）－2028		○	○			
2687		伊良林2丁目(3) 長崎－（急）－2029		○	○			
2688	伊良林 3丁目地区	伊良林3丁目 長崎－（急）－2030		○	○			
2689		伊良林3丁目(2) 長崎－（急）－2032		○	○			
2690	矢の平 2丁目地区	矢の平 長崎－（急）－2034		○	○			
2691		矢の平 長崎－（急）－2034-2		○	—			
2692		矢の平2丁目(3) 長崎－（急）－2035		○	○			
2693		矢の平2丁目(1) 長崎－（急）－2036		○	○			
2694		矢の平2丁目(2) 長崎－（急）－2037		○	○			
2695		矢の平2丁目(4) 長崎－（急）－2038		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
2696	矢の平 2丁目地区	矢の平2丁目(2) 長崎－（急）－2039	平成24年 6月26日 第634号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市伊良林1丁目 10番1号 伊良林小学校	360
2697		矢の平2丁目(2) 長崎－（急）－2040		○	○			
2698	矢の平 3丁目地区	矢の平3丁目 長崎－（急）－2040-2		○	○		長崎市伊良林2丁目 13番4号 瓊浦高等学校	1097
2699	矢の平 2丁目地区	矢の平2丁目(2) 長崎－（急）－2041		○	○			
2700	矢の平 1丁目地区	矢の平1丁目(1) 長崎－（急）－2042		○	○			
2701		矢の平1丁目(4) 長崎－（急）－2043		○	○			
2702		矢の平1丁目(3) 長崎－（急）－2044		○	○			
2703	高平地区	高平 長崎－（急）－2252		○	○		長崎市愛宕1丁目 4番16号 小島小学校	304
2704		高平(2) 長崎－（急）－2253		○	○			
2705		高平(3) 長崎－（急）－2253-2		○	○			
2706	鍛冶屋地区	鍛冶屋 長崎－（急）－2253-3		○	○			
2707	矢の平 4丁目地区	矢の平4丁目(3) 長崎－（急）－2261		○	○		長崎市矢の平4丁目 6番7号 矢の平四丁目 公民館	27
2708		矢の平4丁目(4) 長崎－（急）－2262		○	○			
2709	愛宕1丁目 地区	愛宕1丁目 長崎－（急）－2264		○	○		長崎市愛宕1丁目 4番16号 小島小学校	304
2710		愛宕1丁目(2) 長崎－（急）－2265		○	○			
2711	愛宕2丁目地 区	愛宕2丁目 長崎－（急）－2266		○	○			
2712		愛宕2丁目(2) 長崎－（急）－2267		○	—			
2713	愛宕4丁目地 区	愛宕4丁目(3) 長崎－（急）－2270		○	○		長崎市白木町 17番1号 愛宕小学校	320
2714	八つ尾地区	八つ尾(5) 長崎－（急）－2270-2		○	—			
2715	愛宕4丁目地 区	愛宕4丁目(5) 長崎－（急）－2270-3		○	○			
2716	八つ尾地区	八つ尾(4) 長崎－（急）－2271		○	○			
2717		八ツ尾(6) 長崎－（急）－2272		○	○			
2718		八ツ尾(7) 長崎－（急）－2273		○	○			
2719	愛宕4丁目 地区	愛宕4丁目(4) 長崎－（急）－2274		○	○			
2720		愛宕4丁目(2) 長崎－（急）－2275		○	○			
2721	八つ尾地区	八ツ尾(8) 長崎－（急）－2276		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2722	八つ尾地区	八ツ尾(2) 長崎－（急）－2277	平成24年 6月26日 第634号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市白木町 17番1号 愛宕小学校	320
2723	愛宕4丁目地区	愛宕4丁目(1) 長崎－（急）－2278		○	○			
2724	弥生地区	弥生(3) 長崎－（急）－2278-2		○	○		長崎市矢の平4丁目 6番7号 矢の平四丁目 公民館	27
2725	矢の平 3丁目地区	矢の平3丁目(2) 長崎－（急）－2279		○	○			
2726		矢の平3丁目(3) 長崎－（急）－2279-2		○	○		長崎市田手原町 475-2 田手原公民館	40
2727	田手原地区	田手原 長崎－（急）－2280		○	○			
2728		田手原 長崎－（急）－2280-2		○	○			
2729		田手原 長崎－（急）－2280-3		○	○			
2730		田手原(2) 長崎－（急）－2280-4		○	○			
2731	矢の平 4丁目地区	矢の平4丁目(1) 長崎－（急）－2281		○	○		長崎市矢の平4丁目 6番7号 矢の平四丁目 公民館	27
2732		矢の平4丁目(5) 長崎－（急）－2281-2		○	○			
2733	白木地区	白木(4) 長崎－（急）－2282		○	○		長崎市白木町 17番1号 愛宕小学校	320
2734		白木(3) 長崎－（急）－2283		○	○			
2735	田手原地区	田手原(3) 長崎－（急）－2284		○	○		長崎市田手原町 475-2 田手原公民館	40
2736		田手原(4) 長崎－（急）－2285		○	○			
2737	白木地区	白木(2) 長崎－（急）－2286		○	○		長崎市白木町 17番1号 愛宕小学校	320
2738		白木(1) 長崎－（急）－2287		○	○			
2739		白木(1) 長崎－（急）－2287-2		○	○			
2740		白木(1) 長崎－（急）－2287-3		○	○			
2741	八つ尾地区	八ツ尾(9) 長崎－（急）－2289		○	○		長崎市田手原町 475-2 田手原公民館	40
2742		八ツ尾(3) 長崎－（急）－2290		○	○			
2743	早坂地区	早坂(4) 長崎－（急）－2291		○	○			
2744	田手原地区	田手原(5) 長崎－（急）－2294		○	○			
2745		田手原(6) 長崎－（急）－2295		○	○			
2746		田手原(7) 長崎－（急）－2296		○	○			
2747		田手原(8) 長崎－（急）－2296-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2748	田手原地区	田手原(9) 長崎－（急）－2297	平成24年 6月26日 第634号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市田手原町 475-2 田手原公民館	40
2749		田手原(10) 長崎－（急）－2298		○	○			
2750		田手原(11) 長崎－（急）－2298-2		○	○			
2751		田手原(12) 長崎－（急）－2299		○	○			
2752		田手原(13) 長崎－（急）－2300		○	○			
2753		田手原(14) 長崎－（急）－2301		○	○			
2754		田手原(15) 長崎－（急）－2302		○	○			
2755		田手原(16) 長崎－（急）－2303		○	○			
2756		田手原(17) 長崎－（急）－2303-2		○	○			
2757		田手原(18) 長崎－（急）－2304		○	○			
2758		田手原(19) 長崎－（急）－2305		○	○			
2759		田手原(20) 長崎－（急）－2306		○	○			
2760		田手原(21) 長崎－（急）－2309		○	○			
2761		田手原(22) 長崎－（急）－2310		○	—			
2762		田手原(23) 長崎－（急）－2310-2		○	○			
2763		田手原(24) 長崎－（急）－2311		○	○			
2764	弥生地区	弥生(1) 長崎－（急）－3121		○	○		長崎市白木町 17番1号 愛宕小学校	320
2765		弥生(2) 長崎－（急）－3122		○	○			
2766	早坂地区	早坂(5) 長崎－（急）－3124		○	○			
2767		早坂(3) 長崎－（急）－3125		○	○			
2768		早坂(2) 長崎－（急）－3126		○	○			
2769	三景台地区	三景台(2) 長崎－（急）－3132		○	○			
2770	早坂地区	早坂(6) 長崎－（急）－3134		○	○			
2771		早坂(7) 長崎－（急）－3154		○	○			
2772		早坂(8) 長崎－（急）－3154-2		○	○			
2773	桜木地区	桜木 長崎－（急）－3158		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2774	桜木地区	桜木(2) 長崎－（急）－3158-2	平成24年 6月26日 第634号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市白木町 17番1号 愛宕小学校	320
2775		桜木 長崎－（急）－3158-3		○	○			
2776	早坂地区	早坂(9) 長崎－（急）－3160		○	○			
2777		早坂(10) 長崎－（急）－3161		○	○			
2778		早坂(11) 長崎－（急）－3162		○	○			
2779		早坂(12) 長崎－（急）－3162-2		○	○			
2780		早坂(13) 長崎－（急）－3163		○	○			
2781		早坂(14) 長崎－（急）－3173		○	○			
2782		早坂(15) 長崎－（急）－3173-2		○	○			
2783		早坂(16) 長崎－（急）－3173-3		○	○			
2784	矢の平 1丁目地区	矢の平川 長崎－（土）－498		○	○		長崎市矢の平4丁目 6番7号 矢の平4丁目 公民館	27
2785	矢の平 4丁目地区	矢の平川（口） 長崎－（土）－499		○	○		長崎市田手原町 475-2 田手原公民館	40
2786	田手原地区	田手原川 長崎－（土）－500		○	○		長崎市白木町 17番1号 愛宕小学校	320
2787	早坂地区	上木場川（ハ） 長崎－（土）－3017		○	○			
2788		上木場川（イ） 長崎－（土）－3018		○	○			
2789		上木場川（ホ） 長崎－（土）－3019		○	○			
2790		上木場川（ヘ） 長崎－（土）－3019-2		○	○			
2791		上木場川（ト） 長崎－（土）－3024		○	○			
2792		上木場川（チ） 長崎－（土）－3024-2		○	○			
2793		早坂川 長崎－（土）－3026		○	○			
2794		早坂川（口） 長崎－（土）－3027		○	○			
2795		大迫川 長崎－（土）－3028		○	○			
2796		大迫川（口） 長崎－（土）－3029		○	○			
2797	早坂地区	上木場川（ニ） 長崎－（土）－3030		○	○			
2798		上木場川（ロ） 長崎－（土）－3031		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2799	多以良地区	多以良(3) 長崎－（急）－206	平成24年 7月6日 第664号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市多以良町 389 多以良町公民館	48
2800		多以良(5) 長崎－（急）－206-2		○	○			
2801		多以良(8) 長崎－（急）－301		○	○			
2802		多以良 長崎－（急）－303		○	○			
2803		多以良(9) 長崎－（急）－304		○	○			
2804		多以良(10) 長崎－（急）－304-2		○	○			
2805		多以良(11) 長崎－（急）－304-3		○	○			
2806		多以良(12) 長崎－（急）－305		○	○			
2807		多以良(13) 長崎－（急）－306		○	○			
2808		多以良(14) 長崎－（急）－307		○	○			
2809		多以良(15) 長崎－（急）－308		○	○			
2810		多以良(16) 長崎－（急）－309		○	○			
2811		多以良(17) 長崎－（急）－309-2		○	○			
2812		多以良(19) 長崎－（急）－310		○	○			
2813		多以良(20) 長崎－（急）－310-2		○	○			
2814		多以良(21) 長崎－（急）－311		○	○			
2815		多以良(22) 長崎－（急）－311-2		○	○			
2816		多以良 長崎－（急）－312		○	○			
2817		多以良 長崎－（急）－312-2		○	○			
2818		多以良 長崎－（急）－312-3		○	○			
2819		多以良 長崎－（急）－312-4		○	○			
2820		多以良 長崎－（急）－312-5		○	○			
2821		多以良 長崎－（急）－312-6		○	○			
2822		多以良 長崎－（急）－312-7		○	○			
2823		多以良 長崎－（急）－312-8		○	○			
2824		多以良 長崎－（急）－312-9		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2825	多以良地区	多以良(23) 長崎一（急）－313	平成24年 7月6日 第664号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市多以良町 389 多以良町公民館	48
2826		多以良(6) 長崎一（急）－314		○	○			
2827		多以良(24) 長崎一（急）－315		○	○			
2828		多以良(25) 長崎一（急）－316		○	○			
2829		多以良(26) 長崎一（急）－316-2		○	○			
2830		多以良(27) 長崎一（急）－316-3		○	○			
2831		多以良(28) 長崎一（急）－317		○	○			
2832		多以良(29) 長崎一（急）－317-2		○	○			
2833		多以良(30) 長崎一（急）－317-3		○	○			
2834		多以良(31) 長崎一（急）－318		○	○			
2835		多以良(62) 長崎一（急）－318-3		○	○			
2836		多以良(4) 長崎一（急）－319		○	○			
2837		多以良(4) 長崎一（急）－319-2		○	○			
2838		多以良(33) 長崎一（急）－320		○	○			
2839		多以良(34) 長崎一（急）－321		○	○			
2840		多以良(35) 長崎一（急）－322		○	○			
2841		多以良(36) 長崎一（急）－323		○	○			
2842		田子ノ浦(3) 長崎一（急）－324		○	○			
2843		田子ノ浦(4) 長崎一（急）－324-2		○	○			
2844		田子ノ浦(5) 長崎一（急）－325		○	○			
2845		田子ノ浦(6) 長崎一（急）－325-2		○	○			
2846		田子ノ浦(7) 長崎一（急）－325-3		○	○			
2847		田子ノ浦(8) 長崎一（急）－325-4		○	○			
2848		田子ノ浦(9) 長崎一（急）－326		○	○			
2849		田子ノ浦(2) 長崎一（急）－327		○	○			
2850		田子ノ浦(2) 長崎一（急）－327-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2851	多以良地区	多以良(37) 長崎－（急）－328	平成24年 7月6日 第664号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市多以良町 389 多以良町公民館	48
2852		多以良(38) 長崎－（急）－330		○	○			
2853		多以良(40) 長崎－（急）－332		○	○			
2854		多以良(41) 長崎－（急）－333		○	○			
2855		多以良(42) 長崎－（急）－334		○	○			
2856		多以良(43) 長崎－（急）－334-2		○	○			
2857		田子ノ浦(1) 長崎－（急）－335		○	○			
2858		田子ノ浦(10) 長崎－（急）－336		○	○			
2859		田子ノ浦(11) 長崎－（急）－336-2		○	○			
2860		多以良(7) 長崎－（急）－337		○	○			
2861		沖平 長崎－（急）－338		○	○			
2862		沖平(2) 長崎－（急）－339		○	○			
2863		古里(2) 長崎－（急）－340		○	○			
2864		多以良(2) 長崎－（急）－341		○	○			
2865		古里 長崎－（急）－342		○	○			
2866		古里 長崎－（急）－342-2		○	○			
2867		多以良(63) 長崎－（急）－344		○	○			
2868		多以良(64) 長崎－（急）－345		○	○			
2869		古里(3) 長崎－（急）－417		○	○			
2870		多以良(45) 長崎－（急）－418		○	○			
2871		多以良(46) 長崎－（急）－418-2		○	○			
2872		多以良(47) 長崎－（急）－418-3		○	○			
2873		多以良(48) 長崎－（急）－419		○	○			
2874		多以良(49) 長崎－（急）－420		○	○			
2875		多以良(50) 長崎－（急）－421		○	○			
2876		多以良(51) 長崎－（急）－422		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2877	多以良地区	多以良(53) 長崎－（急）－423-2	平成24年 7月6日 第664号	○	○		長崎市多以良町 389 多以良町公民館	48
2878		多以良(55) 長崎－（急）－426		○	○			
2879		多以良(56) 長崎－（急）－427		○	○			
2880		多以良(57) 長崎－（急）－427-2		○	○			
2881		多以良(58) 長崎－（急）－428		○	○			
2882		多以良(59) 長崎－（急）－429		○	○			
2883		多以良(60) 長崎－（急）－430		○	○			
2884		多以良(61) 長崎－（急）－430-2		○	○			
2885	見崎地区	見崎(3) 長崎－（急）－432		○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市式見町 678 式見小学校	309
2886		見崎(5) 長崎－（急）－432-3		○	○			
2887		見崎(6) 長崎－（急）－433		○	○			
2888		見崎(8) 長崎－（急）－434-2		○	○			
2889		見崎(9) 長崎－（急）－435		○	○		長崎市四杖町 1245 旧式見中学校	264
2890		見崎(10) 長崎－（急）－435-2		○	○			
2891		見崎(11) 長崎－（急）－436		○	○			
2892		見崎(12) 長崎－（急）－437		○	○			
2893	相川地区	見崎(13) 長崎－（急）－438		○	○		長崎市式見町 357 式見地区 ふれあいセンター	100
2894		相川(11) 長崎－（急）－439		○	○			
2895	園田地区	相川(12) 長崎－（急）－441		○	○		長崎市園田町 458 消防団26分団3部	21
2896		園田(2) 長崎－（急）－455		○	○			
2897		園田(3) 長崎－（急）－455-2		○	○			
2898		園田(4) 長崎－（急）－455-3		○	—			
2899		園田(5) 長崎－（急）－455-4		○	○			
2900		園田(6) 長崎－（急）－455-5		○	○			
2901		園田(7) 長崎－（急）－456		○	○			
2902		園田(8) 長崎－（急）－456-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2903	園田地区	園田（9） 長崎－（急）－457	平成24年 7月6日 第664号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市式見町 678 式見小学校	309
2904		園田（10） 長崎－（急）－458		○	○			
2905	相川地区	相川（14） 長崎－（急）－786		○	○			264
2906	見崎地区	見崎（14） 長崎－（急）－787		○	○			
2907		見崎（15） 長崎－（急）－787-2		○	○			
2908		見崎（16） 長崎－（急）－788		○	○			100
2909	四杖地区	四杖（1） 長崎－（急）－789		○	—			
2910	見崎地区	見崎 長崎－（急）－790		○	○		長崎市式見町 357 式見地区 ふれあいセンター	21
2911		見崎 長崎－（急）－790-2		○	—			
2912	相川地区	相川（7） 長崎－（急）－791		○	○		長崎市園田町 458 消防団26分団3部	309
2913		相川（7） 長崎－（急）－791-2		○	○			
2914		相川（7） 長崎－（急）－791-3		○	○			264
2915		相川（6） 長崎－（急）－792		○	○			
2916		相川（6） 長崎－（急）－792-2		○	○			100
2917		相川（9） 長崎－（急）－793		○	○			
2918		相川（6） 長崎－（急）－795		○	○			21
2919		相川（6） 長崎－（急）－795-2		○	○			
2920	四杖地区	四杖（3） 長崎－（急）－796		○	○			309
2921	牧野地区	牧野（1） 長崎－（急）－797		○	○			
2922	四杖地区	四杖（4） 長崎－（急）－798		○	○			264
2923	牧野地区	牧野（2） 長崎－（急）－800		○	○			
2924	相川地区	相川（5） 長崎－（急）－802		○	○			100
2925		相川（5） 長崎－（急）－802-2		○	○			
2926		相川（4） 長崎－（急）－803		○	○			21
2927		相川（8） 長崎－（急）－804		○	○			
2928		相川（8） 長崎－（急）－804-2		○	—			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2929	相川地区	相川(3) 長崎－（急）－805	平成24年 7月6日 第664号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市式見町 678 式見小学校	309
2930		相川(3) 長崎－（急）－805-2		○	○			
2931		相川(3) 長崎－（急）－805-3		○	○			
2932		相川(1) 長崎－（急）－807		○	○			
2933	式見地区	相川(1) 長崎－（急）－807-2		○	○			264
2934		相川(1) 長崎－（急）－807-3		○	○			
2935	向地区	向(10) 長崎－（急）－809		○	○			100
2936	式見地区	式見(1) 長崎－（急）－810		○	○			
2937	向地区	向(11) 長崎－（急）－811		○	○			
2938		向(12) 長崎－（急）－811-2		○	○			
2939		向(13) 長崎－（急）－812		○	○			
2940	式見地区	式見(3) 長崎－（急）－813		○	○		長崎市式見町 357 式見地区 ふれあいセンター	21
2941		式見(2) 長崎－（急）－813-2		○	—			
2942	向地区	向(8) 長崎－（急）－814		○	○			
2943		向(8) 長崎－（急）－814-2		○	○			
2944		向(7) 長崎－（急）－815		○	○			
2945	牧野地区	牧野(3) 長崎－（急）－816		○	○		長崎市園田町 458 消防団26分団3部	
2946		牧野(4) 長崎－（急）－816-2		○	○			
2947		牧野(5) 長崎－（急）－817		○	○			
2948	園田地区	園田(11) 長崎－（急）－819		○	○			
2949		園田(12) 長崎－（急）－820		○	○			
2950		園田 長崎－（急）－821		○	○			
2951	牧野地区	牧野(7) 長崎－（急）－828-2		○	○			
2952	園田地区	園田(13) 長崎－（急）－831		○	○			
2953		園田(14) 長崎－（急）－831-2		○	○			
2954		園田(15) 長崎－（急）－832		○	○			
2955		園田(16) 長崎－（急）－833		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
2956	向地区	向(1) 長崎－（急）－1184		○	○		長崎市式見町 678 式見小学校	309
2957		向(1) 長崎－（急）－1184-3		○	○			
2958		向(2) 長崎－（急）－1185		○	○		長崎市四杖町 1245 旧式見中学校	264
2959		向(2) 長崎－（急）－1185-2		○	○			
2960		向(3) 長崎－（急）－1186		○	○		長崎市式見町 357 式見地区 ふれあいセンター	100
2961		向(6) 長崎－（急）－1187		○	○			
2962		向(6) 長崎－（急）－1187-2		○	○			
2963		向(4) 長崎－（急）－1188		○	○		長崎市園田町 458 消防団26分団3部	21
2964		向(5) 長崎－（急）－1189		○	○			
2965		向(5) 長崎－（急）－1189-2		○	○			
2966	多以良地区	多以良川(ハ) 長崎－（土）－21	平成24年 7月6日 第664号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市多以良町 389 多以良町公民館	48
2967		多以良川(チ) 長崎－（土）－22		○	○			
2968		多以良川(ニ) 長崎－（土）－23		○	○			
2969		多以良川(イ) 長崎－（土）－24		○	○			
2970		多以良川(ホ) 長崎－（土）－24-2		○	○			
2971		田子ノ浦川 長崎－（土）－26	令和4年9月9日 第593号	○	—			
2972	相川地区	相川川(イ) 長崎－（土）－101	平成24年 7月6日 第664号	○	○		長崎市式見町 678 式見小学校	309
2973	見崎地区	相川川(ニ) 長崎－（土）－101-2		○	○			
2974	牧野地区	向川(ヌ) 長崎－（土）－102		○	○		長崎市四杖町 1245 旧式見中学校	264
2975		向川(リ) 長崎－（土）－102-2		○	○			
2976	相川地区	相川川(ハ) 長崎－（土）－103		○	○		長崎市式見町 357 式見地区 ふれあいセンター	100
2977	向地区	向川(ト) 長崎－（土）－208		○	○			
2978		向川(チ) 長崎－（土）－208-2		○	○			
2979		向川(ロ) 長崎－（土）－210		○	○		長崎市園田町 458 消防団26分団3部	21
2980		向川(ハ) 長崎－（土）－211		○	○			
2981		向川(ホ) 長崎－（土）－213		○	○			

番 号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
2982	国分地区	国分(2) 長崎－（急）－3050	平成24年 11月20日 第974号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市戸町 2丁目9－1 戸町小学校	286
2983		国分(3) 長崎－（急）－3050-2		○	○			
2984	小菅地区	小菅 長崎－（急）－3051	令和3年3月5日 第 169 号	○	○			
2985	国分地区	国分(4) 長崎－（急）－3051-2	平成24年 11月20日 第 974 号	○	○			
2986	小菅地区	小菅(2) 長崎－（急）－3051-4		○	○			
2987		小菅(4) 長崎－（急）－3051-6		○	○			
2988		小菅(5) 長崎－（急）－3051-7		○	○			
2989		小菅(6) 長崎－（急）－3051-8		○	—			
2990		小菅(8) 長崎－（急）－3051-10		○	—			
2991	戸町1丁目地 区	戸町1丁目 長崎－（急）－3053		○	○			
2992	戸町2丁目地 区	戸町1丁目 長崎－（急）－3053-2		○	○			
2993		戸町1丁目 長崎－（急）－3053-3		○	○		長崎市新戸町 2丁目1-36 戸町中学校	357
2994	戸町5丁目地 区	戸町5丁目 長崎－（急）－3057		○	○			
2995		戸町5丁目(2) 長崎－（急）－3057-2		○	○		長崎市小菅町 5－27 小菅町公民館	47
2996		戸町3丁目氏無 長崎－（急）－3057-3		○	○			
2997		戸町3丁目(18) 長崎－（急）－3057-4		○	—			
2998		戸町3丁目氏無 長崎－（急）－3057-5		○	○			
2999		戸町3丁目(18) 長崎－（急）－3057-6		○	○			
3000		戸町3丁目鎌手 長崎－（急）－3058		○	○			
3001	戸町4丁目地 区	戸町3丁目(2) 長崎－（急）－3058-2		○	○			
3002		戸町3丁目(1) 長崎－（急）－3058-3		○	○			
3003		戸町3丁目(1) 長崎－（急）－3058-4		○	○			
3004		戸町4丁目 長崎－（急）－3059		○	○			
3005		戸町3丁目塔ノ平 長崎－（急）－3060		○	○			
3006		戸町4丁目(2) 長崎－（急）－3060-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3007	戸町4丁目 地区	戸町3丁目戒ノ脇 長崎－（急）－3062	平成24年 11月20日 第974号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市戸町 2丁目9－1 戸町小学校	286
3008		戸町3丁目(9) 長崎－（急）－3063		○	○			
3009		戸町4丁目(3) 長崎－（急）－3064		○	○			
3010	小菅地区	小菅(9) 長崎－（急）－3079		○	○			
3011		小菅(10) 長崎－（急）－3079-2		○	○			
3012		小菅(12) 長崎－（急）－3081		○	○			
3013		小菅(13) 長崎－（急）－3082		○	○			
3014		小菅(14) 長崎－（急）－3083		○	○			
3015		小菅(15) 長崎－（急）－3083-2		○	○			
3016	戸町2丁目地 区	戸町2丁目(5) 長崎－（急）－3084		○	○		長崎市新戸町 2丁目1-36 戸町中学校	357
3017	小菅地区	小菅(16) 長崎－（急）－3084-3		○	○			
3018	戸町2丁目地 区	戸町2丁目(7) 長崎－（急）－3095		○	○			
3019		戸町2丁目(7) 長崎－（急）－3095-2		○	○			
3020		戸町2丁目(6) 長崎－（急）－3096		○	○			
3021		戸町2丁目(3) 長崎－（急）－3097		○	○		長崎市小菅町 5－27 小菅町公民館	47
3022	戸町2丁目地 区	戸町2丁目(4) 長崎－（急）－3098		○	○			
3023		戸町3丁目(11) 長崎－（急）－3099		○	○			
3024		戸町3丁目(11) 長崎－（急）－3099-2		○	○			
3025	戸町4丁目地 区	戸町3丁目(11) 長崎－（急）－3099-3		○	○			
3026		戸町3丁目(19) 長崎－（急）－3100		○	○			
3027		戸町3丁目(13) 長崎－（急）－3101		○	○			
3028		戸町3丁目(14) 長崎－（急）－3102		○	○			
3029		戸町3丁目(20) 長崎－（急）－3103		○	○			
3030		戸町3丁目屋敷迫 長崎－（急）－3103-2		○	—			
3031		戸町3丁目屋敷迫 長崎－（急）－3103-3		○	○			
3032		戸町2丁目(9) 長崎－（急）－3104		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
		箇所 箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行政機関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
3033	戸町2丁目地区	戸町2丁目(2) 長崎－（急）－3105	平成24年 11月20日 第974号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市戸町 2丁目9－1 戸町小学校	286
3034		戸町2丁目(1) 長崎－（急）－3106		○	○			
3035		戸町2丁目(11) 長崎－（急）－3106-2		○	○			
3036		戸町2丁目(12) 長崎－（急）－3106-3		○	○			
3037		戸町2丁目(13) 長崎－（急）－3106-4		○	○			
3038	上戸町 4丁目地区	戸町2丁目(14) 長崎－（急）－3106-5		○	○		長崎市新戸町 2丁目1-36 戸町中学校	357
3039	戸町2丁目地区	戸町2丁目(15) 長崎－（急）－3106-6		○	○			
3040	上戸町 1丁目地区	上戸町(7) 長崎－（急）－3107		○	○			
3041		上戸町(6) 長崎－（急）－3108		○	○		長崎市小菅町 5－27 小菅町公民館	47
3042	上戸町 4丁目地区	上戸町(9) 長崎－（急）－3109		○	—			
3043		上戸町(9) 長崎－（急）－3109-2		○	○			
3044		上戸町4丁目 長崎－（急）－3109-3		○	○			
3045		上戸町4丁目(2) 長崎－（急）－3109-4		○	○			
3046		上戸町4丁目(3) 長崎－（急）－3112		○	○			
3047		上戸町4丁目(4) 長崎－（急）－3112-2		○	○			
3048		上戸町(4) 長崎－（急）－3113		○	—			
3049		上戸町4丁目(5) 長崎－（急）－3113-2		○	○			
3050	戸町4丁目地区	戸町4丁目(4) 長崎－（急）－3233		○	○			
3051		戸町3丁目(4) 長崎－（急）－3234		○	○			
3052		戸町3丁目(5) 長崎－（急）－3235		○	○			
3053	上戸町 1丁目地区	上戸町(5) 長崎－（急）－3238		○	○			
3054		上戸町(5) 長崎－（急）－3238-2		○	○			
3055		上戸町(5) 長崎－（急）－3238-3		○	○			
3056		上戸町(5) 長崎－（急）－3238-4		○	○			
3057		上戸町(5) 長崎－（急）－3238-5		○	○			
3058		上戸町(5) 長崎－（急）－3238-6		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3059	上戸町 1丁目地区	上戸町(5) 長崎－（急）－3238-7	平成24年 11月20日 第974号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市戸町 2丁目9-1 戸町小学校	286
3060		上戸町(5) 長崎－（急）－3238-8		○	○			
3061	上戸町4丁目 地区	上戸町(1) 長崎－（急）－3240		○	○			
3062		上戸町(2) 長崎－（急）－3241		○	○			
3063		上戸町4丁目(6) 長崎－（急）－3242		○	○			
3064		上戸町(3) 長崎－（急）－3243		○	○			
3065		上戸町(8) 長崎－（急）－3244		○	○			
3066		上戸町(8) 長崎－（急）－3244-2		○	○			
3067		上戸町4丁目(7) 長崎－（急）－3247		○	○			
3068		上戸町4丁目(8) 長崎－（急）－3262		○	○			
3069	戸町4丁目地 区	戸町3丁目(7) 長崎－（急）－3274		○	○		長崎市新戸町 2丁目1-36 戸町中学校	357
3070	戸町3丁目地 区	戸町3丁目(12) 長崎－（急）－3274-2		○	○			
3071		戸町3丁目(7) 長崎－（急）－3274-3		○	○		長崎市小菅町 5-27 小菅町公民館	47
3072	戸町4丁目地 区	戸町3丁目(6) 長崎－（急）－3275		○	○			
3073		戸町3丁目(6) 長崎－（急）－3275-2		○	○			
3074	戸町3丁目地 区	戸町3丁目(15) 長崎－（急）－3277		○	○			
3075	上戸町 4丁目地区	上戸町4丁目(9) 長崎－（急）－3289		○	○			
3076		上戸町4丁目(10) 長崎－（急）－3309		○	○			
3077	戸町2丁目地 区	戸町川(二) 長崎－（土）－3012		○	○			
3078	戸町3丁目地 区	戸町川(口) 長崎－（土）－3013		○	○			
3079	戸町3丁目地 区	戸町川(イ) 長崎－（土）－3014		○	○			
3080	上戸町 4丁目地区	上戸町川(ホ) 長崎－（土）－3015		○	○			
3081		神ノ崎川 長崎－（土）－3016		○	○			
3082		上戸町川(ヘ) 長崎－（土）－3020		○	○			
3083	戸町5丁目 地区	女神川(イ) 長崎－（土）－3037		○	○			
3084		大久保山川 長崎－（土）－3038		○	○			

番 号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3085	戸町4丁目 地区	戸町3丁目川(イ) 長崎－（土）－3039	平成24年 11月20日 第974号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市戸町 2丁目9－1 戸町小学校	286
3086		戸町3丁目川(ロ) 長崎－（土）－3040		○	○			
3087		戸町3丁目川(ハ) 長崎－（土）－3041		○	○			
3088	戸町3丁目地 区	戸町川(ト) 長崎－（土）－3050		○	○		長崎市新戸町 2丁目1-36 戸町中学校	357
3089		戸町川(チ) 長崎－（土）－3052		○	○			
3090		戸町川(ハ) 長崎－（土）－3053		○	○			
3091	上戸町 4丁目地区	上戸町川（イ） 長崎－（土）－3056		○	○		長崎市小菅町 5－27 小菅町公民館	47
3092		上戸町川（ロ） 長崎－（土）－3057		○	○			
3093		神ノ崎川(ロ) 長崎－（土）－3059		○	○			
3094		上戸町川（ニ） 長崎－（土）－3060		○	○			
3095		上戸町川（ハ） 長崎－（土）－3061		○	○			
3096		上戸町川（ト） 長崎－（土）－3076		○	○			
3097	鳴見地区	鳴見(75) 長崎－（急）－199	平成25年 1月11日 第26号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市鳴見台 2丁目1-8 鳴見台小学校	387
3098		鳴見(9) 長崎－（急）－208		○	○			
3099		鳴見(66) 長崎－（急）－209		○	○			
3100		鳴見(67) 長崎－（急）－209-2		○	○			
3101		鳴見(10) 長崎－（急）－210		○	○			
3102		鳴見(64) 長崎－（急）－211		○	○			
3103		鳴見(65) 長崎－（急）－211-2		○	○			
3104		鳴見(13) 長崎－（急）－212-2		○	○			
3105		鳴見(62) 長崎－（急）－213		○	○			
3106		鳴見(63) 長崎－（急）－213-2		○	○			
3107		鳴見(78) 長崎－（急）－215		○	○			
3108		鳴見(79) 長崎－（急）－215-2		○	○			
3109		鳴見(80) 長崎－（急）－215-3		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3110	鳴見地区	鳴見(14) 長崎－（急）－219	平成25年 1月11日 第26号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市鳴見台 2丁目1-8 鳴見台小学校	387
3111		日当(2) 長崎－（急）－222		○	○			
3112		日当(1) 長崎－（急）－222-2		○	○			
3113		鳴見(15) 長崎－（急）－222-3		○	○			
3114		鳴見(77) 長崎－（急）－226		○	○			
3115		鳴見(73) 長崎－（急）－227-2		○	○			
3116		鳴見(74) 長崎－（急）－227-3		○	○			
3117		鳴見(76) 長崎－（急）－228		○	○			
3118		鳴見(21) 長崎－（急）－229		○	○			
3119		鳴見(22) 長崎－（急）－229-2		○	○			
3120		鳴見(25) 長崎－（急）－229-5		○	○			
3121		鳴見(84) 長崎－（急）－230-2		○	○			
3122		鳴見(86) 長崎－（急）－230-4		○	○			
3123		鳴見(81) 長崎－（急）－233		○	○			
3124		鳴見(18) 長崎－（急）－236		○	○			
3125		鳴見(19) 長崎－（急）－237		○	○			
3126		鳴見(20) 長崎－（急）－237-2		○	○			
3127	鳴見台 2丁目地区	鳴見台2丁目(1) 長崎－（急）－346		○	○			
3128		鳴見台2丁目(2) 長崎－（急）－346-2		○	○			
3129	鳴見地区	鳴見(29) 長崎－（急）－346-3		○	○			
3130		鳴見(26) 長崎－（急）－347		○	○			
3131		鳴見(27) 長崎－（急）－347-2		○	○			
3132		鳴見(28) 長崎－（急）－347-3		○	○			
3133	鳴見台 2丁目地区	鳴見台2丁目(5) 長崎－（急）－348		○	○			
3134		鳴見(32) 長崎－（急）－349		○	○			
3135	鳴見地区	鳴見(5) 長崎－（急）－350		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3136	鳴見地区	鳴見(5) 長崎一（急）－350-2	平成25年 1月11日 第26号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市鳴見台 2丁目1-8 鳴見台小学校	387
3137		鳴見(5) 長崎一（急）－350-3		○	○			
3138		鳴見(5) 長崎一（急）－350-4		○	○			
3139		鳴見(5) 長崎一（急）－350-5		○	○			
3140		鳴見(5) 長崎一（急）－350-6		○	○			
3141		鳴見(31) 長崎一（急）－350-8		○	○			
3142	鳴見台 1丁目地区	鳴見台1丁目(1) 長崎一（急）－351		○	○			
3143		鳴見台1丁目(1) 長崎一（急）－351-2		○	○			
3144	鳴見地区	鳴見(30) 長崎一（急）－352		○	○			
3145		鳴見(8) 長崎一（急）－353		○	○			
3146		鳴見(87) 長崎一（急）－353-2		○	○			
3147		鳴見(34) 長崎一（急）－354		○	○			
3148		鳴見(35) 長崎一（急）－354-2		○	○			
3149		鳴見(36) 長崎一（急）－354-3		○	○			
3150		鳴見(38) 長崎一（急）－354-5		○	○			
3151		鳴見(33) 長崎一（急）－355		○	○			
3152		鳴見(7) 長崎一（急）－356		○	○			
3153		鳴見(53) 長崎一（急）－356-2		○	○			
3154		鳴見(55) 長崎一（急）－356-4		○	○			
3155		鳴見(56) 長崎一（急）－356-5		○	○			
3156		鳴見(58) 長崎一（急）－356-7		○	○			
3157		鳴見(59) 長崎一（急）－356-8		○	○			
3158		鳴見(60) 長崎一（急）－356-9		○	○			
3159		鳴見(39) 長崎一（急）－442		○	○			
3160		鳴見(40) 長崎一（急）－442-2		○	○			
3161		鳴見(41) 長崎一（急）－442-3		○	—			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3162	鳴見地区	鳴見(42) 長崎一（急）－442-4	平成25年 1月11日 第26号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市鳴見台 2丁目1-8 鳴見台小学校	387
3163		鳴見(43) 長崎一（急）－443		○	○			
3164		鳴見(44) 長崎一（急）－443-2		○	—			
3165		鳴見(88) 長崎一（急）－444		○	○			
3166		鳴見(89) 長崎一（急）－444-2		○	○			
3167		鳴見(90) 長崎一（急）－444-3		○	○			
3168		鳴見(91) 長崎一（急）－444-4		○	○			
3169		鳴見(8) 長崎一（急）－444-5		○	○			
3170		鳴見(1) 長崎一（急）－445		○	○			
3171		鳴見(1) 長崎一（急）－445-2		○	○			
3172		鳴見(49) 長崎一（急）－445-3		○	○			
3173		鳴見(6) 長崎一（急）－446		○	○			
3174		鳴見(6) 長崎一（急）－447		○	○			
3175		鳴見(45) 長崎一（急）－447-2		○	○			
3176		鳴見(4) 長崎一（急）－448		○	○			
3177		鳴見(46) 長崎一（急）－448-2		○	○			
3178		鳴見(47) 長崎一（急）－448-3		○	○			
3179		鳴見(48) 長崎一（急）－448-4		○	○			
3180		鳴見(50) 長崎一（急）－449		○	○			
3181		鳴見(3) 長崎一（急）－450-2		○	○			
3182		鳴見(3) 長崎一（急）－451		○	○			
3183		鳴見(2) 長崎一（急）－452		○	○			
3184		鳴見(52) 長崎一（急）－453		○	○			
3185	北陽地区	北陽(7) 長崎一（急）－459		○	○		長崎市滑石4丁目 4-8 北陽小学校	360
3186		北陽(8) 長崎一（急）－459-2		○	○		長崎市北陽町17-6 北陽自治会公民館	31
3187		北陽(9) 長崎一（急）－459-3		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3188	北陽地区	北陽(11) 長崎－（急）－459-5	平成25年 1月11日 第26号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市滑石4丁目 4-8 北陽小学校	360
3189		北陽(21) 長崎－（急）－459-6		○	○			
3190		北陽(2) 長崎－（急）－460		○	○			
3191		北陽(4) 長崎－（急）－460-2		○	—			
3192		北陽(5) 長崎－（急）－460-3		○	○			
3193		北陽(6) 長崎－（急）－460-4		○	○			
3194		北陽(3) 長崎－（急）－461		○	○			
3195		北陽(15) 長崎－（急）－461-2		○	○			
3196		北陽(16) 長崎－（急）－461-3		○	○			
3197		北陽(17) 長崎－（急）－461-4		○	○			
3198		北陽 長崎－（急）－463-2		○	○			
3199		北陽 長崎－（急）－463-4		○	○			
3200		北陽 長崎－（急）－463-5		○	○		長崎市北陽町 17-6 北陽自治会公民館	31
3201		北陽(12) 長崎－（急）－463-6		○	○			
3202		北陽 長崎－（急）－463-7		○	○			
3203		北陽 長崎－（急）－463-8		○	○			
3204		北陽(13) 長崎－（急）－463-9		○	○			
3205		滑石4丁目(1) 長崎－（急）－464		○	○			
3206		滑石4丁目(1) 長崎－（急）－464-2		○	○			
3207		北陽(20) 長崎－（急）－464-3		○	○			
3208		滑石4丁目(1) 長崎－（急）－464-4		○	○			
3209		滑石4丁目(1) 長崎－（急）－464-5		○	○			
3210		滑石4丁目(1) 長崎－（急）－464-6		○	○			
3211	滑石4丁目 地区	滑石4丁目(2) 長崎－（急）－472		○	○			
3212		滑石4丁目(2) 長崎－（急）－472-2		○	○			
3213		滑石4丁目(2) 長崎－（急）－472-3		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3214	滑石4丁目地区	滑石4丁目(2) 長崎一（急）－472-4	平成25年 1月11日 第26号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市滑石4丁目 4-8 北陽小学校	360
3215		滑石4丁目(1) 長崎一（急）－472-5		○	○			
3216		滑石4丁目(8) 長崎一（急）－472-6		○	○			
3217		滑石4丁目(9) 長崎一（急）－472-7		○	○			
3218		滑石4丁目(10) 長崎一（急）－472-8		○	○		長崎市北陽町 17-6 北陽自治会公民館	31
3219		滑石4丁目(5) 長崎一（急）－473		○	○			
3220		滑石4丁目(6) 長崎一（急）－474		○	○			
3221	北栄地区	北栄(5) 長崎一（急）－476		○	○		長崎市滑石6丁目 1－59 大園小学校	360
3222		北栄(4) 長崎一（急）－476-2		○	○			
3223		北栄(6) 長崎一（急）－477		○	○			
3224	滑石5丁目地区	滑石5丁目(3) 長崎一（急）－478		○	○		長崎市大園町 2-1 滑石中学校	361
3225		滑石5丁目(4) 長崎一（急）－478-2		○	○			
3226		滑石5丁目(8) 長崎一（急）－478-3		○	○		長崎市滑石5丁目 5-77 滑石地区ふれあい センター	309
3227		滑石5丁目(1) 長崎一（急）－479		○	○			
3228		滑石5丁目(2) 長崎一（急）－480		○	○			
3229		滑石5丁目(6) 長崎一（急）－481		○	○			
3230	滑石4丁目地区	滑石4丁目(16) 長崎一（急）－485		○	○		長崎市滑石4丁目 4-8 北陽小学校	360
3231		滑石4丁目(17) 長崎一（急）－485-2		○	○			
3232		滑石4丁目(3) 長崎一（急）－487		○	○			
3233		滑石4丁目(12) 長崎一（急）－488		○	○			
3234		滑石4丁目(7) 長崎一（急）－488-2		○	○			
3235		滑石4丁目(13) 長崎一（急）－488-3		○	○		長崎市北陽町 17-6 北陽自治会公民館	31
3236		滑石4丁目(15) 長崎一（急）－488-5		○	○			
3237		滑石4丁目(4) 長崎一（急）－489		○	○			
3238		滑石4丁目(11) 長崎一（急）－489-2		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3239	北栄地区	北栄(1)、(2) 長崎一（急）－490	平成25年 1月11日 第26号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市滑石6丁目 1－59 大園小学校	360
3240		北栄(10) 長崎一（急）－490-2		○	○			
3241		北栄(11) 長崎一（急）－490-3		○	○			
3242		北栄(12) 長崎一（急）－490-4		○	○			
3243		北栄(7) 長崎一（急）－491		○	○		長崎市大園町 2-1 滑石中学校	361
3244		北栄(14) 長崎一（急）－491-2		○	—			
3245		北栄(15) 長崎一（急）－491-3		○	○		長崎市滑石5丁目 5-77 滑石地区ふれあい センター	309
3246		北栄(16) 長崎一（急）－491-4		○	○			
3247		北栄(7) 長崎一（急）－492		○	○			
3248		北栄(3) 長崎一（急）－493		○	○			
3249		北栄(3) 長崎一（急）－493-2		○	○			
3250		北栄(13) 長崎一（急）－493-3		○	—			
3251		北栄(8) 長崎一（急）－493-4		○	○			
3252	滑石5丁目地区	滑石5丁目（7） 長崎一（急）－494		○	○		長崎市鳴見台 2丁目1-8 鳴見台小学校	387
3253	北栄地区	北栄(9) 長崎一（急）－495		○	○			
3254	滑石6丁目地区	滑石6丁目（1） 長崎一（急）－499		○	○			
3255		滑石6丁目（2） 長崎一（急）－499-2		○	○			
3256	鳴見台 1丁目地区	鳴見川（ニ） 長崎一（土）－27		○	○			
3257	鳴見地区	鳴見川（ヌ） 長崎一（土）－27-2		○	—			
3258		鳴見川（ル） 長崎一（土）－27-3		○	○			
3259		鳴見川（ヲ） 長崎一（土）－27-4		○	○			
3260	鳴見台 1丁目地区	鳴見川（ハ） 長崎一（土）－28		○	—			
3261		鳴見川（ロ） 長崎一（土）－29		○	○			
3262	鳴見地区	木場川 長崎一（土）－30		○	○			
3263	北陽地区	堤平川（ロ） 長崎一（土）－30-2		○	○		長崎市滑石4丁目4-8 北陽小学校	360
3264		堤平川（ハ） 長崎一（土）－30-3		○	○		長崎市北陽町17-6 北陽自治会公民館	31

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
3265	鳴見地区	多以良川（リ） 長崎－（土）－30-4	平成25年 1月11日 第26号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市鳴見台 2丁目1-8 鳴見台小学校	387
3266		鳴見川（イ） 長崎－（土）－31		○	○			
3267		鳴見川（リ） 長崎－（土）－31-2		○	○			
3268		鳴見川（チ） 長崎－（土）－35		○	○			
3269		多以良川（ト） 長崎－（土）－36		○	○			
3270		多以良川（ヘ） 長崎－（土）－37		○	○			
3271		多以良川（ヌ） 長崎－（土）－37-2		○	○			
3272		多以良川（ホ） 長崎－（土）－38		○	○			
3273		多以良川（ル） 長崎－（土）－38-2		○	○			
3274		多以良川（ヲ） 長崎－（土）－38-3		○	○			
3275		多以良川（ワ） 長崎－（土）－38-4		○	○			
3276		多以良川（カ） 長崎－（土）－38-5		○	○			
3277	滑石4丁目 地区	堤平川 長崎－（土）－41		○	○		長崎市滑石4丁目4-8 北陽小学校	360
3278		堤平川（イ） 長崎－（土）－41-2		○	○		長崎市北陽町17-6 北陽自治会公民館	31
3279		大山川（イ） 長崎－（土）－42		○	○			
3280	北栄地区	大山川（ロ） 長崎－（土）－43	平成25年 3月12日 第284号	○	○		長崎市滑石6丁目 1－59 大園小学校	360
3281		北栄川（ロ） 長崎－（土）－45		○	○		長崎市大園町 2-1 滑石中学校	361
3282		北栄川（ハ） 長崎－（土）－46		○	○			
3283		大宮川（ロ） 長崎－（土）－47		○	○		長崎市滑石5丁目 5-77 滑石地区ふれあい センター	309
3284		北栄川（ニ） 長崎－（土）－105		○	○			
3285		北栄川（ホ） 長崎－（土）－106		○	○			
3286		大宮川（イ） 長崎－（土）－107		○	—			
3287	昭和3丁目 地区	昭和(16) 長崎－（急）－537		○	○		長崎市大手1丁目 14-3 西浦上小学校	296
3288		昭和(17) 長崎－（急）－537-2		○	○			
3289		昭和(18) 長崎－（急）－537-3		○	○		長崎市文教町 4-10 西浦上中学校	445
3290		昭和(19) 長崎－（急）－537-4		○	○			

番 号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3291	昭和3丁目地区	昭和(20) 長崎－（急）－537-5	平成25年 3月12日 第284号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市大手1丁目 14-3 西浦上小学校 長崎市文教町 4-10 西浦上中学校	296 445
3292		昭和(21) 長崎－（急）－538		○	○			
3293		下道ノ尾 長崎－（急）－539		○	○			
3294		昭和(22) 長崎－（急）－540		○	○			
3295		昭和(23) 長崎－（急）－542		○	○			
3296		昭和(24) 長崎－（急）－542-2		○	○			
3297		昭和(8) 長崎－（急）－543		○	○			
3298		昭和(7) 長崎－（急）－907		○	○			
3299		昭和(25) 長崎－（急）－908		○	○			
3300		昭和(6) 長崎－（急）－908-2		○	○			
3301		昭和(26) 長崎－（急）－908-3		○	○			
3302		昭和(27) 長崎－（急）－908-4		○	○			
3303		昭和(5) 長崎－（急）－911		○	○			
3304		昭和(5) 長崎－（急）－911-2		○	○			
3305		昭和(28) 長崎－（急）－911-3		○	○			
3306		昭和(4) 長崎－（急）－912		○	○			
3307		昭和(3) 長崎－（急）－913		○	○			
3308		昭和(3) 長崎－（急）－913-2		○	○			
3309	昭和2丁目地区	昭和(9) 長崎－（急）－931	○	○				
3310		昭和(7) 長崎－（急）－932	○	○				
3311		昭和(5) 長崎－（急）－933	○	○				
3312		昭和(6) 長崎－（急）－934	○	○				
3313		昭和(10) 長崎－（急）－935	○	○				
3314		昭和(11) 長崎－（急）－935-2	○	○				
3315		昭和(12) 長崎－（急）－935-3	○	○				
3316		昭和(13) 長崎－（急）－935-4	○	○				

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3317	昭和2丁目 地区	昭和(14) 長崎－（急）－935-5	平成25年 3月12日 第284号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市大手1丁目 14-3 西浦上小学校	296
3318		昭和(1) 長崎－（急）－936		○	○			
3319		昭和(1) 長崎－（急）－936-2		○	○			
3320		昭和(1) 長崎－（急）－936-3		○	○			
3321		昭和(3) 長崎－（急）－938		○	○			
3322	昭和3丁目 地区	昭和(2) 長崎－（急）－939		○	○		長崎市文教町 4-10 西浦上中学校	445
3323		昭和 長崎－（急）－941		○	○			
3324		昭和 長崎－（急）－941-2		○	○			
3325		昭和 長崎－（急）－942		○	○			
3326		昭和 長崎－（急）－944		○	○			
3327	大手3丁目 地区	大手(6) 長崎－（急）－945		○	○		長崎市大手3丁目 11-1 みのりが丘幼稚園	290
3328		大手(3) 長崎－（急）－954		○	○			
3329	昭和2丁目 地区	昭和(15) 長崎－（急）－958-2		○	○		長崎市大手1丁目 14-3 西浦上小学校	296
3330	大手1丁目 地区	大手(7) 長崎－（急）－959		○	○			
3331	石神地区	石神(2) 長崎－（急）－962		○	○			
3332	辻地区	辻(2) 長崎－（急）－964		○	○			
3333	大手2丁目 地区	大手(2) 長崎－（急）－965		○	○			
3334		大手(2) 長崎－（急）－965-2		○	○			
3335		大手(2) 長崎－（急）－965-3		○	○			
3336	三川地区	三川(16) 長崎－（急）－987		○	○		長崎市三川町 1018-1 三川中学校	408
3337		三川(16) 長崎－（急）－987-2		○	○			
3338		三川(16) 長崎－（急）－987-3		○	○		長崎市三川町 1221-70 三川地区ふれあい センター	122
3339		三川(21) 長崎－（急）－990		○	○			
3340		三川(22) 長崎－（急）－990-2		○	—			
3341		三川(23) 長崎－（急）－990-3		○	○		長崎市三川町 674-1 三川町公民館	54
3342		三川(24) 長崎－（急）－991		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
		箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒	特別警戒	行政機関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
3343	三川地区	兵底 長崎－（急）－992	平成25年 3月12日 第284号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市三川町 1018-1 三川中学校	408
3344		三川(25) 長崎－（急）－992-2		○	○			
3345		三川(26) 長崎－（急）－993		○	○			
3346		三川(27) 長崎－（急）－993-2		○	○			
3347		三川(2) 長崎－（急）－994		○	○		長崎市三川町 1221-70 三川地区ふれあい センター	122
3348		三川(28) 長崎－（急）－995		○	○			
3349		三川(20) 長崎－（急）－996		○	○			
3350		三川(29) 長崎－（急）－996-2		○	○			
3351		三川(30) 長崎－（急）－996-3		○	○		長崎市三川町 674-1 三川町公民館	54
3352		三川(14) 長崎－（急）－997		○	○			
3353		三川(31) 長崎－（急）－997-2		○	○			
3354		三川(3) 長崎－（急）－998		○	○			
3355		三川(15) 長崎－（急）－999		○	○			
3356		三川(15) 長崎－（急）－999-2		○	○			
3357		三川(15) 長崎－（急）－999-3		○	○			
3358		三川(4) 長崎－（急）－1000		○	○			
3359		三川(4) 長崎－（急）－1000-2		○	○			
3360		三川(32) 長崎－（急）－1000-3		○	○			
3361		三川下ノ角 長崎－（急）－1001		○	○			
3362		三川下ノ角 長崎－（急）－1001-2		○	○			
3363		三川(33) 長崎－（急）－1002		○	○			
3364		三川上ノ角 長崎－（急）－1003		○	○			
3365		三川上ノ角 長崎－（急）－1004		○	○			
3366		三川上ノ角 長崎－（急）－1004-2		○	○			
3367		三川上ノ角 長崎－（急）－1004-3		○	○			
3368		三川(13) 長崎－（急）－1005		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3369	三川地区	三川(11) 長崎－（急）－1006	平成25年 3月12日 第284号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市三川町 1018-1 三川中学校	408
3370		三川(11) 長崎－（急）－1006-2		○	○			
3371		三川(11) 長崎－（急）－1007		○	○			
3372		三川(34) 長崎－（急）－1008		○	○			
3373		三川(12) 長崎－（急）－1009		○	○		長崎市三川町 1221-70 三川地区ふれあい センター	122
3374		三川(10) 長崎－（急）－1010		○	○			
3375		三川(35) 長崎－（急）－1011		○	○			
3376		三川(36) 長崎－（急）－1012		○	○			
3377		三川(37) 長崎－（急）－1013		○	○		長崎市三川町 674-1 三川町公民館	54
3378		平尾 長崎－（急）－1013-2		○	○			
3379		三川(37) 長崎－（急）－1014		○	○			
3380		三川(38) 長崎－（急）－1014-2		○	○			
3381		三川(17) 長崎－（急）－1015		○	○		長崎市高尾町 7-49 高尾小学校	350
3382		三川(9) 長崎－（急）－1015-2		○	○			
3383		三川(9) 長崎－（急）－1015-3		○	○			
3384		三川(9) 長崎－（急）－1015-4		○	○			
3385	扇地区	扇 長崎－（急）－1332		○	○			
3386	三原1丁目 地区	三原(11) 長崎－（急）－1334		○	○			
3387	辻地区	辻 長崎－（急）－1335		○	○			
3388	三原2丁目 地区	三原(15) 長崎－（急）－1336		○	○			
3389	三原1丁目 地区	三原(9) 長崎－（急）－1337		○	○			
3390		三原(1) 長崎－（急）－1338		○	○			
3391		三原(2) 長崎－（急）－1339		○	○			
3392		三原(10) 長崎－（急）－1343		○	○			
3393	高尾地区	高尾 長崎－（急）－1345		○	—			
3394		高尾(3) 長崎－（急）－1345-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3395	三原1丁目 地区	三原(13) 長崎－（急）－1348	平成25年 3月12日 第284号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市高尾町 7-49 高尾小学校	350
3396		三原(14) 長崎－（急）－1348-2		○	○			
3397	高尾地区	高尾(4) 長崎－（急）－1349		○	○			
3398		高尾(5) 長崎－（急）－1350		○	○			
3399		高尾(6) 長崎－（急）－1350-2		○	○			
3400		高尾(7) 長崎－（急）－1356		○	○			
3401	三川地区	三川(39) 長崎－（急）－1361		○	○		長崎市三原2丁目 16-45 三原小学校	270
3402	三原2丁目 地区	三原(7) 長崎－（急）－1363		○	○			
3403		三原(16) 長崎－（急）－1363-2		○	○			
3404	三川地区	三川(40) 長崎－（急）－1364		○	○			
3405		三川(41) 長崎－（急）－1364-2		○	—			
3406	三原2丁目 地区	三原(6) 長崎－（急）－1365		○	○		長崎市三川町 1221-70 三川地区ふれあい センター	122
3407		三原(17) 長崎－（急）－1365-2		○	○			
3408		三原(18) 長崎－（急）－1365-3		○	○			
3409	三原1丁目地 区	三原(8) 長崎－（急）－1366		○	○		長崎市三川町 1018-1 三川中学校	408
3410	三原2丁目地 区	三原(5) 長崎－（急）－1367		○	○			
3411	西山台1丁目 地区	西山台(1) 長崎－（急）－1368		○	○			
3412	三川地区	三川(42) 長崎－（急）－1369		○	○			
3413		三川(6) 長崎－（急）－1370		○	○			
3414		三川(43) 長崎－（急）－1370-2		○	○			
3415		三川(44) 長崎－（急）－1370-3		○	○		長崎市三川町 1221-70 三川地区ふれあい センター	122
3416		三川(7) 長崎－（急）－1371		○	○			
3417		三川(7) 長崎－（急）－1371-2		○	○			
3418		三川(8) 長崎－（急）－1372		○	○		長崎市三川町 674-1 三川町公民館	54
3419		三川(45) 長崎－（急）－1373-2		○	○			
3420	西山台 1丁目地区	西山台(2) 長崎－（急）－1375		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3421	三川地区	三川(46) 長崎－（急）－1375-2	平成25年 3月12日 第284号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市三川町 1018-1 三川中学校	408
3422		三川 長崎－（急）－1376		○	○			
3423		三川(16) 長崎－（急）－1377		○	○			
3424		三川 長崎－（急）－1378		○	○			
3425		三川(47) 長崎－（急）－1379		○	○			
3426		三川(48) 長崎－（急）－1379-2		○	○			
3427		三川(49) 長崎－（急）－1380		○	○			
3428	西山台 2丁目地区	西山台(3) 長崎－（急）－1381		○	○		長崎市三川町 1221-70 三川地区ふれあい センター	122
3429		西山台(4) 長崎－（急）－1381-2		○	○			
3430		西山台2丁目 長崎－（急）－1381-3		○	—			
3431	三川地区	三川(50) 長崎－（急）－1382		○	○		長崎市三川町 674-1 三川町公民館	54
3432		三川(51) 長崎－（急）－1382-2		○	○			
3433		三川(52) 長崎－（急）－1383		○	○			
3434		三川(53) 長崎－（急）－1383-2		○	○			
3435		三川(54) 長崎－（急）－1384		○	○			
3436		三川(55) 長崎－（急）－1384-2		○	○			
3437		三川(56) 長崎－（急）－1384-3		○	○			
3438	三原3丁目 地区	三原(19) 長崎－（急）－1387		○	○		長崎市大手3丁目 11-1 みのりが丘幼稚園	290
3439		三原(4) 長崎－（急）－1388		○	○			
3440		三原(12) 長崎－（急）－1388-2		○	○			
3441	西山台 2丁目地区	西山台(5) 長崎－（急）－1395		○	○			
3442		西山台(6) 長崎－（急）－1395-2		○	○			
3443	三川地区	三川(57) 長崎－（急）－1425		○	○			
3444		三川(58) 長崎－（急）－1425-2		○	○			
3445	昭和3丁目 地区	昭和川(ト) 長崎－（土）－128		○	○			
3446	大手3丁目 地区	大手川(イ) 長崎－（土）－131		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
		箇所 箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行政機関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
3447	三川地区	兵底川(ハ) 長崎－（土）－138	平成25年 3月12日 第284号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市三川町 1018-1 三川中学校	408
3448		兵底川(ロ) 長崎－（土）－139		○	○			
3449		兵底川(イ) 長崎－（土）－140		○	—			
3450		兵底川(ホ) 長崎－（土）－140-2		○	○			
3451		三川川(チ) 長崎－（土）－141		○	○			
3452		三川川(ヌ) 長崎－（土）－141-2		○	○			
3453		成和田川(イ) 長崎－（土）－141-3		○	○			
3454		三川川(ト) 長崎－（土）－142		○	○			
3455		三川川(ヘ) 長崎－（土）－143		○	○			
3456		三川川(ホ) 長崎－（土）－144		○	—			
3457		三川川(ニ) 長崎－（土）－144-2		○	○			
3458		大木場川 長崎－（土）－146		○	○		長崎市三川町 1221-70 三川地区ふれあい センター	122
3459		兵底川(ニ) 長崎－（土）－147		○	○			
3460		兵底川(イ) 長崎－（土）－148		○	○			
3461		御手水川(イ) 長崎－（土）－149		○	○		長崎市三川町 674-1 三川町公民館	54
3462	三原1丁目 地区	三原川(イ) 長崎－（土）－237		○	○			
3463	三川地区	三川川(ロ) 長崎－（土）－242		○	○			
3464		三川川(ル) 長崎－（土）－242-2		○	○			
3465		三川川(ハ) 長崎－（土）－243		○	○			
3466		三川川(リ) 長崎－（土）－243-2		○	○			
3467	三原3丁目 地区	棚荷尾川(イ) 長崎－（土）－244		○	○			
3468		棚荷尾川(ロ) 長崎－（土）－245		○	○			
3469		棚荷尾川(ハ) 長崎－（土）－246		○	○			
3470	三川地区	平尾川(イ) 長崎－（土）－987		○	○			
3471	横尾5丁目	横尾5丁目(2) 長崎－（急）－357	平成25年 6月28日 第714号	○	○		長崎市横尾5丁目 3-1 横尾中学校	442
3472		横尾5丁目(1) 長崎－（急）－358		○	○			

番 号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3473	横尾5丁目	横尾5丁目(7) 長崎-（急）-358-2	平成25年 6月28日 第714号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市横尾2丁目 16-1 横尾小学校	414
3474		横尾5丁目(8) 長崎-（急）-358-3		○	○			
3475		横尾5丁目(9) 長崎-（急）-359		○	○			
3476		横尾5丁目(10) 長崎-（急）-359-2		○	○			
3477		横尾5丁目(4) 長崎-（急）-361		○	○			
3478	横尾4丁目	横尾4丁目(1) 長崎-（急）-363		○	○			
3479	横尾5丁目	横尾5丁目(3) 長崎-（急）-364		○	○		長崎市横尾5丁目 3-1 横尾中学校	442
3480	横尾2丁目	横尾2丁目(1) 長崎-（急）-365		○	○			
3481	横尾5丁目	横尾5丁目(6) 長崎-（急）-367		○	○			
3482		横尾5丁目(11) 長崎-（急）-367-2		○	○			
3483		横尾5丁目(5) 長崎-（急）-367-3		○	○			
3484	横尾2丁目	横尾2丁目(2) 長崎-（急）-368		○	○			
3485		横尾2丁目(3) 長崎-（急）-368-2		○	○			
3486	横尾3丁目	横尾3丁目(4) 長崎-（急）-369		○	○			
3487		横尾3丁目(5) 長崎-（急）-369-2		○	○			
3488		横尾3丁目(6) 長崎-（急）-370		○	○			
3489		横尾3丁目(2) 長崎-（急）-372	○	○				
3490		横尾3丁目(1) 長崎-（急）-373	○	○				
3491	横尾5丁目	横尾5丁目(12) 長崎-（急）-462	○	○				
3492		横尾5丁目(13) 長崎-（急）-462-2	○	○				
3493	滑石3丁目	滑石3丁目(5) 長崎-（急）-465	○	○				
3494		滑石3丁目(3) 長崎-（急）-465-2	○	○				
3495	横尾2丁目	横尾2丁目(4) 長崎-（急）-465-3	○	○				
3496	滑石3丁目	滑石3丁目(9) 長崎-（急）-465-4	○	○				
3497		滑石3丁目(6) 長崎-（急）-466	○	○				
3498		滑石3丁目(4) 長崎-（急）-467	○	○				

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3499	滑石3丁目	滑石3丁目(7) 長崎-（急）-469	平成25年 6月28日 第714号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市横尾2丁目 16-1 横尾小学校	414
3500	横尾1丁目	横尾 長崎-（急）-470		○	○			
3501	滑石3丁目	滑石3丁目松原 長崎-（急）-471		○	○		長崎市横尾5丁目 3-1 横尾中学校	442
3502		滑石3丁目下揚 長崎-（急）-471-2		○	○			
3503	滑石3丁目	滑石3丁目(2) 長崎-（急）-482		○	○		長崎市横尾2丁目 15-10 横尾地区ふれあい センター	92
3504		滑石3丁目(1) 長崎-（急）-483		○	○			
3505	大宮町	大宮（1） 長崎-（急）-496		○	○		長崎市滑石6丁目 1-59 大園小学校	360
3506		大宮（5） 長崎-（急）-496-2		○	○			
3507		大宮（6） 長崎-（急）-496-3		○	○		長崎市大園町 2-1 滑石中学校	361
3508		大宮（2） 長崎-（急）-497		○	○			
3509		大宮（8） 長崎-（急）-497-2		○	○			
3510		大宮（9） 長崎-（急）-497-3		○	○			
3511		大宮（3） 長崎-（急）-498		○	○			
3512	滑石2丁目	滑石2丁目(3) 長崎-（急）-500		○	○		長崎市滑石2丁目 1-8 滑石公民館	88
3513		滑石2丁目(4) 長崎-（急）-500-2		○	○			
3514	滑石1丁目	滑石1丁目(3) 長崎-（急）-501		○	○		長崎市葉山2丁目 5-11 葉山公民館	81
3515		滑石1丁目(5) 長崎-（急）-501-2		○	○			
3516	滑石2丁目	滑石2丁目(1) 長崎-（急）-502		○	○			
3517		滑石2丁目(5) 長崎-（急）-502-2		○	○			
3518		滑石2丁目(6) 長崎-（急）-502-3		○	○			
3519		滑石2丁目(7) 長崎-（急）-502-4		○	—			
3520		滑石2丁目(2) 長崎-（急）-503		○	—			
3521		滑石2丁目(8) 長崎-（急）-503-2		○	○			
3522	葉山2丁目	葉山2丁目(6) 長崎-（急）-504		○	○			
3523	滑石2丁目	滑石2丁目(9) 長崎-（急）-504-2		○	○			
3524	大園町	大園（2） 長崎-（急）-504-3		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
3525	葉山2丁目	葉山2丁目(5) 長崎-（急）-505	平成25年 6月28日 第714号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市滑石2丁目 1-8 滑石公民館	88
3526	滑石1丁目	滑石1丁目(6) 長崎-（急）-506		○	○			
3527	滑石1丁目	滑石1丁目(7) 長崎-（急）-507		○	○			
3528		滑石1丁目(2) 長崎-（急）-508		○	○			
3529		滑石1丁目(1) 長崎-（急）-510		○	○			
3530		滑石1丁目(4) 長崎-（急）-511		○	○			
3531	大園町	大園（1） 長崎-（急）-512		○	○		長崎市葉山2丁目 5-11 葉山公民館	81
3532		大園（3） 長崎-（急）-512-2		○	○			
3533		大園（4） 長崎-（急）-512-3		○	○			
3534	虹が丘町	虹ヶ丘（6） 長崎-（急）-512-4		○	○		長崎市虹が丘町 11-26 虹が丘町立公民館	41
3535	葉山2丁目	葉山2丁目(1) 長崎-（急）-513		○	○			
3536		葉山2丁目(7) 長崎-（急）-513-2		○	○		長崎市岩屋町 37-1 岩屋中学校	432
3537	虹が丘町	虹ヶ丘（7） 長崎-（急）-514		○	○			
3538	エミネント 葉山町	エミネント葉山(1) 長崎-（急）-514-2		○	○			
3539	葉山2丁目	葉山2丁目(2) 長崎-（急）-515		○	○		長崎市岩屋町 41-22 県立長崎工業高校	615
3540		葉山2丁目(8) 長崎-（急）-515-2		○	○			
3541		葉山2丁目(3) 長崎-（急）-516		○	○			
3542		葉山2丁目(4) 長崎-（急）-517		○	○			
3543	葉山1丁目	葉山1丁目(3) 長崎-（急）-518		○	—			
3544	岩屋町	岩屋（5） 長崎-（急）-519		○	○			
3545	赤迫3丁目	赤迫3丁目 長崎-（急）-520		○	○			
3546		赤迫3丁目(2) 長崎-（急）-521		○	○			
3547		赤迫3丁目(3) 長崎-（急）-521-2		○	○			
3548	大宮町	大宮（4） 長崎-（急）-836		○	○			
3549		大宮（10） 長崎-（急）-836-2		○	○			
3550	虹が丘町	虹ヶ丘（2） 長崎-（急）-837		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3551	虹が丘町	虹ヶ丘（3） 長崎-（急）-838	平成25年 6月28日 第714号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市葉山2丁目 5-11 葉山公民館	81
3552		虹ヶ丘（5） 長崎-（急）-840		○	○			
3553		虹ヶ丘（8） 長崎-（急）-840-2		○	○			
3554		虹ヶ丘（9） 長崎-（急）-840-3		○	○			
3555		虹ヶ丘（1） 長崎-（急）-841		○	○			
3556		虹ヶ丘（10） 長崎-（急）-841-2		○	○			
3557		虹ヶ丘（11） 長崎-（急）-841-3		○	○			
3558		虹ヶ丘（12） 長崎-（急）-841-4		○	○			
3559		虹ヶ丘（13） 長崎-（急）-841-5		○	○			
3560		虹ヶ丘（14） 長崎-（急）-841-6		○	○			
3561	岩屋町	岩屋（6） 長崎-（急）-842		○	○		長崎市虹が丘町 11-26 虹が丘町立公民館	41
3562		岩屋（8） 長崎-（急）-842-2		○	○			
3563		岩屋（9） 長崎-（急）-843		○	○		長崎市岩屋町 37-1 岩屋中学校	432
3564		岩屋（3） 長崎-（急）-844		○	○			
3565		岩屋（10） 長崎-（急）-844-2		○	○		長崎市岩屋町 41-22 県立長崎工業高校	615
3566		岩屋（4） 長崎-（急）-845		○	—			
3567		岩屋（11） 長崎-（急）-845-2		○	○			
3568		岩屋（12） 長崎-（急）-845-3		○	○			
3569	虹が丘町	虹ヶ丘（4） 長崎-（急）-846		○	○			
3570	岩屋町	岩屋（7） 長崎-（急）-847		○	○			
3571		岩屋（13） 長崎-（急）-847-2		○	○			
3572		岩屋（14） 長崎-（急）-849		○	○			
3573	西北町	西北（4） 長崎-（急）-851		○	○			
3574		西北（5） 長崎-（急）-852		○	○			
3575	西北町	西北（7） 長崎-（急）-852-2		○	○			
3576	岩屋町	岩屋 長崎-（急）-853		○	○			

番号	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
		箇所名 箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒	特別警戒	行政機関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
3577	岩屋町	岩屋（１５） 長崎-（急）-853-2	平成25年 6月28日 第714号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市葉山2丁目 5-11 葉山公民館	81
3578		岩屋（１６） 長崎-（急）-853-3		○	○			
3579	赤迫２丁目	赤迫２丁目(1) 長崎-（急）-854		○	○			
3580		赤迫２丁目(2) 長崎-（急）-854-2		○	○			
3581	西北町	西北（８） 長崎-（急）-855-2		○	○			
3582		西北（９） 長崎-（急）-855-3		○	○			
3583		西北（１０） 長崎-（急）-855-4		○	—			
3584		西北（２） 長崎-（急）-856		○	—			
3585		西北（６） 長崎-（急）-858		○	○			
3586		西北（３） 長崎-（急）-858-2		○	○			
3587		西北（１１） 長崎-（急）-858-3		○	○			
3588	赤迫３丁目	赤迫３丁目(5) 長崎-（急）-862		○	○		長崎市西北町 13-13 西北・岩屋 ふれあいセンター	78
3589	赤迫２丁目	赤迫２丁目(3) 長崎-（急）-863		○	○		長崎市岩屋町 37-1 岩屋中学校	432
3590		赤迫２丁目(4) 長崎-（急）-864		○	○			
3591		赤迫２丁目(5) 長崎-（急）-864-2		○	○			
3592		赤迫２丁目(6) 長崎-（急）-864-3		○	—		長崎市岩屋町 41-22 県立長崎工業高校	615
3593		赤迫２丁目(7) 長崎-（急）-864-4		○	○			
3594	赤迫１丁目	赤迫１丁目(1) 長崎-（急）-867		○	○			
3595	岩屋町	岩屋（１７） 長崎-（急）-868		○	○			
3596		岩屋（１８） 長崎-（急）-868-2		○	○			
3597		岩屋（１９） 長崎-（急）-868-3		○	○			
3598		岩屋（２） 長崎-（急）-869		○	○			
3599	柳谷町	柳谷（２） 長崎-（急）-876		○	○			
3600		柳谷（３） 長崎-（急）-876-2		○	○			
3601		柳谷（１） 長崎-（急）-876-3		○	○			
3602	赤迫１丁目	赤迫１丁目(2) 長崎-（急）-880		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3603	赤迫1丁目	赤迫1丁目(4) 長崎-（急）-882	平成25年 6月28日 第714号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市葉山2丁目 5-11 葉山公民館	81
3604	横尾5丁目	横尾川（イ） 長崎-（土）-32		○	○			
3605		横尾川（ロ） 長崎-（土）-33		○	○			
3606	横尾2丁目	横尾川（ニ） 長崎-（土）-39		○	○			
3607	横尾1丁目	下揚川 長崎-（土）-40		○	○		長崎市西北町 13-13 西北・岩屋 ふれあいセンター	78
3608	大宮町	大宮川（ハ） 長崎-（土）-48		○	○			
3609	大園町	大園川 長崎-（土）-49		○	○		長崎市岩屋町 37-1 岩屋中学校	432
3610	葉山2丁目	葉山川 長崎-（土）-50		○	○			
3611	虹が丘町	虹ヶ丘川（イ） 長崎-（土）-51		○	○		長崎市岩屋町 41-22 県立長崎工業高校	615
3612	岩屋町	岩屋川（ハ） 長崎-（土）-113		○	—			
3613	大宮町	大宮川（ニ） 長崎-（土）-108		○	○			
3614		大宮川（ホ） 長崎-（土）-109		○	○			
3615	虹が丘町	虹ヶ丘川（ハ） 長崎-（土）-110		○	○			
3616		岩屋川（イ） 長崎-（土）-111		○	○			
3617	岩屋町	岩屋川（ロ） 長崎-（土）-114		○	○			
3618		岩屋川（ニ） 長崎-（土）-115		○	○			
3619	虹が丘町	虹ヶ丘川（ニ） 長崎-（土）-116		○	○			
3620	梁川町	梁川(5) 長崎-(急)-1679	平成25年 9月6日 第923号	○	○		長崎市梁川町 21-5 淵中学校	405
3621		梁川(1) 長崎-(急)-1684		○	○			
3622		梁川(6) 長崎-(急)-1684-2		○	○			
3623	梁川町	梁川(7) 長崎-(急)-1684-3		○	○		長崎市淵町 20-29 淵町公民館	48
3624	淵町	淵(4) 長崎-(急)-1685		○	○			
3625		淵(5) 長崎-(急)-1686		○	○			
3626		淵(2) 長崎-(急)-1687		○	○			
3627		淵(6) 長崎-(急)-1687-2		○	○			
3628		淵(7) 長崎-(急)-1687-3		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3629	秋月町	秋月(9) 長崎-(急)-1937	平成25年 9月6日 第923号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市飽の浦町 17-1 飽浦小学校	56
3630	入船町	入船(4) 長崎-(急)-1938		○	○			
3631		入船(13) 長崎-(急)-1938-2		○	○			
3632		入船(5) 長崎-(急)-1939		○	○			
3633		入船(7) 長崎-(急)-1940		○	○			
3634		入船(6) 長崎-(急)-1940-2		○	○			
3635		入船(14) 長崎-(急)-1940-3		○	○			
3636	淵町	淵(1) 長崎-(急)-1941		○	○		長崎市稲佐町 11-1 稲佐小学校 長崎市曙町 5-7 稲佐地域コミュニ ティ消防センター	324 84
3637		淵(3) 長崎-(急)-1942		○	○			
3638	稲佐町	稲佐(10) 長崎-(急)-1942-2		○	○			
3639		稲佐(11) 長崎-(急)-1943		○	○			
3640		稲佐(1) 長崎-(急)-1944		○	○			
3641		稲佐(2) 長崎-(急)-1945		○	○			
3642		稲佐(12) 長崎-(急)-1945-2		○	○			
3643		稲佐(3) 長崎-(急)-1946		○	○			
3644		稲佐(13) 長崎-(急)-1946-2		○	○			
3645		稲佐(4) 長崎-(急)-1947		○	○			
3646		稲佐(14) 長崎-(急)-1948		○	○			
3647	稲佐町	稲佐(5) 長崎-(急)-1949		○	○			
3648		稲佐(6) 長崎-(急)-1950		○	○			
3649		稲佐(15) 長崎-(急)-1952		○	○			
3650		稲佐(7) 長崎-(急)-1953		○	○			
3651		稲佐(8) 長崎-(急)-1954		○	○			
3652	江の浦町	江ノ浦(1) 長崎-(急)-1955		○	○			
3653		江ノ浦(4) 長崎-(急)-1956		○	○			
3654		江ノ浦(2) 長崎-(急)-1957		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3655	江の浦町	江ノ浦(5) 長崎-(急)-1958	平成25年 9月6日 第923号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市稲佐町 11-1 稲佐小学校	324
3656	曙町	曙(1) 長崎-(急)-1959		○	○			
3657	江の浦町	江ノ浦(3) 長崎-(急)-1960		○	○		長崎市曙町 5-7 稲佐地域コミュニ ティ消防センター	84
3658		江ノ浦(6) 長崎-(急)-1960-2		○	○			
3659		水ノ浦(1) 長崎-(急)-1961		○	—			
3660	平戸小屋町	平戸小屋(5) 長崎-(急)-1962		○	○		長崎市平戸小屋町 10-1 朝日小学校	360
3661		平戸小屋(6) 長崎-(急)-1962-2		○	○			
3662		平戸小屋(4) 長崎-(急)-1963		○	○			
3663		平戸小屋(1) 長崎-(急)-1964		○	○			
3664		平戸小屋(2) 長崎-(急)-1965		○	○			
3665	水の浦町	水ノ浦(4) 長崎-(急)-1966		○	○			
3666		水ノ浦(7) 長崎-(急)-1966-2		○	○			
3667		水ノ浦(8) 長崎-(急)-1966-3		○	○			
3668	平戸小屋町	平戸小屋(3) 長崎-(急)-1966-5		○	○			
3669	大鳥町	大鳥 長崎-(急)-1967		○	○			
3670		大鳥(1) 長崎-(急)-1967-2		○	○			
3671		大鳥(2) 長崎-(急)-1967-3		○	—		長崎市大鳥町 16-1 丸尾中学校	346
3672		大鳥(3) 長崎-(急)-1967-4		○	○			
3673		大鳥(4) 長崎-(急)-1967-5		○	○			
3674		大鳥(5) 長崎-(急)-1967-6		○	—			
3675		大鳥(6) 長崎-(急)-1968		○	—			
3676	秋月町	秋月(10) 長崎-(急)-1969		○	○			
3677		秋月(2) 長崎-(急)-1970		○	○			
3678		秋月(3) 長崎-(急)-1971		○	○			
3679		秋月(1) 長崎-(急)-1972		○	○			
3680	大谷町	大谷(1) 長崎-(急)-1973		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3681	大谷町	大谷(3) 長崎-(急)-1974	平成25年 9月6日 第923号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市飽の浦町 17-1 飽浦小学校	56
3682		大谷(4) 長崎-(急)-1974-2		○	○			
3683		大谷(5) 長崎-(急)-1975		○	○			
3684		大谷(6) 長崎-(急)-1975-2		○	—			
3685		大谷(7) 長崎-(急)-1975-3		○	○			
3686		大谷(8) 長崎-(急)-1975-4		○	○			
3687		大谷(9) 長崎-(急)-1975-5		○	○			
3688		大谷(10) 長崎-(急)-1975-6		○	○			
3689		大谷(11) 長崎-(急)-1975-7		○	—			
3690		大谷(12) 長崎-(急)-1975-8		○	○			
3691	水の浦町	水ノ浦(3) 長崎-(急)-1976		○	○			
3692		水ノ浦(10) 長崎-(急)-1976-2		○	○			
3693		水ノ浦(2) 長崎-(急)-1977		○	○			
3694		水ノ浦(5) 長崎-(急)-1978		○	○			
3695		水ノ浦(12) 長崎-(急)-1978-2		○	○			
3696		水ノ浦(6) 長崎-(急)-1979		○	○			
3697		水ノ浦(11) 長崎-(急)-1979-2		○	○			
3698	稲佐町	稲佐(9) 長崎-(急)-1983		○	—			
3699	光町	光 長崎-(急)-1984		○	—			
3700	入船町	入船(12) 長崎-(急)-2183		○	○			
3701	秋月町	秋月(7) 長崎-(急)-2184		○	○			
3702	入船町	入船(8) 長崎-(急)-2185		○	○			
3703		入船 長崎-(急)-2186		○	○			
3704	秋月町	秋月(8) 長崎-(急)-2187		○	○			
3705		秋月(4) 長崎-(急)-2188		○	○			
3706		秋月(6) 長崎-(急)-2188-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3707	秋月町	秋月(5) 長崎-(急)-2189	平成25年 9月6日 第923号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市飽の浦町 17-1 飽浦小学校	56
3708	入船町	入船(3) 長崎-(急)-2190		○	○			
3709		入船(11) 長崎-(急)-2191		○	○			
3710		入船(15) 長崎-(急)-2191-2		○	○			
3711		入船(9) 長崎-(急)-2192		○	○			
3712		入船(10) 長崎-(急)-2193		○	○			
3713	大谷町	大谷(13) 長崎-(急)-2206		○	○			
3714		大谷(2) 長崎-(急)-2206-2		○	○			
3715	飽ノ浦町	飽ノ浦(5) 長崎-(急)-2207		○	○			
3716		飽ノ浦(2) 長崎-(急)-2208		○	○			
3717		飽ノ浦(4) 長崎-(急)-2208-2		○	○			
3718	秋月町	秋月(11) 長崎-(急)-2208-3		○	○			
3719	飽ノ浦町	飽ノ浦(3) 長崎-(急)-2209		○	—			
3720		飽ノ浦 長崎-(急)-2210		○	—			
3721	塩浜町	塩浜(2) 長崎-(急)-2211		○	○		長崎市岩瀬道町 8-1 岩瀬道町公民館	27
3722		塩浜(5) 長崎-(急)-2211-2		○	○			
3723		塩浜(6) 長崎-(急)-2211-3		○	○			
3724		塩浜(1) 長崎-(急)-2212		○	○			
3725		塩浜(7) 長崎-(急)-2213		○	○			
3726		塩浜(4) 長崎-(急)-2215		○	○			
3727		塩浜(3) 長崎-(急)-2215-2		○	○			
3728	岩瀬道町	岩瀬道(1) 長崎-(急)-2216		○	○			
3729		岩瀬道(3) 長崎-(急)-2216-2		○	○			
3730		岩瀬道(4) 長崎-(急)-2216-3		○	○			
3731		岩瀬道(5) 長崎-(急)-2216-4		○	○			
3732		岩瀬道(6) 長崎-(急)-2216-5		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
3733	岩瀬道町	岩瀬道(7) 長崎-(急)-2216-6	平成25年 9月6日 第923号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市岩瀬道町 8-1 岩瀬道町公民館	27
3734		岩瀬道(8) 長崎-(急)-2217		○	○			
3735	塩浜町	塩浜(8) 長崎-(急)-2219		○	○			
3736	岩瀬道町	岩瀬道(9) 長崎-(急)-2220-2		○	○			
3737	淵町	紅葉谷川(イ) 長崎-(土)-335		○	○		長崎市稲佐町 11-1 稲佐小学校	324
3738		紅葉谷川(ロ) 長崎-(土)-336		○	○			
3739	稲佐町	鶯谷川(イ) 長崎-(土)-408		○	○		長崎市曙町 5-7 稲佐地域コミュニティ消防センター	84
3740		鶯谷川(ロ) 長崎-(土)-409		○	○			
3741		鶯谷川(ハ) 長崎-(土)-410		○	○			
3742		椿谷川 長崎-(土)-412		○	○			
3743	江の浦町	江の浦川(イ) 長崎-(土)-413		○	○		長崎市平戸小屋町 10-1 朝日小学校 長崎市大鳥町 16-1 丸尾中学校	360 346
3744		江の浦川(ハ) 長崎-(土)-413-2		○	○			
3745	平戸小屋町	江の浦川(ロ) 長崎-(土)-414		○	○			
3746		江の浦川(ニ) 長崎-(土)-414-2		○	○			
3747		江の浦川(ホ) 長崎-(土)-414-3		○	○			
3748	大谷町	枇杷谷川 長崎-(土)-415		○	○			
3749	秋月町	秋月川(イ) 長崎-(土)-416		○	○			
3750		秋月川(ロ) 長崎-(土)-417		○	○			
3751		秋月川(ハ) 長崎-(土)-418		○	○			
3752	入船町	飽の浦川(イ) 長崎-(土)-420		○	○		長崎市岩瀬道町 8-1 岩瀬道町公民館	27
3753		入船川(イ) 長崎-(土)-474		○	○			
3754		入船川(ロ) 長崎-(土)-475		○	○			
3755		入船川(ハ) 長崎-(土)-479		○	○			
3756		入船川(ホ) 長崎-(土)-480		○	○			
3757	塩浜町	入船川(ニ) 長崎-(土)-481		○	○			
3758		塩浜川(イ) 長崎-(土)-482		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3759	塩浜町	塩浜川（口） 長崎-（土）-483	平成25年 9月6日 第923号	○	○		長崎市岩瀬道町 8-1 岩瀬道町公民館	27
3760		塩浜川（ハ） 長崎-（土）-484		○	○			
3761		塩浜川（ニ） 長崎-（土）-485		○	○			
3762		塩浜川（ホ） 長崎-（土）-486		○	○			
3763	岩瀬道町	岩瀬道川（イ） 長崎-（土）-487		○	○			
3764		岩瀬道川（ロ） 長崎-（土）-488		○	○			
3765	松崎町	松崎（1） 長崎-（急）-2	平成25年 12月6日 第1082号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市三重町 166-1 東上公民館	64
3766		松崎（82） 長崎-（急）-2-2		○	○			
3767		松崎（2） 長崎-（急）-4		○	○			
3768		松崎（21） 長崎-（急）-8		○	○			
3769		松崎（22） 長崎-（急）-8-2		○	○			
3770		松崎（38） 長崎-（急）-14		○	○			
3771		松崎（12） 長崎-（急）-25		○	○			
3772		松崎（87） 長崎-（急）-33-2		○	○			
3773		松崎（88） 長崎-（急）-33-3		○	○			
3774		松崎（89） 長崎-（急）-33-4		○	○			
3775		松崎（90） 長崎-（急）-33-5		○	○			
3776		松崎（7） 長崎-（急）-35		○	○			
3777		松崎（85） 長崎-（急）-35-2		○	○			
3778		松崎（48） 長崎-（急）-36		○	○			
3779		松崎（8） 長崎-（急）-38		○	○			
3780		松崎（79） 長崎-（急）-39		○	○			
3781		松崎（84） 長崎-（急）-39-2		○	○			
3782		松崎（46） 長崎-（急）-44		○	○			
3783		松崎（50） 長崎-（急）-50		○	○			
3784		松崎（56） 長崎-（急）-52		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3785	松崎町	松崎（10） 長崎-（急）-53	平成25年 12月6日 第1082号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市三重町 166-1 東上公民館	64
3786		松崎（57） 長崎-（急）-54		○	○			
3787		松崎（59） 長崎-（急）-55		○	○			
3788		松崎（61） 長崎-（急）-56		○	○			
3789		松崎（91） 長崎-（急）-56-2		○	○			
3790		松崎（62） 長崎-（急）-57		○	○			
3791		松崎（55） 長崎-（急）-58		○	○			
3792		松崎（9） 長崎-（急）-61		○	○			
3793		松崎（81） 長崎-（急）-63		○	○			
3794		松崎（63） 長崎-（急）-64		○	○			
3795		松崎（92） 長崎-（急）-64-2		○	○			
3796		松崎（64） 長崎-（急）-65		○	○			
3797		松崎（65） 長崎-（急）-66		○	○			
3798		松崎（66） 長崎-（急）-67		○	○			
3799		松崎（71） 長崎-（急）-68		○	○			
3800		松崎（11） 長崎-（急）-69		○	○			
3801		松崎（68） 長崎-（急）-70		○	○			
3802		松崎（70） 長崎-（急）-72		○	○			
3803		松崎（72） 長崎-（急）-73		○	○			
3804	三重町	三重（14） 長崎-（急）-75		○	○			
3805	松崎町	松崎（14） 長崎-（急）-76		○	○			
3806		松崎（3） 長崎-（急）-77		○	○			
3807		松崎（13） 長崎-（急）-78		○	○			
3808		松崎（75） 長崎-（急）-81		○	○			
3809		松崎（76） 長崎-（急）-97		○	○			
3810		松崎（18） 長崎-（急）-97-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3811	松崎町	松崎（86） 長崎-（急）-97-4	平成25年 12月6日 第1082号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市三重町 166-1 東上公民館	64
3812		松崎（19） 長崎-（急）-97-6		○	○			
3813	三重町	日田尾 長崎-（急）-115		○	○			
3814		三重（24） 長崎-（急）-115-2		○	○			
3815		三重（1） 長崎-（急）-116		○	○			
3816		三重（16） 長崎-（急）-117		○	○			
3817	松崎町	松崎（78） 長崎-（急）-118		○	○			
3818	三重町	三重（15） 長崎-（急）-119		○	○			
3819	松崎町	松崎（5） 長崎-（急）-120		○	○			
3820	三重町	三重（17） 長崎-（急）-121		○	○			
3821		三重（8） 長崎-（急）-122		○	○			
3822		三重（18） 長崎-（急）-123		○	○			
3823	松崎町	松崎（4） 長崎-（急）-124		○	○			
3824	三重田町	三重田（2） 長崎-（急）-125		○	○			
3825		三重田（7） 長崎-（急）-126		○	○			
3826		三重田（11） 長崎-（急）-127		○	○			
3827	三重町	三重（9） 長崎-（急）-128		○	○			
3828	松崎町	松崎（20） 長崎-（急）-130		○	○			
3829	三重町	三重（11） 長崎-（急）-132		○	○			
3830		三重（26） 長崎-（急）-132-2		○	○			
3831	松崎町	松崎（15） 長崎-（急）-140		○	○			
3832		松崎（80） 長崎-（急）-141		○	○			
3833		松崎（16） 長崎-（急）-143		○	○			
3834		松崎（17） 長崎-（急）-153		○	○			
3835	三重田町	三重田（3） 長崎-（急）-238		○	○			
3836		三重田（4） 長崎-（急）-238-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
3837	三重田町	三重田（12） 長崎-（急）-238-3	平成25年 12月6日 第1082号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市三重田町 1218 三重田公民館	34
3838		三重田（1） 長崎-（急）-239		○	○			
3839	三重田町	三重田（8） 長崎-（急）-239-2		○	○			
3840	檜山町	檜山（5） 長崎-（急）-240		○	○			
3841		檜山（6） 長崎-（急）-241		○	○		長崎市檜山町 1856 西檜山公民館	28
3842	三重田町	三重田（5） 長崎-（急）-242		○	○			
3843		三重田（6） 長崎-（急）-242-2		○	○			
3844	三重町	三重（20） 長崎-（急）-243		○	○			
3845		三重（10） 長崎-（急）-244		○	○			
3846		三重 長崎-（急）-245		○	○			
3847		三重（27） 長崎-（急）-245-2		○	○		長崎市檜山町 886-2 東檜山公民館	62
3848		三重（3） 長崎-（急）-246		○	○			
3849		三重（28） 長崎-（急）-246-2		○	○			
3850		三重（2） 長崎-（急）-249		○	○			
3851	檜山町	檜山（7） 長崎-（急）-251		○	○			
3852	三重田町	三重田（9） 長崎-（急）-252		○	○			
3853		三重田（10） 長崎-（急）-252-2		○	○			
3854	三重町	三重（21） 長崎-（急）-254		○	○			
3855	畦町	畦（5） 長崎-（急）-255		○	○			
3856	三重町	三重（12） 長崎-（急）-256		○	○			
3857		三重（4） 長崎-（急）-257		○	○			
3858	畦町	畦（1） 長崎-（急）-258		○	○			
3859		畦（2） 長崎-（急）-259		○	○			
3860		畦（4） 長崎-（急）-259-2		○	○			
3861	三重町	三重（5） 長崎-（急）-260		○	○			
3862	檜山町	檜山（2） 長崎-（急）-261		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3863	檜山町	檜山（1） 長崎-（急）-262	平成25年 12月6日 第1082号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市三重田町 1218 三重田公民館	34
3864		檜山（8） 長崎-（急）-263		○	○			
3865		檜山（9） 長崎-（急）-264		○	○			
3866	畦町	畦（3） 長崎-（急）-265		○	○		長崎市檜山町 1856 西檜山公民館	28
3867	檜山町	檜山（4） 長崎-（急）-415		○	○			
3868		檜山（3） 長崎-（急）-416		○	○			
3869		東檜山川（イ） 長崎-（土）-693		○	○			
3870		東檜山川（ハ） 長崎-（土）-693-3		○	○			
3871	三重町	松崎川（ホ） 長崎-（土）-696		○	○		長崎市檜山町 886-2 東檜山公民館	62
3872	三重田町	里川（イ） 長崎-（土）-697		○	○			
3873	三重町	松崎川（ト） 長崎-（土）-700		○	○			
3874	松崎町	才木川（イ） 長崎-（土）-702		○	○			
3875		才木川（ロ） 長崎-（土）-703		○	○			
3876		松崎川（リ） 長崎-（土）-704		○	○			
3877		松崎川（ワ） 長崎-（土）-708		○	○			
3878	三重田町	里川（ハ） 長崎-（土）-710		○	○			
3879	田中町	田中（20） 長崎-（急）-1433	平成26年 3月28日 第441号	○	○		長崎市田中町 3722 中尾中央公民館	76
3880		田中（17） 長崎-（急）-1434		○	○			
3881		田川内（2） 長崎-（急）-1435		○	○			
3882		田中（21） 長崎-（急）-1450		○	○			
3883		田中（22） 長崎-（急）-1451		○	○			
3884		田中（23） 長崎-（急）-1452		○	○			
3885		田川内（3） 長崎-（急）-1453		○	○			
3886		田川内（5） 長崎-（急）-1455		○	○			
3887		田中（4） 長崎-（急）-1465		○	○			
3888		田中（24） 長崎-（急）-1466		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
3889	田中町	田川内 (1) 長崎- (急) -1467	平成26年 3月28日 第441号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市田中町 3722 中尾中央公民館	76
3890		田川内 (6) 長崎- (急) -1468		○	○			
3891		田川内 (7) 長崎- (急) -1469		○	○			
3892		田川内 (8) 長崎- (急) -1470		○	○			
3893		田川内 (9) 長崎- (急) -1471		○	○			
3894		田中 (25) 長崎- (急) -1472		○	○			
3895		田中 (5) 長崎- (急) -1474		○	○			
3896		田中 (27) 長崎- (急) -1476		○	○			
3897		田中 (28) 長崎- (急) -1478		○	○			
3898		田中 (31) 長崎- (急) -1481		○	○			
3899		田中 (32) 長崎- (急) -1482		○	○			
3900		田中 (34) 長崎- (急) -1484		○	○			
3901		田中 (35) 長崎- (急) -1485		○	○			
3902		田中 (36) 長崎- (急) -1486		○	○			
3903		田中 (37) 長崎- (急) -1487		○	○			
3904		田中 (38) 長崎- (急) -1488		○	○			
3905		田中 (39) 長崎- (急) -1489		○	○			
3906		田中 (40) 長崎- (急) -1490		○	○			
3907		田中 (41) 長崎- (急) -1493		○	○			
3908		田中 (42) 長崎- (急) -1494		○	○			
3909		田中 (43) 長崎- (急) -1495		○	○			
3910		田中 (44) 長崎- (急) -1501		○	○			
3911		田中 (45) 長崎- (急) -1502		○	○			
3912		田中 (46) 長崎- (急) -1503		○	○			
3913		中尾 (2) 長崎- (急) -1504		○	○			
3914		中尾 (3) 長崎- (急) -1505		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3915	田中町	中尾（4） 長崎-（急）-1506	平成26年 3月28日 第441号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市田中町 3722 中尾中央公民館	76
3916		中尾（5） 長崎-（急）-1507		○	○			
3917		中尾（6） 長崎-（急）-1508		○	○			
3918		中尾（7） 長崎-（急）-1509		○	○			
3919		田中（3） 長崎-（急）-1509-2		○	○			
3920		中尾 長崎-（急）-1510		○	○			
3921		中尾（8） 長崎-（急）-1513		○	○			
3922		中尾（10） 長崎-（急）-1515		○	○			
3923		田中（47） 長崎-（急）-1518		○	○			
3924		田中（8） 長崎-（急）-1518-2		○	○			
3925		田中（48） 長崎-（急）-1519		○	○			
3926		田中（2） 長崎-（急）-1520		○	○			
3927		田中（49） 長崎-（急）-1521		○	○			
3928		田中（50） 長崎-（急）-1522		○	○			
3929		田中（51） 長崎-（急）-1523		○	○			
3930		田中（14） 長崎-（急）-1523-2		○	○			
3931		田中（52） 長崎-（急）-1524		○	○			
3932		田中（53） 長崎-（急）-1525		○	○			
3933		田中（54） 長崎-（急）-1526		○	○			
3934		田中（55） 長崎-（急）-1528		○	○			
3935		田中赤松 長崎-（急）-1529		○	○			
3936		田中（6） 長崎-（急）-1531		○	○			
3937		田中館 長崎-（急）-1532		○	○			
3938		田中（7） 長崎-（急）-1533		○	○			
3939		田中（98） 長崎-（急）-1533-2		○	○			
3940	かき道 1丁目	かき道1丁目（5） 長崎-（急）-1561		○	○		長崎市かき道1丁目8-2 かき道1丁目公民館	89

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3941	かき道 1丁目	かき道1丁目(4) 長崎-（急）-1562	平成26年 3月28日 第441号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市かき道1丁目8-2 かき道1丁目公民館	89
3942	田中町	田中（65） 長崎-（急）-1774		○	○		長崎市田中町 3722 中尾中央公民館	76
3943		田中（66） 長崎-（急）-1775		○	○			
3944		田中（67） 長崎-（急）-1776		○	○			
3945		田中（97） 長崎-（急）-1776-2		○	○			
3946		田中（68） 長崎-（急）-1777		○	○			
3947		田中（69） 長崎-（急）-1778		○	○			
3948		田中（70） 長崎-（急）-1784		○	○			
3949		田中（71） 長崎-（急）-1785		○	○			
3950		田中（72） 長崎-（急）-1786		○	○			
3951		田中（74） 長崎-（急）-1788		○	○			
3952		田中（75） 長崎-（急）-1789		○	○			
3953		田中（76） 長崎-（急）-1790		○	○			
3954		田中（77） 長崎-（急）-1791		○	○			
3955		田中（78） 長崎-（急）-1792		○	○			
3956		田中（79） 長崎-（急）-1793		○	○			
3957		田中（80） 長崎-（急）-1794		○	○			
3958		田中（82） 長崎-（急）-1796		○	○			
3959		田中（85） 長崎-（急）-1809		○	○			
3960		田中（86） 長崎-（急）-1810		○	○			
3961		田中（87） 長崎-（急）-1811		○	○			
3962		田中（89） 長崎-（急）-1813		○	○			
3963		田中（90） 長崎-（急）-1814		○	○			
3964		田中（98） 長崎-（急）-1814-2		○	○			
3965		田中（91） 長崎-（急）-1815		○	○			
3966		田中（92） 長崎-（急）-1816		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3967	田中町	田中（93） 長崎-（急）-1817	平成26年 3月28日 第441号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市田中町 3722 中尾中央公民館	76
3968		田中（94） 長崎-（急）-1818		○	○			
3969		田中（96） 長崎-（急）-1820		○	○			
3970		宿町（2） 長崎-（急）-1821		○	○			
3971		田中（9） 長崎-（急）-1825		○	○			
3972		田中辻ノ尾 長崎-（急）-1828		○	—			
3973		田中辻ノ尾（3） 長崎-（急）-1829		○	—			
3974		田中（10） 長崎-（急）-1830		○	○			
3975		田中（11） 長崎-（急）-1831		○	○			
3976		田中下塩塚（5） 長崎-（急）-1832		○	○			
3977		田中下塩塚 長崎-（急）-1832-2		○	○			
3978		田中甲頭（6） 長崎-（急）-1833		○	○			
3979		田中甲頭 長崎-（急）-1833-2		○	○			
3980		田中（60） 長崎-（急）-1834		○	—			
3981		田中（19） 長崎-（急）-1835		○	○			
3982		田中（12） 長崎-（急）-1836		○	○			
3983		田中（65） 長崎-（急）-1836-2		○	○			
3984		田中（13） 長崎-（急）-1837		○	○			
3985		田中（61） 長崎-（急）-1838		○	○			
3986		田中（18） 長崎-（急）-1838-2		○	○			
3987		田中（63） 長崎-（急）-1840		○	○			
3988		田中（15） 長崎-（急）-1842		○	○			
3989	かき道 1丁目	かき道1丁目（5） 長崎-（急）-1843		○	○		長崎市かき道 2丁目45-20 橘地区ふれあい センター	94
3990	かき道 2丁目	かき道2丁目（3） 長崎-（急）-1844		○	○			
3991	かき道 1丁目	かき道1丁目（3） 長崎-（急）-1845		○	○		長崎市かき道 1丁目8-2 かき道1丁目公民館	89
3992		かき道1丁目（2） 長崎-（急）-1846		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
3993	かき道 1丁目	かき道1丁目(7) 長崎- (急)-1847	平成26年 3月28日 第441号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市かき道 4丁目1-1 橘中学校	596
3994		東 (3) 長崎- (急)-1848		○	○			
3995		東 (13) 長崎- (急)-1849		○	○			
3996		東上蛸道 長崎- (急)-1850		○	○			
3997		東下蛸道 (2) 長崎- (急)-1851		○	○			
3998	かき道 6丁目	かき道5丁目(8) 長崎- (急)-1852		○	○		長崎市かき道 2丁目45-20 橘地区ふれあい センター	94
3999		かき道6丁目(5) 長崎- (急)-1853		○	○			
4000		かき道6丁目(6) 長崎- (急)-1854		○	○			
4001	かき道 3丁目	かき道3丁目(3) 長崎- (急)-1855		○	○		長崎市かき道 1丁目8-2 かき道1丁目公民館	89
4002		かき道3丁目(2) 長崎- (急)-1856		○	○			
4003	かき道 4丁目	かき道4丁目(1) 長崎- (急)-1857		○	○		長崎市田中町 3722 中尾中央公民館	76
4004		かき道4丁目(2) 長崎- (急)-1858		○	○			
4005	かき道 6丁目	かき道6丁目(1) 長崎- (急)-1859		○	○			
4006	田中町	師子川 長崎- (土)-255		○	—			
4007		師子川 (ホ) 長崎- (土)-255-2		○	○			
4008		猪師川 (ロ) 長崎- (土)-256		○	○			
4009		猪師川 長崎- (土)-257		○	○			
4010		田川内川 長崎- (土)-258		○	○			
4011		猪師川 (ホ) 長崎- (土)-258-2		○	○			
4012		田川内川 (ロ) 長崎- (土)-259		○	○			
4013		師子川 (ロ) 長崎- (土)-261		○	○			
4014		師子川 (ハ) 長崎- (土)-262		○	○			
4015		師子川 (ニ) 長崎- (土)-263		○	○			
4016		田川内川 (ハ) 長崎- (土)-265		○	○			
4017		田川内川 (ニ) 長崎- (土)-265-2		○	○			
4018		城戸岩川 長崎- (土)-266		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4019	田中町	中尾川（ニ） 長崎-（土）-266-2	平成26年 3月28日 第441号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市田中町 3722 中尾中央公民館	76
4020		中尾川（イ） 長崎-（土）-266-3		○	○			
4021		赤松川（ロ） 長崎-（土）-267		○	○			
4022		赤松川 長崎-（土）-268		○	—			
4023		船砂古川（イ） 長崎-（土）-269-2		○	○			
4024		中尾川 長崎-（土）-357		○	○			
4025		中尾川（ロ） 長崎-（土）-358		○	○			
4026		中尾川（ハ） 長崎-（土）-358-2		○	○			
4027		行合橋川 長崎-（土）-367		○	○			
4028		行合橋川（イ） 長崎-（土）-368		○	○			
4029		船砂古川（ロ） 長崎-（土）-369		○	○			
4030		鳥合場川（イ） 長崎-（土）-378		○	○			
4031		鳥合場川（ハ） 長崎-（土）-380		○	○			
4032	三京町	三京（7） 長崎-（急）-87	平成26年 5月27日 第574号	○	○	長崎市三京町 811-5 三重中学校	484	64
4033		三京（8） 長崎-（急）-87-2		○	○			
4034		三京（13） 長崎-（急）-95		○	○			
4035		三京（14） 長崎-（急）-96		○	○			
4036		三京（15） 長崎-（急）-96-2		○	○			
4037		三京（65） 長崎-（急）-97-7		○	○			
4038		三京（16） 長崎-（急）-98		○	○			
4039		三京（17） 長崎-（急）-99		○	○			
4040		三京（18） 長崎-（急）-99-3		○	○			
4041		三京（19） 長崎-（急）-99-4		○	○			
4042		三京（20） 長崎-（急）-101		○	○			
4043		三京（21） 長崎-（急）-101-2		○	○			
4044		三京（22） 長崎-（急）-103		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4045	三京町	三京（5） 長崎-（急）-106	平成26年 5月27日 第574号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市三京町 811-5 三重中学校	484
4046		三京（25） 長崎-（急）-109		○	○			
4047		三京（27） 長崎-（急）-113		○	○			
4048		三京（28） 長崎-（急）-134		○	○			
4049		三京（29） 長崎-（急）-146		○	○			
4050		三京（30） 長崎-（急）-146-2		○	○			
4051		三京（31） 長崎-（急）-147		○	○			
4052		三京（32） 長崎-（急）-148		○	○			
4053		三京（34） 長崎-（急）-148-3		○	○			
4054		三京（35） 長崎-（急）-148-4		○	○			
4055		三京（36） 長崎-（急）-148-5		○	○		長崎市三重町 166-1 東上公民館	64
4056		三京（37） 長崎-（急）-152		○	○			
4057		三京（38） 長崎-（急）-154		○	○			
4058		三京（39） 長崎-（急）-154-2		○	○			
4059		三京（40） 長崎-（急）-155		○	○			
4060		三京（41） 長崎-（急）-156		○	○			
4061		三京（43） 長崎-（急）-157-2		○	○			
4062		三京（44） 長崎-（急）-163		○	○			
4063		三京（47） 長崎-（急）-164		○	○			
4064		三京（48） 長崎-（急）-164-2		○	○			
4065		三京（49） 長崎-（急）-168		○	○			
4066	さくらの里 1丁目	さくらの里（1） 長崎-（急）-170		○	○		長崎市三京町 811-5 三重中学校 長崎市京泊1丁目 3-1 畝刈小学校	484
4067		さくらの里（2） 長崎-（急）-171		○	○			408
4068		さくらの里（3） 長崎-（急）-171-2		○	○			
4069	三京町	三京（50） 長崎-（急）-172		○	○		長崎市三京町811-5 三重中学校 長崎市三重町166-1 東上公民館	484
4070		三京（51） 長崎-（急）-173		○	○			64

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
		箇所名 箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行政機関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4071	三京町	三京（52） 長崎-（急）-174	平成26年 5月27日 第574号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市三京町 811-5	484
4072		三京（53） 長崎-（急）-177		○	○		三重中学校 長崎市三重町 166-1	64
4073		三京（54） 長崎-（急）-178		○	○		東上公民館	
4074	京泊3丁目	京泊（9） 長崎-（急）-185		○	○		長崎市京泊1丁目 3-1	408
4075		京泊（5） 長崎-（急）-186		○	—		畝刈小学校	
4076		京泊（10） 長崎-（急）-186-2		○	○		長崎市京泊3丁目 29-34	49
4077		京泊（7） 長崎-（急）-186-3		○	○		京泊公民館	
4078		京泊（8） 長崎-（急）-187		○	○		長崎市三京町 811-5	484
4079	畝刈町	畝刈（3） 長崎-（急）-188		○	○		長崎市京泊1丁目 3-1 畝刈小学校	408
4080		畝刈（4） 長崎-（急）-188-2		○	○			
4081		畝刈（6） 長崎-（急）-188-3		○	○			
4082		畝刈（8） 長崎-（急）-193		○	○			
4083		畝刈（9） 長崎-（急）-193-2		○	○			
4084		畝刈（10） 長崎-（急）-193-3		○	○			
4085		畝刈（11） 長崎-（急）-193-4		○	○			
4086		畝刈（12） 長崎-（急）-193-5		○	○			
4087		畝刈（13） 長崎-（急）-193-6		○	○			
4088		畝刈（14） 長崎-（急）-193-7		○	○			
4089		畝刈（15） 長崎-（急）-193-8		○	○			
4090		畝刈（16） 長崎-（急）-195		○	○			
4091		畝刈（17） 長崎-（急）-196		○	○			
4092	豊洋台 1丁目	豊洋台（1） 長崎-（急）-197		○	○		長崎市畝刈町 28-7	293
4093		豊洋台（2） 長崎-（急）-197-2		○	○		三重地区 市民センター	
4094	畝刈町	畝刈（18） 長崎-（急）-197-3		○	○		長崎市多以良町 389	
4095	豊洋台 1丁目	豊洋台（3） 長崎-（急）-197-4		○	○		多以良町公民館	48
4096		豊洋台（4） 長崎-（急）-197-5		○	○		長崎市京泊1丁目 3-1 畝刈小学校	408

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4097	畝刈町	畝刈（2） 長崎-（急）-200	平成26年 5月27日 第574号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市京泊1丁目 3-1 畝刈小学校	408
4098		畝刈（19） 長崎-（急）-201		○	○			
4099		畝刈（20） 長崎-（急）-201-2		○	○			
4100		畝刈（1） 長崎-（急）-202		○	○			
4101		畝刈（21） 長崎-（急）-202-2		○	○			
4102		畝刈（22） 長崎-（急）-202-3		○	○		長崎市畝刈町 28-7 三重地区 市民センター	293
4103		畝刈（23） 長崎-（急）-202-4		○	○			
4104		畝刈（24） 長崎-（急）-203-2		○	○			
4105		畝刈（5） 長崎-（急）-204		○	○			
4106		畝刈（25） 長崎-（急）-204-2		○	○			
4107	三京町	三京 長崎-（急）-248		○	○		長崎市三京町 811-5 三重中学校 長崎市三重町 166-1 東上公民館	484
4108		三京（66） 長崎-（急）-248-2		○	○			
4109		三京（55） 長崎-（急）-250		○	○		長崎市三京町 811-5 三重中学校	484
4110		三京（56） 長崎-（急）-267		○	○			
4111		三京（57） 長崎-（急）-267-2		○	○			
4112	さくらの里 3丁目	さくらの里（4） 長崎-（急）-268		○	○			
4113		さくらの里（5） 長崎-（急）-268-2		○	○			
4114		さくらの里（6） 長崎-（急）-270		○	○			
4115		さくらの里（7） 長崎-（急）-271		○	○			
4116		さくらの里（8） 長崎-（急）-272		○	○			
4117		さくらの里（9） 長崎-（急）-273		○	○			
4118		さくらの里（10） 長崎-（急）-273-2		○	○			
4119		さくらの里（11） 長崎-（急）-274		○	○			
4120		さくらの里（12） 長崎-（急）-275		○	○			
4121	三京町	三京（58） 長崎-（急）-276		○	○		長崎市三京町 811-5 三重中学校	484
4122		三京（60） 長崎-（急）-278		○	○		長崎市三重町 166-1 東上公民館	64

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4123	三京町	三京（61） 長崎-（急）-279	平成26年 5月27日 第574号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市三京町 811-5 三重中学校	484
4124	さくらの里 3丁目	さくらの里（13） 長崎-（急）-280		○	○			
4125	三京町	三京（63） 長崎-（急）-284		○	○			
4126	さくらの里 3丁目	さくらの里（14） 長崎-（急）-285		○	○		長崎市三重町 166-1 東上公民館	64
4127	三京町	三京（64） 長崎-（急）-286		○	○			
4128	さくらの里 3丁目	さくらの里（15） 長崎-（急）-287		○	○			
4129		さくらの里（16） 長崎-（急）-287-2		○	○			
4130	京泊3丁目	京泊（11） 長崎-（急）-288		○	○		長崎市京泊1丁目 3-1 畝刈小学校 長崎市京泊3丁目 29-34 京泊公民館 長崎市三京町 811-5 三重中学校	408 49 484
4131		京泊（12） 長崎-（急）-289		○	○			
4132		京泊（13） 長崎-（急）-291		○	○			
4133		京泊（14） 長崎-（急）-291-2		○	○			
4134		京泊（15） 長崎-（急）-292		○	○			
4135		京泊（18） 長崎-（急）-295-2		○	○			
4136		京泊（19） 長崎-（急）-296		○	○			
4137		京泊（1） 長崎-（急）-297		○	○			
4138		京泊（2） 長崎-（急）-297-2		○	—			
4139		京泊（3） 長崎-（急）-297-3		○	—			
4140		京泊（3） 長崎-（急）-297-4		○	—			
4141		京泊（20） 長崎-（急）-298		○	○			
4142		京泊（4） 長崎-（急）-299		○	○			
4143	畝刈町	畝刈（27） 長崎-（急）-302		○	○		長崎市京泊1丁目3-1 畝刈小学校 長崎市畝刈町28-7 三重地区市民センター 長崎市京泊3丁目29-34 京泊公民館 長崎市三京町811-5 三重中学校 長崎市三重町166-1 東上公民館	408 293 49 484 64
4144	三京町	松崎川（ト） 長崎-（土）-8		○	○			
4145		三京川（イ） 長崎-（土）-10		○	○			
4146		三京川（ニ） 長崎-（土）-10-2		○	○			
4147	畝刈町	久保川 長崎-（土）-15		○	—			
4148	京泊3丁目	京泊川 長崎-（土）-16		○	—			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4149	京泊3丁目	京泊川（口） 長崎-（土）-16-2	平成26年 5月27日 第574号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市京泊1丁目3-1 畝刈小学校	408
4150	さくらの里 3丁目	さくらの里川（イ） 長崎-（土）-16-3		○	○		長崎市畝刈町28-7 三重地区市民センター	293
4151		さくらの里川（ロ） 長崎-（土）-16-4		○	○		長崎市京泊3丁目29-34 京泊公民館	49
4152	三京町	野中川 長崎-（土）-16-5		○	○		長崎市三京町811-5 三重中学校	484
4153	畝刈町	畝刈川（口） 長崎-（土）-17		○	○		長崎市三重町166-1 東上公民館	64
4154		畝刈川 長崎-（土）-18		○	○		長崎市多以良町389 多以良町公民館	48
4155		富田川 長崎-（土）-19		○	—			
4156	豊洋台 1丁目	富田川（口） 長崎-（土）-19-2		○	○			
4157	大崎町	大崎（3） 長崎-（急）-3586	平成26年 7月11日 第695号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市大崎町 733-1 大崎びわ集出荷所	241
4158		大崎（4） 長崎-（急）-3586-2		○	○			
4159		大崎（5） 長崎-（急）-3588		○	○			
4160		大崎（6） 長崎-（急）-3588-2		○	○			
4161		大崎（2） 長崎-（急）-3589		○	○			
4162		大崎（7） 長崎-（急）-3590		○	○			
4163		大崎（8） 長崎-（急）-3592		○	○			
4164		大崎（9） 長崎-（急）-3594		○	○			
4165		大崎（10） 長崎-（急）-3594-2		○	○			
4166		大崎森岳 長崎-（急）-3594-3		○	—			
4167		大崎 長崎-（急）-3595		○	○			
4168		大崎（11） 長崎-（急）-3595-2		○	○			
4169		大崎（12） 長崎-（急）-3595-3		○	○			
4170		大崎（13） 長崎-（急）-3595-4		○	○			
4171		大崎（14） 長崎-（急）-3595-5		○	○			
4172		大崎（15） 長崎-（急）-3595-6		○	○			
4173		大崎（16） 長崎-（急）-3595-7		○	○			
4174		大崎里乙（1） 長崎-（急）-3596		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4175	大崎町	大崎里乙（2） 長崎-（急）-3596-2	平成26年 7月11日 第695号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市大崎町 733-1 大崎びわ集出荷所	241
4176		大崎里乙（3） 長崎-（急）-3596-3		○	○			
4177		大崎里乙（4） 長崎-（急）-3596-4		○	○			
4178		大崎里乙（6） 長崎-（急）-3596-6		○	○			
4179		大崎（17） 長崎-（急）-3597		○	○			
4180		大崎（18） 長崎-（急）-3597-4		○	○			
4181		大崎（19） 長崎-（急）-3597-5		○	○			
4182		大崎（20） 長崎-（急）-3597-6		○	○			
4183		大崎里甲（1） 長崎-（急）-3598		○	—			
4184		大崎里甲（2） 長崎-（急）-3598-2		○	○			
4185		大崎（21） 長崎-（急）-3598-3		○	○			
4186		大崎（22） 長崎-（急）-3598-4		○	○			
4187		大崎（23） 長崎-（急）-3599		○	○			
4188		大崎（24） 長崎-（急）-3600		○	○			
4189		大崎（25） 長崎-（急）-3601		○	○			
4190		大崎（26） 長崎-（急）-3602-2		○	○			
4191		大崎（27） 長崎-（急）-3603		○	○			
4192		大崎（28） 長崎-（急）-3604		○	○			
4193		大崎（29） 長崎-（急）-3605		○	○			
4194		大崎（30） 長崎-（急）-3606		○	○			
4195		大崎（31） 長崎-（急）-3606-2		○	○			
4196		大崎（32） 長崎-（急）-3606-3		○	○			
4197		大崎（33） 長崎-（急）-3607		○	○			
4198		大崎（34） 長崎-（急）-3607-2		○	○			
4199		大崎（35） 長崎-（急）-3607-3		○	○			
4200		大崎（36） 長崎-（急）-3607-4		○	○			

番号	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
		箇所名 箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行政機関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4201	大崎町	大崎 (37) 長崎-(急) -3607-5	平成26年 7月11日 第695号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市大崎町 733-1 大崎びわ集出荷所	241
4202	千々町	千々 (14) 長崎-(急) -3615		○	○			
4203		千々 (15) 長崎-(急) -3615-2		○	○			
4204		千々 (16) 長崎-(急) -3616		○	○			
4205		千々 (17) 長崎-(急) -3616-2		○	○			
4206		千々 (18) 長崎-(急) -3616-3		○	—			
4207		千々 (19) 長崎-(急) -3619		○	○			
4208		千々 (20) 長崎-(急) -3620		○	○			
4209		千々 (21) 長崎-(急) -3621		○	○			
4210		千々 (22) 長崎-(急) -3622		○	○			
4211		千々 (23) 長崎-(急) -3623		○	○			
4212		千々 (24) 長崎-(急) -3624		○	○		長崎市千々町 265-1 千々町自治会 研修施設	38
4213		千々 (25) 長崎-(急) -3624-2		○	○			
4214		千々 (26) 長崎-(急) -3625		○	○		長崎市千々町 513 旧南小学校	226
4215		千々 (27) 長崎-(急) -3626		○	○			
4216		千々 (28) 長崎-(急) -3627		○	○			
4217		千々 (29) 長崎-(急) -3628		○	○			
4218		千々 (5) 長崎-(急) -3630		○	○			
4219		千々 (9) 長崎-(急) -3630-3		○	○			
4220		千々 (30) 長崎-(急) -3630-4		○	○			
4221		千々 (31) 長崎-(急) -3630-5		○	○			
4222		千々 (1) 長崎-(急) -3631		○	○			
4223		千々 (32) 長崎-(急) -3632		○	○			
4224		千々 (33) 長崎-(急) -3632-3		○	—			
4225		千々 (34) 長崎-(急) -3632-4		○	○			
4226		千々 (35) 長崎-(急) -3632-5		○	○			

番号	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
		箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒	特別警戒	行政機関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4227	千々町	千々（36） 長崎-（急）-3633	平成26年 7月11日 第695号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市千々町 265-1 千々町自治会 研修施設	38
4228		千々（37） 長崎-（急）-3634		○	○			
4229		千々（38） 長崎-（急）-3634-2		○	○			
4230		千々（39） 長崎-（急）-3634-4		○	—			
4231		千々（40） 長崎-（急）-3634-5		○	○			
4232		千々（41） 長崎-（急）-3634-6		○	○			
4233		千々（42） 長崎-（急）-3635		○	○			
4234		千々（43） 長崎-（急）-3635-2		○	○			
4235		千々（44） 長崎-（急）-3636		○	○			
4236		千々（45） 長崎-（急）-3636-2		○	○			
4237		千々（46） 長崎-（急）-3637		○	○			
4238		千々（47） 長崎-（急）-3638		○	○		長崎市千々町 513 旧南小学校	226
4239		千々（48） 長崎-（急）-3638-2		○	○			
4240		千々（4） 長崎-（急）-3639		○	○			
4241		千々（8） 長崎-（急）-3639-3		○	○			
4242		千々（11） 長崎-（急）-3640		○	○			
4243		千々（49） 長崎-（急）-3640-2		○	○			
4244		千々（3） 長崎-（急）-3640-3		○	○			
4245		千々（7） 長崎-（急）-3640-4		○	○			
4246		千々（2） 長崎-（急）-3641		○	○			
4247		千々（50） 長崎-（急）-3642		○	○			
4248		千々（51） 長崎-（急）-3643		○	○			
4249		千々（52） 長崎-（急）-3643-2		○	○			
4250	大崎町	大崎（38） 長崎-（急）-3646		○	○		長崎市大崎町 733-1 大崎びわ集出荷所	241
4251	千々町	千々（53） 長崎-（急）-3648		○	○		長崎市千々町 265-1 千々町自治会研修施設	38
4252		千々（54） 長崎-（急）-3649		○	○		長崎市千々町 513 旧南小学校	226

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4253	千々町	千々 (55) 長崎-(急) -3650	平成26年 7月11日 第695号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市千々町513 旧南小学校	226
4254	大崎町	大崎 (39) 長崎-(急) -3651		○	○		長崎市大崎町 733-1 大崎びわ集出荷所	241
4255		大崎 (40) 長崎-(急) -3651-2		○	○			
4256		大崎 (41) 長崎-(急) -3652		○	○			
4257		大崎 (42) 長崎-(急) -3652-2		○	○			
4258		大崎 (43) 長崎-(急) -3652-3		○	—			
4259		大崎 (44) 長崎-(急) -3653		○	○			
4260		大崎 (45) 長崎-(急) -3653-2		○	○			
4261		大崎 (46) 長崎-(急) -3654-2		○	○			
4262		大崎 (47) 長崎-(急) -3654-3		○	○			
4263	千々町	千々 (56) 長崎-(急) -3655		○	○		長崎市千々町 265-1 千々町自治会 研修施設 長崎市千々町 513 旧南小学校	38 226
4264		千々 (57) 長崎-(急) -3656		○	○			
4265		千々 (58) 長崎-(急) -3657		○	○			
4266		千々 (59) 長崎-(急) -3657-2		○	○			
4267		千々 (60) 長崎-(急) -3657-3		○	○			
4268		千々 (61) 長崎-(急) -3658		○	○			
4269		千々 (62) 長崎-(急) -3658-2		○	○			
4270		千々 (63) 長崎-(急) -3658-3		○	○			
4271		千々 (64) 長崎-(急) -3659		○	○			
4272		千々 (65) 長崎-(急) -3660		○	○			
4273		千々 (66) 長崎-(急) -3661		○	○			
4274		千々 (67) 長崎-(急) -3661-2		○	○			
4275		千々 (68) 長崎-(急) -3661-3		○	○			
4276		千々 (69) 長崎-(急) -3662		○	○			
4277	大崎町	大崎川 (ロ) 長崎-(土) -3196		○	○		長崎市大崎町 733-1 大崎びわ集出荷所	241
4278		大崎川 (ハ) 長崎-(土) -3197		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4279	大崎町	大崎川（ニ） 長崎-（土）-3198	平成26年 7月11日 第695号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市大崎町 733-1 大崎びわ集出荷所	241
4280		大崎川（ホ） 長崎-（土）-3198-2		○	○			
4281		大崎川（ヘ） 長崎-（土）-3198-3		○	○			
4282		大崎川（ト） 長崎-（土）-3199		○	○			
4283		大崎川 長崎-（土）-3200		○	—			
4284		大崎川（チ） 長崎-（土）-3201		○	○			
4285		大崎川（リ） 長崎-（土）-3201-2		○	○			
4286	千々町	千々川（ロ） 長崎-（土）-3203	平成26年 7月11日 第695号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市千々町 265-1 千々町自治会 研修施設 長崎市千々町 513 旧南小学校	38 226
4287		千々川（ハ） 長崎-（土）-3204		○	○			
4288		千々川（ニ） 長崎-（土）-3204-2		○	○			
4289		千々川（ホ） 長崎-（土）-3204-3		○	○			
4290		千々川（ヘ） 長崎-（土）-3205		○	○			
4291		千々川（ト） 長崎-（土）-3206		○	○			
4292		千々川 長崎-（土）-3207		○	○			
4293	大崎町	大崎川（ヌ） 長崎-（土）-3208		○	○		長崎市大崎町 733-1 大崎びわ集出荷所	241
4294		大崎川（ル） 長崎-（土）-3209		○	○			
4295	小江原 5丁目	小江原（7） 長崎-（急）-1244	平成26年 7月18日 第712号	○	○		長崎市柿泊町 2316 小江原中学校	302
4296		小江原（8） 長崎-（急）-1245		○	○			
4297		小江原（9） 長崎-（急）-1246-2		○	○			
4298	小江原 1丁目	小江原（11） 長崎-（急）-1247		○	—		長崎市小江原3丁目 19-1 桜が丘小学校	419
4299		小江原（5） 長崎-（急）-1248		○	○			
4300		小江原（12） 長崎-（急）-1249		○	—		長崎市小江原1丁目 1-1 長崎北高等学校	1203
4301		小江原（3） 長崎-（急）-1251		○	○			
4302		小江原（14） 長崎-（急）-1252-2		○	○		長崎市小江原2丁目 33-1 小江原小学校	314
4303		小江原（15） 長崎-（急）-1253		○	○			
4304	小江原 5丁目	小江原（16） 長崎-（急）-1254		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4305	小江原 5丁目	小江原（17） 長崎-（急）-1254-2	平成26年 7月18日 第712号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市柿泊町 2316 小江原中学校	302
4306	小江原 1丁目	小江原（6） 長崎-（急）-1255		○	○			
4307	小江原 2丁目	小江原（2） 長崎-（急）-1256		○	○			
4308	小江原 1丁目	小江原（18） 長崎-（急）-1256-2		○	○			
4309	小江原 2丁目	小江原（20） 長崎-（急）-1256-4		○	○		長崎市小江原3丁目 19-1 桜が丘小学校	419
4310		小江原（22） 長崎-（急）-1256-6		○	—			
4311	小江原 1丁目	小江原（23） 長崎-（急）-1256-7		○	—		長崎市小江原1丁目 1-1 長崎北高等学校	1203
4312	小江原 2丁目	小江原（24） 長崎-（急）-1257		○	○			
4313		小江原（25） 長崎-（急）-1258		○	○		長崎市小江原2丁目 33-1 小江原小学校	314
4314	小江原 3丁目	小江原（27） 長崎-（急）-1258-3		○	○			
4315		小江原（29） 長崎-（急）-1259-2		○	○		長崎市小江原3丁目 20-10 小江原地区ふれあい センター	106
4316	小江原 2丁目	小江原（30） 長崎-（急）-1260		○	○			
4317		小江原（31） 長崎-（急）-1261		○	○			
4318		小江原（32） 長崎-（急）-1261-2		○	○			
4319	城山台 2丁目	城山台2丁目（3） 長崎-（急）-1273		○	○		長崎市城山台1丁目 34-6 城山台集会所	78
4320		城山台2丁目（4） 長崎-（急）-1274		○	○			
4321		城山台2丁目（1） 長崎-（急）-1275		○	○			
4322		城山台2丁目（2） 長崎-（急）-1276		○	○			
4323	青山町	青山（1） 長崎-（急）-1301		○	○		長崎市若草町 6-5 聖マリア学院	531
4324		青山（2） 長崎-（急）-1302		○	○			
4325		青山（7） 長崎-（急）-1302-2		○	○			
4326		青山（8） 長崎-（急）-1302-3		○	○			
4327	金堀町	金堀（4） 長崎-（急）-1311		○	○		長崎市金堀町 23-1 西城山小学校	360
4328		金堀（3） 長崎-（急）-1312		○	○			
4329		金堀（5） 長崎-（急）-1313		○	—			
4330		金堀（10） 長崎-（急）-1313-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 号 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4331	青山町	青山（9） 長崎-（急）-1314	平成26年 7月18日 第712号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市若草町 6-5 聖マリア学院	531
4332		青山（4） 長崎-（急）-1315		○	○			
4333		青山（10） 長崎-（急）-1315-2		○	○			
4334	金堀町	金堀（2） 長崎-（急）-1316		○	○			
4335	青山町	青山（5） 長崎-（急）-1317		○	○			
4336		青山（11） 長崎-（急）-1317-2		○	○			
4337	金堀町	金堀（11） 長崎-（急）-1318		○	○		長崎市金堀町 23-1 西城山小学校	360
4338	青山町	青山（6） 長崎-（急）-1319		○	○			
4339		青山（12） 長崎-（急）-1319-2		○	○			
4340		青山（13） 長崎-（急）-1319-3		○	○			
4341	金堀町	金堀（1） 長崎-（急）-1320		○	○			
4342		金堀（12） 長崎-（急）-1320-2		○	○			
4343	青山町	青山（3） 長崎-（急）-1321		○	○		長崎市若草町 6-5 聖マリア学院	531
4344	若草町	若草（1） 長崎-（急）-1324		○	○			
4345		若草（4） 長崎-（急）-1324-2		○	○			
4346		若草（3） 長崎-（急）-1325		○	○		長崎市花園町 4-3 西城山校区 西部自治会公民館	219
4347		若草（2） 長崎-（急）-1327		○	○			
4348		若草（5） 長崎-（急）-1327-2		○	○			
4349	金堀町	金堀（6） 長崎-（急）-1649		○	○		長崎市金堀町 23-1 西城山小学校	360
4350		金堀（7） 長崎-（急）-1650		○	○			
4351	城山台 1丁目	城山台 長崎-（急）-1651		○	—			
4352	金堀町	金堀（13） 長崎-（急）-1652		○	—		長崎市城山台1丁目 34-6 城山台集会所	78
4353		金堀（14） 長崎-（急）-1652-2		○	○			
4354		金堀（8） 長崎-（急）-1652-3		○	○			
4355		金堀（9） 長崎-（急）-1653		○	○			
4356	立岩町	立岩（6） 長崎-（急）-1654		○	○		長崎市金堀町 23-1 西城山小学校	360

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4357	立岩町	立岩（7） 長崎-（急）-1655-2	平成26年 7月18日 第712号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市金堀町 23-1 西城山小学校	360
4358		立岩（8） 長崎-（急）-1655-3		○	○			
4359		立岩（9） 長崎-（急）-1656		○	○			
4360		立岩（1） 長崎-（急）-1657		○	○			
4361		立岩（2） 長崎-（急）-1658		○	○			
4362		立岩（3） 長崎-（急）-1659		○	○			
4363		立岩（10） 長崎-（急）-1659-2		○	○		長崎市富士見町 6-6 淵地区ふれあい センター	106
4364		立岩（11） 長崎-（急）-1659-3		○	○			
4365		立岩（12） 長崎-（急）-1659-4		○	○			
4366		立岩（4） 長崎-（急）-1660		○	○			
4367		立岩（13） 長崎-（急）-1660-2		○	○			
4368		立岩（14） 長崎-（急）-1660-3		○	○			
4369		立岩（5） 長崎-（急）-1661		○	○			
4370	小江原 1丁目	小江原川（口） 長崎-（土）-112		○	○		長崎市柿泊町 2316 小江原中学校 長崎市小江原 3 丁目 19-1 桜が丘小学校 長崎市小江原 1 丁目 1-1 長崎北高等学校 長崎市小江原 2 丁目 33-1 小江原小学校	302 419 1203 314
4371	小江原 5丁目	小江原川（へ） 長崎-（土）-222		○	○			
4372		小江原川（ト） 長崎-（土）-223		○	○			
4373		小江原川（ホ） 長崎-（土）-224		○	○			
4374	小江原 1 丁目	小江原川（ハ） 長崎-（土）-225		○	○			
4375		小江原川（ニ） 長崎-（土）-226		○	○			
4376	城山台 2丁目	城山川（イ） 長崎-（土）-228		○	○		長崎市城山台 1 丁目 34-6 城山台集会所 長崎市若草町 6-5 聖マリア学院 長崎市金堀町 23-1 西城山小学校	78 531 360
4377	青山町	青山川（イ） 長崎-（土）-231		○	○			
4378	金堀町	金堀川（口） 長崎-（土）-232		○	○			
4379		金堀川（ホ） 長崎-（土）-234		○	○			
4380		金堀川（イ） 長崎-（土）-235		○	○			
4381	青山町	青山川（口） 長崎-（土）-236		○	○			
4382	城山台 2 丁目	城山川（口） 長崎-（土）-323		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4383	立岩町	立岩川（口） 長崎-(土)-324	平成26年 7月18日 第712号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市金堀町 23-1 西城山小学校	360
4384		立岩川（ホ） 長崎-(土)-324-2		○	○		長崎市富士見町 6-6 淵地区ふれあい センター	106
4385		立岩川（ヘ） 長崎-(土)-324-3		○	○			
4386		立岩川（ハ） 長崎-(土)-326		○	○			
4387	錦3丁目	錦3丁目（1） 長崎-(急)-877	平成26年 7月22日 第723号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市白鳥町 8-1 つつじ荘	31
4388		錦3丁目（2） 長崎-(急)-877-2		○	○			
4389		錦3丁目（3） 長崎-(急)-877-3		○	○			
4390		錦3丁目（4） 長崎-(急)-877-4		○	○			
4391	錦2丁目	錦 長崎-(急)-879		○	—			
4392	錦3丁目	錦3丁目（5） 長崎-(急)-885		○	○			
4393		錦3丁目（6） 長崎-(急)-885-2		○	○			
4394		錦3丁目（7） 長崎-(急)-885-3		○	○			
4395	西町	西町（10） 長崎-(急)-886		○	○		長崎市音無町 9-34 南山小学校	284
4396		西町（9） 長崎-(急)-887		○	○			
4397		西町（2） 長崎-(急)-888		○	○		長崎市西町 2-1 西町小学校	267
4398		西町（3） 長崎-(急)-889		○	○			
4399	錦3丁目	錦3丁目（8） 長崎-(急)-890		○	○		長崎市音無町 9-34 南山小学校	284
4400		錦3丁目（9） 長崎-(急)-890-2		○	○			
4401		錦3丁目（10） 長崎-(急)-891		○	○			
4402	錦2丁目	錦2丁目（2） 長崎-(急)-892		○	○			
4403		錦2丁目（3） 長崎-(急)-893		○	○			
4404		錦2丁目（4） 長崎-(急)-894		○	○			
4405	西町	西町（11） 長崎-(急)-896-2		○	○			
4406	錦2丁目	錦2丁目（5） 長崎-(急)-897		○	○			
4407		錦2丁目（6） 長崎-(急)-897-2		○	○			
4408		錦2丁目（7） 長崎-(急)-897-3		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4409	西町	西町（1） 長崎-（急）-898	平成26年 7月22日 第723号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市白鳥町 8-1 つつじ荘	31
4410		西町（4） 長崎-（急）-899		○	○			
4411		西町（13） 長崎-（急）-899-2		○	○		長崎市音無町 9-34 南山小学校	284
4412	音無町	音無 長崎-（急）-901		○	—			
4413	白鳥町	白鳥 長崎-（急）-903		○	○		長崎市西町 2-1 西町小学校	267
4414	清水町	清水 長崎-（急）-904		○	—			
4415		清水（2） 長崎-（急）-904-2		○	○		長崎市白鳥町 3-9 緑が丘地区ふれあい センター	112
4416		清水（4） 長崎-（急）-904-4		○	○			
4417		清水（5） 長崎-（急）-904-5		○	○			
4418	油木町	油木（11） 長崎-（急）-1278		○	○			
4419		油木（7） 長崎-（急）-1279		○	○			
4420		油木（12） 長崎-（急）-1280-2		○	○			
4421	西町	西町（14） 長崎-（急）-1282		○	○		長崎市小江原1丁目 1-1 長崎北高等学校	1203
4422	油木町	油木（6） 長崎-（急）-1283		○	○			
4423		油木（13） 長崎-（急）-1283-2		○	○		長崎市緑が丘 10-1 緑が丘中学校	496
4424		油木（5） 長崎-（急）-1284		○	○			
4425		油木（4） 長崎-（急）-1286		○	○		長崎市油木町 7-1 県立総合体育館	632
4426		油木（14） 長崎-（急）-1286-2		○	○			
4427	西町	西町（5） 長崎-（急）-1287		○	○		長崎市白鳥町 8-1 つつじ荘	31
4428		西町（15） 長崎-（急）-1289		○	○			
4429		西町（7） 長崎-（急）-1291		○	○			
4430		西町（16） 長崎-（急）-1292		○	○		長崎市西町 2-1 西町小学校	267
4431		西町（17） 長崎-（急）-1292-2		○	○			
4432		西町（18） 長崎-（急）-1292-3		○	○			
4433		西町（19） 長崎-（急）-1292-4		○	○			
4434		西町（20） 長崎-（急）-1293		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4435	油木町	油木（3） 長崎-（急）-1294	平成26年 7月22日 第723号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市小江原1丁目 1-1 長崎北高等学校	1203
4436	緑が丘町	緑ヶ丘（3） 長崎-（急）-1295-2		○	—			
4437		緑ヶ丘（4） 長崎-（急）-1295-3		○	○			
4438		緑ヶ丘（1） 長崎-（急）-1296		○	○			
4439		緑ヶ丘（5） 長崎-（急）-1296-2		○	○			
4440		緑ヶ丘（6） 長崎-（急）-1296-3		○	○			
4441		緑ヶ丘（7） 長崎-（急）-1296-4		○	—		長崎市緑が丘 10-1 緑が丘中学校	496
4442		緑ヶ丘（9） 長崎-（急）-1296-6		○	—			
4443		緑ヶ丘（10） 長崎-（急）-1296-7		○	○		長崎市油木町 7-1 県立総合体育館	632
4444		緑ヶ丘（11） 長崎-（急）-1296-8		○	—			
4445		緑ヶ丘（12） 長崎-（急）-1296-9		○	○		長崎市西町 2-1 西町小学校	267
4446		緑ヶ丘（13） 長崎-（急）-1297		○	○			
4447		緑ヶ丘（14） 長崎-（急）-1297-2		○	○		長崎市白鳥町 3-9 緑が丘地区ふれあい センター	112
4448	油木町	油木（9） 長崎-（急）-1298		○	○			
4449		油木（16） 長崎-（急）-1298-2		○	○			
4450		油木 長崎-（急）-1300		○	—			
4451		油木（2） 長崎-（急）-1303		○	○			
4452		油木（15） 長崎-（急）-1303-2		○	○			
4453	江里町	江里 長崎-（急）-1306		○	○		長崎市緑が丘 10-1 緑が丘中学校	496
4454		江里（2） 長崎-（急）-1306-2		○	○			
4455		江里（3） 長崎-（急）-1307		○	○		長崎市油木町 7-1 県立総合体育館	632
4456		江里（4） 長崎-（急）-1307-2		○	○			
4457	錦3丁目	錦川（ニ） 長崎-（土）-121		○	○		長崎市白鳥町 8-1 つつじ荘	31
4458		錦川（ハ） 長崎-（土）-122		○	○			
4459		錦川（ホ） 長崎-（土）-123		○	○		長崎市西町 2-1 西町小学校	267
4460	西町	西町川（ロ） 長崎-（土）-127-1		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4461	錦 3 丁目	錦川（ロ） 長崎-（土）-127-2	平成26年 7月22日 第723号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市白鳥町 8-1 つつじ荘 長崎西町 2-1 西町小学校 長崎市小江原 1 丁目 1-1 長崎北高等学校 長崎市緑が丘 10-1 緑が丘中学校 長崎市油木町 7-1 県立総合体育館	31 267 1203 496 632
4462	油木町	油木川（イ） 長崎-（土）-229		○	○		長崎市泉町 1125 市立長崎商業高等学校	964
4463		油木川（ニ） 長崎-（土）-230		○	○			
4464	泉町	泉（3） 長崎-（急）-522	平成28年 3月25日 第304号	○	○			
4465		泉（4） 長崎-（急）-523		○	○			
4466		泉（6） 長崎-（急）-524-3		○	○			
4467		泉（7） 長崎-（急）-525		○	○			
4468		泉（8） 長崎-（急）-526		○	○			
4469		泉（9） 長崎-（急）-526-2		○	○			
4470		泉（16） 長崎-（急）-527		○	○			
4471	女の都4丁目	女の都4丁目(2) 長崎-（急）-529-2		○	○		長崎市女の都 4 丁目 7-1 女の都小学校	48
4472		女の都4丁目(3) 長崎-（急）-529-3		○	○			
4473		女の都4丁目(4) 長崎-（急）-529-4		○	○			
4474		女の都4丁目(5) 長崎-（急）-529-5		○	○			
4475		女の都4丁目(6) 長崎-（急）-531		○	○			
4476	泉町	泉（10） 長崎-（急）-533		○	○		長崎市泉町 1125 市立長崎商業高等学校	964
4477		泉（11） 長崎-（急）-533-2		○	○			
4478		泉（12） 長崎-（急）-534		○	○			
4479		泉（13） 長崎-（急）-534-2		○	○			
4480		泉（14） 長崎-（急）-534-3		○	○			
4481		泉（15） 長崎-（急）-535		○	○			
4482		泉（17） 長崎-（急）-536-4		○	○			
4483	女の都4丁目	女の都4丁目(7) 長崎-（急）-541		○	○		長崎市女の都 4 丁目 7-1 女の都小学校	48
4484		女の都4丁目(8) 長崎-（急）-541-2		○	○			
4485		女の都4丁目(9) 長崎-（急）-544		○	○			
4486		女の都4丁目(10) 長崎-（急）-544-2		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		簡 所 名 簡 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4487	女の都4丁目	女の都4丁目(13) 長崎-(急)-546-2	平成28年 3月25日 第304号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市女の都4丁目 7-1 女の都小学校	48
4488	女の都2丁目	女ノ都2丁目(3) 長崎-(急)-546-3		○	○			
4489	女の都4丁目	女の都4丁目(14) 長崎-(急)-547		○	○			
4490	女の都2丁目	女ノ都2丁目(4) 長崎-(急)-549		○	○			
4491	女の都4丁目	女の都4丁目(16) 長崎-(急)-550		○	○			
4492	女の都1丁目	女ノ都1丁目(5) 長崎-(急)-551		○	○			
4493		女ノ都1丁目(6) 長崎-(急)-551-2		○	○			
4494		女ノ都1丁目(8) 長崎-(急)-551-3		○	○			
4495		女ノ都1丁目(9) 長崎-(急)-551-4		○	○			
4496		女ノ都1丁目(10) 長崎-(急)-551-5		○	○		長崎大手3丁目 11-1 みのりが丘幼稚園	290
4497	女の都2丁目	女ノ都2丁目(2) 長崎-(急)-552-4		○	○			
4498	女の都1丁目	女ノ都1丁目(11) 長崎-(急)-553		○	○			
4499		女ノ都1丁目(13) 長崎-(急)-553-3		○	○			
4500		女ノ都1丁目(14) 長崎-(急)-553-4		○	○			
4501	女の都2丁目	女ノ都2丁目(7) 長崎-(急)-553-5		○	○			
4502	女の都1丁目	女ノ都1丁目(15) 長崎-(急)-553-7		○	○			
4503	女の都2丁目	女ノ都2丁目(8) 長崎-(急)-579		○	○			
4504		女ノ都2丁目(9) 長崎-(急)-579-4		○	○			
4505		女ノ都2丁目(10) 長崎-(急)-580		○	○			
4506		女ノ都2丁目(11) 長崎-(急)-582		○	○			
4507	女の都1丁目	女ノ都1丁目(16) 長崎-(急)-582-3		○	○			
4508	赤迫2丁目	赤迫2丁目(1) 長崎-(急)-866		○	○		長崎市西北町13-13 西北・岩屋ふれあいセンター	78
4509	泉3丁目	泉裏山 長崎-(急)-866-2		○	○		長崎市西北町13-13 西北・岩屋ふれあいセンター	78
4510		泉裏山(2) 長崎-(急)-866-3		○	○		長崎市千歳町5-1 北公民館	147
4511	赤迫2丁目	赤迫2丁目(2) 長崎-(急)-866-7		○	○		長崎市西北町13-13 西北・岩屋ふれあいセンター	78
4512	泉3丁目	泉3丁目(1) 長崎-(急)-881		○	○		長崎市西北町13-13 西北・岩屋ふれあいセンター 長崎市千歳町5-1 北公民館	78 147

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4513	住吉町	住吉(4) 長崎-(急)-882-2	平成28年 3月25日 第304号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市千歳町 5-1 北公民館	147
4514		住吉(2) 長崎-(急)-883		○	○			
4515	住吉台町	住吉台(1) 長崎-(急)-884		○	○		長崎市西北町 13-13 西北・岩屋ふれあいセンター	78
4516	泉3丁目	泉山裏 長崎-(急)-884-3		○	—		長崎市西北町 13-13 西北・岩屋ふれあいセンター 長崎市千歳町 5-1 北公民館	78 147
4517		泉3丁目(2) 長崎-(急)-905		○	○			
4518		泉3丁目(3) 長崎-(急)-905-3		○	○			
4519	女の都1丁目	女ノ都 長崎-(急)-909		○	○		長崎市女の都 4丁目 7-1 女の都小学校	48
4520		女の都2 長崎-(急)-909-4		○	○			
4521		川平女ノ都 長崎-(急)-910		○	○			
4522		女ノ都1丁目(17) 長崎-(急)-910-2		○	○			
4523		女ノ都1丁目(7) 長崎-(急)-910-4		○	○			
4524		女ノ都1丁目(17) 長崎-(急)-915		○	○			
4525	けやき台町	けやき台(1) 長崎-(急)-916-2		○	○		長崎大手 3丁目 11-1 みのりが丘幼稚園	290
4526	女の都1丁目	女ノ都1丁目(3) 長崎-(急)-919		○	○			
4527		女ノ都1丁目(18) 長崎-(急)-919-2		○	○			
4528		女ノ都1丁目(18) 長崎-(急)-919-3		○	○			
4529		女ノ都1丁目(20) 長崎-(急)-919-4		○	○			
4530		女ノ都1丁目(21) 長崎-(急)-919-6		○	○			
4531		女ノ都1丁目(22) 長崎-(急)-919-7		○	○			
4532	泉2丁目	泉2丁目(2) 長崎-(急)-922		○	○		長崎市千歳町 5-1 北公民館 長崎市文教町 4-10 西浦上中学校	147 445
4533	泉1丁目	泉1丁目(3) 長崎-(急)-923		○	○			
4534		泉1丁目(1) 長崎-(急)-923-2		○	○			
4535		泉1丁目(2) 長崎-(急)-923-3		○	○			
4536		泉黒岩 長崎-(急)-923-4		○	○			
4537	女の都1丁目	下川平 長崎-(急)-940		○	○		長崎市女の都 4丁目 7-1 女の都小学校	48
4538		女ノ都1丁目(23) 長崎-(急)-943-2		○	○		長崎大手 3丁目 11-1 みのりが丘幼稚園	290

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4539	女の都1丁目	女ノ都1丁目(24) 長崎-(急)-946	平成28年 3月25日 第304号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市女の都4丁目 7-1 女の都小学校	48
4540		女ノ都1丁目(2) 長崎-(急)-946-2		○	○		長崎大手3丁目 11-1 みのりが丘幼稚園	290
4541		女ノ都1丁目(1) 長崎-(急)-946-3		○	○			
4542	けやき台町	けやき台(3) 長崎-(急)-946-4		○	○		長崎市高尾町4-10 山里地区ふれあいセンター 長崎市高尾町7-49 高尾小学校	63 350
4543	小峰町	小峰(1) 長崎-(急)-1342		○	○			
4544	本尾町	本尾(2) 長崎-(急)-1352		○	○		長崎市本尾町2-15 本尾町公民館	35
4545		本尾(1) 長崎-(急)-1353		○	○			
4546		本尾(2) 長崎-(急)-1354		○	○		長崎市高尾町4-10 山里地区ふれあいセンター	63
4547		本尾(3) 長崎-(急)-1355		○	○			
4548	江平1丁目	江平(1) 長崎-(急)-1358-3		○	○		長崎市坂本3丁目3-1 坂本小学校	352
4549	坂本1丁目	坂本(8) 長崎-(急)-1688		○	○		長崎市江平1丁目8-4 江平公民館	68
4550	江平1丁目	江平(2) 長崎-(急)-1689		○	○		長崎市坂本3丁目3-1 坂本小学校	352
4551	江平2丁目	江平2丁目(2) 長崎-(急)-1690		○	○		長崎市江平1丁目8-4 江平公民館	68
4552	江平3丁目	江平3丁目(1) 長崎-(急)-1691		○	—		長崎市江平3丁目10-1 旧江平中学校	349
4553	江平2丁目	江平2丁目(1) 長崎-(急)-1691-2		○	—		長崎市江平1丁目8-4 江平公民館	68
4554	江平1丁目	江平1丁目(1) 長崎-(急)-1693		○	○		長崎市坂本3丁目3-1 坂本小学校	352
4555		江平(4) 長崎-(急)-1693-2		○	○		長崎市江平1丁目8-4 江平公民館	68
4556	坂本3丁目	坂本(7) 長崎-(急)-1694		○	○		長崎市坂本3丁目3-1 坂本小学校	352
4557		坂本3丁目(1) 長崎-(急)-1695		○	○			
4558		坂本3丁目(2) 長崎-(急)-1695-2		○	○			
4559		坂本3丁目(3) 長崎-(急)-1696-6		○	○			
4560		坂本3丁目(4) 長崎-(急)-1697		○	○			
4561		坂本 長崎-(急)-1697-2		○	—			
4562		江平(3) 長崎-(急)-1699		○	○			
4563		坂本3丁目(5) 長崎-(急)-1699-3		○	○			
4564	江平1丁目	江平(3) 長崎-(急)-1699-4		○	○		長崎市坂本3丁目3-1 坂本小学校 長崎市江平1丁目8-4 江平公民館	352 68

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4565	江平1丁目	江平1丁目（2） 長崎-（急）-1700	平成28年 3月25日 第304号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市坂本3丁目3-1 坂本小学校	352
4566	坂本2丁目	坂本(6) 長崎-（急）-1702		○	○		長崎市江平1丁目8-4 江平公民館	68
4567	坂本3丁目	坂本3丁目（6） 長崎-（急）-1703		○	○		長崎市岩川町7-1 浦上駅前ふれあいセンター 長崎市坂本3丁目3-1 坂本小学校	107 352 509
4568	坂本2丁目	坂本(3) 長崎-（急）-1705		○	○		長崎市坂本3丁目3-1 坂本小学校	352
4569		坂本(5) 長崎-（急）-1706-2		○	○		長崎市岩川町7-1 浦上駅前ふれあいセンター	107
4570		坂本2丁目（1） 長崎-（急）-1707		○	○		長崎市坂本3丁目3-1 坂本小学校	352
4571	坂本1丁目	坂本(2) 長崎-（急）-1709		○	○		長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター	509
4572	坂本3丁目	坂本3丁目（7） 長崎-（急）-1709-2		○	○		長崎市坂本3丁目3-1 坂本小学校	352
4573	江平3丁目	江平川(ハ) 長崎-（急）-241		○	○		長崎市江平3丁目10-1 旧江平中学校	349
4574		江平川(ロ) 長崎-（土）-337		○	○		長崎市江平1丁目8-4 江平公民館	68
4575	江平1丁目	江平川(イ) 長崎-（土）-338		○	○		長崎市坂本3丁目3-1 坂本小学校 長崎市江平1丁目8-4 江平公民館	352 68
4576	坂本2丁目	山川川(ロ) 長崎-（土）-339		○	○		長崎市岩川町7-1 浦上駅前ふれあいセンター 長崎市坂本3丁目3-1 坂本小学校	107 352
4577		山川川(イ) 長崎-（土）-340		○	○		長崎市茂里町2番41号 長崎市障害福祉センター	509
4578	城栄町	城栄(1) 長崎-（急）-1304	平成 29 年 8 月 25 日 第608号	○	○		長崎市油木町 7-1 県立総合体育館	632
4579		城栄(2) 長崎-（急）-1308-2		○	○			
4580		城栄(6) 長崎-（急）-1308-3		○	○			
4581		城栄(5) 長崎-（急）-1322		○	○		長崎市若草町 6-5 聖マリア学院	531
4582		城栄(7) 長崎-（急）-1322-2		○	○			
4583		城栄(4) 長崎-（急）-1322-3		○	○			
4584	城山町	城山(3) 長崎-（急）-1330		○	○		長崎市城山町 23-1 城山小学校	290
4585		城山(1) 長崎-（急）-1330-2		○	○			
4586		城山(4) 長崎-（急）-1330-5		○	○			
4587	富士見町	富士見 長崎-（急）-1666		○	○		長崎市花園町4-3 西城山校区 西部自治会公民館	219
4588	岩見町	岩見(2) 長崎-（急）-1667		○	○		長崎市富士見町 6-6 淵地区ふれあい センター	106
4589		岩見(5) 長崎-（急）-1668		○	○			
4590		岩見(6) 長崎-（急）-1669-2		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 号 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4591	岩見町	岩見(7) 長崎-(急)-1669-3	平成 29 年 8 月 25 日 第 608 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市富士見町 6-6 淵地区ふれあい センター	106
4592		岩見(8) 長崎-(急)-1669-4		○	○			
4593		岩見(9) 長崎-(急)-1670		○	○			
4594		岩見(3) 長崎-(急)-1670-2		○	○			
4595		岩見(10) 長崎-(急)-1670-4		○	○			
4596		岩見(4) 長崎-(急)-1671-2		○	○			
4597	春木町	春木(4) 長崎-(急)-1672		○	○		長崎市竹の久保町 12-9 県立長崎西 高等学校	1,776
4598		春木(5) 長崎-(急)-1672-2		○	○			
4599	岩見町	岩見(11) 長崎-(急)-1672-4		○	○			
4600	宝栄町	宝栄(1) 長崎-(急)-1674-3		○	○			
4601		宝栄(3) 長崎-(急)-1674-7		○	○			
4602		宝栄(4) 長崎-(急)-1674-8		○	○			
4603	城山町	城山(5) 長崎-(急)-1674-10		○	○		長崎市城山町 23-1 城山小学校	290
4604	春木町	春木(6) 長崎-(急)-1680		○	○		長崎市梁川町 21-5 淵中学校	405
4605		春木(2) 長崎-(急)-1681		○	○			
4606		春木(7) 長崎-(急)-1681-4		○	○			
4607		春木(8) 長崎-(急)-1681-5		○	○			
4608		春木(3) 長崎-(急)-1682-2		○	○			
4609	上銭座町	銭座(3) 長崎-(急)-1711		○	○		長崎市岩川町 7-1 浦上駅前 ふれあいセンター	107
4610		銭座(4) 長崎-(急)-1712		○	○			
4611	目覚町	目覚(2) 長崎-(急)-1715		○	○		長崎市茂里町 2 番 41 号 長崎市障害福祉センター	509
4612	浜平 2 丁目	浜平(7) 長崎-(急)-1719		○	○		長崎市浜平 2 丁目 12-7 浜平町第 1 自治会公民館	27
4613	銭座町	銭座(7) 長崎-(急)-1720-3		○	○		長崎市銭座町 1-16 銭座小学校	265
4614		銭座(8) 長崎-(急)-1720-4		○	○			
4615	天神町	天神(2) 長崎-(急)-1721		○	○		長崎市茂里町 2 番 41 号 長崎市障害福祉センター	509
4616		天神(4) 長崎-(急)-1721-3		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 号 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4617	浜平 2 丁目	浜平(6) 長崎-(急)-1722-2	平成 29 年 8 月 25 日 第 608 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市浜平 2 丁目 12-7 浜平町第 1 自治会 公民館	27
4618	浜平 1 丁目	浜平(4) 長崎-(急)-1723		○	○			
4619		浜平(2) 長崎-(急)-1724		○	○			
4620	御船蔵町	御船蔵(11) 長崎-(急)-1725		○	○			
4621	浜平 2 丁目	浜平(8) 長崎-(急)-1726		○	○			
4622	立山 5 丁目	立山 5 丁目(3) 長崎-(急)-1727		○	○		長崎市立山 5 丁目 13-1 県立長崎東高等学校	1935
4623	浜平 2 丁目	浜平(9) 長崎-(急)-1728-2		○	○		長崎市浜平 2 丁目 12-7 浜平町第 1 自治会 公民館	27
4624		浜平(10) 長崎-(急)-1728-3		○	○			
4625		浜平(11) 長崎-(急)-1728-4		○	○			
4626		浜平(1) 長崎-(急)-1728-5		○	○			
4627	西坂町	西坂(1) 長崎-(急)-1728-8		○	○		長崎市立山 5 丁目 13-1 県立長崎東高等学校	1935
4628	浜平 2 丁目	浜平(12) 長崎-(急)-1728-9		○	○			
4629	立山 5 丁目	立山 5 丁目(4) 長崎-(急)-1731		○	○		長崎市岩川町 7-1 浦上駅前 ふれあいセンター 長崎市茂里町 2 番 41 号 長崎市障害福祉センター	107 509
4630	目覚町	目覚 長崎-(急)-1735		○	○		長崎市銭座町 1-16 銭座小学校 長崎市茂里町 2 番 41 号 長崎市障害福祉センター 長崎市御船蔵町 6-53 西坂小学校	265 509 255
4631	天神町	天神(5) 長崎-(急)-1985		○	○		長崎市御船蔵町 6-53 西坂小学校	255
4632		天神(1) 長崎-(急)-1985-2		○	○			
4633	御船蔵町	御船蔵(12) 長崎-(急)-1987		○	○			
4634		御船蔵(4) 長崎-(急)-1989		○	○			
4635		御船蔵(14) 長崎-(急)-1989-3		○	○			
4636		御船蔵(15) 長崎-(急)-1989-4		○	○			
4637		御船蔵(16) 長崎-(急)-1989-5		○	○			
4638	浜平 1 丁目	浜平(13) 長崎-(急)-1990		○	○		長崎市御船蔵町 13-45 御船蔵町上自治会 公民館	40
4639		浜平(14) 長崎-(急)-1990-3		○	○			
4640	浜平 2 丁目	浜平(15) 長崎-(急)-1990-4		○	○		長崎市御船蔵町 6-53 西坂小学校	255
4641	御船蔵町	御船蔵(17) 長崎-(急)-1991		○	○			
4642		御船蔵(3) 長崎-(急)-1991-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4643	御船蔵町	御船蔵(18) 長崎-(急)-1991-3	平成 29 年 8 月 25 日 第 608 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市御船蔵町 13-45 御船蔵町上自治会公民館	40
4644		御船蔵(19) 長崎-(急)-1994-2		○	○		長崎市御船蔵町 6-53 西坂小学校	255
4645		御船蔵(1) 長崎-(急)-1995		○	○		長崎市御船蔵町 6-53 西坂小学校	255
4646		御船蔵(20) 長崎-(急)-1995-3		○	○			
4647		御船蔵(21) 長崎-(急)-1995-4		○	○			
4648	立山 5 丁目	立山 5 丁目(5) 長崎-(急)-1999		○	○		長崎市立山 5 丁目 13-1 県立長崎東高等学校	1935
4649	立山 2 丁目	立山 2 丁目(2) 長崎-(急)-2001		○	○			
4650		立山 2 丁目(4) 長崎-(急)-2001-2		○	○			
4651		立山 2 丁目(3) 長崎-(急)-2001-6		○	○			
4652		立山 2 丁目(1) 長崎-(急)-2001-7		○	○			
4653		立山 2 丁目(5) 長崎-(急)-2004		○	○		長崎市勝山町 30-1 桜町小学校	501
4654		立山 2 丁目(6) 長崎-(急)-2004-3		○	○			
4655		立山 2 丁目(7) 長崎-(急)-2004-4		○	○		長崎市立山 1 丁目 9-1 長崎中学校	337
4656	西山本町	西山本(1) 長崎-(急)-2008-3		○	○			
4657		西山本(2) 長崎-(急)-2008-5		○	○		長崎市勝山町 30-1 桜町小学校	501
4658	上西山町	上西山(2) 長崎-(急)-2010		○	○			
4659		上西山(3) 長崎-(急)-2010-2		○	○			
4660		上西山(4) 長崎-(急)-2012-2		○	○			
4661	西山本町	西山 1 丁目(1) 長崎-(急)-2013		○	○		長崎市下西山町 9-1 上長崎小学校	306
4662		西山本(3) 長崎-(急)-2013-6		○	○			
4663	西山 1 丁目	西山 1 丁目(10) 長崎-(急)-2013-7		○	○		長崎市立山 5 丁目 13-1 県立長崎東高等学校	1935
4664	籠町	籠町 長崎-(急)-2237		○	○		長崎市稲田町 12-14 仁田佐古地区 ふれあいセンター	96
4665	西小島 1 丁目	西小島 1 丁目(1) 長崎-(急)-2238		○	○		長崎市西小島 1 丁目 7-25 仁田佐古小学校	399
4666	伊良林 3 丁目	伊良林 3 丁目 長崎-(急)-2250-3		○	○		長崎市伊良林 1 丁目 10-1 伊良林小学校 長崎市伊良林 2 丁目 13-4 璣浦高等学校	360 1097
4667	寺町	寺町(1) 長崎-(急)-2250-4		○	○		長崎市諏訪町 7-13 諏訪小学校	287
4668	岩見町	岩見川(ハ) 長崎-(土)-328		○	○		長崎市富士見町 6-6 淵地区ふれあいセンター	106

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4669	岩見町	岩見川(口) 長崎-(土)-329	平成 29 年 8 月 25 日 第 608 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市富士見町 6-6 淵地区ふれあいセンター	106
4670		春木川(イ) 長崎-(土)-332		○	○		長崎市梁川町 21-5 淵中学校（体育館）	405
4671	春木町	春木川(ハ) 長崎-(土)-333		○	○			
4672		春木川(ニ) 長崎-(土)-334		○	○		長崎市岩屋町 37-1 岩屋中学校	432
4673	長与町高田郷 (赤迫 3 丁目)	稗木場 長与-(急)-314	平成 30 年 2 月 6 日 第 83 号 *()は長与町とま たがって指定され ている所在地	○	○		長崎市女の都 4 丁目 7-1 女の都小学校	48
4674	" (女の都 4 丁目)	高田 (52) 長与-(急)-328-2		○	○		長崎市女の都 4 丁目 7-1 女の都小学校	48
4675	" (昭和 3 丁目)	高田 (56) 長与-(急)-341		○	○		長崎市泉町 1125 市立長崎商業高等学校	
4676	" (")	高田 (57) 長与-(急)-341-2		○	○		長崎市泉町 1125 市立長崎商業高等学校	
4677	" (泉町)	森ノ木 (2) 長与-(急)-342-2		○	○		長崎市女の都 4 丁目 7-1 女の都小学校	964
4678	" (")	森ノ木 (3) 長与-(急)-342-3		○	○		長崎市滑石 2 丁目 1-8 滑石公民館	88
4679	長与町吉無田郷 (女の都 3 丁目)	山田 長与-(急)-562-2		○	○		長崎市滑石 2 丁目 1-8 滑石公民館	88
4680	長与町高田郷 (滑石 1 丁目)	高田 (73) 長与-(急)-609		○	○		長崎市滑石 2 丁目 1-8 滑石公民館	88
4681	晴海台町	東国安 長崎(三和)-(急)-002	平成 30 年 7 月 31 日 第 543 号	○	○		長崎市晴海台町 41-2 晴海台地区ふれあい センター	60
4682		晴海台 (1) 長崎(三和)-(急)-004		○	○			
4683		晴海台 (2) 長崎(三和)-(急)-007		○	○			
4684		赤道 長崎(三和)-(急)-008		○	○			
4685	布巻町	布巻 (1) 長崎(三和)-(急)-009		○	○			
4686	晴海台町	海平 (1) 長崎(三和)-(急)-012		○	○			
4687	蚊焼町	蚊焼 (1) 長崎(三和)-(急)-013		○	○			
4688		蚊焼 (2) 長崎(三和)-(急)-014		○	○			
4689		蚊焼 (3) 長崎(三和)-(急)-015		○	○			
4690		蚊焼 (4) 長崎(三和)-(急)-015-2		○	○			
4691		跡長瀬 長崎(三和)-(急)-016		○	○			
4692	布巻町	布巻 (2) 長崎(三和)-(急)-021		○	○		長崎市布巻町 1038 布巻自治公民館	65
4693		布巻 (3) 長崎(三和)-(急)-022		○	○			
4694		布巻 (4) 長崎(三和)-(急)-024		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4695	布巻町	前田 長崎(三和)-(急)-031	平成 30 年 7 月 31 日 第 543 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市布巻町 1038 布巻自治公民館	65
4696		布巻(5) 長崎(三和)-(急)-032		○	○			
4697		布巻(6) 長崎(三和)-(急)-033		○	○			
4698	蚊焼町	蚊焼(5) 長崎(三和)-(急)-040		○	○		長崎市晴海台町 41-2 晴海台地区ふれあい センター	60
4699		北泊 長崎(三和)-(急)-041		○	○			
4700		小家峠 長崎(三和)-(急)-042		○	○			
4701		蚊焼(6) 長崎(三和)-(急)-045		○	○			
4702		蚊焼(7) 長崎(三和)-(急)-046		○	○		長崎市蚊焼町 3020-1 蚊焼地区ふれあい センター	107
4703		蚊焼(8) 長崎(三和)-(急)-049		○	○			
4704		北ノ脇(1) 長崎(三和)-(急)-051		○	—			
4705		北ノ脇(2) 長崎(三和)-(急)-051-2		○	○			
4706		蚊焼(9) 長崎(三和)-(急)-056		○	○			
4707		蚊焼(10) 長崎(三和)-(急)-059		○	○			
4708		蚊焼(11) 長崎(三和)-(急)-065		○	○		長崎市晴海台町 41-2 晴海台地区ふれあいセンター	60
4709	布巻町	布巻(7) 長崎(三和)-(急)-071		○	○		長崎市布巻町 1038 布巻自治公民館	65
4710		布巻(8) 長崎(三和)-(急)-072		○	○			
4711		布巻(9) 長崎(三和)-(急)-075		○	○			
4712		布巻(10) 長崎(三和)-(急)-076		○	○			
4713		布巻(11) 長崎(三和)-(急)-077		○	○			
4714		千代譲 長崎(三和)-(急)-080		○	○			
4715		布巻(12) 長崎(三和)-(急)-081		○	○			
4716		布巻(13) 長崎(三和)-(急)-082		○	○			
4717	蚊焼町	蚊焼波戸 長崎(三和)-(急)-085		○	○		長崎市蚊焼町 3020-1 蚊焼地区ふれあい センター	107
4718		浜津(1) 長崎(三和)-(急)-086		○	○			
4719		浜津(2) 長崎(三和)-(急)-086-2		○	○			
4720		元松尾 長崎(三和)-(急)-091		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4721	蚊焼町	蚊焼(12) 長崎(三和)-(急)-092	平成 30 年 7 月 31 日 第 543 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市蚊焼町 3020-1 蚊焼地区ふれあい センター	107
4722		蚊焼(13) 長崎(三和)-(急)-101		○	○		長崎市布巻町 111-1 三和地域センター	39
4723	布巻町	布巻(14) 長崎(三和)-(急)-105		○	○			
4724		布巻(15) 長崎(三和)-(急)-107		○	○			
4725		布巻(16) 長崎(三和)-(急)-108		○	○			
4726		布巻(17) 長崎(三和)-(急)-109		○	○			
4727		布巻(18) 長崎(三和)-(急)-112		○	○		長崎市布巻町 1038 布巻自治公民館	65
4728	蚊焼町	蚊焼(14) 長崎(三和)-(急)-118		○	○		長崎市蚊焼町 3020-1 蚊焼地区ふれあい センター	107
4729		蚊焼(15) 長崎(三和)-(急)-119		○	○			
4730		蚊焼(16) 長崎(三和)-(急)-122		○	○			
4731		蚊焼(17) 長崎(三和)-(急)-123		○	○			
4732		蚊焼(18) 長崎(三和)-(急)-125		○	○			
4733		蚊焼(19) 長崎(三和)-(急)-127		○	○			
4734	布巻町	布巻(19) 長崎(三和)-(急)-138		○	○		長崎市布巻町 111-1 三和地域センター	39
4735		布巻(20) 長崎(三和)-(急)-140		○	○			
4736	蚊焼町	蚊焼(20) 長崎(三和)-(急)-148		○	○		長崎市蚊焼町 3020-1 蚊焼地区ふれあい センター	107
4737		蚊焼(21) 長崎(三和)-(急)-151		○	○			
4738		蚊焼(22) 長崎(三和)-(急)-153		○	○			
4739	椿が丘町	椿が丘(5) 長崎(三和)-(急)-156		○	○		長崎市椿が丘町 2-1 椿が丘自治公民館	75
4740		椿が丘(2) 長崎(三和)-(急)-176		○	○			
4741		椿が丘(6) 長崎(三和)-(急)-177		○	○			
4742		椿が丘(7) 長崎(三和)-(急)-177-2		○	○			
4743		椿が丘(3) 長崎(三和)-(急)-178		○	○			
4744		椿が丘(4) 長崎(三和)-(急)-178-2		○	○			
4745	為石町	為石(1) 長崎(三和)-(急)-180		○	○		長崎市為石町 2600 三和中学校	75
4746		為石(2) 長崎(三和)-(急)-181		○	○		長崎市椿が丘町 2-1 椿が丘自治公民館	75

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 号 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4747	為石町	為石(3) 長崎(三和)-(急)-184	平成 30 年 7 月 31 日 第 543 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市為石町 2600 三和中学校	75
4748		為石(4) 長崎(三和)-(急)-185		○	○			
4749	蚊焼町	桑木原 長崎(三和)-(急)-207		○	○		長崎市蚊焼町 3020-1 蚊焼地区ふれあい センター	107
4750		蚊焼(23) 長崎(三和)-(急)-208		○	○			
4751	川原町	川原(1) 長崎(三和)-(急)-213		○	○		長崎市川原町 464-3 上川自治公民館	88
4752	椿が丘町	椿が丘(8) 長崎(三和)-(急)-216		○	○		長崎市椿が丘町 2-1 椿が丘自治公民館	75
4753		椿が丘(9) 長崎(三和)-(急)-217		○	○			
4754		椿が丘(10) 長崎(三和)-(急)-217-2		○	○			
4755	為石町	為石(5) 長崎(三和)-(急)-221		○	○		長崎市為石町 2600 三和中学校	75
4756		為石(6) 長崎(三和)-(急)-221-2		○	○			
4757		為石(7) 長崎(三和)-(急)-223		○	○			
4758		為石(8) 長崎(三和)-(急)-225		○	○			
4759		為石(9) 長崎(三和)-(急)-226		○	○			
4760		為石(10) 長崎(三和)-(急)-227		○	○			
4761		為石(11) 長崎(三和)-(急)-228		○	○			
4762		為石(12) 長崎(三和)-(急)-229		○	○			
4763		為石(13) 長崎(三和)-(急)-230		○	○			
4764		為石(14) 長崎(三和)-(急)-231		○	○			
4765		為石(15) 長崎(三和)-(急)-232		○	○			
4766		為石(16) 長崎(三和)-(急)-233		○	○			
4767		為石(17) 長崎(三和)-(急)-236		○	○			
4768	藤田尾町	藤田尾(3) 長崎(三和)-(急)-253		○	○		長崎市藤田尾町 386 藤田尾自治公民館	63
4769		藤田尾(4) 長崎(三和)-(急)-265		○	○			
4770		藤田尾(2) 長崎(三和)-(急)-266		○	○			
4771		藤田尾(5) 長崎(三和)-(急)-268		○	○			
4772		藤田尾(6) 長崎(三和)-(急)-269		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4773	藤田尾町	藤田尾(1) 長崎(三和)-(急)-271	平成 30 年 7 月 31 日 第 543 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市藤田尾町 386 藤田尾自治公民館	63
4774	蚊焼町	蚊焼(24) 長崎(三和)-(急)-272		○	○		長崎市蚊焼町 4982-3 岳路自治公民館	62
4775		蚊焼(25) 長崎(三和)-(急)-273		○	○			
4776		蚊焼(26) 長崎(三和)-(急)-275		○	○			
4777		蚊焼(27) 長崎(三和)-(急)-284		○	○			
4778	為石町	為石(18) 長崎(三和)-(急)-289		○	○		長崎市為石町 2600 三和中学校	75
4779		為石(19) 長崎(三和)-(急)-290		○	○			
4780		為石(20) 長崎(三和)-(急)-291		○	○			
4781		為石(21) 長崎(三和)-(急)-292		○	○			
4782		為石(22) 長崎(三和)-(急)-293		○	○			
4783		為石(23) 長崎(三和)-(急)-294		○	○			
4784		為石(24) 長崎(三和)-(急)-295		○	○			
4785		為石(25) 長崎(三和)-(急)-300		○	○			
4786		為石(26) 長崎(三和)-(急)-300-2		○	○			
4787		為石(27) 長崎(三和)-(急)-301		○	○			
4788		為石(28) 長崎(三和)-(急)-303		○	○			
4789		為石(29) 長崎(三和)-(急)-310		○	○			
4790	蚊焼町	蚊焼(28) 長崎(三和)-(急)-323		○	○		長崎市蚊焼町 4982-3 岳路自治公民館	62
4791		横尾 長崎(三和)-(急)-324		○	○			
4792		蚊焼(29) 長崎(三和)-(急)-328		○	○			
4793		蚊焼(30) 長崎(三和)-(急)-329-2		○	○			
4794		廣間 長崎(三和)-(急)-331		○	○			
4795		蚊焼(31) 長崎(三和)-(急)-336		○	○			
4796		蚊焼(32) 長崎(三和)-(急)-338		○	○			
4797		蚊焼(33) 長崎(三和)-(急)-339		○	○			
4798		蚊焼(34) 長崎(三和)-(急)-341		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土砂災害警戒区域				警戒避難体制		
		箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒	特別警戒	行政機関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4799	蚊焼町	蚊焼(35) 長崎(三和)-(急)-345	平成30年 7月31日 第543号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市蚊焼町 4982-3 岳路自治公民館	62
4800		蚊焼(36) 長崎(三和)-(急)-346		○	○			
4801		蚊焼(37) 長崎(三和)-(急)-348		○	○			
4802		蚊焼(38) 長崎(三和)-(急)-349		○	○			
4803		蚊焼(39) 長崎(三和)-(急)-354		○	○			
4804		岳路(1) 長崎(三和)-(急)-354-2		○	○			
4805		岳路(2) 長崎(三和)-(急)-354-3		○	○			
4806		岳路(3) 長崎(三和)-(急)-354-4		○	○			
4807		蚊焼(40) 長崎(三和)-(急)-359		○	○			
4808		蚊焼(41) 長崎(三和)-(急)-360		○	○			
4809		蚊焼(42) 長崎(三和)-(急)-360-2		○	○			
4810		蚊焼(43) 長崎(三和)-(急)-365		○	○			
4811		檉木原 長崎(三和)-(急)-367		○	○			
4812	川原町	川原(2) 長崎(三和)-(急)-389		○	○		長崎市川原町 464-3 上川自治公民館	88
4813	為石町	為石(30) 長崎(三和)-(急)-397		○	○			
4814	川原町	川原(3) 長崎(三和)-(急)-399		○	○			
4815	為石町	為石(31) 長崎(三和)-(急)-400		○	○			
4816		為石(32) 長崎(三和)-(急)-401		○	○			
4817		為石(33) 長崎(三和)-(急)-403		○	○			
4818	川原町	川原(4) 長崎(三和)-(急)-418		○	○		長崎市川原町 464-3 上川自治公民館 長崎市川原町 2374-1 川原老人憩いの家	88 46
4819		川原(5) 長崎(三和)-(急)-421		○	○			
4820		川原(6) 長崎(三和)-(急)-428		○	○			
4821		川原(7) 長崎(三和)-(急)-433		○	○		長崎市川原町 2374-1 川原老人憩いの家	46
4822		川原(8) 長崎(三和)-(急)-435		○	○			
4823		川原(9) 長崎(三和)-(急)-436		○	○			
4824		川原(10) 長崎(三和)-(急)-440-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避 難 所 (収 容 人 員)	
4825	宮崎町	宮崎(3) 長崎(三和)-(急)-485	平成 30 年 7 月 31 日 第 543 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市宮崎町 139-1 総合地域施設	50
4826		宮崎(4) 長崎(三和)-(急)-486		○	○			
4827		宮崎(2) 長崎(三和)-(急)-491		○	○			
4828		宮崎(1) 長崎(三和)-(急)-492		○	○			
4829		宮崎(5) 長崎(三和)-(急)-506		○	○			
4830		宮崎(6) 長崎(三和)-(急)-508		○	○			
4831		宮崎(7) 長崎(三和)-(急)-522		○	○		長崎市脇岬町 476-1 木場自治会集会所 長崎市宮崎町 1922-1 木場老人集会所	61 19
4832		宮崎(8) 長崎(三和)-(急)-569		○	○		長崎市宮崎町 1922-1 木場老人集会所	19
4833		宮崎(9) 長崎(三和)-(急)-571		○	○			
4834		宮崎(10) 長崎(三和)-(急)-586		○	○			
4835		宮崎(11) 長崎(三和)-(急)-589		○	○			
4836		宮崎(12) 長崎(三和)-(急)-609		○	○			
4837		宮崎(13) 長崎(三和)-(急)-610		○	○			
4838		宮崎(14) 長崎(三和)-(急)-617		○	○			
4839		宮崎(15) 長崎(三和)-(急)-619		○	○			
4840		宮崎(16) 長崎(三和)-(急)-637		○	○			
4841	宮崎町	宮崎(17) 長崎(三和)-(急)-638		○	○			
4842	南越町	南越(2) 長崎(野母崎)-(急)-149		○	○		長崎市野母町 555 野母崎文化センター	228
4843		南越(3) 長崎(野母崎)-(急)-150		○	○			
4844		南越(4) 長崎(野母崎)-(急)-151		○	○			
4845		南越(5) 長崎(野母崎)-(急)-152		○	○			
4846		南越(6) 長崎(野母崎)-(急)-153		○	○			
4847		南越(7) 長崎(野母崎)-(急)-154		○	○			
4848		南越(8) 長崎(野母崎)-(急)-155		○	○			
4849		南越(9) 長崎(野母崎)-(急)-157		○	○		長崎市高浜町 3203-73 高浜地区公民館	150
4850		南越(10) 長崎(野母崎)-(急)-160		○	○		長崎市野母町 555 野母崎文化センター	228

番 号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 号 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4851	南越町	南越(11) 長崎(野母崎)－(急)－161	平成 30 年 7 月 31 日 第 543 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市高浜町 3203-73 高浜地区公民館 長崎市野母町 555 野母崎文化センター	150 228
4852	脇岬町	脇岬(1) 長崎(野母崎)－(急)－270		○	○		長崎市脇岬町 476-1 木場自治会集会所	61
4853		脇岬(2) 長崎(野母崎)－(急)－276		○	○			
4854		脇岬(3) 長崎(野母崎)－(急)－279		○	○			
4855		脇岬(4) 長崎(野母崎)－(急)－291		○	○		長崎市宮崎町 1922-1 木場老人集会所 長崎市脇岬町 476-1 木場自治会集会所	19 61
4856		脇岬(5) 長崎(野母崎)－(急)－302		○	○		長崎市脇岬町 476-1 木場自治会集会所	61
4857		脇岬(6) 長崎(野母崎)－(急)－303		○	○			
4858		脇岬(7) 長崎(野母崎)－(急)－305		○	○			
4859		脇岬(8) 長崎(野母崎)－(急)－307		○	○			
4860		脇岬(9) 長崎(野母崎)－(急)－319		○	○			
4861	野母町	野母(2) 長崎(野母崎)－(急)－329		○	○		長崎市野母町 2244-1 野母地区公民館	102
4862		上曲り 長崎(野母崎)－(急)－330		○	○			
4863		野母(3) 長崎(野母崎)－(急)－331		○	○			
4864		野母(4) 長崎(野母崎)－(急)－331-2		○	○			
4865		野母(5) 長崎(野母崎)－(急)－332		○	○			
4866		野母(6) 長崎(野母崎)－(急)－332-2		○	○			
4867		野母(7) 長崎(野母崎)－(急)－333		○	○			
4868		野母(8) 長崎(野母崎)－(急)－334		○	○			
4869		野母(9) 長崎(野母崎)－(急)－335		○	○			
4870		野母(10) 長崎(野母崎)－(急)－336		○	○			
4871		野母(11) 長崎(野母崎)－(急)－339		○	○			
4872		野母(12) 長崎(野母崎)－(急)－345		○	○			
4873		野母(13) 長崎(野母崎)－(急)－346		○	○			
4874		釜ヶ浦上 長崎(野母崎)－(急)－348		○	○			
4875		野母(14) 長崎(野母崎)－(急)－348-2		○	○			
4876		野母(15) 長崎(野母崎)－(急)－352		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4877	野母町	野母(16) 長崎(野母崎)-(急)-354	平成 30 年 7 月 31 日 第 543 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市野母町 2244-1 野母地区公民館	102
4878		野母(17) 長崎(野母崎)-(急)-355		○	○			
4879		野母(1) 長崎(野母崎)-(急)-357		○	○			
4880		野母(18) 長崎(野母崎)-(急)-358		○	○			
4881		野母東端 長崎(野母崎)-(急)-362		○	○		長崎市野母町 1665 野母崎地域センター	90
4882		新町 長崎(野母崎)-(急)-363		○	○		長崎市野母町 2244-1 野母地区公民館	102
4883		池ノ頭(1) 長崎(野母崎)-(急)-365		○	○		長崎市野母町 2244-1 野母地区公民館	102
4884		池ノ頭(2) 長崎(野母崎)-(急)-366		○	○			
4885		野母(19) 長崎(野母崎)-(急)-368		○	○			
4886		野母(20) 長崎(野母崎)-(急)-371		○	○			
4887		西畦津(1) 長崎(野母崎)-(急)-371-2		○	○			
4888		野母(21) 長崎(野母崎)-(急)-372		○	○			
4889		野母(22) 長崎(野母崎)-(急)-373		○	○			
4890		西畦津(2) 長崎(野母崎)-(急)-375-2		○	○			
4891		野母(23) 長崎(野母崎)-(急)-376		○	○			
4892		野母(24) 長崎(野母崎)-(急)-379		○	○			
4893		堂ノ上 長崎(野母崎)-(急)-381		○	○		長崎市野母町 1665 野母崎地域センター 長崎市野母町 2244-1 野母地区公民館	90 102
4894		野母(25) 長崎(野母崎)-(急)-385		○	○			
4895		野母(26) 長崎(野母崎)-(急)-387		○	○			
4896		大畑(1) 長崎(野母崎)-(急)-388		○	○			
4897		大畑(3) 長崎(野母崎)-(急)-389		○	○			
4898		大畑(2) 長崎(野母崎)-(急)-390		○	○			
4899		西ヶゴシラ 長崎(野母崎)-(急)-391		○	○			
4900		野母(27) 長崎(野母崎)-(急)-392		○	○			
4901		野母(28) 長崎(野母崎)-(急)-396		○	○			
4902		野母(29) 長崎(野母崎)-(急)-397		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4903	野母町	野母(30) 長崎(野母崎)-(急)-398	平成 30 年 7 月 31 日 第 543 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市野母町 1665 野母崎地域センター	90
4904		本坊 長崎(野母崎)-(急)-399		○	○			
4905		野母(31) 長崎(野母崎)-(急)-400		○	○			
4906		野母(32) 長崎(野母崎)-(急)-401		○	○			
4907		西深浦 長崎(野母崎)-(急)-402		○	○		長崎市野母町 555 野母崎文化センター	228
4908		南風泊(1) 長崎(野母崎)-(急)-403		○	○			
4909		南風泊(2) 長崎(野母崎)-(急)-403-2		○	○			
4910		南風泊(3) 長崎(野母崎)-(急)-403-3		○	○			
4911		東深浦(1) 長崎(野母崎)-(急)-403-4		○	○			
4912		東深浦(2) 長崎(野母崎)-(急)-403-5		○	○			
4913		野母(33) 長崎(野母崎)-(急)-413		○	○			
4914		野母(34) 長崎(野母崎)-(急)-417		○	○			
1915		野母(35) 長崎(野母崎)-(急)-418		○	○			
4916		野母(36) 長崎(野母崎)-(急)-419		○	○			
4947		野母(37) 長崎(野母崎)-(急)-421		○	○		長崎市野母町 1665 野母崎地域センター	90
4918		野母(38) 長崎(野母崎)-(急)-422		○	○			
4919		野母(39) 長崎(野母崎)-(急)-423		○	○			
4920		野母(40) 長崎(野母崎)-(急)-424		○	○			
4921		野母(41) 長崎(野母崎)-(急)-425		○	○			
4922		野母(42) 長崎(野母崎)-(急)-430		○	○		長崎市野母町 555 野母崎文化センター	228
4923		野母(43) 長崎(野母崎)-(急)-431		○	○			
4924		野母(44) 長崎(野母崎)-(急)-432		○	○		長崎市野母町 1665 野母崎地域センター	90
4925		野母(45) 長崎(野母崎)-(急)-432-2		○	○			
4926		永田 長崎(野母崎)-(急)-433		○	○		長崎市野母町 555 野母崎文化センター	228
4927		野母(46) 長崎(野母崎)-(急)-434		○	○			
4928		出口(1) 長崎(野母崎)-(急)-435		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
4929	野母町	野母(47) 長崎(野母崎)-(急)-436	平成 30 年 7 月 31 日 第 543 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市野母町 555 野母崎文化センター	228
4930	南越町	野母(48) 長崎(野母崎)-(急)-439		○	○			
931		出口(2) 長崎(野母崎)-(急)-440		○	○			
4932		南越(12) 長崎(野母崎)-(急)-442		○	○			
4933		南越(13) 長崎(野母崎)-(急)-447		○	○			
4934		出口(3) 長崎(野母崎)-(急)-449		○	○			
4935		南越(14) 長崎(野母崎)-(急)-450		○	○			
4936		南越(15) 長崎(野母崎)-(急)-456		○	○			
4937		南越(16) 長崎(野母崎)-(急)-458		○	○			
4938		南越(17) 長崎(野母崎)-(急)-459		○	○			
4939		南越(1) 長崎(野母崎)-(急)-460		○	○			
4940		南越(18) 長崎(野母崎)-(急)-463		○	○			
4941	脇岬町	脇岬(10) 長崎(野母崎)-(急)-469		○	○		長崎市脇岬町 3309 脇岬地区ふれあい センター	132
4942		脇岬(11) 長崎(野母崎)-(急)-470		○	○			
4943		脇岬(12) 長崎(野母崎)-(急)-471		○	○			
4944		猪焼川 長崎(野母崎)-(急)-472		○	○			
4945		脇岬(13) 長崎(野母崎)-(急)-476		○	○			
4946		堂山(2) 長崎(野母崎)-(急)-477		○	○			
4947		堂山(1) 長崎(野母崎)-(急)-479		○	○			
4948		神ノ上 長崎(野母崎)-(急)-482		○	○			
4949		脇岬(14) 長崎(野母崎)-(急)-484		○	○			
4950		脇岬(15) 長崎(野母崎)-(急)-485		○	○			
4951		脇岬(16) 長崎(野母崎)-(急)-486		○	○			
4952		脇岬(17) 長崎(野母崎)-(急)-490		○	○			
4953		脇岬(18) 長崎(野母崎)-(急)-496		○	○			
4954		脇岬(19) 長崎(野母崎)-(急)-500		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4955	脇岬町	脇岬(20) 長崎(野母崎)-(急)-508	平成 30 年 7 月 31 日 第 543 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市脇岬町 3309 脇岬地区ふれあい センター	132
4956		諸町 長崎(野母崎)-(急)-516		○	○			
4957		山下 長崎(野母崎)-(急)-518		○	○			
4958		脇岬(21) 長崎(野母崎)-(急)-519		○	○			
4959		脇岬松原 長崎(野母崎)-(急)-520		○	○			
4960		脇岬(22) 長崎(野母崎)-(急)-521		○	○			
4961	野母崎樺島町	水崎(2) 長崎(野母崎)-(急)-524		○	○		長崎市野母崎樺島町 459-2 野母崎樺島地区 ふれあいセンター	46
4962		水崎(1) 長崎(野母崎)-(急)-525		○	○			
4963		樺島(1) 長崎(野母崎)-(急)-526		○	○			
4964		樺島(2) 長崎(野母崎)-(急)-534		○	○			
4965		へボノキ(2) 長崎(野母崎)-(急)-558		○	○			
4966		樺島(4) 長崎(野母崎)-(急)-558-2		○	○			
4967		樺島(3) 長崎(野母崎)-(急)-559		○	○			
4968		新町(2) 長崎(野母崎)-(急)-561		○	○			
4969	蚊焼町	宮川(イ) 長崎(三和)-(土)-002		○	—		長崎市蚊焼町 3020-1 蚊焼地区ふれあい センター	107
4970		宮川(ハ) 長崎(三和)-(土)-002-2		○	—			
4971		釈迦川 長崎(三和)-(土)-004		○	○			
4972		蚊焼大川 長崎(三和)-(土)-004-2		○	○			
4973	宮崎町	熊川 長崎(三和)-(土)-016		○	○		長崎市宮崎町 1922-1 木場老人集会所	19
4974		池田川 長崎(三和)-(土)-019		○	○		長崎市宮崎町 139-1 総合地域施設	50
4975	川原町	古小川 長崎(三和)-(土)-025		○	○		長崎市宮崎町 139-1 総合地域施設	50
4976		小崎川 長崎(三和)-(土)-026		○	○		長崎市川原町 2374-1 川原老人憩いの家	46
4977	椿が丘町	椿が丘川(ロ) 長崎(三和)-(土)-031		○	○		長崎市椿が丘町 2-1 椿が丘自治公民館	75
4978		椿が丘川(ハ) 長崎(三和)-(土)-032		○	○		長崎市為石町 2600 三和中学校	75
4979	布巻町	四太郎上川(ロ) 長崎(三和)-(土)-034		○	○		長崎市布巻町 111-1 三和地域センター	39
4980	蚊焼町	四太郎上川 長崎(三和)-(土)-036		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
4981	蚊焼町	西永神川(イ) 長崎(三和)-(土)-037	平成 30 年 7 月 31 日 第 543 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市布巻町 111-1 三和地域センター	39
4982		西永神川(ロ) 長崎(三和)-(土)-039		○	○			
4983	布巻町	小松堀川 長崎(三和)-(土)-044		○	○		長崎市布巻町 1038 布巻自治公民館	65
4984		中ノ坂川 長崎(三和)-(土)-045		○	—			
4985		千代譲川(イ) 長崎(三和)-(土)-047		○	—			
4986		千代譲川(ホ) 長崎(三和)-(土)-049		○	○			
4987		千代譲川(ハ) 長崎(三和)-(土)-050		○	—			
4988		千代譲川(ニ) 長崎(三和)-(土)-051		○	—			
4989		元宮川 長崎(三和)-(土)-052		○	○			
4990	為石町	坂口川 長崎(三和)-(土)-053		○	○		長崎市椿が丘町 2-1 椿が丘自治公民館	75
4991		松峰川 長崎(三和)-(土)-055		○	—		長崎市為石町 2600 三和中学校	75
4992		浜川 長崎(三和)-(土)-057		○	○			
4993	藤田尾町	藤田尾川(イ) 長崎(三和)-(土)-062		○	○		長崎市藤田尾町 386 藤田尾自治公民館	63
4994		藤田尾川(ロ) 長崎(三和)-(土)-064		○	○			
4995	南越町	ヤケ迫川(イ) 長崎(野母崎)-(土)-038		○	○		長崎市野母町 555 野母崎文化センター	228
4996		ヤケ迫川(ロ) 長崎(野母崎)-(土)-039		○	○			
4997		ヤケ迫川(ハ) 長崎(野母崎)-(土)-040		○	○			
4998		下南越川 長崎(野母崎)-(土)-041		○	○			
4999		出口川(イ) 長崎(野母崎)-(土)-043		○	○			
5000	野母町	深浦川(イ) 長崎(野母崎)-(土)-048		○	○		長崎市野母町 2244-1 野母地区公民館	102
5001		大久保川 長崎(野母崎)-(土)-051		○	○			
5002		迫川(イ) 長崎(野母崎)-(土)-053		○	○			
5003		曲川(イ) 長崎(野母崎)-(土)-057		○	○			
5004		積ノ嶽川 長崎(野母崎)-(土)-058		○	○			
5005		曲川(ロ) 長崎(野母崎)-(土)-060		○	○			
5006		上曲川 長崎(野母崎)-(土)-062		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5007	野母町	下曲川 長崎(野母崎)-(土)-063	平成 30 年 7 月 31 日 第 543 号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市野母町 2244-1 野母地区公民館	102
5008		野母川 長崎(野母崎)-(土)-065		○	○			
5009		佛清水川 長崎(野母崎)-(土)-067		○	○		長崎市野母町 1665 野母崎地域センター	90
5010	脇岬町	矢戸川(イ) 長崎(野母崎)-(土)-068		○	○		長崎市脇岬町 3309 脇岬地区ふれあいセ ンター	132
5011		矢戸川(ロ) 長崎(野母崎)-(土)-069		○	○			
5012		矢戸川(ハ) 長崎(野母崎)-(土)-069-2		○	○			
5013		堂山川 長崎(野母崎)-(土)-070		○	○			
5014	野母崎樺島町	儀長浜川 長崎(野母崎)-(土)-075		○	○		長崎市野母崎樺島町 459-2 野母崎樺島地区 ふれあいセンター	46
5015	脇岬町	小泊川(イ) 長崎(野母崎)-(土)-077		○	○		長崎市脇岬町 3309 脇岬地区ふれあいセ	132
5016		小泊川(ハ) 長崎(野母崎)-(土)-078		○	○		ンター	
5017	野母崎樺島町	真浦川(ロ) 長崎(野母崎)-(土)-079		○	○		長崎市野母崎樺島町 459-2	46
5018		鰻川 長崎(野母崎)-(土)-084		○	—		野母崎樺島地区 ふれあいセンター	
5019	脇岬町	神ノ上川 長崎(野母崎)-(土)-087		○	○		長崎市脇岬町 3309 脇岬地区ふれあい センター	132
5020		中津羅川(ハ) 長崎(野母崎)-(土)-088		○	○			
5021		中津羅川(ロ) 長崎(野母崎)-(土)-090		○	○			
5022		中津羅川(イ) 長崎(野母崎)-(土)-091		○	○			
5023		小泊川(ロ) 長崎(野母崎)-(土)-092		○	○			
5024		井上川 長崎(野母崎)-(土)-098		○	○			
5025	西海町東	東-01 長崎(琴海)-(急)-001	平成 31 年 1 月 18 日 第28号	○	○		長崎市琴海村松町 703-14 琴海地域センター	848
5026		東-02 長崎(琴海)-(急)-002		○	○			
5027		東-03 長崎(琴海)-(急)-003		○	○		長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティ センター	146
5028		東-04 長崎(琴海)-(急)-004		○	○			
5029		東-05 長崎(琴海)-(急)-005		○	○			
5030		東-06 長崎(琴海)-(急)-006		○	○			
5031		東-07 長崎(琴海)-(急)-007		○	○			
5032		東-08 長崎(琴海)-(急)-008		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5033	西海町東	東-09 長崎(琴海)-(急)-009	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市琴海村松町 703-14 琴海地域センター	848
5034		東-10 長崎(琴海)-(急)-010		○	○			
5035		東-11 長崎(琴海)-(急)-011		○	○		長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティ センター	146
5036		東-12 長崎(琴海)-(急)-012		○	○			
5037		東-13 長崎(琴海)-(急)-013		○	○		長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティ センター	146
5038		東-14 長崎(琴海)-(急)-014		○	○			
5039		東-15 長崎(琴海)-(急)-015		○	○			
5040		東 長崎(琴海)-(急)-016		○	○			
5041		東-16 長崎(琴海)-(急)-017		○	○			
5042		東(2) 長崎(琴海)-(急)-018		○	○			
5043		東-17 長崎(琴海)-(急)-019		○	○			
5044		東-18 長崎(琴海)-(急)-020		○	○			
5045		東-19 長崎(琴海)-(急)-021		○	○			
5046		東-20 長崎(琴海)-(急)-022		○	○			
4057		東-21 長崎(琴海)-(急)-023		○	○			
5048		東-22 長崎(琴海)-(急)-024		○	○			
5049		東-23 長崎(琴海)-(急)-025		○	○			
5050		戸井掛(2) 長崎(琴海)-(急)-026		○	○			
5051		東-24 長崎(琴海)-(急)-027		○	○			
5052		東-25 長崎(琴海)-(急)-028		○	○			
5053	西海町中川内	戸井掛 長崎(琴海)-(急)-030		○	○			
5054		中川内-01 長崎(琴海)-(急)-031		○	○			
5055		寺山 長崎(琴海)-(急)-032		○	○			
5056		中川内-02 長崎(琴海)-(急)-033		○	○			
5057		中川内-03 長崎(琴海)-(急)-034		○	○			
5058		中川内-04 長崎(琴海)-(急)-035		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5059	西海町中川内	大岩谷 長崎(琴海)-(急)-036	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティ センター	146
5060		中川内-05 長崎(琴海)-(急)-037		○	○			
5061		梶ノ迫 長崎(琴海)-(急)-038		○	○			
5062		中川内-06 長崎(琴海)-(急)-039		○	○			
5063		中川内-07 長崎(琴海)-(急)-040		○	○			
5064		中川内-08 長崎(琴海)-(急)-041		○	○			
5065		中川内-09 長崎(琴海)-(急)-042		○	○			
5066		博石 長崎(琴海)-(急)-043		○	○			
5067		中川内-10 長崎(琴海)-(急)-044		○	○			
5068	西海町谷口	谷口-01 長崎(琴海)-(急)-045		○	○			
5069		戸井掛(2) 長崎(琴海)-(急)-046		○	○			
5070		谷口-02 長崎(琴海)-(急)-047		○	○			
5071		谷口-03 長崎(琴海)-(急)-048		○	○			
5072		谷口-04 長崎(琴海)-(急)-049		○	○			
5073		谷口-05 長崎(琴海)-(急)-050		○	○			
5074		谷口-06 長崎(琴海)-(急)-051		○	○			
5075		谷口-07 長崎(琴海)-(急)-052		○	○			
5076		谷口-08 長崎(琴海)-(急)-053		○	○			
5077		谷口-09 長崎(琴海)-(急)-054		○	○			
5078		谷口-10 長崎(琴海)-(急)-055		○	○			
5079		谷口-11 長崎(琴海)-(急)-056		○	○			
5080		谷口-12 長崎(琴海)-(急)-057		○	○			
5081		谷口-13 長崎(琴海)-(急)-058		○	○			
5082		谷口-14 長崎(琴海)-(急)-059		○	○			
5083		谷口-15 長崎(琴海)-(急)-060		○	○		長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティセンター	146
5084		谷口-16 長崎(琴海)-(急)-061		○	○		長崎市畝刈町 28-7 三重地区市民センター	293

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
5085	西海町谷口	谷口-17 長崎(琴海)-(急)-062	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティ センター	146
5086		谷口-18 長崎(琴海)-(急)-063		○	○			
5087		谷口-19 長崎(琴海)-(急)-064		○	○			
5088		谷口-20 長崎(琴海)-(急)-065		○	○			
5089		谷口-21 長崎(琴海)-(急)-066		○	○			
5090		谷口-22 長崎(琴海)-(急)-067		○	○		長崎市畝刈町 28-7 三重地区市民センター	293
5091		谷口-23 長崎(琴海)-(急)-068		○	○			
5092		谷口-24 長崎(琴海)-(急)-069		○	○			
5093		谷口-25 長崎(琴海)-(急)-070		○	○			
5094	西海町松の迫	松の迫-01 長崎(琴海)-(急)-071		○	○		長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティ センター	146
5095		松の迫-02 長崎(琴海)-(急)-072		○	○			
5096		松の迫-03 長崎(琴海)-(急)-073		○	○			
5097		松の迫-04 長崎(琴海)-(急)-074		○	○			
5098		松の迫-05 長崎(琴海)-(急)-075		○	○			
5099		松の迫 長崎(琴海)-(急)-076		○	○			
5100		松の迫-06 長崎(琴海)-(急)-077		○	○			
5101		松の迫-07 長崎(琴海)-(急)-078		○	○			
5102		松の迫-08 長崎(琴海)-(急)-079		○	○			
5103		松の迫-09 長崎(琴海)-(急)-080		○	○		長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	289
5104		松の迫-10 長崎(琴海)-(急)-081		○	○			
5105		松の迫-11 長崎(琴海)-(急)-082		○	○			
5106		松の迫-12 長崎(琴海)-(急)-083		○	○			
5107		松の迫-13 長崎(琴海)-(急)-084		○	○			
5108		松の迫-14 長崎(琴海)-(急)-085		○	○			
5109		松の迫-15 長崎(琴海)-(急)-086		○	○			
5110		松の迫-16 長崎(琴海)-(急)-087		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5111	西海町松の迫	松の迫-17 長崎(琴海)-(急)-088	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480		
5112		大坪 長崎(琴海)-(急)-089		○	○			
5113		松の迫-18 長崎(琴海)-(急)-090		○	○			
5114		松の迫-19 長崎(琴海)-(急)-091		○	○			
5115		松の迫-20 長崎(琴海)-(急)-092		○	○			
5116		松の迫-21 長崎(琴海)-(急)-093		○	○			
5117	西海町つくも	つくも-01 長崎(琴海)-(急)-094		○	○		長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティ センター	146
5118		つくも-02 長崎(琴海)-(急)-095		○	○			
5119		つくも-03 長崎(琴海)-(急)-096		○	○			
5120		つくも-04 長崎(琴海)-(急)-097		○	○		長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	289
5121		つくも-05 長崎(琴海)-(急)-098		○	○			
5122		つくも-06 長崎(琴海)-(急)-099		○	○			
5123		つくも-07 長崎(琴海)-(急)-100		○	○			
5124		つくも-08 長崎(琴海)-(急)-101		○	○			
5125		つくも-09 長崎(琴海)-(急)-102		○	○			
5126		つくも-10 長崎(琴海)-(急)-103		○	○			
5127		つくも-11 長崎(琴海)-(急)-104		○	○			
5128		つくも-12 長崎(琴海)-(急)-105		○	○			
5129		つくも-13 長崎(琴海)-(急)-106		○	○		長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティ センター	146
5130		つくも-14 長崎(琴海)-(急)-107		○	○			
5131		つくも-15 長崎(琴海)-(急)-108		○	○			
5132		つくも-16 長崎(琴海)-(急)-109		○	○			
5133		つくも-17 長崎(琴海)-(急)-110		○	○			
5134		つくも-18 長崎(琴海)-(急)-111		○	○		長崎市畝刈町 28-7 三重地区市民センター	293
5135		つくも-19 長崎(琴海)-(急)-112		○	○			
5136		つくも-20 長崎(琴海)-(急)-113		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
5137	西海町つくも	つくも-21 長崎(琴海)-(急)-114	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティ センター	146
5138		つくも-22 長崎(琴海)-(急)-115		○	○			
5139		つくも-23 長崎(琴海)-(急)-116		○	○			
5140		つくも-24 長崎(琴海)-(急)-117		○	○		長崎市畝刈町 28-7 三重地区市民センター	293
5141		つくも-25 長崎(琴海)-(急)-118		○	○			
5142	西海町西海岳	西海岳-01 長崎(琴海)-(急)-119		○	○		長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティ センター	146
5143		西海岳-02 長崎(琴海)-(急)-120		○	○			
5144		西海岳-03 長崎(琴海)-(急)-121		○	○			
5145		西海岳-04 長崎(琴海)-(急)-122		○	○			
5146		西海岳-05 長崎(琴海)-(急)-123		○	○		長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	289
5147		西海岳-06 長崎(琴海)-(急)-124		○	○			
5148		西海岳-07 長崎(琴海)-(急)-125		○	○			
5149		西海岳-08 長崎(琴海)-(急)-126		○	○			
5150	西海町谷門	谷門-01 長崎(琴海)-(急)-127		○	○		長崎市琴海村松町 703-14 琴海地域センター 長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	848 289
5151		谷門-02 長崎(琴海)-(急)-128		○	○		長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	289
5152		谷門-03 長崎(琴海)-(急)-129		○	○			
5153		谷門-04 長崎(琴海)-(急)-130		○	○			
5154		谷門-05 長崎(琴海)-(急)-131		○	○			
5155		谷門 長崎(琴海)-(急)-132		○	○			
5156		谷門-06 長崎(琴海)-(急)-133		○	○			
5157		谷門-07 長崎(琴海)-(急)-134		○	○			
5158		谷門-08 長崎(琴海)-(急)-135		○	○			
5159		谷門-09 長崎(琴海)-(急)-136		○	○			
5160		谷門-10 長崎(琴海)-(急)-137		○	○			
5161		谷門-11 長崎(琴海)-(急)-138		○	○			
5162		谷門-12 長崎(琴海)-(急)-139		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5163	西海町谷門	谷門-13 長崎(琴海)-(急)-140	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	289
5164	西海町桂山	桂山-01 長崎(琴海)-(急)-141		○	○			
5165		桂山-02 長崎(琴海)-(急)-142		○	○			
5166		桂山-03 長崎(琴海)-(急)-143		○	○			
5167		桂山-18 長崎(琴海)-(急)-144		○	○			
5168		桂山-04 長崎(琴海)-(急)-145		○	○			
5169		桂山-05 長崎(琴海)-(急)-146		○	○			
5170		桂山-06 長崎(琴海)-(急)-147		○	○			
5171		桂山-07 長崎(琴海)-(急)-148		○	○			
5172		桂山-08 長崎(琴海)-(急)-149		○	○			
5173		桂山-09 長崎(琴海)-(急)-150		○	○			
5174		桂山-10 長崎(琴海)-(急)-151		○	○			
5175		桂山-11 長崎(琴海)-(急)-152		○	○			
5176		桂山-12 長崎(琴海)-(急)-153		○	○			
5177		桂山-13 長崎(琴海)-(急)-154		○	○			
5178		桂山-14 長崎(琴海)-(急)-155		○	○			
5179		桂山-15 長崎(琴海)-(急)-156		○	○			
5180		桂山-16 長崎(琴海)-(急)-157		○	○			
5181		桂山-17 長崎(琴海)-(急)-158		○	○			
5182	西海町平床	平床-01 長崎(琴海)-(急)-159		○	○			
5183		後川内 長崎(琴海)-(急)-160		○	○			
5184		後川内 長崎(琴海)-(急)-161		○	○			
5185		平床-02 長崎(琴海)-(急)-162		○	○			
5186		平床-03 長崎(琴海)-(急)-163		○	○			
5187		平床-04 長崎(琴海)-(急)-164		○	○			
5188		平床-05 長崎(琴海)-(急)-165		○	○			

番 号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制				
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）			
5189	西海町平床	平床-06 長崎(琴海)-(急)-166	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	289		
5190		平床-07 長崎(琴海)-(急)-167		○	○		長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティセンター	146		
5191		平床-08 長崎(琴海)-(急)-168		○	○		長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	289		
5192		平床-09 長崎(琴海)-(急)-169		○	○					
5193		平床-10 長崎(琴海)-(急)-170		○	○					
5194		平床-11 長崎(琴海)-(急)-171		○	○					
5195		平床-12 長崎(琴海)-(急)-172		○	○					
5196		平床-13 長崎(琴海)-(急)-173		○	○					
5197		平床-14 長崎(琴海)-(急)-174		○	○					
5198		平床-15 長崎(琴海)-(急)-175		○	○					
5199		平床-16 長崎(琴海)-(急)-176		○	○					
5200		帯田 長崎(琴海)-(急)-177		○	○					
5201		帯田 長崎(琴海)-(急)-178		○	○					
5202		平床-17 長崎(琴海)-(急)-179		○	○				長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	289
5203		平床-18 長崎(琴海)-(急)-180		○	○					
5204		平床-19 長崎(琴海)-(急)-181		○	○				長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティ センター	146
5205		曲松 長崎(琴海)-(急)-182		○	○					
5206		平床-20 長崎(琴海)-(急)-183		○	○					
5207		平床-21 長崎(琴海)-(急)-184		○	○					
5208		平床-22 長崎(琴海)-(急)-185		○	○					
5209		平床-23 長崎(琴海)-(急)-186		○	○					
5210		平床-24 長崎(琴海)-(急)-187		○	○					
5211		平床-25 長崎(琴海)-(急)-188		○	○					
5212		平床-26 長崎(琴海)-(急)-189		○	○					
5213		平床-27 長崎(琴海)-(急)-190		○	○					
5214		平床-28 長崎(琴海)-(急)-191		○	○					

第3章 風水害等応急対策計画

番 号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制				
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）			
5215	西海町平床	平床-29 長崎(琴海)-(急)-192	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	289		
5216		平床-30 長崎(琴海)-(急)-193		○	○					
5217	西海町岩立	岩立-01 長崎(琴海)-(急)-194		○	○				長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティ センター	146
5218		岩立-02 長崎(琴海)-(急)-195		○	○					
5219		岩立-03 長崎(琴海)-(急)-196		○	○					
5220		岩立-04 長崎(琴海)-(急)-197		○	○					
5221		岩立-05 長崎(琴海)-(急)-198		○	○					
5222		岩立-06 長崎(琴海)-(急)-199		○	○					
5223		岩立-07 長崎(琴海)-(急)-200		○	○					
5224		岩立-08 長崎(琴海)-(急)-201		○	○					
5225		岩立-09 長崎(琴海)-(急)-202		○	○					
5226		岩立-10 長崎(琴海)-(急)-203		○	○					
5227	西海町琴海 ニュータウン	琴海ニュータウン-01 長崎(琴海)-(急)-204		○	○		長崎市西海町 1765-162 琴海ニュータウン 公民館	152		
5228		琴海ニュータウン-02 長崎(琴海)-(急)-205		○	○					
5229		琴海ニュータウン-03 長崎(琴海)-(急)-206		○	○					
5230		琴海ニュータウン-04 長崎(琴海)-(急)-207		○	○					
5231		琴海ニュータウン-05 長崎(琴海)-(急)-208	○	○						
5232		江保崎(2) 長崎(琴海)-(急)-209	○	○						
5233		琴海ニュータウン-06 長崎(琴海)-(急)-210	○	○	長崎市西海町 1765-162 琴海ニュータウン公 民館	152				
5234		琴海ニュータウン-07 長崎(琴海)-(急)-211	○	○						
5235		江崎(2) 長崎(琴海)-(急)-212	○	○						
5236		琴海ニュータウン-08 長崎(琴海)-(急)-213	○	○						
5237		琴海ニュータウン-09 長崎(琴海)-(急)-214	○	○			長崎市琴海村松町 703-14 琴海地域センター	848		
5238		琴海ニュータウン-10 長崎(琴海)-(急)-215	○	○						
5239		江崎(2) 長崎(琴海)-(急)-216	○	○						
5240		江崎(2) 長崎(琴海)-(急)-217	○	○						

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
5241	西海町琴海 ニュータウン	琴海ニュータウン-11 長崎(琴海)-(急)-218	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市西海町 1765-162 琴海ニュータウン 公民館	152
5242		江保崎(1) 長崎(琴海)-(急)-219		○	○			
5243		琴海ニュータウン-12 長崎(琴海)-(急)-220		○	○			
5244	琴海戸根町 脇崎	脇崎-01 長崎(琴海)-(急)-221		○	○		長崎市長浦町 3777-10 社会福祉センター	141
5245		脇崎-02 長崎(琴海)-(急)-222		○	○			
5246		脇崎-03 長崎(琴海)-(急)-223		○	○			
5247		脇崎-04 長崎(琴海)-(急)-224		○	○			
5248		脇崎-05 長崎(琴海)-(急)-225		○	○			
5249		脇崎-06 長崎(琴海)-(急)-226		○	○			
5250		脇崎-07 長崎(琴海)-(急)-227		○	○			
5251		脇崎-08 長崎(琴海)-(急)-228		○	○			
5252		脇崎-09 長崎(琴海)-(急)-229		○	○			
5253		脇崎-10 長崎(琴海)-(急)-230		○	○			
5254		脇崎-11 長崎(琴海)-(急)-231		○	○			
5255		脇崎-12 長崎(琴海)-(急)-232		○	○			
5256		脇崎-13 長崎(琴海)-(急)-233		○	○			
5257		脇崎-14 長崎(琴海)-(急)-234		○	○			
5258		裸嶋(1) 長崎(琴海)-(急)-235		○	○			
5259		脇崎-15 長崎(琴海)-(急)-236		○	○			
5260		裸嶋(2) 長崎(琴海)-(急)-237		○	○			
5261		脇崎(1) 長崎(琴海)-(急)-238		○	○			
5262		脇崎-16 長崎(琴海)-(急)-239		○	○			
5263		脇崎-17 長崎(琴海)-(急)-240		○	○			
5264		脇崎-18 長崎(琴海)-(急)-241		○	○			
5265		脇崎(2) 長崎(琴海)-(急)-242		○	○			
5266		脇崎-19 長崎(琴海)-(急)-243		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5267	琴海戸根町 脇崎	脇崎-20 長崎(琴海)-(急)-244	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市長浦町 3777-10 社会福祉センター	141
5268		脇崎-21 長崎(琴海)-(急)-245		○	○			
5269		脇崎-22 長崎(琴海)-(急)-246		○	○			
5270		脇崎-23 長崎(琴海)-(急)-247		○	○			
5271	琴海戸根町 崎山	崎山-01 長崎(琴海)-(急)-248		○	○			
5272		崎山-02 長崎(琴海)-(急)-249		○	○			
5273		崎山-03 長崎(琴海)-(急)-250		○	○			
5274		崎山-04 長崎(琴海)-(急)-251		○	○			
5275		江迎潟田 長崎(琴海)-(急)-252		○	○			
5276		潟田 長崎(琴海)-(急)-253		○	○			
5277		崎山-05 長崎(琴海)-(急)-254		○	○			
5278		崎山-06 長崎(琴海)-(急)-255		○	○			
5279		崎山-07 長崎(琴海)-(急)-256		○	○			
5280		崎山-08 長崎(琴海)-(急)-257		○	○			
5281		崎山-09 長崎(琴海)-(急)-258		○	○			
5282		崎山-10 長崎(琴海)-(急)-259		○	○			
5283		崎山-11 長崎(琴海)-(急)-260		○	○			
5284		崎山-12 長崎(琴海)-(急)-261		○	○			
5285		崎山-13 長崎(琴海)-(急)-262		○	○			
5286		崎山-14 長崎(琴海)-(急)-263		○	○			
5287		崎山-15 長崎(琴海)-(急)-264		○	○			
5288		崎山-16 長崎(琴海)-(急)-265		○	○			
5289		崎山-17 長崎(琴海)-(急)-266		○	○			
5290		崎山-18 長崎(琴海)-(急)-267		○	○			
5291		崎山-19 長崎(琴海)-(急)-268		○	○			
5292		崎山-20 長崎(琴海)-(急)-269		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
5293	琴海戸根町 松山	松山-01 長崎(琴海)-(急)-270	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市長浦町 3777-10 社会福祉センター	141
5294		寺向 長崎(琴海)-(急)-271		○	○			
5295		松山-02 長崎(琴海)-(急)-272		○	○			
5296		松山-03 長崎(琴海)-(急)-273		○	○			
5297		松山-04 長崎(琴海)-(急)-274		○	○			
5298		松山-05 長崎(琴海)-(急)-275		○	○			
5299		松山-06 長崎(琴海)-(急)-276		○	○			
5300	琴海戸根町 中ノ岳	中ノ岳-01 長崎(琴海)-(急)-277		○	○			
5301		中ノ岳-02 長崎(琴海)-(急)-278		○	○			
5302		中ノ岳-03 長崎(琴海)-(急)-279		○	○			
5303		中ノ岳-04 長崎(琴海)-(急)-280		○	○			
5304		瓢箪尾 長崎(琴海)-(急)-281		○	○			
5305		中ノ岳-05 長崎(琴海)-(急)-282		○	○			
5306		平谷 長崎(琴海)-(急)-283		○	○			
5307		中ノ岳-06 長崎(琴海)-(急)-284		○	○			
5308		ハチノ迫 長崎(琴海)-(急)-285		○	○			
5309		中ノ岳-07 長崎(琴海)-(急)-286		○	○			
5310		中ノ岳-08 長崎(琴海)-(急)-287		○	○			
5311		中ノ岳-09 長崎(琴海)-(急)-288		○	○			
5312		中ノ岳-10 長崎(琴海)-(急)-289		○	○			
5313		中ノ岳-11 長崎(琴海)-(急)-290		○	○			
5314		中ノ岳-12 長崎(琴海)-(急)-291		○	○			
5315		唐石 長崎(琴海)-(急)-292		○	○			
5316		中ノ岳-13 長崎(琴海)-(急)-293		○	○			
5317	琴海戸根町	見上-01 長崎(琴海)-(急)-294		○	○		長崎市長浦町 3777-10 社会福祉センター	141
5318	見上	見上-02 長崎(琴海)-(急)-295		○	○		長崎市琴海村松町 703-14 琴海地域センター	848

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5319	琴海戸根町 見上	見上-03 長崎(琴海)-(急)-296	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市長浦町 3777-10 社会福祉センター	141
5320		見上-04 長崎(琴海)-(急)-297		○	○			
5321		見上-05 長崎(琴海)-(急)-298		○	○			
5322		見上-06 長崎(琴海)-(急)-299		○	○			
5323		蕨尾 長崎(琴海)-(急)-300		○	○			
5324		見上-07 長崎(琴海)-(急)-301		○	○		長崎市琴海村松町 703-14 琴海地域センター	848
5325		見上-08 長崎(琴海)-(急)-302		○	○			
5326		見上-09 長崎(琴海)-(急)-303		○	○			
5327		見上-10 長崎(琴海)-(急)-304		○	○			
5328		見上-11 長崎(琴海)-(急)-305		○	○			
5329		見上-12 長崎(琴海)-(急)-306		○	○			
5330		見上-13 長崎(琴海)-(急)-307		○	○			
5331		見上-14 長崎(琴海)-(急)-308		○	○		長崎市長浦町 3777-10 社会福祉センター	141
5332		見上-15 長崎(琴海)-(急)-309		○	○			
5333		見上-16 長崎(琴海)-(急)-310		○	○			
5334		見上-17 長崎(琴海)-(急)-311		○	○			
5335		見上-18 長崎(琴海)-(急)-312		○	○			
5336	琴海村松町 大石	大石-01 長崎(琴海)-(急)-313		○	○		長崎市琴海村松町 703-14 琴海地域センター	848
5337		大石-02 長崎(琴海)-(急)-314		○	○			
5338		大石-03 長崎(琴海)-(急)-315		○	○			
5339		大石-04 長崎(琴海)-(急)-316		○	○			
5340		大石-05 長崎(琴海)-(急)-317		○	○			
5341		大石-06 長崎(琴海)-(急)-318		○	○			
5342		大石-07 長崎(琴海)-(急)-319		○	○			
5343		大石-08 長崎(琴海)-(急)-320		○	○			
5344		大石-09 長崎(琴海)-(急)-321		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
5345	琴海村松町 大石	大石-10 長崎(琴海)-(急)-322	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市琴海村松町 703-14 琴海地域センター	848
5346		大石-11 長崎(琴海)-(急)-323		○	○			
5347		大石-12 長崎(琴海)-(急)-324		○	○			
5348		大石-13 長崎(琴海)-(急)-325		○	○			
5349		後ノ谷 長崎(琴海)-(急)-326		○	○			
5350		大石-14 長崎(琴海)-(急)-327		○	○			
5351		大石-15 長崎(琴海)-(急)-328		○	○			
5352		北小島 長崎(琴海)-(急)-329		○	○			
5353		大石-16 長崎(琴海)-(急)-330		○	○			
5354		大石-17 長崎(琴海)-(急)-331		○	○			
5355		大石-18 長崎(琴海)-(急)-332		○	○			
5356		大石-19 長崎(琴海)-(急)-333		○	○			
5357		大石-20 長崎(琴海)-(急)-334		○	○			
5358		大石-21 長崎(琴海)-(急)-335		○	○			
5359		大石-22 長崎(琴海)-(急)-336		○	○			
5360		大石-23 長崎(琴海)-(急)-337		○	○			
5361		大石-24 長崎(琴海)-(急)-338		○	○			
5362		大石-25 長崎(琴海)-(急)-339		○	○			
5363		大石-26 長崎(琴海)-(急)-340		○	○			
5364		大石-27 長崎(琴海)-(急)-341		○	○			
5365		大石-28 長崎(琴海)-(急)-342		○	○			
5366		大石-29 長崎(琴海)-(急)-343		○	○			
5367		大石-30 長崎(琴海)-(急)-344		○	○			
5368		大石-31 長崎(琴海)-(急)-345		○	○			
5369		大石-32 長崎(琴海)-(急)-346		○	○			
5370		大石-33 長崎(琴海)-(急)-347		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5371	琴海村松町 大石	大石-34 長崎(琴海)-(急)-348	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市琴海村松町 703-14 琴海地域センター	848
5372	琴海村松町 後手	後手-01 長崎(琴海)-(急)-349		○	○			
5373		後手-02 長崎(琴海)-(急)-350		○	○			
5374		後手-03 長崎(琴海)-(急)-351		○	○			
5375		後手-04 長崎(琴海)-(急)-352		○	○			
5376		後手-05 長崎(琴海)-(急)-353		○	○			
5377		後手-06 長崎(琴海)-(急)-354		○	○			
5378		後手-07 長崎(琴海)-(急)-355		○	○			
5379		後手-08 長崎(琴海)-(急)-356		○	○			
5380		後手-09 長崎(琴海)-(急)-357		○	○			
5381		後手-10 長崎(琴海)-(急)-358		○	○			
5382		開釜 長崎(琴海)-(急)-359		○	○			
5383		後手-11 長崎(琴海)-(急)-360		○	○			
5384		後手-12 長崎(琴海)-(急)-361		○	○			
5385		後手-13 長崎(琴海)-(急)-362		○	○			
5386		後手-14 長崎(琴海)-(急)-363		○	○			
5387		後手-15 長崎(琴海)-(急)-364		○	○			
5388		後手-16 長崎(琴海)-(急)-365		○	○			
5389		後手-17 長崎(琴海)-(急)-366		○	○			
5390		後手-18 長崎(琴海)-(急)-367		○	○			
5391		後手-19 長崎(琴海)-(急)-368		○	○			
5392		後手-20 長崎(琴海)-(急)-369		○	○			
5393	琴海村松町 小島	小島-01 長崎(琴海)-(急)-370		○	○			
5394		小島-02 長崎(琴海)-(急)-371		○	○			
5395		小島-03 長崎(琴海)-(急)-372		○	○			
5396		小島-04 長崎(琴海)-(急)-373		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
5397	琴海村松町 小島	小島-05 長崎(琴海)-(急)-374	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市琴海村松町 703-14 琴海地域センター	848
5398		小島-06 長崎(琴海)-(急)-375		○	○			
5399		小島-07 長崎(琴海)-(急)-376		○	○			
5400		小島-08 長崎(琴海)-(急)-377		○	○			
5401		小島-09 長崎(琴海)-(急)-378		○	○			
5402		小島-10 長崎(琴海)-(急)-379		○	○			
5403		小島-11 長崎(琴海)-(急)-380		○	○			
5404		小島-12 長崎(琴海)-(急)-381		○	○			
5405		小島-13 長崎(琴海)-(急)-382		○	○			
5406		小島-14 長崎(琴海)-(急)-383		○	○			
5407	琴海村松町 風明	風明-01 長崎(琴海)-(急)-384		○	○		長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	289
5408		風明-02 長崎(琴海)-(急)-385		○	○			
5409		風明-03 長崎(琴海)-(急)-386		○	○			
5410		風明-04 長崎(琴海)-(急)-387		○	○			
5411		風明-05 長崎(琴海)-(急)-388		○	○			
5412	西海町東	東(イ) 長崎(琴海)-(土)-001		○	○	長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティ センター	長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティ センター	146
5413		御手水川(ハ) 長崎(琴海)-(土)-002		○	○			
5414		御手水川(イ) 長崎(琴海)-(土)-003		○	○			
5415		御手水川(ロ) 長崎(琴海)-(土)-004		○	○			
5416	西海町中川内	大岩谷川 長崎(琴海)-(土)-005		○	○			
5417		梶ノ迫川 長崎(琴海)-(土)-006		○	○			
5418		中川内川(イ) 長崎(琴海)-(土)-007		○	○			
5419		中川内川 長崎(琴海)-(土)-008		○				
5420		博石川 長崎(琴海)-(土)-009		○	○			
5421	西海町谷口	谷口川(ロ) 長崎(琴海)-(土)-010		○	○		長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	289
5422	西海町松の迫	田ノ平川(ハ) 長崎(琴海)-(土)-011		○	○		長崎市西海町 1859-1 西海コミュニティセンター	146

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5423	西海町松の迫	田ノ平川(㍑) 長崎(琴海)-(土)-012	平成 31 年 1 月 18 日 第 28 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	289
5424	西海町平床	熊ヶ倉川(㍑) 長崎(琴海)-(土)-013		○	○			
5425	西海町西海岳	倉谷川 長崎(琴海)-(土)-014		○	○			
5426		倉谷川(㍑) 長崎(琴海)-(土)-015		○	○			
5427		樫ノ久保川 長崎(琴海)-(土)-016		○	○			
5428		倉谷川 長崎(琴海)-(土)-017		○	○			
5429	西海町平床	才木道川 長崎(琴海)-(土)-018		○	○			
5430		曲松川(㍑) 長崎(琴海)-(土)-019		○	○			
5431		長佐古川(㍑) 長崎(琴海)-(土)-020		○	○			
5432	西海町谷門	米山川 長崎(琴海)-(土)-021		○	○		長崎市琴海村松町 703-14 琴海地域センター	848
5433	琴海村松町 後手	秤ノ尾川(㍑) 長崎(琴海)-(土)-022		○	○			
5434	琴海村松町 小島	村松川(㍑) 長崎(琴海)-(土)-023		○	—		長崎市長浦町 3777-10 社会福祉センター 長崎市琴海村松町 703-14 琴海地域センター	141 848
5435	琴海戸根町 見上	幕掛川 長崎(琴海)-(土)-024		○	○		長崎市長浦町 3777-10 社会福祉センター	141
5436		城ノ谷川 長崎(琴海)-(土)-025		○	○			
5437		小寺川内川(㍑) 長崎(琴海)-(土)-026		○	○			
5438		小寺川内川(㍑) 長崎(琴海)-(土)-027		○	○			
5439	琴海戸根町 中ノ岳	平谷川(㍑) 長崎(琴海)-(土)-028		○	○			
5440		黒似田川 長崎(琴海)-(土)-029		○	○			
5441		黒似田川(㍑) 長崎(琴海)-(土)-030		○	○			
5442	琴海戸根町 松山	野丸川 長崎(琴海)-(土)-031		○	○			
5443	琴海戸根町 脇崎	脇崎川(㍑) 長崎(琴海)-(土)-032		○	○			
5444	黒浜町	黒浜 (1) 長崎(野母崎)-(急)-0001	平成 31 年 3 月 12 日 第 208 号	○	○		長崎市黒浜町 823-1 黒浜町公民館	26
5445		黒浜 (2) 長崎(野母崎)-(急)-0003		○	○			
5446		日南平(2) 長崎(野母崎)-(急)-0008		○	○			
5447		日南平(1) 長崎(野母崎)-(急)-0009		○	○			
5448		南県(3) 長崎(野母崎)-(急)-0009-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5449	黒浜町	県浦 長崎(野母崎)-(急)-0010	平成 31 年 3 月 12 日 第 208 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市黒浜町 823-1 黒浜町公民館	26
5450		南県(1) 長崎(野母崎)-(急)-0011		○	○			
5451		黒浜(3) 長崎(野母崎)-(急)-0012		○	○			
5452		黒浜(4) 長崎(野母崎)-(急)-0012-2		○	○			
5453		黒浜(5) 長崎(野母崎)-(急)-0017		○	○			
5454		黒浜(6) 長崎(野母崎)-(急)-0018		○	○			
5455		以下宿(8) 長崎(野母崎)-(急)-0039		○	○			
5456	以下宿町	以下宿(4) 長崎(野母崎)-(急)-0040		○	○		長崎市高浜町 3203-73 高浜地区公民館	150
5457		以下宿(3) 長崎(野母崎)-(急)-0042		○	○			
5458		以下宿(7) 長崎(野母崎)-(急)-0042-2		○	○			
5459		以下宿(9) 長崎(野母崎)-(急)-0044		○	○			
5460		以下宿(10) 長崎(野母崎)-(急)-0044-2		○	○			
5461		以下宿(1) 長崎(野母崎)-(急)-0045		○	○			
5462		以下宿(2) 長崎(野母崎)-(急)-0047		○	○			
5463		以下宿(5) 長崎(野母崎)-(急)-0047-2		○	○			
5464		以下宿(6) 長崎(野母崎)-(急)-0047-3		○	○			
5465		以下宿(11) 長崎(野母崎)-(急)-0047-4		○	○			
5466		以下宿(12) 長崎(野母崎)-(急)-0048		○	○			
5467		北野々串 長崎(野母崎)-(急)-0054		○	○			
5468		以下宿(13) 長崎(野母崎)-(急)-0056		○	○			
5469		以下宿(14) 長崎(野母崎)-(急)-0060		○	○			
5470		以下宿(15) 長崎(野母崎)-(急)-0062		○	○			
5471	高浜町	高浜(1) 長崎(野母崎)-(急)-0083		○	○			
5472		浜添(1) 長崎(野母崎)-(急)-0088		○	○			
5473		高浜(2) 長崎(野母崎)-(急)-0090		○	○			
5474		高浜(3) 長崎(野母崎)-(急)-0090-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5475	高浜町	北平 長崎(野母崎)-(急)-0091	平成 31 年 3 月 12 日 第 208 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市高浜町 3203-73 高浜地区公民館	150
5476		南野々串 長崎(野母崎)-(急)-0092		○	○			
5477		南野々串(2) 長崎(野母崎)-(急)-0092-2		○	○			
5478		高浜(4) 長崎(野母崎)-(急)-0093		○	○			
5479		高浜(5) 長崎(野母崎)-(急)-0094		○	○			
5480		高浜(6) 長崎(野母崎)-(急)-0095		○	○			
5481		高浜(7) 長崎(野母崎)-(急)-0096		○	○			
5482		高浜(8) 長崎(野母崎)-(急)-0098		○	○			
5483		高浜(9) 長崎(野母崎)-(急)-0099		○	○			
5484		高浜(10) 長崎(野母崎)-(急)-0100		○	○			
5485		大園 長崎(野母崎)-(急)-0101		○	○			
5486		大園(2) 長崎(野母崎)-(急)-0101-2		○	○			
5487		高浜(11) 長崎(野母崎)-(急)-0104		○	○			
5488		高浜(12) 長崎(野母崎)-(急)-0106		○	○			
5489		高浜(13) 長崎(野母崎)-(急)-0107		○	○			
5490		高浜(14) 長崎(野母崎)-(急)-0108		○	○			
5491		高浜(15) 長崎(野母崎)-(急)-0110		○	○			
5492		高浜(16) 長崎(野母崎)-(急)-0111		○	○			
5493		高浜(17) 長崎(野母崎)-(急)-0114		○	○			
5494		高浜(18) 長崎(野母崎)-(急)-0117		○	○			
5495		高浜(19) 長崎(野母崎)-(急)-0118		○	○			
5496		高浜(20) 長崎(野母崎)-(急)-0120		○	○			
5497		高浜(21) 長崎(野母崎)-(急)-0122		○	○			
5498		高浜(22) 長崎(野母崎)-(急)-0123		○	○			
5499		高浜(23) 長崎(野母崎)-(急)-0124		○	○			
5500		高浜(24) 長崎(野母崎)-(急)-0128		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
5501	高浜町	高浜(25) 長崎(野母崎)-(急)-0129	平成 31 年 3 月 12 日 第 208 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市高浜町 3203-73 高浜地区公民館	150
5502		高浜(26) 長崎(野母崎)-(急)-0131		○	○			
5503		高浜(27) 長崎(野母崎)-(急)-0136		○	○			
5504		高浜(28) 長崎(野母崎)-(急)-0137		○	○			
5505		浜田 長崎(野母崎)-(急)-0163		○	○		長崎市高浜町 3203-73 高浜地区公民館	150
5506		高浜(29) 長崎(野母崎)-(急)-0164		○	○			
5507		古里(3) 長崎(野母崎)-(急)-0165		○	○			
5508		墓野(1) 長崎(野母崎)-(急)-0167		○	○			
5509		墓野(4) 長崎(野母崎)-(急)-0167-2		○	○			
5510		小古里(3) 長崎(野母崎)-(急)-0170		○	○			
5511		小古里(4) 長崎(野母崎)-(急)-0170-2		○	○			
5512		高浜(30) 長崎(野母崎)-(急)-0172		○	○			
5513		小古里(2) 長崎(野母崎)-(急)-0173		○	○		長崎市野母町 555 野母崎文化センター	228
5514		小古里(1) 長崎(野母崎)-(急)-0174		○	○			
5515		墓野(2) 長崎(野母崎)-(急)-0175		○	○			
5516		墓野(3) 長崎(野母崎)-(急)-0175-2		○	○			
5517		古里(2) 長崎(野母崎)-(急)-0176		○	○		長崎市高浜町 3203-73 高浜地区公民館	150
5518		古里 長崎(野母崎)-(急)-0176-2		○	○			
5519		高浜(31) 長崎(野母崎)-(急)-0178		○	○			
5520		高浜(32) 長崎(野母崎)-(急)-0183		○	○			
5521		高浜(33) 長崎(野母崎)-(急)-0184		○	○			
5522		高浜(34) 長崎(野母崎)-(急)-0184-2		○	○			
5523		高浜(35) 長崎(野母崎)-(急)-0186		○	○			
5524		高平(1) 長崎(野母崎)-(急)-0187		○	○			
5525		カマフタ(3) 長崎(野母崎)-(急)-0187-2		○	○			
5526		高平(2) 長崎(野母崎)-(急)-0190		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5527	高浜町	高浜(36) 長崎(野母崎)-(急)-0190-3	平成 31 年 3 月 12 日 第 208 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市高浜町 3203-73 高浜地区公民館	150
5528		釜フタ(1) 長崎(野母崎)-(急)-0191		○	○			
5529		高浜(37) 長崎(野母崎)-(急)-0191-2		○	○			
5530		宮ノ前(1) 長崎(野母崎)-(急)-0197		○	○			
5531		宮ノ前(2) 長崎(野母崎)-(急)-0203		○	○			
5532		高浜(38) 長崎(野母崎)-(急)-0203-3		○	○			
5533		蔭平(2) 長崎(野母崎)-(急)-0213		○	○			
5534		蔭平(1) 長崎(野母崎)-(急)-0215		○	○			
5535		蔭平(3) 長崎(野母崎)-(急)-0215-2		○	○			
5536		蔭平(4) 長崎(野母崎)-(急)-0215-3		○	○			
5537		高浜(39) 長崎(野母崎)-(急)-0216		○	○			
5538		高浜(40) 長崎(野母崎)-(急)-0217		○	○			
5539		高浜(41) 長崎(野母崎)-(急)-0218		○	○			
5540		高浜(42) 長崎(野母崎)-(急)-0221		○	○			
5541		高浜(43) 長崎(野母崎)-(急)-0223		○	○			
5542		高浜(44) 長崎(野母崎)-(急)-0224		○	○			
5543		高浜(45) 長崎(野母崎)-(急)-0228		○	○			
5544		高浜(46) 長崎(野母崎)-(急)-0231		○	○			
5545		高浜(47) 長崎(野母崎)-(急)-0233		○	○			
5546		高浜(48) 長崎(野母崎)-(急)-0234		○	○			
5547		高浜井田 長崎(野母崎)-(急)-0235		○	○			
5548		高浜(49) 長崎(野母崎)-(急)-0238		○	○			
5549		浦迫 長崎(野母崎)-(急)-0239		○	○			
5550		高浜(50) 長崎(野母崎)-(急)-0241		○	○			
5551		高浜(51) 長崎(野母崎)-(急)-0242		○	○			
5552		高浜(52) 長崎(野母崎)-(急)-0242-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
5553	高浜町	山明 (2) 長崎(野母崎)-(急)-0244	平成 31 年 3 月 12 日 第 208 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市高浜町 3203-73 高浜地区公民館	150
5554		高浜 (54) 長崎(野母崎)-(急)-0246		○	○			
5555		高浜 (55) 長崎(野母崎)-(急)-0250		○	○			
5556		高浜 (56) 長崎(野母崎)-(急)-0250-2		○	○			
5557		高浜 (57) 長崎(野母崎)-(急)-0251		○	○			
5558		山明 (1) 長崎(野母崎)-(急)-0252		○	○			
5559		高浜 (58) 長崎(野母崎)-(急)-0254		○	○			
5560		高浜 (59) 長崎(野母崎)-(急)-0257		○	○			
5561		高浜 (60) 長崎(野母崎)-(急)-0265		○	○		長崎市脇岬町 476-1 木場自治会集会所	61
5562		高浜 (61) 長崎(野母崎)-(急)-0300		○	○			
5563	黒浜町	南県川 長崎(野母崎)-(土)-0002		○	○		長崎市黒浜町 823-1 黒浜町公民館	26
5564		平素浦川 長崎(野母崎)-(土)-0004		○	○			
5565		大道迫川 長崎(野母崎)-(土)-0005		○	○			
5566	以下宿町	以下宿川(イ) 長崎(野母崎)-(土)-0008		○	—			
5567		以下宿川(ハ) 長崎(野母崎)-(土)-0010		○	○			
5568		以下宿川(フ) 長崎(野母崎)-(土)-0011		○	○			
5569		以下宿川(ニ) 長崎(野母崎)-(土)-0012		○	—			
5570		以下宿川(ホ) 長崎(野母崎)-(土)-0013		○	—			
5571	高浜町	大野川 長崎(野母崎)-(土)-0022		○	—		長崎市高浜町 3203-73 高浜地区公民館	150
5572		山明川(イ)-1 長崎(野母崎)-(土)-0024		○	○			
5573		山明川(イ)-2 長崎(野母崎)-(土)-0025		○	○		長崎市高浜町 3203-73 高浜地区公民館 長崎市野母町 555 野母崎文化センター	150 228
5574		杭長迫川(ハ) 長崎(野母崎)-(土)-0032		○	○			
5575		古里川 長崎(野母崎)-(土)-0035		○	○			
5576	香焼町	辰ノ口 (2) 長崎(香焼)-(急)-0002	令和元年 9 月 6 日 第 266 号	○	○		長崎市香焼町 1070 番地 4 香焼ひまわり	105
5577	〃	辰ノ口 長崎(香焼)-(急)-0004		○	○		長崎市香焼町 493 番地 香焼小学校	316
5578	〃	香焼 (1) 長崎(香焼)-(急)-0009		○	○		長崎市香焼町 493 番地 香焼中学校 長崎市香焼町 501 番地 2 香焼公民館	468 364

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5579	香焼町	香焼 (2) 長崎(香焼)-(急)-0010	令和元年 9月6日 第266号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市香焼町 1070番地4 香焼ひまわり	105
5580		前田 長崎(香焼)-(急)-0019		○	○			
5581		江里 (3) 長崎(香焼)-(急)-0024		○	○			
5582		安保 (2) 長崎(香焼)-(急)-0028		○	○			
5583		安保 (4) 長崎(香焼)-(急)-0028-2		○	○			
5584		香焼 (3) 長崎(香焼)-(急)-0028-4		○	○			
5585		香焼 (4) 長崎(香焼)-(急)-0032		○	○			
5586		安保 (3) 長崎(香焼)-(急)-0034		○	○			
5587		香焼 (5) 長崎(香焼)-(急)-0037		○	○			
5588		香焼 (6) 長崎(香焼)-(急)-0040		○	○			
5589		丹馬 長崎(香焼)-(急)-0054		○	○		長崎市香焼町 493番地 香焼小学校	316
5590		香焼 (7) 長崎(香焼)-(急)-0055		○	○			
5591		香焼 (8) 長崎(香焼)-(急)-0056		○	○		長崎市香焼町 493番地 香焼中学校	468
5592		香焼 (9) 長崎(香焼)-(急)-0057		○	○			
5593		竹崎 長崎(香焼)-(急)-0059		○	○		長崎市香焼町 501番地2 香焼公民館	364
5594		香焼 (10) 長崎(香焼)-(急)-0065		○	○			
5595		香焼 (11) 長崎(香焼)-(急)-0066		○	○			
5596		尾上 (3) 長崎(香焼)-(急)-0076		○	○			
5597		香焼 (12) 長崎(香焼)-(急)-0077		○	○			
5598		香焼 (13) 長崎(香焼)-(急)-0078		○	○			
5599		香焼 (14) 長崎(香焼)-(急)-0082		○	○			
5600		香焼 (15) 長崎(香焼)-(急)-0083		○	○			
5601		尾ノ上 (2) 長崎(香焼)-(急)-0085		○	○			
5602		尾ノ上 (4) 長崎(香焼)-(急)-0085-2		○	—			
5603		浦 (5) 長崎(香焼)-(急)-0088		○	○			
5604		香焼 (16) 長崎(香)-(急)-0088-2		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5605	香焼町	香焼 (17) 長崎(香焼)-(急)-0088-3	令和元年 9月6日 第266号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市香焼町 1070番地4 香焼ひまわり	105
5606		香焼 (18) 長崎(香焼)-(急)-0092-2		○	○			
5607		山中 (1) 長崎(香焼)-(急)-0094		○	○			
5608		香焼 (19) 長崎(香焼)-(急)-0097		○	○			
5609		香焼 (20) 長崎(香焼)-(急)-0098		○	○			
5610		尾ノ上 (1) 長崎(香焼)-(急)-0103		○	○			
5611		尾ノ上 (5) 長崎(香焼)-(急)-0103-2		○	○			
5612		香焼 (21) 長崎(香焼)-(急)-0104		○	○			
5613		香焼 (22) 長崎(香焼)-(急)-0105		○	○			
5614		香焼 (23) 長崎(香焼)-(急)-0105-2		○	○		長崎市香焼町 493番地 香焼小学校	316
5615		香焼 (24) 長崎(香焼)-(急)-0105-3		○	○			
5616		香焼 (26) 長崎(香焼)-(急)-0111		○	○		長崎市香焼町 493番地 香焼中学校	468
5617		浦上 長崎(香焼)-(急)-0115		○	○			
5618		浦 (4) 長崎(香焼)-(急)-0118		○	○			
5619		香焼 (27) 長崎(香焼)-(急)-0121		○	○		長崎市香焼町 501番地2 香焼公民館	364
5620		香焼 (28) 長崎(香焼)-(急)-0123		○	○			
5621		浦 (1) 長崎(香焼)-(急)-0126		○	○			
5622		浦 (7) 長崎(香焼)-(急)-0127		○	○			
5623		浦 (6) 長崎(香焼)-(急)-0128		○	○			
5624		香焼 (29) 長崎(香焼)-(急)-0129		○	—			
5625		香焼 (30) 長崎(香焼)-(急)-0129-2		○	—			
5626		香焼 (31) 長崎(香焼)-(急)-0129-3		○	○			
5627		里 長崎(香焼)-(急)-0135		○	—			
5628		香焼 (32) 長崎(香焼)-(急)-0135-2		○	○			
5629		山中 (2) 長崎(香焼)-(急)-0137		○	○			
5630		香焼 (33) 長崎(香焼)-(急)-0138		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5631	香焼町	香焼（34） 長崎（香焼）-（急）-0139	令和元年 9月6日 第266号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市香焼町 1070 番地 4 香焼ひまわり	105
5632		香焼（35） 長崎（香焼）-（急）-0142		○	○			
5633		香焼（36） 長崎（香焼）-（急）-0145		○	○			
5634		香焼（37） 長崎（香焼）-（急）-0146		○	○			
5635		香焼（38） 長崎（香焼）-（急）-0147		○	○			
5636		香焼（39） 長崎（香焼）-（急）-0148		○	○			
5637		浦下 長崎（香焼）-（急）-0151		○	○			
5638		香焼（40） 長崎（香焼）-（急）-0152		○	○			
5639		香焼（41） 長崎（香焼）-（急）-0152-2		○	○			
5640		香焼（42） 長崎（香焼）-（急）-0155		○	○			
5641		浦（3） 長崎（香焼）-（急）-0156		○	○		長崎市香焼町 493 番地 香焼小学校	316
5642		浦（8） 長崎（香焼）-（急）		○	—			
5643		尼ヶ崎 長崎（香焼）-（急）-0157		○	○		長崎市香焼町 493 番地 香焼中学校	468
5644		尼ヶ崎（1） 長崎（香焼）-（急）-0157-2		○	○			
5645		香焼（43） 長崎（香焼）-（急）-0157-3		○	○		長崎市香焼町 501 番地 2 香焼公民館	364
5646		香焼（44） 長崎（香焼）-（急）-0161		○	○			
5647		香焼（45） 長崎（香焼）-（急）-0164		○	○			
5648		香焼（46） 長崎（香焼）-（急）-0165		○	○			
5649		田ノ浦（2） 長崎（香焼）-（急）-0167		○	—			
5650		香焼（47） 長崎（香焼）-（急）-0171		○	○			
5651		香焼（48） 長崎（香焼）-（急）-0172		○	○			
5652		田ノ浦（1） 長崎（香焼）-（急）-0174		○	○			
5653		香焼（49） 長崎（香焼）-（急）-0175		○	○			
5654		堀切 長崎（香焼）-（急）-0178		○	○			
5655		香焼（50） 長崎（香焼）-（急）-0178-2		○	○			
5656		香焼（51） 長崎（香焼）-（急）-0181		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5657	香焼町	大山（2） 長崎（香焼）-（急）-0184	令和元年 9月6日 第266号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市香焼町 1070 番地 4 香焼ひまわり	105
5658		大山（1） 長崎（香焼）-（急）-0185		○	○			
5659		大山（4） 長崎（香焼）-（急）-0185-2		○	○		長崎市香焼町 493 番地 香焼小学校	316
5660		大山（5） 長崎（香焼）-（急）-0185-3		○	○		長崎市香焼町 493 番地 香焼中学校	468
5661		鳶ノ巣（2） 長崎（香焼）-（急）-0188		○	○			
5662		鳶ノ巣 長崎（香焼）-（急）-0189		○	○		長崎市香焼町 501 番地 2 香焼公民館	364
5663		堀切川 長崎（香焼）-（土）-0010		○	○			
5664	戸石町	戸石 長崎-（地）-001	令和2年 9月18日 第 629 号	○	—		長崎市上戸石町 1592 上戸石町公民館	64
5665	川内町	川内 1 長崎-（地）-002		○	—			
5666		川内 2 長崎-（地）-003		○	—		長崎市戸石町 1740-1 戸石地区公民館	97
5667		下川内 長崎-（地）-004		○	—			
5668	東町	東 1 長崎-（地）-005		○	—		長崎市かき道 2 丁目 45-20 橘地区ふれあいセンター	94
5669		東 2 長崎-（地）-006		○	—			
5670	船石町	船石 長崎-（地）-007		○	—		船石町 761 船石公民館	65
5671	古賀町	古賀 1 長崎-（地）-008		○	—		古賀町 1650-1 正念公民館	52
5672		古賀 2 長崎-（地）-009		○	—			
5673	松原町	松原 1 長崎-（地）-010		○	—			
5674		松原 2 長崎-（地）-011		○	—			
5675		松原 3 長崎-（地）-012		○	—			
5676		松原 4 長崎-（地）-013		○	—			
5677	平間町	平間 長崎-（地）-014		○	—		長崎市平間町 373-2 平間公民館	65
5678	田中町	赤松 長崎-（地）-015		○	—		長崎市矢上町 12-12 矢上小学校	165
5679		田中 1 長崎-（地）-016		○	—		長崎市田中町 3722 中尾中央公民館	76
5680		田中 2 長崎-（地）-017		○	—			
5681	春日町	春日 長崎-（地）-018		○	—		長崎市春日町 343 春日公民館	78
5682	潮見町	潮見 長崎-（地）-019		○	—		長崎市潮見町 882-2 潮見町公民館	28

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5683	太田尾町	太田尾 長崎-（地）-020	令和2年 9月18日 第 629 号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市飯香浦町 3478 日吉小中学校	225
5684	田手原町	田手原 長崎-（地）-021		○	—		長崎市田手原町 475-2 田手原公民館	40
5685	茂木町	茂木 2 長崎-（地）-022		○	—		長崎市田上 2 丁目 16-54 田上町公民館	54
5686		茂木 1 長崎-（地）-023		○	—		長崎市茂木町 283-2 茂木小学校	69
5687		茂木 3 長崎-（地）-024		○	—			
5688		茂木 4 長崎-（地）-025		○	—		長崎市茂木町 2142 玉台寺	36
5689		茂木 5 長崎-（地）-026		○	—			
5690	宮摺町	宮摺 1 長崎-（地）-027		○	—		長崎市宮摺町963 宮摺公民館	31
5691		宮摺 2 長崎-（地）-028		○	—			
5692		宮摺 3 長崎-（地）-029		○	—			
5693		宮摺 4 長崎-（地）-030		○	—			
5694	大崎町	大崎 長崎-（地）-031		○	—		長崎市大崎町 733-1 大崎びわ出荷所	241
5695		大崎 2 長崎-（地）-032		○	—			
5696	平山町	平山 長崎-（地）-033		○	—		長崎市平山町 1119-2 平山町公民館	75
5697	大籠町	大籠 長崎-（地）-034		○	—		長崎市平山台 1 丁目 20-14 平山台集会所	79
5698	深堀町4丁目	深堀 1 長崎-（地）-035		○	—		長崎市深堀町1丁目 604 深堀中学校	256
5699	深堀町1丁目・4丁目	深堀 2 長崎-（地）-036		○	—		長崎市江川町 1 土井首中学校	452
5700	柳田町	柳田 長崎-（地）-037		○	—			
5701	土井首町	土井首 長崎-（地）-038		○	—		長崎市毛井首町 360-1 毛井首町公民館	12
5702	鹿尾町	鹿尾 1 長崎-（地）-039		○	—		長崎市柳田町 194 土井首小学校	290
5703		鹿尾 2 長崎-（地）-040		○	—			
5704		鹿尾 3 長崎-（地）-041		○	—			
5705		鹿尾 4 長崎-（地）-042		○	—			
5706	大山町	大山 1 長崎-（地）-043		○	—		長崎市大山町 566-1 大山公民館	42
5707		大山2 長崎-（地）-044		○	—			
5708		大山 3 長崎-（地）-045		○	—			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5709	大山町	大山 4 長崎-（地）-046	令和2年 9月18日 第629号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市新戸町2丁目 7-30 新戸町公民館	72
5710		大山 5 長崎-（地）-047		○	—			
5711		大山 6 長崎-（地）-048		○	—			
5712	古道町	古道 長崎-（地）-049		○	—		長崎市グイランド 4 丁目 5-1 南長崎小学校	387
5713	小ヶ倉町 1丁目	小ヶ倉 1 丁目 長崎-（地）-050		○	—		長崎市小ヶ倉町 1 丁目 170 極楽寺	39
5714	木場町	木場 1 長崎-（地）-051		○	—		長崎市西山 4 丁目 702-1 仁田木場集会所	13
5715		木場 2 長崎-（地）-052		○	—			
5716		木場 3 長崎-（地）-053		○	—			
5717		木場 4 長崎-（地）-054		○	—			
5718	西山4丁目	西山4丁目 1 長崎-（地）-055		○	—		西山台 1 丁目 4-1 西山台小学校	296
5719		西山4丁目 2 長崎-（地）-056		○	—			
5720	三川町	三川 1 長崎-（地）-057		○	—		長崎市三川町 1018-1 三川中学校	408
5721		三川 2 長崎-（地）-058		○	—		長崎市三川町 674-1 三川町公民館	54
5722	滑石 1 丁目	滑石 長崎-（地）-059		○	—		長崎市滑石 2 丁目 20-5 滑石小学校	273
5723	北陽町	北陽 長崎-（地）-060		○	—		長崎市北陽町 17-6 北陽自治会公民館	31
5724	小江原3丁目 ・5丁目	小江原 長崎-（地）-061		○	—		長崎市小江原3丁目19-1 桜が丘小学校	419
5725	柿泊町	柿泊 長崎-（地）-062		○	—		長崎市小江原3丁目20-10 小江原地区 ふれあいセンター	106
5726	小江町	小江 長崎-（地）-063		○	—			
5727	手熊町	手熊 長崎-（地）-064		○	—		長崎市手熊町 1291-1 手熊地区 ふれあいセンター	52
5728	園田町	園田 1 長崎-（地）-065		○	—		長崎市園田町 439-2 園田町公民館	27
5729		園田 2 長崎-（地）-066		○	—			
5730	見崎町	見崎 1 長崎-（地）-067		○	—		長崎市四杖町 1245 旧式見中学校	264
5731		見崎 2 長崎-（地）-068		○	—			
5732	鳴見町	鳴見 1 長崎-（地）-069		○	—		長崎市鳴見台 2 丁目 1-8 鳴見台小学校	387
5733		鳴見 2 長崎-（地）-070		○	—			
5734		鳴見 3 長崎-（地）-071		○	—			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5735	鳴見町	鳴見 4 長崎-（地）-072	令和2年 9月18日 第629号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市鳴見台2丁目 1-8 鳴見台小学校	387
5736		鳴見 5 長崎-（地）-073		○	—			
5737		鳴見 6 長崎-（地）-074		○	—			
5738		鳴見 7 長崎-（地）-075		○	—			
5739	多以良町	多以良 1 長崎-（地）-076		○	—		長崎市京泊 1 丁目 3-1 畝刈小学校	408
5740		多以良 2 長崎-（地）-077		○	—			
5741	畝刈町	畝刈 1 長崎-（地）-078		○	—		長崎市三京町 811-5 三重中学校	484
5742		畝刈 2 長崎-（地）-079		○	—			
5743	三京町	三京 長崎-（地）-080		○	—		長崎市三重町 1125 三重小学校	188
5744	松崎町	松崎 長崎-（地）-081		○	—		長崎市三重町 1098-1 三重地域センター	86
5745	三重町	三重 1 長崎-（地）-082		○	—		長崎市三重町 1142-1 三重地区公民館	182
5746		三重 2 長崎-（地）-083		○	—		長崎市檜山町 1856 西檜山公民館	28
5747	畦町	畦 長崎-（地）-084		○	—		長崎市三重田町 1218 三重田公民館	34
5748	三重田町	三重田 1 長崎-（地）-085		○	—		長崎市香焼町 563-10 香焼中学校 長崎市香焼町 501-2 香焼公民館 長崎市香焼町 493 香焼小学校	468 364 316
5749		三重田 2 長崎-（地）-086		○	—			
5750		三重田 3 長崎-（地）-087		○	—			
5751	香焼町	香焼 長崎（香焼）-（地）-001		○	—		長崎市高島町 1728-1 高島ふれあいセンター 長崎市高浜町 3203-73 高浜地区公民館	177 150
5752		丹馬 長崎（香焼）-（地）-002		○	—			
5753		恵理 長崎（香焼）-（地）-003		○	—			
5754		海老瀬 長崎（香焼）-（地）-004		○	—			
5755		尼ヶ崎 長崎（香焼）-（地）-005		○	—			
5756		田ノ浦 長崎（香焼）-（地）-006		○	—			
5757		尾ノ上 長崎（香焼）-（地）-007		○	—			
5758	高島町	金堀 長崎（高島）-（地）-001		○	—			
5759		尾浜 長崎（高島）-（地）-002		○	—			
5760	高浜町	曾段田 長崎（野母崎）-（地）-001		○	—			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5761	以下宿町	以下宿 長崎（野母崎）－（地）－002	令和2年 9月18日 第629号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市高浜町3203-73 高浜地区公民館	150
5762	黒浜町	打越 長崎（野母崎）－（地）－003		○	—		長崎市黒浜町823-1 黒浜町公民館	26
5763		長尾 長崎（野母崎）－（地）－004		○	—			
5764		休馬 長崎（野母崎）－（地）－005		○	—			
5765	籾田尾町	仁ヶ子迫 長崎（三和）－（地）－001		○	—		長崎市為石町 2600 三和中学校	75
5766		大平 長崎（三和）－（地）－002		○	—			
5767		籾田尾 長崎（三和）－（地）－003		○	—			
5768	為石町	四太郎 長崎（三和）－（地）－004		○	—		長崎市布巻町111-1 三和地域センター	39
5769	椿が丘町	椿ヶ丘 長崎（三和）－（地）－005		○	—			
5770	為石町	法戈 長崎（三和）－（地）－006		○	—		長崎市為石町 2600 三和中学校	75
5771		江向 長崎（三和）－（地）－007		○	—			
5772	川原町	川原 長崎（三和）－（地）－008		○	—		長崎市宮崎町 139-1 総合地域施設	50
5773	宮崎町	眠り 長崎（三和）－（地）－009		○	—			
5774		鷹ノ巣 長崎（三和）－（地）－010		○	—			
5775		夫婦岩 長崎（三和）－（地）－011		○	—		長崎市宮崎町 1922-1 木場老人集会所	19
5776	蚊焼町	西道尾 長崎（三和）－（地）－012		○	—		長崎市晴海台町41-2 晴海台地区 ふれあいセンター	60
5777		江尾 長崎（三和）－（地）－013		○	—			
5778		古茶屋 長崎（三和）－（地）－014		○	—		長崎市布巻町111-1 三和地域センター	39
5779		大岩ノ元 長崎（三和）－（地）－015		○	—			
5780	琴海形上町	ニトコハ 長崎（琴海）－（地）－001		○	—		長崎市長浦町 50-5 琴海活性化センター	120
5781	長浦町	岩屋の向 長崎（琴海）－（地）－002		○	—		長崎市長浦町 3777-10 社会福祉センター	141
5782		山口 長崎（琴海）－（地）－003		○	—			
5783	琴海戸根町	ハチノ迫 長崎（琴海）－（地）－004		○	—			
5784		ハチノ迫平 長崎（琴海）－（地）－005		○	—			
5785		平谷 長崎（琴海）－（地）－006		○	—			
5786		見上 長崎（琴海）－（地）－007		○	—			

番 号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5787	琴海村松町	村松 長崎（琴海）－（地）－008	令和2年 9月18日 第629号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	289
5788	西海町	桂山 長崎（琴海）－（地）－009		○	—		長崎市琴海村松町 703-14	849
5789	琴海村松町	葉山 長崎（琴海）－（地）－010		○	—			
5790	西海町	鷹ノ巣平 長崎（琴海）－（地）－011		○	—		長崎市西海町 1560-9 琴海南部しらさぎ会館	289
5791		小早石 長崎（琴海）－（地）－012		○	—			
5792	伊王島町1丁目	多尾 長崎（伊王島）－（地）－001		○	—		長崎市 伊王島町2丁目800 塩町集会所	70
5793		大明寺 長崎（伊王島）－（地）－002		○	—			
5794		伊王島 長崎（伊王島）－（地）－003		○	—			
5795		納屋ノ上 長崎（伊王島）－（地）－004		○	—			
5796		鷺ノ巣 長崎（伊王島）－（地）－005		○	—			
5797	伊王島町2丁目	馬込 長崎（伊王島）－（地）－006		○	—		長崎市神浦江川町 657-2 外海地域センター 長崎市神浦江川町2 外海公民館	26 148
5798	神浦口福町, 神浦上道德町, 神浦江川町	上道德 長崎（外海）－（地）－001		○	—			
5799		下道德 長崎（外海）－（地）－002		○	—			
5800	神浦江川町	上丸尾 長崎（外海）－（地）－003		○	—			
5801		江川1 長崎（外海）－（地）－004		○	—			
5802		江川2 長崎（外海）－（地）－005		○	—			
5803	神浦北大中尾町	北大中尾 長崎（外海）－（地）－006		○	—			
5804	神浦上大中尾町	神浦 長崎（外海）－（地）－007		○	—			
5805		上大中尾1 長崎（外海）－（地）－008		○	—			
5806		上大中尾2 長崎（外海）－（地）－009		○	—			
5807		上大中尾3 長崎（外海）－（地）－010		○	—			
5808	神浦扇山町	扇山1 長崎（外海）－（地）－011		○	—			
5809		扇山2 長崎（外海）－（地）－012		○	—			
5810		扇山3 長崎（外海）－（地）－013		○	—			
5811	神浦向町	向 長崎（外海）－（地）－014		○	—			
5812	神浦夏井町	夏井1 長崎（外海）－（地）－015		○	—			

番 号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制			
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）		
5813	神浦夏井町	夏井 2 長崎（外海）－（地）－016	令和2年 9月18日 第629号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市神浦江川町657-2 外海地域センター	26	
5814	西出津町	西出津 長崎（外海）－（地）－017		○	—		長崎市西出津町 1633 外海中学校	428	
5815		小田平 長崎（外海）－（地）－018		○	—				
5816		新屋敷 長崎（外海）－（地）－019		○	—				
5817		畑田杭 長崎（外海）－（地）－020		○	—				
5818		新牧野町		矢戸 長崎（外海）－（地）－021	○				—
5819	牧野 1 長崎（外海）－（地）－022			○	—				
5820	牧野 2 長崎（外海）－（地）－023			○	—				
5821	上里 長崎（外海）－（地）－024			○	—				
5822	牧野 3 長崎（外海）－（地）－025			○	—				
5823	牧野 4 長崎（外海）－（地）－026			○	—				
5824	東出津町	野道 長崎（外海）－（地）－027		○	—				
5825		井手ノ上 長崎（外海）－（地）－028		○	—				
5826		高平 長崎（外海）－（地）－029		○	—				
5827		下出津 長崎（外海）－（地）－030		○	—				
5828	下黒崎町	高尾 長崎（外海）－（地）－031		○	—		長崎市下黒崎町 5157-1 黒崎地区公民館	156	
5829		下黒崎 長崎（外海）－（地）－032	○	—					
5830		湯穴 長崎（外海）－（地）－033	○	—					
5831	上黒崎町	上黒崎 1 長崎（外海）－（地）－034	○	—					
5832		上黒崎 2 長崎（外海）－（地）－035	○	—					
5833	下黒崎町	松本 長崎（外海）－（地）－036	○	—					
5834	永田町	永田 長崎（外海）－（地）－037	○	—					
5835	城栄町	城栄（3） 長崎－（急）－1308	令和3年 3月15日 第168号	○	○	長崎市油木町 7-1-1 県立総合体育館	632		
5836		城栄（3）－2 長崎－（急）－1308-4		○	○				

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警戒避難体制		
		箇所名 箇所番号	告示年月日 告示番号	警戒	特別 警戒	行政機関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
5837	下黒崎町	上黒崎（１） 長崎（外海）－（急）－0098	令和4年 7月8日 第468号	○	○		長崎市下黒崎町 5157-1 黒崎地区公民館	114
5838		上黒崎（２） 長崎（外海）－（急）－0099		○	○			
5839		上黒崎（３） 長崎（外海）－（急）－0100		○	○			
5840	川平町	川平（60） 長崎－（急）－989		○	○		長崎市川平町108 旧川平小学校	324
5841	伊王島町2丁目	馬込（３）馬込浜-1 長崎（伊王島）－（急）－0001	令和4年 10月14日 第663号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市 伊王島町2丁目800 塩町集会所	70
5842		馬込（３）馬込浜-2 長崎（伊王島）－（急）－0002		○	—			
5843		馬込（３）馬込浜-3 長崎（伊王島）－（急）－0003		○	○			
5844		馬込（３）馬込浜-4 長崎（伊王島）－（急）－0004		○	—			
5845		馬込（３）馬込浜-5 長崎（伊王島）－（急）－0005		○	—			
5846		馬込（１） 長崎（伊王島）－（急）－0006		○	○			
5847		梶掛 長崎（伊王島）－（急）－0007		○	—			
5848		土井（１） 長崎（伊王島）－（急）－0008		○	—			50
5849		土井（３） 長崎（伊王島）－（急）－0009		○	—			
5850		土井（２） 長崎（伊王島）－（急）－0010		○	—			
5851		馬込（２） 長崎（伊王島）－（急）－0011		○	—			
5852		沖島仲町 長崎（伊王島）－（急）－0012		○	○			
5853		塩町 長崎（伊王島）－（急）－0013		○	○			
5854		塩町-2 長崎（伊王島）－（急）－0014		○	○			
5855		渡-1 長崎（伊王島）－（急）－0015		○	—			
5856		渡-2 長崎（伊王島）－（急）－0016		○	○			
5857		渡-4 長崎（伊王島）－（急）－0017		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5858	伊王島町2丁目	渡-3 長崎（伊王島）-（急）-0018	令和4年 10月14日 第663号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市伊王島町2丁目800 塩町集会所	70
5859	伊王島町1丁目	県 長崎（伊王島）-（急）-0019		○	—		長崎市伊王島町1丁目 3272 開発総合センター	250
5860		西浦 長崎（伊王島）-（急）-0020		○	—			
5861		七軒町（3） 長崎（伊王島）-（急）-0021		○	—			
5862		七軒町（2） 長崎（伊王島）-（急）-0022		○	—			
5863		七軒町（1） 長崎（伊王島）-（急）-0023		○	○			
5864		七軒町第2 長崎（伊王島）-（急）-0024		○	○			
5865		新組、仙崎 長崎（伊王島）-（急）-0025		○	○			
5866		大明寺（3）（4） 長崎（伊王島）-（急）-0026		○	○			
5867		大明寺（1） 長崎（伊王島）-（急）-0027		○	○			
5868		大明寺（1）-2 長崎（伊王島）-（急）-0028		○	○			
5869		多尾 長崎（伊王島）-（急）-0029		○	○			
5870	高島町	金堀・中山 長崎（高島）-（急）-0001		○	○		長崎市高島町1728-1 高島ふれあいセンター	177
5871		金堀（1） 長崎（高島）-（急）-0002		○	○			
5872		百万 長崎（高島）-（急）-0003		○	○			
5873		谷（2） 長崎（高島）-（急）-0004		○	○			
5874		谷（2）-1 長崎（高島）-（急）-0005		○	○			
5875		谷（1）-1 長崎（高島）-（急）-0006		○	○			
5876		谷（1） 長崎（高島）-（急）-0007		○	○			
5877		蛸瀬 長崎（高島）-（急）-0008		○	○			
5878		南風泊 長崎（高島）-（急）-0009		○	○			
5879		先ノ谷 長崎（高島）-（急）-0010		○	○			
5880		瀬 長崎（高島）-（急）-0011		○	○			
5881		尾浜（1） 長崎（高島）-（急）-0012		○	○			
5882		金堀（2）-1 長崎（高島）-（急）-0013		○	○			
5883		金堀（2）-2 長崎（高島）-（急）-0014		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5884	池島町	長久保 長崎（外海）－（急）－0091	令和4年 10月14日 第663号	○	○		長崎市池島町1009-1 池島中央会館	644
5885		大久保 長崎（外海）－（急）－0092		○	○			
5886		大久保（1） 長崎（外海）－（急）－0093		○	○			
5887		川尻（1） 長崎（外海）－（急）－0094		○	○			
5888		川尻（2） 長崎（外海）－（急）－0095		○	○			
5889		川尻 長崎（外海）－（急）－0096		○	○			
5890		太尾 長崎（外海）－（急）－0097		○	○			
5891	永田町	永田岡 長崎（外海）－（急）－0001	令和5年 7月21日 第508号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市下黒崎町 5157-1 黒崎地区公民館	114
5892		山ノ田（3） 長崎（外海）－（急）－0002		○	○			
5893		山ノ田（4） 長崎（外海）－（急）－0003		○	○			
5894		山ノ田（2） 長崎（外海）－（急）－0004		○	○			
5895		山ノ田（1） 長崎（外海）－（急）－0005		○	○			
5896		池角 長崎（外海）－（急）－0006		○	○			
5897		江里（1） 長崎（外海）－（急）－0007		○	○			
5898		野中（2） 長崎（外海）－（急）－0008		○	○			
5899		野中（1） 長崎（外海）－（急）－0009		○	○			
5900		池角（1） 長崎（外海）－（急）－0010		○	○			
5901	永田町 下黒崎町	小島 長崎（外海）－（急）－0011		○	○			
5902	下黒崎町	城の平 長崎（外海）－（急）－0012		○	○			
5903		城の平（1） 長崎（外海）－（急）－0013		○	○			
5904		小島（1） 長崎（外海）－（急）－0014		○	○			
5905		松本 長崎（外海）－（急）－0015		○	○			
5906		松本後口（1） 長崎（外海）－（急）－0016		○	○			
5907		松本後口 長崎（外海）－（急）－0017		○	○			
5908		松本後口（2） 長崎（外海）－（急）－0018		○	○			
5909		松本（3） 長崎（外海）－（急）－0019		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
5910	下黒崎町	松本（４） 長崎（外海）－（急）－0020	令和5年 7月21日 第 508 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市下黒崎町 5157-1 黒崎地区公民館	114
5911	永田町	野中 長崎（外海）－（急）－0021		○	○			
5912	下黒崎町	高尾 長崎（外海）－（急）－0022		○	○			
5913		迫崎 長崎（外海）－（急）－0023		○	○			
5914		迫崎（１） 長崎（外海）－（急）－0024		○	○			
5915	東出津町	深入平（４） 長崎（外海）－（急）－0025		○	○		長崎市西出津町 2794-1 出津地区ふれあいセンター	291
5916		深入平（３） 長崎（外海）－（急）－0026		○	○			
5917		深入平（２） 長崎（外海）－（急）－0027		○	○		長崎市西出津町 1633 外海中学校	428
5918		深入平（１） 長崎（外海）－（急）－0028		○	○			
5919		松山 長崎（外海）－（急）－0029		○	○		長崎市下黒崎町 5157-1 黒崎地区公民館	114
5920	東出津町 下黒崎町	松山（２） 長崎（外海）－（急）－0030		○	○			
5921	東出津町	高尾平（３） 長崎（外海）－（急）－0031		○	○		長崎市西出津町 2794-1 出津地区ふれあいセンター	291
5922		高尾平 長崎（外海）－（急）－0032		○	○			
5923		高尾平（１） 長崎（外海）－（急）－0033		○	○			
5924		高尾平（２） 長崎（外海）－（急）－0034		○	○			
5925		下出津 長崎（外海）－（急）－0035		○	○			
5926	上黒崎町	駄道 長崎（外海）－（急）－0036		○	○		長崎市下黒崎町 5157-1 黒崎地区公民館	114
5927	下黒崎町 上黒崎町	駄道（２） 長崎（外海）－（急）－0037		○	○			
5928	西出津町	三五谷、下出津 長崎（外海）－（急）－0038		○	○		長崎市西出津町 2794-1 出津地区ふれあいセンター	291
5929	東出津町	高平（１） 長崎（外海）－（急）－0039		○	○			
5930		高平 長崎（外海）－（急）－0040		○	○		長崎市西出津町 1633 外海中学校	428
5931	下黒崎町	鏡ノ巣 長崎（外海）－（急）－0041		○	○		長崎市下黒崎町 5157-1 黒崎地区公民館	114
5932		河内（２） 長崎（外海）－（急）－0042		○	○			
5933		河内 長崎（外海）－（急）－0043		○	○			
5934		河内（１） 長崎（外海）－（急）－0044		○	○			
5935		河内（３） 長崎（外海）－（急）－0045		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5936	下黒崎町	河内（４） 長崎（外海）－（急）－0046	令和5年 7月21日 第508号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市下黒崎町5157-1 黒崎地区公民館	114
5937	東出津町	高平（２） 長崎（外海）－（急）－0047		○	○		長崎市西出津町 2794-1 出津地区ふれあいセンター 長崎市西出津町 1633 外海中学校	291 428
5938	西出津町	小田平（１） 長崎（外海）－（急）－0048		○	○			
5939		小浜（２） 長崎（外海）－（急）－0049		○	○			
5940		小浜（１） 長崎（外海）－（急）－0050		○	○			
5941		小田平（４） 長崎（外海）－（急）－0051		○	○			
5942		長住 長崎（外海）－（急）－0052		○	○			
5943		長住（１） 長崎（外海）－（急）－0053		○	○			
5944		里道（２） 長崎（外海）－（急）－0054		○	○			
5945		小田平（３） 長崎（外海）－（急）－0055		○	○			
5946		小田平（５） 長崎（外海）－（急）－0056		○	○			
5947		里道（３） 長崎（外海）－（急）－0057		○	○			
5948		里道（１） 長崎（外海）－（急）－0058		○	○			
5949		新屋敷平 長崎（外海）－（急）－0059		○	○			
5950		草住（１） 長崎（外海）－（急）－0060		○	○			
5951		新屋敷 長崎（外海）－（急）－0061		○	○			
5952		新屋敷（２） 長崎（外海）－（急）－0062		○	○			
5953		新屋敷（１） 長崎（外海）－（急）－0063		○	○			
5954	新牧野町	赤松（２） 長崎（外海）－（急）－0064		○	○			
5955		赤松（１） 長崎（外海）－（急）－0065		○	○			
5956	赤首町	南平 長崎（外海）－（急）－0066		○	○			
5957	新牧野町	平石 長崎（外海）－（急）－0067		○	○			
5958	下大野町	カド 長崎（外海）－（急）－0068		○	○			
5959		川ノ尾 長崎（外海）－（急）－0069		○	○			
5960	上大野町	上大野 長崎（外海）－（急）－0070		○	○		長崎市神浦江川町 657-2 外海地域センター	26
5961		上大野（１） 長崎（外海）－（急）－0071		○	○		長崎市神浦江川町 2 外海公民館	148

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5962	神浦夏井町	夏井（１），（２） 長崎（外海）－（急）－0072	令和5年 7月21日 第 508 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市神浦江川町 657-2 外海地域センター	26
5963	神浦向町 神浦夏井町	向山 長崎（外海）－（急）－0073		○	○			
5964	神浦夏井町	大松野 長崎（外海）－（急）－0074		○	○			
5965	神浦丸尾町	上丸尾 長崎（外海）－（急）－0075		○	○			
5966	神浦江川町	城ノ庵 長崎（外海）－（急）－0076		○	○			
5967	神浦丸尾町	丸尾 長崎（外海）－（急）－0077		○	○			
5968	神浦江川町	池田（２） 長崎（外海）－（急）－0078		○	○		長崎市神浦江川町 2 外海公民館	148
5969	神浦江川町 神浦上道徳町	池田 長崎（外海）－（急）－0079		○	○			
5970	神浦下大中尾町	中ノケシ 長崎（外海）－（急）－0080		○	○			
5971	神浦下大中尾町 神浦北大中尾町	屋敷上 長崎（外海）－（急）－0081		○	○			
5972	神浦下大中尾町	南川 長崎（外海）－（急）－0082		○	○			
5973	神浦上大中尾町	大中尾 長崎（外海）－（急）－0083		○	○			
5974	神浦北大中尾町	北大中尾 長崎（外海）－（急）－0084		○	○			
5975	神浦扇山町	カハツ木谷 長崎（外海）－（急）－0085		○	○		長崎市神浦北大中尾町 693-2 長崎県民の森	109
5976		釜ノ庭 長崎（外海）－（急）－0086		○	○			
5977		七藏 長崎（外海）－（急）－0087		○	○			
5978		赤エ似田 長崎（外海）－（急）－0088		○	○			
5979		狐岩 長崎（外海）－（急）－0089		○	○			
5980		奥 長崎（外海）－（急）－0090		○	○			
5981	神浦北大中尾町	奥（１） 長崎（外海）－（急）－0101		○	○		長崎市神浦江川町 657-2 外海地域センター	26
5982	神浦口福町	神浦口福 長崎（外海）－（急）－0102		○	○			
5983		神浦口福（１） 長崎（外海）－（急）－0103		○	○			
5984		神浦口福（２） 長崎（外海）－（急）－0104		○	○		長崎市神浦江川町 2 外海公民館	148
5985		神浦口福（３） 長崎（外海）－（急）－0105		○	○			
5986	神浦扇山町	奥（２） 長崎（外海）－（急）－0106		○	○		長崎市神浦北大中尾町 693-2 長崎県民の森	109
5987		赤エ似田（１） 長崎（外海）－（急）－0107		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
5988	神浦扇山町	赤エ似田（2） 長崎（外海）－（急）－0108	令和5年 7月21日 第508号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市神浦北大中尾町 693-2 長崎県民の森	109
5989		赤エ似田（3） 長崎（外海）－（急）－0109		○	○			
5990	神浦江川町	丸尾（1） 長崎（外海）－（急）－0110		○	○		長崎市神浦江川町 657-2 外海地域センター	26
5991	神浦下大中尾町	屋敷上（1） 長崎（外海）－（急）－0111		○	○			
5992	神浦上大中尾町	カハツ木谷（1） 長崎（外海）－（急）－0112		○	○		長崎市神浦江川町 2 外海公民館	148
5993		カハツ木谷（2） 長崎（外海）－（急）－0113		○	○			
5994	神浦扇山町	七藏（1） 長崎（外海）－（急）－0114		○	○		長崎市神浦北大中尾町 693-2 長崎県民の森	109
5995		七藏（2） 長崎（外海）－（急）－0115		○	○			
5996		カハツ木谷（3） 長崎（外海）－（急）－0116		○	○			
5997		釜ノ庭（1） 長崎（外海）－（急）－0117		○	○			
5998		釜ノ庭（2） 長崎（外海）－（急）－0118		○	○			
5999		カハツ木谷（4） 長崎（外海）－（急）－0119		○	○			
6000	神浦上大中尾町	カハツ木谷（5） 長崎（外海）－（急）－0120		○	○			
6001	神浦下大中尾町	カハツ木谷（6） 長崎（外海）－（急）－0121		○	○			
6002		カハツ木谷（7） 長崎（外海）－（急）－0122		○	○			
6003	神浦扇山町 神浦下大中尾町	カハツ木谷（8） 長崎（外海）－（急）－0123		○	○			
6004	神浦扇山町	釜ノ庭（3） 長崎（外海）－（急）－0124		○	○			
6005		釜ノ庭（4） 長崎（外海）－（急）－0125		○	○			
6006	神浦向町	向山（1） 長崎（外海）－（急）－0126		○	○		長崎市神浦江川町 657-2 外海地域センター 長崎市神浦江川町 2 外海公民館	26 148
6007	上大野町 神浦夏井町	夏井（3） 長崎（外海）－（急）－0127		○	○			
6008		夏井（4） 長崎（外海）－（急）－0128		○	○			
6009	神浦夏井町	夏井（5） 長崎（外海）－（急）－0129		○	○			
6010	神浦北大中尾町	屋敷上（2） 長崎（外海）－（急）－0130		○	○		長崎市西出津町 2794-1 出津地区ふれあいセンター 長崎市西出津町 1633 外海中学校	291 428
6011	下大野町	川ノ尾（1） 長崎（外海）－（急）－0131		○	○			
6012	赤首町	南平（1） 長崎（外海）－（急）－0132		○	○			
6013		南平（2） 長崎（外海）－（急）－0133		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6014	下大野町	川ノ尾（２） 長崎（外海）－（急）－0134	令和5年 7月21日 第 508 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市西出津町 2794-1 出津地区ふれあいセンター	291
6015	新牧野町	平石（１） 長崎（外海）－（急）－0135		○	○			
6016		平石（２） 長崎（外海）－（急）－0136		○	○			
6017	西出津町	赤松（３） 長崎（外海）－（急）－0137		○	○			
6018	新牧野町	赤松（４） 長崎（外海）－（急）－0138		○	○			
6019	赤首町	南平（３） 長崎（外海）－（急）－0139		○	○			
6020		南平（４） 長崎（外海）－（急）－0140		○	○			
6021		南平（５） 長崎（外海）－（急）－0141		○	○			
6022		南平（６） 長崎（外海）－（急）－0142		○	○			
6023	西出津町	赤松（５） 長崎（外海）－（急）－0143		○	○		長崎市西出津町 1633 外海中学校	428
6024		赤松（６） 長崎（外海）－（急）－0144		○	○			
6025		新屋敷（３） 長崎（外海）－（急）－0145		○	○			
6026		新屋敷（４） 長崎（外海）－（急）－0146		○	○			
6027	赤首町	赤首 長崎（外海）－（急）－0147		○	○			
6028	西出津町	里道（４） 長崎（外海）－（急）－0148		○	○			
6029		里道（５） 長崎（外海）－（急）－0149		○	○			
6030		小浜（３） 長崎（外海）－（急）－0150		○	○			
6031		小田平（６） 長崎（外海）－（急）－0151		○	○			
6032	東出津町	高平（３） 長崎（外海）－（急）－0152		○	○			
6033		高平（４） 長崎（外海）－（急）－0153		○	○			
6034		高平（５） 長崎（外海）－（急）－0154		○	○			
6035	新牧野町	新牧野 長崎（外海）－（急）－0155		○	○			
6036	上黒崎町	上黒崎（４） 長崎（外海）－（急）－0156		○	○		長崎市下黒崎町5157-1 黒崎地区公民館	114
6037		上黒崎（５） 長崎（外海）－（急）－0157		○	○			
6038	下黒崎町	松山（３） 長崎（外海）－（急）－0158		○	○			
6039		高尾（１） 長崎（外海）－（急）－0159		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6040	下黒崎町	高尾（2） 長崎（外海）－（急）-0160	令和5年 7月21日 第508号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎山下黒崎町5157-1 黒崎地区公民館	114
6041		高尾（3） 長崎（外海）－（急）-0161		○	○			
6042		高尾（4） 長崎（外海）－（急）-0162		○	○			
6043		迫崎（2） 長崎（外海）－（急）-0163		○	○			
6044	下黒崎町 上黒崎町	駄道（3） 長崎（外海）－（急）-0164		○	○			
6045	下黒崎町	迫崎（3） 長崎（外海）－（急）-0165		○	○			
6046		小島（2） 長崎（外海）－（急）-0166		○	○			
6047	永田町	山ノ田（5） 長崎（外海）－（急）-0167		○	○			
6048		永田岡（1） 長崎（外海）－（急）-0168		○	○			
6049		永田岡（2） 長崎（外海）－（急）-0169		○	○			
6050		永田岡（3） 長崎（外海）－（急）-0170		○	○			
6051		永田岡（4） 長崎（外海）－（急）-0171		○	○			
6052		永田岡（5） 長崎（外海）－（急）-0172		○	○			
6053	下黒崎町	宮田川 長崎（外海）－（土）-001		○	○			
6054	上黒崎町 下黒崎町	水持川 長崎（外海）－（土）-002		○	○			
6055	下黒崎町	打越川 長崎（外海）－（土）-003		○	○			
6056	赤首町 西出津町	池平川 長崎（外海）－（土）-004		○	○		長崎市西出津町 2794-1 出津地区ふれあいセンター	291
6057	上黒崎町	通り山平川 長崎（外海）－（土）-005		○	○		長崎山下黒崎町5157-1 黒崎地区公民館	114
6058	西出津町 東出津町	菖蒲田川 長崎（外海）－（土）-006		○	○		長崎市西出津町 2794-1 出津地区ふれあいセンター	291
6059	上黒崎町	上黒埼（2） 長崎（外海）－（土）-007		○	○		長崎山下黒崎町5157-1 黒崎地区公民館	114
6060		黒崎川 長崎（外海）－（土）-008		○	—			
6061	赤首町	中尾川（1） 長崎（外海）－（土）-009		○	○		長崎市西出津町 2794-1 出津地区ふれあいセンター 長崎市西出津町 1633 外海中学校	291 428
6062		中尾川（2） 長崎（外海）－（土）-010		○	○			
6063	新牧野町	大首川 長崎（外海）－（土）-011		○	—			
6064		出津川 長崎（外海）－（土）-012		○	—			
6065		穴水川（1） 長崎（外海）－（土）-013		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6066	新牧野町	穴水川（２） 長崎（外海）－（土）－014	令和5年 7月21日 第508号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市神浦江川町 657-2 外海地域センター	26
6067	神浦夏井町 上大野町	夏井川 長崎（外海）－（土）－015		○	○			
6068	神浦向町	神浦川（１） 長崎（外海）－（土）－016		○	○			
6069	神浦下大中尾町	神浦川（イ） 長崎（外海）－（土）－017		○	—		長崎市神浦江川町 2 外海公民館	148
6070	神浦江川町 神浦丸尾町	江川川（７） 長崎（外海）－（土）－018		○	○			
6071	神浦丸尾町 神浦北大中尾町	牛牧川（ニ） 長崎（外海）－（土）－019		○	○			
6072	神浦口福町 神浦下道徳町	田ノ頭川（１） 長崎（外海）－（土）－020		○	○		長崎市神浦北大中尾町 693-2 長崎県民の森	109
6073	神浦扇山町 神浦上大中尾町	椎出川（２） 長崎（外海）－（土）－021		○	○			
6074	神浦上大中尾町	椎出川（１） 長崎（外海）－（土）－022		○	○		長崎市神浦江川町 657-2 外海地域センター	26
6075	神浦丸尾町 神浦北大中尾町	牛牧川（イ） 長崎（外海）－（土）－023		○	—			
6076	神浦北大中尾町	牛牧川（ロ） 長崎（外海）－（土）－024		○	○		長崎市神浦江川町 2 外海公民館	148
6077		牛牧川（ハ） 長崎（外海）－（土）－025		○	○			
6078	琴海戸根原町	土井ノ浦（１） 長崎（琴海）－（急）－389	令和5年 8月29日 第562号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市長浦町 3777-10 社会福祉センター	141
6079		梅園 長崎（琴海）－（急）－390		○	○			
6080		戸根原 長崎（琴海）－（急）－391		○	○			
6081		戸根原（１） 長崎（琴海）－（急）－392		○	○			
6082	長浦町	久保 長崎（琴海）－（急）－393		○	○		長崎市長浦町 3777-10 社会福祉センター 長崎市長浦町 50-5 琴海活性化センター	141 120
6083		池田 長崎（琴海）－（急）－394		○	○			
6084		小堀（３） 長崎（琴海）－（急）－395		○	○			
6085		小堀（４） 長崎（琴海）－（急）－396		○	○			
6086		小堀（２） 長崎（琴海）－（急）－397		○	○			
6087		小堀（１） 長崎（琴海）－（急）－398		○	○			
6088		手崎（３） 長崎（琴海）－（急）－399		○	○			
6089		手崎（２） 長崎（琴海）－（急）－400		○	○			
6090		手崎 長崎（琴海）－（急）－401		○	○			
6091		白石川内 長崎（琴海）－（急）－402		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6092	長浦町	高野道 長崎（琴海）－（急）－403	令和5年 8月29日 第562号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市長浦町50-5 琴海活性化センター	120
6093		高野道（１） 長崎（琴海）－（急）－404		○	○		長崎市長浦町3777-10 社会福祉センター	141
6094		山ノ木 長崎（琴海）－（急）－405		○	○			
6095	琴海形上町	平瀬山 長崎（琴海）－（急）－406		○	○		長崎市長浦町50-5 琴海活性化センター	120
6096		平瀬山（１） 長崎（琴海）－（急）－407		○	○			
6097		檜井河内 長崎（琴海）－（急）－408		○	○			
6098		檜井河内（１） 長崎（琴海）－（急）－409		○	○			
6099		ゴウナッカ 長崎（琴海）－（急）－410		○	○			
6100		ゴウナッカ（１） 長崎（琴海）－（急）－411		○	○			
6101		内山（１） 長崎（琴海）－（急）－412		○	○			
6102		内山 長崎（琴海）－（急）－413		○	○			
6103		スミヤノ河内 長崎（琴海）－（急）－414		○	○			
6104		吉之浦 長崎（琴海）－（急）－415		○	○		長崎市長浦町50-5 琴海活性化センター	120
6105		吉之浦（１） 長崎（琴海）－（急）－416		○	○			
6106		黒似田 長崎（琴海）－（急）－417		○	○		長崎市長浦町1849-4 琴海さざなみ会館	171
6107		清水口 長崎（琴海）－（急）－418		○	○		長崎市長浦町1849-4 琴海さざなみ会館	171
6108		泉口（１） 長崎（琴海）－（急）－419		○	○			
6109		泉口 長崎（琴海）－（急）－420		○	○			
6110		コクタシ 長崎（琴海）－（急）－421		○	○			
6111		田ノ平 長崎（琴海）－（急）－422		○	○			
6112		田ノ平（１） 長崎（琴海）－（急）－423		○	○			
6113		田ノ平（２） 長崎（琴海）－（急）－424		○	○			
6114		平 長崎（琴海）－（急）－425		○	○			
6115		小鳥（１） 長崎（琴海）－（急）－426		○	○			
6116		小鳥 長崎（琴海）－（急）－427		○	○			
6117	琴海大平町	大江 長崎（琴海）－（急）－428		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
6118	琴海大平町	毛首 長崎（琴海）－（急）－429	令和5年 8月29日 第 562 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市琴海形上町 1849-4 琴海さざなみ会館	171
6119	琴海形上町	大江（2） 長崎（琴海）－（急）－430		○	○			
6120		形上（4） 長崎（琴海）－（急）－431		○	○			
6121		形上（1） 長崎（琴海）－（急）－432		○	—			
6122		形上（3） 長崎（琴海）－（急）－433		○	—			
6123		形上（5） 長崎（琴海）－（急）－434		○	○			
6124	琴海大平町	泉谷 長崎（琴海）－（急）－435		○	○			
6125	琴海形上町	形上（2） 長崎（琴海）－（急）－436		○	○			
6126		形上（6） 長崎（琴海）－（急）－437		○	○			
6127	琴海大平町	潟頭 長崎（琴海）－（急）－438		○	○			
6128	琴海形上町	岩瀬戸（2） 長崎（琴海）－（急）－439		○	○			
6129		郷ノ原 長崎（琴海）－（急）－440		○	○			
6130		岩瀬戸（1） 長崎（琴海）－（急）－441		○	○			
6131		岩瀬戸（3） 長崎（琴海）－（急）－442		○	○			
6132	琴海大平町	沖ノ瀬（2） 長崎（琴海）－（急）－443		○	○		長崎市琴海大平町 638-12 琴海北部 研修センター	388
6133		沖ノ瀬（1） 長崎（琴海）－（急）－444		○	○			
6134		沖ノ瀬（3） 長崎（琴海）－（急）－445		○	○			
6135	琴海尾戸町	白頭（1） 長崎（琴海）－（急）－446		○	○		長崎市琴海尾戸町 1740 ペニンシュラオー ナーズゴルフクラ ブ	150
6136		白頭（2） 長崎（琴海）－（急）－447		○	○			
6137		白頭（3） 長崎（琴海）－（急）－448		○	○			
6138		白頭 長崎（琴海）－（急）－449		○	○			
6139		尾戸（2） 長崎（琴海）－（急）－450		○	—			
6140		尾戸 長崎（琴海）－（急）－451		○	○			
6141		尾戸（1） 長崎（琴海）－（急）－452		○	○			
6142		小口（6） 長崎（琴海）－（急）－453		○	—			
6143		小口（1） 長崎（琴海）－（急）－454		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6144	琴海尾戸町	小口（５） 長崎（琴海）－（急）－455	令和5年 8月29日 第562号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市琴海尾戸町 1740 ペニンシュラオーナ ーズゴルフクラブ	150
6145		小口（４） 長崎（琴海）－（急）－456		○	○			
6146		小口（３） 長崎（琴海）－（急）－457		○	○			
6147		小口（２） 長崎（琴海）－（急）－458		○	○			
6148		上馬込 長崎（琴海）－（急）－459		○	○			
6149		高倉梅（１） 長崎（琴海）－（急）－460		○	○			
6150		高倉梅（３） 長崎（琴海）－（急）－461		○	○			
6151		高倉梅（２） 長崎（琴海）－（急）－462		○	○			
6152		氏無 長崎（琴海）－（急）－463		○	○			
6153		網ヶ浦（２） 長崎（琴海）－（急）－464		○	○			
6154		木折頭 長崎（琴海）－（急）－465		○	○			
6155		名串（２） 長崎（琴海）－（急）－466		○	○			
6156		瀬ノ浦 長崎（琴海）－（急）－467		○	○			
6157		名串（１） 長崎（琴海）－（急）－468		○	○			
6158		名串（３） 長崎（琴海）－（急）－469		○	○			
6159		浦底平 長崎（琴海）－（急）－470		○	○			
6160		浦底平（１） 長崎（琴海）－（急）－471		○	○			
6161		大別当 長崎（琴海）－（急）－472		○	○			
6162		張岳谷（５） 長崎（琴海）－（急）－473		○	○			
6163		張岳谷（３） 長崎（琴海）－（急）－474		○	○			
6164		張岳谷（２） 長崎（琴海）－（急）－475		○	○		長崎市琴海大平町 638-12 琴海北部 研修センター	388
6165		張岳谷（４） 長崎（琴海）－（急）－476		○	○			
6166		張岳谷（１） 長崎（琴海）－（急）－477		○	○			
6167		古泊 長崎（琴海）－（急）－478		○	○		長崎市琴海尾戸町 1740 ペニンシュラオーナ ーズゴルフクラブ	150
6168		尾戸（３） 長崎（琴海）－（急）－479		○	○			
6169		尾戸（４） 長崎（琴海）－（急）－480		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
6170	琴海尾戸町	尾戸（５） 長崎（琴海）－（急）－481	令和5年 8月29日 第 562 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市琴海大平町 638-12 琴海北部 研修センター	388
6171		尾戸（６） 長崎（琴海）－（急）－482		○	○			
6172		尾戸（７） 長崎（琴海）－（急）－483		○	○			
6173		尾戸（８） 長崎（琴海）－（急）－484		○	○			
6174		尾戸（９） 長崎（琴海）－（急）－485		○	○			
6175		尾戸（１０） 長崎（琴海）－（急）－486		○	○			
6176		尾戸（１１） 長崎（琴海）－（急）－487		○	○			
6177		尾戸（１２） 長崎（琴海）－（急）－488		○	○			
6178		尾戸（１３） 長崎（琴海）－（急）－489		○	○			
6179		尾戸（１４） 長崎（琴海）－（急）－490		○	○			
6180		尾戸（１５） 長崎（琴海）－（急）－491		○	○			
6181		尾戸（１６） 長崎（琴海）－（急）－492		○	○			
6182		尾戸（１７） 長崎（琴海）－（急）－493		○	○			
6183		尾戸（１８） 長崎（琴海）－（急）－494		○	○			
6184		尾戸（１９） 長崎（琴海）－（急）－495		○	○			
6185		尾戸（２０） 長崎（琴海）－（急）－496		○	○			
6186		尾戸（２１） 長崎（琴海）－（急）－497		○	○			
6187		尾戸（２２） 長崎（琴海）－（急）－498		○	○			
6188		尾戸（２３） 長崎（琴海）－（急）－499		○	○			
6189		尾戸（２４） 長崎（琴海）－（急）－500		○	○			
6190		尾戸（２５） 長崎（琴海）－（急）－501		○	○			
6191		尾戸（２６） 長崎（琴海）－（急）－502		○	○			
6192		尾戸（２７） 長崎（琴海）－（急）－503		○	○			
6193		尾戸（２８） 長崎（琴海）－（急）－504		○	○			
6194		尾戸（２９） 長崎（琴海）－（急）－505		○	○			
6195		尾戸（３０） 長崎（琴海）－（急）－506		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6196	琴海尾戸町	尾戸（３１） 長崎（琴海）－（急）－507	令和5年 8月29日 第562号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市琴海大平町 638-12 琴海北部 研修センター	388
6197		尾戸（３２） 長崎（琴海）－（急）－508		○	○			
6198		尾戸（３３） 長崎（琴海）－（急）－509		○	○			
6199		尾戸（３４） 長崎（琴海）－（急）－510		○	○			
6200		尾戸（３５） 長崎（琴海）－（急）－511		○	○			
6201		尾戸（３６） 長崎（琴海）－（急）－512		○	○			
6202		尾戸（３７） 長崎（琴海）－（急）－513		○	○			
6203		尾戸（３８） 長崎（琴海）－（急）－514		○	○			
6204		尾戸（３９） 長崎（琴海）－（急）－515		○	○			
6205		尾戸（４０） 長崎（琴海）－（急）－516		○	○			
6206		尾戸（４１） 長崎（琴海）－（急）－517		○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市琴海尾戸町 1740 ペニンシュラオーナ ーズゴルフクラブ	150
6207		尾戸（４２） 長崎（琴海）－（急）－518		○	○			
6208		尾戸（４３） 長崎（琴海）－（急）－519		○	○			
6209		尾戸（４４） 長崎（琴海）－（急）－520		○	○			
6210		尾戸（４５） 長崎（琴海）－（急）－521		○	○			
6211		尾戸（４６） 長崎（琴海）－（急）－522		○	○			
6212		尾戸（４７） 長崎（琴海）－（急）－523		○	○			
6213		尾戸（４８） 長崎（琴海）－（急）－524		○	○			
6214		尾戸（４９） 長崎（琴海）－（急）－525		○	○		長崎市琴海大平町 638-12 琴海北部 研修センター	388
6215		尾戸（５０） 長崎（琴海）－（急）－526		○	○			
6216		尾戸（５１） 長崎（琴海）－（急）－527		○	○	長崎市琴海尾戸町 1740 ペニンシュラオーナ ーズゴルフクラブ	150	
6217		尾戸（５２） 長崎（琴海）－（急）－528		○	○			
6218		尾戸（５３） 長崎（琴海）－（急）－529		○	○			
6219		尾戸（５４） 長崎（琴海）－（急）－530		○	○			
6220		尾戸（５５） 長崎（琴海）－（急）－531		○	○			
6221		尾戸（５６） 長崎（琴海）－（急）－532		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
6222	琴海尾戸町	尾戸（５７） 長崎（琴海）－（急）－533	令和5年 8月29日 第 562 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市琴海尾戸町 1740 ペニンシュラオーナ ーズゴルフクラブ	150
6223		尾戸（５８） 長崎（琴海）－（急）－534		○	○			
6224		尾戸（５９） 長崎（琴海）－（急）－535		○	○			
6225		尾戸（６０） 長崎（琴海）－（急）－536		○	○			
6226		尾戸（６１） 長崎（琴海）－（急）－537		○	○			
6227		尾戸（６２） 長崎（琴海）－（急）－538		○	○			
6228		尾戸（６３） 長崎（琴海）－（急）－539		○	○			
6229		尾戸（６４） 長崎（琴海）－（急）－540		○	○			
6230		尾戸（６５） 長崎（琴海）－（急）－541		○	○			
6231		尾戸（６６） 長崎（琴海）－（急）－542		○	○			
6232		尾戸（６７） 長崎（琴海）－（急）－543		○	○			
6233		尾戸（６８） 長崎（琴海）－（急）－544		○	○			
6234		尾戸（６９） 長崎（琴海）－（急）－545		○	○			
6235		尾戸（７０） 長崎（琴海）－（急）－546		○	○			
6236		尾戸（７１） 長崎（琴海）－（急）－547		○	○			
6237		尾戸（７２） 長崎（琴海）－（急）－548		○	○			
6238		尾戸（７３） 長崎（琴海）－（急）－549		○	○			
6239		尾戸（７４） 長崎（琴海）－（急）－550		○	○			
6240		尾戸（７５） 長崎（琴海）－（急）－551		○	○			
6241		尾戸（７６） 長崎（琴海）－（急）－552		○	○			
6242		尾戸（７７） 長崎（琴海）－（急）－553		○	○			
6243		尾戸（７８） 長崎（琴海）－（急）－554		○	○			
6244		尾戸（７９） 長崎（琴海）－（急）－555		○	○			
6245		尾戸（８０） 長崎（琴海）－（急）－556		○	○			
6246		尾戸（８１） 長崎（琴海）－（急）－557		○	○			
6247		尾戸（８２） 長崎（琴海）－（急）－558		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6248	琴海尾戸町	尾戸（83） 長崎（琴海）－（急）-559	令和5年 8月29日 第562号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市琴海尾戸町 1740 ペニンシュラオーナ ーズゴルフクラブ	150
6249		尾戸（84） 長崎（琴海）－（急）-560		○	○			
6250		尾戸（85） 長崎（琴海）－（急）-561		○	○			
6251		尾戸（86） 長崎（琴海）－（急）-562		○	○			
6252		尾戸（87） 長崎（琴海）－（急）-563		○	○			
6253		尾戸（88） 長崎（琴海）－（急）-564		○	○			
6254		尾戸（89） 長崎（琴海）－（急）-565		○	○			
6255		尾戸（90） 長崎（琴海）－（急）-566		○	○			
6256		尾戸（91） 長崎（琴海）－（急）-567		○	○			
6257		尾戸（92） 長崎（琴海）－（急）-568		○	○			
6258		尾戸（93） 長崎（琴海）－（急）-569		○	○			
6259		尾戸（94） 長崎（琴海）－（急）-570		○	○			
6260		尾戸（95） 長崎（琴海）－（急）-571		○	○			
6261		尾戸（96） 長崎（琴海）－（急）-572		○	○			
6262		尾戸（97） 長崎（琴海）－（急）-573		○	○			
6263		尾戸（98） 長崎（琴海）－（急）-574		○	○			
6264		尾戸（99） 長崎（琴海）－（急）-575		○	○			
6265		尾戸（100） 長崎（琴海）－（急）-576		○	○			
6266		尾戸（101） 長崎（琴海）－（急）-577		○	○			
6267		尾戸（102） 長崎（琴海）－（急）-578		○	○			
6268		尾戸（103） 長崎（琴海）－（急）-579		○	○			
6269		尾戸（104） 長崎（琴海）－（急）-580		○	○			
6270		尾戸（105） 長崎（琴海）－（急）-581		○	○			
6271		尾戸（106） 長崎（琴海）－（急）-582		○	○			
6272		尾戸（107） 長崎（琴海）－（急）-583		○	○			
6273		尾戸（108） 長崎（琴海）－（急）-584		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6274	琴海尾戸町	尾戸（１０９） 長崎（琴海）－（急）－585	令和5年 8月29日 第 562 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市琴海尾戸町 1740 ペニンシュラオーナ ーズゴルフクラブ	150
6275		尾戸（１１０） 長崎（琴海）－（急）－586		○	○			
6276		尾戸（１１１） 長崎（琴海）－（急）－587		○	○			
6277		尾戸（１１２） 長崎（琴海）－（急）－588		○	○			
6278		尾戸（１１３） 長崎（琴海）－（急）－589		○	○			
6279		尾戸（１１４） 長崎（琴海）－（急）－590		○	○			
6280		尾戸（１１５） 長崎（琴海）－（急）－591		○	○			
6281		尾戸（１１６） 長崎（琴海）－（急）－592		○	○			
6282		尾戸（１１７） 長崎（琴海）－（急）－593		○	○			
6283		尾戸（１１８） 長崎（琴海）－（急）－594		○	○			
6284		尾戸（１１９） 長崎（琴海）－（急）－595		○	○			
6285		尾戸（１２０） 長崎（琴海）－（急）－596		○	○			
6286		尾戸（１２１） 長崎（琴海）－（急）－597		○	○			
6287		尾戸（１２２） 長崎（琴海）－（急）－598		○	○			
6288		尾戸（１２３） 長崎（琴海）－（急）－599		○	○			
6289		尾戸（１２４） 長崎（琴海）－（急）－600		○	○			
6290	琴海大平町	大平（１） 長崎（琴海）－（急）－601		○	○		長崎市琴海大平町 1743-39 旭ヶ丘公民館	52
6291		大平（２） 長崎（琴海）－（急）－602		○	○			
6292		大平（３） 長崎（琴海）－（急）－603		○	○			
6293		大平（４） 長崎（琴海）－（急）－604		○	○			
6294		大平（５） 長崎（琴海）－（急）－605		○	○			
6295		大平（６） 長崎（琴海）－（急）－606		○	○			
6296		大平（７） 長崎（琴海）－（急）－607		○	○			
6297		大平（８） 長崎（琴海）－（急）－608		○	○			
6298		大平（９） 長崎（琴海）－（急）－609		○	○			
6299		大平（１０） 長崎（琴海）－（急）－610		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6300	琴海大平町	大平（1 1） 長崎（琴海）－（急）－611	令和5年 8月29日 第562号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市琴海大平町 1743-39 旭ヶ丘公民館	52
6301		大平（1 2） 長崎（琴海）－（急）－612		○	○			
6302		大平（1 3） 長崎（琴海）－（急）－613		○	○			
6303		大平（1 4） 長崎（琴海）－（急）－614		○	○			
6304		大平（1 5） 長崎（琴海）－（急）－615		○	○			
6305		大平（1 6） 長崎（琴海）－（急）－616		○	○			
6306		大平（1 7） 長崎（琴海）－（急）－617		○	○			
6307		大平（1 8） 長崎（琴海）－（急）－618		○	○		長崎市琴海大平町 638-12 琴海北部 研修センター	388
6308		大平（1 9） 長崎（琴海）－（急）－619		○	○			
6309		大平（2 0） 長崎（琴海）－（急）－620		○	○			
6310		大平（2 1） 長崎（琴海）－（急）－621		○	○			
6311		大平（2 2） 長崎（琴海）－（急）－622		○	○			
6312		大平（2 3） 長崎（琴海）－（急）－623		○	○			
6313		大平（2 4） 長崎（琴海）－（急）－624		○	○			
6314		大平（2 5） 長崎（琴海）－（急）－625		○	○			
6315		大平（2 6） 長崎（琴海）－（急）－626		○	○			
6316		大平（2 7） 長崎（琴海）－（急）－627		○	○			
6317		大平（2 8） 長崎（琴海）－（急）－628		○	○			
6318		大平（2 9） 長崎（琴海）－（急）－629		○	○			
6319		大平（3 0） 長崎（琴海）－（急）－630		○	○			
6320		大平（3 1） 長崎（琴海）－（急）－631		○	○			
6321		大平（3 2） 長崎（琴海）－（急）－632		○	○			
6322		大平（3 3） 長崎（琴海）－（急）－633		○	○			
6323		大平（3 4） 長崎（琴海）－（急）－634		○	○			
6324		大平（3 5） 長崎（琴海）－（急）－635		○	○			
6325		大平（3 6） 長崎（琴海）－（急）－636		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6326	琴海大平町	大平（３７） 長崎（琴海）－（急）－637	令和5年 8月29日 第562号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市琴海大平町 638-12 琴海北部 研修センター	388
6327		大平（３８） 長崎（琴海）－（急）－638		○	○			
6328		大平（３９） 長崎（琴海）－（急）－639		○	○			
6329		大平（４０） 長崎（琴海）－（急）－640		○	○			
6330		大平（４１） 長崎（琴海）－（急）－641		○	○			
6331		大平（４２） 長崎（琴海）－（急）－642		○	○			
6332		大平（４３） 長崎（琴海）－（急）－643		○	○			
6333		大平（４４） 長崎（琴海）－（急）－644		○	○			
6334		大平（４５） 長崎（琴海）－（急）－645		○	○			
6335		大平（４６） 長崎（琴海）－（急）－646		○	○			
6336		大平（４７） 長崎（琴海）－（急）－647		○	○			
6337		大平（４８） 長崎（琴海）－（急）－648		○	○			
6338		大平（４９） 長崎（琴海）－（急）－649		○	○			
6339		大平（５０） 長崎（琴海）－（急）－650		○	○			
6340		大平（５１） 長崎（琴海）－（急）－651		○	○			
6341		大平（５２） 長崎（琴海）－（急）－652		○	○			
6342		大平（５３） 長崎（琴海）－（急）－653		○	○			
6343		大平（５４） 長崎（琴海）－（急）－654		○	○			
6344		大平（５５） 長崎（琴海）－（急）－655		○	○			
6345		大平（５６） 長崎（琴海）－（急）－656		○	○			
6346		大平（５７） 長崎（琴海）－（急）－657		○	○			
6347		大平（５８） 長崎（琴海）－（急）－658		○	○			
6348		大平（５９） 長崎（琴海）－（急）－659		○	○			
6349		大平（６０） 長崎（琴海）－（急）－660		○	○			
6350	琴海形上町	形上（７） 長崎（琴海）－（急）－661		○	○		長崎市琴海形上町 1849-4 琴海さざなみ会館	171
6351		形上（８） 長崎（琴海）－（急）－662		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6352	琴海形上町	形上（9） 長崎（琴海）－（急）－663	令和5年 8月29日 第562号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市琴海形上町 1849-4 琴海さざなみ会館	171
6353		形上（10） 長崎（琴海）－（急）－664		○	○			
6354		形上（11） 長崎（琴海）－（急）－665		○	○			
6355		形上（12） 長崎（琴海）－（急）－666		○	○			
6356		形上（13） 長崎（琴海）－（急）－667		○	○			
6357		形上（14） 長崎（琴海）－（急）－668		○	○			
6358		形上（15） 長崎（琴海）－（急）－669		○	○			
6359		形上（16） 長崎（琴海）－（急）－670		○	○			
6360		形上（17） 長崎（琴海）－（急）－671		○	○			
6361		形上（18） 長崎（琴海）－（急）－672		○	○			
6362		形上（19） 長崎（琴海）－（急）－673		○	○			
6363		形上（20） 長崎（琴海）－（急）－674		○	○			
6364		形上（21） 長崎（琴海）－（急）－675		○	○			
6365		形上（22） 長崎（琴海）－（急）－676		○	○			
6366		形上（23） 長崎（琴海）－（急）－677		○	○			
6367		形上（24） 長崎（琴海）－（急）－678		○	○			
6368		形上（25） 長崎（琴海）－（急）－679		○	○			
6369		形上（26） 長崎（琴海）－（急）－680		○	○			
6370		形上（27） 長崎（琴海）－（急）－681		○	○			
6371		形上（28） 長崎（琴海）－（急）－682		○	○			
6372		形上（29） 長崎（琴海）－（急）－683		○	○			
6373		形上（30） 長崎（琴海）－（急）－684		○	○			
6374		形上（31） 長崎（琴海）－（急）－685		○	○			
6375		形上（32） 長崎（琴海）－（急）－686		○	○			
6376		形上（33） 長崎（琴海）－（急）－687		○	○			
6377		形上（34） 長崎（琴海）－（急）－688		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6378	琴海形上町	形上（35） 長崎（琴海）－（急）－689	令和5年 8月29日 第562号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市琴海形上町 1849-4 琴海さざなみ会館	171
6379		形上（36） 長崎（琴海）－（急）－690		○	○			
6380		形上（37） 長崎（琴海）－（急）－691		○	○			
6381		形上（38） 長崎（琴海）－（急）－692		○	○			
6382		形上（39） 長崎（琴海）－（急）－693		○	○			
6383		形上（40） 長崎（琴海）－（急）－694		○	○			
6384		形上（41） 長崎（琴海）－（急）－695		○	○			
6385		形上（42） 長崎（琴海）－（急）－696		○	○			
6386		形上（43） 長崎（琴海）－（急）－697		○	○			
6387		形上（44） 長崎（琴海）－（急）－698		○	○			
6388		形上（45） 長崎（琴海）－（急）－699		○	○			
6389		形上（46） 長崎（琴海）－（急）－700		○	○			
6390		形上（47） 長崎（琴海）－（急）－701		○	○			
6391		形上（48） 長崎（琴海）－（急）－702		○	○			
6392		形上（49） 長崎（琴海）－（急）－703		○	○			
6393		形上（50） 長崎（琴海）－（急）－704		○	○			
6394		形上（51） 長崎（琴海）－（急）－705		○	○			
6395		形上（52） 長崎（琴海）－（急）－706		○	○			
6396		形上（53） 長崎（琴海）－（急）－707		○	—			
6397		形上（54） 長崎（琴海）－（急）－708		○	○			
6398		形上（55） 長崎（琴海）－（急）－709		○	○			
6399		形上（56） 長崎（琴海）－（急）－710		○	○			
6400		形上（57） 長崎（琴海）－（急）－711		○	○			
6401		形上（58） 長崎（琴海）－（急）－712		○	○			
6402		形上（59） 長崎（琴海）－（急）－713		○	○			
6403		形上（60） 長崎（琴海）－（急）－714		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6404	琴海形上町	形上（6 1） 長崎（琴海）－（急）－715	令和5年 8月29日 第562号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市琴海形上町 1849-4 琴海さざなみ会館	171
6405		形上（6 2） 長崎（琴海）－（急）－716		○	—			
6406		形上（6 3） 長崎（琴海）－（急）－717		○	○			
6407		形上（6 4） 長崎（琴海）－（急）－718		○	○			
6408		形上（6 5） 長崎（琴海）－（急）－719		○	○			
6409		形上（6 6） 長崎（琴海）－（急）－720		○	○			
6410		形上（6 7） 長崎（琴海）－（急）－721		○	○			
6411		形上（6 8） 長崎（琴海）－（急）－722		○	○			
6412		形上（6 9） 長崎（琴海）－（急）－723		○	○			
6413		形上（7 0） 長崎（琴海）－（急）－724		○	○			
6414		形上（7 1） 長崎（琴海）－（急）－725		○	○			
6415		形上（7 2） 長崎（琴海）－（急）－726		○	○			
6416		形上（7 3） 長崎（琴海）－（急）－727		○	○			
6417		形上（7 4） 長崎（琴海）－（急）－728		○	○			
6418		形上（7 5） 長崎（琴海）－（急）－729		○	○			
6419		形上（7 6） 長崎（琴海）－（急）－730		○	○			
6420		形上（7 7） 長崎（琴海）－（急）－731		○	○			
6421		形上（7 8） 長崎（琴海）－（急）－732		○	○			
6422		形上（7 9） 長崎（琴海）－（急）－733		○	○			
6423		形上（8 0） 長崎（琴海）－（急）－734		○	○			
6424		形上（8 1） 長崎（琴海）－（急）－735		○	○			
6425		形上（8 2） 長崎（琴海）－（急）－736		○	○			
6426		形上（8 3） 長崎（琴海）－（急）－737		○	○			
6427		形上（8 4） 長崎（琴海）－（急）－738		○	○			
6428		形上（8 5） 長崎（琴海）－（急）－739		○	○			
6429		形上（8 6） 長崎（琴海）－（急）－740		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
6430	琴海形上町	形上（８７） 長崎（琴海）－（急）－741	令和5年 8月29日 第 562 号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市琴海形上町 1849-4 琴海さざなみ会館	171
6431		形上（８８） 長崎（琴海）－（急）－742		○	○			
6432		形上（８９） 長崎（琴海）－（急）－743		○	○			
6433		形上（９０） 長崎（琴海）－（急）－744		○	○			
6434		形上（９１） 長崎（琴海）－（急）－745		○	○			
6435		形上（９２） 長崎（琴海）－（急）－746		○	○			
6436		形上（９３） 長崎（琴海）－（急）－747		○	○			
6437		形上（９４） 長崎（琴海）－（急）－748		○	○			
6438		形上（９５） 長崎（琴海）－（急）－749		○	○			
6439		形上（９６） 長崎（琴海）－（急）－750		○	○			
6440		形上（９７） 長崎（琴海）－（急）－751		○	○			
6441		形上（９８） 長崎（琴海）－（急）－752		○	○			
6442		形上（９９） 長崎（琴海）－（急）－753		○	○			
6443		形上（１００） 長崎（琴海）－（急）－754		○	○			
6444	琴海戸根原町	戸根原（２） 長崎（琴海）－（急）－755		○	○		長崎市長浦町3777-10 社会福祉センター	141
6445		戸根原（３） 長崎（琴海）－（急）－756		○	○			
6446		戸根原（４） 長崎（琴海）－（急）－757		○	○			
6447		戸根原（５） 長崎（琴海）－（急）－758		○	○			
6448		戸根原（６） 長崎（琴海）－（急）－759		○	○			
6449		戸根原（７） 長崎（琴海）－（急）－760		○	○			
6450		戸根原（８） 長崎（琴海）－（急）－761		○	○			
6451		戸根原（９） 長崎（琴海）－（急）－762		○	○			
6452		戸根原（１０） 長崎（琴海）－（急）－763		○	○			
6453		戸根原（１１） 長崎（琴海）－（急）－764		○	○			
6454		戸根原（１２） 長崎（琴海）－（急）－765		○	○			
6455		戸根原（１３） 長崎（琴海）－（急）－766		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6456	琴海戸根原町	戸根原（14） 長崎（琴海）－（急）－767	令和5年 8月29日 第562号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市長浦町3777-10 社会福祉センター	141
6457		戸根原（15） 長崎（琴海）－（急）－768		○	○			
6458		戸根原（16） 長崎（琴海）－（急）－769		○	○			
6459		戸根原（17） 長崎（琴海）－（急）－770		○	○			
6460		戸根原（18） 長崎（琴海）－（急）－771		○	○			
6461		戸根原（19） 長崎（琴海）－（急）－772		○	○			
6462		戸根原（20） 長崎（琴海）－（急）－773		○	○			
6463		戸根原（21） 長崎（琴海）－（急）－774		○	○			
6464		戸根原（22） 長崎（琴海）－（急）－775		○	○			
6465		戸根原（23） 長崎（琴海）－（急）－776		○	○			
6466		戸根原（24） 長崎（琴海）－（急）－777		○	○			
6467		戸根原（25） 長崎（琴海）－（急）－778		○	○			
6468		戸根原（26） 長崎（琴海）－（急）－779		○	○			
6469		戸根原（27） 長崎（琴海）－（急）－780		○	○			
6470		戸根原（28） 長崎（琴海）－（急）－781		○	○			
6471		戸根原（29） 長崎（琴海）－（急）－782		○	○			
6472	長浦町	長浦（1） 長崎（琴海）－（急）－783		○	○			
6473		長浦（2） 長崎（琴海）－（急）－784		○	○			
6474		長浦（3） 長崎（琴海）－（急）－785		○	○			
6475		長浦（4） 長崎（琴海）－（急）－786		○	○			
6476		長浦（5） 長崎（琴海）－（急）－787		○	○			
6477		長浦（6） 長崎（琴海）－（急）－788		○	○			
6478		長浦（7） 長崎（琴海）－（急）－789		○	○			
6479		長浦（8） 長崎（琴海）－（急）－790		○	○			
6480		長浦（9） 長崎（琴海）－（急）－791		○	○			
6481		長浦（10） 長崎（琴海）－（急）－792		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
6482	長浦町	長浦（11） 長崎（琴海）－（急）-793	令和5年 8月29日 第562号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市長浦町3777-10 社会福祉センター	141
6483		長浦（12） 長崎（琴海）－（急）-794		○	○			
6484		長浦（13） 長崎（琴海）－（急）-795		○	○			
6485		長浦（14） 長崎（琴海）－（急）-796		○	○			
6486		長浦（15） 長崎（琴海）－（急）-797		○	○			
6487		長浦（16） 長崎（琴海）－（急）-798		○	○			
6488		長浦（17） 長崎（琴海）－（急）-799		○	○			
6489		長浦（18） 長崎（琴海）－（急）-800		○	○			
6490		長浦（19） 長崎（琴海）－（急）-801		○	○			
6491		長浦（20） 長崎（琴海）－（急）-802		○	○			
6492		長浦（21） 長崎（琴海）－（急）-803		○	○			
6493		長浦（22） 長崎（琴海）－（急）-804		○	○			
6494		長浦（23） 長崎（琴海）－（急）-805		○	○			
6495		長浦（24） 長崎（琴海）－（急）-806		○	○			
6496		長浦（25） 長崎（琴海）－（急）-807		○	○			
6497		長浦（26） 長崎（琴海）－（急）-808		○	○			
6498		長浦（27） 長崎（琴海）－（急）-809		○	○			
6499		長浦（28） 長崎（琴海）－（急）-810		○	○			
6500		長浦（29） 長崎（琴海）－（急）-811		○	○			
6501		長浦（30） 長崎（琴海）－（急）-812		○	○			
6502		長浦（31） 長崎（琴海）－（急）-813		○	○			
6503		長浦（32） 長崎（琴海）－（急）-814		○	○			
6504		長浦（33） 長崎（琴海）－（急）-815		○	○			
6505		長浦（34） 長崎（琴海）－（急）-816		○	○			
6506		長浦（35） 長崎（琴海）－（急）-817		○	○			
6507		長浦（36） 長崎（琴海）－（急）-818		○	○			

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6508	長浦町	長浦（37） 長崎（琴海）－（急）-819	令和5年 8月29日 第562号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822－0480	長崎市長浦町3777-10 社会福祉センター	141
6509		長浦（38） 長崎（琴海）－（急）-820		○	○			
6510		長浦（39） 長崎（琴海）－（急）-821		○	○			
6511		長浦（40） 長崎（琴海）－（急）-822		○	○			
6512		長浦（41） 長崎（琴海）－（急）-823		○	○		長崎市長浦町50-5 琴海活性化センター	120
6513		長浦（42） 長崎（琴海）－（急）-824		○	○			
6514		長浦（43） 長崎（琴海）－（急）-825		○	○			
6515		長浦（44） 長崎（琴海）－（急）-826		○	○			
6516		長浦（45） 長崎（琴海）－（急）-827		○	○			
6517		長浦（46） 長崎（琴海）－（急）-828		○	○		長崎市長浦町3777-10 社会福祉センター	141
6518		長浦（47） 長崎（琴海）－（急）-829		○	○			
6519		長浦（48） 長崎（琴海）－（急）-830		○	○			
6520		長浦（49） 長崎（琴海）－（急）-831		○	○			
6521		長浦（50） 長崎（琴海）－（急）-832		○	○		長崎市長浦町50-5 琴海活性化センター	120
6522		長浦（51） 長崎（琴海）－（急）-833		○	○			
6523		長浦（52） 長崎（琴海）－（急）-834		○	○			
6524		長浦（53） 長崎（琴海）－（急）-835		○	○			
6525		長浦（54） 長崎（琴海）－（急）-836		○	○			
6526		長浦（55） 長崎（琴海）－（急）-837		○	○			
6527		長浦（56） 長崎（琴海）－（急）-838		○	○			
6528		長浦（57） 長崎（琴海）－（急）-839		○	○			
6529		長浦（58） 長崎（琴海）－（急）-840		○	○			
6530		長浦（59） 長崎（琴海）－（急）-841		○	○			
6531		長浦（60） 長崎（琴海）－（急）-842		○	○			
6532		長浦（61） 長崎（琴海）－（急）-843		○	○			
6533	琴海戸根原町	野丸川 長崎（琴海）－（土）-033		○	○		長崎市長浦町3777-10 社会福祉センター	141

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連絡責任者	避難所（収容人員）	
6534	琴海戸根原町	戸根原川 長崎（琴海）-（土）-034	令和5年 8月29日 第 562 号	○	—	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市長浦町3777-10 社会福祉センター	141
6535	長浦町	毛谷川（イ） 長崎（琴海）-（土）-035		○	○			
6536		長浦川（ロ） 長崎（琴海）-（土）-036		○	○			
6537		山ノ神頭川 長崎（琴海）-（土）-037		○	○			
6538		長浦川 長崎（琴海）-（土）-038		○	—			
6539		毛谷川（ロ） 長崎（琴海）-（土）-039		○	○			
6540		高尾下川 長崎（琴海）-（土）-040		○	○			
6541		桜谷川 長崎（琴海）-（土）-041		○	○			
6542		桜谷川（イ） 長崎（琴海）-（土）-042		○	○			
6543		手崎川 長崎（琴海）-（土）-043		○	—		長崎市長浦町50-5 琴海活性化センター	120
6544		藤ノ浦川 長崎（琴海）-（土）-044		○	○			
6545	琴海形上町	田ノ平川（ハ） 長崎（琴海）-（土）-045		○	○		長崎市琴海形上町 1849-4 琴海さざなみ会館	171
6546		四戸ノ川 長崎（琴海）-（土）-046		○	—			
6547	琴海尾戸町	平床川（ロ） 長崎（琴海）-（土）-047		○	○		長崎市琴海大平町 1743-39 琴海北部研修センター	388
6548	本河内 4 丁目	本河内（6 0） 長崎-（急）-3663		○	○		長崎市本河内3丁目 4-8 本河内3丁目公民館	64
6549		本河内（6 1） 長崎-（急）-3664		○	○			
6550		本河内（6 2） 長崎-（急）-3665		○	○			
6551		本河内（6 3） 長崎-（急）-3666		○	○			
6552		本河内（6 4） 長崎-（急）-3667		○	○			
6553		本河内（1 7） 長崎-（急）-3668		○	○			
6554		本河内（1 8） 長崎-（急）-3669		○	○			
6555		本河内（1 9） 長崎-（急）-3670		○	○			
6556		本河内奥山 長崎-（急）-3671		○	○			
6557		本河内奥山 長崎-（急）-3672		○	○			
6558		本河内（6 5） 長崎-（急）-3673		○	○			
6559		本河内奥山 長崎-（急）-3674		○	○			

第3章 風水害等応急対策計画

番号	所在地	土 砂 災 害 警 戒 区 域				警 戒 避 難 体 制		
		箇 所 名 箇 所 番 号	告示年月日 告 示 番 号	警戒	特別 警戒	行 政 機 関 連 絡 責 任 者	避難所（収容人員）	
6560	本河内4丁目	本河内（16） 長崎-（急）-3675	令和5年 8月29日 第562号	○	○	長崎市 防災危機管理 室長 822-0480	長崎市本河内3丁目 4-8 本河内3丁目公民館	64
6561		本河内（66） 長崎-（急）-3676		○	○			
6562		奥山川（ル） 長崎-（土）-800		○	○			
6563		妙相寺川 長崎-（土）-801		○	○			
6564		奥山川（リ） 長崎-（土）-802		○	○			
6565		奥山川（チ） 長崎-（土）-803		○	○			
6566		奥山川（ト） 長崎-（土）-804		○	○			
6567		奥山川（ヘ） 長崎-（土）-805		○	○			
6568		奥山川（ホ） 長崎-（土）-806		○	○			
6569		奥山川（ニ） 長崎-（土）-807		○	○			
6570		奥山川（ハ） 長崎-（土）-808		○	○			
6571		奥山川（ロ） 長崎-（土）-809		○	○			
6572		奥山川（イ） 長崎-（土）-810		○	○			
6573		奥山川（ヌ） 長崎-（土）-811		○	○			

3-10 長崎市内所在 港湾・漁港一覧

別表 5

(令和8年1月現在)

番号	港 名	主 な 指 定 状 況	管理者	避難港の摘要	備 考
1	長 崎 港	特定港・地方重要港湾・開港検疫港	長崎県	港湾法避難港	
2	三 重 式 見 港	港則法適用港	長崎県		
3	脇 岬 港	港則法適用港・地方港湾	長崎県	港湾法避難港	
4	茂 木 港	港則法適用港・地方港湾	長崎県		
5	太 田 尾 港	地方港湾	長崎県		
6	伊 王 島 港	地方港湾	長崎県		
7	高 島 港	地方港湾	長崎県		
8	古 里 港	地方港湾	長崎県		
9	神 ノ 浦 港	地方港湾	長崎県		
10	池 島 港	地方港湾	長崎県		
11	小 口 港	地方港湾	長崎県		
12	東 望 港	港湾法56条港湾	長崎県		
13	長 崎 漁 港	特定第三種漁港	長崎県		
14	式 見 漁 港	第二種漁港	長崎県		
15	野 母 漁 港	第二種漁港	長崎県		
16	樺 島 漁 港	第二種漁港	長崎県		
17	相 川 漁 港	第一種漁港	長崎市		
18	かきどまり漁港	第一種漁港	長崎市		
19	深 堀 漁 港	第一種漁港	長崎市		
20	たちばな漁港	第一種漁港	長崎市		
21	沖 の 島 漁 港	第一種漁港	長崎市		
22	南 風 泊 漁 港	第一種漁港	長崎市		
23	蚊 焼 漁 港	第一種漁港	長崎市		
24	為 石 漁 港	第一種漁港	長崎市		
25	野 野 串 漁 港	第一種漁港	長崎市		
26	そ と め 漁 港	第一種漁港	長崎市		

3-11 旅客船の事業所別保有数

別表 1

(令和8年1月現在)

会 社 名	所在地	電 話	船 名	船質	総トン数 (トン)	旅客定員 (人)	速力 (ノット)	備 考
九州商船 株式会社	長崎市 元船町 16番12号	822-9156	椿	鋼	1,600	482	19.4	
			万葉	〃	1,553	482	19.4	
			ペがさす	軽合金	163	257	43.0	
			ペがさす2	〃	163	257	43.0	
			シープリンセス	〃	123	140	30.0	
			シーエンジェル	〃	122	140	30.0	
五島産業汽船 株式会社	長崎市 元船町 17番3号	820-5588	びつぐあーす	軽合金	293	300	30.0	本社：南松浦郡新上五 島町鯛ノ浦郷209番地1 (TEL0959-42-3939)
			Vアイランド	〃	58	79	29.0	
野母商船 株式会社	長崎市 元船町 17番3号	822-0121	鷹 巢	アルミ 合金	124	150	28.0	
			俊 寛	〃	124	140	28.0	
長崎ポート サービス 株式会社	長崎市 出島町 2番13号	826-0833	うみとり	F.R.P.	5トン未満	36	13.0	
			やまどり	〃	〃	33	15.0	
			いそどり	〃	〃	33	13.0	
			おしどり	〃	〃	37	12.0	
			みずどり	〃	6	12	12.0	
やまさ海運 株式会社	長崎市 古町 1番地	822-5002	マルベージャ	合金	97	1.5h未満 225	18.0	1.5h以上3h未満 220 3.0h以上6h未満 92
			マルベージャ3	合金	96	1.5h未満 224	18.0	1.5h以上3h未満 221 3.0h以上6h未満 172
株式会社 ユニバーサル ワーカーズ	長崎市 南山手町 12番40号	895-9300	J U P I T E R	F.R.P	99	207	20.0	
			T r i t o n	軽合金	53	53	20.0	
株式会 社 シーマン商会	長崎市 丸尾町 1番48号	818-1105	さるくⅡ号	F.R.P	19	96	22.0	
有限会 社 高島海上交通	長崎市 高島町 2706番	895-8410	B L A C K D I A M O N D	軽合金	19	196	23.0	限定沿海区域 49
			竹 島 丸	F.R.P	19	平水区域 59	25.0	

3-12 取締船・巡視船等の船舶保有数

別表 2

(令和7年12月現在)

官 公 庁 名	所 在 地	電 話	船 名	船 質	総トン数 (トン)	用 途	馬力数 (馬力)
長 崎 県 (水産部漁業取締室)	長崎市多以良町 1551-4	860-1135	お お と り	アルミ軽合金	84	漁業取締船	
			か い お う	〃	99	〃	
			は や ぶ さ	〃	99	〃	
			な が さ き	〃	77	〃	
			か い り ゆ う	〃	85	〃	
長崎県総合水産試験場	長崎市多以良町 1551-4	850-6293	鶴 丸	鋼	99	漁業調査船	1,300
長 崎 市 (消 防 局)	長崎市興善町 3-1	822-0119	か くり ゆ う	鋼	19	消 防 艇	600×2
長 崎 県 警 察 本 部 地 域 部 地 域 課	長崎市尾上町 3-3	820-0110	で じ ま	アルミ 軽合金	19	警 備 艇	
長 崎 税 関	長崎市出島町 1-36	828-8611	さ い か い	アルミ 軽合金	65	監 視 艇	
長 崎 海 上 保 安 部	長崎市松が枝町 7-29	827-5134	で じ ま	鋼	1365.0	巡 視 船	
			ほ う お う	アルミ合金	231	〃	
			こ う ば い	鋼	26	巡 視 艇	
			の も か ぜ	〃	26	〃	
			い き か ぜ	〃	26	〃	
長 崎 県 (県立長崎鶴洋高等学校)	長崎市末石町 157-1	871-5677	す い ら ん	アルミ 軽合金	19	漁業練習船	500×2
長 崎 大 学 水 産 学 部	長崎市文教町 1-14	819-2797	長 崎 丸	鋼	1,131	漁業練習及	1,000kw×2
			鶴 洋 丸	アルミ	155	び 調 査 船	1,428×2
長崎港湾漁港事務所	長崎市万才町 3-17	822-1257	第三清海丸	鋼	15	海面清掃船	234×2
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構	長崎市多以良町 1551-8	860-1600	陽 光 丸	鋼	692	漁業調査船	2,500
長 崎 市 (水産センター)	長崎市牧島町 1619	830-1131	な が さ き	F R P	4.9	作業・調査船	80
			あ じ さ い	〃	1.7	〃	73kw

3-13 漁業協同組合別漁船保有数

別表 3

(令和7年4月現在)

漁 協 別	所 在 地	電 話	動力船	無動力	合 計
新 三 重 漁 業 協 同 組 合	三重町348-7	850-2121	138	1	139
み な と "	毛井首町1-158	878-5366	137	2	139
茂 木 "	茂木町2148-1	836-0055	76	0	76
たちばな "	戸石町1519-34	830-2236	284	0	284
西彼南部 "	伊王島町2丁目2047番地2	898-2825	123	5	127
野母崎三和 "	脇岬町3628-81	893-1131	228	0	228
大 村 湾 "	(本所) 時津町浦郷542-18 (長浦支所) 長浦町2751-10	882-2415 885-2700	534	0	534
合 計			1,520	8	1,528

3-14 以西底曳漁船保有数

別表 4

(令和7年4月現在)

会 社 名	所 在 地	電 話	保有隻数
山 田 水 産 株 式 会 社	京泊町3丁目3-1	850-4106	4
長 運 水 産 株 式 会 社	"	"	2
合 計			6

3-15 特定非営利活動法人長崎県水難救済会長崎地区救助艇保有隻数

別表 5

(令和7年12月現在)

救 難 所 名	所 在 地	電 話	小型船
三 重 救 難 所	京泊2丁目8-3	8 4 1 - 0 5 6 0	1 3
稲 佐 救 難 所	旭町4-3	8 6 1 - 3 4 0 3	1 8
小 菅 救 難 所	小菅町1	8 2 2 - 3 9 8 8	0
毛 井 首 救 難 所	毛井首町5 9	8 7 8 - 9 1 3 3	1 1
野 母 崎 救 難 所	脇岬町3 6 2 8 - 3 7	8 9 3 - 1 3 8 8	1 3
外 海 救 難 所	神浦江川町9 3 6 ・ 9 4 4 合併番地	0959-24-0311	3 3

3-16 福祉避難所一覧表

別表 1

(令和7年12月8日現在)

1 特別養護老人ホーム

番号	施設名	住所	設置法人名
1	なでしこ荘	西山台2丁目32-47	(福) 長崎県済生会
2	永寿園	以下宿町1912	(福) 恵豊福祉会
3	女の都山荘	女の都1丁目1597	(福) 楽老会
4	椿ヶ丘荘	神浦丸尾町1553	(福) 椿ヶ丘
5	長崎の家	小江原1丁目36-18	(福) 崎陽会
6	古賀の里	古賀町806-2	(福) 恵仁会
7	鶴舞苑	秋月町389-1	(福) 長崎厚生福祉団
8	びわの園	茂木町2222	(福) 朋永会
9	喜楽苑	竿浦町945	(福) 清心会
10	プライエム横尾	横尾3丁目26-1	(福) 平成会
11	サンハイツ	油木町65-14	(福) 到達会
12	三和荘	布巻町792	(福) みのり会
13	オレンジの丘	ダイヤランド3丁目31-8	(福) はづき会
14	恵珠苑	田上2丁目15-12	(福) 優輝会
15	かたふち村	片淵3丁目500-2	(福) 日輪会
16	エルダーみずほ	岩屋町45-1	(福) 実寿穂会
17	いこいの園	牧野町2168-5	(福) 神楽会
18	牧島荘	牧島町9-1	(福) 敬天会
19	青葉苑	戸町4丁目7-17	(福) 春風会
20	ひこばえ	早坂町1180-7	(福) 鳳彰会
21	望星荘	岩屋町745-4	(福) 新生会
22	鶴舞苑Ⅱ	大谷町418-1	(福) 長崎厚生福祉団
23	橘の丘	春日町284-2	(福) 日春会
24	こえばる	小江原4丁目1-30	(福) 秀峯会
25	プレジールの丘	立山2丁目16-5	(福) 樹陽会
26	恵の丘(原爆)	三ツ山町139-5	(福) 純心聖母会
27	琴の浦荘	琴海戸根町743-47	(福) 五蘊会
28	もくれん	戸石町1683	(福) 春友会

2 養護老人ホーム

番号	施設名	住所	設置法人名
1	恵の丘	三ツ山町139-2	(福) 純心聖母会
2	恵の丘(原爆)	三ツ山町139-5	(福) 純心聖母会
3	あいぎ荘	布巻町1490	(福) みのり会
4	聖マルコ園	西出津町2235-3	(福) 聖ヨハネ会
5	日見やすらぎ荘	宿町616	(福) 平成会
6	なごみ荘	香焼町563-17	(福) 幸和会
7	ことのうみ	琴海村松町583-1	(福) 豊寿会

第3章 風水害等応急対策計画

3 軽費老人ホーム

番号	施設名	住所	設置法人名
1	ときわ荘	三ツ山町138-1	(福) 純心聖母会
2	老友荘	女の都1丁目1592	(福) 楽老会
3	日見微笑園	網場町492-15	(福) 創生会
4	ケアハウス横尾	横尾3丁目26-2	(福) 平成会
5	ケアハウスリエゾン長崎	江川町100-1	(福) 春秋会
6	ケアハウスさくらの里	三京町1532	(福) いわこ会
7	ケアハウスひこばえの苑	早坂町1180-4	(福) 鳳彰会
8	ケアハウスかおり	三京町811-33	(福) カリタスの園
9	ケアハウスみずほ	岩屋町45-1	(福) 実寿穂会
10	ケアハウス城山台ソラール	立岩町34-16	(福) 長昌会
11	ケアハウス稲佐の森	大谷町418-1	(福) 長崎厚生福祉団
12	ケアハウスびわの園	茂木町51-1	(福) 朋永会

4 介護老人保健施設

番号	施設名	住所	設置法人名
1	三原の園	三原1丁目8-35	(医) 稲仁会
2	シンフォニー稲佐の森	大谷町418-1	(福) 長崎厚生福祉団
3	エスポールそとめ	上黒崎町2201-3	(福) 日浦会
4	ハーモニーガーデン	網場町492-13	(福) 友誼会
5	中の里	古賀町815-2	(医) 和仁会
6	ナーシングケア横尾	横尾3丁目26-2	(福) 平成会
7	サンブライト愛宕	愛宕4丁目14-2	(医) 博和会
8	みどりの里	布巻町165-1	(医) 清潮会
9	にしきの里	錦2丁目1-1	(医) 友愛会
10	東長崎ナーシングホーム	東町1893-5	(福) 扶早会
11	ダイヤモンド崎望館	ダイヤモンド3丁目31-3	(医) 蘭佑会
12	シンフォニー稲佐の森Ⅱ	大谷町418-1	(福) 長崎厚生福祉団
13	コスモスガーデン桜の里	さくらの里2丁目27-28	(医) 秋桜会
14	サンブライト愛宕Ⅱ	愛宕4丁目11-1	(医) 博和会
15	カリタス	新牧野町132-1	(宗) カトリック

5 障害者施設

番号	施設名	住所	設置法人名
1	三和みのり園	布巻町1477	(福) みのり会
2	サントピア学園	松原町728-2	(福) あいわ会
3	サンビレッジ	田中町279-44	(福) ゆうわ会
4	虹が丘学園	岩屋町746-5	(福) 新生会
5	潮見が丘学園	潮見町567-17	(福) 橘会
6	第二みのり園	布巻町1471-1	(福) みのり会
7	ながさきワークビレッジ	西山4丁目610	(福) ゆうわ会
8	長崎リハビリテーション	松崎町1491-1	(福) 友愛会
9	長崎市障害福祉センター	茂里町2-41	長崎市

第3章 風水害等応急対策計画

6 地域密着型特別養護老人ホーム

番号	施設名	住所	設置法人名
1	日見あけぼの荘	宿町616-1	(福) 平成会
2	アスカ	みなと坂1丁目5-1	(福) 小榊アスカ福祉会
3	みぎわほーむ	片淵1丁目13番地27	(福) 白之会
4	山の木	横尾5丁目9-18	(福) 恵愛会
5	こくら庵	興善町5-1	(福) 照善会
6	喜楽苑こもれ陽	竿浦町923-1	(福) 清心会
7	サンハイツ青山中央	青山町14-1	(福) 致遠会
8	サンク・ド・滑石	滑石5丁目5-5	(福) 実寿穂会
9	みえ愛の郷	三京町811-16	(福) 長崎愛心会
10	なの花	さくらの里2丁目27-22	(福) 春幸会
11	モン・サン・ノールながさき	豊洋台1丁目3-11	(福) 啓正会
12	南陽の丘	蚊焼町649-3	(福) 南陽会
13	寿限無	琴海村松町704-3	(福) せいひ会

7 有料老人ホーム

番号	施設名	住所	設置法人名
1	介護付有料老人ホーム よつば	滑石5丁目9番51号	(福) クローバー

8 デイサービスセンター

番号	施設名	住所	設置法人名
1	デイサービスセンター平木場荘	中里町2289	(福) 喜老会
2	デイサービスセンター古賀山荘	古賀町806-2	(福) 恵仁会

3-17 一時滞在施設一覧表

表 1

番号	施 設 名	所 在 地	構 造
1	長崎スタジアムシティ	長崎市幸町7番1号	鉄骨鉄筋コンクリート造

3-18 消防局災害対策本部の編成及び所掌事務

別表 1

		班 名	班 長	所 掌 事 務
本部長（消防局長） 副本部長（消防局次長）		消 防 総 務 班	総務課長	(1) 関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 職員及び団員の救護に関すること。 (3) 各班の連絡調整に関すること。 (4) 緊急物資、資器材及び非常食の調達に関すること。 (5) 車両等の借上げ及び燃料調達に関すること。 (6) 公有財産の管理に関すること。
		予 防 調 査 班	予防課長	(1) 広報資料の収集に関すること。 (2) 火災等関係の広報に関すること。 (3) 被害情報の収集に関すること。 (4) 被害状況の集計及び記録の作成に関すること。 (5) 気象予報警報及び各種情報の受信伝達に関すること。 (6) 危険物又はその施設等の指導に関すること。 (7) 危険物災害の状況把握及びその対策に関すること。 (8) 消防署が行う火災調査の支援に関すること。 (9) 火災に係るり災証明の発行に関すること。 (10) 火災、その他の災害現場の情報に関すること。
		警 防 班	警防課長	(1) 総合的な火災等の対策の推進及び連絡調整に関すること。 (2) 職員、団員の非常招集及び配置に関すること。 (3) 消防隊の警戒配置に関すること。 (4) 火災等活動方針の決定に関すること。 (5) 対策本部の開設に関すること。 (6) 救急救助に関すること。 (7) 医療機関等との連絡調整に関すること。 (8) 長崎県防災航空隊等との連絡調整に関すること。 (9) 長崎県広域消防応援隊及び緊急消防援助隊に関すること。 (10) 機械器具の整備配置に関すること。 (11) 特殊作業車の配備に関すること。
		指 令 班	指令課長	(1) 消防隊の出動指令に関すること。 (2) 消防通信の運用及び統制に関すること。

3-19 消防署警備本部の編成及び所掌事務

別表2

隊 名		大 隊 長	担 当	所 掌 事 務
本 部 長 ・ (消 防 署 長)	消 防 大 隊	警 防 1 課 長 警 防 2 課 長	情報収集担当	(1) 火災等情報の収集及び連絡に関すること。 (2) 車両等の借上げに関すること。 (3) 火災等関係の広報に関すること。 (4) 広報資料の収集に関すること。
			警 防 担 当	(1) 警備本部の統制的運用に関すること。 (2) 火災等の現場における関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 署員の非常招集及び配置に関すること。 (4) 警備本部の編成及び防ぎょ活動に関すること。 (5) 警戒区域の設定及びこれに基づく措置に関すること。 (6) 人命救助に関すること。 (7) 避難の勧告若しくは指示又は誘導に関すること。 (8) 現場指揮本部の開設に関すること。 (9) 警備本部の運用に関すること。 (10) 火災の原因及び損害の調査に関すること。 (11) その他警防救急に関すること。

3-20 消防団隊の編成及び所掌事務

別表 3

方面隊及び担当長		地区及び担当長	団 名	所 掌 事 務
消 防 団 長	東方面隊 方面隊長	団 本 部	広域支援分団	(1) 団員の非常招集に関すること。 (2) 火災防ぎょ及び人命救助に関すること。 (3) 警戒区域の設定及び飛火警戒に関すること。 (4) 管内住民への情報の伝達、避難の勧告、若しくは指示又は誘導に関すること。 (5) 管内の警戒巡回に関すること。
		東長崎地区 副団長	第28分団～第30分団	
	西方面隊 方面隊長	日見地区 副団長	第31分団	
		茂木地区 副団長	第32分団～第35分団	
		稲佐地区 副団長	第18分団～第23分団 旭町水上分団	
	南方面隊 方面隊長	福田地区 副団長	第24分団、第25分団	
		式見地区 副団長	第26分団、第27分団	
		三重地区 副団長	第40分団～第42分団	
		外海地区 副団長	第56分団～第60分団	
		琴海地区 副団長	第61分団～第66分団	
	北方面隊 方面隊長	梅香崎地区 副団長	第12分団～第17分団 戸町水上分団	
		土井首地区 副団長	第36分団、第37分団 土井首水上分団	
		深堀地区 副団長	第38分団、第39分団	
		香焼地区 副団長	第43分団～第45分団	
		伊王島地区 副団長	第46分団	
		高島地区 副団長	第47分団	
		野母崎地区 副団長	第48分団～第52分団	
	中央地区 副団長	三和地区 副団長	第53分団～第55分団	
		中央地区 副団長	第1分団～第11分団	

3-21 消防資機材等

別 添

令和7年12月現在

- 1 消防車両等の配置状況
- 2 消防自動車等の経過年数
- 3 特殊車両等の配置状況
- 4 化学消火薬剤等備蓄の状況
- 5 特殊機器の保有状況
- 6 消防水利の現況

第3章 風水害等応急対策計画

1 消防車両等の配置状況

種 別 所 属 別		車 両 合 計	ポン プ 車 (C D I)	水 槽 付 ポン プ 車	は し ご 自 動 車	化 学 消 防 車	救 助 工 作 車	指 揮 調 査 車	高 規 格 救 急 車	消 防 艇	査 察 広 報 車	人 員 搬 送 車	資 機 材 搬 送 車	重 機 ・ 重 機 搬 送 車	燃 料 補 給 車	積 載 車	そ の 他	小 型 動 力 ポン プ
合 計		225	57	3	4	1	4	8	18	1	6	1	2	1	1	111	7	111
消 防 局 ・ 署 (計)		78	22	3	4	1	4	8	18	1	6	1	2	1	1		6	
消 防 局	総 務 課	1						1										
	予 防 課	2									1						1	
	警 防 課	8							1		1	1	2	1	1		1	
中 央 消 防 署	本 署	9		1	1		1	2	2		1						1	
	松 が 枝 出 張 所	2	1						1									
	飽 の 浦 出 張 所	2	1						1									
	小 島 出 張 所	1	1															
	矢 上 出 張 所	3	1		1				1									
	茂 木 出 張 所	1	1															
北 消 防 署	本 署	9		1	1		1	2	2		1						1	
	浦 上 出 張 所	1	1															
	滑 石 出 張 所	1	1															
	小 江 原 出 張 所	1	1															
	三 重 出 張 所	2	1						1									
	浜 田 出 張 所	3	1						1		1							
	琴 海 出 張 所	2	1						1									
	式 見 派 出 所	1	1															
	神 浦 出 張 所	2	1						1									
	池 島 派 出 所	1	1															
南 消 防 署	本 署	9	1		1	1	1	2		1	1						1	
	土 井 首 出 張 所	2	1						1									
	三 和 出 張 所	2	1						1									
	野 母 崎 出 張 所	2	1						1									
	高 島 出 張 所	2	1															
非 常 用 車 両 (常 備)		9	3	1			1	1	3								1	
消 防 団		146	34													111	1	111
非 常 用 車 両 (非 常 備)		1	1															

2 消防車両等の経過状況

使用年数 車 種		1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	合 計
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
		未	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	満
		上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	
合 計		12	12	15	15	20	17	15	17	20	18	27	22	15	14	20	5	5	6	5	2	6	9	7	7	4	21	336
消 防 局 ・ 消 防 署	ポンプ車(CD-I)	1		1	1	1	1	1		1		2	3	1	2	1			2	1								19
	水槽付ポンプ車										1						1											2
	はしご自動車									1				1		1								1				4
	化学消防車																1											1
	救助工作車								1						1						1							3
	指揮調査車					1		1				1		1	1	1										1		7
	高規格救急車	1	2	1	1	2	1	1	2	2		1	1															15
	消 防 艇																									1		1
	査 察 広 報 車						1				1			1		1										2		6
	人 員 搬 送 車					1																						1
	資 機 材 搬 送 車						1							1														2
	重機・重機搬送車					1																						1
	燃 料 補 給 車									1																		1
	事 務 車 両									1				1	1				1								1	5
	そ の 他															1												1
	小 計	2	2	2	2	6	4	3	5	4	2	4	5	6	4	5	0	2	3	1	1	0	0	1	0	0	5	69
	非 常 用 車 両	2									2					1								1	1	1		8
消 防 団	指揮車									1																		1
	ポンプ車(CD-I)	1	0	2	1	2	1	0	2	1	2	2	4	2	2	2	2	0	0	1	0	0	2	1	1	1	2	34
	積 載 車	0	4	5	6	6	6	6	5	6	7	10	5	3	3	7	1	1	1	0	1	2	3	3	5	2	13	111
	小 計	1	4	7	7	8	7	6	7	8	9	12	9	5	5	9	3	1	1	1	1	2	5	4	6	3	15	146
	非 常 用 車 両																										1	1
	小型動力ポンプ	7	6	6	6	6	6	6	5	6	7	11	8	4	4	6	2	2	2	3	0	4	3	1				111

第3章 風水害等応急対策計画

3 特殊車両等の配置状況

車両等別	配 置	社 名	年 式	登録年月日	エンジン		ポンプ		備考
					種別	出力	社名	級別	
はしご自動車 (38m級)	中央はしご小隊	日 野	H28	H28. 9. 26	ディーゼル	8.86 リットル			モリタ
はしご自動車 (30m級)	北はしご小隊	日 野	H23	H23. 2. 14	ディーゼル	8.86 リットル			モリタ
はしご自動車 (30m級)	南はしご小隊	日 野	H24	H24. 10. 25	ディーゼル	8.86 リットル			モリタ
化学消防車 (Ⅳ型)	南第1小隊	日 野	H21	H21. 1. 19	ディーゼル	8.86 リットル	モリタ	A-1	
救助工作車 (Ⅲ型)	高度救助隊	日 野	H24	H24. 2. 23	ディーゼル	6.40 リットル			テイセン
救助工作車 (Ⅲ型)	南特別救助小隊	日 野	H18	H18. 2. 24	ディーゼル	6.40 リットル			日機
救助工作車 (Ⅱ型)	中央特別救助小隊	日 野	H30	H30. 1. 19	ディーゼル	6.40 リットル			モリタ
消防艇	南第1小隊	—	H 7	H 7. 2. 9	ディーゼル	600ps ×2	浪速	6,500 ^{リットル} ×2基/分	長崎造船

4 化学消火薬剤等備蓄の状況

種 別	消防局	中央署	北 署	南 署	合 計
水成膜泡消火薬剤	0 ^{リットル}	0 ^{リットル}	0 ^{リットル}	700 ^{リットル}	700 ^{リットル}
3%界面活性系泡消火薬剤	0 ^{リットル}	664 ^{リットル}	747 ^{リットル}	2,350 ^{リットル}	3,761 ^{リットル}
油処理剤	0 ^{リットル}	0 ^{リットル}	63 ^{リットル}	220 ^{リットル}	283 ^{リットル}
油吸着マット	0 枚	221 枚	171 枚	414 枚	806 枚

5 特殊機器の保有状況

分類	種 類	合 計	中央署	北 署		南 署
				市 内	受託町	
一般用救助器具	か ぎ 付 き は し ご	11	6	4		1
	三 連 は し ご	22	7	9	1	6
	金属製折りたたみはしご又はワイヤーはしご	14	4	6		4
	空 気 式 救 助 マ ッ ト	3	1	1		1
	救 命 索 発 射 銃	3	1	1		1
	サバイバースリング又は救助用縛帯	17	6	5		6
	平 担 架	3	1	1		1
重量物排除器具	油 圧 ジ ャ ッ キ	5	3	1		1
	油 圧 ス プ レ ッ ダ ー	5	2	3		
	可 搬 ウ イ ン チ	5	2	1		2
	マ ン ホ ー ル 救 助 器 具	4	1	1		2
	マ ッ ト 型 空 気 ジ ャ ッ キ	6	1	2	1	2
	大 型 油 圧 ス プ レ ッ ダ ー	7	2	3	1	1
	救 助 用 支 柱 器 具	2		1		1
	チ ェ ー ン ブ ロ ッ ク	4	2	1		1
切断用器具	油 圧 切 断 機	3	1	1		1
	エ ン ジ ン カ ッ タ ー	28	9	12	1	6
	ガ ス 溶 断 機	0	0	0	0	0
	チ ェ ー ン ソ ー	29	10	12	1	6
	鉄 線 カ ッ タ ー	48	19	19	1	9
	空 気 鋸	5	2	2		1
	大 型 油 圧 切 断 機	7	2	3	1	1
	コンクリート・鉄筋切断機用チェーンソー	3	1	1		1
破壊器具	万 能 斧	54	19	19	1	15
	ハ ン マ ー	14	5	8	0	1
	携 帯 用 コ ン ク リ ー ト 破 壊 器 具	3	1	1	0	1
	削 岩 機	3	1	1	0	1
	ハ ン マ ド リ ル	5	2	2	0	1
検知・測定器具	生 物 剤 検 知 器	2	0	0	0	2
	可 燃 性 ガ ス 測 定 器	45	15	17	1	12
	有 毒 ガ ス 測 定 器	55	19	23	1	12
	酸 素 濃 度 測 定 器	42	14	15	1	12
	放 射 線 測 定 器	123	42	38	0	43
呼吸保護用器具	空 気 呼 吸 器	130	47	45	4	34
	酸 素 呼 吸 器	12	3	4		5
	簡 易 呼 吸 器	7	2	3		2
	防 塵 マ ス ク	412	158	158	10	86
	送 排 風 機	4	1	2		1

第3章 風水害等応急対策計画

分類	種 類	合 計	中央署	北 署		南 署
				市 内	受託町	
隊員保護用器具	耐 電 手 袋	26	10	9		7
	耐 電 衣	14	4	4		6
	耐 電 ズ ボ ン	14	4	4		6
	耐 電 長 靴	21	10	7		7
	携 帯 警 報 機	126	49	39	4	34
	化 学 防 護 服	50	9	8		33
	陽 圧 式 化 学 防 護 服	18	4	4		10
	放 射 線 防 護 服	8	2	2		4
除染用器具	除 染 シ ャ ワ ー	2				2
	除 染 剤 散 布 器	2				2
水難救助用器具	潜 水 器 具	8	8			
	救 命 胴 衣	167	71	48	3	45
	水 中 投 光 器	6	6			
	救 命 浮 環	50	19	20	1	10
山岳救助用器具	登 山 器 具 一 式					
	バ ス ケ ッ ト 担 架	15	8	3		4
検索用器具	簡 易 画 像 探 索 器	1	1	0		
高度救助用器具	画 像 探 索 器	3		2		1
	地 中 音 響 探 索 機	1		1		
	熱 画 像 直 視 装 置	6	2	2		2
	夜 間 用 暗 視 装 置	1	0	1		
	地 震 警 報 器	1		1		
その他の器具	投 光 器 一 式	38	16	14	1	7
	携 帯 投 光 器	75	31	30	4	10
	携 帯 拡 声 器	50	20	20	1	9
	携 帯 無 線 機	202	72	76	7	47
	車 両 移 動 器 具	3	1	1		1
	発 電 機	11	5	4		2
救急器具	自 動 体 外 式 除 細 動 器	37	14	13	3	7
	自 動 式 心 肺 蘇 生 装 置	17	7	5	2	3
	人 工 呼 吸 一 式	19	9	5	2	3
	患 者 監 視 装 置	16	5	5	2	4
	血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器	24	9	5	2	6
	ス ク ー プ ス ト レ ッ チ ャ ー	34	15	8	3	8
	バ ッ ク ボ ー ド	45	18	11	4	12

6 消防水利の現況

(1) 消火栓

区 分			合 計	基準適合	基 準 外
消 火 栓	公 設	1 5 0 mm以上	1, 599	1, 531	68
		1 5 0 mm未満	2, 298	792	1, 506
		小 計	3, 897	2, 323	1, 574
	私 設	1 5 0 mm以上	7	7	0
		1 5 0 mm未満	223	2	221
		小 計	230	9	221
	合 計		4, 127	2, 332	1, 795

(2) 防火水槽

区 分			合 計	給水装置設置数	基準適合	基 準 外
防 火 水 槽	公 設	1 0 0 t 以上	20	15	20	0
		4 0 t以上1 0 0 t未満	845	755	833	12
		2 0 t 以上4 0 t未満	435	396	372	63
		2 0 t 未満	18	15	4	14
		小 計	1,318	1,181	1,229	89
	私 設	1 0 0 t 以上	8	4	7	1
		4 0 t以上1 0 0 t未満	109	90	107	2
		2 0 t 以上4 0 t未満	75	59	55	20
		2 0 t 未満	1	0	0	1
		小 計	193	153	169	24
合 計		1,511	1,334	1,398	113	

☆防火水槽のうちの二次製品防火水槽数

種 別	合 計	公 設	私 設
プレキャストコンクリート製	459	360	99
鋼 製	28	25	3
F R P 製	21	21	0
合 計	508	406	102

(3) その他の水利

区 分	合 計
プール(学校プール含む)	87
井 戸	3
池 ・ 泉 水	18
堤	4
そ の 他 (河川等)	161
合 計	273

(4) 令和6年度の消防水利整備状況 () 内は、開発行為による設置。

区 分	新 設	撤 去
消 火 栓	公 設 0 (0)	公 設 0
	私 設 0 (0)	私 設 0
防 火 水 槽	公 設 1 (1)	公 設 0
	私 設 0 (0)	私 設 0
合 計	1 (1)	0

※ 私設消防水利のうち指定消防水利は、68箇所

※ 消防水利の「基準適合」とは、取水可能水量が毎分1立方メートル以上、かつ連続40分以上の取水能力を有するものをいう。

3-22 長崎市消防局防災業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎市地域防災計画に定める消防計画を円滑かつ効果的に実施するため、長崎市消防局災害対策本部（以下「局災害対策本部」という。）及び消防署警備本部（以下「署警備本部」という。）並びに消防団員の配備体制、配備基準その他必要な事項を定めることを目的とする。

(配備体制等)

第2条 地震、台風、大雨、その他気象状況による災害（以下「自然災害」という。）の発生が予想される場合又は発生した場合の配備体制及び配備基準は別表のとおりとする。

(非常招集)

第3条 自然災害時における消防職員及び消防団員の非常招集は、地域防災計画及び長崎市消防局警防業務規程（以下「警防業務規程」という。）に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 局災害対策本部長（以下「対策本部長」という。）は、局災害対策本部第3配備の災害が発生した場合、応急的な初期活動を行うため、消防署所の近隣に居住する職員を招集するものとする。
- (2) 勤務以外の職員は、各配備体制をとることが予想されるときは、特別の事由がある場合を除き、原則として自宅待機とし、自主的に局対策本部又は署警備本部へ連絡を行い情報収集に努めるものとする。
- (3) 消防団員の招集は、対策本部長から消防団長への招集指示の後、局災害対策本部の指令に基づき分団又は部ごとに行う。ただし、特に緊急を要する場合は、団長又は副団長（団長又は副団長に連絡のいとまがない場合は分団長）が直接必要な団員を招集することができることとし、この場合速やかに局災害対策本部へ報告しなければならない。

(通信連絡及び情報の収集)

第4条 自然災害等により交通及び有線通信が途絶し、防災活動に支障が生じるおそれがある場合は、地区の防災活動の確保を図るため、本部長が必要と認める警戒拠点に無線機その他の必要機器を配備するとともに警戒要員を配置する。

2 次に掲げる場合、局災害対策本部との連絡調整を行うため、職員を派遣することとする。

- (1) 長崎市災害対策本部が設置されたとき
- (2) 長崎県に緊急消防援助隊の調整本部が設置されたとき
- (3) 消防事務受託町に災害対策本部が設置されたとき
- (4) その他本部長が必要と認めるとき

(出動隊の指定)

第5条 局災害対策本部設置時における出動隊の指定は次のとおりとする。

- (1) 火災、救助、救急出動は、警防業務規程に定める出動計画による。
- (2) 前号を除く出動における出動隊の指定は、原則として指令班長が行う。
- (3) 災害規模の拡大により、指令班長による出動隊の指定が困難であると判断されるときは、対策本部長又は警防班長が決定する。
- (4) 対策本部長は、災害の規模により必要と認めるときは、署隊の指定を管轄する警備本部へ委任することができる。
- (5) 長崎市災害対策本部からの出動要請に関するものは、警防班が受信し指令班へ送付する。

(解散)

第6条 局災害対策本部及び署警備本部の解散は、災害及び気象の状況を勘案して、対策本部長が指示する。

第3章 風水害等応急対策計画

(担当職員の指名)

第7条 次の表の左欄に掲げる者は、地域防災計画に定める分掌事務を行うため、同表右欄に掲げる職員をあらかじめ指名し、対策本部長へ報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

指名者	業務
局災害対策本部各班長	局災害対策本部の各業務要員
消防総務班長及び予防調査班長	119受信要員（指令班を除く）
警備本部長	警備本部、予備小隊及び第4条に定める警戒拠点要員

(訓練)

第8条 対策本部長は、自然災害発生に備え、局災害対策本部及び署警備本部各班の分掌事務の確認及び運用の習熟を図るため、年1回以上訓練を行うこととする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

(関係例規の廃止)

- 2 次に掲げる要領等は、廃止する。

(1) 長崎市消防局防災業務実施要綱細則（平成11年9月20日付 消警第251号）

(2) 長崎市消防局災害対策本部事務処理要領（平成8年5月15日付 消警第81号）

(3) 長崎市消防局災害対策本部事務処理要領の暫定運用（平成19年2月28日付 消警第448号）

別表（第2条関係）

体制	配備区分	配備基準	配備要員	
警戒体制		① 大雨注意報、洪水注意報、津波注意報又は大雪注意報の発表により、各種災害の発生が予測されるとき。 ② あびきに関する注意報に加えて高潮注意報の発表により、災害の発生が予測されるとき。 ③ 本市が台風の進路によって、強風域に入る恐れがあるとき。	局	増員なし。 ただし、災害が収束に向かう場合等、本部長が必要と認めるときに警防班2名を配置する。
			署	増員なし。
警戒本部	A 配備	① 大雨又は洪水注意報が発表中で、現に相当の降雨があり、今後、さらに相当の降雨が予測されるとき。 ② 大雨、洪水警報、暴風警報又は津波警報が発表されたとき。 ③ その他の気象注意報、警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 ④ 本市に台風が接近し、本市へ影響を及ぼすことが予想されるとき。	局	・警防班を2名配置する。 ・消防総務班を1名配置する。 ・予防調査班を1名配置する。
			署	情報収集担当を1名配置する。
	B 配備	① 大雨等の警報が発表中で、現に相当の降雨があり、今後、さらに相当の降雨が予測されるとき。 ② 大雨等の警報が発表中で、災害の発生のおそれがあるとき。 ③ その他の気象警報が発表され、現に応急措置要請があるなど災害の発生が予想されるとき。 ④ 本市に台風が上陸するおそれがあるとき。 ⑤ 震度4の地震が発生したとき。	局	・対策本部長、副本部長、各班長を配置する。 ・警防班を半数配置する。 ・消防総務班、予防調査班をそれぞれ2名配置する。 ・指令班を半数配置する。
			署	・警備本部長及び当務消防大隊長を配置する。 ・情報収集担当を1名配置する。 ・警備本部長が必要と認める予備隊及び人員を配置する。
			団	・団長、団本部員(広域支援分団除く)を配置する。 ・警戒を要する地区の分団員を必要な人数配置する。
対策本部	第1配備	局地的な災害が発生するか、または発生が推測されるが、その災害の程度の予測が困難であり、嚴重な警戒を必要とするとき。	局	・対策本部長、副本部長、各班長を配置する。 ・警防班を全員配置する。 ・消防総務班、予防調査班を半数配置する。 ・指令班を全員配置する。
			署	・警備本部長及び当務消防大隊長を配置する。 ・警備本部員を半数配置する。 (当務課の中隊長及び指揮隊員全員並びに情報収集担当の半数)
			団	・団長、方面隊長、副団長、地区本部員及び団本部員(広域支援分団除く)を配置する。 ・巡回警備要員を各分団・部に3名配置する。
	第2配備	災害が拡大し、第1配備では対処が困難と予想される場合で、消防局災害対策本部長が必要であると認めるとき。	局	対策本部員を全員配置する。
			署	・警備本部員を全員配置する。 ・警戒拠点要員を配置する。 ・各小隊を5名(派出所は3名)配置する。 ・専任救急隊を4名配置する。 ・予備小隊(警防・救急)を編成する。
			団	・団長、方面隊長、副団長、地区本部員及び団本部員(広域支援分団除く)を配置する。 ・巡回警備要員を各分団・部に5名配置する。 ・災害発生場所を管轄する分団員を全員配置する。
	第3配備	① 市全域にわたる災害が発生し、または全域でなくとも、大規模な局地災害が発生したとき。 ② 震度5弱以上の地震が発生したとき。 ③ 長崎県広域消防相互応援隊又は緊急消防援助隊の受援が決定したとき。 ④ その他消防局災害対策本部長が必要と認めるとき。	局署	消防職員を全員配置する。
			団	動員可能な消防団員を全員配置する。

3-23 長崎市地域防災計画に定める要配慮者利用施設の選定方針

1 経緯及び基本的な考え方

平成16年7月新潟・福島豪雨をはじめ東日本大震災等、近年、要配慮者利用施設の被災が目立っていることから「水防法」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下土砂災害防止法という）及び「津波防災地域づくりに関する法律」によって、浸水害や土砂災害などの警戒区域内に位置する要配慮者利用施設で、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設については、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定めることとされている。

このため、長崎市においても該当する要配慮者利用施設を選定する必要があるが、選定にあたっては、予想される浸水や施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて各市町村長等において個別具体的に判断していくこととされていることから、次のとおり、選定方針を定めて該当する施設を選定するものとする。

（１）要配慮者とは

長崎市地域防災計画（第3章第26節）で、災害時において、すばやい情報入手や行動が困難な立場にある人として、高齢者、障害者、難病者、妊産婦及び乳幼児、日本語が不慣れな外国人等と規定。

（２）要配慮者利用施設とは

水防法（第15条第1項第4号）及び土砂災害防止法（第8条第1項第4号）で、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設と規定。

2 選定方針

利用状況や想定される被害状況や施設の構造などの実情を踏まえて、対象の施設を選定するために、次の「（１）利用者の区分」及び「（２）立地・階層・構造」2つの項目に該当する施設を選定する。

（１）利用者の区分

円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある利用者を次に挙げるものとし、主にその対象者に対して、施設内でサービスを提供することを目的とした施設を対象施設とする。

ア 長崎市地域防災計画で定める要配慮者

高齢者、障害者、難病者、妊産婦、乳幼児及び日本語が不慣れな外国人等、すばやい情報入手や行動が困難な立場にあるため

イ 小中学校生

教職員等の指示のもとに集団行動をとることになり、避難に時間がかかることが想定されるため

ウ 加療を要するもの

疾病や負傷により、すばやい避難行動ができないため

利用者の区分	対象となる施設（例 示）	
高 齢 者	介護老人保健施設 有料老人ホーム 老人デイサービスセンター 介護医療院 軽費老人ホーム 老人福祉センター サービス付き高齢者向け住宅	特別養護老人ホーム 老人短期入所施設 小規模多機能型居宅介護事業施設 認知症対応型老人共同援助事業施設 生活支援ハウス 老人憩の家 養護老人ホーム
障 害 者	共同生活援助施設 就労移行支援施設 障害児入所施設 身体障害者福祉センター 短期入所施設 放課後等デイサービス施設	児童発達支援施設 就労継続支援施設 自立訓練施設 生活介護施設 地域活動支援センター 救護施設
乳 幼 児 小中学校生	小学校 児童自立支援施設 母子生活支援施設 児童厚生施設代替施設 認可外保育所 認定こども園 放課後児童クラブ	中学校 児童養護施設 児童厚生施設 小規模保育施設 認可保育所 幼稚園
難 病 者 妊 産 婦 加療を要するもの	病院、診療所（歯科を除く）、助産所、助産施設	
日本語が不慣れな 外 国 人	国際ターミナル	

（２） 立地・階層・構造

津波・浸水・土砂の各種災害で想定される被害状況と施設の立地・階層・構造をもとに、実質的に災害の影響を受ける施設を選定する。

ア 津波による浸水害の場合

国土交通省水管理・国土保全局「水害ハザードマップ作成の手引き」では、浸水の程度が３メートル未満の場合は、水位が２階まで到達しないとされていることから、１階の施設のみ対象とし、２階以上にある施設は災害の影響が少ないため対象としない。

ただし、長崎県地震等防災アセスメント調査報告書により、１メートル以上の津波による浸水の

第3章 風水害等応急対策計画

場合は、木造の施設は部分破壊が起こるとされていることから、浸水の程度が1メートル以上の場合には、木造の施設は、階層に関わらず全て対象とする。

なお、長崎市では、3メートルを超える浸水想定区域は海岸部のみのため、該当する施設はない。

イ 洪水、高潮による浸水害の場合

国土交通省水管理・国土保全局「水害ハザードマップ作成の手引き」では、浸水の程度が3メートル未満の場合は、水位が2階まで到達しないとされていることから、1階の施設のみ対象とし、2階以上にある施設は災害の影響が少ないため対象としない。

浸水の程度が3メートル以上5メートル未満の場合は、2階の施設まで対象とし、3階以上にある施設は対象としない。

なお、長崎市では、5メートルを超える浸水想定区域は河川流域付近のみのため、該当する施設はない。

ウ 土砂災害の場合

土砂災害においては、階層や構造に関わらず災害の影響があることから、警戒区域内にある施設は、すべて対象とする。

【参考】対象施設数 令和7年12月現在 （高潮については、令和8年1月に選定方針を策定したもの）

津 波					洪 水				
浸水の程度 (想定)	材質 構造	指定する階層		対象 施設数	浸水の程度 (想定)	材質 構造	指定する階層		対象 施設数
1.00m 未満	木造・ 非木造	対象	1 階	46 施設	3.00m未 満	木造・ 非木造	対象	1 階	207 施設
1.00m 以上～ 3.00m 未満	木造	対象	階層に関わ らず全て	0 施設	3.00m～ 5.00m未 満	木造・ 非木造	対象	1 階及び 2 階	3 施設
	非木造	対象	1 階	1 施設					
合計施設数				47 施設	合計施設数				210 施設

高 潮					土 砂				
浸水の程度(想定)	材質構造	指定する階層		対象施設数	土砂災害の規定	材質構造	指定する階層		対象施設数
3.00m未満	木造・非木造	対象	1階	—	土砂災害警戒区域	木造・非木造	対象	階層に関わらず全て	390施設
3.00m以上～5.00m未満	木造・非木造	対象	1階及び2階	—	土砂災害特別警戒区域	木造・非木造	対象	階層に関わらず全て	94施設
合計施設数				—	合計施設数				484施設

3-24 洪水浸水想定区域要配慮者利用施設対象一覧

令和7年12月現在

用途名称	施設名	所在地
グループホーム	グループホーム 夕陽が丘 中川	長崎市中川1丁目11番8号
グループホーム	グループホーム かわびら	長崎市川平町1199番地
グループホーム	グループホーム GARDEN-HOUSE	長崎市宝栄町4番19号
就労継続支援	コリアンダーの家（出張所）	長崎市築町5番1号102号室
就労継続支援	あいる・びい	長崎市大井手町21番地
就労継続支援	多機能型就労継続支援（B）型 ゆめぶーけ	長崎市城栄町2-8
就労継続支援	フロンティアワークス	長崎市扇町13-12
就労継続支援	障がい者就労支援センター ブリス	長崎市目覚町3番6号三愛ビル
就労継続支援	就労継続支援（B型）事業所 いちごハウス	長崎市岩川町17-19白鳩マンション1階
就労継続支援	トータル・ワークステーション長崎	長崎市田中町850
就労継続支援	日中活動支援事業所フリーハウス	長崎市小江町2310番地
小学校	諏訪小学校	長崎市諏訪町7-13
小学校	伊良林小学校	長崎市伊良林1-10-1
小学校	西浦上小学校	長崎市大手1丁目14番3号
中学校	東長崎中学校	長崎市矢上町8-6
小学校・中学校	長崎大学教育学部附属小学校・中学校	長崎市文教町4-23
中学	純心中学校	長崎市文教町13-15
診療所	諸熊医院	長崎市浜町4-20
診療所	有高クリニック	長崎市万屋町4-19
診療所	江口クリニック	長崎市今博多町45
診療所	（医）佐藤眼科医院	長崎市本石灰町5-11
診療所	（医）社団明星会サイクサ外科医院	長崎市新地町4-8
診療所	（医）清栄会橋本耳鼻咽喉科医院	長崎市栄町3番12
診療所	（医）社団博生会大久保医院	長崎市新地町4-15
診療所	（医）陽蘭会広瀬クリニック	長崎市伊勢町2番31号
診療所	公益財団法人放射線影響研究所診療室	長崎市中川1丁目8-6
診療所	長崎市夜間急患センター	長崎市栄町2番22号
診療所	長崎市医師会医療センター診療所	長崎市栄町2番22号

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
診療所	松尾内科医院	長崎市栄町3番10号
診療所	(医) 樹花会松崎内科循環器科	長崎市魚の町7番3号サングァーデン眼鏡橋1階
診療所	(医) たしろ耳鼻咽喉科	長崎市万屋町3番16号
診療所	せとぐち外科クリニック	長崎市新地町8-14
診療所	伯川皮膚科医院	長崎市下西山町1-2
診療所	松元クリニック	長崎市新地町1-5
診療所	(医) 福曜会福田医院	長崎市鍛冶屋町6-6
診療所	山口整形外科医院	長崎市中川1丁目8-3
診療所	(医) 小島耳鼻咽喉科クリニック	長崎市万屋町6-20
診療所	井手外科・形成外科医院	長崎市丸山町7-2
診療所	わたなべ皮ふ科	長崎市古川町5番25号 プラザデール鮫島1階
診療所	しもむら産婦人科	長崎市古川町8番11号
診療所	(医) 社団奥平外科医院	長崎市梁川町4-15
診療所	石野皮膚科医院	長崎市目覚町3-2
診療所	木下漢方内科クリニック	長崎市目覚町13番8号
診療所	(医) 健真会 城本クリニック 長崎院	長崎市宝町2番26号
診療所	(医) 永尾内科医院	長崎市宝栄町1-1
診療所	(医) さかぐち泌尿器科医院	長崎市川口町7-20
診療所	(医) 社団田島整形外科・外科・クリニック	長崎市目覚町4-15
診療所	田中皮ふ科・アレルギー科医院	長崎市平野町12-11
診療所	(医) 哲翁内科医院	長崎市浜口町13-9
診療所	朝永整形外科医院	長崎市城栄町13番5号
診療所	(医) 中浦皮膚科医院	長崎市中里町1030-2
診療所	東長崎医院	長崎市田中町1027-13
診療所	(医) 社団堀皮膚科医院	長崎市大橋町16-7
診療所	(医) 社団三和会 本田内科医院	長崎市中里町20番地
診療所	(医) 諸岡整形外科医院	長崎市三芳町2-20
診療所	渡辺整形外科医院	長崎市岩川町19-13
診療所	(医) 福田ゆたか外科医院	長崎市浜口町3-5
診療所	(医) 鶴泉会牟田産婦人科	長崎市万屋町6番32号
診療所	さくら内科	長崎市城栄町23番14号

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
診療所	さかぐち耳鼻咽喉科	長崎市田中町338番地
診療所	おがわクリニック	長崎市田中町1027番地48
診療所	池田産科－YOU－婦人科医院	長崎市矢上町31番6号
診療所	山根内科胃腸科医院	長崎市幸町6番20号
診療所	短期入所生活介護しよ～とすていひ がなが医務室	長崎市矢上町30番3号
診療所	はらかわ内科クリニック	長崎市扇町13番3号
診療所	いしまる耳鼻咽喉科	長崎市文教町7-11-102
診療所	もとしま内科	長崎市矢上町25番1号
認可保育所	伊良林保育所	長崎市中川1丁目11-17
認可保育所	友愛八幡町保育園	長崎市八幡町3-5
認可保育所	ほほえみ保育園	長崎市魚の町6-20-7 1F
認可保育所	アルムの風保育園	長崎市魚の町1番23号107
認可保育所	大手保育所	長崎市大手1丁目2-5
認可保育所	おひさま保育園	長崎市東町1953番地4
認可保育所	TONTON輝保育園	長崎市平間町694番3号
認可保育所	文教おながく保育園・凜	長崎市大橋町10番30号
認定こども園	長崎市立認定こども園長崎幼稚園	長崎市魚の町1-16
認定こども園	ざぼんちゃん浜町認定こども園	長崎市築町4-17
認定こども園	ざぼんちゃん浦上認定こども園	長崎市川口町2-14
認定こども園	幼保連携型認定こども園 長崎純心 大学附属純心幼稚園	長崎市文教町13番15号
認定こども園	結宅こども園	長崎市矢上町34-7
認可外保育所	よろずやまち保育園	長崎市万屋町1-4
病院	出島病院	長崎市出島町12-23
診療所	ながさき内科・リウマチ科医院	長崎市油屋町1-21
病院	(一社) 是真会 長崎リハビリテーシ ョン病院	長崎市銀屋町4-11
病院	(医) 健正会 大久保病院	長崎市戸石町1470-1
診療所	高原中央医院	長崎市諏訪町6-24
病院	社会(医) 春回会 井上病院	長崎市宝町6番12号
病院	(医) 清潮会 三和中央病院	長崎市布巻町165番地1
放課後児童クラブ	ゆうかり児童クラブ	長崎市伊良林1丁目10番1号 伊良林小 学校内

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
放課後児童クラブ	友愛八幡町センター	長崎市八幡町3番5号 キリスト教友愛社会館敷地内
放課後児童クラブ	サンサンクラブ	長崎市東町1953番地2
放課後児童クラブ	学童保育ひばり	長崎市大手1丁目14番3号
放課後児童クラブ	城栄学童クラブ	長崎市城栄町15番14号
放課後児童クラブ	平和学童クラブ	長崎市城栄町2-17
放課後児童クラブ	すまいる・きっず	長崎市式見町621番地
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム はまゆう	長崎市田中町845-1
有料老人ホーム	ケアホーム 王樹	長崎市古賀町993-1
有料老人ホーム	集いの家さんかい	長崎市琴海村松町743-3
老人デイサービスセンター	油屋町デイサービス めくもり	長崎市油屋町5番2号ナカムビル1F
老人デイサービスセンター	八坂町デイサービスめくもり	長崎市油屋町2番15号サンローズ浜町1F
老人デイサービスセンター	魚の町デイサービスセンター	長崎市魚の町3番27号
老人デイサービスセンター	医療法人社団 博生会 大久保医院 出島デイサービスセンター	長崎市新地町4番15号
老人デイサービスセンター	デイサービスらぶゆ西浜	長崎市銅座町4番13号LIBRAビル1階
老人デイサービスセンター	こころねデイサービス	長崎市文教町5番23号田崎ビル1階
老人デイサービスセンター	デイサービス はまゆう	長崎市田中町845番地1
老人デイサービスセンター	デイサービス 暖らんリビング	長崎市川平町1199番地
老人デイサービスセンター	デイサービス クローバー・ガーデン 矢上	長崎市矢上町23番11号
老人デイサービスセンター	短時間型介護予防センターサンハイツ 銭座	長崎市銭座町2番6号
老人デイサービスセンター	デイサービス 裕庵。	長崎市松原町2535番地2
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター 元気の里 東長崎館	長崎市松原町2679番地1
短期入所生活介護	短期入所生活介護 しよ〜とすてい ひがなが	長崎市矢上町30番3号
短期入所生活介護	ショートステイ 王樹	長崎市古賀町993番地3
短期入所生活介護	社会福祉法人 五蘊会 特別養護老人ホーム 琴の浦荘	長崎市琴海戸根町743番地47
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム 王樹	長崎市古賀町994番地6
小規模多機能型居宅介護	医療法人社団 健昌会 小規模多機能ホーム新里大橋	長崎市江里町2番6号
放課後デイサービス	チャイルドSP浦上	長崎市目覚町3-13
放課後デイサービス	放課後等デイサービス あじさい浜町3	長崎市浜町1番10号

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
共同生活援助	グループホーム 遊歩の家	長崎市中里町465番地1
共同生活援助	グループホーム ほたる	長崎市布巻町624番地1
共同生活援助	フォーリーフ油木	長崎市油木町11-8
就労移行支援	多機能型就労支援事業所 ゆめぶー け	長崎市城栄町2-8
就労移行支援	障がい者就労支援センター ブリス	長崎市目覚町3番6号三愛ビル
生活介護	生活介護 董舎	長崎市田中町907
短期入所	ショートステイ 遊歩の家	長崎市中里町465番地1
地域活動支援センター	のぞみ共同作業所	長崎市大橋町3-2
生活介護	生活介護アラタバ	長崎市田中町911番地
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅SOURIRE	長崎市宝栄町4番19号
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能介護センター オーシ ヤン	長崎市式見町461番7
共同生活援助	グループホーム・ケアホーム小浦の里 「ひまわり」	長崎市向町2378番地
共同生活援助	グループホーム・ケアホーム小浦の里 「第2ひまわり」	長崎市向町2376番地
共同生活援助	グループホーム・ケアホーム小浦の里 「第3ひまわり」	長崎市向町2377番地1
短期入所	グループホーム・ケアホーム小浦の里 「ひまわり」	長崎市向町2378番地
放課後デイサービス	ドリームキッズ	長崎市宝町8番12号
診療所	白ひげ整形外科医院	長崎市桶屋町47
診療所	三島内科医院	長崎市上戸町2丁目8-16
認可保育所	式見保育園	長崎市式見町621
認可保育所	星座保育園	長崎市江戸町7-6
小学校	神浦小学校	長崎市神浦向町103
認定こども園	高浜保育園	長崎市高浜町3427
中学校	戸町中学校	長崎市新戸町2-1-36
診療所	ひろせ内科	長崎市滑石1丁目2-5
母子生活支援施設	長崎市立白菊寮	長崎市大手1丁目2-5
放課後児童クラブ	若草学童クラブ	長崎市花園町15番9号
児童発達支援	クローバーキッズ矢上	長崎市矢上町23-9
児童発達支援	児童デイサービス グリーنز	長崎市川平町1207番地5ほっとマンション 川平1階
児童発達支援	児童デイサービスめぶき	長崎市伊勢町2番26号

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス コネクトわかば	長崎市若葉町1-23中村ビル2階
放課後等デイサービス	児童デイサービス グリーنز	長崎市川平町1207番地5ほっとメゾン川平1階
放課後等デイサービス	クローバーキッズ矢上	長崎市矢上町23-9
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスサンフラワー	長崎市魚の町2-16華成ビル6階
放課後等デイサービス	児童デイサービスめぶき	長崎市伊勢町2番26号
診療所	うらべ耳鼻咽喉科医院	長崎市滑石3丁目19番6号
診療所	(医) おおみや小児科医院	長崎市上野町2番1号
診療所	とよしま皮膚科医院	長崎市滑石3丁目8-1
診療所	(医) 平田クリニック	長崎市上野町1-5
診療所	(医) まえだ整形外科クリニック	長崎市文教町5番27号
診療所	(医) みやむら女性のクリニック	長崎市川口町1番1-108
診療所	大坪整形外科	長崎市川口町1番1-107号
診療所	羽野内科	長崎市上黒崎町20
診療所	すぎやま内科クリニック	長崎市琴海村松町729番地1
診療所	(医) 社団あき山皮膚科医院	長崎市滑石1丁目2番6号
診療所	西谷クリニック	長崎市西海町1694番地6
診療所	(医) さいのお耳鼻咽喉科医院	長崎市大橋町10番23号
診療所	かせ耳鼻咽喉科	長崎市矢上町3-24
診療所	山の手東長崎クリニック	長崎市矢上町2番2号
診療所	地域密着型特別養護老人ホーム 寿限無医務室	長崎市琴海村松町704番地3
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 寿限無	長崎市琴海村松町704番地3
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 寿限無	長崎市琴海村松町704番地3
老人デイサービスセンター	デイサービス 寿限無	長崎市琴海村松町704番地3
老人デイサービスセンター	自立支援特化型デイサービスリハステージ矢上	長崎市矢上町25番5号1F
老人デイサービスセンター	SARUKU城栄	長崎市城栄町17番14号
放課後等デイサービス	キッズ大地	長崎市中園町11番1号
放課後等デイサービス	りとる大地	長崎市中園町11番1号

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
サービス付き高齢者向け住宅	エターナルフォレスト1号館	長崎市松原町2679-1
児童発達支援	りとる 大地	長崎市中園町11番1号
診療所	川本内科医院	長崎市宿町27番地3
診療所	井石内科医院	長崎市滑石2丁目5番17号
診療所	右田医院	長崎市界1丁目1-5
診療所	(特養) 琴の浦荘医務室	長崎市琴海戸根町743-47
病院	(医) 外海弘仁会 日浦病院	長崎市下黒崎町1402番地
病院	(社福) 十善会 十善会病院	長崎市淵町20番5号
放課後等デイサービス	ふわり滑石	長崎市滑石3丁目19-10
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ピース	長崎市平和町5-26
放課後等デイサービス	デイサービス クローバー・ガーデン 矢上	長崎市矢上町23-11
放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス ぽにいらんど	長崎市宿町33-3
放課後等デイサービス	クローバーキッズ矢上第2	長崎市矢上町23-9
自立訓練	ディーエンカレッジ浦上キャンパス	長崎市浜口町3-8胡蝶花サルナート1 階
就労移行支援	ユーカリ	長崎市桶屋町29-1ネクサスコネクト 桶屋町3階B
就労移行支援	うららか	長崎市魚の町2番16号華成ビル4F
就労継続支援B型	L E R L E R	長崎市元船町12-1 フレス大波止ビ ル3F
就労継続支援B型	ユーカリ	長崎市桶屋町29-1ネクサスコネクト 桶屋町3階B
自立支援	エヌ・リカバリー	長崎市大橋町3番2号
老人デイサービスセンター	自立支援特化型デイサービスリハス テージ矢上	長崎市矢上町25番5号1F
老人デイサービスセンター	S A R U K U城栄	長崎市城栄町17番14号
助産所	うおのまち助産院	長崎市魚の町2-18-110
診療所	(医) 井手内科クリニック	長崎市家野町2番22号

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
診療所	清原龍皮ふ科	長崎市浜口町1番8号1階・2階
診療所	中嶋Medicalフットケア	長崎市油屋町4番16号
診療所	はな形成外科クリニック	長崎市川口町1-49IESHITA浦上1階
生活介護	ゆうほ	長崎市古賀991番地1
就労継続支援B型	ONE GAME 長崎	長崎市茂里町3番1号
就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所エンターテインメントアカデミーでじま	長崎市築町1番13号
就労継続支援B型	はたラク大地	長崎市中園町11番1号
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスピース	長崎市平和町5-26
診療所	(医) 井手内科クリニック	長崎市家野町2-22
放課後児童クラブ	星座クラブ	長崎市江戸町7-2
放課後児童クラブ	ドラゴンキッズすわ	長崎市銀屋町1番11号
放課後児童クラブ	とんねるクラブ	長崎市宿町613番地2
放課後児童クラブ	友愛センター	長崎市富士見町21番18号
放課後児童クラブ	手熊学童クラブ・てぐまっこ	長崎市手熊町1291番地1 手熊地区ふれあいセンター内
放課後児童クラブ	むつみ児童クラブ	長崎市三重町57番地1
サービス付き高齢者向け住宅	長崎ケアハートガーデンサービス付き高齢者向け住宅 南長崎	長崎市竿浦町754番1
サービス付き高齢者向け住宅	フラワーコート琴海	長崎市琴海村松町1591

3-25 津波防災要配慮者利用施設対象一覧

令和8年1月現在

用途名称	施設名	所在地
児童厚生施設	長崎市立大浦児童センター	長崎市大浦町7-2
就労継続支援	そよ風の里プラスワン	長崎市大黒町3番1号長崎交通産業ビル 地階
診療所	(医) 社団奥平外科医院	長崎市梁川町4-15
診療所	石野皮膚科医院	長崎市目覚町3-2
診療所	木下漢方内科クリニック	長崎市目覚町13番8号
診療所	医療法人 あそう眼科	長崎市宝町5番5号
診療所	(医) ふくしまクリニック	長崎市宝町5-21
診療所	(医) 健真会 城本クリニック 長崎 院	長崎市宝町2番26号
診療所	(医) 永尾内科医院	長崎市宝栄町1-1
診療所	諸熊医院	長崎市浜町4-20
診療所	木谷医院	長崎市大浦町8-16
診療所	どうつ耳鼻咽喉科クリニック	長崎市大浦町3番27-101号
診療所	(医) 社団明星会サイクサ外科医院	長崎市新地町4-8
診療所	(医) 社団博生会大久保医院	長崎市新地町4-15
診療所	有富内科	長崎市江の浦町1-12
診療所	せとぐち外科クリニック	長崎市新地町8-14
診療所	あいウーマンズクリニック	長崎市五島町5番38号 五島町中村ビル 1階
診療所	松元クリニック	長崎市新地町1-5
診療所	(医) 石川内科医院	長崎市五島町3-17 トーカン五島町103
診療所	長崎市小口診療所	長崎市琴海尾戸町400番地2
診療所	井手外科医院	長崎市樺島町4-1
診療所	長崎血管外科クリニック	長崎市樺島町1-2
生活介護	生活介護センター あじさい	長崎市茂木町1805番地25
短期入所	ショートステイホームうみかぜ	長崎市為石町2509番地1
認可外保育所	Kids Club “みずべの森”	長崎市常盤町1-1
認定こども園	ざぼんちゃん浦上認定こども園	長崎市川口町2-14
認定こども園	認定こども園いなさ幼稚園	長崎市江の浦町1番20号
病院	出島病院	長崎市出島町12-23
病院	長崎掖済会病院	長崎市樺島町5-16

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
病院	重工記念長崎病院	長崎市丸尾町6番17号
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス あじさい	長崎市茂木町1805番地25
老人デイサービスセンター	生活総合支援センターおたくさ	長崎市毛井首町1番87号
老人デイサービスセンター	医療法人 社団 春秋会 大浦十三番館デイサービス	長崎市大浦町3番21号
老人デイサービスセンター	医療法人社団 博生会 大久保医院 出島デイサービスセンター	長崎市新地町4番15号
老人デイサービスセンター	デイサービスらぶゆ西浜	長崎市銅座町4番13号LIBRARY 1階
老人デイサービスセンター	デイサービスセンターサンハイツ淵町	長崎市淵町2番30号1F
老人憩の家	老人憩の家香焼ひまわり	長崎市香焼町1070番地4
老人憩の家	老人憩の家ひまわり荘	長崎市丸尾町5-5
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅ひまわり	長崎市木鉢町1丁目4番地6
児童発達支援	放課後等デイサービス あじさい	長崎市茂木町1805-25
国際ターミナル	長崎港松が枝国際ターミナル	長崎市松が枝町7-16
共同生活援助	グループホームきんかい	長崎市西海町1714番地1
共同生活援助	グループホームみなと	長崎市為石町2509番地1
診療所	T・Iクリニック長崎 乳腺外科・婦人科	長崎市八千代町1番8号 ロフィス長崎駅東通り1-2F
病院	(社福) 十善会 十善会病院	長崎市淵町20番5号
認可外保育所	いなさ こども園	長崎市江の浦町1番20号 (いなさ幼稚園内)
放課後等デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス ライズピース	長崎市鮑の浦町4番3号2階

3-26 土砂災害要配慮者利用施設対象一覧

令和8年1月現在

用途名称	施設名	所在地
グループホーム	グループホーム 桜坂・長崎	長崎市本河内 2 丁目 14-2
グループホーム	グループホーム坂の上の紫陽花	長崎市本河内 2 丁目 14-15
グループホーム	グループホーム ありすの家	長崎市椎の木町 25 番 19 号
グループホーム	グループホーム ありすの家 2 F	長崎市椎の木町 25 番 19 号
グループホーム	医療法人社団健昌会 めるーぶほーむ新里小江原	長崎市小江原 1 丁目 35 番 13 号
グループホーム	グループホーム花椿	長崎市竿浦町 37 番地 2
グループホーム	グループホームサンハイツ青山	長崎市青山町 2 番 36 号
グループホーム	グループホームサンハイツ夢が丘	長崎市小江原 5 丁目 25 番 10 号
グループホーム	グループホーム陽光の家	長崎市三川町 924 番 5 号
グループホーム	グループホーム 風の郷	長崎市三京町 1962 番地
グループホーム	グループホーム 四季の春	長崎市女の都 2 丁目 18 番 22 号
グループホーム	特定非営利活動法人 白岳福祉サービス グループホームしらゆり園	長崎市住吉台町 4 番 11 号 ヒルソバ 泉台
グループホーム	グループホーム 夕陽が丘	長崎市大浜町 543 番地 5
グループホーム	グループホーム 秋桜	長崎市滑石 6 丁目 4 番 3 号
グループホーム	グループホーム・滑石	長崎市滑石 6 丁目 5 番 75 号
グループホーム	グループホーム モン・サン琴海	長崎市琴海戸根町 713 番地
サービス付き高齢者向け住宅	クラージュ風	長崎市多以良町 1551 番 102
サービス付き高齢者向け住宅	ラピナスの園	長崎市布巻町 534 番地 1
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅マザリーホーム光風台	長崎市鳴見台 2 丁目 45 番 20 号
サービス付き高齢者向け住宅	たおやかに・サービス付き高齢者向け住宅	長崎市上黒崎町 777 番地
サービス付き高齢者向け住宅	長崎ケアハートガーデンサービス付き高齢者向け住宅 南長崎	長崎市竿浦町 754 番 1
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅一心	長崎市三重町 461 番地 4
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター モン・サン琴海村松	長崎市琴海村松町 399 番地
サービス付き高齢者向け住宅	れいんぼうハウス滑石	長崎市滑石 5 丁目 9-18
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 グリーンピース	長崎市東町 1873 番地 8
介護老人保健施設	介護老人保健施設 シンフォニー稲佐の森	長崎市大谷町 418-1

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
介護老人保健施設	介護老人保健施設 三原の園	長崎市三原1丁目8番35号
介護老人保健施設	介護老人保健施設 東長崎ナーシングホーム	長崎市東町1893番地5
介護老人保健施設	介護老人保健施設 シンフォニー稲佐の森Ⅱ	長崎市大谷町418-1
介護老人保健施設	介護老人保健施設みどりの里	長崎市布巻町165番地1
共同生活援助	グループホーム岩屋	長崎市岩屋町30-13
共同生活援助	グループホーム明心	長崎市布巻町1098
共同生活援助	鹿追の里	長崎市京太郎町69番地
短期入所	HOME ながさき	長崎市鳴見台2丁目22番22号
共同生活援助	共同生活事業所フリーハウス	長崎市小江町2593番地1
共同生活援助	シーズン	長崎市現川町1094番地1
共同生活援助	グループホーム まどか（まどか園）	長崎市布巻町1477番地
共同生活援助	社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会 ケアホーム三京	長崎市三京町708番地1
共同生活援助	ケアホームさくら	長崎市三京町708番地1
共同生活援助	グッデイ油木	長崎市油木町50番地16
共同生活援助	グループホーム ミルキークウェイ	長崎市西海町4666番地8
軽費老人ホーム	ケアハウスひこばえの苑	長崎市早坂町1180番地4
軽費老人ホーム	ケアハウス城山台ソラール	長崎市立岩町34番16号
軽費老人ホーム	ケアハウス稲佐の森	長崎市大谷町418-1
軽費老人ホーム	ケアハウスびわの園	長崎市茂木町51番地1
軽費老人ホーム	老友荘	長崎市女の都1丁目1592番地
軽費老人ホーム	ケアハウス大浜	長崎市大浜町934番地1
児童発達支援	多機能型事業所 カミングホームうつがわ	長崎市現川町2751
児童発達支援	児童デイサービス ぽにい	長崎市片淵5丁目8-6片淵丸尾ビル201
児童発達支援	みのりっ子クラブ	長崎市平山町1232番地2
児童発達支援	ハッピーデイズさおのうら	長崎市竿浦町74番地3
児童発達支援	子どもデイサービス あおい	長崎市滑石2丁目32番9号
児童発達支援	多機能型事業所 なめし	長崎市滑石4丁目7-13
児童発達支援	多機能型事業所 ほくよう	長崎市滑石5丁目11-36
自立訓練	三和みのり園	長崎市布巻町1477番地
自立訓練	（自立訓練施設）NPOちゅーりっぷ会 長崎ダルク ふぁにーふぁくとりー	長崎市目覚町14番15号浜ビル2F

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
就労移行支援	つくもの里	長崎市西海町 2348-12
就労移行支援	平山友愛園	長崎市平山町 1258 番 2
就労継続支援	コリアンダーの家	長崎市現川町 1110 番地 1
就労継続支援	平山友愛園	長崎市平山町 1258 番 2
就労継続支援	華かご	長崎市籠町 8 番 40 号
就労継続支援	就労継続支援事業所 厨	長崎市竹の久保町 8 番 4 号
就労継続支援	就労継続支援 B 型事業所ひよしクラブ	長崎市飯香浦町 3720-3
就労継続支援	ファーマーズきんかい	長崎市琴海村松町 319 番地
就労継続支援	つくもの里	長崎市西海町 2348-12
助産所	千代の幸助産院	長崎市三和町 218 番地 44
小学校	滑石小学校	長崎市滑石 2-20-5
小学校	日見小学校	長崎市界 2-14-1
小学校	日吉小学校	長崎市飯香浦町 3478
小学校	茂木小学校	長崎市茂木町 283-2
小学校	戸町小学校	長崎市戸町 2 丁目 9 番 1 号
小学校	小ヶ倉小学校	長崎市小ヶ倉町 1-408
小学校	土井首小学校	長崎市柳田町 194
小学校	手熊小学校	長崎市手熊町 1382-1
小学校	飽浦小学校	長崎市飽の浦町 17 番 1 号
小学校	西北小学校	長崎市西北町 13-1
小学校	北陽小学校	長崎市滑石 4 丁目 4 番 8 号
小学校	女の都小学校	長崎市女の都 4 丁目 7 番 1 号
小学校	横尾小学校	長崎市横尾 2 丁目 16 番 1 号
小学校	虹が丘小学校	長崎市虹が丘町 2432
小学校	蚊焼小学校	長崎市蚊焼町 1778 番地
小学校	為石小学校	長崎市為石町 2119 番地
小学校	朝日小学校	長崎市平戸小屋町 10 番 1 号
小学校	福田小学校	長崎市福田本町 1493 番地 1
小学校	晴海台小学校	長崎市晴海台町 1 番地 7
小学校	西浦上小学校	長崎市大手 1 丁目 14 番 3 号
小学校	坂本小学校	長崎市坂本 3 丁目 3-1
小学校	西町小学校	長崎市西町 2 番 1 号
小学校	大園小学校	長崎市滑石 6 丁目 1 番 59 号

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
小学校・中学校	長崎精道小学校・中学校	長崎市三原二丁目23番33号
中学校	香焼中学校	長崎市香焼町563-10
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 サンプライト上小島	長崎市長小島3丁目1番5号
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 ほっとハウス北陽	長崎市滑石5丁目5-23
小規模多機能型居宅介護	ハートステーションタ陽が丘	長崎市住吉町21番7号
小規模多機能型居宅介護	長崎ケアハートガーデン 小規模多機能ホーム深堀	長崎市深堀町1丁目445番地
小規模多機能型居宅介護	介護ハウス かたらんね	長崎市北陽町27番6号
小規模多機能型居宅介護	介護ハウス花椿1号館	長崎市為石町3199-5
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 牧島荘	長崎市牧島町9番地1
小規模多機能型居宅介護	クローバーハウス赤迫	長崎市赤迫2丁目8番3号
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 ふるさとⅡ	長崎市高島町2706番地4
障害者支援施設	障害者支援施設 サントピア学園	長崎市松原町728-2
障害者支援施設	第二みのり園	長崎市布巻町1471-1
障害者支援施設	三和みのり園	長崎市布巻町1477番地
診療所	(医) しらはま整形外科クリニック	長崎市けやき台町1番12号
診療所	(社) 楽老会軽費老人ホーム老友荘医務室	長崎市女の都1丁目1592番地
診療所	天野内科	長崎市小江原2丁目35-16
診療所	(医) 岩永整形外科医院	長崎市柳田町2
診療所	おおの整形外科	長崎市大園町7番22号
診療所	賀来医院	長崎市三重町629-1
診療所	(社) 恵仁会特別養護老人ホーム古賀の里医務室	長崎市古賀町806-2
診療所	(医) 大輪会愛育小児科医院	長崎市新戸町3丁目17-27 中山ビル1F
診療所	つつみ内科クリニック	長崎市富士見町1-4
診療所	(医) 中嶋クリニック	長崎市三原2丁目11番50号
診療所	(医) はやし小児科	長崎市かき道1丁目33番12号
診療所	はやしだ内科	長崎市新戸町2丁目12-8
診療所	(医) 原口医院	長崎市鶴見台1丁目14番15号
診療所	藤井外科医院	長崎市茂木町2172-13
診療所	(医) 星子医院	長崎市新戸町1丁目18-1

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
診療所	(医) 前川医院	長崎市大園町 5-3
診療所	井石内科医院	長崎市滑石 2 丁目 5 番 17 号
診療所	(医) 照和会松本循環器科内科医院	長崎市柳田町 57-1
診療所	右田医院	長崎市界 1 丁目 1-5
診療所	特別養護老人ホーム女の都山荘医務室	長崎市女の都 1 丁目 1597 番地
診療所	(医) やない小児科医院	長崎市岩見町 5-13
診療所	山崎医院	長崎市四杖町 1738 番地 3
診療所	横田医院	長崎市大園町 10-12
診療所	(医) 宝マタニティクリニック	長崎市東町 1732-1
診療所	(医) 良幸会南長崎ツダ眼科	長崎市柳田町 1-10
診療所	牧医院	長崎市東立神町 8-13
診療所	稲佐の森診療所	長崎市大谷町 418-1
診療所	(社福) みのり会養護老人ホームあいぎ荘医務室	長崎市布巻町 1490
診療所	(養護) 日見やすらぎ荘医務室	長崎市宿町 616 番地
診療所	鳴見台山中クリニック	長崎市鳴見台 1 丁目 28 番地 5
診療所	まつもと内科・麻酔科クリニック	長崎市平山町 828 番地 1
診療所	谷口外科整形外科医院	長崎市新戸町 3 丁目 3-22
診療所	(特養) もくれん医務室	長崎市戸石町 1683
診療所	(医) 楓 塚崎整形クリニック	長崎市東町 1918-1
診療所	医療法人 琉櫻会 櫻川循環器内科クリニック	長崎市東町 1918-2
診療所	(社福) みのり会救護施設あいこう園医務室	長崎市布巻町 1448-1
診療所	サトウ眼科医院	長崎市滑石 3 丁目 25-32
診療所	(医) 植松整形外科医院	長崎市田中町 266 番地 2
診療所	(医) わたなべ小児科医院	長崎市滑石 3 丁目 7-4
診療所	特別養護老人ホーム喜楽苑医務室	長崎市竿浦町 945 番地
診療所	高尾産婦人科医院	長崎市滑石 4 丁目 3-36
診療所	松村医院	長崎市滑石 4 丁目 3-39
診療所	滑石まごころクリニック岩永内科	長崎市滑石 5 丁目 5 番 24 号
診療所	おおつかこども医院	長崎市滑石 6 丁目 3 番 1 号
診療所	多機能福祉施設ユアライフ滑石ショートステイ滑石医務室	長崎市滑石 6 丁目 4 番 3 号

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
診療所	社会医療法人健友会香焼民主診療所	長崎市香焼町 501
診療所	(社福) 恵豊福祉会 (特養) 永寿園医務室	長崎市以下宿町 1912
診療所	はらだ内科医院	長崎市赤迫 1 丁目 2-12
診療所	ますみクリニック	長崎市戸町 2 丁目 20-57 ヘアビル 101 号
生活介護	生活介護センター あじさい	長崎市茂木町 1805 番地 25
生活介護	生活介護事業所すがお	長崎市松原町 728-2
生活介護	社会福祉法人 長崎市手をつなぐ育成会 障害福祉サービス事業「あじさいの家」	長崎市三京町 787 番地 1
生活介護	障害者支援施設 サントピア学園	長崎市松原町 728-2
生活介護	第二みのり園	長崎市布巻町 1471-1
生活介護	三和みのり園	長崎市布巻町 1477 番地
生活介護	生活介護 菫舎	長崎市田中町 907
生活介護	社会福祉法人 長崎市手をつなぐ育成会 障害福祉サービス事業「陽香里工房」	長崎市香焼町 482 番地 4
生活介護	生活介護アラタバ	長崎市田中町 911 番地
短期入所	短期入所生活介護事業所 牧島荘	長崎市牧島町 9 番地 1
短期入所	短期入所 サントピア学園	長崎市松原町 728-2
短期入所	第二みのり園	長崎市布巻町 1471-1
短期入所	三和みのり園	長崎市布巻町 1477 番地
短期入所	シーズン	長崎市現川町 1094 番地 1
短期入所	社会福祉法人長崎市手をつなぐ育成会 ケアホーム三京	長崎市三京町 708 番地 1
短期入所	ショートステイホームおひさまハウス	長崎市為石町 1964 番地
短期入所生活介護	社会福祉法人 恵豊福祉会	長崎市以下宿町 1912
中学校	日見中学校	長崎市界 2-15-1
中学校	日吉中学校	長崎市飯香浦町 3478
中学校	戸町中学校	長崎市新戸町 2-1-36
中学校	土井首中学校	長崎市江川町 1
中学校	深堀中学校	長崎市深堀町 1-604
中学校	西泊中学校	長崎市西泊町 13-1
中学校	滑石中学校	長崎市大園町 2-1

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
中学校	横尾中学校	長崎市横尾 5-3-1
中学校	三川中学校	長崎市三川町 1018-1
特別支援学校	長崎大学教育学部附属特別支援学校	長崎市柳谷町 42 番 1 号
特別支援学校	長崎県立長崎特別支援学校	長崎市桜木町 6 番 41 号
特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設 女の都山荘	長崎市女の都 1 丁目 1597 番地
特別養護老人ホーム	社会福祉法人恵仁会 介護老人福祉施設 古賀の里	長崎市古賀町 806-2
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームもくれん	長崎市戸石町 1683 番地
特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設・日見あけぼの荘	長崎市宿町 616 番地 1
特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設 喜楽苑こもれ陽	長崎市竿浦町 923 番地 1
特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設 喜楽苑	長崎市竿浦町 945 番地
特別養護老人ホーム	地域密着型介護老人福祉施設 サンク・ド・滑石	長崎市滑石 5 丁目 5 番 5 号
特別養護老人ホーム	指定介護老人福祉施設 永寿園	長崎市以下宿町 1912
認可外保育所	スカイ インターナショナル	長崎市滑石 5 丁目 1-22
認可外保育所	マリンキッズ	長崎市新地町 6 番 39 号
認可外保育所	光風台病院（やまびこ保育園）	長崎市鳴見台 2 丁目 45-20
認可外保育所	長崎ヤクルト（株）東長崎サービスセンター託児室	長崎市田中町 368-1
認可外保育所	稲佐の森保育園	長崎市大谷町 418-1
認可外保育所	育ちの家保育園	長崎市立山 2 丁目 16 番 1 号
認可保育所	戸石保育園	長崎市戸石町 1263 番地 2
認可保育所	さくら保育園	長崎市三原 1 丁目 4-16
認可保育所	神ノ島愛児園	長崎市神ノ島町 2 丁目 131
認定こども園	認定こども園木鉢双葉園	長崎市木鉢町 2 丁目 53
認可保育所	鶴見台保育園	長崎市鶴見台 1 丁目 15-12
認可保育所	長崎北保育園	長崎市滑石 3 丁目 32 番 6 号
認可保育所	唯念寺保育園	長崎市磯道町 568
認可保育所	ロザリオ保育園	長崎市新戸町 3 丁目 14-2
認可保育所	おひさま保育園	長崎市東町 1953 番地 4
認定こども園	幼保連携型認定こども園 小ヶ倉こども園	長崎市小ヶ倉町 2 丁目 390
認可保育所	ししの子保育園	長崎市昭和 3 丁目 221-3
認可保育所	ピッパラ保育園	長崎市滑石 4 丁目 1396 番地 42

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
認定こども園	幼保連携型認定こども園 滑石保育園	長崎市滑石5丁目2-31
認定こども園	認定こども園 高浜保育園	長崎市高浜町3427
認可保育所	琴海保育園	長崎市琴海村松町709-4
認可保育所	にしうみ保育園	長崎市西海町1981-1
認可保育所	TONTON 輝保育園	長崎市平間町694番3号
認可保育所	森の風保育園（分園）	長崎市深堀町1丁目11-6
認可保育所	森の風保育園	長崎市末石町159-3
認定こども園	あぜかりこども園	長崎市畝刈町1005
認定こども園	幼保連携型認定こども園くるみ幼稚園	長崎市片淵3丁目11番7号
認定こども園	女の都こども園	長崎市女の都3丁目2番4号
認定こども園	幼保連携型認定こども園三京えのきこども園	長崎市三京町805
認定こども園	聖アントニオ幼稚園	長崎市三原2丁目23番12号
認定こども園	認定こども園 天童幼稚園・天童保育園	長崎市古賀町1520-4
認定こども園	認定こども園 長崎小鳩幼稚園長崎小鳩保育園	長崎市京泊1丁目4番11号
認定こども園	幼保連携型認定こども園 聖母の騎士幼稚園	長崎市本河内2丁目2番2号
認定こども園	幼保連携型認定こども園 とまちこども園	長崎市戸町3丁目15番1号
認定こども園	幼保連携型認定こども園 第二ひかり幼稚園	長崎市小江原2丁目36番28号
認定こども園	幼保連携型認定こども園 椿が丘こども園	長崎市椿が丘町9-3
認定こども園	認定こども園大浦信愛幼稚園	長崎市小菅町27番2号
認定こども園	バンビーノこども園	長崎市大園町10-11
病院	（医）光仁会 光仁会病院	長崎市三原3丁目643番地
病院	社会医療法人健友会 上戸町病院	長崎市上戸町4丁目2-20
病院	（医）恵会 光風台病院	長崎市鳴見台2丁目45-20
病院	（地独）長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6-39
病院	（医）昭和会 昭和会病院	長崎市東山手町6-51
病院	日見中央病院	長崎市芒塚町22-3
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス あじさい	長崎市茂木町1805番地25

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
放課後等デイサービス	多機能型事業所 カミングホームうつがわ	長崎市現川町 2751
放課後等デイサービス	みのりっ子クラブ	長崎市平山町 1232 番地 2
放課後等デイサービス	児童デイサービス ぽにいルーム	長崎市片淵5丁目8-6片淵丸尾ビル201
放課後等デイサービス	ハッピーデイズさおのうら	長崎市竿浦町 74 番地 3
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス のいちごのいえ	長崎市竿浦町 7 番地
放課後等デイサービス	子どもデイサービス あおい	長崎市滑石 2 丁目 32 番 9 号
放課後等デイサービス	多機能型事業所 なめし	長崎市滑石 4 丁目 7-13
放課後等デイサービス	多機能型事業所 ほくよう	長崎市滑石 5 丁目 11-36
放課後等デイサービス	風輪クラブ	長崎市為石町 4650 番地 6
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス あじさい滑石 2	長崎市滑石 5 丁目 1 番 22 号
放課後等デイサービス	指定障害児通所支援事業所 こどもてらす光風会	長崎市鳴見台 2 丁目 45-20
放課後等デイサービス	H u g ・ H u g	長崎にかき道 6 丁目 2 番 11 号
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス やすらぎ 2	長崎市北陽町 22-14
放課後等デイサービス	fun place for kids あいびい おおぞの	長崎市大園町 8 番 25 号
放課後児童クラブ	古賀キッズクラブ	長崎市古賀町 948 番地 1
放課後児童クラブ	戸石いちごクラブ	長崎市戸石町 1281
放課後児童クラブ	とんねるクラブ	長崎市宿町 613 番地 2
放課後児童クラブ	サンサンクラブ	長崎市東町 1953 番地 2
放課後児童クラブ	なかよしハウス	長崎市飽の浦町 17 番 1 号
放課後児童クラブ	手熊学童クラブ・てぐまっこ	長崎市手熊町 1291 番地 1
放課後児童クラブ	夕やけキッズクラブ	長崎市上黒崎町 32 番地
放課後児童クラブ	わかなキッズクラブ	長崎市茂木町 283 番地
放課後児童クラブ	たけのこクラブ	長崎市戸町 2 丁目 9 番 1 号
放課後児童クラブ	とまちクラブ	長崎市戸町 2 丁目 9 番 1 号
放課後児童クラブ	おれんじキッズ	長崎市小ヶ倉町 2 丁目 700 番地 5
放課後児童クラブ	みようじょう	長崎市草住町 297 番地
放課後児童クラブ	菜の花学童クラブ	長崎市竿浦町 913 番地
放課後児童クラブ	ちびっ子ハウス	長崎市深堀町 5 丁目 148 番地
放課後児童クラブ	三和学童クラブ ガリバー	長崎市蚊焼町 1778 番地
放課後児童クラブ	野母崎児童クラブ	長崎市野母町 1 番地

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
放課後児童クラブ	為石児童クラブ	長崎市為石町 2119 番地
放課後児童クラブ	三和学童クラブ晴海台	長崎市晴海台町 1 番地 7
放課後児童クラブ	にしきたキッズ	長崎市西北町 29 番 21 号
放課後児童クラブ	くれよんクラブ	長崎市虹が丘町 2432 番地
放課後児童クラブ	学童保育なめしクラブ	長崎市滑石 2 丁目 20 番 5 号
放課後児童クラブ	滑石学童クラブひまわり(オレンジ)	長崎市滑石 6 丁目 1 番 59 号
放課後児童クラブ	長崎北児童クラブ	長崎市滑石 3 丁目 32 番 8 号
放課後児童クラブ	むつみ学童クラブ	長崎市三重町 57 番地 1
放課後児童クラブ	滑石学童クラブひまわり(イエロー・グリーン)	長崎市滑石 5 丁目 2-31
放課後児童クラブ	長崎北陽児童クラブ	長崎市滑石 4 丁目 4 番 8 号 北陽小学校内
有料老人ホーム	有料老人ホーム ほっとハウス滑石	長崎市滑石 5 丁目 5-23
有料老人ホーム	アシストリビング有明の園	長崎市界 2 丁目 4 番 15 号
有料老人ホーム	東長崎コスモマンション	長崎にかき道 6 丁目 1 番 1 号
有料老人ホーム	有料老人ホーム 風の宿	長崎市三京町 1962
有料老人ホーム	有料老人ホーム 翌檜館	長崎市小ヶ倉 2 丁目 667-19
有料老人ホーム	有料老人ホーム 厚生ライフ鳴見台	長崎市鳴見台 1 丁目 28-11
有料老人ホーム	有料老人ホーム 嬉色	長崎市東町 1154-2
有料老人ホーム	有料老人ホーム もものはな	長崎市北陽町 17-11
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム 道しるべ	長崎市平間町 1322 番地 2
有料老人ホーム	有料老人ホーム ハートステーション タ陽が丘	長崎市住吉町 21 番 7 号
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム 金木屋	長崎市末石町 154 番地 1
有料老人ホーム	有料老人ホーム花椿 矢の平館	長崎市矢の平 4 丁目 9 番 22 号
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム スマイルライフ	長崎市宿町 729 番地 1
有料老人ホーム	有料老人ホーム あづまや。	長崎市東町 1732-1 2F
有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム よつば	長崎市滑石 5 丁目 9 番 51 号
有料老人ホーム	有料老人ホーム マロニエ	長崎市小ヶ倉町 2 丁目 355
有料老人ホーム	有料老人ホーム マリンビュー長崎館	長崎市福田本町 185 番地 2
認定こども園	幼保連携認定こども園くるみ西幼稚園	長崎市大浜町 298 番地
幼稚園	小ヶ倉幼稚園	長崎市小ヶ倉町 1 丁目 570 番地 1
幼稚園	おおとり幼稚園	長崎市深堀町 1 丁目 293 番地 5

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
幼稚園	滑石中央幼稚園	長崎市滑石4丁目1396番地42
幼稚園	大園幼稚園	長崎市滑石6丁目13番7号
養護老人ホーム	日見やすらぎ荘	長崎市宿町616番地
養護老人ホーム	あいぎ荘	長崎市布巻町1490
老人デイサービスセンター	デイサービスしらはま けやき台	長崎市けやき台町1番12号
老人デイサービスセンター	デイサービス クローバーガーデン 福田	長崎市大浜町846番地22 小曾根ビル 1階
老人デイサービスセンター	長崎スカイホテル 稲佐山湯ったり クラブ デイサービスセンター	長崎市江の浦町18番1号
老人デイサービスセンター	中嶋クリニック デイサービス	長崎市三原2丁目11番50号
老人デイサービスセンター	ツクイ東長崎	長崎市平間町694-17
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター本河内	長崎市本河内2丁目21番11号
老人デイサービスセンター	ホテル長崎 立山 湯ったりクラブ デイサービスセンター	長崎市立山2丁目16番1号
老人デイサービスセンター	指定通所介護事業所 コスモ	長崎市かき道6丁目1番1号
老人デイサービスセンター	デイサービス フルリール	長崎市小ヶ倉町2丁目327番地1
老人デイサービスセンター	社会福祉法人 楽老会 通所介護事業 所 女の都	長崎市女の都1丁目1592番地7
老人デイサービスセンター	デイサービスセンターサンハイツ夢 が丘	長崎市小江原5丁目25番10号
老人デイサービスセンター	有明の園デイサービスセンター	長崎市界2丁目4番15号
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター 日見やすら ぎ荘	長崎市宿町616番地
老人デイサービスセンター	通所介護事業所れもん	長崎市小ヶ倉町2丁目667-19
老人デイサービスセンター	デイサービス 虹	長崎市鳴見台2丁目34番23号
老人デイサービスセンター	デイサービスセンターアスカ立神	長崎市東立神町16番22号
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター 風の丘	長崎市三京町1962番地
老人デイサービスセンター	通所介護事業所 すまいるはあと	長崎市平瀬町76番4
老人デイサービスセンター	社会福祉法人グリーンコープデイサ ービスセンターありすの家	長崎市鶴見台2丁目28番16号
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター グリーンピ ース EAST	長崎市東町1873番地8
老人デイサービスセンター	地域デイサービスにじのいろ	長崎市戸石町2540番地6
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター しらゆり	長崎市三重町461番地4
老人デイサービスセンター	長崎ケアハートガーデン デイサー ビス南長崎	長崎市竿浦町754番地1
老人デイサービスセンター	ミニデイサービスあけぼの	長崎市三原3丁目569番地

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター 福陽の里	長崎市大浜町 934 番地 1
老人デイサービスセンター	デイサービスセンターほっと 2 号館	長崎市滑石 5 丁目 5 番 23 号
老人デイサービスセンター	通所介護滑石	長崎市滑石 6 丁目 4 番 3 号
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター ビーすけあ・滑石	長崎市滑石 5 丁目 1 番 22 号パリエンタ - 2F
老人デイサービスセンター	デイサービス クローバー・ガーデン滑石	長崎市滑石 6 丁目 5-33
サービス付き高齢者向け住宅	モン・サン琴海村松	長崎市琴海村松町 399 番地
老人デイサービスセンター	デイサービスあづまや。。	長崎市東町 1732 番地 1 1F
老人デイサービスセンター	デイサービスセンターフラワー	長崎市琴海村松町 1591 番地
老人デイサービスセンター	デイサービス りらいふ	長崎市琴海戸根町 2925 番地
老人デイサービスセンター	短時間デイサービス まごころ	長崎市布巻町 88 番地 3
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター すまいる	長崎市宿町 729-1
老人デイサービスセンター	デイサービス花椿 矢の平	長崎市矢の平 4 丁目 9 番 22 号
老人憩の家	老人憩の家舞の浜荘	長崎市三京町 720
老人憩の家	老人憩の家舞岳荘	長崎市手熊町 1291-4
老人憩の家	老人憩の家香焼ひまわり	長崎市香焼町 1070 番地 4
短期入所生活介護	喜楽苑こもれ陽 短期入所生活介護事業所	長崎市竿浦町 923 番地 1
短期入所生活介護	社会福祉法人 恵仁会 (介護予防) 短期入所生活介護事業所 古賀の里	長崎市古賀町 806-2
短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所 牧島荘	長崎市牧島町 9 番地 1
短期入所生活介護	短期入所生活介護 厚生ライフ鳴見台	長崎市鳴見台 1 丁目 28 番 11 号
短期入所生活介護	短期入所生活介護もくれん	長崎市戸石町 1683 番地
短期入所生活介護	短期入所生活介護・日見あけぼの荘	長崎市宿町 616 番地 1
短期入所生活介護	短期入所生活介護事業者 女の都山荘	長崎市女の都 1 丁目 1597 番地
短期入所生活介護	喜楽苑短期入所生活介護事業所	長崎市竿浦町 945 番地
短期入所生活介護	サンク・ド・滑石 短期入所生活介護事業所	長崎市滑石 5 丁目 5 番 5 号
短期入所生活介護	ショートステイ滑石	長崎市滑石 6 丁目 4 番 3 号
老人福祉センター	老人福祉センターしらゆり荘	長崎市鶴見台 1 丁目 4-4
老人福祉センター	老人福祉センターあじさい荘	長崎市上銭座町 1-11
老人福祉センター	老人福祉センターわかな荘	長崎市茂木町 38
就労継続支援	ブラッシュアップ	長崎市江の浦町 18 番 1 号

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
短期入所生活介護	ショートステイ よつば	長崎市滑石5丁目9番51号
介護医療院	介護医療院カリタス	長崎市新牧野町132番地1
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム なでしこ荘	長崎市西山台2丁目32番47号
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム かたふち村	長崎市片淵3丁目500番地2
特別養護老人ホーム	介護老人福祉施設 エルダーみずほ	長崎市岩屋町45番1号
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム ひこばえ	長崎市早坂町1180番地7
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなでしこ荘 短期入所生活介護事業所	長崎市西山台2丁目32番47号
短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所 かたふち村	長崎市片淵3丁目500番地2
短期入所生活介護	介護老人福祉施設 エルダーみずほ	長崎市岩屋町45番1号
短期入所生活介護	ショートステイセンター鶴舞苑Ⅱ	長崎市大谷町418番地1
短期入所生活介護	短期入所生活介護カリタス	長崎市新牧野町132番地1
短期入所生活介護	老人短期入所事業ひこばえ	長崎市早坂町1180番地7
短期入所生活介護	老人短期入所事業ユニットひこばえ	長崎市早坂町1180番地7
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなでしこ荘 空床利用型短期入所生活介護事業所	長崎市西山台2丁目32番47号
老人デイサービスセンター	社会福祉法人 実寿穂会 デイサービスセンターみずほ	長崎市岩屋町45番1号
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター なでしこ荘	長崎市西山台2-32-47
老人デイサービスセンター	通所介護事業所 かたふち村	長崎市片淵3丁目500番地2
老人デイサービスセンター	デイサービスセンター鶴舞苑Ⅱ	長崎市大谷町418番地1
老人デイサービスセンター	長崎市社会福祉協議会さんわデイサービスセンター	長崎市布巻町67番地1
老人デイサービスセンター	デイサービス 花いちもんめⅡ	長崎市布巻町534番地1
老人デイサービスセンター	グループホームひこばえ 通所介護事業所	長崎市早坂町1180番地7
グループホーム	グループホーム 鶴舞苑Ⅱ	長崎市大谷町418番地1
グループホーム	グループホーム くろさき	長崎市上黒崎町665番地1
軽費老人ホーム	ケアハウスみずほ	長崎市岩屋町45番地1
養護老人ホーム	ことのうみ	長崎市琴海村松町583番地1
共同生活援助	HOMEながさき（夢希ホーム）	長崎市鳴見台2丁目22番22号
共同生活援助	すみれ棟	長崎市布巻町1484番地
共同生活援助	グループホーム ほたる	長崎市布巻町624番地1
共同生活援助	グループホーム太陽	長崎市古賀町1463番地4
就労継続支援	ワークセンターほたる	長崎市古賀町1503番地1

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
就労継続支援	三和ゆめランド	長崎市宮崎町 893 番地
就労継続支援	ワークハウスつばき	長崎市多以良町 1551 番地 94
就労継続支援	就労支援事業所 my job 白鳥	長崎市白鳥町 8 番 4 号
短期入所	グループホーム太陽	長崎市古賀町 1463 番地 4
診療所	特別養護老人ホームかたふち村医務室	長崎市片淵 3 丁目 500-2
診療所	特別養護老人ホームなでしこ荘医務室	長崎市西山台 2-32-47
診療所	(特養) エルダーみずほ医務室	長崎市岩屋町 45 番 1 号
診療所	カリタス診療所	長崎市西出津町 67-5
診療所	(養護) ことのうみ医務室	長崎市琴海村松町 583 番 1
病院	小江原中央病院	長崎市小江原 2 丁目 1-20
病院	(社福) 十善会 十善会病院	長崎市淵町 20 番 5 号
病院	(医) 協治会 杠葉病院	長崎市三和町 413
病院	長崎友愛病院	長崎市蚊焼町 2314 番地 1
児童厚生施設	長崎市立滑石児童館	長崎市滑石 2 丁目 1-8
小規模保育事業所	伊王島共生幼児園 ふるさと	長崎市伊王島町 2 丁目 513 番地
認可外保育所	こもれび nursery	長崎市平間町 398 (矢上幼稚園内)
認定こども園	赤迫こども園	長崎市住吉台町 11-1
認可保育所	茂木保育園	長崎市茂木町 75-9
認定こども園	認定こども園かがやき	長崎市野母町 1820-2
認定こども園	深堀こころこども園	長崎市深堀町 3 丁目 68
幼稚園	深堀純心幼稚園	長崎市深堀町 5 丁目 291 番地
認定こども園	幼保連携認定こども園 くるみ北幼稚園	長崎市横尾 4 丁目 1 番 30 号
認定こども園	認定こども園 矢上幼稚園・こもれび nursery	長崎市平間町 412 番地 23
幼稚園	みやま幼稚園	長崎市滑石 3 丁目 19 番 50 号
小学校	戸石小学校	長崎市戸石町 1281
小学校	古賀小学校	長崎市松原町 2462
小学校	矢上小学校	長崎市矢上町 12-12
小学校	深堀小学校	長崎市深堀町 5-148
小学校	式見小学校	長崎市式見町 678
小学校	城山小学校	長崎市城山町 23-1
小学校	西城山小学校	長崎市金堀町 23-1

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
小学校	南陽小学校	長崎市竿浦町 1062
小学校	鳴見台小学校	長崎市鳴見台 2-1-8
小学校	野母崎小学校	長崎市野母町 1
小学校	神浦小学校	長崎市神浦向町 103
小学校	川原小学校	長崎市宮崎町 127
中学校	淵中学校	長崎市長崎市梁川町 21-5
中学校	緑が丘中学校	長崎市緑が丘町 10-1
中学校	小江原中学校	長崎市柿泊町 2316
中学校	伊王島小中学校	長崎市伊王島町 1 丁目甲 3273
中学校	野母崎中学校	長崎市野母町 1
中学校	三和中学校	長崎市為石町 2600
共同生活援助	グループホームつばき	長崎市多以良町 1551 番地 94
共同生活援助	共同生活援助 ハピネス	長崎市界 1 丁目 16-9
老人デイサービスセンター	たおやかに・デイサービスセンター	長崎市上黒崎町 777 番地
中学校	外海中学校	長崎市西出津町 1633 番地
サービス付き高齢者向け住宅	フラワーコート琴海	長崎市琴海村松町 1591
認可保育所	鶴見台保育園（分園）	長崎市柳田町 58-1
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護サンブライ ト茂木	長崎市茂木町 148 番地 18
看護小規模多機能型居宅介護	かんたき花椿	長崎市矢の平 4 丁目 9 番 18 号
看護小規模多機能型居宅介護	クローバーハウス住吉	長崎市泉 3 丁目 2 番 38 号
放課後児童クラブ	学童保育ひまわりクラブ	長崎市滑石 5 丁目 18 番 5 号
共同生活援助	グループホーム 遊歩の家	長崎市中里町 465 番地 1
就労継続支援	社会福祉法人 クローバー ライフ・ ワーク小浦	長崎市小江町 2734 番地 108
就労継続支援	タック マツバラ	長崎市松原町 2633 番地 2
短期入所	ショートステイホーム ホヌ	長崎市為石町 4650 番地 8
短期入所	ショートステイ 遊歩の家	長崎市中里町 465 番地 1
病院	（医）琴生会 大石共立病院	長崎市琴海村松町 246
診療所	すぎやま内科クリニック	長崎市琴海村松町 729 番地 1
放課後児童クラブ	学童保育とまちにこにこクラブ	長崎市戸町 2 丁目 2 番 12 号
グループホーム	グループホーム いこいの園	長崎市四杖町 1738 番地 3
老人デイサービスセンター	デイサービス南越	長崎市南越町 685 番地
老人デイサービスセンター	リハビリテーション ラシクル	長崎市ミヅト葉山町 4 番 6 号

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所サン ハイツ青山	長崎市青山町2番36号
共同生活援助	あかりホーム	長崎市鳴見町50-5
共同生活援助	わおん長崎北部	長崎市昭和2丁目20番7号
共同生活援助	わおん大手町	長崎市大手1丁目7番10号
児童発達支援	児童デイサービス グリーنز	長崎市川平町1207番地5 ほっとメゾン 川平1階
宿泊型自立訓練	リンクアップ	長崎市江の浦町18-1
自立訓練（生活訓練）	リンクアップ	長崎市江の浦町18-1
短期入所	リンクアップ	長崎市江の浦町18-1
放課後等デイサービス	児童デイサービス グリーنز	長崎市川平町1207番地5 ほっとメゾン 川平1階
診療所	（医）古市外科胃腸科医院	長崎市緑が丘町2-1
診療所	長崎市伊王島国民健康保険診療所	長崎市伊王島2丁目846-6
診療所	長崎市高島国民健康保険診療所	長崎市高島町1727番地1
病院	（医）外海弘仁会 日浦病院	長崎市下黒崎町1402番地
病院	（医）清潮会 三和中央病院	長崎市布巻町165番地1
認可保育所	出津愛児園	長崎市西出津町2151
認可保育所	尾戸保育園	長崎市琴海尾戸町1735-3
認定こども園	虹が丘まめの木認定こども園	長崎市虹が丘町2405-1
小学校	高島小学校	長崎市高島町1947-2
小学校	外海黒崎小学校	長崎市下黒崎町1428
中学校	高島中学校	長崎市高島町1947-2
診療所	（福）聖ヨハネ会 養護老人ホーム 聖マルコ園 診療所	長崎市西出津町2235-3
診療所	特別養護老人ホームよつば医務室	長崎市滑石5丁目9番38号
老人デイサービスセンター	デイサービスあすなろ	長崎市西山4丁目474番地6 アラシン 7
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム 明色	長崎市戸石町1491
診療所	中村内科医院	長崎市上戸町3丁目4番21号
老人デイサービスセンター	デイサービス あいばね	長崎市東町1753番地
許可外保育所	幼稚園型認定こども園 くるみ西幼 稚園（0～2歳児）	長崎市大浜町298（くるみ西幼稚園内）

第3章 風水害等応急対策計画

用途名称	施設名	所在地
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所 ひばり苑戸町 2F	長崎市上戸町2丁目17番11号
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス からふる	長崎市高浜町4004番地2
放課後等デイサービス	多機能型児童発達支援事業所 ぱれっと	長崎市草住町205-1
放課後児童クラブ	戸石いちごクラブ	長崎市戸石町1263番地2
放課後児童クラブ	ピノキオクラブ	長崎市女の都4-12-5 第二女の都幼稚園内
放課後児童クラブ	あおぞらクラブ	長崎市畝刈町297番地 (2階)
診療所	よつ葉内科クリニック	長崎市滑石5丁目9番37号
児童発達支援	ハッピーテラスキッズ深堀こころラボ	長崎市深堀町3丁目68番地
就労選択支援	つくもの里	長崎市西海町2348-12
就労選択支援	ブラッシュアップ	長崎市江の浦町18番1号
就労移行支援	ブラッシュアップ	長崎市江の浦町18番1号
有料老人ホーム	有料老人ホーム 花椿	長崎市為石町3199-5
放課後デイサービス	児童デイサービス ぽにい	長崎市片淵5丁目8-6 片淵丸尾ビル201
診療所	社会福祉法人敬天会特別養護老人ホーム牧島荘医務室	長崎市牧島町9番地1
放課後児童クラブ	やがみクラブ	長崎市矢上町12番12号
放課後児童クラブ	あおぞらクラブ	長崎市畝刈町299番地1

長崎市地域防災計画

第4章 震災応急対策計画（資料編）

4-1 地震時の広報内容事例

別表 1

こちらは、長崎市災害対策本部です。

1-1	・本日、午前〇時〇分頃、〇〇〇を震源地とする強い地震が発生しました。
2-1	・あわてて外に飛び出すのは危険です。
2-2	・丈夫なテーブルや机などの下に身をかくし、しばらく様子をみましょう。強い揺れはせいぜい1分程度です。
3-1	・火が出たら隣近所に声をかけて助けを求めましょう。
3-2	・地震が収まってもガスが漏れている恐れがあります。
3-3	・プロパンガスは元栓を閉めましょう。
3-4	・煙草に火を付けたり、電気を使うのは危険です。しばらく見合わせてください。
4-1	・戸や窓を開けて出口を確保してください。
4-2	・百貨店、劇場、地下街など大勢の人がいる場所では、係員の指示に従って一人ひとりが落ちついて行動しましょう。
4-3	・あわてて出口や階段に殺到しないようにしましょう。
5-1	・落下物に注意し、ブロック塀などから急いで離れましょう。
5-2	・繁華街やビルの側は看板やガラスが落ちてきて危険です。頭を保護し、広い公園か最寄りの丈夫な建物に避難しましょう。
6-1	・台所や風呂場に火の気はありませんか。
6-2	・もう一度、火の元、ガスの元栓を確かめてください。
6-3	・プロパンガスはボンベの元栓をしめましょう。
7-1	・テレビ、ラジオの正しい地震情報を聞いて落ちついて行動しましょう。
7-2	・地震の時は特に事実とくい違った情報に気をつけましょう。
8-1	・今後も余震が続くと思われますが、隣近所と助け合い、安全な場所へ避難してください。
9-1	・避難は徒歩で行い、持ち物は最小限にしてください。
9-2	・運転中の皆さんにお願いします。車は左側に寄せて停車してください。しばらく様子をみましょう。
9-3	・地震のための交通規制が行われますので、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従いましょう。
9-4	・避難は火災の拡大や危険物の爆発の危険がなければ、必要ありません。正確な情報をつかみましょう。
9-5	・避難するときは、ヘルメットなどで頭を保護しましょう。
9-6	・避難は車や自転車を使わずに歩いて行きましょう。
9-7	・持ち物は最小限で身軽にして履き慣れた靴を履きましょう。
9-8	・避難の時は、お年寄りや病人を近所で助け合いましょう。
9-9	・ビルの側、ブロック塀の側、切れたり垂れ下がっている電線は危険です。注意しましょう。
10-1	・現在、〇〇地区は火災が、発生し、(〇〇方向に向け)延焼中です。この地区に避難指示が出されました。
10-2	・現場の警察官や消防職員、市役所職員の誘導に従って(〇〇方面へ)避難してください。
10-3	・避難には絶対車を使わないようにしましょう。持ち物は非常持ち出しの最低限にしましょう。
11-1	・現在、〇〇地区海岸一帯は地震による津波のおそれがあるため避難指示が出されました。安全な高台へ避難してください。
11-2	・現場の警察官や消防職員、市役所職員の誘導に従って(〇〇方面へ)避難しましょう。
12-1	・現在、〇〇地区は崖崩れのため避難指示が出されました。
12-2	・安全な場所へ避難してください。
12-3	・現場の警察官や消防職員、市役所職員の誘導に従って(〇〇方面へ)避難しましょう。
13-1	・長崎市では、全職員を以て災害対策本部を設置します。

長崎市地域防災計画

第6章 災 害 復 旧 計 画（資料編）

6-1 住宅災害報告書

様式1

住 宅 災 害 報 告 書

作成年月日 平成 年 月 日

市町村名

作成者名 部(局) 課

1 災害の概要

災害名		発生年月日	
災 概 況 と 特 徴 の 徴			
住 災 宅 害 以 の 外 概 の 要			
住 ま 宅 だ 対 け 策 した と った し 措 て 置 現 置 在			
住 予 宅 定 対 して 策 いる と 措 し 置 今 置 後			
国 要 に 対 す る 望			

日本工業規格A4縦

第6章 震災応急対策計画

2 住宅の被害状況												
都道府県												
市 町 村 名	合 併 年 月 日	住宅現 在戸数	滅 失			損 傷		床上 浸水	災害救助法施行令第1条 該当災害関係			備考
			全壊	全流出	全焼	半 壊 半流出 半 焼	一部 損傷		適 用 年 月 日	根拠条文	市町村別 人 口	
〇〇市										第〇条 第〇号		
〇〇市 { 旧〇〇町 〃 〇〇町 〃 〇〇町												
〇〇郡〇〇町												
〇〇郡〇〇町 { 旧〇〇村 〃 〇〇村												
〇〇郡〇〇町												
県 合 計												

【記載上の注意】

- 「災害の概況と特徴」には被害地の特徴（住居密集地区、農村地区、山間地区等）をあわせて明記する。
- 「公営住宅」については（ ）書で内書とし、備考欄に建設年度別、種別、構造別の戸数を記入すること。
- 「災害区分」について

被 害 別			被 害 程 度
滅 失	全 全 全	壊 流 出 焼	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家時価の50%以上に達した程度のものをいう。
	半 半 半	壊 流 出 焼	住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。
損 傷	一 損	部 傷	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものをいう。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹木等のたい積により一時的に居住することができないものをいう。

- 合併前の旧市町村の記載については、合併前の旧市町村（合併後5年以内のものに限る。）の区域内の滅失戸数が、当該旧市町村の区域内の総戸数の1割以上に及ぶ区域がある場合は、各旧市町村別に内訳を朱書きする。
- 単位は戸とし、戸数の認定が困難な場合は棟数及び世帯数で報告する。
- 住宅現在戸数の欄は、滅失した住宅の戸数が1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上あるとき記載する。
- 災害救助法適用年月日の欄は、災害救助法施行令第1条の適用基準には該当するが救助を行わないこととした場合には、「適用せず」と記載すること。

長崎市地域防災計画

参 考 資 料

1 長崎市防災会議条例

昭和38年7月15日
条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「法」という。)第16条第6項の規定に基づき、長崎市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 本市の水防計画その他水防に関する重要な事項の調査審議に関すること。
- (3) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員55人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関(法第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。)の職員のうち、市長が定める職にある者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうち、市長が定める職にある者
- (3) 長崎県の知事の部内の職員のうち、市長が定める職にある者
- (4) 長崎県警察の警察官のうち、市長が定める職にある者
- (5) 市長の部内の職員のうち、市長が定める職にある者
- (6) 本市の教育委員会の教育長
- (7) 本市の消防本部の消防長
- (8) 本市の消防団長
- (9) 指定公共機関(法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。)及び指定地方公共機関(法第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)の職員
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、防災行政を推進する上で市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

7 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 第5項第1号から第10号までに掲げる者(同号に規定する自主防災組織を構成する者に限る。)のうちから委嘱され、又は任命された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱又は任命は解かれたものとする。

(専門委員会)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、長崎県の職員、本市の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年10月11日 条例第47号)

(改正附則省略)

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の日前に委嘱され、又は任命された次の各号に掲げる委員の任期は、市長が別に定める。

(1) 略

(2) 第6条の規定による改正前の長崎市防災会議条例第3条第5項第1号から第8号までに掲げる者のうちから委嘱され、又は任命された委員

2 長崎市防災会議委員名簿

(令和7年11月21日現在)

会長 長崎市長 鈴木 史朗

条例第3条第5項第1号該当委員

(指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者)

機 関 名	職 名	氏 名	機 関 所 在 地
九州農政局長崎県拠点	副地方参事官	岸 田 剛	岩川町16-16 845-7121
九州運輸局長崎運輸支局	首席運輸企画専門官	中 村 翔	松が枝町7-29 822-0010
長崎海上保安部	部 長	真 崎 和 彦	松が枝町7-29 827-5133
長崎地方气象台	次 長	吉 崎 和 久	南山手町11-51 811-4863
九州地方整備局 長崎河川国道事務所	所 長	上 田 章 紘	宿町316-1 839-9211

条例第3条第5項第2号該当委員

(陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者)

機 関 名	職 名	氏 名	機 関 所 在 地
陸上自衛隊第16普通科連隊	第2中隊長	川 根 隆 志	大村市西乾馬場町416 0957-52-2131

条例第3条第5項第3号該当委員

(長崎県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者)

機 関 名	職 名	氏 名	機 関 所 在 地
長 崎 県	防災企画課長	飛 永 琢 也	尾上町3-1 824-1111
〃	長崎振興局長	有 吉 佳代子	大橋町11-1 844-2181
〃	砂防課長	田 中 良 一	尾上町3-1 824-1111

条例第3条第5項第4号該当委員

(長崎県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者)

機 関 名	職 名	氏 名	機 関 所 在 地
長 崎 警 察 署	署 長	山 崎 博 之	尾上町5-26 822-0110
大 浦 警 察 署	署 長	濱 田 次 則	松が枝町7-25 829-0110
浦 上 警 察 署	署 長	下 田 健 一	大橋町26-4 842-0110
時 津 警 察 署	署 長	竹 森 正 照	西彼杵郡時津町浦郷 881-0110 275番地1

条例第3条第5項第5号該当委員

(市長がその部内の職員のうちから任命する者)

機 関 名	職 名	氏 名	機 関 所 在 地
長 崎 市	副 市 長	柴 原 慎 一	魚の町4-1 822-8888
〃	〃	渡 部 貴 徳	〃 〃
〃	危 機 管 理 監	大 賀 勇 司	〃 〃
〃	市民生活部長	羽佐古 潤二郎	〃 〃
〃	総 務 部 長	水 蘆 崇	〃 〃
〃	福 祉 部 長	山 口 伸 一	〃 〃
〃	市民健康部長	島 村 昭 太	〃 〃
〃	土 木 部 長	川 原 直 樹	〃 〃
〃	建 築 部 長	飯 田 恭 祥	〃 〃
〃	中央総合事務所長	濱 田 貴 博	〃 〃
〃	上下水道局長	片 江 伸一郎	〃 〃

条例第3条第5項第6号該当委員

(本市の教育委員会の教育長)

機 関 名	職 名	氏 名	機 関 所 在 地
長 崎 市 教 育 委 員 会	教 育 長	西 本 徳 明	魚の町4-1 822-8888

条例第3条第5項第7号該当委員

(本市の消防本部の消防長)

機 関 名	職 名	氏 名	機 関 所 在 地
長 崎 市 消 防 局	消 防 局 長	狩 野 徳 智	822-0414(局長) 興善町3-1 822-0441(総務課)

条例第3条第5項第8号該当委員

(本市の消防団長)

機 関 名	職 名	氏 名	機 関 所 在 地
長 崎 市 消 防 団	団 長	山 口 照 己	興善町3-1 822-0461

条例第3条第5項第9号該当委員

(指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者)

機 関 名	職 名	氏 名	機 関 所 在 地
九州旅客鉄道株式会社長崎支社	工 務 課 長	源 城 望	尾上町8-6 823-0108
NTT西日本株式会社長崎支店	支 店 長	山 下 諭	金屋町4-15 893-8059
日本赤十字社長崎県支部	事 務 局 長	田 中 紀久美	茂里町3-15 846-0680

2 長崎市防災会議委員名簿

機 関 名	職 名	氏 名	機 関 所 在 地
日 本 放 送 協 会 長 崎 放 送 局	コンテンツセンター長	飯 沼 智	西坂町1-1 821-1115
西日本高速道路株式会社九州支社	長崎高速道路事務所長	武 田 真	諫早市貝津町1008 0957-26-0011
九州電力送配電株式会社長崎配電事業所	所 長	堀 切 一 郎	城山町3-19 0800-777-9424
株式会社NTTドコモCS九州 長崎支店	支 店 長	武 吉 正 博	尾上町1-1 オフィス15 850-0058
西部ガス株式会社長崎供給部	長崎供給部長	松野尾 忠 志	尾上町6-20 827-8808
長 崎 県 バ ス 協 会	専 務 理 事	峯 比呂志	興善町4-6 822-9018
長 崎 放 送 株 式 会 社	報道メディア局長	中 島 三 博	尾上町5-6 820-1040
株 式 会 社 テ レ ビ 長 崎	常務取締役報道局長	大久保 昭 彦	金屋町1-7 827-2111
長 崎 文 化 放 送 株 式 会 社	報道制作局長兼報道スポーツ部長	大 嶋 真由子	茂里町3-2 843-1000
株 式 会 社 長 崎 国 際 テ レ ビ	取締役報道制作局長	野 田 一 紀	出島町11-1 820-3000
株 式 会 社 エ フ ェ ム 長 崎	総務技術部長	西 川 徹	栄町5-5 828-2020
株 式 会 社 長 崎 新 聞 社	県 央 総 局 長	高比良 由 紀	茂里町3-1 844-2111
長崎県トラック協会長崎支部	副 支 部 長	井 石 八千代	松原町2651-3 838-4202
長崎県LPガス協会長崎支部	支 部 長	永 田 巖	中町1-26-7階 824-3770
長 崎 県 看 護 協 会 県 南 支 部	副 支 部 長	佐 野 由 佳	恵美須町4-5-9階 820-3033

条例第3条第5項第10号該当委員

(自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者)

機 関 名	職 名	氏 名	機 関 所 在 地
長 崎 市 社 会 福 祉 協 議 会	会 長	橋 田 慶 信	恵美須町4-5-3階 828-1281
長崎市女性防火クラブ連絡協議会	会 長	松 本 スミ子	興善町3-1 822-0119
長崎市保健環境自治連合会	常任理事防災部会部長	石 谷 忠 善	魚の町4-1 829-1134
国 立 大 学 法 人 長 崎 大 学	長崎大学病院・准教授	山 下 和 範	坂本1丁目7-1 819-7209

条例第3条第5項第11号該当委員

(防災行政を推進する上で市長が必要と認めて委嘱する者)

機 関 名	職 名	氏 名	機 関 所 在 地
長 崎 市 医 師 会	理 事	土 屋 知 洋	栄町2-22 818-5511
長 崎 市 歯 科 医 師 会	総 務 理 事	山 田 明 子	茂里町3-19 846-1717
長 崎 市 薬 剤 師 会	常 務 理 事	水 野 和 美	茂里町3-18 845-5228
長 崎 市 立 病 院 機 構	理事兼事務部長	内 藤 浩 幸	新地町6-39 822-3251
長 崎 電 気 軌 道 株 式 会 社	常 務 取 締 役	松 阪 勲	大橋町4-5 845-4111
長 崎 旅 客 船 協 会	会 長	村 木 昭一郎	元船町16-12-3階 822-1300

3 長崎市災害対策本部条例

〔 昭和 3 8 年 7 月 1 5 日 〕
〔 条 例 第 3 5 号 〕

（この条例の目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条の 2 第 8 項の規定に基づき、長崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総理し、災害対策本部員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部の設置）

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部の運営について必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 長崎市災害対策本部規程

〔 昭 和 3 8 年 8 月 1 日 〕
〔 災害対策本部規程第 1 号 〕

（趣旨）

第 1 条 この規程は、長崎市災害対策本部条例（昭和38年長崎市条例第35号。以下「条例」という。）第 3 条及び第 5 条の規定に基づき、長崎市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（災害対策副本部長）

第 2 条 災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

（災害対策本部長及び災害対策副本部長の職務代理者）

第 3 条 災害対策本部長に事故があるときは、市長の職務を代理する第 1 順位の副市長、市長の職務を代理する第 2 順位の副市長の順序により災害対策副本部長がその職務を代理する。

2 災害対策本部長及び災害対策副本部長とともに事故があるときは、災害対策本部長があらかじめ指名する災害対策本部員がその職務を代理する。

（部及び班並びにその分掌事務）

第 4 条 災害対策本部長は、災害予防及び災害応急対策を推進するため、必要に応じ、別表（注）の第 1 欄及び第 2 欄に掲げる部及び班の全部又は一部を設置することができる。

2 前項の規程により設置される部及び班の分掌事務は、おおむね別表（注）の第 4 欄に掲げるとおりとする。

（職制）

第 5 条 班に班長を置く。

2 部に副部長を置くことができる。

（部長及び班長の職務代理）

第 6 条 部長及び班長に事故があるときは、災害対策本部長が定める順序により、災害対策本部員がその職務を代理する。

（本部会議）

第 7 条 災害対策本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部の各部長、その他災害対策本部長が必要と認める者をもって組織し、災害予防、災害応急対策等重要な事項について協議する。

3 本部会議は、必要のつど、災害対策本部長が招集する。

（現地災害対策本部）

第 8 条 現地災害対策本部の組織その他必要な事項は、そのつど、災害対策本部長が定める。

（委任）

第 9 条 この規程に定めるもののほか、災害対策本部について必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 3 9 年 8 月 6 日災害対策本部規程第 1 号）

（注）別表（第 4 条関係）は基本編に記載

5 長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱・同緊急運航要領

(1) 長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

第1章	総 則 (第1条～第5条)
第2章	運 航 管 理 (第6条～第17条)
第3章	安 全 管 理 (第18条～第19条)
第4章	教 育 訓 練 (第20条～第21条)
第5章	事故防止対策 (第22条～第25条)
第6章	雑 則 (第26条～第27条)
第 1 章	総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、長崎県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定める。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空関係法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(防災航空センターの設置)

第3条 航空機を利用して行う消防防災業務を円滑に遂行するため、危機管理防災課に防災航空センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの位置は、大村市今津町201（長崎空港A地区内）とする。

(センター所長)

第4条 センターに所長を置く。

2 所長は、危機管理課長の命を受け、センターの事務を統括する。

(長崎県防災航空隊)

第5条 センターに長崎県防災航空隊を置く。

2 長崎県防災航空隊については、別に定める「長崎県防災航空隊編成及び運用要領」によるほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 章 運航管理

(総括管理者)

第6条 総括管理者は防災危機管理監をもって充てる。

2 総括管理者は、航空機に関するすべてを総括する。

(運航総括責任者)

第7条 運航総括責任者は危機管理課長をもって充てる。

2 運航総括責任者は、航空機の運航に関する事務を掌理する。

(運航責任者)

第8条 運航総括責任者は、運航責任者としてセンター所長を指名する。

2 運航責任者は、航空機の出発の承認、航空消防活動の中止の指示、その他の航空機の運航の管理に関する事務を掌理する。

(運航指揮者)

第9条 運航責任者は、航空機を運航する場合には、運航指揮者を指名する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第73条の規定により機長が行うこととされている業務を除き、乗組員を指揮監督して業務の万全を期さなければならない。

5 長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱・同緊急運航要領

(運航計画)

第10条 運航総括責任者は、消防防災業務を適正かつ円滑に行うため航空機の運航計画を定める。

2 運航計画は、年間運航計画（様式第1号）及び月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航範囲)

第11条 航空機は、次の各号に掲げる活動で、その特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防衛活動
- (5) 広域航空消防防災活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他統括管理者（防災危機管理監）が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として9時00分から17時45分までとする。

ただし、第12条に規定する緊急運航の場合は、この限りではない。

(緊急運航)

第12条 前条第1項第1号から第5号までの規定に係わる運航（以下「緊急運航」という。）は、第8条に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

2 運航責任者は、航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに運航指揮者に緊急運航に移行する旨を指示するものとする。

3 緊急運航に関して必要な事項は、「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」に定める。

(使用予定表)

第13条 航空機の使用（緊急運航に係わるものを除く・以下次条において同じ。）を予定する者（以下「使用予定者」という。）は、翌年度の予定にあつては航空機使用年間予定表（様式第3号）により毎年2月末日まで、毎月の使用にあつては航空機使用月間予定表（様式第4号）により使用予定の月の前々月の末日までに統括管理者に提出するものとする。

(航空機の使用)

第14条 使用予定者は、航空機使用申請書（様式第5号）に使用する15日前までに、統括管理者に申請するものとする。

(航空機の使用承認)

第15条 統括管理者は、前条の申請があつたときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ適当と認められるときは、承認する。

2 統括管理者は、前項の規定により承認した場合は、航空機使用承認書（様式第6号）を交付する。

(航空機の使用報告)

第16条 航空機を使用した者は、航空機使用報告書（様式第7号）により、使用した日から7日以内に統括管理者に報告するものとする。

(飛行場外離着陸場)

第17条 運航責任者は、飛行場外離着陸場を調査選定し、必要な書類等を整備するとともに、その実態を常に把握しておかなければならない。

2 飛行場外離着陸に際し必要な準備等は、運航責任者の指示により、使用予定者が実施するものとする。

第3章 安全管理

(安全管理)

第18条 統括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書に基づき、消防防災業務の適正な執行体制及び

航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

(航空機等の管理)

第19条 総括管理者は、法第19条第1項の規定に基づいて、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保されていることについて確認をしなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航総括責任者及び運航責任者は、航空機、格納庫、事務所、装備品等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第 4 章 教育訓練

(航空隊員等の教育訓練)

第20条 総括管理者は、次に掲げる教育訓練を行う。

- (1) 操縦士の操縦技能の取得維持に必要な飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練
- (2) 航空消防活動従事者の安全確保に資する訓練
- 2 総括管理者は、前項に定める教育訓練を実施するに当たっては、「教育訓練等基本計画」を別に定める。
教育訓練等基本計画は次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 教育訓練等に係る安全管理対策
- (3) 教育訓練等に必要な施設設備の整備計画
- (4) 教育訓練等に当たる指導者の確保及び養成のための方策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育訓練等を効果的かつ安全に実施するために必要な事項
- 3 教育訓練等基本計画は、必要に応じて見直し検討及び修正を行うものとする。
- 4 運航総括責任者は、飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練の結果を把握するなどにより操縦士の操縦技能確認を行うものとする。

(教育訓練の実施)

第21条 総括管理者は、航空隊員等の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、隊員等の資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航総括責任者は、教育訓練等基本計画に基づき「教育訓練等実施計画」を別に定める。
教育訓練等基本計画は次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 年間の教育訓練等の対象者
- (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
- (4) 前各号に掲げるもののほか、年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

(他機関との連携)

第22条 運航総括責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町、消防機関その他の関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施するものとする。

第 5 章 事故防止対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第23条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関して必要な事項は「長崎県防災ヘリコプター緊急対策処理規程」に定める。

(航空事故発生時の措置)

第24条 運航指揮者は、航空機の運航中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがあるときは、人命、財産に対する危険の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じるとともに、その状況等を運航責任者に報告しなければならない。

5 長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱・同緊急運航要領

第25条 運航責任者は、前項の報告を受け又は前項に関する情報を入手した場合は、直ちに関係機関に通報し、捜索救難活動を依頼するとともに、その旨を運航総括責任者に報告しなければならない。

(事故報告)

第26条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣に報告するとともに、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 6 章 雑 則

(記録及び保存)

第27条 運航総括責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を保存しておかなければならない。

(その他)

第28条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成5年3月25日から施行する。

附 則 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。

(注 様式省略)

(2)長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第10条第3項の規定に基づき、長崎県防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航基準)

第3 緊急運航は、市町村長及び消防機関、その他関係機関からの災害派遣要請に基づくものとする。（但し、救急活動については市町村長からの災害派遣要請とする。）

第4 緊急運航は、次に定めるところによる。

1 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の偵察、情報収集活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急に救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) その他

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 救急活動

(1) 交通遠隔地からの傷病者搬送

離島、山村等の交通遠隔地から真に生命が危険な傷病者の搬送を緊急に行う必要がある場合で、他に搬送の手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

(2) その他

救急活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められ、かつ、医師等の専門知識を有する者が搭乗できる場合

3 救助活動

(1) 高層ビル等火災における救助

(2) 水難事故及び山岳遭難等における搜索・救助

(3) 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助

(4) その他

救助活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

5 長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱・同緊急運航要領

(3) 資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他

火災防御活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

5 広域航空消防防災活動

広域航空消防防災活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、危機管理防災課に行う。

2 前項の要請は、様式第1号又は2号のメール又はファックス送信及び口頭により行い、事後速やかに様式第3号又は4号を文書にて提出するものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航責任者は、前条の要請があった場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、運航指揮者に運航命令の指示をし、運航責任者の回答をもって、要請者にその旨を回答する。

(受入態勢)

第7 緊急運航を要請した者は、運航責任者と緊密な連絡を図るとともに、次の受入態勢を整えるものとする。

1 離着陸場所を確保するとともに安全を確保するためヘリポートに警戒員を配置

2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

3 その他必要な事項

(報告)

第8 運航責任者は、緊急運航を終了した場合には、速やかに活動の内容を運航総括者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した者は、災害等が収束した場合、災害状況報告書(様式第5号)により、速やかに運航総括責任者に報告するものとする。(但し、第4の2による場合は除く。)

(附則)

この要領は、平成5年3月25日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(注 様式省略)

6 災害相互応援協定書

この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく市町村地域防災計画に定める防災業務を遂行し、地域住民の生命、財産の確保と福祉の増進に寄与するため同法第67条の規定により長崎市（以下「甲」という。）と諫早市（以下「乙」という。）は、相互応援に関し、次のとおり必要な事項を定め協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の行政区域において非常災害が発生した場合、災害の応急対策及び復旧対策の応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（応援出動）

第2条 応援出動は、災害の発生に対し、甲、乙はそれぞれの要請に基づき相互に行うものとする。ただし、緊急の場合はその要請を待たず自主的に応援出動することができる。

（応援要請の方法）

第3条 応援の要請は、電話その他の方法により次の事項を明確にして行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害発生等の種類、日時及び場所
- (2) 応援を必要とする人員、機械器具等の種別及び数量
- (3) 応援隊の到着希望日時及び場所
- (4) その他必要事項

（応援隊の派遣）

第4条 前条の規定により応援を受けた甲又は乙は、それぞれの行政区域の防災対策上支障のない範囲で応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具数量、到着予定時刻、応援隊の長の氏名等を文書により提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず応援の要請を受けた甲又は乙が、応援要請に応ずることが困難な場合においては、応援隊を派遣しないことができる。その場合は、遅滞なくその旨を相手方に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊の指揮は、受援地の現場最高指揮者が応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（報告）

第6条 応援隊の長は、現場到着、引き揚げ及び防災業務の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成17年3月1日から平成18年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の2箇月前前に、甲又は乙いずれの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

6 災害相互応援協定書

平成17年3月1日

甲 長崎市桜町2番22号

長崎市長

伊 藤 一 長

乙 諫早市東小路町7番1号

諫早市長職務執行者

松 原 英 郎

※ 同文で協定している町

1 時津町 昭和59年1月1日

2 長与町 昭和59年4月1日

7 災害に関する対策のための放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に規定する放送に関して、長崎市と日本放送協会長崎放送局とは、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定に基づき協議し、災害に関する対策のための放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

第1条 長崎市（以下「甲」という。）が法第57条の規定に基づき、日本放送協会長崎放送局（以下「乙」という。）に、放送を要請するときの手続きは、この協定の定めるところによって行う。

第2条 甲が乙に放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。

- (1) 放送を要請しようとする理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送を行う日時及び放送系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。

第3条 乙は、甲からの放送の要請を受けたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送系統等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

第4条 要請手続きの円滑を図るため、長崎市危機管理監及び日本放送協会長崎放送局放送部長を連絡責任者とする。

第5条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和58年7月1日

甲 長崎市
代表者
長崎市長 本 島 等

乙 日本放送協会長崎放送局
代表者
局 長 宇 野 英 男

※ 同文で協定している放送局

- 1 長崎放送(株) 昭和58年6月20日
- 2 (株)テレビ長崎 昭和58年6月20日
- 3 (株)エフエム長崎 昭和58年6月20日
- 4 長崎文化放送(株) 平成2年7月3日
- 5 (株)長崎国際テレビ 平成3年5月23日
- 6 長崎ケーブルテレビジョン(株) 平成9年11月12日
- 7 (株)長崎シティFM 平成20年2月19日

7 災害に関する対策のための放送要請に関する協定

放 送 要 請 書

項 目	内 容
放 送 要 請 の 理 由	(〇〇災害による通知・連絡・指示・勧告)
放 送 事 項	
放 送 日 時	(月 日 随時・ 即時・)
系 統	(市 内 一 円) (〇 〇 地 区 を 主 体) (テ レ ビ ・ ラ ジ オ)
そ の 他	
上記のとおり要請します。 平成 年 月 日 長崎市長 様	

放 送 報 告 書

項 目	内 容
放 送 日 時	(〇〇時・ 〇〇時 回数)
系 統	
放 送 事 項	
そ の 他	
上記のとおり報告します。 平成 年 月 日 長 崎 市 長 様	

8 長崎市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定・同実施細目

(1) 長崎市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定

長崎市及び尼崎市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害が発生し、災害を受けた市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害を受けた都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「応援要請都市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話、又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が別に協議するところにより応援要請市又は応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成8年7月11日から施行する。

平成8年7月11日

長崎市

代表者 長崎市長

尼崎市

代表者 尼崎市長

伊 藤 一 長

宮 田 良 雄

8 長崎市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定・同実施細目

(2) 長崎市及び尼崎市災害相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成8年7月11日付けで長崎市と尼崎市（以下「協定市」という。）との間で締結した災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担等)

第2条 協定第1条第1号から第3号までに掲げる応援業務に要する経費のうち、次に掲げる経費は、応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は、応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号の応援に要する経費については、購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号の応援に要する経費については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（応援職員の派遣等に要する経費の負担）

第3条 協定第1条第4号に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については次のとおりとする。

- (1) 応援要請市が負担する経費の額は、応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）について応援市の職員に関する法令の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与する。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の市長に対して行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、第2条から前条までの規定を準用する。

(連絡担当部局)

第6条 協定第5条の規定により、協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第7条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。第8条 この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成8年7月11日から施行する。

平成8年7月11日

長崎市

代表者 長崎市長 伊 藤 一 長

尼崎市

代表者 尼崎市長 宮 田 良 雄

9 長崎土木事務所管内災害時防災相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の趣旨に基づき、市町の区域に係る災害が発生し、当該市町独自では十分な応急措置が実施できない場合において、市町が相互の防災力を活用して、災害による被害の防止又は軽減を図るため、市町相互の応援について必要な事項を定めるものとする。

(協定の適用区域)

第2条 この協定の適用区域は、協定を締結した市町（以下「協定市町という。）」の全域とする。

(応援の対象となる災害)

第3条 この協定による応援の対象となる災害は、法第2条第1号に規定する災害が発生した協定市町（以下「発災市町」という。）独自の防災力を超える災害で、発災市町以外の協定市町の応援を必要とするものとする。

(応援項目)

第4条 応援項目は次のとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難・収容施設及び住宅の提供
- (4) 医療、防疫、ごみ、遺体処理等の応援
- (5) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (6) その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(協定の運用体制)

第5条 本協定の円滑な運用を図るため、協定市町の中から幹事市町1市町及び副幹事市町2市町を選出する。

2 幹事市町は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。

3 幹事市町が被災等によりその事務を遂行できないときは、副幹事市町がその事務を代行する。

4 前項の規定による幹事市町の事務を代行する副幹事市町の順序はあらかじめ定めておくものとする。

5 幹事市町及び副幹事市町の任期は、2年とする。

6 協定市町の長は、次条の規定による応援要請手続き等が確実かつ円滑に行われるよう防災担当部所の長を連絡責任者として指定するとともに、災害が発生したときは、当該連絡責任者を通じ、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

7 幹事市町の長は、少なくとも年1回、前項の連絡責任者で構成する会議を開催し、応援の実施のため必要な情報の交換、防災に関する研修の実施等を行うものとする。

(応援要請手続き等)

第6条 応援を要請しようとする発災市町（以下「要請市町」という。）の長は、災害の状況及び必要とする応援項目を明かにして、直ちに電話、ファクシミリ等により他の協定市町に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 前項の応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）の長は、実施しようとする応援項目を要請市町の長に通知するものとする。

3 要請市町の長は、第1項の規定により他の協定市町の長に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事市町の長に対して応援を要請できるものとする。

4 幹事市町の長は、前項の規定による応援要請を受けたときは、速やかに要請市町以外の協定市町の長に対しその旨を通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、要請市町の長に通知するものとする。

5 発災市町以外の協定市町の長は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、発災市町が第1項又は第3項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事市町の長の調整の下に必要な応援を行うことができる。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

(県の指導及び調整)

第7条 発災市町の長は、前条の規定による応援の要請後直ちに長崎土木事務所に対して災害の状況等について通報し、必要な指導及び調整を求めるものとする。

9 長崎土木事務所管内災害時防災相互応援協定

2 第5条第3項の規定により副幹事市町が幹事市町の事務を代行する場合において、副幹事市町がいずれも被災等によりその事務を遂行できないときは、県消防防災課又は長崎土木事務所に対し、その事務の代行を求めるものとする。

(応援市町の指揮等)

第8条 応援市町は、応急措置の実施については、要請市町の指揮の下に行動するものとする。

2 要請市町が指揮不能の場合は、応援市町は、幹事市町の調整の下に行動するものとする。

(報告)

第9条 応援市町の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市町の長及び長崎土木事務所長に報告するものとする。

2 要請市町の長は、災害の概要を前項の報告を受けた後速やかに応援市町の長及び長崎土木事務所長に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた要請市町の負担とする。

2 応援を受けた要請市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた要請市町から要請があった場合には、応援市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の幹事市町の任務)

第11条 幹事市町は、他の条項において定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。

(1) 各協定市町における防災担当部所の連絡先及び応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管すること。

(2) 消防その他の広域防災応援協定の幹事担当部所との情報交換等を行うこと。

(3) 前2号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務

(他の相互応援協定との関係)

第12条 この協定は、協定市町の相互間において個別に締結される防災の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めない事項は、協定市町が協議して定める。

(適用)

第14条 この協定は、平成8年7月31日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書10通を作成し、協定市町が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年7月31日

長崎市長 伊 藤 一 長

長与町長 吉 田 安 親

時津町長 塩 見 治 光

10 災害非常無線通信の協力に関する協定

長崎市（以下「甲」という。）と日本赤十字社長崎県支部無線奉仕団（以下「乙」という。）は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4項及び電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第37条第6号に規定する通信（以下「災害非常無線通信」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し災害非常無線通信の協力を要請するものとする。

（協力の受諾）

第2条 乙は、前条の規定により甲から協力の要請を受けた場合は、法令の範囲内において災害非常無線通信に協力することを受諾するものとする。

（協力の方法）

第3条 乙が災害非常無線通信に協力するときは、甲が協力を要請する長崎市役所アマチュア無線クラブ無線局（呼出符号JH6YZS）をとおして交信を行うものとする。

2 前項の交信を行う場合における両局の連絡設定周波数は、社団法人日本アマチュア無線連盟が制定する非常通信周波数のうち、原則として433.00MHz F 3 E波を使用し、必要に応じて433.12MHz等を使用するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲に対し、毎年1回以上日本赤十字社長崎県支部無線奉仕団に所属するアマチュア無線局の名簿を提出するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲と乙とが協議して別に定める。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲と乙とがそれぞれ1通保有する。

昭和59年12月27日

甲 長崎市桜町2番22号

長崎市

代表者 長崎市長 本 島 等

乙 長崎市魚の町3番28号

日本赤十字社長崎県支部無線奉仕団

代表者 委員長 伊 吹 雷 乗

11 災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は大規模な地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲の応急対策のため、乙が緊急に食糧等物資（以下「物資」という。）の供給の協力をするについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して、輸送業務等について協力を要請することができる。

（要請手続き）

第2条 前条の要請は、原則として文書（別紙様式）により行うものとする。ただし、緊急やむをえない場合は口頭によるものとし、事後文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能なかぎり保有商品の優先供給及び輸送業務等に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資等の価格）

第4条 乙が提供した物資の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（輸送）

第5条 物資の輸送にあたっては、甲は乙が実施する輸送が円滑なものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

（物資等の授受）

第6条 物資の引き渡しの場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し乙の供給する物資の出荷納品書を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資の引き渡し完了したときは、甲が定める請求書により甲に請求するものとする。

2 甲は前項の請求書を受理したときは内容を確認し、遅滞なく費用の支払を行うものとする。

（損害の負担等）

第8条 協定に基づく輸送業務により生じた損害の賠償及びその業務に従事した者が、その業務に従事したことにより死亡、負傷した場合の補償については、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

（報告）

第9条 この協定の万全な実施をはかるため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年5月30日及び平成9年6月30日から施行する。

附 則

この協定は、平成20年3月17日から施行する。

附 則

この協定は、平成26年12月11日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 長崎市桜町2番22号

長崎市長 田 上 富 久

乙 〇〇〇〇

〇〇〇 〇 〇 〇 〇

11 災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

合同会社 西 友

平成9年 6月30日

※ 当初協定内容から下線文内容を追加し、協定を再締結した業者

1	株式会社 浜屋百貨店	平成20年 3月17日
2	株式会社 東 美	平成20年 3月17日
3	イオン九州株式会社	平成20年 3月17日
4	生活協同組合コープながさき	平成20年 3月17日
5	グリーンコープ生活協同組合	平成20年 3月17日

※ 同文で協定締結した業者

株式会社ジョイフルサン	平成26年12月11日
株式会社イズミ	令和6年12月3日
株式会社エレナ	令和7年3月26日

(様式)

第 号

年 月 日

様

長 崎 市 長

災害時における食糧等物資の供給協力要請書

次のとおり、食糧等物資の供給協力を要請します。

品 目	規格・単位	数 量	場 所	納 期	備 考

担当 長崎市災害対策本部

部 班

部 班

担当者

印

12 地震等災害時の相互応援に関する協定

国際特別都市建設連盟に加盟する市町間において、地震等による災害時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、国際特別都市建設連盟（以下「連盟」という。）加盟都市相互の友好の精神に基づき、地震若しくはその他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、連盟に加盟する市町間の相互応援に関する基本的な事項について定めるものとする。

(相互応援の内容)

第2条 相互応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の要請等)

第3条 応援の要請は、応援を必要とする市又は町が次の事項を明らかにし、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の場合において口頭により応援を要請した場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

3 協定市又は町は、前項の応援の要請の有無にかかわらず、協定市又は町において大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自主的な状況の判断に基づき応援を開始することができる。

(指揮)

第4条 応援の業務に従事する者は、応援要請市町長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他特別に定めのある場合を除き、原則として応援を受けた市又は町の負担とする。

(連盟事務局の職務)

第6条 連盟事務局は、応援の要請に対する情報の収集に努め、円滑な相互応援を図るものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、関係市町が協議してこれを定めるものとする。

2 この協定書の内容に疑義が生じた場合も前項と同様とする。

附 則

この協定は、平成9年8月24日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書 12 通を作成し、各市町長記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 9 年 8 月 24 日

別府市長	井上信幸
伊東市長	鈴木藤一郎
熱海市長	川口市雄
奈良市長	大川靖則
京都市長	柳本頼兼
松江市長	宮岡寿雄
芦屋市長	北村春江
松山市長	田中誠一
軽井沢町長	松葉邦男
日光市長	小平英哉
鳥羽市長	井村均
長崎市長	伊藤一長

13 中核市災害相互応援協定・同実施細目

(1) 中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成23年7月1日から効力を発生するものとする。

平成21年9月1日

高崎市	高崎市長	富岡	賢治
函館市	函館市長	工藤	壽樹
旭川市	旭川市長	西川	将人
青森市	青森市長	鹿内	博
秋田市	秋田市長	穂積	志
郡山市	郡山市長	原	正夫
いわき市	いわき市長	渡辺	敬夫
盛岡市	盛岡市長	谷藤	裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤	栄一
川越市	川越市長	川合	善明
船橋市	船橋市長	藤代	孝七
横須賀市	横須賀市長	吉田	雄人
柏市	柏市長	秋山	浩保
前橋市	前橋市長	高木	政夫
富山市	富山市長	森	雅志

金 沢 市	金 沢 市 長	小 野 之 義
長 野 市	長 野 市 長	鷲 澤 正 一
豊 橋 市	豊 橋 市 長	佐 原 光 一
岡 崎 市	岡 崎 市 長	柴 田 紘 一
豊 田 市	豊 田 市 長	鈴 木 公 平
高 槻 市	高 槻 市 長	濱 田 剛 史
東大阪市	東大阪市 長	野 田 義 和
姫 路 市	姫 路 市 長	石 見 利 勝
奈 良 市	奈 良 市 長	仲 川 元 庸
和歌山市	和歌山市 長	大 橋 建 一
大 津 市	大 津 市 長	目 片 信 弘
西 宮 市	西 宮 市 長	河 野 昌 美
尼 崎 市	尼 崎 市 長	稲 村 和 香
倉 敷 市	倉 敷 市 長	伊 東 香 織
福 山 市	福 山 市 長	羽 田 皓
下 関 市	下 関 市 長	中 尾 友 昭
高 松 市	高 松 市 長	大 西 秀 人
松 山 市	松 山 市 長	野 志 克 仁
高 知 市	高 知 市 長	岡 崎 誠 也
長 崎 市	長 崎 市 長	田 上 富 久
熊 本 市	熊 本 市 長	幸 山 政 史
大 分 市	大 分 市 長	釘 宮 磐 正
宮 崎 市	宮 崎 市 長	戸 敷 正
鹿児島市	鹿児島市 長	森 博 幸
久留米市	久留米市 長	檜 原 利 則
協定締結権者		
岐 阜 市	岐 阜 市 長	細 江 茂 光

(2) 中核市災害相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 中核市災害相互応援協定第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費等の負担)

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

(1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費

(2) 協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において、応援要請市の負担とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携帯するものとする。

5 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に宛てて行うものとする。

2 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、前条及び前項の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第4条 協定第5条の規定により協定市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第5条 この実施細目により難しい事項及び実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(実施細目の発効)

第6条 この実施細目は、平成23年7月1日から効力を発生するものとする。

平成23年5月2日

高 崎 市	高 崎 市 長	富 岡 賢 治
函 館 市	函 館 市 長	工 藤 壽 樹
旭 川 市	旭 川 市 長	西 川 将 人
青 森 市	青 森 市 長	鹿 内 博 志
秋 田 市	秋 田 市 長	穂 積 正 夫
郡 山 市	郡 山 市 長	原 渡 辺 敬 夫
いわき市	いわき市 長	谷 藤 裕 明
盛 岡 市	盛 岡 市 長	佐 藤 栄 一
宇都宮市	宇都宮市 長	川 合 善 明
川 越 市	川 越 市 長	藤 代 孝 七
船 橋 市	船 橋 市 長	吉 田 雄 人
横須賀市	横須賀市 長	秋 山 浩 保
柏 市	柏 市 長	高 木 政 夫
前 橋 市	前 橋 市 長	森 野 雅 志
富 山 市	富 山 市 長	山 野 之 義
金 沢 市	金 沢 市 長	鷲 澤 正 一
長 野 市	長 野 市 長	佐 原 光 一
豊 橋 市	豊 橋 市 長	柴 田 紘 一
岡 崎 市	岡 崎 市 長	鈴 木 公 平
豊 田 市	豊 田 市 長	濱 田 剛 史
高 槻 市	高 槻 市 長	野 田 義 和
東大阪市	東大阪市 長	石 見 利 勝
姫 路 市	姫 路 市 長	仲 川 元 庸
奈 良 市	奈 良 市 長	大 橋 建 一
和歌山市	和歌山市 長	目 片 信
大 津 市	大 津 市 長	河 野 昌 弘
西 宮 市	西 宮 市 長	稻 村 和 美
尼 崎 市	尼 崎 市 長	

倉敷市	倉敷市長	伊	東	香	織
福山市	福山市長	羽	田		皓
下関市	下関市長	中	尾	友	昭
高松市	高松市長	大	西	秀	人
松山市	松山市長	野	志	克	仁
高知市	高知市長	岡	崎	誠	也
長崎市	長崎市長	田	上	富	久
熊本市	熊本市長	幸	山	政	史
大分市	大分市長	釘	宮		磐
宮崎市	宮崎市長	戸	敷		正
鹿児島市	鹿児島市長	森		博	幸
久留米市	久留米市長	檜	原	利	則

協定締結権者

岐阜市	岐阜市長	細	江	茂	光

14 災害情報の提供等に関する協定

長崎市（以下「甲」という。）及び長崎市タクシー協会（以下「乙」という。）の間に、災害情報の提供等に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長崎市において地震、風水害、大火災その他の災害が発生した場合に、甲の災害に関する情報収集体制を支援するため、乙が、その入手した災害に関する情報の提供及び伝達を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、前条に規定する災害が発生した場合に、災害に関する情報収集体制を強化するため、乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し、その協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに、乙に所属する会員に連絡するとともに、甲に対し、乙又は乙に所属する会員が入手した災害に関する情報の提供及び伝達を行うよう努めるものとする。この場合において、当該情報の提供及び伝達は、乙に所属する会員が、直接、甲に対して行うことができる。

（経費の負担等）

第3条 前条第2項の規定による災害に関する情報の提供及び伝達に要する経費は、原則として乙又は乙の所属する会員が負担するものとする。

（協議）

第4条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成8年12月27日から施行する。

平成8年12月27日

甲 長崎市

長崎市長 伊 藤 一 長

乙 長崎市タクシー協会

会 長 筒 井 敬 一

15 災害発生時における長崎市と長崎市内郵便局の協力に関する協定

長崎県長崎市(以下「甲」という。)&長崎市内の郵便局(別表第1に掲げる郵便局(以下「乙」という。)&別表第2に掲げる郵便局(以下「丙」という。))は、長崎市内に発生した地震その他による災害時において、甲、乙及び丙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲、乙及び丙は、長崎市内に災害が発生し、次の各号に掲げる事項について必要が生じた場合は、それぞれに協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - (2) 甲、乙及び丙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙及び丙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲、乙及び丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲、乙及び丙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

15 災害発生時における長崎市と長崎市内郵便局の協力に関する協定

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 長崎市 防災危機管理室 室長

乙 日本郵便株式会社 深堀郵便局長

丙 日本郵便株式会社 長崎中央郵便局 総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成27年10月28日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲、乙又は丙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年10月28日

甲 代表 長 崎 市 長 田 上 富 久

長崎市内郵便局（別表のとおり）

乙 代表 深 堀 郵 便 局 長 村 上 俊 幸

丙 代表 長崎中央郵便局長 盛 島 伸 介

(地方公共団体用ひな形)

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 長崎市役所 電話： ____ - ____

届出者氏名	

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 ____ - ____	

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 ____ - ____	

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

(郵便局用ひな形)

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

(※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 長崎中央郵便局 電話：095－820－8989

届出者氏名	

- ◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒

—
- ◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

・ご自宅への配達

・現在避難している場所

〒

—
- ・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

長崎市内郵便局一覧表

別表1

代表局名	局名	郵便番号	住所	備考
深堀郵便局(乙)	長崎万屋	850 - 0852	長崎市 万屋町6-29	
	長崎小江原	851 - 1132	長崎市 小江原3-2-8	
	式見	851 - 1199	長崎市 式見町200-1	
	三重	851 - 2299	長崎市 三重町1096-7	
	深堀	851 - 0399	長崎市 深堀町2-230-1	
	長崎漁港	851 - 2211	長崎市 京泊町3-10-2	
	茂木	851 - 0299	長崎市 茂木町76-16	
	長崎銅座町	850 - 0841	長崎市 銅座町4-14	
	長崎鮑ノ浦	850 - 0063	長崎市 鮑の浦町4-1	
	長崎大浦	850 - 0916	長崎市 大浦東町1-28	
	長崎稻佐	852 - 8001	長崎市 光町16-24	
	長崎新大工町	850 - 0017	長崎市 新大工町1-7	
	長崎県庁内	850 - 0861	長崎市 江戸町2-13	
	長崎小曾根	850 - 0937	長崎市 小曾根町1-32	
	長崎麹屋	850 - 0871	長崎市 麹屋町6-2	
	長崎戸町	850 - 0952	長崎市 戸町2-11-1	
	長崎思案橋	850 - 0832	長崎市 油屋町1-14	
	福田	850 - 0068	長崎市 福田本町210-1	
	長崎立神	850 - 0073	長崎市 東立神町18-3	
	長崎戸石	851 - 0113	長崎市 戸石町1754-1	
	日見	851 - 0121	長崎市 宿町27-2	
	土井首	850 - 0917	長崎市 磯道町575-1	
	古賀	851 - 0101	長崎市 古賀町897-3	
	長崎中川	850 - 0013	長崎市 中川2-1-9	
	長崎岩屋	852 - 8052	長崎市 岩屋町23-3	
	長崎片淵	850 - 0003	長崎市 片淵2-8-5	
	長崎丸尾	852 - 8004	長崎市 丸尾町1-45	
	長崎小櫛	850 - 0077	長崎市 小櫛戸町82-2	
	長崎桜町	850 - 0031	長崎市 桜町5-3	
	長崎梅香崎	850 - 0909	長崎市 梅香崎町1-3	
	長崎住吉	852 - 8135	長崎市 千歳町5-1	
	長崎文教	852 - 8131	長崎市 文教町8-1	
	長崎松山	852 - 8118	長崎市 松山町6-8	
	長崎大橋	852 - 8134	長崎市 大橋町7-21	
	長崎富士見	852 - 8022	長崎市 富士見町3-24	
	長崎天神	850 - 0044	長崎市 天神町3-5	
	長崎本原	852 - 8133	長崎市 本原町1-24	
	長崎愛宕	850 - 0822	長崎市 愛宕3-10-3	
	長崎油木	852 - 8035	長崎市 油木町11-7	
	長崎白鳥	852 - 8042	長崎市 白鳥町5-12	
	長崎梁川	852 - 8013	長崎市 梁川町5-21	
	長崎滑石	852 - 8061	長崎市 滑石5-1-60	
	長崎白木	850 - 0812	長崎市 白木町5-6	
	長崎小ヶ倉	850 - 0961	長崎市 小ヶ倉町2-211	
	長崎若竹	852 - 8047	長崎市 若竹町15-15	
	長崎花園	852 - 8024	長崎市 花園町5-2	
	長崎末石	850 - 0991	長崎市 末石町297-9	
	長崎三原	852 - 8123	長崎市 三原1-27-1	
	長崎横尾	852 - 8065	長崎市 横尾1-12-17	
	長崎田上	851 - 0251	長崎市 田上2-6-6	
	長崎平山	850 - 0995	長崎市 平山町816	
	長崎中園	852 - 8155	長崎市 中園町10-4	
	長崎ダイヤモンド	850 - 0963	長崎市 ダイヤモンド4-7-1	
	長崎矢上団地	851 - 0115	長崎市 かき道3-1-11	
	長崎大学病院内	852 - 8102	長崎市 坂本1-7-1	
	長崎大園	852 - 8061	長崎市 滑石5-3-5-101	
	長浦	851 - 3212	長崎市 長浦町2722-1	
	村松	851 - 3199	長崎市 琴海村松町703-7	
	神浦	851 - 2499	長崎市 神浦夏井町408-6	
	黒崎	851 - 2399	長崎市 下黒崎町1335	
	野母崎	851 - 0599	長崎市 野母崎2151-14	
	高島	851 - 1315	長崎市 高島町2706-36	
	伊王島	851 - 1201	長崎市 伊王島町3277-2	
	三和	851 - 0499	長崎市 蚊焼町3026	
	香焼	851 - 0310	長崎市 香焼町1070-4	
	樺島	851 - 0507	長崎市 野母崎樺島町1729-4	
	為石	851 - 0405	長崎市 為石町3213-4	
	脇岬	851 - 0506	長崎市 脇岬町3314	
	長浜	851 - 0310	長崎市 香焼町381-5	
	高浜	851 - 0503	長崎市 高浜町3265-7	
	形上	852 - 3213	長崎市 琴海形上町1862-12	

長崎市内郵便局一覧表

別表2

代表局名	局名	郵便番号	住所	備考
長崎中央郵便局(丙)	長崎中央	850 - 8799	長崎市 恵美須町1-1	
	長崎北	852 - 8799	長崎市 川口町9-20	
	長崎東	851 - 0199	長崎市 かき道1-39-1	
	西彼杵	851 - 2199	西彼杵郡 時津町浜田郷465-1	

16 災害時における応急対策用貸貸機材の確保協力に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、乙が甲に対し、仮設トイレ等の貸貸機材（以下「機材」という。）の供給の協力をするについて、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時に乙が甲に対し機材の供給を行うことにより、甲が実施する応急対策活動を円滑に行うとともに、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における機材の確保を図るため、乙に対し、機材の供給について要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する機材は、別表に掲げる機材とする。

（要請手続き）

第4条 前条の要請は、原則として文書（別紙様式）により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は口頭によるものとし、事後に文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、機材の優先供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 機材の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は必要に応じ乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資等の価格）

第7条 乙が提供した機材の賃貸価格及び運搬等の費用は、災害発生直前における適正な価格とする。

（費用負担）

第8条 甲が供給を受けた機材及びその運搬に要する費用は、甲が負担する。

（費用の請求）

第9条 乙は、機材の供給が完了したときは、甲が定める請求書により甲に請求するものとする。

（報 告）

第10条 この協定の万全な実施を図るため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定を改訂する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協 議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇〇日

16 災害時における応急対策用賃貸機材の確保協力に関する協定書

甲 長崎市桜町2番22号

長崎市長 田 上 富 久

乙 ○○○○○○

○○○○○○

○○○○○○

※ 同意文で協定している締結業者

1 一般財団法人 クリーンながさき 平成24年4月1日

2 株式会社 レンタルのニッケン長崎営業所 平成17年5月19日

3 株式会社 ニシレン 平成17年5月19日

別 表

	機 材 名	備 考
1	仮設トイレ	

(様式)

第 号

年 月 日

様

長 崎 市 長

災害時における応急対策用貸貸機材の確保協力要請書

次のとおり、応急対策用貸貸機材の確保協力を要請します。

品 目	規格・単位	数量	場 所	納 期	備 考

担当 長崎市災害対策本部

部 班

部 班

担当者 印

17 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する中央卸売市場を開設する都市で次に掲げる災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の中央卸売市場開設者（以下「甲」という。）が独自では生鮮食料品を被災都市の住民に十分供給できない場合において、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者（以下「乙」という。）が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、緊急・応急措置として、被災都市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害
- (3) その他災害で、被災都市への応援が必要とされる場合

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送

2 前項に定める応援のほか、次に掲げる応援の実現に努めることとする。

- (1) 被災都市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等のあっせん又は提供
- (2) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請と情報収集)

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部局を通じ、電話、ファクシミリまたは電子メール等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号に掲げる応援を要請する場合においては、その品名及び数量
- (3) 前条第1項第2号に掲げる応援を要請する場合においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第2項第1号に掲げる応援を要請する場合においては、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 応援を要する中央卸売市場の特定及び当該市場への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、乙は円滑な相互応援の実施に資するため、甲の被害の状況、交通状況等に関する情報収集に努めるものとする。

(協定の遵守)

第4条 乙は、極力要請に応じ、その応援活動に努めるものとする。

(生鮮食料品の応援供給の方法)

第5条 乙は、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援の要請を受けた場合においては、甲との連絡調整のもと、それぞれが開設する中央卸売市場の事業者間による応援供給の実現に努める。ただし、特別な理由により開設者自らが応援供給の相手方となることを妨げない。

(応援経費の負担)

第6条 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる応援に要した経費は、当該事業者間の決済により精算するものとする。ただし、特別な事由により甲が負担すること、または甲と乙による決済で精算することを妨げない。

2 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる応援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、乙の自主的な応援に伴う経費は、乙の負担とする。

17 全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定

(連絡担当部局)

第7条 この協定を締結する中央卸売市場の開設者は、相互応援のための連絡担当部局をあらかじめ定め、災害が発生した時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は別に定める。また、この協定に定めない事項は、この協定を締結する中央卸売市場の開設者が協議して決定する。

(協定の効力)

第9条 この協定は、全国中央卸売市場協会に加盟する会員都市を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

上記協定締結の証として本協定書を作成し、全国中央卸売市場協会会長及び各支部の支部長が記名押印し、全国中央卸売市場協会で保有するとともに、各中央卸売市場の開設者に対しその写しを交付するものとする。

附 則

この協定は、平成24年9月1日から効力を生ずる。

平成20年9月1日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年9月1日

全国中央卸売市場協会	会長	塚本 直之
全国中央卸売市場協会北海道・東北支部	支部長	元木 朗
全国中央卸売市場協会関東支部	支部長	塚本 直之
全国中央卸売市場協会東海・北陸支部	支部長	千田 博之
全国中央卸売市場協会近畿支部	支部長	小倉 健宏
全国中央卸売市場協会中国・四国支部	支部長	中川 剛彦
全国中央卸売市場協会九州支部	支部長	戸超 剛

18 災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と社団法人長崎県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、長崎市において、台風、地震等による大規模災害が発生した場合に、甲が乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集及び運搬並びに処分等の協力を要請する場合における手続その他必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、台風、地震等の災害によって、損壊した建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等のがれき類等をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる業務（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の実施について、乙に対し、その協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前3号に定める業務の実施に伴い必要となる業務

（協力要請の手続）

第4条 甲は、協力の要請に当たっては、当該協力の内容、方法等について、文書により、乙に通知するものとする。ただし、文書による要請の時間がないときは、口頭により要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、甲からの要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

3 乙は、その協力の内容、方法等について、甲と協議を行い、甲の指示に基づいて、当該協力を行うものとする。

（情報の提供）

第6条 甲は、災害時において、円滑な協力が得られるよう、乙に対し、被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、その協力が可能な会員の状況を、甲に対し、報告するものとする。

（実施の報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、当該実施の内容等を文書により、甲に対し、報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用について、甲が負担するものとし、その価額は、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

18 災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

(災害補償)

第9条 乙が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令等による。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する相談窓口は、甲においては長崎市環境部廃棄物対策課とし、乙においては長崎県産業廃棄物協会長崎支部事務局とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成20年6月9日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成20年6月9日

甲 長崎市桜町2番22号
長崎市
代表者 長崎市長 田上 富久

乙 長崎市大村市東三城町6番1号
社団法人長崎県産業廃棄物協会
会長 矢敷 和男

19 災害発生時等における支援活動に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と長崎板金工業協同組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲が行う防災活動及び応急対策（以下「防災活動等」という。）に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時に乙が社会貢献活動の一環として組織的な支援活動を行うことにより、甲が実施する防災活動等を円滑に行うとともに、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の支援を得るため、乙に対し、次の要請を行うことができる。

- (1) 甲が所有する公共施設の復旧活動
- (2) その他必要な事項

（要請手続き）

第3条 前条の要請は、原則として災害支援業務要請書兼報告書（様式1）（以下「文書」という。）により行なうものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は口頭によるものとし、事後に文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく支援活動を完了したときは、速やかに文書により、甲に報告するものとする。

（乙の支援内容）

第4条 乙は、次の支援活動を行うものとする。

- (1) 組合員からの被災状況報告を収集整理し、被災状況報告書（様式2）により甲に提供すること。
- (2) 甲の要請に基づき、甲が所有する公共施設の緊急な復旧作業に関すること。
- (3) 復旧活動等において、新たな被害を発見した場合は、速やかに関係機関に通報し、その指示に従うこと。
- (4) 被災家屋に対しては、優先的に必要最低限度の補修を行うこと。
- (5) その他必要な事項

（支援体制の整備）

第5条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、組織的な支援体制を整備し、会員等の連絡網を整備するとともに、定期的に支援活動訓練等を行うものとする。なお、会員等の連絡網は事前に甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が、甲の要請により行う支援活動に要した経費については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工等の価格は適正な価格とする。

（労災補償）

第7条 甲からの要請に応じて業務に従事した者が、死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行なうものとする。

（協定期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後この例による。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。
この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成22年2月9日

甲 長崎市

代表者 長崎市長 田上 富久

乙 長崎板金工業協同組合

代表者 理事長 折式田 信寛

(様式1)

災害支援業務要請書兼報告書

平成 年 月 日

長崎板金工業協同組合長 様

長崎市長 田上富久

災害発生時等における支援活動に関する協定書第2条により、次のとおり支援活動を要請します。

なお、作業の安全管理には十分留意し、もし二次災害のおそれが見られる時は、速やかに活動を中止し、撤退してください。

要請課（室）	担当 長崎市災害対策本部 部 班 課 担当者 印 電話 F A X
要請する支援業務の内容	長崎市 町
その他必要事項	

支援活動が完了したので、災害発生時等における支援活動に関する協定書第3条により、次のとおり報告します。

平成 年 月 日

長崎市長 様

長崎板金工業協同組合長

支援活動実施社	会社名 担当者 電話 F A X
従事期間	着手：平成 年 月 日 時 分 完了：平成 年 月 日 時 分
実施した支援活動の内容	長崎市 町
その他必要事項	

(様式2)

被災状況報告書

平成 年 月 日

長崎市長 様

長崎板金工業協同組合理事長

災害発生時等における支援活動に関する協定書第4条により、次のとおり被災状況を報告します。

(No.)

現認報告者 (組合員)	(会社名 (担当) (電話 Fax))			長 崎 市 処 理 欄
被災施設等	道路 河川 その他 ()			情 報 確 認
被災箇所	町			
現認月日時	平成 年 月 日 時 分			
被災状況				本 部 報 告
				対 応
				指 示
				対 応 確 認

組 合 員 ⇒ 長崎板金工業用同組合
(月 日 時 分) (月 日 時 分)

20 災害時等における上下水道の復旧支援協力に関する協定書

長崎市上下水道局（以下「甲」という。）と長崎市管工業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害時及び寒波等の異常気象時（以下「災害時等」という。）における組織的な復旧支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民のライフラインである上下水道事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害時等における上下水道管の破損等の被害を早期に復旧することを目指し、甲の要請により、乙及び乙に所属する会員等からの組織的な支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握及び円滑かつ的確な災害対策を図ることを目的とする。

（甲の支援要請）

第2条 甲は、災害の発生状況により、災害対策に乙の支援が必要であると認めたときは、乙に対し、次の支援を要請することができる。

- （1）被災状況についての情報提供の要請
- （2）災害対策のための現地調査、作業等を実施する出動要請

2 甲は、前項第2号の要請をする場合は、乙に対し、緊急出動要請書兼緊急作業完了届（別紙様式2、以下「要請書」という。）により行う。ただし、要請書によることができない場合は、口頭により行い、その後遅滞なく要請書を送付するものとする。

3 第1項各号の要請について、通信不能時、特に緊急を要するとき又は特別な指示を要する場合は、甲は、乙が指名するブロックの幹事、副幹事及び会員に直接要請することができるものとする。

（乙の支援体制）

第3条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制等を整備し、その内容を甲に連絡するものとし、内容に変更が生じた場合は、その都度、速やかに連絡するものとする。

- （1）ブロック毎の連絡網等組織的な支援体制や給排水設備の相談窓口等の従事体制
- （2）緊急出動等が可能な資材、機材及び技術者等や乙に所属する会員等内部の指揮系統図等

（乙の支援内容）

第4条 乙は、甲の災害対応を組織的に支援するため、次の業務を行う。

- （1）第2条第1項第1号の要請に基づき、乙に所属する会員等からの被災状況報告を収集整理し、甲に被災状況報告書（別紙様式1）により情報提供すること
- （2）第2条第1項第2号の要請に基づき、組織的な支援体制を基本に現地調査、作業等を実施し、作業等終了後、速やかに緊急作業出動要請書兼緊急作業完了届（別紙様式2）により甲に報告すること

（費用の負担）

第5条 乙及び乙の会員等が第2条第1項第1号の支援活動に要した経費は、無償を基本とする。

2 乙及び乙の会員等が第2条第1項第2号の支援活動に要した経費は、宅地内給水装置の復旧等、所有者の負担に帰すべき費用を除いて甲が負担するものとする。

3 前2項の経費は、乙が支援活動に参加した乙の会員等を集約の上、一括して請求事務を執り行うものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、この協定において知り得た個人情報等その他情報を目的外に使用してはならない。

（労災補償）

第7条 甲からの支援要請により乙又は乙の会員等の従業員が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は身体障害等を被った場合は、乙の労働者災害補償保険法の適用により補償するものとする。

（他都市への応援）

第8条 他都市に災害が発生した場合において、他都市へ応援するときは、甲乙協議のうえこの協定とは別に定めるところにより実施するものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の30日以前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協定解除)

第10条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲、乙協議の上、協定を解約できるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年2月12日

甲 長崎市桜町6番3号
長崎市上下水道局
長崎市上下水道事業管理者

乙 長崎市古町54番地
長崎市管工業協同組合
理事長

(様式2)

緊急作業出動要請書兼緊急作業完了届

年 月 日

長崎市管工業協同組合理事長 様

長崎市上下水道事業管理者

災害時等における上下水道の復旧支援協力に関する協定書第2条第1項第2号の規定により、次のとおり緊急作業の出動を要請します。なお、作業の安全管理には十分注意し、二次災害の発生が予見されるときは、速やかに作業を中止し撤退してください。

要請者	長崎市上下水道局 部 課 担当者名 TEL FAX E-mail
被災施設等	
現地調査・作業箇所	
現地調査・作業内容	

長崎市上下水道局 → 長崎市管工業協同組合 → 受 幹事・会員
(月 日 時 分) (月 日 時 分) (月 日 時 分)

年 月 日

長崎市上下水道事業管理者 様

長崎市管工業協同組合理事長

災害時等における上下水道の復旧支援協力に関する協定書第4条第1項第2号の規定により、次のとおり緊急作業が完了したので報告します。

現地調査・作業実施者 (幹事・会員)	ブロック 1・2・3・4 (会社名) (担当者名) (TEL) (FAX) (E-mail)
被災施設等	
現地調査・作業箇所	
現地調査・作業期間	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
現地調査・作業内容 (付記事項)	

会 員 → 幹事 → 長崎市管工業協同組合
(月 日 時 分) (月 日 時 分) (月 日 時 分)
↓
受 長崎市上下水道局
(月 日 時 分)

21 災害時におけるLPガスの供給に関する協定

長崎市（以下「甲」という。）と社団法人長崎県LPガス協会長崎支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が長崎市内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、LPガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲と乙が相互に協力し、被災した市民等に対して行うLPガスの供給に関する協力事項を定め、迅速かつ確かな支援活動を遂行することで市民生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「LPガス供給」とは、災害時における公共施設などの避難所等に、LPガスを供給するために必要な器具類（燃焼器具、調整器、高・低圧ホース等）及び配管並びに容器等（以下「LPガス設備」という。）を運搬、設置及び点検してLPガスを供給することをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において避難所等へのLPガスの供給を必要と認めるときは、乙に対し、LPガス供給について協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、原則として文書（別紙1）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかにLPガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

（LPガス設備の運搬、設置及び点検）

第5条 LPガス設備の運搬、設置及び点検は、乙又は乙の指定するもの（以下「乙等」という。）が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検についての協力を求めることができるものとする。

（設置の確認等）

第6条 乙は、甲が指定した場所において、LPガス設備の運搬、設置及び点検が終了したときは、速やかに文書（別紙2）により甲へ報告するものとする。

2 甲は設置場所に職員を派遣し、LPガス設備の運搬、設置及び点検結果を確認する。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定する者が確認するものとする。

（費用等の負担）

第7条 第5条の規定によるLPガス供給に要する費用の負担区分は、原則として次表のとおりとする。

甲が負担するもの	(1) LPガス設備の運搬、設置及び点検に係る燃料費 (2) LPガス費
乙が負担するもの	(1) LPガス設備費 (2) LPガス設備の設置工具、点検器具費 (3) LPガス設備の設置・撤去に係る人件費

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

（労災補償）

第8条 甲からの協力要請により乙等の従業員が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は身体障害等を被った場合は、乙等の労働者災害補償保険法の適用により補償するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申し出がない限り持続するものとする。

この協定を証するため本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２３年９月６日

甲 長 崎 市
長崎市桜町２番２２号

長崎市長 田上 富久

乙 社団法人 長崎県ＬＰガス協会長崎支部
長崎市中町１番２６号

長崎支部長 荒木 健治

22 九州新幹線西九州ルート沿線5市災害応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、九州新幹線西九州ルートの沿線に所在する武雄市、嬉野市、大村市、諫早市及び長崎市（以下「協定市」という。）において、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害その他の大規模な災害が発生した場合において、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）独自では被災者の救援、災害応急対応等が困難なときに協定市相互間において迅速な応援を遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援)

第2条 協定市間において行う応援は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活に必要な物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救助、応急対応等にかかる職員の派遣
- (4) 避難者の受け入れ及び住宅のあっせん
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

(応援の要請)

第3条 被災市は、電話その他の方法により次の事項を明らかにして要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 物資等の種類、品名、数量及び受領場所その他物資等の提供に必要な事項
- (3) 職員の職種及び人員等の派遣に必要な事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、可能な限り応援するように努めるものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を5通作成し、各協定市は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月20日

佐賀県 武雄市長 樋渡 啓祐

佐賀県 嬉野市長 谷口 太一郎

長崎県 大村市長 松本 崇

長崎県 諫早市長 宮本 昭雄

長崎県 長崎市長 田上 富久

23 災害時における相互応援に関する協定書

長崎市と福島市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市の行政区域において、大規模な災害が発生した場合に、相互に応援を行い、災害応急対策、災害復旧及び災害からの円滑な復興を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援活動に必要な車両等の提供
- （4）救助、応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- （5）被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況及び要請理由
- （2）必要とする資機材の品名並びに数量
- （3）前条第4号の応援を要請する場合は、必要とする職員の職種、人員、業務内容及び派遣期間
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市の行政区域において、大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を行うことができる。

（経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、原則として応援要請市の負担とする。

2 応援要請市が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援市は、当該費用を一時立替支援するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（情報の交換）

第6条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成25年2月6日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3箇月前に、協定市いずれの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 協定市は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、協定市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年2月6日

長崎市桜町2番22号

長崎市長 田 上 富 久

福島市五老内町3番1号

福島市長 瀬 戸 孝 則

24 長崎市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と長崎市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 長崎市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と長崎市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を長崎市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 市長は、長崎市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、別表1に示す災害の内容に応じて電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認したうえで、別紙1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた長崎市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 長崎市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については、次のとおりとする。

- （1）災害初動時に第1条第1号から第3号までに掲げる応援を行う場合
九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。
- （2）第1条第4号及び第5号に掲げる応援を行う場合
原則として長崎市の負担とするが、第1条第4号の応援を行う場合で、次のア、イ、ウ及びエの全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。
 - ア 大規模な災害と認められる場合
 - イ 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
 - ウ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）
 - エ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

（平常時の連絡）

第7条 九州地方整備局企画部防災課と長崎市防災危機管理室は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長が協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、長崎市においては防災危機管理室長とする。

(運用)

第9条 この協定書は平成25年6月27日から適用する。

平成25年6月27日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長
吉 崎 収

長崎県長崎市桜町2番22号
長 崎 市 長
田 上 富 久

24 長崎市における大規模な災害時の応援に関する協定書

別表 1

応援要請の連絡先

災 害 の 内 容	九州地方整備局の出先機関	連 絡 先
大規模な土砂災害・噴火災害	長崎河川国道事務所	長崎河川国道事務所長
大規模な港湾施設、空港施設に関わる災害	長崎港湾・空港整備事務所	長崎港湾・空港整備事務所長
その他の大規模な災害	長崎河川国道事務所	長崎河川国道事務所長

25 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と長崎市環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害の発生時におけるし尿等の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長崎市内において、台風、地震等による災害が発生した場合に、甲が乙に対し、し尿等の収集運搬の協力を要請する場合における手続その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「し尿等」とは、台風、地震等の災害に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥をいう。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲が協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対して実施可能な範囲において、協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は、協力の要請に当たっては、当該協力の内容、方法等について、文書により、乙に通知するものとする。ただし、文書による要請の時間がないときは、口頭により要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

（し尿等の収集運搬の実施）

第5条 乙は、第3条の規定により甲からの要請があったときは、乙の組合員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施するし尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

3 乙は、その協力の内容、方法等について、甲と協議を行い、甲の指示に基づいて、当該協力を行うものとする。

（情報の提供）

第6条 甲は、災害時において、円滑な協力が得られるよう、乙に対し、被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、し尿等の収集運搬に関し、その協力が可能な組合員の状況を、甲に対し、報告するものとする。

（実施の報告）

第7条 乙は、し尿等の収集運搬を実施したときは、当該実施の内容等を文書により、甲に対し、報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が第3条の要請に基づき実施したし尿等の収集運搬に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格を基準とし、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（災害補償及び損害賠償）

第9条 乙が第3条の要請に基づき実施したし尿等の収集運搬に従事した者が、負傷、疾病、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定によるものとする。

2 乙は、甲の責に帰さない事由により、要請業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（連絡窓口）

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては長崎市市民局環境部廃棄物対策課とし、乙においては長崎市環境整備事業協同組合事務局とする。

（協議事項）

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第12条 この協定は、平成25年8月23日から適用するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

26 大規模災害発生時における復興支援に関する協定書

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 2 5 年 8 月 2 3 日

甲 長崎市桜町 2 番 2 2 号
長崎市
代表者 長崎市長 田上 富久

乙 長崎市鳴見町 8 7 番地
長崎市環境整備事業協同組合
代表理事 向井 秀樹

26 大規模災害発生時における復興支援に関する協定書

(1) 大規模災害発生時における復興支援に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と長崎県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害」という。）における、甲の災害復興に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、長崎市内に大規模災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に災害復興を図るため、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

(協力要請の窓口)

第3条 甲及び乙は、あらかじめ支援活動に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

(支援協定の内容)

第4条 甲は、長崎市内で第2条に定める災害が発生した場合、乙に要請する

本協定書の支援内容は次のとおりとする。

(1) 甲の要請に基づいて行う家屋被害認定調査に関する事項

(2) 不動産登記及び境界問題等の相談所開設に関する事項

(協力要請の方法)

第5条 甲は、乙に支援の要請を行うに当たっては、必要事項を明らかにして、家屋被害認定調査等要請書（別紙様式1）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに家屋被害認定調査等受諾書（別紙様式2）（以下「受諾書」という。）により派遣者の氏名等を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により受諾できるものとし、事後、甲に対し速やかに受諾書を提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条に定める支援活動は、無償とする。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

(研修会への参加)

第7条 甲は、必要に応じて、家屋被害認定調査等に関する研修会等を開催するものとし、乙の会員は当該研修会等に参加することができる。

(秘密の保持)

第8条 乙及び乙の会員は、家屋被害認定調査の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本協定に基づく調査が終了した後においても、同様とする。

(労務補償)

第9条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従事者の所属する乙の責任において行うものとする。

(資料の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく支援活動が円滑及び的確に行えるよう、必要に応じ資料を提供するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれからも申し出を行わなかった場合は、同一の内容をもって期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合、さらに、特に必要を要する案件が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

26 大規模災害発生時における復興支援に関する協定書

平成26年3月27日

甲 長崎市長 田 上 富 久

乙 長崎県土地家屋調査士会

会 長 針 本 久 則

(2) 大規模災害発生時における復興支援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害発生時における復興支援に関する協定書（以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の窓口)

第2条 協定第3条に掲げる連絡担当部局については、長崎市（以下「甲」という。）においては災害対策本部調査班とし、長崎県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）においては土地家屋調査士会事務局とする。

2 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年度当初に、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に情報交換するものとする。

(資料の提供)

第3条 協定第10条に掲げる資料とは、地図、災害調査要領等とする。

この実施細目の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月27日

甲 長崎市長 田 上 富 久

乙 長崎県土地家屋調査士会
会 長 針 本 久 則

27 長崎市防災行政無線局管理運用規程

〔 昭和 6 1 年 月 4 日 2 8 日 〕
訓 令 第 3 号

	目 次
第 1 章	総 則 (第 1 条・第 2 条)
第 2 章	組 織 (第 3 条～第 5 条)
第 3 章	運 用 (第 6 条～第 1 1 条)
第 4 章	管 理 (第 1 2 条・第 1 3 条)
第 5 章	同報系無線局の受信設備 (第 1 4 条～第 1 8 条)
第 6 章	雑 則 (第 1 9 条～第 2 3 条)
附 則	

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、市民の安全と福祉の増進に寄与することを目的として設置する長崎市防災行政無線の管理及び運用について、電波法(昭和 2 5 年法律第 1 3 1 号。「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 法第 2 条第 5 号に規定するものをいう。
- (2) 同報系 同報通信方式により親局からの情報を戸別受信機及び拡声受信局を通じて一斉に伝達する通信系統をいう。
- (3) 移動系 単信方式により親局と陸上移動局及び陸上移動局相互間で通話を行う通信系統をいう。
- (4) 親 局 同報系及び移動系の通信の運用を総合的に管理、統制するために設置する無線局をいう。
- (5) 戸別受信機 同報系の無線受信設備で屋内に設置するものをいう。
- (6) 拡声受信局 同報系の無線送受設置で拡声装置を有し、屋外に設置するものをいう。
- (7) 陸上移動系 移動系の無線送受装置設備で可搬型、車載型及び携帯型のものをいう。
- (8) 中継局 通信の中継を行う通信設備をいう。
- (9) 遠隔制御器 親局と有線で接続された送受信設備で機能を分掌するものをいう。

第 2 章 組 織

(総括管理者)

第 3 条 すべての無線局を総括管理し、次条に規定する管理責任者を指揮監督するため、総括管理者を置く。

2 総括管理者は、危機管理監をもって充てる。

(管理責任者)

第 4 条 第 2 条第 4 号から第 9 号までに定める設備(以下「親局等」という。)を管理し、次条に規定する通信担当者及び無線従事者を指揮監督するため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、別表に定めるとおりとする。

(通信担当者等)

第 5 条 無線局(戸別受信機及び拡声受信局を除く。)に通信担当者及び無線従事者(以下「通信担当者等」という。)を置く。

2 通信担当者等は、管理責任者が指名するものとし、管理責任者は指名後速やかに通信担当者等指名届により、総括管理者に通知しなければならない。

3 第 1 項に規定する通信担当者等のうち、親局の通信担当者等は、法第 40 条第 1 項に定める資格を有する者でなければならない。

第 3 章 運 用

(運用時間)

第 6 条 無線の運用は、常時行うものとする。

(通信及び通報の種類)

第 7 条 同報系及び移動系において行う通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通通信 平常時に行う通信をいう。
- (2) 緊急通信 非常災害時の緊急時に行う通信をいう。
- (3) 一斉通信 戸別受信機又は拡声受信局又は陸上移動局に対し、同時に同一内容の通報を行う通信をいう。
- (4) 試験通信 無線設備の試験のために行う通信をいう。

(通信統制)

第 8 条 総括管理者は、非常災害等の緊急時に通信が輻輳したときは、緊急通信を最優先させるため、無線局に対

して割込通信を行い、又は通信の中止を命ずることができる。

(放送の優先順位等)

第9条 同報系の無線局の通信による放送（以下「放送」という。）は、次の各号に掲げる順序により優先順位をつけ放送するものとする。

- (1) 風水害、火災、地震等の非常事態に関する放送
- (2) 人命救助その他特に緊急重要な放送
- (3) 本市行政に係る周知連絡に関する放送

2 放送は、定時放送と一般放送とし、このうち一般放送は必要に応じ随時行うものとする。

(放送の申請)

第10条 前条第1項第3号の放送を申請しようとする課等の長は、放送希望日の2日前の正午までに、広報無線放送申請書を総括責任者に提出しなければならない。ただし、長崎市役所支所設置条例（昭和24年長崎市条例第55号）第2条の表に定める各行政センターの所管区域内に限る放送を申請しようとするときは、それぞれの行政センター所長に対し広報無線放送申請書を提出しなければならない。

2 管理責任者は、前項による申請があった場合は、申請内容にそって放送するものとする。ただし、申請中の放送内容が放送必要がないと認められる時は、その旨を申請者に通知するものとする。

(避難通報等の処理)

第11条 通信担当者は、避難通報及び警戒通報を受信したときは、速やかに長崎県知事に通報するとともに、長崎市地域防災計画に定める手続きにより速やかに処理しなければならない。

第4章 管 理

(運用状況報告)

第12条 管理責任者は、その管理に属する親局等を常に点検するとともに、その点検結果及び運用状況を把握し、毎月の運用状況等を無線局運用状況報告書により、翌月10日までに総括管理者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、親局等の故障等の管理上の支障が生じたときは、前項にかかわらず、速やかにその旨を総括管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

(回線の調査等)

第13条 通信担当者等は、管理責任者の指示により通信を行うとともに、適宜感度等について回線の調査を行い、無線業務日誌に記入し、管理責任者に報告しなければならない。

2 前項の回線の調査を行うための試験電波の発射は、通信が閑散なときに行わなければならない。

第5章 同報系無線局の受信設備

(戸別受信機)

第14条 戸別受信機は、貸与を希望する自治会長又は自主防災組織の代表者等に貸与することができるものとする。

2 戸別受信機は無償で貸与する。

3 第1項により貸与を希望する者は、防災行政無線戸別受信機貸与申請書を提出し、市長の承認を得なければならない。

(拡声装置)

第15条 拡声受信局の設備の一部である拡声装置は、本市が無線放送等の用に供するほか、設置された町の自治会長又は自主防災組織の役員並びに消防団員が、地域住民の安全及び福祉のために使用することができるものとする。

(受信設備の保全)

第16条 戸別受信機又は拡声装置（以下この条及び次の条において「受信設備」という。）を使用する者は、受信設備に異常を発見したときは、直ちに市長にその状況を届出なければならない。

(損害の賠償)

第17条 市長は、受信設備の亡失、き損又は故障が使用者の過失に起因する場合は、その実費を当該使用者に負担させるものとする。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときはこの限りでない。

(貸与の取消等)

第18条 戸別受信機の使用が次の各号の一に該当するときは、市長は貸与を取り消し、又は戸別受信機を返還させることができる。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 送信又は受信を妨害したとき。
- (3) 設備を故意にき損したとき。

第6章 雑 則

(保守点検)

第19条 無線設備の正常な通信機能を維持するため、次のとおり保守点検を行うものとする。

- (1) 日点検 使用の都度実施する。
- (2) 月点検 月1回実施する。
- (3) 半年点検 半年に1回実施する。

27 長崎市防災行政無線局管理運用規程

(通信訓練)

第20条 総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行う。

- (1) 総合防災訓練時の総合通信訓練 毎年1回以上
- (2) 定期通信訓練 3月に1回以上

2 前項の訓練の内容としては、住民への警報通報等の伝達訓練並びに移動系無線局による情報収集並びに伝達訓練等を主なものとする。

(研修)

第21条 総括管理者は、毎年1回以上、通信担当者等に対し法及び関係法令、無線機の取扱要領等について研修を行うものとする。

(様式)

第22条 この規程により使用する書類の様式は、総括責任者が別に定める。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和61年5月1日から施行する。

(長崎市防災行政無線局管理運用規程の廃止)

2 長崎市防災行政無線局管理運用規程(伺定めによる現行の規定)は廃止する。

(香焼町、伊王島、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置)

3 平成17年1月3日までに旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町及び旧三和町の長から貸与された戸別受信機については、当分の間、第14第3項の規定による市長の承認を得て貸与されたものとみなす。

(平16訓令12・追加)

(琴海町の編入に伴う経過措置)

4 平成18年1月3日までに旧琴海町の長から貸与された戸別受信機については、当分の間、第14条第3項の規定による市長の承認を得て貸与されたものとみなす。

(平17訓令10・追加)

附 則(平成元年5月8日訓令第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年7月30日訓令第5号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成3年8月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日訓令第8号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日訓令第4号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日訓令第17号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月6日訓令第12号)

この規程は、平成17年1月4日から施行する。

附 則(平成17年12月13日訓令第10号)

この規程は、平成18年1月4日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第8号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年7月29日訓令第11号)

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

別表(第4条関係)

(平16訓令12・追加、平20訓令8・一部改正)

1 親局、中継局及び遠隔制御器

区分	管理責任者
各行政センターの所管区域以外の区域に設置するもの	防災危機管理室長
各行政センターの所管区域内に設置するもの	各行政センター所長

2 拡声受信局及び戸別受信機

区分	管理責任者
各支所及び各行政センターの所管区域以外の区域に設置するもの	防災危機管理室長
各支所の所管区域内に設置するもの	各支所長
各行政センターの所管区域内に設置するもの	各行政センター所長

3 陸上移動局

設置する課の課長、支所長、行政センター所長及び防災危機管理室長

28 長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年月6日29日
 条 例 第 2 1 号

目	次
第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	災害弔慰金の支給（第3条～第8条）
第3章	災害障害見舞金の支給（第9条～第11条）
第4章	災害援護資金の貸付け（第12条～第15条）
第5章	雑則（第16条）
附 則	

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 本市は、市民が、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて、死亡者の死亡当時にその者と同居し、又は生計を同じくする兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対して災害弔慰金の支給をするものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいわせられた者の死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次の各号に該当する場合は支給しない。

- (1) 当該死亡した者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行う

28 長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

ものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 本市は、市民が、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定した場合を含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 本市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。
(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウに該当する場合において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情があると認める場合には、「270万円」とあるのは、「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、そのうち据置期間は、3年（規則で定める場合は、5年）とする。
(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、延滞の場合を除き無利子とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

第5章 雑 則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

災害弔慰金等一覧

災害弔慰金	対象災害	自然災害 - 住家が5世帯以上滅失した災害 - 本市を含み県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 - 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害	
	支給額	① 生 計 維 持 者 ② そ の 他 の 者	500万円 250万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	
災害障害見舞金	対象災害	自然災害 - 住家が5世帯以上滅失した災害 - 本市を含み県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 - 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害	
	支給額	① 生 計 維 持 者 ② そ の 他 の 者	250万円 125万円
	障害の程度	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

$$(\text{全壞} \cdot \text{全燒} \cdot \text{流失}) + (\text{半壞} \cdot \text{半燒}) \times \frac{1}{2} + (\text{床上浸水等}) \times \frac{1}{3}$$

29 長崎市小災害見舞金等支給要綱

- (趣旨)
- 第1条 この要綱は、本市の区域内において発生した災害のり災者に対する見舞金及び弔慰金（以下「見舞金等」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。
- (災害)
- 第2条 この要綱において、災害とは、本市の区域内で起こった火災、風水害その他予測できない天災地変等による災害で、その程度が災害救助法（昭和22年法律第118号）に定めるものに至らない災害をいう。
- (り災者)
- 第3条 この要綱において、り災者とは、本市の区域内において発生した災害により、次の各号のいずれかの被害を受けた者をいう。
- (1) 常時居住に使用している住家（以下「住家」という。）の全焼、全壊又は全流出
 - (2) 住家の半焼、半壊
 - (3) 重傷又は死亡（いずれも本市の区域内に住所を有する者の被害に限る。）
- (被害状態の認定)
- 第4条 前条の被害の程度及び対象資格の認定は、市長が実情に即してこれを行うものとする。
- (見舞金等の支給対象)
- 第5条 見舞金は、り災者の世帯の世帯主又はこれに準ずる者に、弔慰金は、り災者の遺族に、別表に掲げる額を支給するものとする。ただし、弔慰金については、長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年長崎市条例第21号。以下「条例」という。）に基づき、災害弔慰金の支給を受ける遺族には、支給しない。
- 2 前項に規定する遺族の範囲及び順位については、条例第4条の規定を準用する。
- (支給の制限)
- 第6条 市長は、り災の原因が、り災者の故意又は重大な過失によるものであると認める場合は、見舞金等を支給しない。

別表（第5条関係）

見舞金等の種類	被害区分	見舞金等の額	
		1人	1人増すごとに
見舞金	住家全壊（全焼・全流出）	円 30,000	円 5,000
	住家半壊（半焼）	20,000	5,000
	重傷	1人につき 5,000円	
弔慰金	死亡	生計維持者	140,000円
		その他の者	70,000円

- 備考
- 1 住家全壊（全焼・全流出）とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没若しくは焼失したもの、又は、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の損害割合が、その住家全体の50%以上に達した程度のものをいう。
- 2 住家半壊（半焼）とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の損害割合が、その住家全体の20%以上50%未満のものをいう。
- 3 重傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要すると見込まれるものをいう。
- 4 弔慰金と見舞金を併せて支給する場合、見舞金については、死亡者を除く世帯員数に応じて支給するものとする。
- 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

30 雨量計設置場所

設 置 場 所	雨 量 計 の 種 別	所 在 地	管理者(所属)	電 話 番 号
指 令 課	気象情報収集装置	〃 興善町3番1号	指 令 課 長	8 2 2 - 0 4 6 1
浦上浄水場	自 記	〃 昭和3丁目196番地	上 下 水 道 局 長	8 4 4 - 1 7 8 5
道の尾 〃	〃	西彼杵郡長与町高田郷38番地	〃	8 5 6 - 0 0 4 4
手 熊 〃	〃	長崎市手熊町277番地	〃	8 4 1 - 0 1 9 3
本 河 内 〃	〃	〃 本河内3丁目4番36号	〃	8 2 3 - 2 8 1 7
小ヶ倉 〃	〃	〃 上戸町4丁目8番1号	〃	8 7 9 - 2 8 0 1
三 重 〃	〃	〃 三京町1545番地2	〃	8 5 0 - 1 8 5 0
東 長 崎 〃	〃	〃 田中町608番地7	〃	8 3 8 - 3 2 7 9
為石浄水場	気象観測盤	〃 為石町3035番地1	上 下 水 道 局 長	8 9 2 - 0 0 3 4
金堀管理棟	気象観測盤	〃 高島町2632番地	〃	8 9 6 - 3 1 1 0
三 和 地 域 セ ン タ ー	気象観測盤	〃 布卷町111番地1	三和地域センター所長	8 2 9 - 1 1 1 1

31 避難所勤務要員の心得

（避難所の開設）

- 1 避難所勤務要員（以下「要員」という。）は、長崎市災害対策本部又は長崎市災害警戒本部（以下「本部」という。）から避難所開設の指示があったとき又は当該施設の管理責任者等から開設要望があったときは、直ちに避難所を開設すること。

（避難者への指示）

- 2 要員は、避難者に対し、次の事項を指示しておくこと。
なお、避難所になった施設において別段の遵守事項があれば、その事項もあわせて指示しておくこと。
 - (1) 火気の取扱いには特に注意し、喫煙は所定の場所ですること。
 - (2) 便所、水飲み場等は所定の場所に限るとともに汚さないようにすること。
 - (3) 指定された場所以外には立ち入らないこと。
 - (4) 施設の器具等を勝手に使用しないこと。
 - (5) 避難者が外出するときは、必ず要員に連絡すること。

（異常事態に対する措置）

- 3 避難所及び避難者に異常が生じたとき、又は異常が生じる恐れがあるときは、迅速に適切な措置を行い、必要に応じ、本部及び現場の消防職員、消防団員、警察官等に連絡をとるなど万全の体制をとること。

（報告書の記録）

- 4 避難者については、避難所状況報告書及び避難者名簿に必要事項を記録すること。

（本部への報告）

- 5 避難者の人数及び現場の概要等については、開設後避難の状況をみながら速やかに本部に電子メール（端末を保有していない等で電子メールでの報告ができない場合は電話）で報告し、その後は状況の変化に伴い、1時間おきに報告すること。

（避難所の閉鎖）

- 6 避難所を閉鎖しようとする場合は、必ず本部の指示を受けること。
なお、閉鎖する際は、当該施設の清掃、整頓を行い、元の状態に戻し、火気の後始末には特に注意すること。

（報告書の提出）

- 7 避難所状況報告書及び避難者名簿は、遅滞なく人事課に提出すること。

（貸与物品）

- 8 (1) 要員に貸与される物品（懐中電灯、雨ガッパ、笛、腕章、ヘルメット、ナップサック）は各自責任を持って保管し、破損等が生じた場合は、人事課に申し出て交換すること。
(2) 要員でなくなったときは、直ちに貸与物品を人事課に返却すること。

避難所状況報告書

(年 月 日)

避難所名			避難所	開設	月	日	管理者へ の報告日	開設	月	日
			開閉日時	閉鎖	月	日	時	閉鎖	月	日
施設(避難所)の 状況	電 気 水 道 ガ ス ト イ レ 電 話	☐ 使用可	☐ 使用不可	☐ 不明	毛布の使用 枚数及び 保管場所	枚数	枚			
		☐ 使用可	☐ 使用不可	☐ 不明						
要員名及び 従事時間	所 属	従事時間								
	氏 名	日 時 分 ~ 日 時 分								
	所 属	従事時間								
	氏 名	日 時 分 ~ 日 時 分								
	所 属	従事時間								
	氏 名	日 時 分 ~ 日 時 分								
	所 属	従事時間								
	氏 名	日 時 分 ~ 日 時 分								

時 刻	世 帯 数	避難者数			現 在 の 概 況 等
		男	女	計	
時 分	世帯	人	人	人	
:					
:					
:					
:					
:					
:					
:					
:					
:					
:					

※ 個人名については、別紙の避難者名簿に記載すること。

(裏面)

【問い合わせ先】

◆避難所の施設に関すること

⇒防災危機管理室 TEL095-822-0480

◆避難者から体調不良等の相談に関すること(要援護者の支援)

⇒支援班(福祉総務課)095-829-1161

◆災害に関する市民相談

⇒厚生相談班(自治振興課)TEL095-829-1134

◆被災者の住宅相談に関すること

⇒住宅班(建築総務課)TEL095-829-1185

◆その他⇒遺体収容班(生活福祉1・2課)TEL095-829-1144

(避難所名：)

避難者名簿

番号	避難者氏名 (ひらがな表記)	性別 (該当に○)	生年月日	電話番号	情報公開 の可否 (該当に○)	入所日時	退所日時	退所事由 (該当に○)	移 送 先 (電話番号も記載)	備 考 避難者について特筆すべきこと があれば記載をお願いします。
		男 性 女 性 不 明	M T S H ・		可 否	月 日 時 分	月 日 時 分	一時帰宅 帰宅・移送		☐ 要介護者 ☐ 乳幼児 ☐ 妊婦 ☐ その他()
		男 性 女 性 不 明	M T S H ・		可 否	月 日 時 分	月 日 時 分	一時帰宅 帰宅・移送		☐ 要介護者 ☐ 乳幼児 ☐ 妊婦 ☐ その他()
		男 性 女 性 不 明	M T S H ・		可 否	月 日 時 分	月 日 時 分	一時帰宅 帰宅・移送		☐ 要介護者 ☐ 乳幼児 ☐ 妊婦 ☐ その他()
		男 性 女 性 不 明	M T S H ・		可 否	月 日 時 分	月 日 時 分	一時帰宅 帰宅・移送		☐ 要介護者 ☐ 乳幼児 ☐ 妊婦 ☐ その他()
		男 性 女 性 不 明	M T S H ・		可 否	月 日 時 分	月 日 時 分	一時帰宅 帰宅・移送		☐ 要介護者 ☐ 乳幼児 ☐ 妊婦 ☐ その他()
		男 性 女 性 不 明	M T S H ・		可 否	月 日 時 分	月 日 時 分	一時帰宅 帰宅・移送		☐ 要介護者 ☐ 乳幼児 ☐ 妊婦 ☐ その他()
		男 性 女 性 不 明	M T S H ・		可 否	月 日 時 分	月 日 時 分	一時帰宅 帰宅・移送		☐ 要介護者 ☐ 乳幼児 ☐ 妊婦 ☐ その他()
		男 性 女 性 不 明	M T S H ・		可 否	月 日 時 分	月 日 時 分	一時帰宅 帰宅・移送		☐ 要介護者 ☐ 乳幼児 ☐ 妊婦 ☐ その他()
		男 性 女 性 不 明	M T S H ・		可 否	月 日 時 分	月 日 時 分	一時帰宅 帰宅・移送		☐ 要介護者 ☐ 乳幼児 ☐ 妊婦 ☐ その他()
		男 性 女 性 不 明	M T S H ・		可 否	月 日 時 分	月 日 時 分	一時帰宅 帰宅・移送		☐ 要介護者 ☐ 乳幼児 ☐ 妊婦 ☐ その他()
		男 性 女 性 不 明	M T S H ・		可 否	月 日 時 分	月 日 時 分	一時帰宅 帰宅・移送		☐ 要介護者 ☐ 乳幼児 ☐ 妊婦 ☐ その他()

32 気象解説資料

1 風の強さと吹き方

平均風速 (m/s)	風の強さ (予報用語)	およその 時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間風速 (m/s)
10以上 15未満	やや強い風	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋（とい）が揺れ始める。	20
15以上 20未満	強い風	～70km		高速道路 の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。
20以上 25未満	非常に強い風	～90km	高速道路 の自動車		何かにつかまっていなくて立っていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常ので速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム（被覆材）が広範囲に破れる。
25以上 30未満		～110km						
30以上 35未満	猛烈な風	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	50
35以上 40未満		～140km					外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	60
40以上		140km～					住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。	

※予報用語とは、警報・注意報・気象情報等に使用する用語のことです。

(注 1) 平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は 3 倍以上になることがあります。

(注 2) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や廻りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

2 雨の強さと降り方

1時間 雨量 (mm)	予報用語※	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10 以上～ 20 未満	やや強い雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声が良く聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。	
20 以上～ 30 未満	強い雨	どしゃ降り。				ワイパーを速くしても見づらい。
30 以上～ 50 未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	傘をさしていてもぬれる。	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。	道路が川のようになる。	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)。
50 以上～ 80 未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)。	傘は全く役に立たなくなる。		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	車の運転は危険。
80 以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。				

※予報用語とは、警報・注意報・気象情報等に使用する用語のことです。

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

3 台風

(1) 台風の大きさと強さ

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように風速（10分間平均）をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。「大きさ」は「強風域（風速15m/s以上の強い風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性のある範囲）の半径で、「強さ」は「最大風速」で区分しています。

大きさ

階級	風速15m/s以上の半径
(表現しない)	500km未満
大型(大きい)	500km以上～800km未満
超大型(非常に大きい)	800km以上

強さ

強さ	最大風速
(表現しない)	およそ17m/s以上～33m/s未満
強い	33m/s以上～44m/s未満
非常に強い	44m/s以上～54m/s未満
猛烈な	54m/s以上

(2) 台風進路予報

実況や予報の内容

内容	発表時間	予報時間	発表要素
実況	0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時の約50分後 [注釈3]	無し	中心位置、進行方向・速度、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風域、強風域
	毎正時の約50分後[注釈1, 3]		
1時間後推定[注釈1]	毎正時の約50分後[注釈1]	無し	
1日(24時間)予報	0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時の約50分後 [注釈3]	12時間先[注釈2]、24時間先	予報円の中心・半径、進行方向・速度、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域
		24時間先まで3時間毎[注釈1]	
5日(120時間)予報	3時、9時、15時、21時の約50分後[注釈3]	5日先まで24時間毎	

注釈1 台風が日本に接近し、影響のおそれがある場合に発表

注釈2 台風の動きが遅い場合は省略

注釈3 発達する熱帯低気圧や台風が複数存在するときは約70～90分後になることがある

暴風域に入る確率の内容

内容	発表時間	発表要素
分布表示/地域ごとの時間変化	3時、9時、15時、21時の約60分後[注釈1]	5日(120時間)先までの3時間ごと及び24・48・72・96・120時間先までの確率

注釈1 発達する熱帯低気圧や台風が複数存在するときは約70～110分後になることがある

(3) 台風情報で用いる用語の解説

予報円	台風の中心が到達すると予想される範囲(台風の中心が予報円に入る確率はおよそ70%)
暴風域	台風の周辺で、平均風速が25m/s以上の風が吹いているか、地形の影響などがない場合に、吹く可能性のある領域
強風域	台風の周辺で、平均風速が15m/s以上の風が吹いているか、地形の影響などがない場合に、吹く可能性のある領域
暴風警戒域	台風の中心が予報円内に進んだ時に、暴風域に入るおそれのある領域

33 龍馬の絆で結ぶ災害時相互応援に関する協定

「龍馬の絆で結ぶ都市間交流宣言」の宣言市区（以下「宣言市区」という。）は、宣言市区のいずれかにおいて災害が発生し、被害を受けた市区（以下「被災市区」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被害を受けていない市区（以下「応援市区」という。）が、龍馬の「絆」に基づき、被災市区に対して速やかに応援隊（以下「龍馬救援隊」という。）の派遣等を行うため、次のとおり協定を締結する。

（龍馬救援隊が行う応援の種類）

第1条 龍馬救援隊が行う応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等の職員の派遣
- (4) その他被災市区が特に要請した措置

（龍馬救援隊の派遣要請）

第2条 龍馬救援隊の派遣要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の名称及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- (4) 龍馬救援隊の派遣期間
- (5) その他龍馬救援隊の派遣に当たって必要な事項

2 被災市区は、前項の規定に基づく派遣要請を口頭で行った場合は、後日、速やかにその旨を応援市区に文書にて提出するものとする。

（龍馬救援隊の派遣実施）

第3条 龍馬救援隊の派遣要請を受けた応援市区は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ派遣に努めるものとする。

2 応援市区は、通信の途絶等により、被災市区との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により、龍馬救援隊の派遣等を行うことができるものとする。この場合、応援市区は応援内容等を被災市区に速やかに連絡するとともに、自律的な活動に努めるものとする。

（龍馬救援隊の派遣に係る経費の負担）

第4条 龍馬救援隊の派遣に要した経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 龍馬救援隊の派遣に要した経費については、原則として被災市区の負担とする。
- (2) 前条第2項に定める派遣に要した経費の負担は、応援市区と被災市区が協議して定める。
- (3) 前2号の規定によりがたいときは、その都度関係する宣言市区間で協議するものとする。

（平常時の協力）

第5条 宣言市区は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災関連計画に係る情報交換や調査研究に関する業務
- (2) 情報伝達訓練など防災訓練に関する業務
- (3) その他龍馬救援隊の円滑な運用に関する業務

（連絡担当部局）

第6条 宣言市区は、龍馬救援隊の速やかな派遣を行うため、それぞれこの協定に関する連絡担当部局を置くものとする。

2 連絡担当部局は、平常時における本協定の円滑な運用に関する事務を行うとともに、災害発生時には速やかに情報交換を行い、龍馬救援隊の派遣準備を整えるものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、宣言市区が別に締結する災害時相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、宣言市区が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 8 通を作成し、各市区記名押印のうえ、各市区その 1 通を所持する。

平成 26 年 11 月 15 日

鹿児島市長

森 博幸

霧島市長

前田 終止

長崎市長

田上 富久

下関市長

中尾 友昭

福山市長

羽田 皓

京都市長

門川 大作

品川区長

濱野 健

高知市長

岡崎 誠也

34 災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社 長崎支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するもの

とする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(情報の管理)

第14条 乙は、甲から提示された情報については、他の者へ提示してはならない。

(協議事項)

第15条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成27年1月19日

甲 長崎市桜町2-22
長崎市
長崎市長 田上 富久 印

乙 長崎市出島町11番13号 NTT出島ビル別館
西日本電信電話株式会社 長崎支店
支店長 小林 茂樹 印

35 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、長崎市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、長崎市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年7月19日

甲) 長崎県長崎市桜町2-22
長崎市
長崎市長 田上 富久

乙) 福岡県福岡市博多区祇園町1-1
株式会社ゼンリン
九州第一エリア統括部
部長 和田 滋

36 災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎市において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な生活必需品や資機材等の荷捌き及び輸送業務が迅速かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請する。
2 前項の規定による要請は、業務依頼書（第1号様式）により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに協力を行うものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、業務報告書（第2号様式）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（1）甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と緊急支援物資の荷捌き業務等を総括する指導者の派遣

（2）甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要な機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣

（3）甲が指定する物資の集積拠点と各避難所間の物資の輸送

（4）物資集積拠点としての営業所等の活用

（5）その他、甲が必要と認める事項

（車両の運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として、通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時における緊急支援物資の荷捌き及び輸送にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（体制の整備）

第9条 甲及び乙は、災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

平成29年 7月28日

甲 長崎市桜町2番22号
長崎市
長崎市長 田上 富久

乙 ○○○○
○○○○
○○○○

※同文で協定を締結した業者

- 1 長崎市岩川町6番5号
日本通運株式会社 長崎支店
支店長 後藤 文雄
- 2 大村市今津町315番地
ヤマト運輸株式会社 長崎主管支店
主管支店長 藤岡 勝也
- 3 福岡市東区箱崎ふ頭4丁目12番5号
佐川急便株式会社 九州支店
支店長 森 裕一郎

37 災害時における物資供給に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（損害の負担等）

第10条 この協定にもとづく運搬業務により生じた損害の賠償、及びその業務に従事した者が、その業務に従事したことにより死亡、負傷した場合の補償については、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

（情報交換）

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年8月14日

甲 長崎市桜町2番22号
長崎市
長崎市長 田上 富久

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
 NPO法人 コメリ災害対策センター
 理事長 榑 雄 一 郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

38 災害時における無人航空機による協力に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と株式会社NBCソシア（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、早期に災害現場の状況を把握し被害の軽減を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、無人航空機による被災状況等の情報収集に関し、甲が乙に協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、協力活動の内容、期間等を明らかにし、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請を行うものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 協力の内容は、無人航空機を利用して、被災状況等の情報収集を行うこと（以下「協力活動」という。）とする。

（活動の実施）

第4条 乙は、第2条第1項に規定する協力要請を受けたときは、直ちに、協力活動に必要な無人航空機及び人員を出場させ、甲が指定する現場指揮者の指示に従い活動を実施するものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、協力活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 協力活動に要した費用については、当該災害等の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（保険加入等）

第7条 乙は、協力活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとする。

2 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。

（事故発生時の責任負担）

第8条 この協定に基づく協力活動における一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

（平常時の準備）

第8条 乙が協力活動を円滑に行うための平常時に行う準備の内容は、次のとおりとする。

（1）災害応援に関する調査票（別記様式第2号）を毎年度初めおよび変更がある場合に甲へ提出すること。

（2）乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。

（3）災害時等に使用する無人航空機の準備および習熟に努めること。

（個人情報の保護）

第9条 甲及び乙の構成員は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、協力活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。甲及び乙の構成員でなくなった後も、また同様とする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

（協議）

第11条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和3年8月10日

甲 長崎市桜町2番22号
長崎市
長崎市長 田上 富久

乙 長崎県長崎市1番35号
株式会社NBCソシア
代表取締役社長 藤井 潤

39 九州市長会における災害時相互支援プラン【令和2年5月19日改正】

1 プランの目的

このプランは、平成28年熊本地震への対応を教訓に、災害時における相互支援の体制をさらに効果的なものとし、九州圏内の各市が連携を図り、九州市長会として一体となって被災地支援に取り組むための必要な事項について定めることを目的とする。

2 プランの適用

このプランは、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県(以下「九州内」という。)で以下の災害が発生した場合に適用する。

- ① 震度6弱以上の地震が発生したとき
- ② 震度6弱以上の地震に相当する災害が発生した場合で、九州市長会会長(以下「会長」という。)が九州市長会としての支援が必要と認めるとき

九州市長会防災部会会長(以下「部会長」という。)は、このプランが適用された場合、速やかに九州市長会防災部会本部(以下「防災部会本部」という。)を設置し、各市の市長にプランの適用を通知するとともに、被災地の状況を把握する。

3 防災部会本部

- ① 防災部会本部の本部長(以下「本部長」という。)は、部会長が務める。
- ② 防災部会本部は、原則として九州市長会防災部会事務局(以下「事務局」という。)に置き、事務局及び本部長市の職員により構成する。
- ③ 防災部会本部の役割は、下記のとおりとする。
 - ア 被災地情報の集約及び会長との連絡調整
 - イ 被災県、国の災害対策本部、関係省庁、九州地方知事会、全国市長会及び指定都市市長会等との連絡調整
 - ウ 九州内の各市との連絡調整
 - エ 支援先市町村の選定や即応支援班及び災害廃棄物処理支援班(以下「即応支援班等」という。)の派遣に関する調整
 - オ 報道機関等への情報提供

4 リエゾン(情報連絡員)隊の派遣

このプランが適用された場合、速やかにリエゾン隊を被災県庁等へ派遣する。
リエゾン隊の役割については、被災地の情報収集及び関係機関との連絡調整とする。

5 支援の決定

九州市長会による即応支援班を派遣する市(以下「即応支援班派遣市」という。)及び派遣先市町村については、被災県庁等に派遣したリエゾン隊等からの報告をもとに、本部長が即応支援班派遣市の市長と調整を行い、決定する。

6 即応支援班の派遣

- ① 本部長は、九州市長会構成市全市に即応支援班派遣の決定内容を報告するとともに、即応支援班派遣市に対して即応支援班等の派遣を要請する。
- ② 即応支援班支援内容は、下記のとおりとする。
 - ア 即応支援班の支援内容は、物資搬送を中心とした避難所支援、被災地の情報収集とする。
 - イ 災害廃棄物処理支援班の支援内容は、仮置場の設置・運営などの災害廃棄物処理に関するマネジメント支援等とする。
- ③ 派遣する即応支援班等の半数については、災害規模に応じて本部長が決定する。
- ④ 即応支援班等は、被災地の状況等について防災部会本部に報告するものとする。

7 広域支援への移行

九州地方知事会や指定都市市長会等による広域支援の本格化に伴い、本部長は九州地方知事会会長や指定都市市長会会長等と調整し、各市においては九州地方知事会や指定都市市長会等の支援の枠組みの中で、円滑な支援の実施に努めるものとする。

8 防災部会本部の解散

被災地の復旧状況や他の広域的な支援の状況に応じ、会長は本部長と協議の上、当該本部の解散を決定し、本部長は各市の市長に通知する。なお、当該決定後に各市が独自の支援を継続することを妨げない。

9 事務局が被災した場合の対応

部会長は、事務局が被災し、事務局に防災部会本部の設置ができない場合は、会長に報告するものとする。会長は、部会長と協議の上、防災部会構成市の中から事務局に代わって防災部会本部を設置する市を決定するものとする。なお、その際の本部長は防災部会本部設置市の市長が務めるものとする。

10 他の災害支援の枠組みとの関係

- ① このプランに基づく支援に当たっては、国の広域支援や九州地方知事会及び指定都市市長会等の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。
- ② このプランは、各市の定める個別の災害時の応援協定等による各市の支援の実施を妨げない。

11 経費負担

各市が被災市町村に対して実施した支援の経費の負担は、法令の定めによるほか、派遣される職員の人件費を除き、原則として被災市町村の負担とし、支援市と支援先市町村との協議により定めるものとする。ただし、4の規定によるリエゾン隊の旅費は、九州市長会の負担とする。

12 公務災害補償

- ① このプランに基づき各市から派遣された職員が、公務上負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、派遣した市が行う。通勤にかかる災害についても同様とする。
- ② このプランに基づき各市から派遣された職員が、公務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が公務中に生じたものについては、派遣した市が賠償する。

13 平時からの連携強化

- ① 各市は、あらかじめこのプランの実施に関する連絡担当部局を定め、事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- ② 事務局は、前項による報告を受けた場合は、その状況を取りまとめ、速やかに各市に通知するものとする。
- ③ 事務局は、九州市長会構成市の備蓄リストを集約するものとする。
- ④ 事務局は、このプランによる支援の実効性を高めるため、平時から九州地方知事会、指定都市市長会等と情報交換や必要な調整を行うなど、連携関係の構築に努めるものとする。

14 研修、訓練等の実施及び受援計画策定の推進

九州市長会は、発災時におけるこのプランによる円滑な支援を確保するため、必要に応じて研修や情報伝達訓練等を実施するとともに、各市における受援計画の策定など発災時における支援の円滑な受入れに資する取組の促進に努めるものとする。

15 委任

このプランの実施に関し必要な事項でプランに定めのない事項については、部会長が別に定める。

40 災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県建造物解体工業会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物等の解体撤去等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長崎市において災害が発生した場合に、甲が乙に対し、被災建築物等の解体撤去等の協力を要請する場合における手続きその他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

2 この協定において、「被災建築物等」とは、災害応急活動、消火活動、救助活動、その他危険要因を除去する活動に際し、支障となる建築物その他の工作物をいう。

3 この協定において「廃棄物等」とは、被災建築物等の除去、解体及び撤去に伴って発生する木くず、金属くず、がれき類等の不要物及びこれらの混合物であって、処理を要するものをいう。

（協力業務）

第3条 甲は、次の各号に掲げる業務（以下「解体撤去等」という。）について、乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 被災建築物等の除去、解体及び撤去に関する業務
- (2) 廃棄物等の収集・運搬、処分に関する業務
- (3) その他前各号の業務に伴う必要な業務

（協力要請の手続き）

第4条 甲は、協力の要請に当たっては、次に掲げる事項について、文書により乙に通知するものとする。ただし、文書による要請の時間がないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 事案の発生場所及び状況
- (2) 要請する業務内容
- (3) 集合場所及び連絡責任者、連絡先
- (4) その他必要な事項

（解体撤去等の実施）

第5条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲から要請があったときは、直ちに指定された集合場所に解体撤去等を実施する乙の会員（以下「業務従事者」という。）を派遣するものとし、業務従事者のうちから選出された責任者（以下「業務責任者」という。）は、甲の現場責任者の指示を受け、業務従事者は、業務責任者を通じて事案の発生場所において解体撤去等の業務に従事するものとする。

3 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう建物所有者に解体撤去の同意等必要な措置を講ずるものとする。

4 甲は、解体撤去等で発生する廃棄物等の移動及び処理にあたっては、業務責任者に対し必要な指示を行うものとする。

5 乙、業務責任者及び業務従事者は、解体撤去等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (2) 廃棄物等の分別の徹底等に努め、可能な限り再利用、再資源化すること。

（情報の提供）

第6条 甲は、乙、業務責任者又は業務従事者による解体撤去等が円滑に行われるように、事案の発生場所の状況その他必要な情報を乙に提供するものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に速やかに報告するものとする。

- (1) 解体撤去等の実施内容
- (2) 派遣した人員、車両、資機材等
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第8条 乙が第4条の規定による要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担するものとし、その額については、甲と乙が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第9条 第4条の規定による要請に基づき解体撤去等に従事した者が、当該解体撤去等に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定によるものとする。

（担当者等）

第10条 この協定に係る事務等の担当は、甲においては長崎市環境部廃棄物対策課とし、乙においては一般社団法人長崎県建造物解体工業会事務局とする。

（会員の状況等の報告）

第11条 乙は、乙の会員の状況等を毎年5月31日までに甲に報告するものとする。ただし、甲は、必要と認める場合は、乙に随時報告を求めることができるものとする。

（平常時における協力）

第12条 乙は、次の各号に掲げる甲が実施する平時の防災活動に関し、協力することに努めるものとする。

- (1) 解体物件で防災訓練等に活用できると認めるものについて、その情報を提供すること。
- (2) 甲から防災訓練等への参加又は支援について要請があった場合、可能な限り協力すること。
- (3) 甲から防災担当職員等の研修等に関し、指導者の派遣や資料の提供等の要請があった場合、可能な限り協力すること。
- (4) その他この協定の実施に関して必要な事項について、乙が対応できる範囲で協力すること。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和元年11月27日

甲 長崎市桜町2番22号

長崎市長 田上 富久

乙 長崎市出島町5番19号3B

一般社団法人長崎県建造物解体工業会

会長理事 池田 正喜

41 災害時における葬祭用資器材の提供及び遺体の安置・搬送に関する協定

長崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者が発生した場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行なった者の職名及び氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間
- (5) その他要請に必要な事項

（報告）

第4条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項について災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の所属及び氏名
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) その他甲が乙に要請した事項のうち、実施した業務内容

（経費の負担）

第5条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額を限度として、甲、乙協議して決定するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては長崎市中心総合事務所生活福祉1課長の職にあたる者を、乙にあつては乙の会員である株式会社メモリード総務部長の職にあたる者を当該責任者とする。災害時には、速やかに相互に連絡をとるものとする。

41 災害時における葬祭用資器材の提供及び遺体の安置・搬送に関する協定

(災害時の情報提供)

第10条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。ただし、甲の許可を得た場合については、この限りではない。

(通知)

第12条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年2月5日

甲 長崎市桜町2番22号
長崎市
長崎市長 田上 富久

乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号
COMS虎ノ門6階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 山下 裕史

42 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害の発生時における応急的な歯科医療救護活動を迅速に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長崎市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 派遣の要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書又は口頭により行うものとする。この場合において、口頭による要請を行ったときは、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

- （1） 災害発生の日時及び場所
- （2） 災害の原因及び状況
- （3） 派遣を要する場所
- （4） 派遣の期間
- （5） その他必要な事項

3 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、派遣するものとする。

4 歯科医療救護班は歯科医師、歯科衛生士及びその他の補助要員等により構成されるものとする。

5 乙は、第2項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

（歯科医療救護班員の身分）

第3条 前条の規定による要請に基づき歯科医療救護活動に従事する歯科医療救護班員は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定に基づく長崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第6号）第1条に規定する応急措置従事者とする。

（歯科医療救護計画）

第4条 乙は、歯科医療救護活動等の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、甲に提出する。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定める。

- （1） 歯科医療救護班の編成
- （2） 指揮連絡系統
- （3） その他必要な事項

3 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出する。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1） 歯科負傷者に対する応急処置の実施
- （2） 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （3） 被災住民に対する歯科医療及び口腔ケアの実施
- （4） その他状況に応じた処置

（歯科医療救護班に対する指揮）

第6条 歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、あらかじめ甲乙で協議の上、決定した者が行う。

（歯科医療救護班の輸送）

第7条 甲は、通常交通手段の確保が困難な場合は、歯科医療救護班の輸送について必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第8条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、原則として当該歯科医療救護班が携行するものとする。

42 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

(医療費)

第9条 歯科医療救護活動に係る医療費等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における歯科傷病者の医療費は、無料とする。
- (2) 医療機関に転送収容された場合の医療費は、医療保険を適用する。

(費用負担)

第10条 この協定に基づき乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

- (1) 歯科医療救護活動の従事者に対する費用
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(費用負担の額及び請求)

第11条 前条に規定する費用負担の額については、あらかじめ甲乙で協議の上、決定することとし、その請求は別に甲の定める請求書により、各歯科医療救護班ごとの歯科医療救護班活動報告書(様式第1号)、歯科医療救護班診療記録書(様式第2号)及び医薬品等使用報告書(様式第3号)を添えて請求する。

(災害補償)

第12条 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、長崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和32年条例第6号)を適用し、甲が災害補償を行うものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による適用を受けた場合は、適用日より災害救助法の定めるところによる。

(医事紛争発生時の措置)

第14条 この協定に基づき歯科医療救護班が実施した歯科医療救護活動に関し、傷病者との間に医事紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の医事紛争が生じた場合、乙は、医事紛争報告書(様式第4号)により甲に報告するものとする。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月6日

甲 長崎市桜町2番22号
長崎市
代表者 長崎市長 田上 富久 印

乙 住 所 長崎市茂里町3番19号
氏 名 一般社団法人 長崎市歯科医師会
会長 小川 豊久 印

様式第1号(第11条関係)

歯科医療救護班活動報告書

班 名		
災害発生現場		
歯科医療救護活動場所		
活 動 状 況		歯科医療班活動人数
日時 月 日	内容	歯科医師 名
		歯科衛生士 名
		歯科技工士 名
		事務職他 名
		計 名
日時 月 日	内容	歯科医師 名
		歯科衛生士 名
		歯科技工士 名
		事務職他 名
		計 名
日時 月 日	内容	歯科医師 名
		歯科衛生士 名
		歯科技工士 名
		事務職他 名
		計 名
日時 月 日	内容	歯科医師 名
		歯科衛生士 名
		歯科技工士 名
		事務職他 名
		計 名

様式第1号(2)(第11条関係)

歯科医療救護班員名簿

団体名

班 名	職 種	氏 名	所 属	従事期間

様式第2号(第11条関係)

歯科医療救護班診療記録書

班名

責任者

団体名

NO	月/日	氏名	性別	年齢	処置概要	備考
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			

様式第3号(第11条関係)

医薬品等使用報告書

班名

責任者

[illegible]

様式第4号(第14条関係)

医事紛争報告書

年 月 日

長 崎 市 長 様

一般社団法人 長崎市歯科医師会

会長 印

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時医療救護活動において、下記のとおり医事紛争が発生したので報告します。

班 名		紛争発生日	
当事者氏名		職種	
相手方氏名		住所	
【内容】(発生場所、状況、経過等)			

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書第11条に基づく「協議による決定事項」

歯科医療救護活動を実施した場合に要する費用負担の額は下表のとおりとする。

(1) 歯科医療救護活動の従事者に対する費用

区 分	日 当	超過勤務手当	旅 費
歯科医師	長崎県災害救助法施行細則別表第2に定める額	職種ごとに日当額を基礎とし、長崎市の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。	職種ごとに日当額を基礎とし、長崎市の常勤職員との均衡を考慮して、長崎市職員等の旅費に関する条例（昭和29年条例第29号）において定める額以内とする。
歯科衛生士			
歯科技工士	長崎県災害救助法施行細則別表第2に定める歯科衛生士の額に準じた額		
事務職他その他甲が必要と認める者	長崎県災害救助法施行細則別表第1の13を基準とした額		

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）に基づく使用薬剤の購入価格（薬価基準）

令和2年4月6日

長崎市桜町2番22号
甲 長崎市
代表者 長崎市長 田上 富久

印

住 所 長崎市茂里町3番19号
乙 氏 名 一般社団法人 長崎市歯科医師会
会長 小川 豊久 印

43 長崎市災害復旧に関する協定

長崎市（以下「甲」という）と九州電力送配電株式会社 長崎配電事業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり協定を締結する。

1 目 的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震、塩害等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2 連絡体制

甲		乙	
長崎市防災危機管理室		停電状況等 (情報窓口) 復旧 (電力復旧)	情報連絡係
TEL 095-822-0480(直通) 095-822-8888(代表)			TEL 095-864-1842(直通) 0800-777-9424(代表)
FAX 095-820-0108			FAX 095-864-1878
長崎市中央総合事務所地域整備1課 地域整備2課		復旧 (道路啓開)	復旧班（運営担当）
TEL 1課：095-829-1164(直通) 2課：095-829-1184(直通)			TEL 095-864-1966
FAX 1課：095-829-1165 2課：095-829-1165			FAX 095-864-1878

(注) ・電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない。
・情報連絡チームの直通電話は非常災害時のみ開設
・甲の配備体制状況によって連絡先が異なるため、地域整備1課が不通の場合は地域整備2課へ電話連絡すること。

3 提供する情報

	長崎市 → 九電送配	九電送配 → 長崎市
台 風 襲 来 前	・道路状況（交通規制他）	・対策部の設置状況
台 風 通 過 中	・道路状況（通行止め等）	・停電状況
台 風 通 過 後 地 震 発 生 後	・道路状況（崖崩れ、道路決壊等） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況 〔現場員、パトロール者等で判る範囲とする〕	・停電状況 ・被害状況（倒木等による復旧支障箇所） ・復旧状況
復 旧 時	・道路状況（通行止め及び道路啓開計画に関する情報）	・停電状況（適宜） ・被害状況 ・復旧見込み

(注) 情報連絡は電話又はファックスにより行う。

4 道路啓開

(1) 倒木等発生時の道路啓開

- ・甲が管轄する道路において、倒木等により乙の復旧に支障が生じる場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲により道路啓開を行う。
- ・ただし、乙の電線等設備への掛かり木がある場合は、乙により電氣的安全対策を施した上で処理する。
- ・やむを得ず、乙にて処理する場合は、ライフライン復旧に必要最低限の処理とし、処理後の樹木は道路脇へ残置する。残置した樹木は後日甲により処理する。

(2) 電柱倒壊および電線垂れ下がり時の道路啓開

- ・乙の設備により甲が管轄する道路の交通支障が発生又は発生する恐れがある場合、甲は速やかに乙へ連絡し、乙により道路啓開を行う。
- ・ただし、津波等により、大規模な被害が発生し、乙の設備が付近一帯の瓦礫と同等程度となった場合、甲は乙へ了解なく道路啓開に必要な排除をできるものとする。

5 復旧作業

(1) 電力復旧の考え方

- ・緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

- ・配電設備の復旧に長時間を要する場合、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所および優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 電力設備復旧作業の考え方

- ・災害時の復旧作業は早期送電を図るため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

6 災害発生時における復旧応援者の施設借用

(1) 駐車場および宿泊場所としての施設の借用

乙は復旧応援者の待機及び宿泊場所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両、復旧応援者を動員した場合は、甲に対し駐車場および宿泊場所としての施設の借用を依頼することができる。

(2) 復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用するが、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し復旧資機材置場としての敷地の借用を依頼することができる。

(3) 復旧応援者および資材運搬の確保

乙は大規模災害により乙が復旧応援者や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬もしくは電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合は、甲に対しヘリコプター発着場としての施設の借用を依頼することができる。

(4) 利用可能範囲及び立入禁止区域

乙は施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、甲の指定する立入禁止区域には立ち入らない。

(5) 指示事項の遵守

乙は施設利用に係る甲からの指示事項は、確実にそれを遵守する。

(6) 補修

乙が甲の施設利用中に設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。

(7) 什器類の設置

乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。

(8) 費用負担

乙の施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

43 長崎市災害復旧に関する協定

7 広報

(1) 広報文の掲載依頼

乙は、災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙等に広報文の掲載を依頼することができる。

(2) 防災行政無線による広報依頼

乙は台風が接近し災害が発生、または発生が予測される場合は、防災行政無線による次の広報を甲に対し依頼することができる。

- ・切れた電線に触ることによる感電事故の防止
- ・停電の発生状況（大規模かつ長期間の停電の場合）
- ・復旧見込み等（大規模かつ長期間の停電の場合）

8 協力の範囲について

- ・各項に記された甲により実施する内容は、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力とする。

9 その他

- ・この協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上決定するものとする。
- ・この協定締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本協定は自動継続するものとする。
- ・この協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年7月4日

甲 長崎県長崎市魚の町4番1号

長崎市長 鈴木 史朗

乙 長崎県長崎市城山町3番19号

九州電力送配電株式会社 長崎配電事業所長 堀切 一郎

44 災害に係る情報発信等に関する協定

長崎市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、長崎市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が長崎市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、長崎市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、長崎市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、乙のサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年8月31日

甲：長崎県長崎市桜町2番22号
長崎市
長崎市長 田 上 富 久

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

45 災害時等における物資の無償提供に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と株式会社たらみ（以下「乙」という。）は、乙が甲に対し、乙の製造する「たらみのどっさりゼリー」及び「くだもの屋さんゼリー」（以下「本件ゼリー」という。）を無償提供することについて、次とおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他の災害発生時や総合防災訓練など防災啓発活動時において、甲と乙が互いに協力して市民に本件ゼリーの提供を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（提供内容）

第2条 乙が甲に対して無償で提供する本件ゼリーの年間目安数量は、15,000個とする。

なお、具体的な数量及び引渡方法については、甲及び乙間で別途協議する。

2 甲は、前項の要請を行う場合、協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

（引渡し）

第3条 本件ゼリーの提供に係る引渡場所については、甲が指定するものとし、甲は、当該本件ゼリーを確認の上、引渡を受けるものとする。

（処分）

第4条 甲は、第2条に基づき無償提供された本件ゼリーについて、自己の費用と責任において処分し、乙は一切責任を負担しない。

（乙の免責）

第5条 第2条及び第3条に規定する物資の無償提供を行った場合の乙の免責については、次のとおりとする。

- 1 乙は、甲に対し、本件ゼリーについて、賞味期限を経過した日以降の品質を保証するものではなく、また、瑕疵担保責任その他一切の責任を負わないものとする。
- 2 甲は、賞味期限を経過した本件ゼリーに関して、甲と第三者との間で紛争になった場合、自己の費用と責任において対応するものとし、乙は一切の責任を負わないものとする。
- 3 甲は、乙が、賞味期限を経過した本件ゼリーに関して、第三者に対して損害賠償債務等何らかの金銭債務を負う場合には、当該金銭債務を補償するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申し出がなされない限り、この協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容について疑義が生じた場合には、甲及び乙間で誠実に協議の上、これを解決する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年11月16日

甲 長崎県長崎市桜町2番22号
長崎市
長崎市長 田 上 富 久 印

乙 長崎県長崎市中里町2178番地
株式会社たらみ
代表取締役社長 和 田 富 印

第1号様式

長 防 危 第 号

年 月 日

株式会社たらみ

代表取締役社長 様

長 崎 市 長

協 力 要 請 書

「災害時等における物資の無償提供に関する協定書」に基づき、次のとおりゼリーの供給を要請します。

ゼリーの種類	数量	引渡場所

(長崎市)

担当者	
連絡先	

(たらみ)

担当者	
連絡先	

46 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）、長与町（以下「乙」という。）、時津町（以下「丙」という。）及び株式会社バカン（以下「丁」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙（以下「1市2町」という。）の災害に備え、1市2町が住民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、1市2町と丁が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、長崎市の避難所の開設等に係る情報を丁に提供すること。
- (2) 乙は、長与町の避難所の開設等に係る情報を丁に提供すること。
- (3) 丙は、時津町の避難所の開設等に係る情報を丁に提供すること。
- (4) 丁は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく1市2町及び丁それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 丁は、本協定で得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ各々に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、1市2町又は丁から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月19日

甲 長崎県長崎市桜町2番22号

長崎市
長崎市長 田 上 富 久

乙 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

長与町
長与町長 吉 田 慎 一

丙 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274番地1

時津町
時津町長 吉 田 義 徳

丁 東京都千代田区永田町二丁目17番地3
住友不動産永田町ビル2階
株式会社バカン
代表取締役 河 野 剛 進

47 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する仮設トイレ、発電機、その他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 甲は、前項の要請を行う場合、災害時における協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

（保有機材の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する保有機材は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 供給要請対象保有機材一覧（別紙1）に掲げる保有機材
- （2） その他甲が指定する保有機材

（保有機材の引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

2 乙は、前項で引渡した保有機材の設置まで行うものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては長崎市防災危機管理室長、乙においては株式会社アクティオ長崎営業所長とする。

長崎市防災危機管理室：095-822-0480

株式会社アクティオ 長崎営業所：095-813-3015

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに文書にて相互に連絡を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第7条 甲及び乙は、甲が保有機材の提供を受けた後、支払いの時期を甲乙協議の上決定する。

（円滑な運用）

第8条 甲及び乙は、この協定が、円滑に運用されるよう、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期限は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

47 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年1月27日

甲 長崎県長崎市桜町2番22号

長崎市

長崎市長 田 上 富 久

印

乙 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号

株式会社アクティオ 九州支店

常務執行役員九州支店長 橋 爪 正 一 印

第1号様式

長 防 危 第 号
年 月 日

株式会社アクティオ
長崎営業所長 様

長 崎 市 長

災 害 時 に お け る 協 力 要 請 書

「災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書」に基づき、次のとおり
機材の供給を要請します。

資機材の種類	数量	供給希望日	搬入場所 (設置場所)	設置期間

(長崎市)

担当者	
連絡先	

(アクティオ)

担当者	
連絡先	

47 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

別紙 1

供 給 要 請 対 象 保 有 機 材 一 覧

分類	主な品種
水中ポンプ・水処理機械	水中ポンプ タンク 洗浄機 水処理機械（砂ろ過装置等） バキューム機械
発電・溶接・照明機器	発電機（インバータ搭載発電機等） 溶接機 照明機器（LEDライト、蛍光灯投光器等）
コンプレッサ・エア機械	コンプレッサ 道路メンテナンス（防音パネル等） 送風機・ブロア エア関連機器（ジェットミストファン等） 集塵機・集煙機
ハウス・備品	ハウス・備品（ユニットハウス、簡易水洗トイレ等） シーズン品（エアコン、移動式クーラー、スポットエアコン、熱風ヒーター、ストーブ等） イベント用品（エアーテント、デジタルサイネージ等）
通信計測機器	通信機器（無線機等） 計測・測量機器 環境機器（酸素濃度計等）
環境関連機器	環境関連機器（濁水処理装置等）
掘削・運搬・解体・林業	掘削機械（バックホー等） 運搬機械（ベルトコンベア等） 解体機械（解体ロングバックホー、バッテリー式運搬車、解体用散水機等） 林業機械（グラブプル、フォワーダ等）
道路・整地・保安・鉄道	道路機械（道路カッター等） 整地機械（ブルドーザ等） 保安用品（カラーコーン、コーンバー、バリケード、フェンス、ゴムマット等） 鉄道工事用機械（軌陸ダンプ等）

分類	主な品種
レンタカー・車両機械	レンタカー（2～4 t ダンプ、軽バン等） 車両関連機器（トラックスケール等）
高所作業車・作業足場 ・ 建築機器	高所作業車 作業足場 荷取構台・吊り治具
荷役・揚重機械	小型揚重機 ジャッキ 荷役・運搬機械 自走式クレーン タワークレーン 吊荷旋回制御装置
コンクリート機器	高周波バイブレータ 軽便バイブレータ・振動モータ バケット・ミキサー モルタルポンプ・流量計
汎用機器	掃除機 工具類（電気・振動ドリル、草刈機等） 鉄筋加工機 油圧工具（油圧ハンドブレーカー等） プラグ・コネクタボディ
プラント関連機器	プラント関連機器（手動パイプカッター、手動ねじ切器等） 検査・テスト機器・防爆機器（電動高圧コンプレッサ等）
基礎・地盤改良機	杭打拔機（バイプロハンマー等） 地盤改良機（ボーリングマシン等）
シールド・推進機械	シールド・推進機械（土砂圧送ポンプ、スネーク式伸縮管等）

48 防災・減災対策の連携に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、防災・減災対策の連携に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地域防災力の向上を始めとする防災・減災対策の推進を図るため、甲の要請により乙が行う連携の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（1）地域防災力向上に関すること

（2）防災・減災対策に関すること

（3）その他、防災に関する必要な事項

2 前項各号に定める事項を効果的に実施するため、甲は長崎市防災危機管理室を、乙はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社 長崎支店長崎支社を窓口とし、実施事項について、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（費用の負担）

第3条 乙は、協力の実施に要した費用を負担するものとする。ただし、これにより難しいときは、甲及び乙の協議の上、決定するものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年2月16日

甲 長崎県長崎市桜町2番22号

長崎市

長崎市長 田 上 富 久

乙 長崎県長崎市元船町8番12号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

長崎支店長 志 村 智 久

49 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と長崎三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長崎市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）プラグインハイブリッド車
- （3）前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整のうえ、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、その場合は要請後速やかに書面を提出する。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について甲又は甲の指定する者と確認のうえ、引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、併せて甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 本協定に基づく第2条に記載の電動車両等の貸与については、無償とする。ただし、貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

（1）甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的被害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

（2）自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

49 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

(保険)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、長崎市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式第3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らせ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行延滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による通知がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月16日

甲 長崎県長崎市桜町2番22号

長崎市
長崎市長 田 上 富 久

乙 長崎県長崎市梁川町1番14号

長崎三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 高 田 和 美

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号

三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役CEO 加 藤 隆 雄

49 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

(様式第1号)

令和 年 月 日

災害時における電動車両等の貸与要請書

長崎三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 様

長崎市長

長崎市と長崎三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した災害時における電動車両等の支援に関する協定第3条第2項の規定により、次のとおり要請します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
口頭、電話等による要請の日時	令和 年 月 日 時 分
貸与を要請する理由	
貸与を必要とする電動車両等の種類、規格及び数量	種類 規格 数量
貸与を必要とする場所	住所
貸与を必要とする期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
その他必要な事項	

(様式第2号)

令和 年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

長崎市長 様

長崎三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長

長崎市と長崎三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した災害時における電動車両等の支援に関する協定第4条第2項の規定により、次のとおり報告します。

担当者	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
貸与した電動車両等の種類、規格及び数量	種類 規格 数量
貸与場所	住所
貸与期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
その他必要な事項	

49 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

(様式第3号)

令和 年 月 日

連絡責任者報告書

(相手方)

様

(報告者)

長崎市と長崎三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社が締結した災害時における電動車両等の支援に関する協定第12条の規定に基づき、次のとおり報告します。

(令和 年 月 日現在)

第一順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第二順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
第三順位	部署 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	

※電話番号は携帯電話番号など災害時にも繋がるものが望ましい

50 災害時における物資供給に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有する物資を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する物資の優先的な提供を要請するものとする。

2 甲は、前項の要請を行う場合、災害時における協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）供給要請対象物資一覧（別紙1）に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第4条 物資の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、当該物資を確認の上、引渡を受けるものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲と乙は、本協定における連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」（第2号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、物資の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第7条 甲及び乙は、甲が物資の提供を受けた後、支払いの時期を甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月30日

甲 長崎県長崎市桜町2番22号

長崎市
長崎市長 田 上 富 久 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

株式会社ナフコ
代表取締役 石 田 卓 巳 印

第1号様式

長 防 危 第 号
年 月 日

株式会社ナフコ
代表取締役 様

長 崎 市 長

災 害 時 に お け る 協 力 要 請 書

「災害時における物資供給に関する協定」に基づき、
次のとおり物資の供給を要請します。

物資の種類	数量	供給希望日	搬入場所

(長崎市)

担当者	
連絡先	

(株式会社ナフコ)

担当者	
連絡先	

第2号様式

令和 年 月 日

連絡責任者報告書

団体名【 】

1 連絡責任者

担当部署	
役職・氏名	
T E L	
F A X	

2 時間外及び休日の連絡先
〈第1連絡先〉

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

〈第2連絡先〉

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

〈第3連絡先〉

役職・氏名	
T E L	
F A X	
携帯電話番号	

51 長崎市、国立大学法人長崎大学情報データ科学部、国立大学法人東京大学大学院工学系研究科、長崎災害リハビリテーション推進協議会、一般社団法人是真会、株式会社長崎ケーブルメディア及びサイントル株式会社の災害時避難所等生活支援機器・システムの開発・実証・実用化に関する協定書

長崎市、国立大学法人長崎大学情報データ科学部、国立大学法人東京大学大学院工学系研究科、長崎災害リハビリテーション推進協議会、一般社団法人是真会、株式会社長崎ケーブルメディア及びサイントル株式会社（以下「7者」という。）は、地域包括ケア時代を見据えて、災害時における日常生活機能の突然の破綻による活動不活発病および災害関連死を予防し、避難所等生活の早期自立、早期復興を目指すためにリハビリテーション支援の観点から効率的且つ効果的で有効な機器やシステムの開発・実証そして実用化に関する連携・協力について、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、7者が有する資源や技術・機能等の効果的な活用を図りながら超高齢社会における災害時避難所等の安心・安全な生活の構築を支援するために相互に連携・協力し、レジリエンスな地域づくりに寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 7者は、前条の目的を達成するため、災害時避難所等における効率的・効果的な生活支援に関する研究開発・機器開発・システム構築・事業創出及び目的を達成するための必要事項に関して連携・協力をする。

2 1項の推進・発展を図るため、7者は定期的に長崎において情報交換を行い、取組の改善や見直しを行う。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日より令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1カ月前までに、いずれの当事者からも更新しない旨の書面による通知がない場合には、本協定は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 7者は、本協定に基づく活動により知り得た情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に情報開示者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（知的財産の取り扱い）

第5条 7者は、第2条第1項で規定する事項について連携・協力することにより発生する知的財産の取り扱いについて7者で別途協議の上、決定する。

（新規参加について）

第6条 本企画に賛同し、協定に新規参加を希望する場合、7者で協議の結果、全者了承の上、参加を求める。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、7者が協議の上解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定7通を作成し記名押印の上、各者1通を保有する。

令和3年6月19日

長崎市

長崎市長 田 上 富 久

国立大学法人長崎大学情報データ科学部

学 部 長 西 井 龍 映

国立大学法人東京大学大学院工学系研究科

研究科長 染 谷 隆 夫

長崎災害リハビリテーション推進協議会

代 表 松 坂 誠 應

一般社団法人是真会

理 事 長 栗 原 正 紀

株式会社長崎ケーブルメディア

代表取締役社長 峰 利 克

サイントル株式会社

代表取締役 佐 藤 泉

52 災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎市において、災害対策基本法第2条第1号に規定する暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等が発生した場合における廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、長崎市（以下「甲」という。）と長崎県環境保全協会（以下「乙」という。）及び長崎県環境整備事業協同組合（以下「丙」という。）に協力を要請する場合における手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、避難所における生活ごみ、倒壊した建物等の片づけ、撤去等に伴って発生する廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、次に掲げる業務（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の実施について、乙及び丙に協力を要請することができる。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害時における災害廃棄物その他一般廃棄物の収集・運搬
- (3) 避難所等への仮設トイレの設置
- (4) その他前各号の実施に伴い甲が必要と認める業務

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力の要請にあたっては、当該協力の内容、方法等について、文書により乙及び丙に通知するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは口頭により要請し、後日速やかに文書で通知するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

- 第5条 乙及び丙は、甲から要請があったときは、乙及び丙の会員の中から必要な人員、車輛及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。
- 2 乙及び丙は、災害廃棄物の処理等において、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するとともに、従事者における各種感染症の拡大防止に努めるものとする。
- 3 乙及び丙は、協力の内容、方法等について、甲と協議を行い、甲の指示に基づいて当該協力を行うものとする。

(情報の提供)

- 第6条 甲は、乙及び丙が協力を行うときは、円滑な協力が得られるよう、乙及び丙に対し、災害及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。
- 2 乙及び丙は、協力を行うときは、災害廃棄物の処理等に係る会員の状況を、甲に報告するものとする。

(実施の報告)

第7条 乙及び丙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、当該実施の内容等を文書により、甲に対し報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙及び丙が要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その価額は、甲と乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第9条 乙及び丙が要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定による。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては長崎市環境部廃棄物対策課とし、乙及び丙においては長崎県環境整備事業協同組合事務局とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は令和3年7月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲と乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年7月8日

甲 長崎県長崎市桜町2番22号
長崎市長 田 上 富 久

乙 長崎県佐世保市干尽町3番地47
長崎県環境保全協会
会 長 西 川 勝 則

丙 長崎県大村市雄ヶ原町1298番地29
長崎県環境整備事業協同組合
代表理事 山 口 康 児

53 電気自動車等を活用した災害連携協定

長崎市（以下「甲」という。）と西九州トヨタ自動車株式会社、長崎トヨペット株式会社、トヨタカローラ長崎株式会社、ネットトヨタ長崎株式会社、株式会社トヨタレンタリース長崎、トヨタモビリティパーツ株式会社長崎支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長崎市内において甲、乙が相互に連携して災害に備えるとともに、災害が発生した際に円滑な災害応急対策を実施することを目的として、長崎市内の避難所において外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車（※長崎県内に水素ステーション設置後から）
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車
- （5）その他、自動車からの外部給電に必要な機器

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲および乙は、平時より連携協力して災害に備えるべく、乙は甲もしくは甲が後援する各種団体等による防災意識啓発の取組みや訓練に積極的に協力するものとする。

- 2 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙の連絡責任者に対し提供協力要請書（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、可能な範囲で保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。
- 4 乙は、災害による停電の発生時、避難所や販売店店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする。
- 5 甲および乙は、市民の取組みによる減災を促進するため、外部給電が可能な車両の活用や周知活動などを通じて、その認知度の向上に協力して取り組むものとする。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は甲からの要請を受け、車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両方で協議の上、引渡しの方法を調整する。

- 2 乙は、車両等を引き渡した場合は、速やかに甲に対して提供協力実施報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から1週間程度とする。災害の規模に応じて甲が延長を希望する場合は、甲乙両方で協議の上、決定するものとする。

（外部給電可能な車両の返却）

第6条 甲は乙から貸与された車両を貸与時の現状に復して返却するものとする。（燃料など通常摩耗分を除く）

- 2 車両の返却時期および場所については、甲乙両方で協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づき乙が貸与した車両の使用料は無償とする。また、貸与時点で車両にある燃料等についても、乙が無償で提供するものとする。

- 2 貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

（費用の支払い）

第8条 甲は、乙から費用の支払請求があった場合は、相手方に対してこれを支払うものとする。

(補償)

第9条 車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙両方で協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合の取扱い、第10条の規定による。

(車両保険の扱い)

第10条 乙は、第2条各号に掲げる車両等の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項ならびに故障等への対応)

第11条 甲は、貸与を受けた車両等を以下のとおり使用、管理するものとする。

- (1) 極力、安全な場所で通常の用法に従って使用する。
- (2) 原則として、長崎市内で使用する。
- (3) 甲は、貸与期間中に車両が故障または不調により使用が出来なくなり、災害対策等を進めるにあたり問題が発生した場合には、乙に速やかに報告し、甲乙両方で対応を協議するものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を連絡責任者届(様式第3号)により報告し、共有するものとする。

また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(訓練等)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

- 2 前項に規定する訓練の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙両方で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年11月16日

甲 長崎県長崎市桜町2番22号
長崎市

長崎市長 田上 富久

乙 長崎県長崎市五島町4番19号
西九州トヨタ自動車株式会社 長崎支店

長崎支店長 宮添 克己

長崎県長崎市出島町12番13号
長崎トヨペット株式会社

代表取締役社長 馬 場 政 隆

長崎県長崎市稲佐町2番10号
トヨタカローラ長崎株式会社

代表取締役社長 藤 岡 良 規

長崎県長崎市出島町12番13号
ネットヨタ長崎株式会社

代表取締役社長 馬 場 政 隆

長崎県長崎市松山町4番50号
株式会社トヨタレンタリース長崎

代表取締役社長 吉 本 明 浩

長崎県諫早市久山町1910番地11
トヨタモビリティパーツ株式会社 長崎支社

長崎支社長 神 田 一 宏

(様式第 1 号)

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

長崎市長

「電気自動車等を活用した災害連携協定」第 3 条に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況及び協力を要請する理由

2 要請内容

	搬送場所 (施設名・住所)	提供要請期間	台数 (台)	担当者 (連絡先・職氏名)
1		自： 月 日 至： 月 日		
2		自： 月 日 至： 月 日		
3		自： 月 日 至： 月 日		
4		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

3 その他特記事項

53 電気自動車等を活用した災害連携協定

(様式第2号)

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力実施報告書

長崎市長 様

「電気自動車等を活用した災害連携協定」第3条に基づき車両を提供しましたので、第4条の定めにより、次のとおり報告します。

1 車両等の提供実施内容

	提供実施日	提供場所 (住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡先担当者

会社名	
職氏名	
連絡先	

(様式第3号)

年 月 日

連絡責任者報告書

(相手方)

様

(報告者)

(令和 年 月 日現在)

第一順位	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス	
第二順位	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス	
第三順位	部署 氏名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス	

※夜間・休日においても第一順位の電話番号にご連絡ください。

※通じない場合以降第二順位連絡先へおかけください。

54 避難所における感染症防止対策ガイドライン

【令和5年6月改訂】

避難所における新型コロナウイルス感染症防止対策として次のとおり対応する。

1 基本的な考え方

これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大期には、指定避難所における感染症対策として、避難者間の距離については厳格に確保するよう対策を講じてきていたが、感染症法上の位置づけの変更から一定の期間が経過したことに伴い、災害時においてはできるだけ多くの避難者を受け入れる必要があることから、避難者間の距離についてはコロナ禍前の対応に戻すこととし、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策は引き続き実施することとする。

(1) 避難所・避難スペースの確保

感染対策も考慮し、開設可能な避難所及び避難所における避難者の十分なスペースを確保するとともに、公共施設や民間施設等の臨時的な活用を検討する。

長崎旅館ホテル組合との「大規模災害時における避難所施設としての利用に関する協定書」を活用し、旅館やホテル等を避難所として活用できるよう連携を図る。

(2) 感染防止対策物資の確保

マスク、手指消毒液をはじめとする避難所における感染防止対策に必要な備蓄品を確保する。

(3) 避難所内の衛生管理と健康管理

換気、清掃、消毒など、避難所内の衛生管理を適切に実施する。また、避難者の健康状態の確認に努めるとともに、感染症患者や発熱者の避難スペースの確保など、体調不良者への配慮を行う。

2 避難所における対応

(1) 感染症対策物品の確保

次に記載する物資を確保することとし、避難所の状況に応じ供給する。

使用用途	名称	備考
感染防止	マスク	体調不良の避難者等に配布
	間仕切り (パーテーション・テント)	開設頻度が多い避難所に配付済 ※倉庫保管分は必要に応じて物資班等が運搬する。
	手袋	ゴム手袋又はポリ手袋
衛生管理	手指消毒液	
	石鹼類	
	消毒液	避難スペース、物品等使用後の消毒用
	ペーパータオル	
	ごみ袋（消毒等消耗品専用）	
	ぞうきん	
衛生管理	バケツ	
健康管理	体温計（非接触型）	予備電池含む
	ドライバースセット	電池交換等で使用
案内	避難所表示（ラミネート）	矢印など案内用（受付案内、体調不良者の誘導等）

(2) 避難所の運営要領

ア 避難所内の適切な衛生管理

- (ア) 手洗い、咳エチケットの協力をお願いする。
- (イ) 頻繁に触れる箇所（ドアノブ、蛇口、スイッチ、手すり等）を消毒液で清掃する。
- (ウ) ごみについては通常の避難時と同様に各自で管理・処分してもらう。
- (エ) 天候の状況を確認しながら、定期的に換気を行う。

イ 健康状態の確認

- 避難者名簿を記入してもらい、咳など、体調不良の症状がないか確認する。
- 体調不良の症状がある場合は「エ 体調不良者等への対応」を参照

ウ 避難者のスペースの確保

- (ア) 避難者（避難者世帯）の間隔は可能な限り2 m以上あけ（最低限1 m以上）、十分なスペースを確保し、滞在してもらう。

- (イ) 避難者が収容人数を超える見込みがある場合など、状況に応じ、避難所指定部分以外における利用可能なスペースの確保について施設管理者と相談する。

エ 感染者・体調不良者等への対応

- (ア) マスクを着用し、手袋等を装着して対応する。
- (イ) 通常使用している避難スペース以外に使用できるスペースがあれば、そちらへ移動してもらう。
- (ウ) 別のスペースが確保できない場合は同スペース内で、間仕切り等を使用し、健常者と離れた位置に避難スペースを確保する。
(備蓄品が不足する場合は防災危機管理室に連絡する)
- (エ) 体調不良の内容を聞き取り、必要に応じかかりつけ医に相談してもらう。
※医療機関を受診することとなった場合は防災危機管理室に連絡する。

【症状】※避難者名簿中の健康チェック欄にも記載

- ・37.5℃以上の発熱がある。
- ・強いだるさ（倦怠感）がある。
- ・強い息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ・胸の痛みがある。

オ 避難所の利用制限等

- (ア) 避難所における一人当たりの専有スペースは、感染症対策として、2 mとして各避難所の収容人数を算出する。
- (イ) 体調不良者への対応等により、新たな避難者のスペース確保が難しい場合は、収容人数に達する前に他の避難所を案内することもできるものとする。

3 市民に対する周知

- (1) 避難する場合は、感染症対策としてマスク、消毒液及び体温計等の衛生用品を持参してもらうよう市ホームページ、長崎市公式LINE等のSNSを活用し、呼びかける。

55 災害時における支援活動に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県測量設計コンサルタンツ協会（以下「乙」という。）とは、市内で同時に災害が多発した場合又はその恐れが生じた場合において、乙及び乙の会員（別表 1）が社会貢献の一環として実施する甲への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、災害時に被災又は被災する恐れのある甲が所有若しくは管理する公共土木施設の被害箇所の速やかな測量、設計等の応急調査の実施に関する基本事項を定めることにより、公共土木施設の迅速且つ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第 2 条 この協定対象となる災害は、次のとおりとする。

- （１） 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 により、長崎市災害対策本部が設置された場合
- （２） 前号の災害と同程度の災害と甲が認めた場合

（支援活動の内容）

第 3 条 支援活動の内容は、次のとおりとする。

- （１） 被害の規模や内容を直ちに把握するために行う初期調査
 - ア 公共土木施設の被災状況の目視による点検
 - イ 公共土木施設の被災状況の調査及び写真撮影
 - ウ 公共土木施設の被災状況の概略図の作成
 - エ 費用負担を伴わない範囲での技術的助言
- （２） 前号に掲げるもののほか、甲が必要に応じて要請する緊急的な調査

（支援活動の要請）

第 4 条 甲は、前条の支援活動を要請するとき、乙に対して支援活動要請書（様式 1）により要請するものとする。ただし、書面での要請が困難な場合又は緊急を要する場合は、口頭により行う事ができる。その後遅滞なく書面を送付するものとする。

また、通信不能及び特に緊急を要する場合は、甲は乙の会員に直接要請することができるものとするが、その場合も遅滞なく書面を乙に送付するものとする。

（支援活動の応諾ならびに被害状況調査の実施及び報告）

第 5 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとし、応諾した場合、速やかに被害状況の調査を実施する。その結果は支援活動報告書（様式 2）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 支援活動の実施に要する経費は、第 3 条（１）に掲げる業務に係る費用にあつては、甲は負担しないものとし、同条（２）の業務についての費用にあつては、甲乙協議の上定めるものとする。

（支援活動の連絡体制）

第 7 条 甲及び乙は、支援活動の要請に迅速に対応するため、あらかじめ連絡体制を定めるものとする。この連絡体制を定めた場合又は変更した場合は、甲及び乙は、速やかに相互確認するものとする。

（損害補償）

第 8 条 この協定に基づいて従事した者（以下「従事者」という。）が、従事したことにより負傷、若しくは疾病、又は死亡した場合の補償、ならびに第三者に損害を与えた場合の損害補償は、従事者を雇用する乙の会員の責任において行うものとする。

（実施要領）

第 9 条 この協定に基づく調査の実施に関し必要な事項の細目については、別に「災害時における支援活動に関する協定に係る実施要領」（別紙 1）に定めるものとする。

（協定の効力）

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、同一条件の下で継続する。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議の上定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和3年7月1日

甲 長崎市桜町2番22号
長崎市長 田 上 富 久 印

乙 長崎市川口町6番17号302
一般社団法人 長崎県測量設計コンサルタンツ協会

会 長 安 部 清 美 印

災害時における支援活動に関する協定に係る実施要領

「災害時における支援活動に関する協定書（以下「協定書」という。）」第10条の規定に基づく実施要領に関する運用は以下のとおりとする。

1 公共施設（第1条関係）

協定書第1条に規定する「公共土木施設」とは、道路、河川、公園、砂防、海岸のうち、土木部が所管する施設とする。

2 対象となる災害（第2条（2）関係）

支援活動の対象になる災害とは、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設へ同時に災害が多発した場合
- (2) その他災害に関する情報収集を緊急に実施する場合

3 支援活動の内容（第3条関係）

- (1) 協定書第3条（1）に定める「初期調査」とは、目視や巻き尺・ポール等を使用した簡易な調査による被害状況調査程度とする。その結果は概略図（ポンチ絵）や写真等で支援活動報告書（様式2）として作成する。

4 調査の留意点と応急調査要請・報告（第3条(1)・第4条・第5条関係）

- (1) 調査を行う従事者は、甲が発行する身分証明書（様式5）を携帯するものとする。
- (2) 甲は、調査方法に関して、統一的な運用を図るものとする。
- (3) 乙は、調査方法等に関する研修を実施し周知徹底するものとする。
- (4) 協定書第4条による支援活動要請は、書面（様式1）により行うものとする。
- (5) 要請する書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ① 甲の担当者の連絡先
 - ② 被災施設ならびに調査場所
 - ③ 発災の日時
 - ④ 調査内容
 - ⑤ その他の必要な事項
- (6) 支援活動を要請する場合は、路線名又は河川名などの区間及び場所を地図等により指定して要請を行うものとする。被災箇所の脱漏が生じても乙の責としない。
- (7) 協定書第5条に基づく乙の支援活動応諾及び従事者の報告は、口頭で行うものとする。
- (8) 支援活動の実施において、二次災害等の恐れがある状況下では、甲乙協議して調査は行わないものとする。
- (9) 支援活動結果の報告は、次に掲げる事項を記載した書面（様式2）をもって行うものとする。この報告の提出は、要請のあった担当者に対して行うものとする。
 - ① 報告年月日
 - ② 調査従事者名及び連絡先
 - ③ 被災施設等（路線名又は河川名等）及び調査場所
 - ④ 調査日時
 - ⑤ 被災状況（被災箇所概要図、写真等）
 - ⑥ 所見（報告を必要とする事項）

5 支援の連絡体制（第8条関係）

- (1) 連絡責任者として、甲にあつては長崎市長、乙にあつては一般社団法人長崎県測量設計コンサルタンツ協会会長とし、各々の連絡責任者が協定書第8条に規定する連絡体制を定めるものとする。その報告は書面（様式3及び様式4）によるものとする。
- (2) 連絡責任者は、前項の報告を行ったとき又は報告を受けたときは、速やかに写しを関係職員に周知するものとする。また、協会会長は、前項の報告を行ったとき又は報告を受けたときは、速やかに写しを協会員に周知するものとする。

6 情報提供及び情報管理

- (1) 甲は乙に対し、特に重要と思われる公共土木施設の名称・場所及び緊急輸送施設等、支援活動の遂行に必要な情報を提供するものとする。

- (2) 乙は、甲から提供された情報について、適切な管理を行うものとし、協定に基づく支援活動以外の目的に使用しないものとする。

7 成果の活用

- (1) 協定書第3条（1）にかかる初期調査の結果は、災害報告の参考資料として活用するものとする。被災箇所・施設の確認、災害適用の可否等については、各施設管理者の責任において自ら行うものとする。
- (2) 甲が所管する施設以外の施設の被災報告があった場合、甲は、当該施設管理者へ調査内容を提供するものとする。

8 関係機関との連絡調整

市長は、長崎市防災会議等において、警察及び消防等関係行政機関に対し、協定に基づく従事者の被災地への立入りに関して配慮を要請し、円滑な応急調査の実施が図られるよう努めるものとする。

56 大規模災害発生時における支援活動に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県建設業協会長崎支部（以下「乙」という。）は、地震及び風水害等による大規模な災害が発生し、混乱した初期の段階において、甲の災害対応に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、乙の社会貢献の一環として、乙に所属する会員等から被災状況提供や保有する資材、機材、技術者等の緊急出動等による組織的な支援活動により、甲における迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、大規模な災害により、甲が管理する公共土木施設（上下水道施設等を含む）が被災し、甲が緊急に災害対応を図るうえで、災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン（平成29年7月 国土交通省）の入札契約方式選定の基本的な考え方に沿って、乙に支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

（甲の支援要請）

第3条 甲は、大規模災害発生時の支援を得るため、乙に対し次のとおり要請を行う。甲が管理する公共土木施設（上下水道施設等を含む）の被災状況について、乙に情報提供を要請する。

- （1） 被災状況を把握し、緊急の作業等を実施する必要があると認めた時は、緊急作業出動要請書により、乙に出動要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後遅滞なく文書を発行するものとする。
- （2） 前各号の要請において、通信不能等及び特に緊急を要する時又は特別な指示を要する場合は、甲は乙が指名するブロックの幹事等に直接要請をすることができるものとする。

（乙の支援体制）

第4条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次のとおり体制を整備し、その内容を甲に連絡しておくものとする。

- （1） ブロック毎の連絡網など組織的な支援体制を整備する。
- （2） 緊急出動等が可能な資材、機材、技術者等や会員等内部の指揮系統図などについて、最新のリストを整備する。

（乙の支援内容）

第5条 乙は、甲の災害対応を組織的に支援するため、次の業務を行う。

- （1） 会員等から被災状況報告を収集整理し、第3条第1号の要請に基づき、被災状況報告書により情報提供する。
- （2） 第3条第2号の出動要請に基づき、組織的な支援体制を基本に、緊急の作業等を実施し、作業終了後、緊急作業完了届により甲に報告する。

（費用の負担）

第6条 前条第1号の情報提供等の支援活動は、無償を基本とする。

- 2 前条第2号の緊急の作業等にかかる費用については、速やかに甲と出動した会員等との間で請負契約を締結し、清算するものとする。なお、入札及び契約等については、国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル（令和3年4月 国土交通省）に準じて対応するものとする。

（労災補償）

第7条 甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、そのために死亡、負傷、疾病、又は身体障害などを被った場合の労働災害補償のため、乙は元請・下請を問わず補償できる法定の労働者災害補償保険のほか法定外労働災害補償制度に加入するよう会員等に周知するものとする。

（協定期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議の上定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和5年8月29日

甲 長崎市魚の町4番1号

長崎市長

印

乙 長崎市魚の町3番33号

一般社団法人 長崎県建設業協会長崎支部

支 部 長

印

57 日本水道協会九州地方支部 災害時における相互応援に関する協定

公益社団法人 日本水道協会 九州地方支部（以下「地方支部」という。）は、水道事業における災害対策の重要性に鑑み、災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、この協定を締結する。

第1章 総 則

（相互応援の考え方）

第1条 相互応援の一般事項（応援要請、応援本部の設置、費用負担等）、平常時の相互応援の準備、災害時における応急活動等については、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の「地震等緊急時対応の手引き」に基づく相互応援を基本とする。

（用語）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び渇水等により生ずる被害をいう。

第2章 平常時の取組み

（地方支部長の役割）

第3条 日本水道協会九州地方支部長（以下「地方支部長」という。）は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会福岡県支部長、佐賀県支部長、長崎県支部長、熊本県支部長、大分県支部長、宮崎県支部長、鹿児島県支部長及び沖縄県支部長（以下「県支部長」という。）との情報交換及び連絡調整を行う。

（県支部長の役割）

第4条 県支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会福岡県支部、佐賀県支部、長崎県支部、熊本県支部、大分県支部、宮崎県支部、鹿児島県支部及び沖縄県支部（以下「県支部」という。）の各県支部内の日本水道協会の会員（以下「会員」という。）並びに地方支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（連絡担当部課等の指定）

第5条 地方支部長及び県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者（以下「連絡担当部課等」という。）を定める。

（連絡担当部課等に関する情報の交換）

第6条 県支部長は、連絡担当部課等に関する情報を、毎年6月末日までに様式1により、地方支部長に報告する。

2 地方支部長は、提出された情報を集約し、県支部長へ提供する。

3 県支部長は、第1項の規定により提出した内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

（物資等に関する情報の交換）

第7条 地方支部長及び県支部長は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、各自の防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に応援活動に従事できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

2 県支部長は、前項の規定による調査の結果を、次の各号に掲げる項目ごとに、毎年6月末日までに当該各号に掲げる様式により、地方支部長に報告する。

(1) 防災関係物資の備蓄状況 様式2

(2) 災害発生直後に応援活動に従事できる職員 様式3

3 地方支部長は、提出された情報を集約し、県支部長へ提供する。

4 県支部長は、第2項の規定により提出した内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

（物資の相互補完体制）

第8条 地方支部長及び県支部長は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に補完できる体制の確立に努める。

（調達可能な物資の調査）

第9条 地方支部長及び県支部長は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

(物資の規格の統一等)

第10条 防災関係物資については、必要に応じて規格の統一化及び備蓄に努める。

(施設管理等に関する情報の交換)

第11条 地方支部長及び県支部長は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、各自の防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

2 県支部長は、会員の水道事業に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を把握するよう努める。

3 前2項の規定により交換又は把握すべき情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水道施設位置図（浄・配水場、工事事務所、営業所等）
- (2) 応急給水予定場所を表示した図面
- (3) 使用資機材の規格
- (4) その他必要な図書

(応急対策マニュアル等の把握)

第12条 県支部長は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、会員の地域防災計画（法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。）に基づく応急対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努める。

第3章 災害発生時の取組み

(災害発生時における応援活動体制等)

第13条 災害発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表1のとおり定める。

(地方支部長の役割)

第14条 地方支部長は、災害を受けた会員が属する県支部長（以下「被災県支部長」という。）と連携し、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地方支部内会員の被災状況の把握
- (2) 災害の状況及び応援要請に関する県支部長との連絡調整
- (3) 応援本部の設置
- (4) 応援本部員の派遣
- (5) 国、県、日本水道協会本部その他関係機関との連絡調整
- (6) その他災害発生時において必要な業務

(被災県支部長の役割)

第15条 被災県支部長は、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 県支部内会員の被災状況の把握
- (2) 災害の状況及び応援要請に関する地方支部長との連絡調整
- (3) 応援本部の設置
- (4) 応援本部員の派遣
- (5) その他災害発生時において必要な業務

(応援幹事支部長の指定及び役割)

第16条 災害発生時において地方支部長又は被災県支部長の業務に支障をきたす場合に、地方支部長又は被災県支部長を補佐する応援幹事支部長を、別表2のとおり定める。

2 応援幹事支部長は、地方支部長と連携し、必要に応じて、前2条に掲げる業務を補佐する。

(連絡担当部課等間の情報交換)

第17条 地方支部長及び県支部長は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

(被害状況の早期把握)

第18条 被災県支部長は、災害の発生後、直ちに会員の被災状況を把握するよう努め、地方支部長に報告する。

(応援要請の実施)

第19条 被災県支部長は、災害を受けた会員から応援要請があり、当該県支部内での対応が困難と認めるときは、地方支部長に対し、他の県支部への応援要請を行うことができる。

2 被災県支部長が災害を受け、前項の規定による被災県支部長の応援要請が困難と認められるときは、応援幹事支部長が、応援要請を代行することができる。

3 前2項の規定による応援要請を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援活動の内容
- (3) 必要とする物資の品目及び数量
- (4) 必要とする応援要員
- (5) 応援活動の場所及びその場所への経路
- (6) 応援活動の期間
- (7) その他応援活動に必要な事項

4 第1項又は第2項の規定による応援要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに文書を送付する。

(応援要請への対応)

第20条 前条の規定による応援要請を受けた地方支部長は、国、県、日本水道協会本部その他関係機関と調整の上、他の県支部長に対して応援要請を行う。

2 前項の規定により応援要請を受けた県支部長は、できる限りこれに応じ、救援に努める。

3 地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援要請を行う。

(応援本部の設置)

第21条 地方支部長及び被災県支部長は、災害を受けた会員の市町村（以下「被災市町村」という。）に法第23条の2の規定による災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援活動に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができる。

2 前項の規定による応援本部は、被災市町村の依頼により、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被災市町村との情報交換及び連絡調整
- (2) 国、県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
- (3) 応援受入体制の支援
- (4) その他応援活動に必要な業務
- (5) 地方支部長及び被災県支部長は協議のうえ、前項各号に掲げる業務の総括を行う者を決定する。

3 第1項の規定により応援本部を設置した場合、被災市町村の依頼に基づき地方支部長、被災県支部長又は応援幹事支部長等は、応援本部員を派遣し、円滑な応援活動の実施に努める。

(応援本部の解散)

第22条 被災市町村に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、被災市町村の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐ。

2 前条第4項の規定により派遣された応援本部員は、前項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部から引き続き協力の要請があったときは、できる限りこれに応じる。

第4章 補 則

(協議)

第23条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成30年11月1日から適用する。

この協定の成立を証するため本書9通を作成し、各都市記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 30 年 11 月 1 日

日本水道協会九州地方支部長
福岡市長 高島 宗一郎

日本水道協会福岡県支部長
北九州市長 北橋 健治

日本水道協会佐賀県支部長
佐賀市長 秀島 敏行

日本水道協会長崎県支部長
長崎市長 田上 富久

日本水道協会熊本県支部長
熊本市長 大西 一史

日本水道協会大分県支部長
大分市長 佐藤 樹一郎

日本水道協会宮崎県支部長
宮崎市長 戸敷 正

日本水道協会鹿児島県支部長
鹿児島市長 森 博幸

日本水道協会沖縄県支部長
那覇市長 城間 幹子

別表 1 (第 13 条関係)

種別	発令の時期	体制
注意体制	震度 5 (弱) の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る体制とする。
警戒体制	震度 5 (強) の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を行うとともに、被災市町村の要請に応じて出動できる体制とする。
非常体制	震度 6 (弱) 以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、救援活動の準備完了後、被災市町村の要請に応じて直ちに出動できる体制とする。
注) 地震発生時以外においては、気象庁による特別警報、被害発生状況などの情報を基に、上記に準じた体制を整える。		

別表 2 (第 16 条関係)

災害を受けた県支部長等	応援幹事支部長	
	第 1 順位	第 2 順位
九州地方支部長	福岡県支部長	大分県支部長
福岡県支部長	九州地方支部長	熊本県支部長
佐賀県支部長	長崎県支部長	熊本県支部長
長崎県支部長	佐賀県支部長	九州地方支部長
熊本県支部長	九州地方支部長	福岡県支部長
大分県支部長	福岡県支部長	九州地方支部長
宮崎県支部長	大分県支部長	九州地方支部長
鹿児島県支部長	熊本県支部長	佐賀県支部長
沖縄県支部長	鹿児島県支部長	宮崎県支部長
注) 第 1 順位の応援幹事支部長が災害を受け、応援幹事支部長としての業務に支障が生じた場合、第 2 順位の応援幹事支部長が第 1 順位の応援幹事支部長に代わり応援幹事支部長の業務を遂行する。		

様式1 (第6条関係) (A4)

災害時連絡表

(平成 年 月現在)

〇〇〇水道局

連絡担当部課名	部 課 係	
連絡担当責任者	〇〇課長 〇〇 〇〇	
	TEL ()	FAX ()
連絡担当責任補助者	〇〇課 〇〇係 〇〇 〇〇	
	TEL ()	FAX ()

補 職 名	氏 名	電 話
水道事業管理者		昼間電話 ()
総 務 担 当 部 長		昼間電話 ()
総 務 担 当 課 長		昼間電話 () 夜間電話 ()
総 務 担 当 係 長		昼間電話 () 夜間電話 ()
防 災 担 当 者		昼間電話 () 夜間電話 ()

様式2 (第7条関係) (A4)

防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表				
(平成 年 月 末現在)				
〇〇〇水道局				
項 目	内 容	保 有 数 量	初期応援可能台数	備 考
車 両	給水車(m ³)	台	台	
	給水車(m ³)	台	台	
	トラック	台	台	
	クレーン車	台	台	
	そ の 他			
給 水 容 器	仮設水槽(m ³)	基	基	
	仮設水槽(m ³)	基	基	
	給水タンク(〇)	基	基	
	給水タンク(〇)	基	基	
	給水タンク(〇)	基	基	
	ポリ容器(〇)	個	個	
	ポリ容器(〇)	個	個	
	そ の 他			
機 材	応急給水装置	基	基	
	ろ過機	台	台	
	発電機	台	台	
	投光機	個	個	
	鉄管切断機	台	台	
	電動ネジ切機	台	台	
	そ の 他			
管 類	直管 (mm)	m	m	
	直管 (mm)	m	m	
	直管 (mm)	m	m	
	継手類	個	個	
缶 詰	水の缶詰	缶	缶	
	食糧	缶	缶	
そ の 他				

注 その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

様式3（第7条関係）（A4）

災害発生直後に応援に従事できる職員調査表

（平成 年 月現在）

〇〇〇水道局

派遣先	派遣人員
応急給水	1班 名 × 班 = 名
被害状況調査	調査員 名
応援本部	本部員 名

58 災害時における復旧支援協力に関する協定

長崎市上下水道局（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震や水害等の災害により甲の管理する公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の管路施設（以下、「協定管路施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、公共下水道については、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づき、農業集落排水及び漁業集落排水については、それに準ずるものとして協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した協定管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は長崎市上下水道局事業部下水道建設課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部長崎県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道等台帳データの提供）

第5条 甲は、協定管路施設の調査に必要な下水道等台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道等台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道等台帳データの開示）

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

（広域被災）

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

- 甲 長崎県長崎市桜町6番3号
長崎市上下水道局
長崎市上下水道事業管理者 野瀬 弘志 ㊞
- 乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会 長 長谷川 健司 ㊞

59 自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定書

長崎市上下水道局（以下「甲」という。）と一般社団法人日本下水道施設業協会（以下「乙」という。）とは、自然災害発生時における下水道機械・電気設備復旧のための緊急工事（以下「緊急工事」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲が管理する下水道機械・電気設備の緊急工事を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、緊急工事を実施する必要があると認めたときは、乙に必要な協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、その要請の趣旨に従い甲に協力するものとする。

（会員との協定）

第3条 甲の長崎市上下水道事業管理者は、緊急工事を円滑に実施するために、乙の会員と、甲乙協議のうえ別途定めた協定及びその様式を予め締結しておくものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和3年3月31日までとする。

但し、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（補 則）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 長崎県長崎市桜町6番3号
長崎市上下水道局
長崎市上下水道事業管理者 野瀬 弘志

乙 東京都中央区新川二丁目6番16号
一般社団法人 日本下水道施設業協会
会 長 木股 昌俊

60 長崎市と長崎海上保安部との包括連携協定書

長崎市（以下「甲」という。）と、長崎海上保安部（以下「乙」という。）は、相互の連携を深め、地域の安全・安心の確保と地域の街づくりに資するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙それぞれが持つ技能、知識、人材、体制、情報等を有効活用し、相互に連携・協力を行い、市民のより一層の安全・安心の向上及び地域の発展に資することを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し協力するものとする。

- 一 市民の海上における安全に関する事
- 二 人命救助、防災、環境保全についての連携強化に関する事
- 三 社会学習、青少年育成に関する事
- 四 地域の活性化に関する事
- 五 その他、甲、乙が必要と認める事項

（協議等）

第3条 前条各号に掲げる事項に関する具体的な取組内容、実施方法及び経費負担その他必要な事項については、それぞれの取組ごとに個別に協議して定めるものとする。

2 甲、乙は、協議を円滑に推進するため、予めそれぞれの担当する部課等を定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間が満了する1ヶ月前までに甲、乙のいずれかから何らかの申し出のないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務等）

第5条 甲、乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携において知り得た情報を、業務上必要な範囲においてのみ使用し、相互の事前の承諾なく第三者に開示又は提供してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も効力を有するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第6条 甲、乙は、個人情報保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙で協議の上決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上各1通を保有する。

令和6年3月14日

甲 長崎県長崎市魚の町4番1号

長崎市長

乙 長崎県長崎市松ヶ枝町7番29号

長崎海上保安部長

61 災害時における一時的な避難場所等の提供に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と株式会社KPG HOTEL&RESORT（以下「乙」という。）は、一時的な避難場所等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長崎市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する施設「i+Land nagasaki」を一時的な避難場所に提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に近隣住民（以下「一時的な避難者」という。）の一時的な避難場所の提供が必要と判断したときは、乙に対し協力を要請することができる。

（一時的な避難場所の提供）

第3条 乙は、甲から一時的な避難場所の提供に関する要請があった場合は、乙の所有または管理する敷地及び屋内施設（以下「施設等」という。）を一時的な避難者に開放し、受け入れるものとする。ただし、受け入れの可否や開放する施設等の範囲については、災害の状況に応じて、その都度甲乙協議の上、決定するものとし、乙が被災している等、正当な理由がある場合は、この限りではない。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、災害の状況に応じて、乙の判断のもと、施設等を一時的な避難者に開放し、受け入れることができる。

3 乙は、一時的な避難者を受け入れた場合は、可能な範囲でトイレ、水道水、空調、照明及び電源等を提供することとする。

（要請の方法）

第4条 甲が、第2条の要請を行うときは、一時的な避難場所開設要請書（様式第1号）より行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭（電話を含む）で要請を行い、その後速やかに一時的な避難場所開設要請書を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 一時的な避難者の受入れに伴う、施設等の使用料及び運営に要する費用は、乙が負担するものとする。

（平常時の協力）

第6条 甲及び乙は、平常時において次の事項について相互に協力するものとする。

（1）防災についての情報交換に関すること

（2）甲又は乙が実施する防災訓練等への参加に関すること

（連絡責任者等）

第7条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者等を定め、必要事項をあらかじめ連絡責任者等通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかから協定の解除または変更の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

令和5年6月27日

甲 長崎県長崎市魚の町4-1
長崎市長 鈴木史朗

乙 長崎県長崎市伊王島町一丁目甲3277-7
株式会社KPG HOTEL&RESORT
代表取締役 加藤友康

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

様

長崎市長

一時的な避難場所開設要請書

災害時における一時的な避難場所等の提供に関する協定書の第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

日時	年 月 日 時 分
場所	名称： 住所：
内容	一時的な避難場所の開設
その他	

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

連絡責任者等通知書

連絡責任者	所属	
	役職	
	ふりがな 氏 名	
	連絡先	TEL : FAX : mail :
実務担当者①	所属	
	役職	
	ふりがな 氏 名	
	連絡先	TEL : FAX : mail:
実務担当者②	所属	
	役職	
	ふりがな 氏 名	
	連絡先	TEL : FAX : mail :

62 大規模災害時における避難所施設としての利用に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と長崎旅館ホテル組合（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、旅館・ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を避難所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において住家が被災し、生活の本拠を失った場合又はそのおそれがある場合の要配慮者等に対し、一時的な避難措置として甲が乙に対し、宿泊施設の提供を要請するための手続きその他必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認められるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

（1）長崎市内において災害救助法の適用を受ける大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）指定避難所の閉鎖後に、自宅への入居並びに応急仮設住宅への入居及びその他居住施設の確保ができない被災者がいるとき。

（3）長崎市以外で発生した災害による被災者の受入を国又は関係都道府県知事から、要請されたとき。

2 乙は、甲から協力要請があった場合は、この協定に基づき、その業務の範囲内において可能な範囲で宿泊施設等の提供に協力する。

3 乙は、甲から協力要請を受けた場合、要配慮者等に対する支援の必要性を認識し、他の避難者よりも優先して、宿泊施設の提供に協力する。

（要配慮者等の範囲）

第3条 要配慮者等は、次のとおりとする。なお、受入先は、一般の宿泊施設であり、介護等における専門のスタッフ等が常駐していないことから、原則として専門的な介護等が必要な者については対象としない。

（1）高齢者（市町村が特に必要と認める場合を除き、原則として65歳以上の者に限る。）

（2）障害者（市町村が特に必要と認める場合を除き、原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）

（3）乳幼児

（4）妊産婦

（5）その他、甲が特に必要と認める者

（6）上記（1）から（5）までと同一世帯の者

（宿泊施設等の提供内容）

第4条 宿泊施設が提供するサービスの内容は次のとおりとする。

（1）宿泊

（2）食事

（3）入浴

（4）その他甲乙が協議し必要と認めるサービス

（要請手続き）

第5条 甲は、乙の会員に対して、協力を要請する際は、大規模災害時における避難所施設としての利用に関する協定書に基づく協力要請書（第2号様式）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は口頭によるものとし、事後に文書を提出するものとする。

（要請の期間）

第6条 宿泊施設への受入対象期間は、乙の宿泊施設が受入可能になった日から、自宅、公営住宅、民間賃貸住宅、応急仮設住宅等への入居が完了するなど、宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでを基準として、甲と協議の上、別途定める日までの期間とする。

（避難所施設としての利用に係る宿泊施設の借り上げ料等）

第7条 この協定に基づく宿泊施設の借上費用（第4条に定めるサービスの提供料金）の額は、災害救助法の適用額を基準として、甲乙協議の上別途定めるものとする。ただし、第4条に定めるサービス以外のサービスの利用料金は、利用者負担とする。

（取消料）

第8条 乙は、申し込み後に取り消しがあった場合であっても、甲に対して取り消し料は請求しないものとする。

（費用等の負担）

第9条 甲は、第4条第1項に掲げる被災者の収容のために宿泊施設が提供するサービスに係る費用を負担する。

62 大規模災害時における避難所施設としての利用に関する協定書

2 乙は、収容期間満了後、甲の指定する請求書により費用を請求するものとする。ただし、第6条に掲げる要請の期間が長期に及ぶ場合は、乙は、収容期間満了の途中において、甲と協議の上、随時費用を請求できるものとする。

(協力要請報告等)

第10条 乙の会員は、第5条の要請書により協力の要請を受けた際は、受入れの可否等について、大規模災害時における避難所施設としての利用に関する協定書に基づく協力要請報告書(第3号様式)により甲に報告するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は口頭によるものとし、事後に文書を提出するものとする。

2 乙の会員は、協力の要請を受けた際には、避難者一覧表(第4号様式)(以下「一覧表」という。)を作成するとともに、宿泊施設に収容した避難者の収容期間その他必要な事項に異動が生じた場合は、速やかに一覧表及び収容者異動報告書(第5号様式)により甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、協力要請に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡責任者をあらかじめ定め、協定締結後、速やかに「連絡責任者報告書」(第1号様式)により、相互に通知するものとする。

2 甲と乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(協力要請一覧)

第12条 乙は、協力要請の手続きを円滑に行うため、事前に利用可能な施設の名称、場所、連絡責任者及び連絡先を定め、協力要請施設一覧表(第6号様式)を作成するものとし、毎年度4月に更新したものを甲に提出するものとする。

2 乙は、第1項により報告された施設の増改築等により、当該建物の利用箇所に変更が生じる場合、または、その他の事情により、施設が使用不可能となるときは、甲に文書で報告するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月3日

甲 長崎市桜町2番22号
長崎市
長崎市長 田上 富久

乙 長崎市栄町5番5号 FM長崎ビル2F
長崎旅館ホテル組合
組合長 村木 營介

第1号様式

連絡責任者報告書

【長崎市】

担 当 課			
担 当 者			
住 所			
電話番号（直通）			
F A X 番 号			
E-mailアドレス			
時 間 外 連 絡 先	第1連絡者	氏 名	携帯番号
	第2連絡者	氏 名	携帯番号
	第3連絡者	氏 名	携帯番号

【長崎旅館ホテル組合】

担 当 係			
担 当 者			
住 所			
電話番号（直通）			
F A X 番 号			
E-mailアドレス			
時 間 外 連 絡 先	第1連絡者	氏 名	携帯番号
	第2連絡者	氏 名	携帯番号
	第3連絡者	氏 名	携帯番号

62 大規模災害時における避難所施設としての利用に関する協定書
第2号様式

長 防 危 第 号
年 月 日

ホテル・旅館 様

長 崎 市 長

大規模災害時における避難所施設としての利用に関する協定書に基づく協力要請書

大規模災害時における避難所施設としての利用に関する協定書第5条に基づき、次のとおり協力を要請します。

(1) 要請する理由	
(2) 要請する内容	
(3) 受入要請開始日	年 月 日～
(4) 受入要請数	旅館ホテル名 大人 人（男 人、女 人） 子供 人（男 人、女 人） 乳幼児 人 ※別紙避難者一覧記載のとおり
(5) 担当者名	防災危機管理室 氏名 連絡先 電話 095-822-0480 FAX 095-820-0108
(6) その他の連絡事項	

第3号様式

年 月 日

長崎市長 様

ホテル・旅館

大規模災害時における避難所施設としての利用に関する協定書に基づく協力要請報告書

大規模災害時における避難所施設としての利用に関する協定書第10条第1項に基づき、次のとおり報告します。

(1) 要請に対する措置	1 要請を受理します。 2 要請を拒否します。
(2) 要請に対し条件、 または、拒否する理由	
(3) 受入要請開始日	年 月 日～
(4) 受入受諾数	旅館ホテル名 大人 人（男 人、女 人） 子供 人（男 人、女 人） 乳幼児 人
(5) 担当者名	旅館名 担当 連絡先 電話 FAX
(6) その他の連絡事項	

第4号様式

(年 月 日)

[illegible]

– 164 –

第5号様式

年 月 日

長崎市長 様

収容者異動報告書

大規模災害時における避難所施設としての利用に関する協定書第10条第2項に基づき、次のとおり報告します。

1 退去			
異動者氏名	退去先	退去年月日	退去理由
2 期間延長			
異動者氏名	当初の期限	延長後の期限	延長の理由
3 その他			
異動者氏名	退去先	退去年月日	退去理由

[illegible]

63 災害時等における防災情報の発信に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）、長崎駅周辺まちづくり推進協議会（以下「乙」という。）及び東京テレメッセージ株式会社（以下「丙」という。）は、長崎駅周辺地区における災害時等の避難行動の適正化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、長崎市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における防災行政無線設備を活用した長崎駅周辺地区への確実な防災情報の発信に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 甲が所有する防災行政無線設備による防災情報の伝達
- (2) 乙の構成員が所有するデジタルサイネージその他の情報発信設備による防災情報の発信
- (3) 丙が運用する280MHz帯の電波の使用

（防災情報の内容）

第3条 甲、乙及び丙が連携して発信する防災情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 甲が防災行政無線放送により発信する情報
- (2) 避難所の開設情報、公共交通機関の運行情報その他の災害時等の避難行動に有益な情報
- (3) その他、甲及び乙が協議の上、必要と判断した情報

（費用の負担）

第4条 甲、乙及び丙は、原則として、本協定に基づく取組みに要する経費負担を求めないものとする。

（平常時の協力）

第5条 甲、乙及び丙は、平常時において、災害時等における防災情報の発信に関する情報交換に相互に協力するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙及び丙は、本協定に係る連絡責任者を定め、文書により通知するものとする。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

（守秘義務）

第7条 甲、乙及び丙は、本協定により相手方に開示する情報等のうち、秘密である旨指定された情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による同意がない限り、第三者に開示し、又は第1条に定める目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 相手方から開示を受ける前に既に公知がなされたもの
- (2) 相手方から開示を受ける前に既に自ら保有していたもの
- (3) 開示を受けた側の当事者の責によらずに公知となったもの
- (4) 開示を受けた側の当事者が後に秘密保持の義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
- (5) 法令による開示を求められたもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、甲及び乙が協議の上、開示することが適当と認められるもの

2 甲、乙及び丙は、前項の秘密情報について、善良なる管理者の注意を持って管理し、及び保管しなければならない。

3 前2項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙丙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第9条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、本協定を変更できるものとする。

（疑義の決定）

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上決定する。

甲、乙及び丙は、本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月 7日

- 甲 長崎市魚の町4番1号
長崎市
代表者 長崎市長 鈴木 史朗 印
- 乙 長崎市尾上町1番1号 株式会社JR長崎シティ内
長崎駅周辺まちづくり推進協議会
会長 九州旅客鉄道株式会社長崎支社 支社長 岸本 悟 印
- 丙 東京都港区西新橋2-35-2
東京テレメッセージ株式会社
代表取締役社長 清野 英俊 印

64 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における長崎市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎市における災害時の速やかな救援活動等の実施のためのセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動の円滑な実施のため、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

（センターの設置）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、甲はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、甲が管轄する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前条及び前項の規定に準じ、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 甲が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 乙は、甲がセンターを設置した場合、甲との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な運営を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）被災情報の把握
- （2）ボランティアニーズの把握
- （3）災害ボランティアの募集、受付
- （4）災害ボランティア活動の情報発信
- （5）センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- （6）ボランティア活動保険の加入手続
- （7）災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- （8）災害ボランティア活動に必要な移動支援
- （9）長崎市災害対策本部等との間の次に掲げる情報の共有
 - ア 被災状況・避難情報
 - イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ウ ボランティアによる支援活動の状況
 - エ 特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - オ その他甲及び乙が災害ボランティア活動に必要と認める情報
- （10）関係機関・団体との間の連絡、調整、仲介等

(11) その他センターの運営に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの運営等に関する費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項に定める費用のうち、長崎県共同募金会の「災害等準備金」、災害ボランティア活動に係る「寄付金」その他関連収入がある場合は、これを充当するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な費用が生じたときは、甲乙で協議するものとする。

(センターの閉鎖)

第10条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第11条 災害時におけるボランティア活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

(報告)

第12条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第13条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年7月3日

甲 長崎市魚の町4番1号
長崎市長 鈴木 史朗 印

乙 長崎市恵美須町4番5号
社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会
会長 馬場 豊子 印

65 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

長崎市（以下「甲」という。）と長崎県キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に協力を求める際の手続き等を定めることを目的とする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (2) 甲が指定する、被災場所等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (3) 乙が調達可能な物資の供給
- (4) 甲が提供する食材の調理
- (5) その他甲が指定する支援

（要請方法）

第4条 甲は、前条に掲げる事項の要請を行うときは、協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書類を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第5条 乙は、甲から第3条による要請を受けたときは、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努め、また、その措置の状況について状況報告書（第2号様式）を甲に提出し、報告するものとする。

- 2 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示または利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。
- 3 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。
- 4 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、必要に応じて、咀嚼・嚥下機能の低下している被災者に配慮した食事を提供するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が提供した原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

- 2 乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。
- 3 その他、事業の実施に際し別途費用負担が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第7条 甲は、乙から本協定に基づく正当な費用の支払い請求があった場合は、請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

（連絡体制の整備）

第8条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、連絡担当者名簿（第3号様式）により、相互に報告するものとする。

なお、お互い連絡先等に変更が生じた際は速やかに通知することとする。

（平時の取組み）

第9条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が実施する防災訓練及び防災啓発活動等に協力するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出が無い場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

また、甲が第3条に掲げる事項を要請している場合には、甲乙協議の上、協定解除の時期などを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上それぞれ1通を保有するものとする。

65 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

令和6年9月1日

甲 長崎市魚の町4番1号

長崎市長 鈴木 史朗

乙 長崎市八幡町3番19号1F

長崎県キッチンカー協会

代表理事 安井 忠行

66 災害時における一時的な避難場所の提供に関する協定

長崎市(以下「甲」という。)と長崎西彼農業協同組合(以下「乙」という。)は、一時的な避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎市内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する施設「長崎西彼農業協同組合 琴海支店」を一時的な避難場所に提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に近隣住民(以下「一時的な避難者」という。)の一時的な避難場所の提供が必要と判断したときは、乙に対し協力を要請することができる。

(一時的な避難場所の提供)

第3条 乙は、甲から一時的な避難場所の提供に関する要請があった場合は、乙の所有または管理する敷地及び屋内施設(以下「施設等」という。)を一時的な避難者に開放し、受け入れるものとする。ただし、受け入れの可否や開放する施設等の範囲については、災害の状況に応じて、その都度甲乙協議の上、決定するものとし、乙が被災している等、正当な理由がある場合は、この限りではない。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、災害の状況に応じて、乙の判断のもと、施設等を一時的な避難者に開放し、受け入れることができる。

3 乙は、一時的な避難者を受け入れた場合は、可能な範囲でトイレ、水道水、空調、照明及び電源等を提供することとする。

(要請の方法)

第4条 甲が、第2条の要請を行うときは、一時的な避難場所開設要請書(様式第1号)より行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭(電話を含む)で要請を行い、その後速やかに一時的な避難場所開設要請書を提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 一時的な避難者の受入れに伴う、施設等の使用料及び運営に要する費用は、原則乙が負担するものとする。ただし、施設等の使用が長期にわたる等、乙が費用の負担に関して協議が必要と判断した場合は、甲乙が協議して決定するものとする。

(平常時の協力)

第6条 甲及び乙は、平常時において次の事項について相互に協力するものとする。

- (1) 防災についての情報交換に関すること
- (2) 甲又は乙が実施する防災訓練等への参加に関すること

(連絡責任部署)

第7条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任部署を定め、連絡責任部署通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかから協定の解除または変更の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

令和6年12月2日

甲 長崎県長崎市魚の町4-1
長崎市 長 鈴木 史朗

乙 長崎県長崎市興善町6-7
長崎西彼農業協同組合
代表理事組合長 中川 一範

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

様

長崎市長

一時的な避難場所開設要請書

災害時における一時的な避難場所等の提供に関する協定書の第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

日時	年 月 日 時 分
場所	名称: 住所:
内容	
その他	

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

様

連絡責任部署通知書

連絡責任部署	部署	
	役職	
	連絡先	TEL: FAX: mail:

67 災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定

長崎市（以下「甲」という。）と九州福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時における救援物資の荷捌き及び輸送等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長崎市において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、災害応急対策に必要な生活必需品や資機材等の荷捌き及び輸送業務が迅速かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、第4条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請する。
2 前項の規定による要請は、業務依頼書（第1号様式）により業務の内容を指定して行う。ただし、業務依頼書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに業務依頼書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに協力をを行うものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、業務報告書（第2号様式）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し、協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に関する荷役の提供と緊急支援物資の荷捌き業務等を総括する指導者の派遣
- （2）甲が指定する物資の集積拠点における物資の荷捌き業務に必要な機器（ロールボックス、平パレット、フォークリフト等）の貸与とその操作者の派遣
- （3）甲が指定する物資の集積拠点と各避難所間の物資の輸送
- （4）物資集積拠点としての営業所等の活用
- （5）その他、甲が必要と認める事項

（車両の運行への配慮）

第5条 甲は、乙が前条の業務を行う際には、車両を優先車両として、通行できるように配慮するものとする。

2 甲は、車両の運行に支障をきたさないよう、関係機関と連携して安全確保に努め、必要に応じて乙へ指示するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定により、乙が実施した業務に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時における緊急支援物資の荷捌き及び輸送にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づき、その費用を乙に支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（体制の整備）

第9条 甲及び乙は、災害時の緊急輸送に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について、疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1部を保有する。

令和7年2月26日

甲 長崎市魚の町4番1号
長崎市
長崎市長 鈴木 史朗

乙 福岡県福岡市博多区榎田1丁目5番8号
九州福山通運株式会社
代表取締役 奥野 民男

68 災害時の帰宅困難者の一時滞在施設の提供等に関する協定

長崎市（以下「甲」という。）及び株式会社リージョナルクリエーション長崎（以下「乙」という。）は、乙が管理する次の建築物（以下「対象建築物」という。）を、甲が、地震又は風水害その他の災害により鉄道等の公共交通機関が運行停止などにより、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時滞在施設として使用すること等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

対象建築物の表示

建築物の名称 長崎スタジアムシティ

所在地 長崎市幸町7番1号

所有者 株式会社ジャパネットホールディングス

管理者 株式会社リージョナルクリエーション長崎

構造等 鉄骨・鉄筋コンクリート造 14階建て

建築年 令和6年

（目的）

第1条 この協定は、帰宅困難者が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲は乙に対して、乙の管理する対象建築物を一時滞在施設として使用することについて協力を要請し、乙はこの要請に基づき、帰宅困難者の受入れを開始することで、地域における混乱、事故の発生等の抑制を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において一時滞在施設とは、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（使用範囲）

第3条 甲が一時滞在施設として使用する対象建築物の範囲及び備蓄倉庫については別に定める。

（対象建築物変更等の報告）

第4条 乙は、対象建築物の増改築又は除却等により、一時滞在施設の延べ面積等に変更が生じる場合、又は対象建築物の一時滞在施設としての使用が不可能となる場合には、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（一時滞在施設の周知）

第5条 乙は、甲が平常時に対象建築物が一時滞在施設であることの周知を行うことについて了承するものとし、その周知方法については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（乙の協力内容）

第6条 乙は、対象建築物の安全等を確認した上で、甲からの要請を受けて、又は自らの判断により、対象建築物を一時滞在施設として提供するとともに、可能な限り多数の帰宅困難者に対して支援ができるよう、努めるものとする。併せて、近隣地域からの避難者に対しても帰宅困難者と同様に施設の提供に努めるものとする。

なお、一時滞在施設の開設及び運営は、原則として乙が行うものとする。

2 乙は、対象建築物を一時滞在施設として帰宅困難者に提供する際には、帰宅困難者の誘導について努めるものとする。

3 乙は、帰宅困難者の受け入れ状況その他、一時滞在施設の運営上必要な事項について、甲と逐次連絡を取りながら、情報の伝達や発生した問題への対応等について努めるものとする。

4 備蓄物資のほか、水道水やトイレ等、乙が提供することができるものについては、可能な範囲で帰宅困難者への提供に努めるものとする。

（費用負担）

第7条 対象建築物の一時滞在施設としての使用は、原則として無料とするものとし、有料となる場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（対象建築物・備品の破損時等の対応）

第8条 第6条による対象建築物の一時滞在施設としての提供に伴い、施設、備品等に損害を与えた場合、その復旧にかかる費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要請期間等）

第9条 甲が乙に対し、一時滞在施設としての使用について要請できる時間帯は、原則として乙の営業時間内に限るものとし、帰宅困難者の一時滞在の期間は、開設した日の翌朝までとする。ただし、要請の時間帯及び期間につ

いては、甲乙協議の上、延長ができるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定で定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙からこの協定について別段の申し出がない場合は、協定期間満了の時から協定期間を1年間として自動更新されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月21日

甲 長崎市魚の町4番1号

長崎市

長崎市長 鈴木 史朗

乙 長崎市幸町7番1号

株式会社リージョナルクリエーション長崎

代表取締役社長 岩下 英樹

69 災害時の医療救護活動等に関する協定書

長崎市(以下「甲」という。)と一般社団法人長崎市医師会(以下「乙」という。)は、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎市地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が行う医療救護活動等について、甲と乙が連携して対処するための必要事項を定める。

(医師会災害救護班の要請及び派遣)

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動等を実施する必要がある場合は、乙に対し、医師会災害救護班(以下「救護班」という。)の派遣を要請できるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は救護班を編成し、被災現場又は甲が開設する救護所等に派遣できるものとする。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲による要請を待つことができないと判断したときは、前項の規定にかかわらず救護班を派遣できるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により救護班の派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(災害医療救護等活動計画の策定)

第3条 乙は、この協定に基づく医療救護等活動を実施するため、あらかじめ次の事項を記載した災害医療救護等活動計画を策定しておくものとする。

- (1) 医療救護等組織及び指揮命令系統
- (2) 各医療救護等組織の業務
- (3) 医療救護等活動の実施方法
 - ア 災害状況の把握方法、連絡体制、具体的応援要請及び出動指令方法
 - イ 携行する医薬品、医療資器材等の内容
 - ウ その他必要な事項

(救護所及び災害協力病院)

第4条 救護所は、甲が、災害の状況に応じて、市立診療所のほか、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日本赤十字社等の協力を得て、病院、学校、公民館等の安全な場所に開設するものとする。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、被災地周辺の災害協力病院に救護所の設置を要請するものとする。

(救護班の業務)

第5条 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災現場及び救護所等での負傷者等に対するトリアージ及び応急処置等の必要な医療の実施
- (2) 被災現場及び救護所等から医療機関への負傷者搬送時の医療
- (3) 死亡の確認及び死体の検案
- (4) 分娩に伴う処置
- (5) その他医療救護を実施するうえで必要な措置

(指揮命令及び連絡調整)

第6条 災害時における医療救護等活動の要請又は連絡調整は、別図1のとおりとする。

- 2 甲と乙は、災害時に、被災地に派遣される様々な医療チームの調整合体を強化するため、県の災害対策本部下に設置される医療保健班や、市災害対策本部(市民健康部)において、被災地の医療ニーズを適切に把握し、県知事が委嘱する県災害医療コーディネーターや地域災害医療コーディネーターと連携して医療チームの派遣調整業務等のコーディネートを行うものとする。

(救護班の移動等)

第7条 救護班は、現地までの移動、関係機関との連絡、生活手段等について、原則として、自ら確保しながら継続した活動を行うものとする。ただし、現地までの移動が困難な場合は、甲が必要な対応を行うものとする。

(医薬品、医療資器材等)

第8条 救護班は、原則として甲が調達する医薬品、医療資器材等を使用するものとする。ただし、緊急の場合には、救護班が携行したものを使用できるものとする。

2 救護班が使用する医薬品、医療資器材等の補給及び輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療費）

第9条 救護所等における医療費は、患者に対して請求しないものとする。

2 救護所等以外の後方収容医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、同法の定めるところによる。

（費用弁償等）

第10条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班等の派遣に要する人件費及び諸経費
- (2) 救護班等が携行した医薬品、医療資器材等を使用した場合の実費
- (3) 救護班等の班員等が活動において負傷、疾病、傷害又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前3号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要な経費

（紛争の処理）

第11条 この協定に基づき実施した医療救護活動等に関し、第三者との間で紛争が生じた場合は、甲乙協力して処理及び解決に当たるものとする。

- 2 前項の場合において、医療従事者等が第三者から損害賠償の訴えを提起されたときは、甲は乙と協議しその解決に向けて協力するものとする。この場合において、甲が裁判の判決等に基づき当該訴えに係る損害の賠償をしたときは、甲は、医療従事者等に故意又は重大な過失がない限り、乙又は当該医療従事者等に対して求償しないものとする。

（研修及び訓練）

第12条 乙は、医療救護活動等に関する研修に努めるとともに、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

- 2 前項の規定による費用支弁等については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（実施細目）

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は別に定めるものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月21日

（甲）長崎市魚の町4-1
長崎市
代表者 長崎市長 鈴木 史朗

（乙）長崎市栄町2-22
一般社団法人 長崎市医師会
代表者 会長 松元 定次

70 災害時の医療救護活動等に関する協定書

長崎市(以下「甲」という。))と一般社団法人長崎市薬剤師会(以下「乙」という。))は、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、長崎市地域防災計画(以下「防災計画」という。))に基づき、甲が行う医療救護活動について、甲と乙が連携して対処するための必要事項を定める。

(薬剤師会災害救護班の要請及び派遣)

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動等を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師会災害救護班(以下「救護班」という。)の派遣を要請できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は救護班を編成し、被災現場又は甲が開設する救護所等に派遣できるものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲による要請を待つことができないと判断したときは、前項の規定にかかわらず救護班を派遣できるものとする。

4 乙は、前項の規定により救護班の派遣を行った場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(災害医療救護等活動計画の策定)

第3条 乙は、この協定に基づく医療救護活動を実施するため、あらかじめ次の事項を記載した災害医療救護等活動計画を策定しておくものとする。

(1) 医療救護等組織及び指揮命令系統

(2) 各医療救護等組織の業務

(3) 医療救護等活動の実施方法

ア 災害状況の把握方法、連絡体制、具体的応援要請及び出動指令方法

イ 携行する医薬品、医療資器材等の内容

ウ その他必要な事項

(救護所及び災害協力病院)

第4条 救護所は、甲が、災害の状況に応じて、市立診療所のほか、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日本赤十字社等の協力を得て、病院、学校、公民館等の安全な場所に開設するものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、被災地周辺の災害協力病院に救護所の設置を要請するものとする。

(救護班の業務)

第5条 救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 被災現場及び救護所等での負傷者等に対する調剤、服薬指導及び薬事相談

(2) 被災現場及び救護所等における医薬品の仕分け、管理

(3) 各避難所における巡回、衛生管理及び一般医薬品の配布

(4) その他医療救護を実施するうえで必要な措置

(指揮命令及び連絡調整)

第6条 災害時における医療救護等活動の要請又は連絡調整は、別図1のとおりとする。

2 甲と乙は、災害時に、被災地に派遣される様々な医療チームの調整体制を強化するため、県の災害対策本部下に設置される医療保健班や、市災害対策本部(市民健康部)において、被災地の医療ニーズを適切に把握し、県知事が委嘱する県災害薬事コーディネーターや地域災害医療コーディネーターと連携して医療チームの派遣調整業務等のコーディネートを行うものとする。

3 医療ボランティア等の薬剤師については、甲の調整により救護所等へ配置し、医療体制の充実を図るものとする。

(救護班の移動等)

第7条 救護班は、現地までの移動、関係機関との連絡、生活手段等について、原則として、自ら確保しながら継続した活動を行うものとする。ただし、現地までの移動が困難な場合は、甲が必要な対応を行うものとする。

(医薬品、医療資器材等)

第8条 救護班は、原則として甲が調達する医薬品、医療資器材等を使用するものとする。ただし、緊急の場合には、救護班が携行したものを使用できるものとする。

2 救護班が使用する医薬品、医療資器材等の補給及び輸送は、原則として甲が行うものとする。

(調剤費)

第9条 救護所における調剤費は、患者に対して請求しないものとする。

- 2 救護所等以外の方収容医療施設における調剤費は、原則として患者負担とする。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、同法の定めるところによる。

(費用弁償等)

第10条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班等の派遣に要する人件費及び諸経費
- (2) 救護班等が携行した医薬品、医療資器材等を使用した場合の実費
- (3) 救護班等の班員等が活動において負傷、疾病、傷害又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前3号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要な経費

(紛争の処理)

第11条 この協定に基づき実施した医療救護活動等に関し、第三者との間で紛争が生じた場合は、甲乙協力して処理及び解決に当たるものとする。

- 2 前項の場合において、薬剤師等が第三者から損害賠償の訴えを提起されたときは、甲は乙と協議しその解決に向けて協力するものとする。この場合において、甲が裁判の判決等に基づき当該訴えに係る損害の賠償をしたときは、甲は、薬剤師等に故意又は重大な過失がない限り、乙又は当該薬剤師等に対して求償しないものとする。

(研修及び訓練)

第12条 乙は、医療救護活動等に関する研修に努めるとともに、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

- 2 前項の規定による費用支弁等については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(実施細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 長崎市魚の町4-1

長崎市

代表者 長崎市長 鈴木 史朗

(乙) 長崎市茂里町3-18

一般社団法人 長崎市薬剤師会

代表者 会長 上田 展也

71 長崎市保健医療福祉調整地域本部の設置及び運営について

(1) 設置の目的

発災後、県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うため「県保健医療福祉調整班」が設置される。市長が必要と認めた場合は、災害時の保健医療活動を関係団体及び機関と連携し円滑に行うため、保健所に「市保健医療福祉調整地域本部」を設置し、福祉部などの関係部局と連携しながら医療救護活動等を行う。

市保健医療福祉調整地域本部の本部長は保健所長とし、本部の運営は保健総務班が行う。

(2) 保健医療福祉活動の実施

保健所（保健総務班）は、県への要請によって派遣された保健医療福祉活動チームに対し、保健医療福祉活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療福祉活動チームの避難所等への派遣の調整を行うこと。

(3) 保健医療福祉活動に関する情報連携

保健所（保健総務班）は、保健医療福祉活動チームに対し、適宜、当該保健医療福祉活動チームの活動内容及び収集した被害状況、保健医療福祉ニーズ等を報告するよう求めること。

(4) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

保健所（保健総務班）は、今後実施すべき災害時の保健医療福祉活動を把握するため、(3)により収集した保健医療福祉活動チームの活動の内容及び被害状況、保健医療福祉ニーズ等の整理及び分析を行うこと。

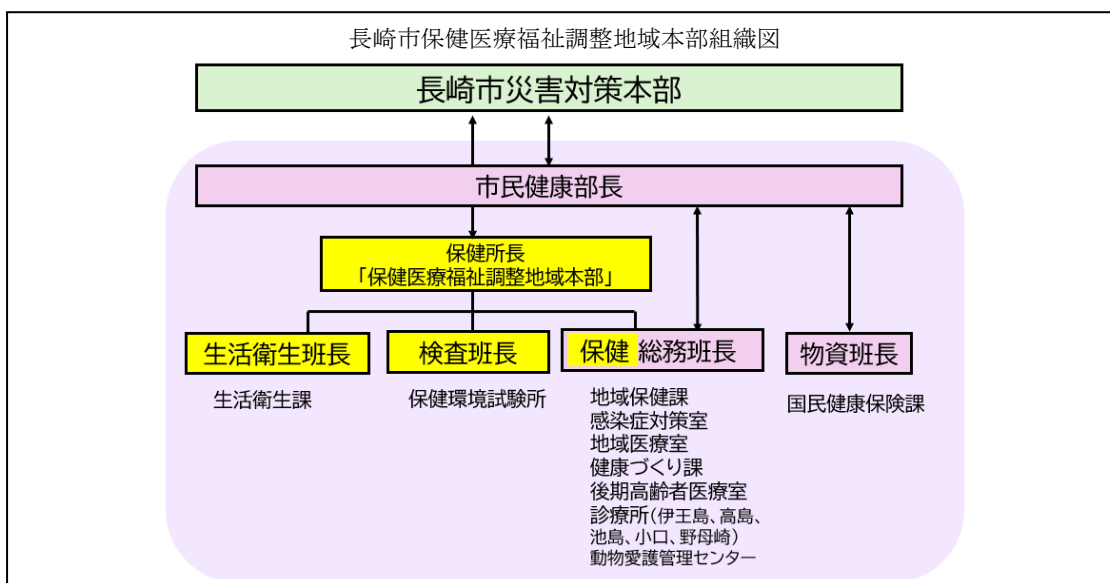
(5) 組織

ア 市保健医療福祉調整地域本部の業務は保健総務班（一部）、生活衛生班、検査班が担当する。

イ 本部における全体的な調整は保健総務班が担当する。

ウ 災害発生時にはDHEATやDMAT等、外部からの保健医療福祉活動チームが応援に入ることを想定し、本部組織の体制を整えること。

エ 本部の執務場所は、保健所長室を中心とした11階フロアとするが、分散した場合でも、必要に応じリエゾンを配置するなど、安定した連絡体制の確保に努めることとする。



(6) 必要な資機材の確保

ア 保健医療福祉活動、職員の生存、安全衛生に必要な資機材を平時から準備しておく。市保健医療福祉調整地域本部の活動に必要な資機材として、机、椅子、パソコン、プリンタ、通信環境、Web会議環境、データ共有ツール、ホワイトボード、ライティングシート、プロジェクター等がある。ヘルメット、安全靴等も準備しておく。

イ 物資の備蓄、調達、輸送手段の手配など地域防災計画等を確認し、災害対策本部を含めた体制や、担当部局、ロジスティクス等把握しておく。

ウ 情報通信システム等により、必要な機能を使えるようにしておく。

エ 現地に派遣される活動チームが使用する物資の調達については、平時から保健医療福祉調整地域本部事務局が検討しておく。ただし、外部から派遣される活動チームは自己完結（派遣元が調達）が基本である。

(7) 研修・訓練

ア 計画や規程等文書類の整備に加え、関連する研修や訓練を行い、組織内部の理解や実践準備につなげる。

- イ 市保健医療福祉調整地域本部の設置訓練など、具体的、実働的な訓練を定期的に行う。
- ウ 全国やブロックでの機会、自治体独自など、健康危機管理に関する研修や訓練を実施する。内容に応じて、災害時活動チームとなる各種関係機関のメンバーと合同で行う。
- エ 地域との関係機関と合同訓練を行うなど、その団体の活動を具体的に把握し、連携強化に努める。
- (8) 活動の安全衛生
 - ア 活動者や被災者の二次災害等の防止
 - (ア) 保健医療福祉活動等の安全衛生担当者を設ける。可能なら専任者を置く。
 - (イ) 安全衛生担当者は災害前に就業制限を受けていた職員の健康問題は特に留意する。
 - (ウ) 活動場所や、移動途上の安全に留意する。感染防護など状況、環境に応じた防護等に留意する。
 - (エ) 石綿を含んでいる可能性がある古い建材に留意し、長時間滞在する場合においてはばく露防止措置について検討する。
 - (オ) 活動のローテーション体制を設定する
 - イ 職員等の過重労働・メンタルヘルス対策
 - (ア) 業務マネジメント（労務管理）とメンタルヘルス対策（心のケア）を両輪で進める。
 - (イ) 業務マネジメントにより、勤務時間を管理し、交代で休めるようにする。
 - (ウ) 積極的に広報・情報発信（コミュニケーション）を行うことが、行政に対する批判や苦情の軽減につながり、ひいては業務負担軽減にもつながる。コミュニケーションに関する体制は、重複や情報の錯綜を防ぐうえでも、専任チームの担当など一元化する。
 - (エ) 特に災害対応の初期には職員が頑張り過ぎることもあり、場合によっては強制的な交代を求めることも必要である。
 - (オ) 長時間労働による脳心疾患等労働・公務災害のリスクが高まる。血圧測定は災害によるストレスを客観的に測定する指標となる。
 - (カ) 心のケアの4つの柱として、セルフケア、相互支援、組織的対応、専門職による支援を行う。
 - (キ) 災害産業保健支援チームDOHAT※の提供するJ-SPEED健康チェック等を活用し、セルフケアに努める。
- ※DOHAT：災害産業保健支援チーム（Disaster Occupational Health Assistance Team）
- (9) 本部会議の開催
 - ア 規程類で、市保健医療福祉調整地域本部の立ち上げ、解散についての手順を明確にする。災害対策本部設置に連動するなどにより、危機発生時に速やかに本部設置を行う。
 - イ 一定のサイクルで市保健医療福祉調整地域本部会議を開催する。
 - ウ 本部会議の構成や位置付け、開催方式を検討する。また必要に応じて幹部会議等も想定するなど、目的に応じて構成員含め複数の設定も検討する。
 - エ 会議は、情報共有、意思決定、モチベーション維持などの目的を明確にして効率的、効果的に実施する。
 - オ 会議体については事前に要項等を整理しておく。また、会議体以外に朝ミーティング等担当者間の情報共有を密にするしくみが非常に重要（福祉部門等も初期から巻き込んでおく）
- (10) 目的・戦略・目標・戦術
 - ア はじめに、理念や方向性を共通認識とするため災害対応の〈目的〉、大枠の〈戦略〉を定める。
 - イ その後状況を踏まえつつ、対応・活動のための〈目標〉を設定し、目標達成に向けた〈戦術〉を策定し、実施する。
 - ウ こうした流れを平時から検討しておき、災害発生時には、特に〈目標〉や〈戦術〉は状況を踏まえ見直しながら運用する。
 - エ 実施した結果の評価をふまえて、新たな〈目標〉を設定し、これに応じた実行計画を策定し実施する。この一連の流れを繰り返しながら、〈目的〉に向かって対応を進める。
- (11) 情報収集、状況認識、意思決定、実施
 - ア 情報収集、状況認識、意思決定、実施の一連の流れや、マネジメントのサイクルを意識する。各種の情報収集や状況認識をもとに、具体的な対応方針、計画を定め実施し、次の情報収集、状況認識につながっていく一連のプロセスである。
 - イ 海外の災害対応で用いられるインシデント・コマンド・システム（ICS）の肝は、意思決定に至るこのプロセスである。
- (12) 記録
 - 活動を行いながら、経時活動記録（クロノロ）等の記録をとる。
- (13) リスクコミュニケーション
 - ア 適切なリスクコミュニケーションを推進する。
 - イ 積極的に情報提供を行うとともに、一般住民やマスコミ等が疑問・不安に思うことを把握し、双方向のコミュニケーションを行う。
 - ウ 報道発表の他、適切な媒体を検討する。
 - エ 外国人、視聴覚障害者など、情報が届きにくい者に配慮する。
 - オ 偏見差別や偽・誤情報の回避・対応を行う。
 - カ そもそも、組織対応の共通原則においても重要なコミュニケーション（広報等）の体制を確認・整理する。

ばらばらに情報が出るなど重複や情報の錯綜を防ぎ、専任チームを置くなど一元化されていることが望ましい。また、リスクコミュニケーションにも平時からの各種関係者との関係が鍵となる

(14) 本部、関係機関等との連携

市災害対策本部や県保健医療福祉調整本部との連携を始め、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、市保健医療福祉調整地域本部の運営を行う。

(15) 市保健医療福祉調整地域本部の機能

市保健医療福祉調整地域本部では、県の保健医療福祉調整班と密な連携を図り、各種の会議等を通じて、支援活動団体を含め内外の関係者に状況の共有及び意思決定を促す材料を提供し、次の機能を担う。

ア 保健医療福祉活動チームの調整

イ 保健医療福祉活動に関する情報連携

ウ 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

72 災害時等における物資供給に関する協定

長崎市(以下「甲」という)とプラス株式会社ジョインテックスカンパニー(以下「乙」という)は、地震、風水害その他甚大な被害を及ぼす災害が発生、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という)に、必要な物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等に甲及び乙が協力し、住民生活の安心を図るため、必要な物資の供給協力に関する事項を定めるものとする。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資とし、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で乙が保有する、又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(物資供給の協力要請)

第3条 甲は、災害時等において、乙に対し、物資の供給を要請することができるものとする。

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し、「物資供給要請書」(別記様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後「物資供給要請書」(別記様式)を提出するものとする。

(物資供給の協力)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

(物資の引渡し等)

第5条 物資の引渡し日時及び場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費(以下「費用」という。)は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、変動を考慮して、甲乙協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払い)

第7条 前条の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に 甲が乙の指定する口座へ振込みにより支払うものとする。

(報告)

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者、在庫品目等について資料の提出を要請することができる。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、令和7年3月 31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、その後においてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 長崎県長崎市魚の町4番1号
長崎市長 鈴木 史朗

乙 東京都千代田区永田町2丁目13番10号
プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー
常務取締役 カンパニープレジデント 北川 一也

73 「ながさき海の駅」長崎サンセットマリーナの 防災利用に関する協定

長崎市（以下「甲」という。）、長崎サンセットマリーナ株式会社（以下「乙」という。）及び福田小学校区コミュニティ連絡協議会（以下「丙」という。）とは、平常時又は大規模災害時（以下「災害時等」という。）における長崎サンセットマリーナの防災機能の利用に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法に基づく長崎市地域防災計画に定める災害対策において、長崎サンセットマリーナにおける防災機能（物資の輸送及び備蓄、並びに避難者及び災害応急対策要員等の海上輸送。以下「施設機能」という。）の円滑な利用について、必要な事項を定めるものとする。

（防災利用に関する要件）

第2条 甲及び丙は、別紙1に掲げる大規模災害時における孤立地域への支援のための利用（福田地区が孤立した場合を含む。）が必要になった時は、乙の了承に基づき、長崎サンセットマリーナを利用することができるものとする。

2 別紙1に規定する業務のうち、大規模災害時に実施する業務については、第4条の手続きに基づき、甲が実施内容を決定するものとする。

（関係者の責務）

第3条 甲、乙及び丙は、大規模災害時に長崎サンセットマリーナの施設機能を利用した支援を円滑に実施できるよう、別紙1の役割をそれぞれ担うものとし、必要な施設や体制の整備などに努めるものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲が乙又は丙に別紙1に規定する全ての業務のうちいずれかの実施を要請する場合は、乙又は丙に要請書（第1号様式）を送付するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙又は丙が別紙1に規定する全ての業務のうちいずれかの実施を希望する場合は、甲に申請書（第2号様式）を送付するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により申請し、その後速やかに申請書を提出するものとする。なお、丙が所有する物資を平常時の訓練等で地区内へ提供する場合を除く。

（報告）

第5条 乙は前条の規定に基づき別紙1の業務に従事した場合は、甲へ実施報告書（第3号様式）により報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲、乙及び丙が行う別紙1に規定する業務の実施に要する費用については、原則各自が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲の要請に基づき乙が実施した船舶による物資及び人員の輸送に要した費用（燃料費、人件費、保険料その他、甲が必要と認める経費）は、甲の負担とする。

3 前項の費用の請求及び支払に関する手続きは、甲乙協議のうえ決定する。

（事故等）

第7条 乙は、船舶が故障その他の理由により運航できなくなったときは、可能な限り代替船舶を手配して、運航の継続に努めるものとする。

2 乙及び丙は、別紙1に規定する業務の実施に際し事故が発生したときは、甲へ事故等報告書（第4号様式）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により報告し、その後速やかに事故等報告書を提出するものとする。なお、丙が所有する物資を平常時の訓練等で地区内へ提供する場合を除く。

（補償）

第8条 甲、乙及び丙は、別紙1に規定する業務の実施にあたり、甲、乙及び丙の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、その賠償の責を負うものとする。

2 甲は、乙及び丙が別紙1に規定する業務に従事したことにより、乙及び丙の従事者が死傷し、又は乙及び丙の所有若しくは管理する船舶、車両等に損害が生じた場合（従事者の故意又は重大な過失による場合を除く）、その損害を補償するものとする。補償の内容及び範囲については、甲及び乙又は甲及び丙が協議のうえ、決定するものとする。ただし、丙が所有する物資を平常時の訓練等で地区内へ提供する場合を除く。

(協議)

第9条 本協定に定めがない事項又は協定に疑問が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

(連絡先等確認)

第10条 甲、乙及び丙は平常時及び災害時等の連絡体制を円滑なものとするため、別紙2の様式に基づき連絡担当者及び連絡先をあらかじめ定めるものとし、連絡担当者に変更が生じたときは、文書をもって相互に連絡するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この本協定の締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも特段の申し出がないときは、同一内容により1年間延長されたものとみなし、以降もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名（又は記名押印）の上それぞれ1通を保有するものとする。

令和8年3月16日

甲 長崎市魚の町4番1号

長崎市長 鈴木 史朗

乙 長崎市福田本町1892番地
長崎サンセットマリーナ株式会社

代表取締役社長 吉井 健

丙 長崎市福田本町10番地
福田小学校区コミュニティ連絡協議会

会長 田中 洋一

第1号様式（第4条第1項関係）

（要請先代表者） 様

年 月 日

長 崎 市 長

要 請 書

長崎サンセットマリーナの防災利用に関する協定第4条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

- 1 要請する内容
 - ・大規模災害時における孤立地域への支援
- 2 輸送の概要
 - ・輸送対象（物資の種類・数量／人員の種別・概数）：
 - ・輸送区間（発地・着地）：
 - ・希望日時：
- 3 特記事項

長 崎 市 長 様

年 月 日

要請先代表者

回 答 書

長崎サンセットマリーナの防災利用に関する協定第4条第1項の規定に基づき、

☐全部の要請を了承します。

☐一部内容を変更し、要請を了承します。

【変更内容】

☐以下の理由で、要請を拒否します。

【理由】

第2号様式（第4条第2項関係）

年 月 日

長 崎 市 長 様

（申請者代表者）

申 請 書

長崎サンセットマリーナの防災利用に関する協定第4条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

- 1 申請する内容
 - ・大規模災害時における孤立地域への支援
- 2 輸送の概要
 - ・輸送対象（物資の種類・数量／人員の種別・概数）：
 - ・輸送区間（発地・着地）：
 - ・希望日時：
- 3 特記事項

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

長 崎 市 長 様

（乙又は丙代表者）

実 施 報 告 書

長崎サンセットマリーナの防災利用に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 応援に従事した船舶数、船舶名及び人数
- 2 輸送の期間及び寄港の場所
- 3 輸送物資等の種類、名称及び数量
- 4 その他必要となる事項

第4号様式（第7条第2項関係）

年 月 日

長 崎 市 長 様

（乙又は丙代表者）

事 故 等 報 告 書

長崎サンセットマリーナの防災利用に関する協定第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 事故発生日時
- 2 事故発生場所
- 3 対象の船舶名及び乗船人数
- 4 応援業務の内容
- 5 事故の概要
- 6 被害の状況（人的・物的被害）
- 7 対応状況
- 8 特記事項

別紙 1 (第 2 条、第 3 条、第 7 条関係)

1 大規模災害時における孤立地域への支援 (以下「支援業務」と記す)

業 務 内 容	長崎市	長崎サンセットマリーナ (株)	福田小学校区 コミュニティ 連絡協議会
(1) 支援業務を行うためのスペースの確保		○	
(2) 輸送拠点 (船舶発着場所) の確保	○ (それ以外)	○ (サンセットマリーナ・出島)	
(3) 船舶の手配	○	○	
(4) 人員輸送の対象者の決定	○		
(5) 航行の安全確保 (海上保安部等との調整)	○	○	
(6) 船舶の安全運航、乗組員の管理		○	
(7) 乗船者への安全指示、避難誘導		○	
(8) 船舶からの物資の受入れ	○		○
(9) 船舶への物資の搬出	○		○
(10) 住民への物資の提供	○		○
(11) 支援業務に必要な人員の確保	○	○	○
(12) 支援業務に必要な機材の提供 (車両等)	○	○	○
(13) 業務で使用した場所の清掃	○		○
(14) 関係機関との連絡調整	○		

2 平常時における物資備蓄及び活動

業 務 内 容	長崎市	長崎サンセットマリーナ (株)	福田小学校区 コミュニティ 連絡協議会
(1) 備蓄倉庫の準備、提供		○	
(2) 備蓄物資の補給	○		○ (サンセットマリーナ 寄付分を含む)
(3) 備蓄物資の在庫管理	○		○
(4) 備蓄倉庫の管理		○	
(5) 備蓄倉庫の清掃	○		○
(6) 備蓄保管倉庫の鍵の管理	○	○	○
(7) 防災訓練の実施	○	○	○

別紙 2 (第 10 条関係)

1 各機関連絡先 (様式)

連絡先	長崎市	長崎サンセットマリーナ (株)	福田小学校区コミュニ ティ連絡協議会
担当者			
電話番号			
F A X			
メールアドレス			

長崎市水防計画

資 料 編

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

(1) 河 川

ア 二級河川

(各総合事務所)

番 号	水 防 管 理 団体名	水系名	河 川 名		重 要 水 防 区 域		予 想 される 事 態	対 策 水 防 工 法	予想される 被害状況 A 家屋 戸 B 耕地 ha C 道路 m D 鉄道 m
					区 域	延長 (m)			
1	長崎市	浦 上 川	浦 上 川	右	井手口橋上流50m～河口	9,400	溢 水 決 壊	積 土 の う 工	A600 B1 C4,000
				左	井手口橋上流50m～河口	9,400			
2	"	"	城 山 川	右	上流端～浦上川合流点	966	"	"	A300 B C900
				左	上流端～浦上川合流点	966			
3	"	"	大井手川	右	岩崎橋～浦上水源地上流端	1,500	"	"	A80 B C1,600
				左	岩崎橋～浦上水源地上流端	1,500			
4	"	"	三 川 川	右	上流端～浦上川合流点	2,887	"	"	A200 B C2,000
				左	上流端～浦上川合流点	2,887			
5	"	中 島 川	中 島 川	右	本河内低部ダム～河口	3,500	"	"	A4,900 B C5,000
				左	本河内低部ダム～河口	3,500			
6	"	"	西 山 川	右	西山ダム～中島川合流点	2,200	"	"	A180 B C900
				左	西山ダム～中島川合流点	2,200			
7	"	八 郎 川	八 郎 川	右	18号橋上流50m～河口	6,100	"	"	A800 B10 C4,500
				左	17号橋下流20m～河口	6,100			
8	"	"	中 尾 川	右	中尾ダム～八郎川合流点	1,500	"	"	A150 B5 C2,800
				左	中尾ダム～八郎川合流点	1,500			
9	"	"	現 川 川	右	亀鶴橋下流30m～八郎川合流点	1,200	"	"	A60 B2 C200
				左	亀鶴橋下流30m～八郎川合流点	1,200			
10	"	"	千間田川	右	6号橋上流50m～八郎川合流点	500	"	"	A5 B1 C100
				左	6号橋上流50m～八郎川合流点	500			
11	"	"	間の瀬川	右	滝の瀬橋上流50m～八郎川合流点	2,300	"	"	A4 B10 C300
				左	滝の瀬橋上流50m～八郎川合流点	2,300			
12	"	"	松 原 川	右	松雀橋上流300m～八郎川合流点	500	"	"	A1 B10 C300
				左	松雀橋上流300m～八郎川合流点	500			
13	"	"	正 念 川	右	上流端～八郎川合流点	1,812	"	"	A1 B6 C500
				左	上流端～八郎川合流点	1,812			
14	"	"	平古場川	右	中野橋上流200m～八郎川合流点	1,510	"	"	A70 B6 C2,000
				左	中野橋～八郎川合流点	1,300			

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区域		予想される事態	対策水防工法	予想される被害状況 A 家屋戸 B 耕地 ha C 道路 m D 鉄道 m
				区 域	延長(m)			
15	長崎市	八郎川	清水川	右 清藤橋上流120m～八郎川合流点	208	溢決 水壊	積のう工	A B C 190
				左 清藤橋上流120m～八郎川合流点	208			
16	"	若菜川	若菜川	右 大川橋上流260m～河口	1,500	"	"	A 420 B 12 C 2,000
				左 大川橋上流360m～河口	1,600			
17	"	"	川平川	右 上流端～若菜川合流点	284	"	"	A 3 B 2 C 200
				左	-			
18	"	日見川	日見川	右 馬川橋～河口	1,746	"	"	A 110 B C 2,400
				左 馬川橋～河口	1,746			
19	"	戸石川	戸石川	右 戸石橋～河口	897	"	"	A 20 B 10 C 400
				左 戸石橋～河口	897			
20	"	大浦川	大浦川	右 林橋～河口	317	"	"	A 300 B 0.5 C 400
				左 林橋～河口	317			
21	"	小江川	小江川	右 8号橋上流30m～河口	1,997	"	"	A 16 B 4 C 1,200
				左 8号橋上流30m～河口	1,997			
22	"	手熊川	手熊川	右 上浦橋～河口	1,164	"	"	A 55 B 18 C 700
				左 上浦橋～河口	1,164			
23	"	式見川	式見川	右 畝方渕橋上流30m～河口	1,300	"	"	A 190 B 4 C 800
				左 畝方渕橋上流30m～河口	1,300			
24	"	多以良川	二股川	右 2号橋～多以良川合流点	100	"	"	A 40 B 0.1 C 500
				左 2号橋～多以良川合流点	100			
25	"	"	多以良川	右 第1多以良橋上流20m～河口	2,700	"	"	A 8 B 3 C 500
				左 多以良元橋上流320m～河口	1,800			
26	"	千々川	千々川	右 千々橋上流200m～河口	643	"	"	A 2 B 0.1 C 150
				左 千々橋上流200m～河口	643			
27	"	三重川	三重川	右 6号橋～河口	1,233	"	"	A 840 B 15 C 800
				左 6号橋～河口	1,233			
28	"	鹿尾川	鹿尾川	右 極楽橋上流80m～河口	2,300	"	"	A 200 B 4 C 2,270
				左 極楽橋上流80m～河口	2,300			
29	"	"	"	右 小ヶ倉ダム下流200m～ 鹿尾ダム上流140m	2,000	"	"	A 7,150 B C 730
				左 小ヶ倉ダム下流200m～ 鹿尾ダム上流140m	2,000			

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

番号	水防管理団体名	水系名	河川名		重要水防区域		予想される事態	対策水防工法	予想される被害状況 A 家屋戸 B 耕地 ha C 道路 m D 鉄道 m
					区 域	延長(m)			
30	長崎市	江川川	江川川	右	高野原橋上流600m～河口	2,650	溢決 水壊	積のう土工	A70 B2 C2,300
				左	高野原橋上流600m～河口	2,650			
31	"	"	落矢川	右	落矢ダム～江川川合流点	700	"	"	A40 B C450
				左	落矢ダム～江川川合流点	700			
32	"	黒浜川	黒浜川	右	二番田橋上流30m～河口	300	"	"	A10 B4 C400
				左	黒浜ダム～河口	700			
33	"	江川	江川	右	高浜ダム～八幡橋上流120m	1,100	"	"	A79 B9.6 C1,300
				左	高浜ダム～河口	1,400			
34	"	大川	大川	右	土井橋上流150m～河口	2,000	"	"	A26 B2 C900
				左	上流端～河口	2,600			
35	"	蚊焼大川	蚊焼大川	右	上流端～河口	1,000	"	"	A80 B3 C400
				左	上流端～河口	1,000			
36	"	宮崎川	宮崎川	右	丸ヶ倉橋～河口	1,400	"	"	A17 B6 C1,600
				左	丸ヶ倉橋～河口	1,400			
37	"	出津川	出津川	右	渡瀬橋下流200m～河口	2,100	溢水	"	A10 B1 C300
				左	渡瀬橋下流200m～河口	2,100			
38	"	黒崎川	黒崎川	右	湯の花橋上流400m～河口	900	"	"	A20 B1 C700
				左	湯の花橋上流400m～河口	900			
39	"	神浦川	神浦川	右	2号堰～歩道橋 (市道神浦丸尾町神浦向町1号線)	1,200	溢決 水壊	"	A472 B35 C1,900
				左	2号堰～神浦橋下流80m	1,500			
40	"	"	鶴山谷川	右	上流端～神浦川合流点	400	"	"	A1 B0.1 C40
				左	上流端～神浦川合流点	400			
41	"	川下川	川下川	右	国道202号交差部より上流240m	240	"	"	A23 B12 C565
				左	国道202号交差部より上流240m	240			
42	"	西海川	西海川	右	大正橋上流50m～河口	2,600	"	"	A20 B20 C900
				左	平床橋下流200m～河口	3,313			
43	"	"	谷口川	右	九十九橋上流180m～西海川合流点	1,808	"	"	A B6 C250
				左	九十九橋上流180m～西海川合流点	1,808			
44	"	戸根川	戸根川	右	5号橋上流50m～河口	2,929	"	"	A12 B4 C300
				左	5号橋上流50m～河口	2,929			

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

[illegible]

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

イ 準用河川

（各総合事務所）

番号	水系名	河川名		重要水防区域		予想される事態	対策 水防工法	予想される被害状況 A 家屋戸 B 耕地 ha C 道路 m D 鉄道 m
				区	域 延長 (m)			
1	江川	大野川	右	高浜町字南毛首489番地先～江川合流点	720	溢水	積土	A43 B2.2
			左	高浜町松山491番ハ地先～	720	決壊	俵工	C450
2	江川	田郷川	右	高浜町字曾段田2078番口地先 ～大野川合流点	520	〃	〃	A10 B0.4
			左	高浜町東長野1978番地先 ～大野川合流点	520			C310
3	浜田川	浜田川	右	高浜町字下拂4641番地先～海	450	〃	〃	A19 B1.2
			左	高浜町字下拂4636番地先～海	450			C370
4	深浦川	深浦川	右	野母町字山ノ神下299番地先～海	560	溢水	〃	A43 B0.2
			左	野母町香仏194番地先～海	560			C200
5	水ノ浦川	水ノ浦川	右	野母崎樺島町字岩瀬戸1518番3地先 ～野母崎樺島町字西眞浦1095番3地先	270	溢決	水壊 〃	A42
			左	野母崎樺島町字岩瀬戸1526番6地先 ～野母崎樺島町水ノ浦1640番6地先	270			C550
6	蚊焼大川	宮川	右	蚊焼町字庚甲ノ元1960番5地先 ～蚊焼町字庚甲ノ元1974番2地先	160	〃	〃	A11 B0.2
			左	蚊焼町字庚甲ノ元1981番2地先 ～蚊焼町字庚甲ノ元1975番1地先	160			C50
7	四戸ノ川	四戸ノ川	右	琴海形上町1702-1～琴海形上町1743-1	320	溢水	積土 のう工	B2.2
			左	琴海形上町2190-3～琴海形上町1776-1	320			C500
8	大川	久良川	右	布巻町1395-2～布巻町1237-4	140	溢水	積土 のう工	B0.1
			左	布巻町1393-2～布巻町1489-3	140			
9	宮崎川	小崎川	右	川原町1477-3～川原町2211-2	390	溢水	積土 のう工	B0.45
			左	川原町2146-1～川原町2245-2	390			C780
10	金取川	金取川	右	宮崎町1769-1～宮崎町1809-1	60	溢水	積土 のう工	B0.1
			左	宮崎町1769-7～宮崎町1767	60			
11	川原古川	川原古川	右	川原町1981-8～川原町1981-7	50	溢決	水壊 積土 のう工	C50
			左	川原町348-1～川原町346-2	50			
12	松尾川	松尾川	右	脇岬町635-2～脇岬町695-3	80	溢決	水壊 積土 のう工	B0.6
			左	脇岬町632-6～脇岬町692-10	80			

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

ウ 都市下水路

（各総合事務所）

番号	水系名	都市下水路	重要水防区域		予想される 事態	対策水 防工法
			区 域	延長 (m)		
1	大 浦 下 水 路	大 浦	石 橋 ～ 海	400	溢 水	積土俵工
2	江 の 浦 下 水 路	江 の 浦	江の浦町2番 ～ 旭橋	200	〃	〃

エ 普通河川

（各総合事務所）

番号	水系名	河 川 名		重要水防区域		予 想 される 事態	対 策 水 防 工 法	予想される 被害状況 A 家屋 戸 B 耕地 ha C 道路 m D 鉄道 m
				区 域	延長 (m)			
1	三 重 川	三 重 川	右	三京町～三重川合流点	1,500	溢 水 決 壊	積 土 俵 工	A 6 B 0.5 C 400
			左	〃 ～ 〃	1,500			
2	〃	門 田 川	右	三重町～三重川合流点	100	〃	〃	A 90 C 130
			左	〃 ～ 〃	100			
3	檜 山 川	杉 谷 川	右	三重田町～檜山川合流点	500	〃	〃	A 3 B 0.5 C 200
			左	〃 ～ 〃	500			
4	多 以 良 川	鳴 見 川	右	鳴見町～多以良川合流点	100	〃	〃	A 4 C 50
			左	〃 ～ 〃	100			
5	手 熊 川	上 浦 川	右	上浦町～手熊川合流点	100	〃	〃	A 3 B 0.2 C 200
			左	〃 ～ 〃	100			
6	小 江 川	小 江 川	右	小江原町～小江川合流点	1,000	〃	〃	A 6 C 230
			左	〃 ～ 〃	1,000			
7	丸 山 川	丸 山 川	右	神の島2丁目～海	20	〃	〃	A 4 C 120
			左	〃 ～ 〃	20			
8	立 神 川	西 立 神 川	右	西立神町～立神川合流点	80	〃	〃	A 9 C 50
			左	〃 ～ 〃	80			
9	飽 の 浦 都市下水路	本 山 川	右	塩浜町～塩浜川合流点	100	〃	〃	A 10 C 40
			左	〃 ～ 〃	100			
10	飽 の 浦 都市下水路	宇 土 平 川	右	秋月町～飽の浦川合流点	50	〃	〃	A 10 C 70
			左	〃 ～ 〃	50			
11	〃	飽 の 浦 川	右	秋月町～飽の浦都市下水路合流点	100	〃	〃	A 15 C 100
			左	〃 ～ 〃	100			
12	〃	秋 月 川	右	秋月町～飽の浦川合流点	80	〃	〃	A 10 C 10
			左	〃 ～ 〃	80			

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

番号	水系名	河川名		重要水防区域		予想される 事態	対策 水防工法	予想される 被害状況 A 家屋戸 B 耕地 ha C 道路 m D 鉄道 m
				区 域	延長 (m)			
13	江の浦都市 下水路	江の浦川	右	江の浦町～江の浦都市下水路合流点	100	溢水 決壊	積土 俵工	A12 C100
			左	〃 ～ 〃	100			
14	浦上川	淵川	右	淵町～浦上川合流点	100	〃	〃	A 2
			左	〃 ～ 〃	100			
15	〃	春木川	右	春木町～浦上川合流点	200	〃	〃	A20
			左	〃 ～ 〃	200			
16	〃	立岩川	右	立岩町～城山川合流点	150	〃	〃	A15 C150
			左	〃 ～ 〃	150			
17	〃	青山川	右	青山町～城山川合流点	70	〃	〃	A 5 C70
			左	〃 ～ 〃	70			
18	〃	杉谷川	右	西町～西町都市下水路合流点	100	〃	〃	A10 C100
			左	〃 ～ 〃	100			
19	〃	浦上川	右	畦別当町～浦上川終点	250	〃	〃	A 2 C100
			左	〃 ～ 〃	250			
20	〃	江平川	右	江平町～江平都市下水路合流点	100	〃	〃	A 3 B0.2 C30
			左	〃 ～ 〃	100			
21	〃	呑田川	右	江平川～江平川合流点	130	〃	〃	A 5 B0.3 C50
			左	〃 ～ 〃	130			
22		穴弘法川	右	江平町～江平都市下水路合流点	100	〃	〃	A 3 B0.1 C100
			左	〃 ～ 〃	100			
23	〃	長尾川	右	坂本町～坂本町圧力管呑み口	200	〃	〃	A 4 C30
			左	〃 ～ 〃	200			
24	〃	山川	右	坂本町～岩川町	100	〃	〃	A 8 C100
			左	〃 ～ 〃	100			
25	〃	宝川	右	浜平川～浦上川合流点	100	〃	〃	A15 C100
			左	〃 ～ 〃	100			
26	〃	馬込川	右	御船蔵町～浦上川合流点	300	〃	〃	A10 C300
			左	〃 ～ 〃	300			
27	浪の平川	浪の平川	右	東琴平1丁目～海	300	〃	〃	A50 B0.1 C120
			左	〃 ～ 〃	300			
28	山口川	山口川	右	深堀町4丁目～海	200	〃	〃	A12 C100
			左	〃 ～ 〃	200			
29	大浦都市 下水路	八景川	右	八景町～星取川合流点	80	〃	〃	A 5 C80
			左	〃 ～ 〃	80			
30	〃	上田川	右	上田町～大浦都市下水路合流点	100	〃	〃	A20 C100
			左	〃 ～ 〃	100			

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

番号	水系名	河川名		重要水防区域		予想される 事態	対策 水防工法	予想される 被害状況 A 家屋戸 B 耕地 ha C 道路 m D 鉄道 m
				区 域	延長 (m)			
31	中 島 川	中 小 島 1 丁 目 川	右	中小島1丁目～上小島1丁目	200	溢 水 決 壊	積 土 俵 工	A15
			左	〃 ～ 〃	200			C20
32	〃	上 小 島 2 丁 目 川	右	上小島2丁目～銅座川合流点	150	〃	〃	A25
			左	〃 ～ 〃	150			C20
33	〃	上 鳴 川	右	上小島3丁目～銅座川合流点	150	〃	〃	A20
			左	〃 ～ 〃	150			C70
34	〃	高 平 川	右	高平町～銅座川合流点	250	〃	〃	A25
			左	〃 ～ 〃	250			C20
35	〃	玉 木 川	右	高平町～銅座川合流点	200	〃	〃	A20
			左	〃 ～ 〃	200			C150
36	〃	愛 宕 川	右	愛宕4丁目～銅座川合流点	200	〃	〃	A25
			左	〃 ～ 〃	200			C200
37	〃	白 木 川	右	白木町～銅座川合流点	130	〃	〃	A15
			左	〃 ～ 〃	130			C70
38	〃	銅 座 川	右	八ツ尾町～中島川合流点	3,000	〃	〃	A400
			左	〃 ～ 〃	3,000			C2,050
39	〃	シシトキ川	右	麴屋町～銅座川合流点	400	〃	〃	A45
			左	〃 ～ 〃	400			C190
40	〃	矢 の 平 川	右	矢の平4丁目～中島川合流点	950	〃	〃	A65
			左	〃 ～ 〃	950			C190
41	〃	網 切 川	右	本河内町～本河内低部貯水池	100	〃	〃	A5
			左	〃 ～ 〃	100			C50
42	〃	上 林 谷 川	右	本河内町～本河内低部貯水池	200	〃	〃	A25
			左	〃 ～ 〃	200			C40
43	〃	上 谷 川 (1)	右	本河内町～本河内高部貯水池	200	〃	〃	A25
			左	〃 ～ 〃	200			C90
44	〃	上 谷 川 (2)	右	本河内町～本河内高部貯水池	150	〃	〃	A5
			左	〃 ～ 〃	150			C30
45	〃	樽 角 川	右	鳴滝1丁目～鳴滝都市下水路合流点	250	〃	〃	A18
			左	〃 ～ 〃	250			C160
46	〃	小 川 川	右	西山1丁目～西山川合流点	200	〃	〃	A10
			左	〃 ～ 〃	200			C200
47	〃	水 の 平 川	右	西山3丁目～西山川合流点	300	〃	〃	A10
			左	〃 ～ 〃	300			C30
48	〃	西 山 川	右	西山4丁目～西山水源地	200	〃	〃	A5
			左	〃 ～ 〃	200			C10

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

番号	水系名	河 川 名		重 要 水 防 区 域		予 想 され る 事 態	対 策 水 防 工 法	予想される 被害状況 A 家屋戸 B 耕地 ha C 道路 m D 鉄道 m
				区 域	延長 (m)			
49	中 島 川	乱 林 川	右	木場町～西山木場川合流点	350	溢 水 決 壊	積 土 俵 工	A10 C100
			左	〃 ～ 〃	350			
50	〃	一 ノ 坂 川	右	木場町～西山木場川合流点	400	〃	〃	A 7 B0.8 C 50
			左	〃 ～ 〃	400			
51	〃	西 山 町 3 丁 目 川	右	西山3丁目～西山川合流点	140	〃	〃	A20 C100
			左	〃 ～ 〃	140			
52	若 菜 川	河 内 川	右	茂木町～若菜川合流点	550	〃	〃	A75 C280
			左	〃 ～ 〃	550			
53	〃	滑 川 川	右	茂木町～川平川合流点	50	〃	〃	C15
			左	〃 ～ 〃	50			
54	〃	茂木川平川	右	川平橋～川平川合流点	80	〃	〃	A 1 B0.1
			左	〃 ～ 〃	80			
55	〃	早 坂 川	右	田手原町～若菜川合流点	600	〃	〃	A 3 B18.3 C 4
			左	〃 ～ 〃	600			
56	〃	田手原川(1)	右	田手原町～早坂川合流点	100	〃	〃	A 5 C25
			左	〃 ～ 〃	100			
57	〃	田手原川(2)	右	田手原町～早坂川合流点	50	〃	〃	C50
			左	〃 ～ 〃	50			
58	飯 香 浦 川	石 垣 川	右	飯香浦町～飯香浦川合流点	400	〃	〃	A 7 B1.7 C210
			左	〃 ～ 〃	400			
59	太 田 尾 川	山川河内川	右	太田尾町～太田尾川	150	〃	〃	A 5 C100
			左	〃 ～ 〃	150			
60	〃	太 田 尾 川	右	太田尾町山川河内橋～海	640	〃	〃	B2.0
			左	〃 ～ 〃	640			
61	小 迫 川	小 迫 川	右	千々町～海	100	〃	〃	A 3 B0.2
			左	〃 ～ 〃	100			
62	元 木 場 川	元 木 場 川	右	北浦町～海	200	〃	〃	A 8 C200
			左	〃 ～ 〃	200			
63	戸 ケ 瀬 川	戸 ケ 瀬 川	右	牧島町～海	200	〃	〃	A10
			左	〃 ～ 〃	200			
64	宮 摺 川	宮 摺 川	右	宮摺町～海	400	〃	〃	C400
			左	〃 ～ 〃	400			
65	相 川 川	相 川 川	右	見崎町～準用河川相川川	500	〃	〃	A30 B1.0 C800
			左	相川町～ 〃	500			
66	八 郎 川	現 川 川	右	現川町～二級河川現川川上流端	500	〃	〃	A 2 B0.5 D400
			左	〃 ～ 〃	500			

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

番号	水系名	河川名	重要水防区域		予想される事態	対策水防工法	予想される被害状況 A 家屋戸 B 耕地ha C 道路m D 鉄道m
			区	域 延長(m)			
67	日見川	芒塚川	右	芒塚町～二級河川日見川合流点	200	溢水 決壊	積土 俵工 A12 C70
			左	〃 ～ 〃	200		
68	大浦川	大浦川 (1)	右	大浜町～二級河川大浦川合流点	300	〃	〃 A2
			左	〃 ～ 〃	300		
69	〃	大浦川 (2)	右	大浜町～大浦川(1)合流点	350	〃	〃 A3
			左	〃 ～ 〃	350		
70	鹿の尾川	上戸町 4丁目川	右	星取2丁目～小ヶ倉水源地上流	210	〃	〃 A2 B0.1
			左	〃 ～ 〃	210		
71	丹馬川	丹馬川	右	香焼町丹馬～海	600	〃	〃 A110 B42 C850
			左	〃 ～ 〃	600		
72	真浦川	真浦川	右	野母崎樺島町字へボノキ582番3地先 ～野母崎樺島町字儀長濱459番3地先	420	〃	〃 A42 B0.2 C420
			左	〃 〃	420		
73	西海川	長佐古川	右	西海町1427～西海川合流点	200	〃	〃 A3 B0.1
			左	〃 ～ 〃	200		
74	村松川	西海村松川	右	琴海村松町737～二級河川村松川合流点	250	〃	〃 A31 B1.0
			左	琴海村松町736～二級河川村松川合流点	250		
75	戸石川	戸石川	右	川内町748-6地先～戸石町1302-6地先	1,700	〃	〃 A20 B1.0 C200
			左	〃 ～ 〃	1,700		
76	戸石川	上戸石川	右	上戸石町1779-1地先～戸石川合流点	1,600	〃	〃 A30 B0.5 C300
			左	〃 ～ 〃	1,600		
77	飯香浦川	飯香浦川	右	飯香浦町3778-7地先～飯香浦川3351-1地先	1,800	〃	〃 A10 B1.0 C300
			左	〃 ～ 〃	1,800		
78	飯香浦川	飯香浦川 支川	右	飯香浦町3737-4地先～飯香浦川合流点	400	〃	〃 A3 B0.1 C10
			左	〃 ～ 〃	400		
79	西海川	西海川	右	西海町794-3地先～二級河川西海川合流点	330	〃	〃 A10 B0.1 C500
			左	〃 ～ 〃	330		
80	千々川	千々町川	右	千々町～二級河川千々川合流点	300	〃	〃 A4 B0.4
			左	千々町～二級河川千々川合流点	300		
81	三重川	三重川	右	三京町～二級河川三重川合流点	1,700	〃	〃 B0.2 C1,000
			左	三京町～二級河川三重川合流点	1,700		
82	大川	大川川	右	平山町砂防ダム下～二級河川大川合流点	1,350	〃	〃 A25 B2 C800
			左	平山町砂防ダム下～二級河川大川合流点	1,350		

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

番号	水系名	河川名		重要水防区域		予想される事態	対策 水防工法	予想される被害状況 A 家屋戸 B 耕地 ha C 道路 m D 鉄道 m
				区 域	延長 (m)			
83	浜田川	浜田川	右	高浜町～準用河川浜田川合流点	100	〃	〃	B 0.2
			左	高浜町～準用河川浜田川合流点	100			
84	小ヶ倉川	小ヶ倉川	右	小ヶ倉町2丁目412-5～海	350	〃	〃	A18
			左	小ヶ倉町2丁目348～海	350			C 300
85	大平川	大平川	右	琴海大平町1160-2～海	380	〃	〃	A1 B 1.9
			左	琴海大平町689-4～海	380			C 380
86	猪越川	猪越川	右	琴海大平町587-1～琴海大平町638-19	360	〃	〃	B 0.8
			左	琴海尾戸町3441～琴海尾戸町3408-5	360			C 360
87	大子川	大子川	右	琴海形上町1136～海	700	〃	〃	A1 B 2.3
			左	琴海形上町1137-1～海	700			C 290
88	川頭川	川頭川	右	為石町1436-1～為石町1391-1	60	〃	〃	A6
			左	為石町1434-1～為石町1177-1	60			B 0.5
89	戸根川	見上川	右	琴海戸根町3436-2～琴海戸根町3283	250	〃	〃	A2
			左	琴海戸根町3445-2～琴海戸根町3255-2	250			B 0.3 C 200
90	八郎川	千束野川	右	船石町1513～二級河川八郎川合流点	1,360	〃	〃	A6
			左	船石町1529-1～二級河川八郎川合流点	1,360			C 480
91	八郎川	大迫川	右	中里町2022-1～二級河川平古場川合流点	450	〃	〃	A5
			左	中里町1873-1～二級河川平古場川合流点	450			B 1.0 C 130
92	カマド川	カマド川	右	脇岬町296-1	40	〃	〃	B 0.2
			左	脇岬町286-3～脇岬町287-1	40			
93	浜田川	風破木川	右	高浜町4407地先～準用河川浜田川合流点	260	〃	〃	A 1
			左	高浜町4406地先～準用河川浜田川合流点	260			B 0.6

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

才 水 路

（各総合事務所）

番号	水系名	河川名	重要水防区域		予想される事態	対策水防工法	予想される被害状況 A 家屋戸 B 耕地 ha C 道路 m D 鉄道 m
			区	域 延長 (m)			
1	鍋ヶ倉水路	鍋ヶ倉水路	右	飯香浦町～飯香浦川合流点	500	溢水決壊	積土俵工 A 2 B0.1 C 200
			左	〃 ～ 〃	500		
2	草木原路	草木原路	右	飯香浦町～飯香浦川合流点	500	〃	〃 A 4 B0.5 C 200
			左	〃 ～ 〃	500		
3	御手水路	御手水路	右	本河内町～市道	300	〃	〃 A10 B0.2 C 100
			左	〃 ～ 〃	300		
4	尾上水路	尾上水路	右	春日町～海	200	〃	〃 B0.2 C 50
			左	〃 ～ 〃	200		
5	春日水路	春日水路	右	春日町～海	200	〃	〃 B0.2 C 50
			左	〃 ～ 〃	200		
6	大阪水路	大阪水路	右	上戸石町～上戸石川合流点	300	〃	〃 A 5 B0.2 C 100
			左	〃 ～ 〃	300		
7	農手水路	農手水路	右	松原町～市道	500	〃	〃 A 2 B0.5 C 200
			左	〃 ～ 〃	500		
8	境川水路	境川水路	右	松原町～間瀬川合流点	1,500	〃	〃 C 300
			左	〃 ～ 〃	1,500		
9	八峰水路	八峰水路	右	八峰～市道	150	〃	〃 B0.1 C 100
			左	〃 ～ 〃	150		
10	間瀬水路	間瀬水路	右	間瀬～間瀬川合流点	200	〃	〃 B0.2 C 100
			左	〃 ～ 〃	200		
11	矢筈水路	矢筈水路	右	矢筈～中尾川合流点	500	〃	〃 A 6 B0.5 C 100
			左	〃 ～ 〃	500		
12	上奥山路	上奥山路	右	上奥山～奥山川合流点	300	〃	〃 B0.3 C 100
			左	〃 ～ 〃	300		
13	トシ坂路	トシ坂路	右	鳴滝～鳴滝川合流点	200	〃	〃 A 3 B0.2 C 100
			左	〃 ～ 〃	200		
14	平尾水路	平尾水路	右	市道終点～200m	200	〃	〃 A 2 B0.1 C 50
			左	〃 ～ 〃	200		
15	上浦水路	上浦水路	右	上浦町～手熊川合流点	600	〃	〃 B0.5 C 100
			左	〃 ～ 〃	600		
16	船の尾路	船の尾路	右	園田町～式見ダム	400	〃	〃 B0.5 C 100
			左	〃 ～ 〃	400		
17	四杖水路	四杖水路	右	四杖町～市道	300	〃	〃 B0.5 C 100
			左	〃 ～ 〃	300		

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

番号	水系名	河川名		重要水防区域		予想される 事態	対策 水防工法	予想される 被害状況
				区	域 延長 (m)			
18	シジャク 水路	シジャク 水路	右	松崎町～普通河川	1,500	溢水 決壊	積土 俵工	B2.0 C100
			左	〃 ～ 〃	1,500			
19	三重田 水路	三重田 水路	右	三重田町～国道	400	〃	〃	B0.5 C150
			左	〃 ～ 〃	400			
20	上座水路	上座水路	右	上座～二双舟川合流点	2,500	〃	〃	A13.0 C100
			左	〃 ～ 〃	2,500			
21	重簗水路	重簗水路	右	重簗～重簗川合流点	1,500	〃	〃	B1.5 C300
			左	〃 ～ 〃	1,500			
22	鳥越水路	鳥越水路	右	鳥越～戸石川合流点	150	〃	〃	B0.5 C50
			左	〃 ～ 〃	150			
23	三ツ山 水路	三ツ山 水路	右	三ツ山町～普通河川	100	〃	〃	A1 B0.3 C100
			左	〃 ～ 〃	100			
24	太田尾 水路	太田尾 水路	右	太田尾町～浜田川	200	〃	〃	A1 B0.5 C30
			左	〃 ～ 〃	200			
25	平山水路	平山水路	右	平山町～江川川合流点	100	〃	〃	A4 B0.5
			左	〃 ～ 〃	100			

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

(2) 海 岸

（各総合事務所）

番号	水防管理 団体名	沿岸名	海岸名	重要水防区域		予想 される 事態	対策 水防 工法	予想される 被害状況 A 家屋戸 B 耕地 ha C 道路 m	管理者
				区 域	延長 (m)				
1	長崎市	西彼杵沿岸	大 籠	大 籠	500	決壊	積土工	A2 B1 C300	県 (河)
2	"	"	香焼西	尾ノ上、安保、栗ノ浦 本	1,600 2,500	決壊 "	" "	A60 B1 C1,500	県 (河)
3	"	"	香焼北	栗ノ浦、辰ノ口	640	決壊 水	"	A13	県 (河)
4	"	"	伊王島後	多 尾	1,000	決壊	"	A2 B1 C100	県 (河)
5	"	"	高島西	高島西	750	溢決 水壊	"	C700	県 (河)
6	"	"	黒浜	黒浜	200	越波	"	A2 C100	県 (河)
7	"	橘湾沿岸	宮 摺	宮 摺	1,565	越浸 波水	"	A3 B0.8 C1,500	県 (河)
8	"	"	脇岬西南	脇 岬	400	越浸 波水	"	A50 C200	県 (河)
9	"	"	千々	千々	900	越浸 波水	"	A28 B3 C1,200	県 (河)
10	"	"	野母南	野 母	2,290	越浸 波水	"	A29 B C355	県 (河)
11	"	"	東 望	東 望	1,394	越波	"	A150 C1,390	市 (河)
12	"	西彼杵沿岸	長 瀬	長 瀬	500	溢決 水壊	"	A2 B1 C100	県 (河)
13	"	"	池 島	池 島	200	溢決 水壊	"	A86 C240	県 (河)
14	"	大村湾沿岸	長 浦	長 浦	1,200	決壊 水	"	A28 B2 C900	県 (河)
15	"	"	手 崎	手 崎	500	決壊 水	"	A7 B1 C200	県 (河)
16	"	"	形 上	形 上	600	決壊 水	"	A13 B10 C600	県 (河)
17	"	"	村 松	村 松	1,400	決壊 水	"	A25 B2 C1,500	県 (河)
18	"	"	小 口	小 口	1,000	決壊 水	"	A19 B1 C300	県 (港)
19	"	西彼杵沿岸	土井首	土井首	1,100	決壊 水	"	A130 C1,000	県 (漁)
20	"	橘湾沿岸	戸 石	戸 石	470	決壊 水	"	A23 C500	県 (漁)

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

番号	水防管理 団体名	沿岸名	海岸名	重要水防区域		予想 される 事態	対策 水防 工法	予想される 被害状況 A 家屋戸 B 耕地 ha C 道路 m	管理者
				区域	延長 (m)				
21	長崎市	橘湾沿岸	大崎	鯛崎	2,010	決壊	積土工	B4.31	県 (農)
22	"	"	宮崎	木場	320	決壊	"	B3.2	県 (農)
23	"	"	潮見	潮見	334	越波 浸水	"	B2.5	県 (農)
24	"	大村湾沿岸	大平	横瀬	1,305	越波 浸水	"	B2.05	県 (農)
25	"	"	"	古泊	1,130	"	"		県 (農)
26	"	"	尾戸	岩津	320	越波 浸水	"	A2 B1.0	県 (農)
27	"	西彼杵沿岸	蚊焼海岸	岳路	1,300	越波 浸水	"	A1 C1,300	県 (農)
28	"	"	黒浜～以下宿海岸	黒浜～以下宿	2,000	決壊 浸水	"	A1 C2,000	県 (他)
29	"	"	古里～南越海岸	古里～南越	2,200	越波	"	A11 B0.3 C2,200	県 (他)
30	"	"	野母海岸	合崎～北田	1,500	越波	"	A28 C800	県 (他)
31	"	"	脇岬海岸	矢戸～松原	2,300	越波	"	A150 C1,400	県 (他)
32	"	大村湾沿岸	尾戸	名串	2,750	越波 浸水	"	A17 B4.2 C1,000	県 (農)
33	"	"	戸根	脇崎	3,653	越波 浸水	"	A20 B5.0 C1,400	県 (農)
34	"	橘湾沿岸	年崎	年崎	680	越波 浸水	"	A40 B1.0 C650	県 (河)
35	"	西彼杵沿岸	高島	双子	490	越波	"	B1	県 (港)
36	"	大村湾沿岸	形上	形上	1,700	越波	"		県 (河)
37	"	橘湾沿岸	中の浦	中の浦	60	決壊	"		県 (河)
38	"	西彼杵沿岸	端島	端島	810	決壊	"		県 (港)
39	"	"	端島	端島	542	決壊	"		県 (河)
40	"	"	出津漁港	西出津～ 東出津	513	越波 浸水	"	A35	市 (水)
41	"	"	黒崎漁港	永田	290	越波 浸水	"	A15 C290	市 (水)

1 水害危険予想区域（重要水防区域）

番号	水防管理 団体名	沿岸名	海岸名	重要水防区域		予想 される 事態	対策 水防 工法	予想される 被害状況 A 家屋戸 B 耕地 ha C 道路 m	管理者
				区域	延長 (m)				
42	長崎市	西彼杵沿岸	相川漁港	相川～大崎	172	越浸 波水	〃	A10	市 (水)
43	〃	〃	福田漁港	福田本町	292	越浸 波水	積土 俵工	A15 C220	市 (水)
44	〃	〃	福田漁港 (小浦)	小浦～大浜	988	越浸 波水	〃	A20 C420	市 (水)
45	〃	〃	福田漁港 (福田本町)	福田本町	206	越浸 波水	〃	A15 C250	市 (水)
46	〃	〃	深堀漁港 (有海地区)	深堀6丁目	394	越浸 波水	〃	A15 C300	市 (水)
47	〃	〃	深堀漁港 (戸泊地区)	深堀1～5丁目	874	越浸 波水	〃	A15 B0.1	市 (水)
48	〃	〃	蚊焼漁港	蚊焼	794	越浸 波水	〃	A60 C580	市 (水)
49	〃	橘湾沿岸	為石漁港	為石	1,347	越浸 波水	〃	A60 C1,000	市 (水)
50	〃	〃	網場漁港	網場	652	越浸 波水	〃	A70 C700	市 (水)
51	〃	〃	戸石漁港 (里地区)	里地区	462	決浸 壊水	〃	A20 C200	市 (水)
52	〃	〃	戸石漁港 (中の浦地)	牧島	846	決浸 壊水	〃	A10 C100	市 (水)
53	〃	〃	戸石漁港 (臼の浦地)	牧島	2,073	決浸 壊水	〃	A20 C600	市 (水)
54	〃	〃	大野	梶原	3,897	決壊	〃	B6.0	県 (農)
55	〃	西彼杵沿岸	小江	小江	400	越波	〃	C30	県 (港)
56	〃	橘湾沿岸	東望	東望	650	越浸 波水	〃	A40 C700	県 (港)
57	〃	西彼杵沿岸	伊王島港 海岸	伊王島	74	越浸 波水	〃	A19 C140	県 (港)
58	〃	西彼杵沿岸	長崎港海 岸	神ノ島	1,549	越浸 波水	〃	A84 C5,500	県 (港)
59	〃	橘湾	脇岬黒瀬	黒瀬	250	決壊	〃		県 (他)

(3) 老朽溜池

(各総合事務所)

番号	名称	所在地	かんがい 面積 ha	溜池規模			築堤後 の概略 経過年数
				堤高 m	堤長 m	貯水量 m ³	
1	田舎郷	長崎市四杖町	2.5	5.0	4.5	800	不明
2	フカヨケ	〃 松崎町	30.0	3.0	20.7	10,390	〃
3	丸山	〃 松崎町	30.0	3.0	24.0	33,650	〃
4	裏羽口	〃 松崎町	30.0	5.0	32.6	47,520	〃
5	堂山	〃 脇岬町	9.0	6.5	66.0	11,000	〃
6	長迫	〃 高浜町	8.0	9.1	55.0	15,000	50
7	神様堤	〃 神浦扇山町	11.0	10.0	37.0	12,400	105
8	扇山新堤	〃 神浦扇山町	11.0	6.0	55.0	39,000	105
9	フロノ場堤	〃 神浦扇山町	11.0	6.0	47.0	24,000	105
10	岳の堤	〃 新牧野町	1.5	7.0	31.0	4,000	不明
11	風明溜池	〃 西海町	3.0	15.0	50.0	8,280	〃
12	岩立溜池	〃 西海町	5.0	10.0	80.0	1,380	〃
13	赤水溜池	〃 琴海戸根原町	2.0	10.0	80.0	45,000	〃
14	平木場溜池	〃 中里町	3.4	5.0	50.0	1,430	80

(4) 水門

(各総合事務所)

河川（海岸）名	水門（樋門）名	所在地	形状		機能別	管理者
			高さ（m）	幅（m）		
池田川河口	川原大池樋門	宮崎町字岡野	4.8	15.5	能力有	長崎市

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

(1) 土砂災害警戒区域等

ア 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

(土木防災課)

ア 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域については、
[資料編 3-9] 別表4「土砂災害警戒区域等における避難所一覧表」を参照

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

イ 地すべり防止区域

(土木防災課)

番号	区域名	町 名	告示年月日	告示番号	危険区域の現況			区域内の保全対策		
					面積 (ha)	勾配 (度)	地 質	人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設の 種類及び数
1	伊王島	伊王島町1丁目	S35.03.04	313号	11.70	16	砂 岩	27	6.60	小学校1 中学校1 県道240m
2	土井首	磯道町 三和町 土井首町	S36.05.17	1063号	8.90	60	変 成 層 雲 母 片 岩	272	3.80	郵便局 1
3	香焼	香焼町	S36.05.17	1063号	9.00	17	砂 岩	135	3.44	公民館2 老人ホーム1 市道900m
4	川原	川原町	S36.05.17	1063号	5.33	12	交代岩類	6	3.13	公民館1 郵便局1 県道455m 市道3,760m
5	曾段田	高浜町	S36.05.17	1063号	5.89			16	4.52	
6	神ノ浦	神浦 下大中尾町	S37.12.06	2999号	6.13	12	黒 色 片 岩	8	5.06	県道200m 市道200m
7	茂木	茂木町	S38.10.11	2604号	5.08	60	変 成 層 雲母片岩	4	3.10	
8	以下宿	以下宿町	S44.03.17	598号	18.32	16	変成層蚊紋岩	12	8.67	公民館1 市道2,200m
9	尼ヶ崎	香焼町	S48.09.05	1863号	6.17	30	砂 岩	33	2.77	市道1,170m
10	丹馬	香焼町	S51.04.13	740号	5.11	9	砂 岩	56	1.79	市道710m
11	丹馬 (追加)	香焼町	S55.04.05	818号	3.90	9	砂 岩	23	2.60	市道710m
12	手熊	手熊町	S56.03.17	566号	3.02	35	第 三 紀 層	20	0.43	手熊小学校校舎 第4棟
13	香焼 (追加)	香焼町	S56.03.17	572号	3.81			20	0.38	
14	滑石	滑石 1丁目	S58.03.31	927号	3.12	40	安 山 岩	58	0.21	病院 1 市道1,080m
15	宮摺	宮摺町	S58.03.31	927号	14.40	30	黒 色 片 岩	57	9.15	公民館 1 市 道 810m 農 道 430m
16	田ノ浦	香焼町	S58.03.31	912号	6.30	13	砂 岩	58	3.28	公民館1 変電所1 県道40m 市道250m
17	村松	琴海村松町	S58.03.31	927号	5.08	21	風 化 岩	9	2.95	国道300m
18	大籠	大籠町	S59.03.31	856号	21.40	27	黒 色 片 岩 砂岩・礫岩 泥 岩	41	1.92	市 道 320m 県 道 680m
19	茂木	茂木町	S59.03.31	856号	5.37			-	2.38	

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	区域名	町 名	告示年月日	告示番号	危険区域の現況			区域内の保全対策		
					面積 (ha)	勾配 (度)	地 質	人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設の 種類及び数
20	大 崎	大崎町	S60.03.27	703号	6.60	21	黒色緑色片岩	47	3.28	市 道 454m 神社、仏閣1
21	園 田	園田町	S60.03.27	703号	9.32	12	安山岩質凝灰角、礫岩及び黒色片岩	28	3.36	市 道 330m 公民館 神社、仏閣1
22	畦	畦町 三重町	S61.03.25	807号	4.54	20～30	結晶片岩 (黒色片岩)	16	3.31	市 道 310m
23	椿が丘	蚊焼町 為石町 川原町 布巻町	S63.03.09	633号	37.08	16	交代岩類	343	6.00	公民館1 保育園1 市道4, 730m
24	上黒崎	上黒崎町	H04.04.09	986号	17.50	11	黒色片岩	26	6.72	公民館 市道800m
25	曾段田	高浜町	H04.04.09	987号	34.8			45	15.93	
26	椿が丘 (追加)	蚊焼町 布巻町 椿が丘町	H09.07.22	1490号	6.36			7	2.22	
27	香 焼	香焼町	H14.03.25	231号	2.27	8～20	砂 岩	46	0.38	市道150m
28	曾段田	高浜町	H25.06.25	648号	6.53	10～20	結晶片岩 蛇紋岩 変ハンレイ岩	21	1.37	公民館1

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

(土木防災課)

番号	指 定 区 域 名 (告 示 事 項)	所在地	指定関係事項			戸数 (戸)	対策
			告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
1	多 以 良	多以良町	S46. 02. 25	140	0. 67	10	施工済
2	新 組	伊王島町1丁目	S46. 02. 25	140	0. 40	33	〃
3	県	伊王島町1丁目	S46. 02. 25	140	0. 19	18	〃
4	安 保	香焼町	S46. 08. 31	686	2. 12	42	〃
5	神 ノ 島	神ノ島町1丁目, 2丁目	S47. 02. 18	89	4. 60	130	〃
6	籠 町	籠町, 西小島1丁目	S47. 04. 28	263	0. 60	61	〃
7	小 瀬 戸	小瀬戸町	S48. 05. 15	394	9. 30	170	〃
8	土 井 首	三和町, 土井首町	S48. 06. 29	534	4. 50	112	〃
9	磯 道	磯道町	S48. 06. 29	534	3. 50	100	〃
10	蔭 平	高浜町	S52. 02. 08	115	0. 80	6	〃
11	樺 島	野母崎樺島町	S52. 02. 08	115	0. 50	11	〃
12	田 ノ 浦	香焼町	S52. 02. 15	135	1. 90	38	〃
13	大 山	香焼町	S52. 02. 15	135	5. 44	80	〃
14	土 井 (一)	伊王島町2丁目	S53. 01. 13	28	0. 20	7	〃
15	脇 岬 松 原	脇岬町	S54. 03. 27	232	0. 21	8	〃
16	塩 町	伊王島町2丁目	S54. 03. 27	232	0. 96	120	〃
17	京 泊	京泊3丁目	S54. 09. 25	705	1. 15	40	〃
18	仲 町	伊王島町2丁目	S55. 02. 22	145	0. 317	24	〃
19	渡	伊王島町2丁目	S55. 06. 06	478	0. 28	13	〃
20	先 ノ 谷	高島町	S55. 12. 19	1008	0. 345	17	〃
21	福 田	大浜町, 小浦町	S56. 01. 20	59	1. 58	34	〃
22	西 北	西北町	S56. 02. 24	172	0. 223	8	〃
23	若 竹	若竹町	S56. 02. 24	173	0. 595	8	〃
24	大 江	琴海大平町	S56. 05. 01	441	0. 30	6	〃
25	堂 ノ 上	野母町	S56. 05. 26	541	0. 03	4	〃
26	手 崎	長浦町	S56. 06. 23	620	0. 30	5	〃
27	木 鉢 1 丁 目	木鉢町1丁目	S56. 09. 01	815	0. 98	36	〃
28	国 分	国分町	S56. 09. 11	855	0. 09	5	〃
29	土 井 (2)	伊王島町2丁目	S56. 12. 04	1121	0. 03	5	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	指定区域名 (告示事項)	所在地	指定関係事項			人家 (戸)	対策
			告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
30	音 無	音無町	S56. 12. 08	1131	0. 07	5	施工済
31	京 泊 (追 加)	京泊3丁目	S56. 12. 15	1171	0. 18	3	〃
32	磯 道 (追 加)	磯道町	S57. 08. 06	671	0. 34	6	〃
33	堀 切	香焼町	S58. 02. 04	111	0. 64	6	〃
34	籐 田 尾	籐田尾町	S58. 02. 04	112	0. 25	10	〃
35	仙 崎	伊王島町1丁目	S58. 02. 04	113	0. 40	5	〃
36	北 野 々 串	以下宿町	S58. 02. 22	194	0. 30	10	〃
37	尾 ノ 上	香焼町	S58. 03. 15	267	0. 48	14	〃
38	小 ケ 倉 一 丁 目	小ヶ倉町1丁目	S58. 04. 01	327	0. 60	15	〃
39	光 町	光町	S58. 04. 08	343	0. 22	7	〃
40	新 町	野母町	S58. 05. 17	428	0. 40	32	〃
41	野 母	野母町	S58. 05. 17	428	1. 47	70	〃
42	松 原	松原町	S58. 07. 01	543	0. 20	5	〃
43	田 中 館	田中町	S58. 07. 01	544	0. 64	15	〃
44	岩 屋	岩屋町	S58. 07. 01	545	0. 27	10	〃
45	田 手 原	田手原町	S58. 07. 01	546	0. 88	14	〃
46	磯 道 放 生 湾	磯道町	S58. 07. 15	591	0. 70	19	〃
47	小 江 原	小江原5丁目	S58. 07. 15	591	0. 24	5	〃
48	川 内	川内町	S58. 07. 15	591	0. 22	6	〃
49	春 日	春日町	S58. 07. 15	591	0. 12	5	〃
50	樺 島 (追 加)	野母崎樺島町	S58. 07. 15	592	0. 64	12	〃
51	京 泊 (追 加)	京泊3丁目	S58. 08. 05	643	0. 04	5	〃
52	神 ノ 島 3 丁 目	神ノ島町3丁目	S58. 08. 05	643	0. 03	5	〃
53	西 山 台 2 丁 目	西山台2丁目	S58. 08. 05	644	0. 09	6	〃
54	戸 町 3 丁 目 塔 ノ 平	戸町4丁目	S58. 08. 05	644	0. 11	11	〃
55	戸 町 3 丁 目 戒 ノ 脇	戸町4丁目	S58. 08. 05	644	0. 16	5	〃
56	戸 町 3 丁 目 氏 無	戸町4丁目	S58. 08. 05	644	0. 16	5	〃
57	戸 町 3 丁 目 屋 敷 迫	戸町3丁目	S58. 08. 05	644	0. 19	16	〃
58	東 上 蛎 道	かき道1丁目	S58. 08. 09	648	0. 60	19	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	指 定 区 域 名 (告 示 事 項)	所在地	指定関係事項			人家 (戸)	対策
			告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
59	東 下 蛸 道	かき道1丁目	S58. 08. 09	648	0. 20	13	施工済
60	東 樋 口	東町	S58. 08. 09	648	0. 34	7	〃
61	田 中 赤 松 (1)	田中町	S58. 08. 09	648	0. 46	6	〃
62	梅 香 崎	梅香崎町, 十人町	S58. 08. 09	650	0. 08	10	〃
63	木 場	木場町	S58. 08. 09	650	0. 06	5	〃
64	戸 石 化 屋	戸石町	S58. 08. 09	650	0. 13	5	〃
65	戸 石 園 田 平	戸石町	S58. 08. 09	650	0. 12	6	〃
66	戸 石 下 満 城	戸石町	S58. 08. 09	650	0. 13	11	〃
67	毛 井 首	毛井首町	S58. 08. 09	650	0. 15	8	〃
68	毛 井 首 平 瀬	毛井首町	S58. 08. 09	650	0. 08	7	〃
69	田 中 辻 ノ 尾	田中町	S58. 08. 09	650	0. 38	10	〃
70	脇 岬 松 原 (追 加)	脇岬町	S58. 08. 26	712	0. 40	12	〃
71	小ヶ倉 1 丁目尾ノ上甲	小ヶ倉町 1 丁目	S58. 08. 26	713	0. 14	6	〃
72	小ヶ倉 1 丁目尾ノ上乙	小ヶ倉町 1 丁目	S58. 08. 26	713	0. 10	5	〃
73	田 中 赤 松 (2)	田中町	S58. 08. 26	713	0. 14	6	〃
74	畦 別 当	畦別当町	S58. 08. 26	715	0. 24	6	〃
75	船 石 小 屋 敷	船石町	S58. 08. 26	715	0. 75	8	〃
76	船 石 中 転 石	船石町	S58. 08. 26	715	0. 66	5	〃
77	船 石 石 割 迫	船石町	S58. 08. 26	715	0. 10	5	〃
78	中 里 上 反 田	中里町, 船石町	S58. 08. 26	716	0. 47	7	〃
79	中 里 内 郷 地	中里町	S58. 08. 26	716	0. 10	5	〃
80	本 河 内 カ ッ ケ 谷	本河内3丁目	S58. 09. 20	806	0. 10	9	〃
81	本 河 内 猛 子 小 屋	本河内3丁目	S58. 09. 20	806	0. 09	5	〃
82	片 淵	片淵3丁目	S58. 09. 20	806	0. 13	9	〃
83	茂 木 辻 乙	茂木町	S58. 09. 20	806	0. 19	3	〃
84	平 間 城 平 (1)	平間町	S58. 09. 20	806	0. 39	6	〃
85	平 間 重 川 内	平間町	S58. 09. 20	806	0. 28	5	〃
86	平 間 和 田 (1)	平間町	S58. 09. 20	806	0. 25	5	〃
87	平 間 唐 梅	平間町	S58. 09. 20	806	0. 33	5	〃
88	平 間 和 田 (2)	平間町	S58. 09. 20	806	0. 16	6	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	指 定 区 域 名 (告 示 事 項)	所在地	指定関係事項			人家 (戸)	対策
			告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
89	平 間 城 平 (2)	平間町	S58. 09. 20	806	0. 33	7	施工済
90	大 崎 里 乙	大崎町	S58. 09. 20	806	0. 39	8	〃
91	大 崎 森 岳	大崎町	S58. 09. 20	806	0. 16	7	〃
92	田 中 下 塩 塚	田中町	S58. 09. 20	806	0. 29	6	〃
93	大 崎 里 甲	大崎町	S58. 09. 27	838	0. 27	9	〃
94	現 川 尾 崎	現川町	S58. 09. 27	839	0. 37	5	〃
95	現 川 山 口	現川町	S58. 09. 27	839	0. 22	5	〃
96	東 立 神 中 尾	東立神町	S58. 10. 14	874	0. 13	8	〃
97	東立神粍谷辻 (1)	東立神町	S58. 10. 14	874	0. 03	5	〃
98	東立神粍谷辻 (2)	東立神町	S58. 10. 14	874	0. 07	7	〃
99	古 賀 流 平	古賀町	S58. 10. 14	874	0. 16	6	〃
100	北 栄 (1)	北栄町	S58. 10. 14	874	0. 38	11	〃
101	北 栄 (3)	北栄町	S58. 10. 14	874	0. 13	8	〃
102	西 北 (2)	西北町	S58. 10. 14	875	0. 04	5	〃
103	滑 石 3 丁 目 下 揚	滑石3丁目	S58. 10. 14	875	0. 08	5	〃
104	滑 石 3 丁 目 松 原	滑石3丁目	S58. 10. 14	875	0. 09	6	〃
105	北 陽	北陽町	S58. 11. 04	946	0. 36	15	〃
106	西 立 神	西立神町	S58. 11. 04	946	0. 20	7	〃
107	小ヶ倉一丁目 (追加)	小ヶ倉町1丁目	S58. 11. 29	1049	0. 24	7	〃
108	三 川	三川町	S58. 11. 29	1045	0. 48	10	〃
109	東 琴 平	東琴平1丁目	S58. 11. 29	1046	0. 03	7	〃
110	茂 木 檜 木 田	茂木町	S58. 11. 29	1046	0. 06	6	〃
111	下 川 平	昭和3丁目, 女の都1丁目	S58. 11. 29	1046	0. 08	5	〃
112	宮 摺	宮摺町	S58. 11. 29	1047	0. 26	11	〃
113	出 雲 3 丁 目	出雲1丁目, 出雲3丁目	S58. 11. 29	1048	0. 14	19	〃
114	川 原 中 原	川平町	S58. 11. 29	1048	0. 04	5	〃
115	古 賀 片 峯	古賀町	S58. 11. 29	1048	0. 27	15	〃
116	戸 町 3 丁 目 鎌 手	戸町4丁目	S58. 11. 29	1048	0. 15	13	〃
117	網 場	網場町	S58. 11. 29	1048	0. 10	5	〃
118	田 中 甲 頭	田中町	S58. 11. 29	1048	0. 24	7	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	指 定 区 域 名 (告 示 事 項)	所在地	指定関係事項			人家 (戸)	対策
			告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
119	三 重	三重町	S58. 11. 29	1048	0. 21	6	施行済
120	古 賀 畑 ケ 中	古賀町	S58. 11. 29	1048	0. 11	5	〃
121	船 石 茶 ノ 木	船石町	S58. 11. 29	1048	0. 26	5	〃
122	川 平 女 の 都	女の都1丁目	S58. 11. 29	1048	0. 79	16	〃
123	籠 町 (追 加)	籠町, 西小島2丁目	S58. 12. 20	1117	0. 03	5	〃
124	昭 和	昭和3丁目	S58. 12. 20	1116	0. 79	71	〃
125	北 栄 (2)	北栄町	S58. 12. 20	1118	0. 44	23	〃
126	泉 黒 岩	泉1丁目	S58. 12. 20	1118	0. 15	8	〃
127	船 石 尾 ノ 上	船石町	S58. 12. 20	1120	0. 36	5	〃
128	仙 崎 (追 加)	伊王島町1丁目	S58. 12. 27	1158	0. 17	9	〃
129	尾 戸	琴海尾戸町	S58. 12. 27	1157	0. 13	6	〃
130	形 上	琴海形上町	S58. 12. 27	1157	0. 19	5	〃
131	泉 山 裏	泉3丁目	S59. 01. 10	17	0. 95	51	〃
132	大 江 (追 加)	琴海大平町	S59. 01. 31	109	0. 10	2	〃
133	馬 込	伊王島町2丁目	S59. 03. 23	284	0. 15	5	〃
134	小 浦	小浦町	S59. 07. 13	542	0. 31	13	〃
135	坂 本	坂本3丁目	S59. 07. 13	543	0. 10	6	〃
136	中 里	中里町	S59. 07. 13	544	0. 20	6	〃
137	北 浦	北浦町	S59. 07. 13	544	0. 45	14	〃
138	横 尾	横尾1丁目, 時津町	S59. 07. 13	545	0. 51	20	〃
139	神 ノ 島 (追 加)	神ノ島町2丁目	S59. 08. 07	611	0. 26	8	〃
140	田 手 原 (追 加)	田手原町	S59. 08. 07	609	0. 30	2	〃
141	戸石下満城 (追加)	戸石町	S59. 08. 07	609	0. 18	25	〃
142	本 河 内 奥 山	本河内4丁目	S59. 08. 07	608	0. 80	15	〃
143	入 船	入船町	S59. 08. 07	609	0. 14	7	〃
144	田中辻ノ尾 (追加)	田中町	S59. 09. 07	689	0. 50	12	〃
145	神 ノ 島 (追 加)	神ノ島町1丁目	S59. 09. 18	708	0. 23	2	〃
146	馬 込 (2)	伊王島町2丁目	S59. 10. 26	826	0. 14	5	〃
147	大 中 尾	神浦上大中尾町	S59. 10. 26	826	0. 74	5	〃
148	宮 摺 (追 加)	宮摺町	S59. 11. 20	898	0. 29	4	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	指 定 区 域 名 (告 示 事 項)	所在地	指定関係事項			人家 (戸)	対策
			告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
149	戸石下満城 (追加)	戸石町	S60.01.18	53	0.65	27	施行済
150	戸 根 原	琴海戸根原町	S60.01.18	53	0.09	5	〃
151	尾ノ上 (追加)	香焼町	S60.04.12	381	0.87	14	〃
152	馬 込 (3)	伊王島町2丁目	S60.04.12	382	0.22	34	〃
153	矢 の 平	矢の平2丁目	S60.07.02	574	0.08	5	〃
154	東下蛸道 (追加)	かき道1丁目	S60.08.23	758	0.75	30	〃
155	北 栄 (2) (追加)	北栄町	S60.08.23	758	0.05	1	〃
156	大 手	大手2丁目	S60.08.23	758	0.04	6	〃
157	新 町 (追加)	野母町	S60.10.11	938	1.00	37	〃
158	北 浦 (追加)	北浦町	S61.07.11	600	0.43	9	〃
159	北 浦 (追加)	北浦町	S62.09.04	785	0.14	2	〃
160	北 浦 (2)	北浦町	S62.09.04	784	0.44	12	〃
161	陰 平 (2)	高浜町	S62.10.02	874	0.20	6	〃
162	牧 島	牧島町	S62.10.06	878	0.15	6	〃
163	上 戸 石	上戸石町	S62.10.20	924	0.70	18	〃
164	七 軒 町	伊王島町1丁目	S62.12.15	1126	0.40	5	〃
165	西 浦	伊王島町1丁目	S62.12.18	1144	0.65	12	〃
166	大 明 寺	伊王島町1丁目	S63.01.12	14	0.75	15	〃
167	樺 島 (2)	野母崎樺島町	S63.01.12	15	0.60	28	〃
168	水 崎	野母崎樺島町	S63.02.05	87	0.90	15	〃
169	南 野 々 串	高浜町	S63.02.26	181	0.60	12	〃
170	小 口	琴海尾戸町	S63.04.12	413	0.36	15	〃
171	船 石 (4)	船石町	S63.04.12	414	1.55	12	〃
172	東 (3)	かき道1丁目	S63.06.03	537	0.33	19	〃
173	大 山 (2)	香焼町	S63.09.09	815	0.60	13	〃
174	高 浜 井 田	高浜町	S63.09.24	861	0.33	8	〃
175	北 浦 (3)	北浦町	H01.04.18	468	0.16	11	〃
176	大 浜	大浜町	H01.04.28	493	0.09	15	〃
177	戸 石 (4)	戸石町	H01.04.28	492	0.20	10	〃
178	松 本	下黒崎町	H01.06.30	659	0.12	5	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	指定区域名 (告示事項)	所在地	指定関係事項			人家 (戸)	対策
			告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
179	鳶ノ巣	香焼町	H01.08.29	828	0.76	24	施行済
180	戸石毛屋 (追加)	戸石町	H01.09.01	850	1.18	15	〃
181	小口 (1)	琴海尾戸町	H02.07.20	716	0.37	10	〃
182	女の都	女の都1丁目	H02.08.31	836	0.30	15	〃
183	東立神 (5)	東立神町	H02.09.07	854	0.33	14	〃
184	京泊 (追加)	京泊3丁目	H02.09.21	899	0.09	2	〃
185	田中館 (追加)	田中町	H02.09.21	898	0.29	16	〃
186	三川上ノ角	三川町	H02.10.16	965	0.40	29	〃
187	県浦	黒浜町	H02.10.16	966	0.31	23	〃
188	黒浜 (1)	黒浜町	H02.10.16	967	0.85	42	〃
189	木鉢2丁目	木鉢町2丁目	H02.10.30	1011	0.74	26	〃
190	茂木新田	茂木町	H02.10.30	1017	0.80	68	〃
191	土井首 (5)	土井首町	H02.11.16	1078	0.43	19	〃
192	東立神中尾 (追加)	東立神町	H03.01.04	3	0.10	3	〃
193	小江 (3)	小江町	H03.01.04	4	0.17	11	〃
194	浦 (2)	香焼町	H03.03.01	186	0.18	6	〃
195	浦 (1)	香焼町	H03.03.01	187	0.22	5	〃
196	浦上	香焼町	H03.03.01	188	0.22	5	〃
197	田ノ浦	香焼町	H03.03.01	189	0.07	5	〃
198	上戸石 (追加)	上戸石町	H03.03.08	207	0.07	4	〃
199	山明	高浜町	H03.04.02	410	0.42	9	〃
200	樺島 (追加)	野母崎樺島町	H03.04.12	436	0.64	48	〃
201	三川 (追加)	三川町	H03.04.12	434	0.19	6	〃
202	三重 (追加)	三重町	H03.04.12	435	1.25	28	〃
203	三川上ノ角 (追加)	三川町	H03.04.30	497	0.15	12	〃
204	山下	脇岬町	H03.06.04	564	0.11	17	〃
205	小口 (2)	琴海尾戸町	H03.11.01	1018	0.90	11	〃
206	里	香焼町	H03.11.01	1020	0.10	7	〃
207	蚊焼波戸	蚊焼町	H04.01.21	58	0.38	14	〃
208	谷	高島町	H04.03.13	225	0.22	22	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	指 定 区 域 名 (告 示 事 項)	所在地	指定関係事項			人家 (戸)	対策
			告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
209	千 々	千々町	H04. 05. 12	542	1. 50	10	施行済
210	鳴 滝	鳴滝1丁目	H04. 12. 08	1098	0. 24	26	〃
211	東 (2) (追 加)	かき道1丁目	H04. 12. 08	1099	0. 17	3	〃
212	東 立 神 (6)	東立神町	H04. 12. 08	1100	0. 22	33	〃
213	磯道 (放生湾) (追加)	磯道町	H05. 01. 29	104	0. 80	33	〃
214	清 水	清水町	H05. 09. 21	946	0. 04	10	〃
215	油 木	油木町	H05. 09. 21	947	0. 12	27	〃
216	三 川 下 の 角	三川町	H05. 09. 21	948	0. 18	24	〃
217	田 中 館 (追 加)	田中町	H06. 01. 18	52	0. 14	4	〃
218	尾 ノ 上 (2)	香焼町	H06. 01. 18	51	0. 30	22	〃
219	鳶 ノ 巢	香焼町	H06. 01. 18	53	0. 50	14	〃
220	浦 下	香焼町	H06. 06. 24	636	0. 23	13	〃
221	浜 津	蚊焼町	H07. 03. 17	287	0. 38	20	〃
222	北 浦 (5)	北浦町	H07. 03. 31	339	0. 13	5	〃
223	錦	錦2丁目	H07. 05. 23	562	0. 21	14	〃
224	戸石 (3) (戸石下満城) (追加)	戸石町	H08. 02. 16	167	0. 11	8	〃
225	東立神 (5) (追加)	東立神町	H08. 02. 16	169	0. 36	15	〃
226	飯 香 浦	飯香浦町	H08. 02. 16	166	0. 16	5	〃
227	神 ノ 島 三 丁 目	神ノ島町3丁目	H08. 02. 16	168	0. 17	10	〃
228	北 浦 (4)	北浦町	H08. 03. 15	255	0. 19	15	〃
229	南 越	南越町	H09. 04. 15	670	0. 54	8	〃
230	高浜井田 (追加)	高浜町	H09. 04. 18	681	0. 03	1	〃
231	三 和	三和町	H09. 08. 22	1104	0. 47	13	〃
232	南 風 泊	野母町	H09. 10. 28	1282	0. 44	5	〃
233	浜 津 (追 加)	蚊焼町	H10. 04. 10	602	0. 16	3	〃
234	陰平 (2) (追加)	高浜町	H10. 06. 19	829	1. 31	13	〃
235	山 明	高浜町	H10. 09. 01	1006	0. 34	6	〃
236	樺 島 (3)	野母崎樺島町	H10. 12. 18	1367	0. 92	21	〃
237	宿 町	宿町	H11. 03. 05	209	0. 27	21	〃
238	小 口 (3)	琴海尾戸町	H11. 03. 05	210	0. 11	6	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	指定区域名 (告示事項)	所在地	指定関係事項			人家 (戸)	対策
			告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
239	大江 (2)	琴海形上町	H11. 03. 05	211	0. 40	5	施行済
240	式見 (2)	式見町, 四杖町	H11. 04. 02	527	0. 17	11	〃
241	鮑 の 浦	鮑の浦町	H11. 04. 02	528	0. 77	32	〃
242	三川 (1 6)	三川町	H11. 04. 02	529	1. 29	40	〃
243	北 泊	蚊焼町	H11. 11. 24	1149	0. 86	16	〃
244	馬込 (追加)	伊王島町2丁目	H12. 02. 14	168	2. 14	7	〃
245	飯香浦 (ニ)	飯香浦町	H13. 06. 01	675	0. 20	10	〃
246	山明 (追加)	高浜町	H13. 06. 29	729	0. 02	0	〃
247	秋月 (四)	秋月町	H13. 09. 04	944	0. 39	28	〃
248	北泊 (追加)	蚊焼町	H13. 10. 19	1076	0. 08	1	〃
249	日南平 (一)	黒浜町	H13. 12. 07	1253	0. 61	33	〃
250	戸石 (五)	戸石町	H14. 02. 15	165	1. 17	21	〃
251	西山三丁目	西山3丁目, 西山4丁目	H14. 02. 15	166	0. 26	17	〃
252	鳶ノ巣 (追加)	香焼町	H14. 06. 21	802	0. 20	10	〃
253	鮑の浦 (2)	鮑の浦町	H14. 08. 13	952	0. 41	34	〃
254	大手 (2)	大手2丁目, 三川町	H14. 08. 13	953	0. 61	54	〃
255	新町 (1)	野母崎樺島町	H14. 08. 30	1022	1. 47	67	〃
256	毛井首 (4)	毛井首町	H14. 09. 27	1104	0. 22	14	〃
257	大浜 (1 4)	大浜町	H14. 09. 27	1105	1. 01	38	〃
258	浦 (3)	香焼町	H15. 03. 07	269	0. 28	18	〃
259	西泊 (3)	西泊町	H15. 03. 07	271	0. 94	41	〃
260	三川 (2)	三川町	H15. 03. 07	272	0. 16	22	〃
261	竹 の 久 保	竹の久保町	H15. 03. 18	326	0. 05	7	〃
262	神ノ島3丁目 (2)	神ノ島町3丁目	H15. 03. 18	327	0. 17	18	〃
263	戸町2丁目 (1)	戸町2丁目	H15. 03. 18	328	0. 31	42	〃
264	金堀 (1)	金堀町, 青山町	H15. 03. 18	329	0. 59	41	〃
265	堀切 (追加)	香焼町	H15. 06. 06	717	0. 18	9	〃
266	船石石割迫 (追加)	船石町	H15. 06. 06	720	0. 03	2	〃
267	江川 (3)	江川町	H15. 06. 06	715	0. 21	7	〃
268	磯道 (5)	磯道町	H15. 06. 06	716	0. 32	16	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	指 定 区 域 名 (告 示 事 項)	所在地	指定関係事項			人家 (戸)	対策
			告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
269	江 平 (2)	江平1丁目	H15. 06. 06	719	0. 45	23	施行済
270	高 尾	高尾町	H15. 06. 06	721	0. 06	5	〃
271	川 上 (3)	川上町	H15. 06. 06	722	0. 07	7	〃
272	水 の 浦 (2)	水の浦町	H15. 06. 06	723	0. 13	15	〃
273	北 浦 (6)	北浦町	H15. 06. 06	724	0. 48	41	〃
274	小ヶ倉1丁目尾ノ上乙(追加)	小ヶ倉町1丁目	H16. 01. 27	100	0. 18	8	〃
275	浦 (1) (追 加)	香焼町	H16. 01. 27	99	0. 07	9	〃
276	滑 石 四 丁 目 (2)	滑石4丁目	H16. 01. 27	97	0. 31	31	〃
277	三 和 (7)	京太郎町	H16. 01. 27	98	0. 54	37	〃
278	上 戸 町 (4)	上戸町4丁目	H16. 04. 30	688	0. 35	22	〃
279	日 南 平 (2)	黒浜町	H16. 04. 30	689	0. 64	32	〃
280	北 ノ 脇	蚊焼町	H16. 04. 30	690	0. 41	18	〃
281	手 崎 (2)	長浦町	H16. 04. 30	692	0. 29	14	〃
282	浜 津 (追 加)	蚊焼町	H17. 03. 31	352-10	1. 00	5	〃
283	木 場 (2)	木場町	H17. 03. 31	352-6	0. 07	5	〃
284	木 鉢 2 丁 目 (1 1)	木鉢町2丁目	H17. 03. 31	352-7	0. 04	2	〃
285	大 園	高浜町	H17. 03. 31	352-8	0. 64	11	〃
286	堀 切 東	香焼町	H17. 03. 31	352-9	0. 56	25	〃
287	館 内	館内町	H18. 03. 03	291	0. 09	9	〃
288	三 和 (5)	三和町, 京太郎町	H18. 03. 03	292	1. 06	26	〃
289	三 和 町 (2)	三和町	H18. 03. 24	423	0. 50	24	〃
290	南 県 (1)	黒浜町	H18. 03. 24	424	0. 64	17	〃
291	宿 町 (8)	宿町	H18. 03. 31	482	0. 46	11	〃
292	磯 道 放 生 湾 (2)	磯道町, 古道町	H18. 06. 27	702	0. 69	25	〃
293	小 ケ 倉	小ヶ倉町2丁目	H18. 06. 27	703	1. 61	27	〃
294	戸 石 (1)	戸石町	H18. 08. 01	822	1. 03	22	〃
295	北 浦 (6) (追 加)	北浦町	H18. 09. 22	958	0. 04	3	〃
296	小 浦 (追 加)	小浦町	H18. 12. 19	1216	0. 06	8	〃
297	上 戸 石 (3)	上戸石町	H19. 01. 12	47	0. 21	11	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	指定区域名 (告示事項)	所在地	指定関係事項			人家 (戸)	対策
			告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
298	小ヶ倉 2 丁目 (5)	小ヶ倉町2丁目	H19. 01. 12	48	0. 17	14	施行済
299	深堀 2 丁目 (1)	深堀町2丁目	H19. 01. 12	49	0. 11	13	〃
300	名 串 (2)	琴海尾戸町	H19. 02. 20	183	0. 14	5	〃
301	北 浦 (4) (追 加)	北浦町	H19. 09. 11	831	0. 30	6	〃
302	中 山	高島町	H19. 09. 11	832	0. 41	12	〃
303	金 堀 (2)	金堀町	H20. 05. 30	555	0. 27	28	〃
304	若 竹 (4)	若竹町	H20. 06. 10	578	0. 36	42	〃
305	目 覚	目覚町, 緑町	H20. 07. 22	695	0. 04	6	〃
306	里 (2)	香焼町	H20. 09. 24	853	0. 20	7	〃
307	戸 石 (4) (追 加)	戸石町	H20. 10. 19	924	0. 15	5	〃
308	深 堀 4 丁 目	深堀町4丁目	H21. 01. 06	4	0. 15	9	〃
309	戸町 3 丁目鎌手 (追加)	戸町4丁目	H21. 01. 13	37	0. 65	44	〃
310	泉 3 丁 目	泉 3 丁目	H21. 02. 10	150	0. 03	11	〃
311	水 ノ 浦 (1)	曙町, 江の浦町	H21. 03. 31	436	0. 52	42	〃
312	西 泊 (5)	西泊町	H21. 03. 31	437	1. 10	31	〃
313	毛 井 首 (追 加)	毛井首町, 鶴見台2丁目	H21. 04. 10	499	0. 80	21	〃
314	小 曾 根	小曾根町	H21. 07. 07	679	0. 04	2	〃
315	竿 浦	竿浦町	H21. 07. 07	680	0. 20	9	〃
316	宮 ノ 前 (1)	高浜町	H22. 01. 08	7	0. 75	10	〃
317	江 川 (7)	八郎岳町	H22. 04. 06	384	0. 23	19	〃
318	東 山	東山町	H22. 10. 05	845	0. 03	5	〃
319	磯道 (放生湾) (追加)	磯道町	H22. 11. 05	930	0. 47	11	〃
320	江 川 (3) (追 加)	江川町	H23. 03. 04	263	0. 21	22	〃
321	三 川 (3)	三川町	H23. 03. 18	338	0. 12	10	〃
322	戸 町 2 丁 目 (6)	戸町2丁目	H23. 04. 08	445	0. 44	19	〃
323	田中赤松 (1) (追加)	田中町	H23. 04. 15	464	0. 74	34	〃
324	船 石 (9)	船石町	H23. 07. 15	724	0. 70	2(5)	〃
325	城 山 台 1 丁 目	城山台1丁目	H24. 01. 10	31	0. 47	56	〃
326	田 中 (2)	田中町	H24. 05. 01	503	1. 15	16	〃
327	江 川 (3) (追 加)	江川町	H24. 05. 18	534	0. 15	35	〃
328	茂 木 (6)	茂木町	H24. 08. 24	754	0. 03	5	〃
329	戸 町 1 丁 目	戸町2丁目	H24. 08. 24	755	0. 04	3(9)	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	指定区域名 (告示事項)	所在地	指定関係事項			人家 (戸)	対策
			告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
330	愛宕4丁目(3)	愛宕4丁目, 八つ尾町	H24. 08. 24	756	0. 04	6	施行済
331	金堀(5)	金堀町	H24. 12. 07	1007	0. 77	33	〃
332	本河内(60)	本河内2丁目	H24. 12. 11	1013	0. 05	7	〃
333	真浦(1)	野母崎樺島町	H25. 02. 19	141	0. 51	13	〃
334	館内(追加)	館内町	H26. 03. 28	444	0. 03	5	〃
335	戸町三丁目戒ノ脇(追加)	戸町4丁目	H26. 05. 09	542	0. 64	43(48)	〃
336	平間(9)	平間町	H26. 05. 09	541	0. 36	13	〃
337	三川上ノ角(追加)	三川町	H26. 06. 24	639	0. 16	35	〃
338	小ヶ倉1丁目(4)	小ヶ倉町1丁目	H26. 06. 27	655	0. 89	12	〃
339	小浦(3)	小浦町	H26. 07. 25	732	1. 69	31	〃
340	網場(3)	網場町	H26. 08. 01	747	0. 07	8(17)	〃
341	けやき台	川平町, けやき台町, 女の都1丁目	H26. 08. 12	776	0. 72	20	〃
342	御船蔵	御船蔵町	H26. 08. 22	810	0. 09	15	〃
343	上小島1丁目	上小島1丁目, 東小島町	H27. 01. 16	36	0. 04	10(27)	〃
344	古賀(1)	古賀町	H28. 07. 01	531	0. 10	8	〃
345	中里	中里町	H28. 07. 01	532	0. 02	6	〃
346	塩町(追加)	伊王島町2丁目	H28. 08. 19	621	0. 21	2(8)	〃
347	片淵3丁目	片淵3丁目	H28. 10. 25	767	0. 46	28	〃
348	真浦(1)(追加)	野母崎樺島町	H28. 10. 28	774	0. 07	0	〃
349	三川(8)	三川町	H29. 04. 25	378	0. 05	8	〃
350	赤迫(2)	赤迫2丁目, 泉3丁目	H29. 07. 21	544	0. 51	20	〃
351	御船蔵(4)	御船蔵町	H30. 06. 15	454	0. 05	5	〃
352	戸町三丁目屋敷迫(追加)	戸町3丁目	H30. 12. 04	796	0. 015	5	〃
353	滑石3丁目(4)	滑石3丁目	H31. 04. 16	347	1. 18	73	〃
354	深堀5丁目	深堀町5丁目	R01. 08. 23	240	0. 04	8	〃
355	三川(16)	川平町	R01. 09. 10	268	0. 03	5	〃
356	平間(2)	平間町	R01. 09. 17	284	0. 043	1	〃
357	東町	東町	R01. 09. 24	296	0. 382	3(6)	〃
358	田上(6)	田上1丁目、三景台町	R02. 02. 07	71	0. 96	6	〃
359	若竹(4)(追加)	若竹町	R03. 03. 16	211	0. 73	30	〃
360	川平(1)	大手3丁目, 川平町	R03. 03. 16	210	0. 28	28	〃
361	三川(8)(追加)	三川町	R03. 03. 23	245	0. 04	0	〃
362	小峰(1)	小峰町	R03. 03. 23	244	0. 037	5(9)	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	指 定 区 域 名 (告 示 事 項)	所在地	指定関係事項			人家 (戸)	対策
			告示年月日	告示番号	面積 (ha)		
363	三 川 (3) (追 加)	三川町	R03.03.26	276	0.41	17	施行済
364	大 宮 (3)	大宮町	R03.03.26	275	0.32	45	〃
365	深 堀 4 丁 目 (4)	深堀町4丁目	R03.06.25	479	0.022	7	〃
366	滑 石 3 丁 目 (5)	横尾2丁目, 滑石3丁目	R04.02.15	86	0.61	41	施行中
367	金 堀 (6)	金堀町	R04.02.15	87	0.58	34	施行済
368	片淵 3 丁 目 (変 更)	片淵3丁目	R04.03.22	234	0.47	27	〃
369	大 浜 (1 9)	大浜町	R04.10.04	628	1.36	17	施行中
370	金 堀 (1) (追 加)	金堀町, 青山町	R04.11.25	748	0.32	54	〃
371	上 黒 崎 (1)	上黒崎町	R04.11.25	749	0.09	30	施行済
372	女ノ都 2 丁 目 (2)	女の都2丁目	R05.01.06	5	0.13	9	施行中
373	滑 石 5 丁 目 (6)	滑石5丁目	R05.02.03	68	0.15	19	施行済
374	田 中 (6 1)	田中町	R05.02.10	88	0.20	13	〃
375	木 鉢 2 丁 目 (3)	木鉢町2丁目	R05.02.10	89	0.038	6	〃
376	金 堀 町	金堀町	R05.02.14	95	0.02	6	施行中
377	赤 迫 (2) 追 加	赤迫2丁目, 泉3丁目, 住吉台町	R05.08.04	538	0.09	9	施行済
378	西町 (1 8) (1 9)	西町	R05.11.14	701	0.093	3	施行済
379	大 園 (3)	大園町	R05.12.22	750	1.03	32	施行中
380	田 中 (2) (追 加)	田中町	R06.03.19	164	0.44	1	施行済
381	大 園 (4)	虹が丘町	R06.03.19	165	1.38	62	施行中
382	小ヶ倉 2 丁 目 (4)	小ヶ倉町2丁目	R06.05.07	297	0.051	9	〃
383	三 原 (8)	三原1丁目	R06.05.07	298	0.171	8	〃
384	東 上 蛸 道	かき道1丁目	R06.05.07	299	0.087	6	〃
385	入 船 (7)	入船町	R06.06.18	366	0.24	16	〃
386	横 尾 (追 加)	横尾1丁目, 時津町	R06.08.30	469	1.00	29	〃
387	茂 木 (6)	茂木町	R06.08.30	470	0.35	20	〃
388	葉 山 2 丁 目 (4)	葉山2丁目	R06.08.30	471	0.18	11	〃
389	茂 木 辻 乙	茂木町	R06.11.19	578	0.025	2	施行済
390	現 川 山 口	現川町	R07.01.17	22	1.58	11	施行中
391	滑石 5 丁目 (6) (追 加)	滑石 5 丁目	R07.03.11	149	0.09	6	〃
392	西 北 (5)	西北町	R07.04.18	249	0.24	11	〃
393	深堀 5 丁目 (追 加)	深堀町5丁目, 6丁目	R07.06.06	315	0.049	4	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

エ 山地崩壊危険予想箇所

(農林振興課)

番 号	区 域 名	位 置 名	予想される事態	対 策
1	三 ツ 山 町	犬 継	土 砂 災 害	森林法に基づき機に応じ対応
2	川 平 町	尾 崎	〃	〃 〃
3	三 川 町	駄 繁	〃	〃 治山事業5ケ年計画で対応
4	現 川 町	加 勢 首	〃	〃 機に応じ対応
5	〃	草 木	〃	〃 治山事業5ケ年計画で対応
6	船 石 町	千 束 野	〃	〃 〃
7	東 町	侍 石	〃	〃 機に応じ対応
8	田 中 町	赤 松	〃	〃 治山事業5ケ年計画で対応
9	網 場 町	扇 の 平	〃	〃 機に応じ対応
10	芒 塚 町	丸 岩	〃	〃 〃
11	本 河 内 町	奥 山	〃	〃 〃
12	〃	英 彦 山	〃	〃 地域防災特別治山事業で対応
13	〃	猛 子 山	〃	〃 〃
14	木 場 町	加 美	〃	〃 治山事業5ケ年計画で対応
15	茂 木 町	黒 橋	〃	〃 〃
16	宮 摺 町	ク レ 石 平	〃	〃 〃
17	千 々 町	岳	〃	〃 機に応じ対応
18	〃	藤 寺	〃	〃 治山事業5ケ年計画で対応
19	金 堀 町	中 川 内	〃	〃 機に応じ対応
20	福 田 本 町	大 迫	〃	〃 治山事業5ケ年計画で対応
21	矢 上 町	正 覚 寺	〃	〃 機に応じ対応
22	上 戸 町	小 ケ 倉	〃	〃 水源地域緊急整備事業で対応
23	網 場 町	岡 下	〃	〃 復旧治山事業で対応
24	岩 屋 町	岩 屋	〃	〃 〃
25	現 川 町	黒 岳	〃	〃 〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	区 域 名	位 置 名	予想される事態	対 策
26	田 中 町	鳴 子 山	土 砂 災 害	森林法に基づき地すべり防止事業で対応
27	上 戸 石 町	片 峰	〃	〃 自然災害防止事業（県営）で対応
28	中 里 町	中 野	〃	〃 地すべり防止事業で対応
29	畦 別 当 町	畦 別 当	〃	〃 復旧治山事業で対応
30	大 手 町	瀬 川	〃	〃 治山事業 5 ケ年計画で対応
31	松 崎 町	尾 仁 田	〃	〃 地すべり防止事業で対応
32	春 木 町	畦 頭 谷	〃	〃 自然災害防止事業（県営）で対応
33	多 以 良 町	多 以 良	〃	〃 自然災害防止事業（県営）で対応
34	三 川 町	御 手 水	〃	〃 復旧治山事業で対応
35	深堀町 1 丁目	深堀町 1 丁目	〃	〃 治山事業 5 ケ年計画で対応
36	鹿 尾 町	園 川	〃	〃 〃
37	鳴 滝 町	一 ノ 瀬	〃	〃 〃
38	春 日 町	谷 平	〃	〃 自然災害防止事業（県営）で対応
39	潮 見 町	辻	〃	〃 〃
40	三 川 町	大 木 場	〃	〃 治山事業 5 ケ年計画で対応
41	茂 木 町	片 町	〃	〃 〃
42	西 泊 町	西 泊	〃	〃 自然災害防止事業（県営）で対応
43	深堀町 5 丁目	深堀町 5 丁目	〃	〃 〃
44	鳴 滝 1 丁目	一 ノ 瀬	〃	〃 〃（市）で対応
45	田 中 町	築 地	〃	〃 治山事業で対応

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

オ 砂防指定地

(土木防災課)

番号	河 川 幹 川 名	河 川 溪 流 名	町 名	告示番号	告示年月日	面 積 (ha)
1	式見川	式見川	向町、牧野町	898	S26.10.06	0.13
2	中島川	中島川	諏訪町ほか	1,970	S31.12.11	1.90
3	中島川	中島川	片淵1丁目ほか	986	S32.08.12	4.80
4	神ノ浦川	神ノ浦川	神浦下大中尾町	908	S36.03.31	3.70
5	出津川	出津川	新牧野町	2,989	S41.08.30	2.63
6	黒崎川	黒崎川	上黒崎町	711	S42.03.22	2.40
7	以下宿川	青抜川	以下宿町	198	S43.02.16	2.24
8	黒崎川	黒崎川	上黒崎町	198	S43.02.16	3.70
9	多以良川	多以良川	鳴見町, 多以良町	190	S47.02.14	5.72
10	神ノ浦川	牛牧川	神浦北大中尾町 神浦丸尾町	190	S47.02.14	5.55
11	蚊焼大川	蚊焼大川及び支川	蚊焼町	1,099	S48.05.22	4.80
12	出津川	大首川	新牧野町	249	S51.03.05	7.20
13	西海川	谷口川	西海町	55	S53.01.25	6.46
14	以下宿川	以下宿川	以下宿町	785	S53.04.04	1.47
15	以下宿川	以下宿川 (追加)	以下宿町	886	S54.04.18	1.30
16	西海川	谷口川	西海町	887	S54.04.18	5.52
17	大川	大川	布巻町, 為石町 平山町, 平山台1丁目	1,586	S57.09.18	2.46
18	多以良川	二股川及び多以良川	多以良町	1,586	S57.09.18	0.37
19	八郎川	清水山川左支川	古賀町	760	S58.03.23	0.25
20	八郎川	清水山川右支川	古賀町	760	S58.03.23	0.19
21	八郎川	瀬古川左支川	東町	760	S58.03.23	0.43

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	河川幹川名	河川溪流名	町名	告示番号	告示年月日	面積 (ha)
22	八郎川	上座川	船石町	760	S58.03.23	0.29
23	八郎川	瀬古川右支川	東町	760	S58.03.23	0.38
24	八郎川	長龍寺川	東町	760	S58.03.23	0.16
25	八郎川	長龍寺川第二右支川	東町	760	S58.03.23	0.53
26	八郎川	上中野川	中里町	760	S58.03.23	0.47
27	八郎川	大木場川	中里町	760	S58.03.23	0.49
28	八郎川	城平川	平間町	760	S58.03.23	0.48
29	八郎川	船石川	船石町	760	S58.03.23	0.29
30	八郎川	二双舟川第一右支川	船石町	760	S58.03.23	0.20
31	日見川	下瀬川	芒塚町	760	S58.03.23	0.77
32	日見川	宿川	宿町	760	S58.03.23	0.73
33	日見川	大町川	芒塚町	760	S58.03.23	0.75
34	日見川	牧野川第一右支川	芒塚町, 界1丁目	760	S58.03.23	0.90
35	日見川	芒塚川	芒塚町	760	S58.03.23	0.79
36	山川河内川	山川河内川	太田尾町	760	S58.03.23	0.66
37	浦上川	若竹川	若竹町	760	S58.03.23	0.84
38	小瀬戸川	小瀬戸川	小瀬戸町	760	S58.03.23	0.29
39	戸石川	上戸石川	上戸石町	760	S58.03.23	0.82
40	戸石川	上川内川及び同左支川	川内町	760	S58.03.23	1.24
41	中島川	西山木場川	木場町	760	S58.03.23	0.57
42	中島川	鳴滝川	鳴滝1丁目	760	S58.03.23	0.95

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	河川幹川名	河川溪流名	町名	告示番号	告示年月日	面積 (ha)
43	千束野川	千束野川, 同右支川及び同左支川	船石町	760	S58. 03. 23	1. 07
44	現川川	大屋敷川右支川	現川町	760	S58. 03. 23	0. 77
45	現川川	大屋敷川左支川及び同支川右小支川	現川町	760	S58. 03. 23	0. 68
46	中尾川	田川内川	田中町	760	S58. 03. 23	0. 44
47	八郎川	蔭平川第一左支川	中里町	761	S58. 03. 23	0. 41
48	八郎川	蔭平川第二左支川	中里町	761	S58. 03. 23	0. 44
49	八郎川	東川	東町	761	S58. 03. 23	1. 00
50	八郎川	二双舟川第二右支川	船石町	761	S58. 03. 23	0. 39
51	宮摺川	宮摺川第一左支川	宮摺町	761	S58. 03. 23	0. 26
52	中島川	御手水川	本河内3丁目	761	S58. 03. 23	0. 49
53	中島川	木場川	木場町	761	S58. 03. 23	0. 62
54	現川川	小藤川	現川町	761	S58. 03. 23	0. 92
55	手熊川	上浦川右支川	上浦町	761	S58. 03. 23	0. 67
56	戸石川	陣の内川	上戸石町	761	S58. 03. 23	0. 33
57	八郎川	千間田川	平間町	761	S58. 03. 23	0. 77
58	船津川	船津川	戸石町	761	S58. 03. 23	0. 63
59	大宮川	大宮川	大宮町, 北栄町	761	S58. 03. 23	0. 50
60	大崎川	大崎川	大崎町	761	S58. 03. 23	0. 36
61	日見川	牧野川第二右支川	界1丁目	761	S58. 03. 23	0. 46
62	浦上川	六枚板川右支川	三ツ山町	761	S58. 03. 23	0. 47
63	浦上川	六枚板川左支川	三ツ山町	761	S58. 03. 23	1. 17

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	河川幹川名	河川溪流名	町名	告示番号	告示年月日	面積 (ha)
64	大川	千代譲川	布巻町	761	S58.03.23	0.15
65	神ノ浦川	牛牧川	神浦北大中尾町 神浦丸尾町	44	S59.01.20	0.82
66	八郎川	陰平川第二左支川	中里町	791	S59.03.30	0.27
67	八郎川	中里川	中里町	791	S59.03.30	0.70
68	八郎川	長龍寺川第一右支川	東町	791	S59.03.30	0.33
69	戸石川	陣の内川（追加）	上戸石町	791	S59.03.30	0.47
70	中尾川	猪師川	田中町	791	S59.03.30	0.42
71	都通川	転石川	船石町	791	S59.03.30	0.44
72	日見川	牧野川第一右支川	芒塚町, 界1丁目	791	S59.03.30	0.31
73	日見川	牧野川第二右支川	界1丁目	791	S59.03.30	0.06
74	大川	千代譲川（追加）	布巻町	791	S59.03.30	0.80
75	手熊川	上浦川第二右支川	上浦町	792	S59.03.30	0.44
76	八郎川	上中野川	中里町	792	S59.03.30	0.21
77	八郎川	城平川	平間町	792	S59.03.30	0.12
78	八郎川	長龍寺川（追加）	東町	792	S59.03.30	0.38
79	八郎川	二双舟川第一右支川	船石町	792	S59.03.30	0.27
80	間の瀬川	中山川	平間町	792	S59.03.30	0.65
81	戸石川	水頭川	上戸石町	103	S60.01.26	0.28
82	神ノ浦川	神ノ浦川及び同左支川 （追加）	神浦下大中尾町	651	S60.03.25	0.61
83	村松川	村松川及び同左支川	琴海村松町	651	S60.03.25	3.84
84	戸石川	上戸石川	上戸石町	663	S60.03.25	0.04

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	河 川 幹 川 名	河 川 溪 流 名	町 名	告示番号	告示年月日	面 積 (ha)
85	戸石川	上川内川及び同左支川	川内町	663	S60. 03. 25	0. 04
86	山川河内川	山川河内川 (追加)	太田尾町	663	S60. 03. 25	0. 30
87	手熊川	上浦川右支川	上浦町	663	S60. 03. 25	0. 15
88	八郎川	城平川 (追加)	平間町	663	S60. 03. 25	0. 12
89	八郎川	清水山川右支川及び同左支川	古賀町	663	S60. 03. 25	0. 26
90	八郎川	千間田川	平間町	663	S60. 03. 25	0. 21
91	八郎川	中里川	中里町	663	S60. 03. 25	0. 11
92	八郎川	田川内川	田中町	663	S60. 03. 25	0. 30
93	八郎川	東川	東町	663	S60. 03. 25	0. 14
94	八郎川	雀川	船石町	651	S60. 03. 25	0. 40
95	中島川	西山木場川	木場町	663	S60. 03. 25	0. 22
96	現川川	大屋敷川右支川	現川町	663	S60. 03. 25	0. 26
97	大崎川	大崎川	大崎町	663	S60. 03. 25	0. 33
98	日見川	大町川 (追加)	芒塚町	663	S60. 03. 25	0. 38
99	日見川	芒塚川	芒塚町	663	S60. 03. 25	0. 93
100	八郎川	蔭平川第一左支川	中里町	993	S60. 07. 03	0. 12
101	八郎川	蔭平川第二左支川	中里町	993	S60. 07. 03	0. 25
102	八郎川	上座川	船石町	993	S60. 07. 03	0. 14
103	八郎川	船石川	船石町	993	S60. 07. 03	0. 12
104	八郎川	二双船川第二右支川	船石町	993	S60. 07. 03	0. 23
105	山川河内川	山川河内川	太田尾町	993	S60. 07. 03	0. 50
106	山川河内川	山川河内川左支川	太田尾町	993	S60. 07. 03	0. 67
107	大川	大川	平山町	993	S60. 07. 03	2. 15
108	大川	久良川	布巻町	993	S60. 07. 03	3. 44

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	河川幹川名	河川溪流名	町名	告示番号	告示年月日	面積 (ha)
109	都通川	転石川	船石町	993	S60.07.03	0.03
110	浦上川	兵底川	三川町	993	S60.07.03	0.69
111	江川	大野川	高浜町	993	S60.07.03	0.73
112	日見川	下瀬川（追加）	芒塚町	1,473	S60.11.06	0.55
113	戸石川	上川内川（口）	川内町	1,473	S60.11.06	0.92
114	八郎川	千間田川	平間町	1,473	S60.11.06	1.06
115	八郎川	千束野川（ハ）	船石町	1,473	S60.11.06	0.27
116	八郎川	樽山川	中里町	1,473	S60.11.06	0.85
117	八郎川	二双船川（ハ）	船石町	1,473	S60.11.06	0.83
118	間の瀬川	中山川	平間町	1,473	S60.11.06	0.08
119	八郎川	転石川（口）	船石町	1,473	S60.11.06	0.72
120	富田川	富田川	畝刈町	1,473	S60.11.06	0.97
121	江川川	竿ノ浦川	八郎岳町 竿浦町	1,674	S60.12.21	0.86
122	久保川	久保川	さくらの里1丁目	1,674	S60.12.21	0.21
123	八郎川	深谷川	中里町	1,674	S60.12.21	0.29
124	山川河内川	逃底川	太田尾町	1,674	S60.12.21	0.14
125	手崎川	手崎川	長浦町	1,674	S60.12.21	1.15
126	久保川	久保川及び右支川	さくらの里1丁目ほか	112	S62.01.26	2.44
127	現川川	山郷川	現川町	291	S62.03.06	0.27
128	京泊川	京泊川	京泊1丁目 京泊3丁目	1,854	S62.11.02	0.59
129	日見川	黒木川	宿町	1,854	S62.11.02	0.62
130	日見川	日見川	芒塚町	1,854	S62.11.02	0.34
131	中尾川	師子川	田中町	1,854	S62.11.02	0.73
132	都通川	都通川	船石町	1,854	S62.11.02	1.37

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	河川幹川名	河川溪流名	町名	告示番号	告示年月日	面積 (ha)
133	鰻川	鰻川	野母崎樺島町	34	S63.01.08	0.59
134	現川川	給人川内川	現川町	2,048	S63.10.21	1.16
135	八郎川	侍石川	東町	2,048	S63.10.21	1.07
136	八郎川	二双船川(ニ)	中里町	2,048	S63.10.21	0.76
137	大山川	大山川	大山町	2,048	S63.10.21	0.30
138	長浦川	長浦川	長浦町	2,048	S63.10.21	1.43
139	浦上川	浦上川	畦別当町	144	H01.01.31	0.65
140	大浦川	大浦川	大浜町	144	H01.01.31	6.08
141	戸根原川	戸根原川	長浦町 琴海戸根原町	1,133	H01.05.29	2.82
142	二股川	白川	鳴見町	1,778	H01.10.21	1.71
143	黒崎川	黒崎川(追加)	上黒崎町	1,026	H03.04.11	7.50
144	都通川	転石川(ハ)	船石町	95	H06.01.20	0.82
145	八郎川	二双船川(ホ)	中里町	95	H06.01.20	0.78
146	四戸ノ川	四戸ノ川	琴海形上町	729	H08.03.21	2.62
147	戸石川	陣の内川(ヘ)	上戸石町 東町	1,367	H09.06.24	2.14
148	八郎川	白水川	現川町	1,367	H09.06.24	4.94
149	戸石川	陣の内川(ホ)	上戸石町 東町	1,367	H09.06.24	2.70
150	多以良川	多以良川(追加)	鳴見町 多以良町	1,490	H10.07.16	0.94
151	多以良川	多以良川(ロ)	多以良町	2,131	H10.12.14	1.50
152	八郎川	侍石川(ハ)	東町	1,455	H11.07.02	0.52
153	都通川	都通川(イ)(追加)	船石町	2,027	H12.10.18	5.84
154	八郎川	二双船川(ヘ)(追加)	中里町	2,027	H12.10.18	1.85
155	大川	千代讓川(ハ)	布巻町	2,399	H12.12.18	0.45

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	河川幹川名	河川溪流名	町名	告示番号	告示年月日	面積 (ha)
156	大川	千代譲川（ニ）	布巻町	2,399	H12.12.18	0.62
157	以下宿川	以下宿川（ホ）	以下宿町	390	H14.05.09	1.42
158	西海川	中川内川	西海町	390	H14.05.09	5.00
159	江川川	竿ノ浦川（リ）（追加）	八郎岳町 竿浦町	123	H15.02.13	1.08
160	多以良川	鳴見川（ハ）	鳴見町	123	H15.02.13	1.54
161	多以良川	鳴見川（ニ）	鳴見町	123	H15.02.13	1.61
162	以下宿川	以下宿川（ホ）（追加）	以下宿町	1,560	H15.12.16	0.62
163	西海川	中川内川（追加）	西海町	324	H17.03.22	0.27
164	日見川	日見川（追加）	芒塚町	769	H17.08.04	1.71
165	下曲川	下曲川	野母町	948	H18.08.11	0.39
166	宮川	宮川	蚊焼町	1,003	H21.09.14	5.06
167	鹿尾川	草住川	京太郎町 柳田町	771	H22.07.21	6.63
168	宮川	宮川（追加）	蚊焼町	1,428	H22.11.30	0.505
169	宮川	宮川（解除）	蚊焼町	1,429	H22.11.30	-0.33
170	戸石川	陣の内川（ニ）	上戸石町	762	H23.07.20	3.86
171	上戸石川	水頭川	上戸石町	1,128	H24.10.15	2.59
172	松峰川	松峰川	為石町	1,128	H24.10.15	1.01
173	上戸石川	大坂川（ニ）	上戸石町	1,144	H25.11.27	0.45
174	上浦川	上浦川（ハ）	上浦町	1,144	H25.11.27	1.8879
175	宮川	宮川（追加）	蚊焼町	1,144	H25.11.27	0.777
176	矢の平川	矢の平川	矢の平1丁目 矢の平3丁目	638	H27.05.11	1.4259
177	大川	千代譲川（ロ）	布巻町	809	H28.06.09	1.41
178	大井手川	大宮川（ニ）	大宮町	809	H28.06.09	1.0659
179	草住川	草住川（ロ）	草住町 京太郎町	1,340	H28.12.21	1.4144

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番号	河 川 幹 川 名	河 川 溪 流 名	町 名	告示番号	告示年月日	面 積 (ha)
180	田子ノ浦川	田子ノ浦川	多以良町	666	H29. 07. 04	1. 6286
181	浦上川	三川川 (ヌ)	三川町	666	H29. 07. 04	0. 6353
182	畝刈川	畝刈川	畝刈町	666	H29. 07. 04	0. 7928
183	浦上川	紅葉谷川 (ロ)	淵町	212	H30. 02. 23	1. 65
184	城山川	立岩川 (ヘ)	立岩町	1, 096	H30. 09. 12	1. 98
185	浦上川	紅葉谷川 (イ)	淵町, 春木町	1, 586	R02. 12. 28	1. 31
186	小ヶ倉川	小ヶ倉川 (イ)	小ヶ倉町1丁目	1, 188	R03. 08. 27	0. 81
187	江川川	竿ノ浦川 (ハ)	竿浦町	1, 188	R03. 08. 27	2. 067
188	多以良川	鳴見川 (チ)	鳴見町	801	R04. 08. 05	0. 94
189	小江小浦川	小江小浦川 (イ)	小江町	801	R04. 08. 05	1. 05
190	法丈川	椿が丘川 (ハ)	蚊焼町, 川原町 為石町	1, 090	R04. 11. 02	1. 82
191	黒浜川	南県川	黒浜町	1, 017	R05. 10. 06	19. 24
192	上曲川	上曲川	野母町	1, 017	R05. 10. 06	0. 62
193	小江小浦川	小江小浦川 (ホ)	小江町	1, 017	R05. 10. 06	0. 79
194	小江川	小江原川	小江原1丁目	407	R06. 05. 13	1. 86
195	浦上川	大宮川 (ハ)	大宮町	1, 041	R06. 07. 30	0. 91
196	城山川	立岩川 (ホ)	立岩町	1, 041	R06. 07. 30	0. 56
197	浜川	浜川	為石町	1, 041	R06. 07. 30	0. 68
198	鹿尾川	神ノ崎川	上戸町4丁目	1, 232	R06. 10. 24	2. 02
199	戸石川	陣の内川 (ハ)	上戸石町	1, 232	R06. 10. 24	0. 88
200	小ヶ倉川	小ヶ倉川 (ロ)	小ヶ倉町1丁目	1, 232	R06. 10. 24	0. 81
201	八郎川	城平川 (ニ)	平間町	59	R07. 01. 31	1. 67
202	小江小浦川	小江小浦川 (ホ)	小江町	59	R07. 01. 31	0. 08

(2) 道路危険予想箇所

(各総合事務所)

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
1	市道 三重田町2号線	三重田町	(m) 393.5	法面崩壊	(m) 100	法面腹付コンクリート
2	三重田町5号線	三重田町	728.6	〃	100	法面擁壁コンクリート
3	三重田町檜山町1号線	三重田町～檜山町	1,492.3	〃	200	法面腹付コンクリート
4	檜山町1号線	檜山町	510.3	〃	100	法面練積ブロック
5	檜山町3号線	檜山町	254.0	〃	100	法面練積ブロック
6	檜山町5号線	檜山町	599.6	〃	200	法面練積ブロック
7	檜山町7号線	檜山町	639.1	〃	30	法面擁壁コンクリート
8	畦町檜山町1号線	畦町～檜山町	1,459.0	〃	100	法面練積コンクリート
9	三重町檜山町線	三重町～檜山町	1,012.4	〃	100	法面擁壁コンクリート
10	三重町5号線	三重町	499.7	〃	100	法面練積ブロック
11	三重町松崎町線	三重町～松崎町	6,763.5	〃	600	法面擁壁コンクリート
12	畝刈町4号線	畝刈町	378.6	〃	100	法面練積ブロック
13	畝刈町線	畝刈町	1,054.2	〃	200	法面擁壁コンクリート
14	畝刈町7号線	畝刈町	1,409.0	〃	500	法面腹付コンクリート
15	多以良町鳴見町線	多以良町～鳴見町	2,839.9	〃	300	法面擁壁コンクリート
16	鳴見町畝刈町線	鳴見町～畝刈町	7,815.5	〃	500	法面擁壁コンクリート
17	式見町相川町線	式見町～相川町	1,228.5	暗渠崩壊	200	暗渠腹付コンクリート
18	四杖町線	四杖町	701.9	法面崩壊	200	法面練積ブロック
19	四杖町8号線	四杖町	95.5	〃	20	法面腹付コンクリート
20	園田町牧野町線	園田町～牧野町	3,956.2	〃	300	法面擁壁コンクリート
21	向町滑石線	向町～滑石4丁目	7,039.3	〃	300	法面擁壁コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
22	上浦町3号線	上浦町	(m) 395.5	法面崩壊	(m) 50	法面擁壁コンクリート
23	柿泊町線	柿泊町	722.7	〃	100	法面腹付コンクリート
24	滑石北陽町1号線	滑石4丁目～ 北陽町	500.0	〃	50	法面擁壁コンクリート
25	横尾45号線	横尾3丁目	828.0	〃	300	法面練積ブロック
26	滑石横尾2号線	滑石3丁目～ 横尾2丁目	554.0	〃	100	法面擁壁コンクリート
27	滑石37号線	滑石3丁目	151.4	〃	50	法面擁壁コンクリート
28	滑石36号線	滑石3丁目	166.8	〃	20	法面擁壁コンクリート
29	滑石35号線	滑石3丁目	94.0	〃	50	法面擁壁コンクリート
30	滑石21号線	滑石2丁目	465.7	〃	50	法面擁壁コンクリート
31	滑石65号線	滑石5丁目	758.1	〃	250	法面擁壁コンクリート
32	大宮町北栄町1号線	大宮町～北栄町	722.5	〃	100	法面擁壁コンクリート
33	北栄町14号線	北栄町	236.4	〃	50	法面擁壁コンクリート
34	葉山35号線	葉山2丁目	365.9	〃	100	法面コンクリート吹付
35	大橋町岩屋町線	大橋町～岩屋町	2,656.2	〃	100	法面擁壁コンクリート
36	錦町12号線	錦町	454	〃	50	法面擁壁コンクリート
37	白鳥町1号線	白鳥町	336.5	〃	50	法面擁壁コンクリート
38	緑が丘町1号線	緑が丘町	319.3	〃	100	法面腹付コンクリート
39	江里町2号線	江里町	272.3	〃	30	法面擁壁コンクリート
40	油木町10号線	油木町	1,339.4	〃	550	法面擁壁コンクリート
41	三芳町若竹町線	三芳町～若竹町	2,212.8	〃	100	法面腹付コンクリート
42	城栄町線	城栄町	363.7	〃	50	法面擁壁コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
43	花園町金堀町 1 号線	花園町～金堀町	(m) 376.0	法面崩壊	(m) 50	法面腹付コンクリート
44	若草町岩見町線	若草町～岩見町	934.9	〃	250	法面腹付コンクリート
45	曙町稲佐町線	曙町～稲佐町	4,198.7	〃	300	ロックネット
46	稲佐町線	稲佐町	1,222.2	〃	100	法面擁壁コンクリート
47	淵町稲佐町 1 号線	淵町～稲佐町	317.0	〃	100	暗渠腹付コンクリート
48	稲佐町12号線	稲佐町	66.2	〃	66	法面練積ブロック
49	稲佐町旭町線	稲佐町～旭町	1,045.6	〃	50	法面コンクリート吹付
50	丸尾町江の浦町 1 号線	丸尾町～江の浦町	946.5	〃	145	暗渠腹付コンクリート
51	江の浦町 4 号線	江の浦町	137.2	〃	50	法面腹付コンクリート
52	大鳥町 2 号線	大鳥町	308.6	〃	50	法面練積ブロック
53	大鳥町10号線	大鳥町	273.3	〃	100	法面練積ブロック
54	大鳥町 1 号線	大鳥町	308.8	〃	100	法面腹付コンクリート
55	入船町江の浦町線	入船町～江の浦町	1,702.4	〃	100	法面コンクリート吹付
56	大鳥町水の浦町 1 号線	大鳥町～水の浦町	764.7	〃	100	法面腹付コンクリート
57	飽の浦町秋月町 1 号線	飽の浦町～秋月町	819.7	暗渠崩壊	500	暗渠腹付コンクリート
58	大浜町18号線	大浜町	862.3	法面崩壊	100	法面擁壁コンクリート
59	西立神町東立神町線	西立神町～ 東立神町	663.9	暗渠崩壊	300	暗渠腹付コンクリート
60	大浜町木鉢町線	大浜町～木鉢町	3,645.9	法面崩壊	500	法面腹付コンクリート
61	西泊町 7 号線	西泊町	682.5	〃	200	法面擁壁コンクリート
62	西泊町 1 号線	西泊町	710.8	〃	270	法面擁壁コンクリート
63	西泊町線	西泊町～ 神の島 3 丁目	939.3	〃	60	法面擁壁コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
64	神の島 2 号線	神の島 1 丁目～ 神の島 3 丁目	(m) 1,252.1	法面崩壊	(m) 190	法面擁壁コンクリート
65	中園町音無町線	中園町～音無町	352.1	〃	50	法面擁壁コンクリート
66	大橋町赤迫 1 号線	大橋町～赤迫町	1,547.3	〃	300	法面擁壁コンクリート
67	住吉町高田郷線	住吉町～高田郷	1,311.5	〃	100	法面擁壁コンクリート
68	花丘町住吉町線	花丘町～住吉町	572.6	〃	30	法面腹付コンクリート
69	女の都昭和線	女の都 1 丁目～ 昭和町	3,218.8	〃	300	法面擁壁コンクリート
70	女の都66号線	女の都 3 丁目～ 女の都 2 丁目	1,041.4	〃	100	法面練石積
71	女の都29号線	女の都 2 丁目	414.8	〃	100	法面擁壁コンクリート
72	昭和高田郷線	泉 2 丁目～高田郷	2,142.7	〃	100	法面擁壁コンクリート
73	大手 7 号線	大手 1 丁目	137.3	〃	50	法面擁壁コンクリート
74	川平町10号線	川平町	384.0	〃	50	法面練積ブロック
75	昭和町川平町線	昭和町～川平町	3,278.6	〃	100	法面腹付コンクリート
76	三ツ山町 1 号線	三ツ山町	1,940.5	〃	50	法面擁壁コンクリート
77	三ツ山町 6 号線	三ツ山町	552.7	〃	100	法面練積ブロック
78	三ツ山町 7 号線	三ツ山町	1,440.2	〃	150	法面練積ブロック
79	畦別当町 1 号線	畦別当町	381.9	〃	100	法面擁壁コンクリート
80	畦別当町 2 号線	畦別当町	228.9	〃	100	法面擁壁コンクリート
81	三川町線	三川町	1,747.4	〃	280	法面擁壁コンクリート
82	三川町52号線	三川町	916.2	〃	200	法面練積ブロック
83	三川町51号線	三川町	342.3	〃	200	法面練積ブロック
84	西山川平町線	西山 4 丁目～ 川平町	3,053.8	〃	100	法面擁壁コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
85	西山台2号線	西山台2丁目～ 西山台1丁目	(m) 663.9	法面崩壊	(m) 50	法面腹付コンクリート
86	三原20号線	三原2丁目	169.7	〃	20	法面腹付コンクリート
87	三原西山台1号線	三原2丁目～ 西山台1丁目	814.1	〃	50	法面擁壁コンクリート
88	辻町6号線	辻町	433.6	〃	40	法面腹付コンクリート
89	辻町三原1号線	辻町～三原1丁目	169.8	〃	30	法面腹付コンクリート
90	三原上野町線	三原1丁目～ 上野町	1,887.1	〃	80	法面擁壁コンクリート
91	三原37号線	三原1丁目	603.3	〃	100	法面腹付コンクリート
92	橋口町大橋町1号線	橋口町～大橋町	247.0	〃	50	法面腹付コンクリート
93	西山28号線	西山4丁目	569.4	〃	80	法面擁壁コンクリート
94	木場町27号線	木場町4丁目	713.1	〃	50	法面練積ブロック
95	西山木場町線	西山4丁目～ 木場町	2,411.8	〃	580	法面腹付コンクリート
96	木場町7号線	木場町	954.0	〃	200	法面腹付コンクリート
97	木場町片淵線	木場町～ 片淵5丁目	2,291.0	〃	260	法面擁壁コンクリート
98	上銭座町坂本1号線	上銭座～ 坂本1丁目	374.2	〃	20	法面擁壁コンクリート
99	銭座町2号線	銭座町	232.0	〃	50	法面腹付コンクリート
100	田中町35号線	田中町	252.1	〃	100	法面練積ブロック
101	田中町2号線	田中町	1,404.9	〃	500	法面練積ブロック
102	田中町37号線	田中町	465.2	〃	50	法面擁壁コンクリート
103	田中町1号線	田中町	3,779.3	〃	460	法面練積ブロック
104	田中町24号線	田中町	507.4	〃	100	法面練積ブロック
105	田中町18号線	田中町	632.9	〃	100	法面練積ブロック

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
106	田中町13号線	中里町船石町	(m) 730.2	法面崩壊	(m) 30	法面腹付コンクリート
107	田中町矢上町2号線	田中町～矢上町	629.9	〃	100	法面練積ブロック
108	平間町4号線	平間町	441.8	〃	60	法面練積ブロック
109	矢上町現川町線	矢上町～現川町	4,367.1	〃	445	法面練積ブロック
110	現川町線	現川町	1,223.8	〃	50	法面腹付コンクリート
111	現川町3号線	現川町	248.6	〃	50	法面腹付コンクリート
112	平間町線	平間町	1,100.9	〃	200	法面練積ブロック
113	松原町線	松原町	3,928.7	〃	550	法面練積ブロック
114	古賀町線	古賀町	3,536.3	〃	300	法面擁壁コンクリート
115	中里町22号線	中里町	269.2	〃	50	法面擁壁コンクリート
116	中里町17号線	中里町	684.8	〃	100	法面練積ブロック
117	中里町船石町2号線	中里町～船石町	1,828.1	〃	300	法面練積ブロック
118	船石町2号線	船石町	360.0	〃	15	法面練積ブロック
119	船石町3号線	船石町	1,275.4	〃	70	法面練積ブロック
120	船石町4号線	船石町	371.9	〃	30	法面擁壁コンクリート
121	船石町7号線	船石町	964.0	〃	50	法面擁壁コンクリート
122	中里町船石町1号線	中里町～船石町	3,250.9	〃	500	法面練積ブロック
123	田中町中里町線	田中町～中里町	6,353.2	〃	500	法面練積ブロック
124	矢上町東町線	矢上町～東町	1,585.8	〃	50	法面擁壁コンクリート
125	上戸石町船石町線	上戸石町～船石町	4,648.2	〃	500	法面練積ブロック
126	上戸石町1号線	上戸石町	294.1	〃	50	法面練積ブロック

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
127	上戸石町 5 号線	上戸石町	(m) 783.8	法面崩壊	(m) 200	法面擁壁コンクリート
128	戸石町 9 号線	戸石町	609.2	〃	50	法面擁壁コンクリート
129	牧島町11号線	牧島町	556.4	〃	200	法面練積ブロック
130	宿町田中町線	宿町～田中町	1,661.4	〃	100	法面擁壁コンクリート
131	宿町界 3 号線	宿町～界 1 丁目	600.8	〃	100	法面擁壁コンクリート
132	宿町界 4 号線	宿町～界 1 丁目	726.1	〃	100	法面擁壁コンクリート
133	芒塚町宿町線	芒塚町～宿町	2,523.3	〃	100	法面擁壁コンクリート
134	網場町 8 号線	網場町	1,148.6	〃	200	法面擁壁コンクリート
135	芒塚町本河内 1 号線	芒塚町～本河内町	1,851.8	〃	480	法面練積ブロック
136	浜平立山 1 号線	浜平 2 丁目～ 立山 5 丁目	801.5	〃	200	法面腹付コンクリート
137	浜平御船蔵町線	浜平 1 丁目～ 御船蔵町	1,144.4	〃	65	法面腹付コンクリート
138	御船蔵町西坂町 2 号線	御船蔵町～西坂町	498.4	〃	50	法面腹付コンクリート
139	立山 1 号線	立山 5 丁目	606.0	〃	200	法面腹付コンクリート
140	立山 6 号線	立山 4 丁目	262.9	〃	50	法面腹付コンクリート
141	立山 8 号線	立山 3 丁目	621.3	〃	100	法面腹付コンクリート
142	勝山町立山 1 号線	勝山町～ 立山 3 丁目	668.7	暗渠崩壊	100	暗渠腹付コンクリート
143	西山目覚町線	西山 2 丁目～ 目覚町	3,739.2	法面崩壊	85	法面腹付コンクリート
144	立山西山 1 号線	立山 5 丁目～ 西山 1 丁目	372.4	〃	50	法面腹付コンクリート
145	万才町 1 号線	万才町	235.4	〃	20	法面腹付コンクリート
146	江戸町魚の町 1 号線	江戸町～魚の町	635.3	暗渠崩壊	100	暗渠腹付コンクリート
147	浜町伊勢町線	浜町～伊勢町	1,258.0	法面崩壊	30	法面腹付コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
148	伊良林6号線	伊良林2丁目	(m) 336.4	法面崩壊	(m) 50	法面腹付コンクリート
149	中川矢の平1号線	中川1丁目～ 矢の平2丁目	222.1	〃	50	法面腹付コンクリート
150	白木町矢の平線	白木町～ 矢の平2丁目	2,144.0	〃	50	法面腹付コンクリート
151	矢の平14号線	矢の平4丁目～ 矢の平2丁目	502.6	〃	200	法面腹付コンクリート
152	矢の平白木町線	矢の平1丁目～ 白木町	1,722.5	〃	50	法面腹付コンクリート
153	中川鳴滝線	中川2丁目～ 鳴滝3丁目	1,636.0	〃	100	法面腹付コンクリート
154	本河内21号線	本河内1丁目	93.6	〃	15	法面腹付コンクリート
155	本河内22号線	本河内1丁目	302.5	〃	45	法面腹付コンクリート
156	本河内23号線	本河内1丁目	344.8	〃	100	法面腹付コンクリート
157	本河内14号線	本河内2丁目	182.8	〃	50	法面腹付コンクリート
158	本河内3号線	本河内2丁目～ 4丁目	2,510.7	〃	450	法面練積ブロック
159	本河内2号線	本河内1丁目～ 3丁目	1,915.4	〃	495	法面擁壁コンクリート
160	本河内5号線	本河内3丁目	481.2	〃	200	法面腹付コンクリート
161	愛宕鍛冶屋町1号線	愛宕3丁目～ 鍛冶屋町	1,501.2	〃	200	法面腹付コンクリート
162	鍛冶屋町愛宕1号線	鍛冶屋町～ 愛宕1丁目	867.1	〃	100	法面腹付コンクリート
163	愛宕37号線	愛宕1丁目	135.6	〃	50	法面腹付コンクリート
164	愛宕高平町1号線	愛宕1丁目～ 高平町	424.3	〃	50	法面擁壁コンクリート
165	愛宕高平町2号線	愛宕1丁目～ 高平町	610.9	〃	50	法面腹付コンクリート
166	愛宕27号線	愛宕1丁目	152.6	〃	50	法面腹付コンクリート
167	愛宕17号線	愛宕2丁目	81.5	〃	50	法面腹付コンクリート
168	愛宕31号線	愛宕2丁目～ 愛宕2丁目	496.7	〃	100	法面腹付コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
169	愛宕18号線	愛宕2丁目～ 愛宕1丁目	(m) 345.0	法面崩壊	(m) 50	法面腹付コンクリート
170	愛宕10号線	愛宕4丁目	200.4	〃	50	法面擁壁コンクリート
171	愛宕21号線	愛宕3丁目～ 愛宕1丁目	340.7	〃	100	法面腹付コンクリート
172	愛宕5号線	愛宕3丁目～ 愛宕4丁目	337.0	〃	25	法面擁壁コンクリート
173	白木町3号線	白木町	295.1	〃	100	法面腹付コンクリート
174	田手原町5号線	田手原町	717.5	〃	100	法面擁壁コンクリート
175	田手原町4号線	田手原町	186.4	〃	50	法面擁壁コンクリート
176	田手原町6号線	田手原町	646.3	〃	50	法面練積ブロック
177	愛宕飯香浦町線	愛宕3丁目～ 飯香浦町	8,787.7	〃	540	法面擁壁コンクリート
178	田手原町本河内町線	田手原町～ 本河内町	1,769.0	〃	300	法面腹付コンクリート
179	本石灰町1号線	本石灰町～ 東立神町	165.8	暗渠崩壊	150	法面腹付コンクリート
180	西小島館内町1号線	西小島1丁目～ 館内町	463.1	法面崩壊	50	法面腹付コンクリート
181	西小島稲田町2号線	西小島2丁目～ 稲田町	345.4	〃	100	法面腹付コンクリート
182	稲田町6号線	稲田町	222.8	〃	50	法面腹付コンクリート
183	本石灰町高丘線	本石灰町～ 高丘2丁目	1,368.7	暗渠崩壊	180	法面腹付コンクリート
184	中小島8号線	中小島1丁目	98.6	法面崩壊	20	法面擁壁コンクリート
185	中小島丸山町1号線	中小島2丁目～ 丸山町	730.0	〃	50	法面擁壁コンクリート
186	上小島14号線	上小島2丁目	161.0	〃	30	法面練積ブロック
187	上小島17号線	上小島3丁目	228.1	〃	50	法面練積ブロック
188	上小島37号線	上小島5丁目～ 上小島3丁目	552.5	〃	50	法面擁壁コンクリート
189	大浦下町1号線	大浦町～下町	532.0	〃	100	法面コンクリート吹付

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
190	南山手町1号線	南山手町	(m) 1,249.1	法面崩壊	(m) 200	法面腹付コンクリート
191	上田町東琴平1号線	上田町～ 東琴平1丁目	769.1	〃	100	法面腹付コンクリート
192	東琴平4号線	東琴平1丁目	86.0	〃	50	法面腹付コンクリート
193	大浦町田上町線	大浦町～田上町	3,982.9	〃	200	法面練積ブロック
194	川上町出雲線	川上町～ 出雲3丁目	1,102.3	〃	200	法面コンクリート吹付
195	出雲5号線	出雲1丁目	72.6	〃	50	法面腹付コンクリート
196	川上町5号線	川上町	511.1	〃	100	法面腹付コンクリート
197	椎の木町南町線	椎の木町～南町	213.1	〃	50	法面腹付コンクリート
198	椎の木町八景町1号線	椎の木町～八景町	632.8	〃	100	法面擁壁コンクリート
199	椎の木町星取1号線	椎の木町～ 星取1丁目	790.0	〃	300	法面練積ブロック
200	上小島南ヶ丘町1号線	上小島5丁目～ 南ヶ丘町	484.5	〃	50	法面擁壁コンクリート
201	田上線	田上3丁目～ 4丁目	2,300.0	〃	200	法面擁壁コンクリート
202	田上5号線	田上1丁目	384.5	〃	100	法面擁壁コンクリート
203	茂木町1号線	茂木町	597.7	〃	200	法面練積ブロック
204	茂木町2号線	茂木町	1,193.7	〃	100	法面練積ブロック
205	北浦町三景台町線	北浦町～三景台町	4,278.7	〃	490	法面練積ブロック
206	田上北浦町線	田上1丁目～ 北浦町	1,924.2	〃	200	法面擁壁コンクリート
207	茂木町田上1号線	茂木町～ 田上1丁目	2,261.7	〃	300	法面練積ブロック
208	茂木町3号線	茂木町	773.9	〃	200	法面擁壁コンクリート
209	茂木町4号線	茂木町	1,297.5	〃	360	法面練積ブロック
210	茂木町38号線	茂木町	1,665.8	〃	80	法面擁壁コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
211	茂木町84号線	茂木町	(m) 1,533.1	法面崩壊	(m) 80	法面擁壁コンクリート
212	北浦町1号線	北浦町	770.5	〃	40	法面擁壁コンクリート
213	太田尾町2号線	太田尾町	1,351.2	〃	190	法面腹付コンクリート
214	太田尾町1号線	太田尾町	1,117.9	〃	100	法面練積ブロック
215	飯香浦町2号線	飯香浦町	757.1	〃	280	法面腹付コンクリート
216	飯香浦町6号線	飯香浦町	445.5	〃	175	法面擁壁コンクリート
217	宮摺町線	宮摺町	897.8	〃	300	法面擁壁コンクリート
218	宮摺町2号線	宮摺町	140.0	〃	20	法面腹付コンクリート
219	大崎町線	大崎町	969.0	〃	100	法面練積ブロック
220	千々町大崎町線	千々町～大崎町	2,072.6	〃	500	法面擁壁コンクリート
221	西琴平町3号線	西琴平町	88.6	〃	20	法面腹付コンクリート
222	小菅町1号線	小菅町	89.0	〃	20	法面腹付コンクリート
223	小菅町戸町1号線	小菅町～ 戸町2丁目	1,135.0	〃	100	法面腹付コンクリート
224	古河町上戸町線	古河町～ 上戸町1丁目	1,770.1	〃	80	法面コンクリート吹付
225	戸町31号線	戸町3丁目	423.9	〃	100	法面擁壁コンクリート
226	上戸町6号線	上戸町1丁目	395.5	〃	170	法面擁壁コンクリート
227	上戸町宮摺町線	上戸町4丁目～ 宮摺町	5,809.7	〃	500	法面張コンクリート
228	新戸町大山町線	新戸町3丁目	3,137.1	〃	400	法面練積ブロック
229	新戸町小ヶ倉町1号線	新戸町3丁目	382.4	〃	50	法面擁壁コンクリート
230	小ヶ倉町13号線	小ヶ倉町1丁目～ 小ヶ倉町2丁目	1,153.2	〃	230	法面腹付コンクリート
231	新小が倉小ヶ倉町 1号線	新小が倉2丁目～ 小ヶ倉町2丁目	1,223.9	〃	50	法面擁壁コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
232	小ヶ倉町33号線	小ヶ倉町2丁目	(m) 664.8	法面崩壊	(m) 100	法面擁壁コンクリート
233	小ヶ倉町34号線	小ヶ倉町2丁目	351.5	〃	50	法面擁壁コンクリート
234	磯道町三和町1号線	磯道町～三和町	406.1	〃	70	法面練積ブロック
235	大山町三和町線	大山町～三和町	3,375.4	〃	300	法面練積ブロック
236	三和町鹿尾町1号線	三和町～鹿尾町	3,340.1	〃	480	法面擁壁コンクリート
237	草住町1号線	草住町	216.2	〃	100	擁壁法面コンクリート
238	深堀町61号線	深堀町5丁目	202.1	〃	100	法面練石積
239	深堀町75号線	深堀町5丁目	66.1	〃	40	法面練積ブロック
240	深堀町68号線	深堀町5丁目	216.3	〃	50	法面練積ブロック
241	大籠町4号線	大籠町	889.3	〃	300	法面練積ブロック
242	平山町線	平山町	1,172.2	〃	300	法面擁壁コンクリート
243	平山町4号線	平山町	1,311.8	〃	300	法面練積ブロック
244	大浜町14号線	大浜町	885.9	〃	200	法面擁壁コンクリート
245	現川町4号線	現川町	307.0	〃	200	法面練積ブロック
246	弥生町田手原町線	弥生町～田手原町	1,826.7	〃	100	法面擁壁コンクリート
247	鳴見町3号線	鳴見町	355.9	〃	100	法面擁壁コンクリート
248	四杖町4号線	四杖町	287.0	〃	50	法面擁壁コンクリート
249	式見町四杖町1号線	式見町～四杖町	530.3	〃	200	法面擁壁コンクリート
250	牧野町四杖町1号線	牧野町～四杖町	675.4	〃	100	法面擁壁コンクリート
251	柿泊町8号線	柿泊町	666.1	〃	300	法面練積ブロック
252	西町4号線	西町	332.5	〃	50	法面練積ブロック

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
253	清水町 3 号線	清水町	(m) 360.7	法面崩壊	(m) 100	法面擁壁コンクリート
254	岩見町 2 号線	岩見町	114.1	〃	50	法面擁壁コンクリート
255	大手川平町 1 号線	大手 3 丁目～ 川平町	1,034.0	〃	100	法面擁壁コンクリート
256	住吉町 3 号線	住吉町	173.8	〃	50	法面擁壁コンクリート
257	高尾町 5 号線	高尾町	105.4	〃	50	法面腹付コンクリート
258	高尾町 7 号線	高尾町	718.4	〃	100	法面擁壁コンクリート
259	平間町 1 号線	平間町	245.9	〃	100	法面擁壁コンクリート
260	東町 2 号線	東町	1,337.4	〃	300	法面練積ブロック
261	戸石町 1 号線	戸石町	384.2	〃	50	法面擁壁コンクリート
262	戸石町牧島町線	戸石町～牧島町	1,634.0	〃	100	法面練積ブロック
263	かき道65号線	かき道 3 丁目～ かき道 4 丁目	1,536.5	〃	50	法面練積ブロック
264	御船蔵町銭座町 1 号線	御船蔵町～銭座町	488.2	〃	100	法面腹付コンクリート
265	夫婦川町 1 号線	夫婦川町	155.9	〃	50	法面腹付コンクリート
266	愛宕28号線	愛宕 1 丁目	167.9	〃	50	法面擁壁コンクリート
267	田手原町 8 号線	田手原町	185.4	〃	100	法面腹付コンクリート
268	東山町 5 号線	東山町	153.4	〃	50	法面腹付コンクリート
269	高丘10号線	高丘 1 丁目	195.9	〃	50	法面腹付コンクリート
270	上田町出雲 3 号線	上田町～ 出雲 2 丁目	139.5	〃	50	法面腹付コンクリート
271	星取 1 号線	星取 1 丁目	119.4	〃	50	法面腹付コンクリート
272	戸町16号線	戸町 2 丁目	265.3	〃	100	法面腹付コンクリート
273	小ヶ倉町26号線	小ヶ倉町 2 丁目	539.4	〃	100	法面擁壁コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
274	三和町1号線	三和町	(m) 362.5	法面崩壊	(m) 100	法面腹付コンクリート
275	江川町平瀬町線	江川町～平瀬町	684.0	〃	100	法面擁壁コンクリート
276	深堀町10号線	深堀町1丁目	1,240.2	〃	300	法面モルタル吹付
277	三重町1号線	三重町	715.5	〃	100	法面練積ブロック
278	向町10号線	向町	130.4	〃	50	法面腹付コンクリート
279	西北町7号線	西北町	470.2	〃	50	法面擁壁コンクリート
280	三川町川平町1号線	三川町～川平町	1,041.2	〃	50	法面練積ブロック
281	大手川平町1号線	大手3丁目～ 川平町	1,034.0	〃	50	法面腹付コンクリート
282	三原14号線	三原1丁目	444.2	〃	100	法面擁壁コンクリート
283	本河内1号線	本河内町	1,539.8	〃	300	法面練積ブロック
284	矢の平12号線	矢の平1丁目	129.8	〃	50	法面腹付コンクリート
285	愛宕26号線	愛宕2丁目	100.7	〃	30	法面腹付コンクリート
286	西小島1号線	西小島1丁目	89.0	〃	30	法面腹付コンクリート
287	上小島7号線	上小島2丁目	270.8	〃	50	法面腹付コンクリート
288	南町高丘1号線	南町～高丘2丁目	226.6	〃	100	法面擁壁コンクリート
289	館内町1号線	館内町	88.4	〃	20	法面擁壁コンクリート
290	上田町3号線	上田町	127.6	〃	50	法面腹付コンクリート
291	日の出町東山手町 1号線	日の出町～ 東山手町	775.9	〃	100	法面腹付コンクリート
292	相生町4号線	相生町	74.3	〃	50	法面石積
293	戸町41号線	新戸町1丁目～ 戸町3丁目	618.4	〃	50	法面擁壁コンクリート
294	小ヶ倉町20号線	小ヶ倉町2丁目	222.2	〃	50	法面腹付コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
295	平山町竿浦町 1 号線	平山町～竿浦町	(m) 476.8	法面崩壊	(m) 50	法面練積ブロック
296	松原町 2 号線	松原町	1,106.6	〃	150	法面練積ブロック
297	四杖町 3 号線	四杖町	434.3	〃	100	法面練積ブロック
298	四杖町 6 号線	四杖町	398.2	〃	100	法面練積ブロック
299	小浦町 2 号線	小浦町	697.5	〃	30	法面張コンクリート
300	滑石59号線	滑石 3 丁目	286.6	〃	50	法面張コンクリート
301	女の都26号線	女の都 1 丁目	180.6	〃	50	法面張コンクリート
302	昭和女の都 1 号線	昭和～ 女の都 1 丁目	164.7	〃	30	法面張コンクリート
303	三川町川平町 2 号線	三川町～川平町	460.7	〃	100	法面擁壁コンクリート
304	家野町 7 号線	家野町	32.1	〃	15	法面張コンクリート
305	木場町 2 号線	木場町	464.6	〃	50	法面擁壁コンクリート
306	松原町 6 号線	松原町	225.6	〃	50	法面擁壁コンクリート
307	矢の平14号線	矢の平 4 丁目～ 2 丁目	502.6	〃	100	法面練積ブロック
308	小瀬戸町線	小瀬戸町	789.1	〃	30	法面擁壁コンクリート
309	三ツ山町10号線	三ツ山町	971.4	〃	200	法面擁壁コンクリート
310	上野町15号線	上野町	167.5	〃	70	法面擁壁コンクリート
311	高田郷 6 号線	昭和 3 丁目	98.3	〃	90	法面張コンクリート
312	新小が倉小ヶ倉町 1 号線	新小が倉町 1 丁目	1245.7	〃	30	法面張コンクリート
313	三重町檜山町線	三重町～檜山町	1012.4	〃	30	法面張コンクリート
314	向町12号線	向町	233.6	〃	30	法面張コンクリート
315	元町 5 号線	元町	174.0	〃	150	法面張コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
316	船石町中里町 1 号線	中里町	(m) 582.5	法面崩壊	(m) 60	法面腹付コンクリート
317	船石町 8 号線	船石町	551.5	〃	20	法面腹付コンクリート
318	船石町 9 号線	船石町	147.7	〃	20	法面腹付コンクリート
319	滑石61号線	滑石 3 丁目	381.8	〃	30	法面腹付コンクリート
320	園田町 1 号線	園田町	2,994.1	〃	50	法面腹付コンクリート
321	小江原町線	小江原町	1,487.3	〃	80	法面腹付コンクリート
322	小菅町 5 号線	小菅町	337.4	〃	60	法面腹付コンクリート
323	坂本 2 号線	江平 1 丁目	280.0	〃	30	法面腹付コンクリート
324	松原町 8 号線	松原町	265.7	〃	20	法面腹付コンクリート
325	三和町京太郎町 1 号線	三和町	261.9	〃	20	法面腹付コンクリート
326	福田本町 1 号線	福田本町	508.2	〃	60	法面張コンクリート
327	新小が倉 1 号線	新小が倉 1 丁目	382.4	〃	100	法面張コンクリート
328	小ヶ倉町33号線	小ヶ倉町 1 丁目	664.1	〃	50	法面張コンクリート
329	三川町39号線	三川町	65.8	〃	10	法面張コンクリート
330	岩屋町12号線	岩屋町	506.7	〃	100	法面張コンクリート
331	福田本町 2 号線	福田本町	1,412.0	〃	500	法面張コンクリート
332	西山28号線	西山 4 丁目	569.4	〃	100	法面張コンクリート
333	上戸石町 1 号線	上戸石町	294.1	〃	150	法面張コンクリート
334	八つ尾町 1 号線	八つ尾町	467.5	〃	150	法面張コンクリート
335	小江町小江原町線	小江町	3,507.6	〃	350	法面張コンクリート
336	小江原町春木町線	立岩町	4,150.6	〃	70	法面張コンクリート
337	多以良町17号線	多以良町	1,436.4	〃	50	法面張コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
338	多以良町 3 号線	多以良町	(m) 556.9	法面崩壊	(m) 50	法面張コンクリート
339	三重町線	三重町	1,447.8	〃	100	法面張コンクリート
340	三重町 4 号線	三重町	148	〃	50	法面張コンクリート
341	飯香浦町線	飯香浦町	834.5	〃	250	法面張コンクリート
342	香焼町 4 号線	香焼町	1,163	〃	20	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
343	香焼町18号線	香焼町	988	〃	600	法面擁壁コンクリート
344	香焼町52号線	香焼町	666	〃	20	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
345	伊王島循環線	伊王島町 1 丁目	1,751	〃	100	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
346	永田町 1 号線	永田町	3,563	〃	40	法面練積ブロック
347	伊王島町 1 号線	伊王島町 1 丁目	2,460	〃	50	法面腹付コンクリート
348	伊王島町 3 号線	伊王島町 2 丁目	730	〃	100	法面腹付コンクリート
349	伊王島町 4 号線	伊王島町 1 丁目	660	〃	50	法面腹付コンクリート
350	沖乃島中央線	伊王島町 2 丁目	720	〃	50	法面腹付コンクリート
351	伊王島町 7 号線	伊王島町 1 丁目	630	〃	50	法面腹付コンクリート
352	伊王島町34号線	伊王島町 2 丁目	320	〃	50	法面腹付コンクリート
353	沖乃島循環線	伊王島町 2 丁目	1,170	〃	300	法面擁壁コンクリート
354	伊王島町36号線	伊王島町 2 丁目	290	〃	50	法面擁壁コンクリート
355	伊王島町39号線	伊王島町 2 丁目	180	〃	30	法面腹付コンクリート
356	伊王島町41号線	伊王島町 2 丁目	2,410	〃	80	法面張コンクリート
357	中腹循環線	高島町	1,927	〃	100	法面張コンクリート
358	高島町 8 号線	高島町	197	〃	80	法面張コンクリート
359	高浜本線	以下宿町・高浜町	2981.2	〃	300	法面練積ブロック 法面張コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
360	木場線	高浜町	(m) 1,405	法面崩壊	(m) 30	ロックネット
361	野母町2号線	野母町	1,705	〃	110	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
362	脇岬町1号線	脇岬町	1,890	〃	360	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
363	野母崎樺島町1号線	野母崎樺島町	2,026	〃	70	ロックネット
364	高浜町黒浜町1号線	高浜町～黒浜町	6,173	〃	60	法面練積ブロック
365	野母崎樺島町2号線	野母崎樺島町	1,480	〃	80	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
366	野母町6号線	野母町	2,001	〃	200	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
367	大野牧野線	神浦向町～ 新牧野町	6,573	〃	320	法面練積ブロック
368	上黒崎線	上黒崎町	3,442	〃	260	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
369	東出津町 新牧野町1号線	東出津町～ 新牧野町	6,563	〃	230	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
370	神浦下道德町 神浦口福町1号線	神浦下道德町～ 神浦口福町	2,619	〃	420	法面練積ブロック
371	上出津線	西出津町～ 下大野町	4,270	〃	70	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
372	松本1号線	下黒崎町	936	〃	70	法面練積ブロック
373	下大野町 新牧野町1号線	下大野町～ 新牧野町	4,384	〃	80	法面モルタル吹付
374	出津線	西出津町～ 東出津町	836	〃	60	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
375	蚊焼町川原町1号線	蚊焼町～川原町	3,247	〃	40	法面練積ブロック
376	蚊焼町3号線	蚊焼町	1,292	〃	70	法面練積ブロック
377	川原町4号線	川原町	911	〃	40	ロックネット
378	藤田尾町1号線	藤田尾町	1,118	〃	100	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
379	川原町宮崎町1号線	川原町～宮崎町	1,134	〃	140	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
380	琴海大平町 琴海尾戸町1号線	琴海大平町～ 琴海尾戸町	5,895	〃	60	法面練積ブロック
381	琴海尾戸町16号線	琴海尾戸町	1,840	〃	60	法面練積ブロック

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
382	江保崎線	琴海村松町～西海町	(m) 1,224	法面崩壊	(m) 20	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
383	琴海戸根町1号線	琴海戸根町	1,364	〃	310	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
384	大子岳線	琴海形上町	6,289	〃	250	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
385	西海町62号線	西海町	1,381	〃	100	法面練積ブロック ロックネット
386	ダイヤント礪道町1号線	ダイヤント1丁目～礪道町	2,571	〃	30	法面擁壁コンクリート
387	太田尾町潮見町1号線	太田尾町～潮見町	655	〃	50	法面擁壁コンクリート
388	大浜町25号線	大浜町	574	〃	50	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
389	大浜飽の浦町線	入船町	2,245.8	〃	150	法面腹付コンクリート
390	末石町8号線	末石町	352.4	〃	40	法面腹付コンクリート
391	清水町1号線	清水町	192.7	〃	20	法面腹付コンクリート
392	旭町4号線	旭町	402.4	〃	25	法面腹付コンクリート
393	川原町32号線	川原町	2,717.9	〃	530	ロックネット
394	宮崎町川原町2号線	川原町	2,466.1	〃	50	ロックネット
395	為石町14号線	為石町	2,610.2	〃	40	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
396	藤田尾町1号線	藤田尾町	1,107.0	〃	30	落石防護柵
397	蚊焼町3号線	蚊焼町	1,291.0	〃	120	法面練積ブロック
398	蚊焼町6号線	蚊焼町	2,107.9	〃	190	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
399	長浦町19号線	長浦町	1,218.8	〃	450	法面腹付コンクリート
400	長浦町20号線	長浦町	1,057.0	〃	400	法面腹付コンクリート
401	神浦上大中尾町 神浦下大中尾町1号線	下大中尾町	960.1	〃	150	法面腹付コンクリート
402	琴海大平町6号線	琴海大平町	1,328.0	〃	100	法面擁壁コンクリート
403	琴海村松町26号線	琴海村松町	411.4	〃	50	法面擁壁コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
404	琴海尾戸町 2 6 号線	琴海尾戸町	(m) 942.0	法面崩壊	(m) 100	法面擁壁コンクリート
405	香焼町 1 6 号線	香焼町	103.7	〃	70	法面擁壁コンクリート
406	香焼町 1 3 号線	香焼町	1,002.5	〃	150	法面擁壁コンクリート
407	木場町 1 号線	木場町	261.5	〃	80	法面擁壁コンクリート
408	大浜町立岩町線	大浜町・立岩町	1,654.0	〃	1,200	ロックネット
409	木場町 4 号線	木場町	349.1	〃	150	法面擁壁コンクリート
410	大手 3 4 号線	大手 2 丁目	560.0	〃	200	ロックネット
411	葉山エミネント 葉山町 1 号線	葉山 2 丁目	827.8	〃	50	法面擁壁コンクリート
412	戸町 2 5 号線	戸町 3 丁目	292.0	〃	50	法面擁壁コンクリート
413	香焼町 2 号線	香焼町	505.6	〃	100	法面擁壁コンクリート
414	琴海戸根町 4 0 号線	琴海戸根町	353.2	〃	200	法面擁壁コンクリート
415	東出津町 3 号線	東出津町	1,351.0	〃	500	法面擁壁コンクリート
416	琴海大平町 1 号線	琴海大平町	2,502.3	〃	500	法面擁壁コンクリート
417	香焼町 3 号線	香焼町	1,156.0	〃	330	法面擁壁コンクリート
418	宮崎町 3 0 号線	宮崎町	2,394.4	〃	140	ロックネット 法面練積ブロック
419	下黒崎町新牧野町 1号線	下黒崎町	4,185.4	法面崩壊	200	法面擁壁コンクリート
420	蚊焼町9号線	蚊焼町	362.2	〃	50	法面擁壁コンクリート
421	為石町15号線	為石町	1,144.5	〃	50	ロックネット 法面練積ブロック
422	南越町3号線	南越町	2,020.5	〃	500	法面練積ブロック 法面張コンクリート
423	中腹循環線	高島町	1,938.3	〃	20	現場打法枠工
424	脇岬35号線	脇岬町	139.8	〃	30	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
425	上黒崎線	上黒崎町	3,445.5	〃	100	法面擁壁コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	路線延長	予 想 災 害		対 応 策
				種 別	延 長	
426	東出津町新牧野町1号線	新牧野町	6,574.4	〃	70	法面擁壁コンクリート
427	宮崎町50号線	宮崎町	1,274.84	〃	15	法面張コンクリート
428	川原町32号線	川原町	2,717.2	〃	40	ロックネット
429	蚊焼町5号線	蚊焼町	372.2	〃	50	ロックネット 法面コンクリート吹付
430	琴海戸根町1号線	琴海戸根町	1,363.2	〃	50	ロックネット
431	古賀町線	古賀町	3,470.1	〃	250	法面擁壁コンクリート 落石防護柵
432	新戸町大山町線	大山町	3,136.09	〃	20	法面練積ブロック
433	南越町脇岬町1号線	南越町～脇岬町	1,714.7	〃	300	法面練積ブロック 法面張コンクリート
434	以下宿町4号線	以下宿町	1,253.46	〃	100	法面練積ブロック 法面張コンクリート
435	三ツ山町2号線	三ツ山町	1,009.0	〃	200	ストーンガード
436	中里町船石町1号線	船石町	3,250.9	〃	210	法面練積ブロック 法面張コンクリート
437	西町1号線	西町	320.6	〃	70	法面練積ブロック
438	平間町松原町1号線	平間町	1227.8	〃	60	法面練積ブロック 法面張コンクリート
437	高浜町2号線	高浜町	745.0	〃	40	法面張コンクリート
438	江川町平瀬町線	江川町	681.4	〃	40	法面張コンクリート
439	松原町5号線	松原町	212.0	法面崩壊	15	法面練積ブロック
440	戸石町12号線	戸石町	347.7	暗渠崩壊	160	ボックスカルバート
441	丸山町桜木町線	東小島町	1683.9	法面崩壊	50	法面擁壁コンクリート
442	戸石町かき道1号線	戸石町	787.8	法面崩壊	70	法面擁壁コンクリート 法面コンクリート吹付
443	牧島町12号線	牧島町	601.3	法面崩壊	50	法面擁壁コンクリート
444	新牧野町神浦向町1号線	下大野町～新牧野町	330.4	法面崩壊	30	法面練積ブロック 法面擁壁コンクリート
445	三重田町1号線	三重田町	960.5	法面崩壊	150	法面練積ブロック
446	新牧野町1号線	新牧野町	1799.8	法面崩壊	150	法面練積ブロック 法面擁壁コンクリート

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

(3) 農林業施設危険予想箇所

(水産農林部・各総合事務所)

番 号	路 線 名	区 域	延 長 (m)	予想災害	対 応 策
1	林道加勢首線	三川町～現川町	L = 4,800	法面崩壊 溢水決壊	法面保護工事 排水施設工事
2	〃 現川線	現川町	L = 1,823	〃	〃
3	〃 唐八景線	上戸町～宮摺町	L = 5,100	〃	〃
4	〃 宮摺線	宮摺町	L = 3,848	〃	〃
5	〃 大崎線	鹿尾町～大崎町	L = 13,659	〃	〃
6	〃 普賢岳線	東町～船石町	L = 3,587	〃	〃
7	〃 小ヶ倉線	宮摺町	L = 644	〃	〃
8	〃 大山線	大山町～宮摺町	L = 4,202	〃	〃
9	〃 木下線	滑石町	L = 240	〃	〃
10	〃 堤平線	小江原町	L = 780	〃	〃
11	〃 小江線	小江原町～小浦町	L = 3,100	〃	〃
12	〃 上浦線	上浦町	L = 1,440	〃	〃
13	〃 小次郎線	現川町	L = 2,296	〃	〃
14	〃 朝古場線	松原町	L = 373	〃	〃
15	〃 新戸町線	新戸町	L = 680	〃	〃
16	〃 船石岳線	船石町	L = 1,884	〃	〃
17	〃 西彼杵半島線	松崎町	L = 15,488	〃	〃
18	〃 権現線	船石町～中里町	L = 3,553	〃	〃
19	〃 小江原線	小江原町	L = 1,000	〃	〃
20	〃 日見金比羅線	春日町	L = 920	〃	〃
21	〃 内藪線	大崎町	L = 2,844	〃	〃
22	作業道平木場線	中里町	L = 3,710	〃	〃
23	林業専用道 神浦江川線	神浦上大中尾町 ～神浦北大中尾町	L = 3,400	〃	〃
24	作業道 三川線	現川町	L = 1,100	〃	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	延 長 (m)	予想災害	対 応 策
25	作業道見崎線	見崎町	L = 1,225	法面崩壊 溢水決壊	法面保護工事 排水施設工事
26	〃 間の瀬線	平間町	L = 1,780	〃	〃
27	〃 畦別当線	畦別当町	L = 1,500	〃	〃
28	〃 中尾線	田中町	L = 2,984	〃	〃
29	〃 谷間の神線	現川町	L = 2,283	〃	〃
30	〃 一口川線	現川町	L = 2,767	〃	〃
31	〃 山郷線	現川町～平間町	L = 4,175	〃	〃
32	〃 鬼木線	小江原町～上浦町	L = 3,695	〃	〃
33	〃 峰間線	田中町	L = 1,850	〃	〃
34	〃 六枚板線	三ツ山町～現川町	L = 2,132	〃	〃
35	〃 田川内線	田中町	L = 1,267	〃	〃
36	〃 芒塚線	芒塚町～潮見町	L = 3,688	〃	〃
37	〃 峠線	上戸町	L = 759	〃	〃
38	〃 岩屋線	小江原町	L = 543	〃	〃
39	〃 金比羅線	潮見町	L = 327	〃	〃
40	〃 井手峰線	平間町～現川町	L = 1,148	〃	〃
41	〃 薩摩城線	現川町	L = 687	〃	〃
42	〃 彦曾線	上戸町4丁目	L = 643	〃	〃
43	〃 大崎線	大崎町	L = 2,830	〃	〃
44	農道中尾線	田中町	L = 1,417	〃	〃
45	農道木場線	木場町～田中町	L = 4,525	〃	〃
46	〃 現川中尾線	現川町～田中町	L = 1,721	〃	〃
47	〃 三重線	三重町	L = 1,656	〃	〃
48	〃 千々上線	千々町	L = 880	〃	〃
49	〃 柁ノ木線	田中町	L = 833	〃	〃
50	農道小八郎線	千々町	L = 2,731	法面崩壊 溢水決壊	法面保護工事 排水施設工事
51	〃 立神線	木鉢町	L = 905	〃	〃

2 地すべり、山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

番 号	路 線 名	区 域	延 長 (m)	予想災害	対 応 策
52	林道 松本線	下黒崎町～永田町	L = 727	〃	〃
53	〃 大牧線	新牧野町	L = 5,627	〃	〃
54	〃 浦山線	神浦下大中尾町	L = 2,333	〃	〃
55	〃 土佐賀山線	上黒崎町	L = 2,544	〃	〃
56	〃 野母崎線	脇岬町	L = 806	〃	〃
57	〃 風明線	琴海村松町	L = 1,486	〃	〃
58	〃 名切線	長浦町	L = 1,225	〃	〃
59	農道飯香浦上線	飯香浦町	L = 938	〃	〃
60	〃 三重西部線	三京町～三重町	L = 2,458	〃	〃
61	〃 小田平線	西出津町～赤首町	L = 1,248	〃	〃
62	〃 牧島線	牧島町	L = 1,081	〃	〃
63	〃 川内炭床線	川内町	L = 721	〃	〃
64	〃 大石線	琴海戸根町 ～琴海村松町	L = 2,274	〃	〃
65	〃 大崎向線	大崎町	L = 1,411	〃	〃
66	〃 北浦ニゴラベ線	北浦町	L = 834	〃	〃
67	〃 日向線	木場町	L = 178	〃	〃
68	〃 三京白石原線	畝刈町～三京町	L = 2,801	〃	〃

(4) 公園危険予想箇所

(土木部・各総合事務所)

番 号	公 園 名	区 域	延 長 (m)	予想災害	対 応 策
1	矢上団地近隣公園	かき道2丁目	L = 48	法面崩壊	落石防護柵